

博士学位論文（京都大学大学院教育学研究科）

戦後の在日朝鮮人教育行政の展開（1945～55年）
－在日朝鮮人と地方自治体の関係－

松 下 佳 弘

（2018年）

目次

序章	1
第 1 節 研究の課題と方法	1
(1) 課題	1
(2) 分析の視点	3
第 2 節 登場する主な主体	6
(1) 在日朝鮮人	6
(2) 行政機関	10
第 3 節 先行研究	12
(1) 研究動向	12
(2) 問題の所在	16
第 4 節 論文の構成と資料	18
第 I 部 対朝鮮人学校措置の成立・展開	21
第 1 章 朝鮮人教育施設の開設と行政当局の対応	23
はじめに	23
第 1 節 急増する朝鮮人教育施設と占領軍・文部省の動向	25
(1) 1946 年時点における行政の認識	25
(2) 1947 年 4 月の新教育法制の成立と朝鮮人教育	28
第 2 節 京都府内の朝鮮人の教育状況	31
(1) 1947 年時点の朝鮮人教育施設の開設状況	31
(2) 朝鮮人教育施設および京都市立小学校への朝鮮人就学者	35
第 3 節 地方行政による教育施設への関与	37
(1) 広島県軍政部による朝鮮人学校調査の要請	37
(2) 広島県による朝連初等学院の各種学校認可	39
まとめ	41
第 2 章 対朝鮮人学校措置の成立と実施過程	43
はじめに	43
第 1 節 対朝鮮人学校措置の成立と法的枠組み	45
(1) 二通達による学校設置認可と教職適格審査の義務付け	45
(2) 学校教育法第 84 条の運用による認可の義務付け	47

(3) 教職適格審査の枠組み	50
第2節 二通達直後の府県の動向と「5・5覚書」の締結	53
第3節 京都府と朝鮮人団体との「京都覚書」締結	58
(1) 京都府教育部と朝鮮人団体との交渉	59
(2) 「朝鮮人学童生徒の教育に関する覚書」（「京都覚書」）	61
(3) 京都市における朝連経営の朝鮮人学校の状況	63
第4節 「京都覚書」後の京都府・市の措置	66
(1) 教職適格審査の適用	66
(2) 知事による学校設置認可と特別学級の承認	68
まとめ	74
第3章 教育費の公費支出をめぐる攻防	78
はじめに	78
第1節 私立学校の公費支出問題の展開	80
(1) 私立学校認可の進展と教育費問題	80
(2) 「国庫負担請願」の採択（1949年3月～5月）	82
(3) 地方の状況と行政の対応（1949年6月～7月）	86
第2節 教育費問題の「政治的解決」へ	90
(1) 文部委員会による「修正」（1949年8月）	90
(2) 私立学校の自主性と「公の支配」	93
第3節 京都府の特別学級問題のゆくえ	96
(1) 京都府教委による「京都覚書」第六項の削除	96
(2) 京都市教委による陶化小学校内特別学級の閉鎖	99
まとめ	100
第4章 朝鮮人学校閉鎖措置の法的枠組みとその執行	103
はじめに	103
第1節 閉鎖措置の枠組み	105
(1) 概要	105
(2) 法的枠組み	108
第2節 学校に対する法の執行	113
(1) 学校設置者、所有者に関する調査	113

(2) 「二政令適用校」	115
(3) 「第 13 条適用校」	118
(4) 学校教育法第 13 条をめぐる「疑義」	126
第 3 節 教職適格審査の「再審査」	130
(1) 「極秘」通達による審査命令	130
(2) 審査結果の意味するもの	133
(3) 不適格判定による追放	136
第 4 節 京都府での閉鎖措置と各種学校 2 校の新たな認可	139
第 5 節 措置後の動向	143
(1) 「学校閉鎖処分の取消請求」の訴訟	143
(2) 私立学校法の制定	144
まとめ	148
第Ⅱ部 公立学校における朝鮮人教育の展開	152
第 5 章 公立朝鮮人学校の成立	158
はじめに	158
第 1 節 公立学校への受け入れをめぐる国の方針と地方の対応	160
(1) 朝鮮人分校の容認と学区をめぐる問題	160
(2) 公立朝鮮人学校・分校の成立状況	164
第 2 節 東京都立朝鮮人学校	165
(1) 朝鮮人学校「都営」の合意	165
(2) 都立学校「移管」	169
(3) 公費支出と講和条約発効による就学義務廃止	172
第 3 節 兵庫県における公立小学校分校	175
(1) 尼崎市立武庫小学校守部分校	176
(2) 副知事・県教委と学校管理組合代表者との覚書	178
(3) 伊丹市、明石市、加古郡高砂町の公立小学校分校	182
(4) 西宮市の分校公立化案の頓挫	184
まとめ	185
第 5 章補論 公立朝鮮人学校分校の諸相	188
はじめに	188

第1節 神奈川県	188
(1) 「接収校舎」使用による市立小学校分校の設立	189
(2) 川崎市立桜本小学校分校	191
第2節 大阪府	193
(1) 公立小中学校への転入学の状況	193
(2) 公立朝鮮人学校設立の動き	195
(3) 大阪市立本庄中学校西今里分校の開設	197
第3節 岡山県	200
(1) 県提示の「公立学校の分校」案	200
(2) 「協定書」の成立	203
(3) 分校の開設	207
(4) 分校閉鎖命令	208
第4節 山口県	212
(1) 下関市立向山小学校大坪分校	212
(2) 本校への「合流」	216
まとめ	218
第6章 愛知県における朝鮮人学校の「完全閉鎖」をめぐる攻防	221
はじめに	221
第1節 県内における学校閉鎖措置	223
(1) 知事による閉鎖命令	223
(2) 「交渉」とその争点	224
(3) 「交渉」の経過①—1949年11月	226
第2節 名古屋市における朝鮮人分校の成立	236
第3節 朝鮮人学校「完全閉鎖」に至るプロセス	241
(1) 「完全閉鎖」に向けた行政の画策	241
(2) 法的枠組み	243
(3) 県の妥協案	246
(4) 「交渉」の経過②—1951年1月	248
(5) 転入と朝鮮人学級の開設	254
まとめ	256

第7章 京都府における公立小学校「朝鮮学級」の成立過程	260
はじめに	260
第1節 京都市立小学校における朝鮮人教育をめぐる攻防	263
(1) 「朝鮮人課外教育」の成立	263
(2) 「朝鮮人クラス」を求める運動	266
第2節 京都市立養正小学校「朝鮮学級」	272
(1) 「朝鮮人のための特別教育実施要綱」の策定	272
(2) 「朝鮮学級」開設の動向	276
(3) 「朝鮮学級」の位置と性格	280
まとめ	284
終章	288
第1節 本論文の要約	288
(1) 対朝鮮人学校措置の成立と展開（第I部）	288
(2) 公立学校における朝鮮人教育の展開（第II部）	290
第2節 「自主性」「公費」「地方自治」の視点からみた在日朝鮮人教育	292
(1) 「自主性」	292
(2) 「公費」	295
(3) 「地方自治」	297
第3節 朝鮮人教育の公共性	299

凡例

- ・資料の引用に際しては、次のような基準にしたがった。
 - ①資料上の年月日等の漢数字は算用数字に改めた。
 - ②引用者による注記・補足は〔 〕示し、中略は〔…〕で示した。
- ・新聞の見出しは「 」で区切った。
- ・引用・参考文献の書誌事項は、原則として初出のみ記載し、再掲以降は著者名と文献名などに限定した。自治体史類の編著者名は省略した。
- ・引用資料中で、「鮮人」などの蔑称として用いられた言葉や、偏見・誤解に満ちた表現なども、歴史資料としてそのまま記載した。また、下線は引用者によるものである。

序章

第 1 節 研究の課題と方法

(1) 課題

本論文では、戦後初期の在日朝鮮人の学校教育を規定してきた行政の展開過程とその特徴を占領軍、日本政府、地方自治体など様々な行政主体の認識や動向に即して明らかにすることを課題とする。その際、地方レベルにおける在日朝鮮人と地方自治体との関係に着目する。

対象時期は、在日朝鮮人が自らの手で教育施設を開設した 1945 年から、公立学校における朝鮮人教育をめぐる行政と朝鮮人団体との交渉がほぼ終了する 1955 年頃までの 10 年余りの時期とする。現在の朝鮮人教育を規定することになる行政の枠組みと在日朝鮮人教育の原型がこの時期に形成されたと考えるからである¹。以上にもとづき、本論の課題を次のように設定する。

第一に、日本政府が朝鮮人学校を規制し、最終的には学校を閉鎖するに至った過程を問い、そこにおける政策と行政の実態を解明する。すなわち、在日朝鮮人の学校教育をめぐる政策の展開過程において、どのような現実的要請の下で、朝鮮人教育への行政措置が成立したかを検証し、そこにみられる特徴を考察する。その際、同時期に進行した教育基本法・学校教育法にもとづく「戦後民主教育」にかかわる法整備との関連、教育諸法との「整合性」、および朝鮮人側の対応の様態、さらには広がり大きいだけに顕在化した複数の行政主体の認識や思惑や対応の違いやズレにも着目する²。これらの作業により、いわば治安対策的対応ともいうべき在日朝鮮人に対する教育行政の特質を描き出す。

1 東京都では、1955 年 3 月に都立朝鮮人学校を学校法人東京朝鮮学園による経営に移管することで長年の交渉が終結した。また、同年 5 月には、在日本朝鮮人総連合会（総連）が結成され、在日朝鮮人を朝鮮民主主義人民共和国の「海外公民」と規定することでこれまでとは異なる独自の朝鮮人教育の路線を歩み始める。

2 1949 年の学校閉鎖措置を例にとるなら、国レベルでは法務府特別審査局、同民事局、文部省管理局、および国家地方警察本部が、地方レベルでは都道府県知事、総務部等の担当当局と自治体警察である。さらに背後では、府県軍政部との窓口である連絡調整地方事務局の関与も見られた。

第二に、日本政府が在日朝鮮人の公立学校への転校を命じた過程を問い、朝鮮人学校閉鎖措置後の行政のあり方と公立学校における朝鮮人教育を地方の状況に即して検討する。すなわち、行政措置の展開過程において、どのような問題が生じ、どのような修正が施されたかを検証し、そこにみられる問題を考察する。その際、朝鮮人児童生徒を日本の公立学校に通わせるという事態をめぐる朝鮮人団体、行政・学校それぞれの側のリアリティに迫るために、朝鮮人団体と地方自治体や公立学校との交渉に着目する。これらの作業により、地方自治体が、公立学校における朝鮮人教育に対して確かな方針を持ち得ず、中央政府の動向の追認、現場の判断による暫定的な措置という形で対応した在日朝鮮人教育行政の特質を描き出す。

第三に、朝鮮人教育への公費支出の問題について問い、問題の展開過程を検討する。1949年5月衆議院による「国庫負担請願」の採択は、立法府が行政府に対して、朝鮮人学校教育費について「財政的援助措置を講ずる」ことを求めたものであった。公費支出を認めたことは、立法府が朝鮮人学校の「公の性質」（教育基本法）を認める意味合いをもつものであった。公費支出そのものは、採択内容の事後的な「修正」が図られペンディングされることになるものの、その後、公立朝鮮人学校・分校や民族学級の成立により、公立学校における朝鮮人教育をめぐる論議は継続して展開することになる。在日朝鮮人も日本政府や地方自治体に納税している以上、租税という公費の一部を朝鮮人教育のために使用すべきとの主張の展開過程に着目することにより、朝鮮人教育の「公の性質」をめぐる問題について考察する。

なお、本論文で、在日朝鮮人教育「政策」ではなく、在日朝鮮人教育「行政」という言葉を用いるのは、とりわけ地方レベルに焦点をあてた場合に、政策的な意思決定にかかわるプロセスも、意思決定に作用した要因も多くはブラックボックスであり、中央（占領軍あるいは日本政府）からの通達に従って、朝鮮人学校に対して閉鎖命令などの「行政措置」を執行するという事態が一般的だったからである。占領軍文書などを精査するならば、どのような主体が、どのような国際情勢を受けて、どのような政策判断をくださったのかということを浮かび上がらせることができるかもしれないが、従来の朝鮮人学校史研究でそのような緻密な政策史研究がおこなわれてきたわけではなく、筆者自身もこうした

観点からの論を展開するのに十分な準備があるわけではない。本論文では、朝鮮人教育への公費支出の決定過程や、この決定を覆すようにおこなわれた閉鎖措置の決定過程では政策史的な分析を交えるものの、それ以外の部分は、行政史、それも地方自治体による強制的な執行過程の分析が中心となる。この「行政措置」の執行過程は決して平板なものではなく、紆余曲折に満ちていた。それぞれの地域における在日朝鮮人と地方自治体の関係において、中央の意向をはみ出していく、あるいはその意向をペンディングするような事態が生じていたからである。そこには、戦後日本の民主化の過程で、地方自治のシステムが立憲政治の根幹にかかわるものとして重要視され、对在日朝鮮人行政もこのようなシステムとのかかわりにおいて対応されたという事情が関与している。将来的には、占領軍や日本政府など中央の文書も精査しながら在日朝鮮人政策史研究を描くことが必要であると考えられるものの、本論文で在日朝鮮人行政史を主題として掲げた所以である。

(2) 分析の視点

日本の敗戦直後の時期は、占領政策と新憲法制定により日本の政治や行政の枠組みが大きく転換する一方で、朝鮮人の側においては、失業と貧困という生活状況に加え、法的な処遇も未定とされていた時期であった。こうした状況から、行政措置の展開には、占領軍、日本政府、地方自治体という異なる行政主体が登場し、複雑で多岐にわたる問題が絡み合ってくることになる。そのため、行政措置の展開や教育実態を論じるにあたり、各地で展開する異なる事象に通底する以下の3点を分析の視点とする。

第一は、行政による教育の統制の程度と内容にかかわる、教育の「自主性」という視点である。この時期成立した教育基本法は、教育行政について定めた条項において、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とした。教育が著しく中央集権化され、強度の官僚統制の下にあった戦前の教育制度および教育行政への痛切な反省から、政府等の行政機関からの教育の「自主性」の尊重を規定したものである。一方、朝鮮人教育施設では、「朝鮮人は朝鮮人の手で教育する」として、とりわ

け自主的・自治的な管理運営がなされていた。児童生徒は、朝鮮人のみで構成し、地域の朝鮮人コミュニティの代表者等で構成した学校管理組合が管理運営を担った。教育内容は、国語である朝鮮語、朝鮮の地理・歴史を中心的な教科とし、教員人事については、教員は朝鮮人とし、その資格、採用も独自の基準で決定した。植民地期の被支配の経験からも、「自主性」は、教育施設存立の根幹であったとあってよい。ところが、実際には、日本の行政による諸措置が教育施設の「自主性」を阻害する展開となり、その許容が朝鮮人の側との争点となった。本論では、「自主性」の内実を、教科書、教育課程、教授用語レベルの「教育内容」の次元、教員の資格、採用、構成レベルの「教員人事」の次元、児童生徒の構成、理事会、授業料、学則、校舎建物レベルの「管理運営」の次元に整理したうえで、それぞれの次元において、どのレベルの「自主性」が何を根拠に担保され、あるいは剥奪されたのかを検討する。

第二は、教育費の負担にかかわる問題であり、「公費」という視点である。当時期に成立した日本国憲法は「義務教育は、これを無償とする（第26条）」と規定し、その教育費は、「公費」によって提供されるとした。これについて、三上和夫は、「税によって徴収された費用が、国家機関の意思によって消費されることを意味する」ものとしたうえで、「公費による教育は、他のいかなる費用にもまして特別の安定的性格をもっている」としている³。教育法に基づく教育制度は、「公費」を基礎とすることから、在日朝鮮人の教育に「公費」を支出するか否かが論点となった。実際の局面では、朝鮮人団体が私立朝鮮人学校の教育費の国庫負担を求める運動を進め、行政の側がこれを拒否するという構図が登場することから、公費支出そのものが、双方の争点ともなる。その一方で、公立学校における朝鮮人教育として1950年前後に地方行政が設置した公立朝鮮人学校・分校や民族学級は勿論、それ以前の時期に各地で散見された公立学校校舎や公有地を借用して運営した教育施設も広い意味での「公費」の範疇と考えられ、「公費」の含意は広い。各地で展開する事象を「公費」の視点から分析することにより、朝鮮人教育と日本の教育制度との繋がりを掘り下げることになる。

3 三上和夫『学区制度と学校選択』大月書店、2002年、157頁。ここでは「国家機関の意思」、「特別の安定的性格」という指摘は重要であると考えるが、ここでは立ち入らない。

一方、「公費」と「自主性」は、対立する側面も併せ持つことにも留意したい。日本国憲法は、第 89 条後段で「公の支配」に属しない「教育若しくは博愛の事業」への「公金の支出等の禁止」を定めている。1949 年 12 月の私立学校法成立の以前は、私立学校は「公の支配」に属しない教育事業であるとの判断から、「公費」支出は不可と解釈されることもあった。つまり、公費による教育には、「自主性」が制限を受けてしかるべきというものであり、「援助」を受ければ「統制」ありとするロジックが、「自主性」を求める朝鮮人の要求と緊張関係のもとに打ち出されることになる。

第三は、行政措置の執行過程において、中央と地方の行政主体間に生じた問題を「地方自治」という視点から分析する。第 2 節で確認するように、これまでの研究では、当時期の行政の展開が、占領軍、政府、地方自治体などの諸主体の認識や動向が一体化した様態として描かれがちであった。確かに、実際の展開過程においては、政府機関から都道府県への通達などによって、行政措置の執行を地方行政に一方的に命じるという地方「官治」という側面も顕著であった。その一方で、地方においては、政府による措置の内容をめぐる、地元の朝鮮人団体と頻繁な交渉が行われ、折り合い点が「覚書」として確認され、行政側は「実施要綱」等により対応を余儀なくされるところがあった。これは、必ずしも中央政府の見解や指示に従わず、地域の事情に即した解決や決定を下すなどの地方行政独自の動向とみることができる。新憲法・地方自治法の制定により、中央と地方との関係は、上下関係ではなく、地方のことは地方で決めるという「地方自治」が行政の「本旨」とされた⁴。特に教育行政制度は、「地方分権、一般行政からの独立、民主化（民衆統制）」を原則とした改革がなされ、教育委員会制度の創設により、住民から公選された教育委員の合議によって進めるという、あらたな地方分権の仕組みが制度として成立していた⁵。それだけに中央の指令による行政措置の単なる執行に止まらない実態がつけられること

4 「地方自治」の意味について、日本国憲法は、「地方自治の本旨」（第 92 条）と明示するのみである。ちなみに、文部省発行の『あたらしい憲法のはなし』（1947 年）には、以下の明快な記述がある。「地方が、それぞれじぶんでじぶんのことを治めてゆくのが、いちばんよいのです。なぜならば、地方には、その地方のいろいろな事情があり、その地方に住んでいる人が、いちばんよくこれを知っているからです。じぶんでじぶんのことを自由にやってゆくことを「自治」といいます。それで国の地方ごとに、自治でやらせてゆくことを、「地方自治」というのです。」

5 三上明彦「中央教育行政と地方自治」『講座教育法 6 教育の地方自治』総合労働研究所、1981 年。

になる。先に述べた2つの視点との関連でいえば、「自主性」と「公費」の兼ね合いをめぐる解釈が中央と地方でも、地方ごとにも異なる可能性が存在しえた。本論文では、「覚書」、「実施要綱」などの各地の「地方自治」的な判断や決定に着目し、それを可能とした法の枠組みや運用を「地方自治」という視点から検討する。

第2節 登場する主な主体

本論文に登場する主な主体は、在日朝鮮人と行政機関である。ただし、在日朝鮮人の内部には、在日本朝鮮人連盟（朝連）に連なる人びとと在日本朝鮮居留民団（民団）に連なる人びとという違いが存在する。行政機関の内部にも、占領軍と日本政府という異なる主体が存在し、それぞれの内部に占領軍では府県軍政部、日本政府では都道府県というように、中央—地方という関係が存在する。本論でとりあつかう事象は、在日朝鮮人と行政機関がそれぞれ一枚岩のものとして対立するというよりも、交渉相手内部の亀裂をお互いに利用した側面がある。その複雑な交渉の過程を跡付ける前提として、あらかじめそれぞれの主体について、概略的な説明をしておくことにする。

(1) 在日朝鮮人

本論文が対象とする1945年以降の在日朝鮮人とは、おおよそ以下のような人々をさす。①1910年から45年8月までの植民地期に日本「内地」に生活の道を求めたり、戦時動員などで配置されたりした人々とその家族で、8月以降も日本に居住した朝鮮人、②離散した家族との再会や仕事のため、あるいは朝鮮戦争を避けるためなどの理由により、同年8月以降に朝鮮半島から渡日し、日本で生活が長期化したことで、①の人々と同様の意識や生活様式をもつようになった朝鮮人、である⁶。1980年代後半以降、留学や就労を目的に渡日し、長期間「在日」している韓国人はこの範疇には含めない。

6 外村大の定義に依拠した。外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑蔭書房、2004年。

2017年現在、日本に在住する韓国籍・朝鮮籍の永住者数（「永住者」および「特別永住者」）は、399,599人であるが⁷、この他に日本国籍を取得した人、永住者である親が日本国籍者と結婚したことで日本国籍とされている子なども含めると、在日朝鮮人は100万人前後といわれている⁸。近年、日本社会では、「在日韓国・朝鮮人」、「在日韓国人」、「在日コリアン」などの名称も使われるが、規定が不明確なことから、本論では、歴史的な用語として、在日朝鮮人（文脈上明白な場合は、「朝鮮人」とする）を用いる。また、在日朝鮮人の学校教育については、「(在日)朝鮮人教育」および「(在日)朝鮮人の教育」という用語を用いる。前者は、朝鮮語等の教授など、在日朝鮮人に対する独自の教育内容を含めた意味で、後者は、単に教育対象が在日朝鮮人である教育という意味で使用する（「在日」を省く場合も多い）。朝鮮人側で使われる民族教育という用語は用いない。以下、在日朝鮮人の法的地位、朝鮮人団体の動向、教育機関の状況についての基本的な情報を示しておく。

在日朝鮮人に対する連合国の取り扱いは、1945年11月の、連合国軍最高司令官司令部（GHQ/SCAP、以下、SCAPとする）の「権限」等を定めた「初期の基本指令」が示したように、朝鮮人を「解放人民」と規定する一方で、必要な場合には、「敵国民として処遇してもよい」とした⁹。しかし、占領当初は、朝鮮人は元「日本臣民」であり、朝鮮への帰還や朝鮮半島の動向も不明であったことから、SCAPは、朝鮮人の法的地位を明確にしていなかった。これは、「間接的ではあるが、日本政府が朝鮮人を「日本臣民」として扱うことを認める余地を残した」ともみることができる¹⁰。一方、日本政府は、ポツダム宣言受諾後も講和条約の発効までは、朝鮮など「外地」は日本の主権下にあるとの解釈に立ち、朝鮮人の「独立国民」の地位を保証するのではなく、引き続き日本「臣民」として日本の司法権に服するものとして処遇しようとした。朝鮮人の集団

7 「法務省在留外国人統計」2017年6月末。韓国籍・朝鮮籍の永住者数は、1996年には572,564人で、暫時減少している。日本国籍取得の増加、1985年の国籍法改正により、日本籍者との結婚により生まれた子は日本国籍とされたことなどがその要因である。

8 在日朝鮮人の存在は、日本社会の中で必ずしも可視化しているではなく、かつて「見えない人々」と形容された時代もあった。飯沼二郎『見えない人々 在日朝鮮人』日本基督教団出版局、1973年。

9 「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」「第1部 一般及び政治」「8. 捕虜、連合国人、中立国人、その他の者」『在日朝鮮人管理重要文書 1945-1950』湖北社、1978年。

10 鄭栄桓『朝鮮独立への隘路 在日朝鮮人の解放5年史』法政大学出版局、2013年、28-29頁。

帰還が終了する直前の 1946 年 11 月 20 日、SCAP は、「引揚を拒否してこの国に留ることを選択する朝鮮人は日本に引き続き居住すれば、かれらがすべての適当な地方的の法律及び規則に服さなければならないということを充分承知の上で選択するのである」として、残留する朝鮮人は、日本の国内法に服すべきことを表明した¹¹。これは、朝鮮人を日本の司法権に従わせるという朝鮮人の法的地位について SCAP の決定であり、旧植民地出身者を「法形式上講和までは日本国民」とする日本政府の意向に合致したのもであった。しかし、そうすると、朝鮮人は講和条約発効までは「外国人」でないことになることから、1947 年 5 月 2 日に最後の勅令として公布・施行した「外国人登録令」第 11 条において、朝鮮人は「当分の間、これを外国人とみなす」と規定した。これは、残留した朝鮮人が「日本人」であるという政府の解釈は崩さず、かつ強制退去など「外国人」としての管理を可能とするという恣意的なものであった¹²。この「みなし規定」によって、在日朝鮮人は、占領期において日本国民とされる一方で、外国人としての管理の下に置かれることになった。

朝鮮人の相互扶助的団体として、1945 年 10 月に在日本朝鮮人連盟（朝連）が結成された。同年 8 月の「解放」以降、日本各地で自主的に作られた朝鮮人の集まりを統合したもので、当時の朝鮮人の大半を組織したとされ、朝鮮人教育施設の経営も含め、在日朝鮮人の生活や権利擁護にかかわる様々な活動を展開した。その後、冷戦の展開という国際情勢の中で、将来の朝鮮国家建設など様々な問題をめぐって、左右の対立・分極化を余儀なくされ、朝連と対立する民族団体も結成されていく。1945 年 11 月には、「民主主義」「民族の自主性」を掲げる朝鮮建国促進青年同盟（建青）が結成され、さらに、1946 年 1 月に結成された新朝鮮建設同盟（建同）を中心にして、10 月には朝鮮人の「自治機関」を標榜する在日本朝鮮居留民団（民団）が発足し、朴烈が団長に就いた。一方、1948 年 9 月に朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立されると、朝連はこれを支持し、朝連内の韓徳銖らは朝鮮労働党がつながりを深めた。1949 年 9 月、日本政府は、朝連に「団体等規正令」の適用し、解散させるとともに財産接收並びに

11 「朝鮮人の地位及び取扱に関する総司令部渉外局発表 昭和 21 年 11 月 20 日」『在日朝鮮人管理重要文書集 1945～1950』湖北社、1978 年）。

12 （注 10）『朝鮮独立への隘路 在日朝鮮人の解放 5 年史』85 頁。

主要役員を追放した。朝鮮人の側は、1951年、朝連にかわる在日朝鮮統一民主戦線（民戦）を発足させ、日本共産党民族対策部（民対）と連携をした運動を進めた。その後、朝鮮戦争停戦（1953年7月）、在日朝鮮人を「共和国の海外公民」とする南日外相声明などの東アジアの政治状況の中で、1955年5月、民戦を発展的解消させ、「共和国公民の立場」に立った運動路線への転換を図る在日朝鮮人連合会（総連）が結成された。

朝鮮人団体が経営した児童生徒向けの初等教育施設には、時期によっても異なるが、国語講習所、ハングル学院、初等学院、朝鮮小学校など様々な名称が付され、行政の文書でも朝連学院、朝鮮人学校、朝鮮学校、韓国学校などと多様である。一方、学校教育法では、小学校、中学校という名称は、第一条によ

表序-1 都道府県別朝鮮人学校数（1949年）

学校種別	認可				無認可			学校種別	認可				無認可		
	「小」	「中」	「高」	「各」	初等レベル	中等レベル	その他		「小」	「中」	「高」	「各」	初等レベル	中等レベル	その他
北海道				1				滋賀県					6		5
青森県	「該当なし」							奈良県	「該当なし」						
岩手県							2	京都府	8	2			3		
宮城県					8	1	2	大阪府	22	2			15	2	
秋田県	「該当なし」							兵庫県	23	2			12		3
山形県					3		1	和歌山県	3				3		
福島県							1	岡山県	7	1		1	3	1	
茨城県	7						1	広島県	15				2		
栃木県					4			鳥取県							1
群馬県								島根県					5		
埼玉県	5				1			山口県	24				4	2	
千葉県	6				2			香川県	1						
東京都	15	2	1			2		徳島県	「該当なし」						
神奈川県	11	1						愛媛県					2		
新潟県	2							高知県	「該当なし」						
富山県	2							福岡県	15	1			4	1	1
石川県					1			佐賀県	「該当なし」						
福井県	8						1	長崎県	3				4		
山梨県					1		1	大分県					1		2
長野県					2		2	熊本県	「該当なし」						
静岡県					5	1	1	宮崎県	1				1		
愛知県	27	1			2		1	鹿児島県	「該当なし」						
岐阜県	7				1			合計	217	12	1	2	95	10	25
三重県	5								232				130		

- ・本表は、1949年当時、学校設置認可を受けていた都道府県別の朝鮮人学校数を明らかにするために作成した。
- ・原資料は文部省作成による「一、第一次措置による閉鎖学校（昭和24年10月19日現在）」および「二、第二次措置による閉鎖学校（昭和24年11月4日現在）」である。（「Korean School file」1949、GHQ/SCAP文書、CAS(A)25503。）
- ・原資料で「仮認」とされていたものは「認可」に、「分校」とされた学校も単独校として集計した。
- ・原資料は学校別の一覧表であり、各校ごとに「認可無認可の別」と「学校種別」が示されている。ただ原資料の「認可無認可の別」の欄では「認可」「無認可」とも共通して、「学校種別」を「小」「中」「高」「各」と分類している。したがって原資料の「学校種別」は、必ずしも学校教育法に基づき学校設置認可された「小学校」「中学校」「高等学校」「各種学校」を意味するものとはいえないと思われる。そこで、本表では「認可」の欄には原資料に示された学校種別そのまま分類した。一方、「無認可」の欄には、「小」→「初等レベル」、「中」および「高」→「中等レベル」、「各」→「その他」として分類した。「認可」について、京都府の例に見ると、実際には「各種学校認可」であった5校が原資料では何れも「小」と分類されている。これらの学校が初等レベル学校の「各種学校」であったためと推測する。同様なケースが他にも存在する可能性がある。このことから本表の「認可」欄の「学校種別」は、実際には「各種学校認可」であったものが「小」又は「中」と分類されていたり、反対に「各」と分類されていても実際には「小学校」「中学校」であったりする可能性も否定できない。

る教育施設に限定されている。名称にはそれぞれの主体の意思が反映されていたからであり、何を「学校」とするかは微妙な問題を孕んでいる。本論では、学校教育法による学校設置認可の有無にかかわらず、基本的にはこれらの教育施設を総称して、「朝鮮人学校」とする。ただし、論じる対象や提示する資料との関連で、文脈上、「朝鮮人教育施設」など別の名称を用いることもある。1949年時点における都道府県別の学校数を表序-1に示した。通常、朝鮮人の集住地域に所在したことから、特定の地域に偏在していたことが確認できる。

(2) 行政機関

占領軍

沖縄県を除く日本本土の占領には、間接統治の形式がとられた¹³。これは、司法、行政などのポストを占領軍が握り、日本国民に直接命令を発して統治するのではなく、命令は一括してSCAPが日本政府に発し、政府がその命令を日本の法形式（ポツダム勅令、法律、政令、省令、通牒など）に書き換えて、施行を代行するという方式である。間接統治とはいえ、SCAPの日本政府への権限は絶対的であった。SCAPのスタッフ機能のひとつとして、

教育・宗教などの文化政策を担当したのが民間情報局（Civil Information and Education Section 以下、CIEとする）である。一方、SCAPのライン機能として、全国に8つの「地方軍政部（Military Government Region）」と、その下に府県ごとの「府県軍政チーム（Military Government Team）」（以下、「府県軍政部」）を置き、地方軍政を担った。これらは、日本の法形式として地方に示達されたSCAPの命令、すなわち占領政策の地方での実施状況を監視する役割を担った。

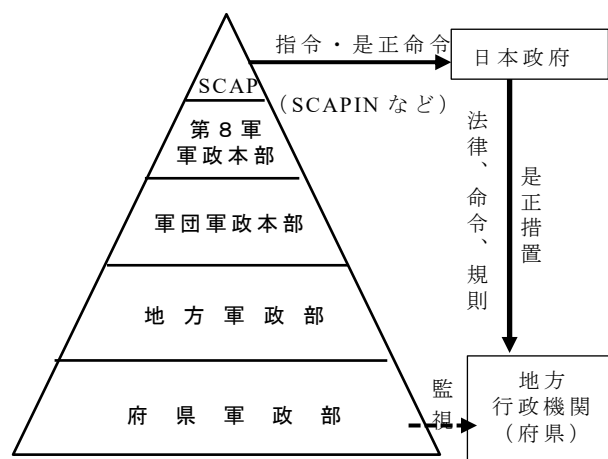


図 序-1 間接統治の仕組み
（竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983年、55頁より引用）

¹³ 占領軍については以下の研究に依拠した。竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983年。同『占領戦後史』岩波書店、2002年。

(図序-1) 府県軍政部が地方行政当局の命令無視やサボタージュを発見した場合は、直接行政当局に是正命令を発するのではなく、上級機関に報告し、SCAPから日本政府に是正命令を出す建前になっていたが、実際には府県軍政部のスタッフが、地方行政当局に直接介入することがしばしばあった。たとえば、京都府では、府軍政部民間教育課長であった E. ケーズや L. グレゴリーが教育行政に絶大な権限を持ち、第 2 章、第 3 章で示すように朝鮮人教育にも大きく作用した¹⁴。

日本政府

朝鮮人の教育問題は文部省が所管し、1949 年末の学校閉鎖措置の際には、法務府特別審査局、同民事局、国家地方警察本部などの法務・警察行政機関も関与した。文部省においては、通常、局長レベルによる通達を都道府県知事宛てに発する形式により、行政措置を執行した。当初は学校教育局（局長日高第四郎）庶務課（課長内藤誉三郎）が、1949 年 5 月末の機構改組以降は、管理局（局長久保田藤麿）庶務課（課長福田繁）が主管課となった¹⁵。

一方、外務省には、占領行政の円滑な運営を図るため SCAP と日本政府との連絡機関として、終戦連絡事務局が設置され、中央事務局のほかに、主に地方軍政部の窓口として、京都、横浜など全国 14 か所に地方事務局が置かれていた。1948 年には名称を連絡調整事務局と変え、講和条約発効の 1952 年まで、占領軍への諸情報の提供、設営、各種便宜の供与、およびその他の連絡事務が職掌とされた。そのため、各地の連絡調整事務局は、地方軍政部や都道府県の朝鮮人学校問題の動向を収集し、「執務月報」などにより外務省などの政府機関に報告した。

地方自治体

大日本帝国憲法下の地方行政機関は、法律「道府県制」等に基づき、内務省の管轄下にあり、知事は中央から派遣された官僚であり、自治体としての行政

14 ケーズ(E.Cades)は、1947 年 10 月から 49 年 1 月京都府軍政部民間教育課長、グレゴリー(L.Gregory)は、ケーズの後任として 49 年 1 月に同民間教育課長に着任した。

15 関係した文部官僚については、第 4 章第 5 節で取り上げる。

組織とはほど遠いものであった。この官治地方制度は、1947年5月3日の日本国憲法と地方自治法の同時施行により廃止となり、新たな地方自治制度の発足により都道府県知事等の首長は公選となり、47年末には内務省も解体された。朝鮮人教育施設は、私立学校の範疇となることから、1947年3月まで効力のあった私立学校令においても、それ以降の学校教育法成立後においても、監督権は知事にあったことから、知事部局の「学務」、「学事」などの部局が担当した。一方、1948年に教育委員会制度の発足により、教育行政全般が都道府県教育委員会の所管となった。そのため、1948年以降の朝鮮人の学校教育については、公立小、中学校への転校問題など公立学校を所管する教育委員会も担当するようになった。ただし、私立朝鮮人学校の認可や適格審査などはこれまでと同様に知事部局の学務、学事が担当した。たとえば、京都府では、朝鮮人学校問題を教育部学務課が、1948年11月以降は新たに発足した京都府教育委員会が所管した。本論第I部に登場する天野利武は、当時期に学務課長から教育部長、さらには初代教育長として朝鮮人教育の行政側の責任者であった。

第3節 先行研究

(1) 研究動向

在日朝鮮人の問題を対象とした歴史研究は、すでに1950年代から始まり、在日朝鮮人の教育に関する歴史研究もその萌芽をみることができる¹⁶。李東準『日本にいる朝鮮の子ども—在日朝鮮人の民族教育—』は、在日朝鮮人の教育についての最初の歴史研究という意味合いを持つ¹⁷。1945年から10年余りの時期

16 朝鮮人の教育問題を訴えるために在日朝鮮人団体が作成した小冊子や機関誌には、朝鮮語教育が必要な理由を、日本帝国主義下での教育がいかに朝鮮人を抑圧してきたかなどの歴史的事象に焦点をあてて書かれたものがある。朝鮮人教育対策委員会『在日朝鮮人教育の実情』1948年、在日朝鮮人学校PTA全国連合会『民族教育の正しい解決はどうあるべきか？—在日朝鮮人教育問題について—』1952年頃、東京都立朝鮮人学校教職員組合『民族の子—朝鮮人学校問題—』1954年11月、『平和と教育』1号(1952.8)～5号(53.9)誌上の諸論文(執筆:林光澈、李東準、李珍珪、李興烈)、第5号特集『在日朝鮮人教育の現状と課題』の諸論文など。

17 李東準『日本にいる朝鮮の子ども—在日朝鮮人の民族教育』春秋社、1956年。著者、李東準(1926年生)について「著者略歴」には、「東京文科大学教育学科専攻、朝鮮師範専門学校長を経て、現在朝鮮大学教務課長、在日朝鮮人総連合中央委員」とあり、「はしがき」では「戦争がおわってから約10年のあいだ、わたしは、朝鮮人学校の教師をつとめた」と記している。なお『都立朝鮮人学校

を論じた章は、「民族教育の始まり」「あらしの時期」「義務教育権をまもるたたかい」などで構成され、朝鮮人教育運動と行政との対抗という歴史叙述の原型をみることができる¹⁸。1950年代前半には、都立朝鮮人学校などの朝鮮人の教育問題が日教組教育研究集会でも取り上げられ、日本人教育研究者が在日朝鮮人教育に関心を寄せる契機となった。この後、1960年代後半、政府による「外国人学校法案」の上程に対し、日本教育学会は、『「在日朝鮮人とその教育」資料集』（外国人学校制度小委員会）を刊行、在日朝鮮人の教育は「日本の国民の形成と切り離せない関連をもつ」として、学会として初めて在日朝鮮人の教育への問題関心を示した¹⁹。

1970年代は、在日朝鮮人に対する問題関心が日本社会に広がった時期であり、GHQや日本政府の戦後の朝鮮人政策等を解明する研究も始まった²⁰。1973年の小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』（以下、『歴史篇』）は、日本植民地期から1960年代に至る時期の朝鮮人教育史を行政や運動側の資料を駆使して通史として描き出したものである。小沢が「同化教育を意図的にすすめた主要な責任者、日本政府の政策史をたどることに力点をかけた」と述べるように、日本政府の朝鮮人への教育政策は、植民地期から戦後も一貫して同化教育であったという認識で一貫し、「政策と運動の対抗」という対立軸を明確にした歴史叙述が特徴的である²¹。この後の研究は、小沢とほぼ同様の分析視角を基本的に踏襲し、「民族教育」と総称する朝鮮人学校の教育とそれを抑圧する行政措置に関心を向け、「民族教育」対「同化教育」という二項対立の歴史叙述がなされたといってよい²²。

要覧（昭和26年11月現在）』には、都立朝鮮人中学校の教職員に「時間講師、李東準」とある。

18 同年（1956年）11月刊行の勝田守一編『岩波小事典 教育』の「朝鮮人の教育」の項目は、1945年以降の朝鮮人学校の動向を詳細に解説したうえで、文末に「〔参考〕、李東準、朝鮮のこどもたち。昭和31.」としている（136頁）。

19 日本教育学会教育制度研究会外国人学校制度小委員会『「在日朝鮮人とその教育」資料集 第1集』1970年8月、同『第2集』1972年8月。作成作業には、小沢有作、須藤敏明、三上明彦があたりと記されている。

20 佐藤勝巳編『在日朝鮮人—その差別と処遇の実態』同成社、1977年。・梶村秀樹『解放後の在日朝鮮人運動』神戸学生青年センター出版部、1980年。・朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房（1989年）など。

21 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房、1973年。小沢有作（1932-2001）東京大学教育学部卒、日本朝鮮研究所所員、67年東京都立大学助手、82年に教授（～96年）。『民族教育論』（1967）、『部落解放教育論』（1982年）。

22 例えば、金慶海『在日朝鮮人民族教育の原点』田畑書店、1979年。朴尚得『在日朝鮮人の民族教育』

1980年代には、朴慶植らにより『朝鮮問題資料叢書 補巻 解放後の在日朝鮮人運動』等の戦後の朝鮮人側資料が刊行され²³、さらに、90年代には、国や府県の行政文書も活用できるようになり、詳細な実証的な研究が進展した。金太基の『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』（1997年）は、膨大なGHQ/SCAP文書を駆使し、対朝鮮人学校行政に中央政府のみならず府県レベルにまで占領軍が深く関与したことを解明した²⁴。また、地方での行政資料・学校資料などの発掘により、府県レベルでの朝鮮人学校の開設や閉鎖について研究もいくつかの府県で進展した²⁵。さらに、2002年刊行の金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』は、朝鮮人団体や学校の資料とインタビューを用いて、制度や政策だけでなく、教科書編纂、カリキュラム、教員養成なども含めた朝鮮人学校の通史である²⁶。

このように研究関心が主に教育政策とそれに対抗した朝鮮人運動に向けられ、二項対立の枠組みにより政府の政策を同化教育として一括りに論じたことは、民族主義的な教育に価値を見出す視点とあいまって、在日朝鮮人の教育を固定的な枠の中にとどめてしまうことになる。実際には圧倒的多数の在日朝鮮人が公立学校での教育を選択、あるいは選択せざるを得なかったという同時代の複雑な経験を捉えきれていない状況を生んできたといつてよい。ただし、こうした研究状況への問題指摘が全くなかったわけではない。中島智子は、「日本政府の同化教育政策とそれに抵抗する民族教育という枠組みでみならず研究が主流であったために、社会史研究や教育学研究の見地から教育的事実や人びとの経験を実証的に検証するという手法はとられにくかった」としたうえで、「政策と運

ありえず書房、1980年。

- 23 朴慶植編『朝鮮問題資料叢書 補巻 解放後の在日朝鮮人運動』アジア問題研究所、1984年。金慶海編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集I』明石書店、1988年。内山一雄・趙博編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集II』明石書店、1998年。朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成戦後編第1巻』不二出版、2000年など。
- 24 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題 SCAPの対在日朝鮮人政策 1945—1952年』勁草書房、1997年。占領軍の関与を論じたものには、以下の論考もある。塚本久美子「占領期の朝鮮人教育政策史」、お茶の水女子大学人間発達研究会『人間発達研究』第23号、2000年。ロバート・リケット「占領下に於ける対在日朝鮮人管理政策形成過程の研究」、和光大学総合文化研究所年報『東西南北 別冊01』、2001年。
- 25 梁永厚『戦後・大阪の朝鮮人運動 1945—1965』未来社、1994年。鮎川護「解放後の茨城における在日朝鮮人教育」『在日朝鮮人史研究』第18号、1988年。上杉幸恵「解放後の山口県における民族教育擁護運動」『橋史学』第4号、1989年。中島智子「解放直後の京都における朝鮮人民族教育 1945～49」『在日朝鮮人史研究』第20号、1990年。今里幸子「神奈川における在日朝鮮人の民族教育—1945～49年を中心に」『在日朝鮮人史研究』第39号、2009年。
- 26 金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社、2002年。

動という図式の狭間で、個々の人びとの経験や生活現実に基づいた研究は行われにくかった」と指摘している²⁷。

こうした問題指摘を踏まえた近年の教育史研究として、マキー智子「在日朝鮮人教育の歴史—戦後日本の外国人政策と公教育—」（北海道大学博士論文、2014年）、および呉永鎬「1950～60年代における朝鮮学校教育史」（一橋大学博士論文、2015年）の研究が注目できる。

マキー智子は、1945年から65年までの時期の在日朝鮮人教育について、表題が示すように日本の外国人政策および「公教育」との関連から論じたものである。公立朝鮮人学校も含めた朝鮮人教育の多様な形態に注目し、その制度的、財政的な基盤を解明したとあってよい。特に在日朝鮮人教育の政策過程を山口県、岡山県、神奈川県などにおける公立朝鮮人学校の成立や公費の支出に着目して詳細に論じ、新たな重要な事実の指摘も多い。ただ、マキーが「公費によって支えられる立場が与えられた」とする公立学校における朝鮮人教育について、「公費」支出をポジティブに評価する視点があらかじめ組み込まれており、「公費」と朝鮮人の「自主性」との微妙な緊張関係について、明確に論じられているわけではない。

また、呉永鎬は、1950年から60年代の時期の朝鮮人学校の教科書、学校沿革史、実践報告、民族団体の政策文書などの朝鮮人側の膨大な資料群を駆使して、カリキュラム、教員養成などトータルな朝鮮人学校の状況を時期ごとに解明している。朝鮮人学校では「共和国国民化」が理念的に目指されていたが、実際には在日朝鮮人が植民地支配によって自らに刻み込まれた社会意識や自己認識を脱するという独特な脱植民地化が展開していたという視点から、その歴史の複雑な過程を描きだした点が注目される。本論が、いわば行政史として在日朝鮮人社会の外部にある主体との交渉関係に着目するのに対して、呉永鎬の研究は、いわば朝鮮人学校の内部に入り込みながら「日常の教育史」を企図している点で本研究とは研究視座を異にするが、本論が対象とする1950年前後の時期を論じた章における運動側の資料を用いた歴史叙述からは、多くの示唆を受けた。

27 中島智子「「在日」が「ニューカマー」だった頃」『ブール学院大学研究紀要』第45号、2005年、142頁。

(2) 問題の所在

以上の研究動向を踏まえ、従来の研究に通底する問題を以下の3点に整理する。

第一は、在日朝鮮人教育の研究において、日本政府による朝鮮人の教育政策は同化教育であったと規定するに留まり、行政措置を正当化する法的な仕組みや措置の執行過程について、具体相の解明がなされてこなかったという問題である。ただし、日本政府の教育政策は、戦後も日本「国民」の育成という軸が貫かれており、その意味合いにおいて同化教育という規定は間違いではない。これにかかわっては、駒込武は、従来の植民地政策史研究において、「同化」という用語を「時期的にも地域的にも不用意に拡張して用いる」ことにより、「各地域における教育政策の特質とその相互関連が把握しにくくなっている」と指摘した²⁸。そのうえで、「同化」という言葉のインフレーションにより、植民地支配の理念も実態も見えにくくなっている」と述べている²⁹。さらに、小川正人は、既往のアイヌ政策史研究において、その特徴を概括したに過ぎない「同化」（臣民化）という用語を「そのまま叙述に繰り返し用いるにとどまって」と指摘したうえで、「必要なのは「同化」政策なるものの内実と実態の解明である」と指摘した³⁰。いずれも、直接に在日朝鮮人の教育史研究を指し示したものではないが、上記の研究状況に対する批判と読むことができる。しかし、こうした問題提起は、小沢の『歴史篇』以降の研究において必ずしも受けとめられてきたとはいえない。

既往の研究は、例えば、朝鮮人学校閉鎖措置の暴力性を強調するとしても、閉鎖を命じた行政措置の内実と実態、および戦後民主教育の諸法制との整合性を図るための方策や法運用についての解明がなされてはいない。行政諸主体間の認識や思惑の相違やズレ、薄弱な法的根拠、弥縫策、乱暴な法執行など、行政措置の内実と実態の解明によってこそ、その暴力性や抑圧性が一層浮き彫り

28 駒込武「植民地教育史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第10号、1991年9月、69頁。

29 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年、12頁。

30 小川正人『近代アイヌ教育史研究』北海道大学出版会、1997年、22頁。

になるはずである。また、認識や思惑の相違やズレは、政府と地方自治体の間にも存在したであろう。通達により一律に命じられた措置が、実際に地方においてどこまで実施されたかという検討も必要である。国が命じた措置が必ずしも地方でそのままなされたわけなく、かなりのズレや地域ごとのばらつきも相当あったことは、近年の研究から解明されてきている。

第二は、在日朝鮮人の教育について、朝鮮人学校における教育を「民族教育」、行政による公立学校の教育を「同化教育」とする二項対立的な枠組みを前提とし、前者にのみ価値を見出すことにより³¹、公立学校における朝鮮人の教育という課題が論じられてこなかったという問題である。公立学校の教育に「国民」の育成という軸が貫かれていたことが作用していたからであるが、こうした枠組みをとることにより、公立学校の課題に留まらず、公立学校に在籍した朝鮮人児童生徒は、その存在が後景に退き、「同化教育」を志向した者として否定的に捉えられざるを得ないという問題も生じてしまうことになる³²。もとより、朝鮮人児童生徒の中に公立学校の教育を選択した者が存在したとしても、それは、必ずしも「民族教育」の意義を否定したというわけではないであろう。また、進学のため上級学校に接続可能な公立学校を選択することは当然の願望であり、否定的に捉えるべきことではない。問題とすべきは、在日朝鮮人の「民族教育」の意義を認めない行政措置や公立学校の内実なのである。

本論では、公立学校の枠組み内に成立した朝鮮人学校、朝鮮人分校、朝鮮人学級について論じる。先行研究では、これらを先の枠組みにより「文部省通達と朝鮮人の要求の妥協の産物」と規定しつつも、一方では「同化教育力の浸透に抗しうる民族教育力を確保しえた」という微妙な意味合いの評価をしており³³、対立的な枠組みのいわば「狭間」の位置においたとみることもできる。これら公立学校における朝鮮人教育の成立は、教育対象は日本人、教授用語は日本語であることを自明としてきた公立学校においてどのような意味を持ったのか検討する。

31 例えば、前掲『在日朝鮮人教育論 歴史篇』（294頁）では、1949年の閉鎖措置外後の公立学校転校の状況を、「在日朝鮮人生徒の80%以上が全面的な同化教育を受けるにいたった」している。

32 これについて、作家高史明は、『歴史篇』の書評において、「この通史が、もっぱら権力者とそれに対抗する運動のみに絞られている」という重要な指摘をしている。（高史明「新しい相互理解の回路ひらく」『朝日ジャーナル』、1974年2月22日）。

33 （注21）『在日朝鮮人教育論 歴史篇』、306頁。

第三は、上記と関連して戦後教育史研究にかかわる問題である。戦後教育改革における「民主化」には、国民主義という枠がはめられていたという問題は、小国喜弘などにより指摘されてきた³⁴。しかし、このような戦後「民主化」にかかわる国民主義的な限界とその問題点の指摘は、総括的なレベルにとどまり、個別具体的な実証のレベルでは必ずしも問題点が掘り下げられてきていないのではないかと思われる。一例をあげるならば、本論第2章で取り上げる教職適格審査については、すでに、阿部彰や山本礼子が地方行政文書や SCAP 文書の精緻な教育史研究により、「教職追放」政策決定から実際の運用にわたる全体像を明らかにしている³⁵。これらの研究に基づき、適格審査には「戦後日本の教育民主化に果たした役割は大きい³⁶」という評価がなされている。しかし、両研究は、審査対象は日本人であるという認識を自明の前提として論じており、1948年後半から朝鮮人学校教職員に適用された適格審査については、研究の視野に入っていない。朝鮮人教職員に対する適格審査の事実それ自体は、文部省の資料にも、朝鮮人学校閉鎖措置に付随して実施されたことが記されているが³⁷、戦後教育史研究の中で、朝鮮人教員に対する審査の枠組みや実際の状況やそれが朝鮮人の抑圧に機能したことについて論じたものは、管見の限りない。戦後の朝鮮人教育に対する行政措置の内実を戦後教育改革の諸法制との関連から検討することは、戦後「民主化」にかかわる国民主義的な限界とその問題点を個別具体的な実証のレベルで掘り下げることになるであろう。

第4節 論文の構成と資料

本論は、第I部、第II部の構成とし、第一の課題すなわち行政措置の成立過程を第I部で、第二の課題すなわち公立学校における朝鮮人教育を第II部で、第三の課題すなわち公費支出の問題は第I部、第II部を通して論じる。前者が、朝鮮人学校の閉鎖に至る1949年10月までの過程、後者が、それ以降の公立学

34 小国喜弘『戦後教育のなかの〈国民〉』吉川弘文堂、2007年、27-36頁。

35 阿部彰『戦後地方教育制度設立過程の研究』風間書房、1983年。山本礼子『米国対日占領下における「教職追放」と教職適格審査』学術出版会、2007年。

36 高橋寛人「教職員適格審査」『現代教育史事典』東京書籍、2001年、193頁。

37 文部省人事課適格審査室編『教職員の適格審査に関する記録』1952年7月（国立教育政策研究所教育図書館『戦後教育資料』所収）、13頁および27頁。

校転校措置から公立学校における朝鮮人教育成立に至る過程に相当する。

第Ⅰ部は、時系列による4つの時期区分により構成し、各時期における中央の行政主体（占領軍、日本政府）の認識や行政措置を分析し、併せて京都府における動向を論じる。京都府には朝鮮人教育施設が多数所在し、府および京都市の教育行政において、朝鮮人児童生徒に対する施策が継続しており、中央の動向と対比して論じるに相当であると考えられるからである。

第Ⅱ部では、地方ごとの事例で構成し、東京都、兵庫県等7都府県が開設した公立朝鮮人学校・分校の成立過程、愛知県（小坂井町）における公立学校「集団入学」をめぐる行政と朝鮮人との1年余の交渉経緯、および京都府において京都市教委が市立小学校に開設した「朝鮮学級」の成立過程を検討する。東京都は旧朝鮮人学校の「積極的存続」を掲げた都立の独立校とし、兵庫県は分校設置の明確な基準を定めるなど、地方行政独自の動向が顕著であったことから、2都県を中心に論じ、他の府県については補論とする。これら都府県レベルの事例に加えて、小坂井町（愛知県）、京都市という町・市レベルの事例も検討する。行政と朝鮮人の側の交渉は、府県のレベルに留まらず地元教育施設の存続と市立、町立学校への転校をめぐる市町レベルでもなされ、小坂井町の実例のように同一県内でも異なる展開も見られるからである。また、京都市の「朝鮮学級」成立は、第Ⅰ部の時期に続くものであり、Ⅰ部、Ⅱ部をつなぐことで、当時期の京都府の朝鮮人教育を通史的に論じることになる。

当時期は、文部省、法務府などの政府機関が、都道府県等の地方行政に対して、朝鮮人教育への行政措置とその執行の指示、命令、報告を求める文書を、一方、都道府県は、政府機関に対して指示・命令事項の報告や確認を求める文書を発した。これらの文書群は在日朝鮮人の教育行政の展開過程の解明に重要な資料となる。ただし、すでに60年以上前の措置であり、これらの行政文書類には、「極秘」とされたものもあり、必ずしも保存されているわけではなく、残されていたとしてもまとめられているわけではない³⁸。一方、政府機関の命令

38 政府機関の文書として、例外的にまとまった記録としては、『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（『外交記録公開文書Ⅰ-0043』外務省外交史料館所蔵）がある。占領軍の地方軍政部・府県軍政部と都道府県との連絡調整にあっていた各府県の連絡調整地方事務局が作成した外務大臣宛の朝鮮人学校関係の報告書等の綴りあり、学校の現況や朝鮮人団体と自治体との交渉状況などを伝えている。

や指示のもとに、朝鮮人学校閉鎖や公立学校への転校措置にあたった都道府県の学務（学事）課や1947年発足の都道府県教育委員会では、政府機関の指示文書、報告文書、執行の記録等を「朝鮮人学校関係一件」等の簿冊名により所管していたと考えられる。本研究では、関西地方の自治体を中心に、合計11府県で行文書公開請求等の手続きも含めて、関係文書簿冊類の所在の有無を調査、うち5県で関連文書簿冊の複写を入手した。この中には、政府機関が発したものの存在が知られていなかった極秘扱いの文書類や公立学校への転校をめぐる交渉記録なども含まれ、本論の有効な資料となった。これらについては表序-2に示した。ただし、これら行政文書は、もっぱら朝鮮人教育を規制・抑圧した側が作成した資料であることから、朝鮮人の側の資料と照合するなど批判的に読み解き、解釈するための視点を示すことに努めた。

表序-2 本論文で使用した都道府県・教育委員会の朝鮮人学校措置に関する行政文書類

府県名	簿冊文書名	作成部課	年度	内容等	頁数	所蔵場所
愛知県	『昭和24年度以降 朝鮮人学校に関する綴 教育課』	愛知県教育委員会東三河教育事務所	1948-52	愛知県宝飯郡内の朝鮮人学校に対する宝飯事務所による行政措置に関わる綴。大半が小坂井町所在の第六朝連小学校とその在籍児童の公立小中学校への転校問題に関わる内容であり、文部省や愛知県の通牒、行政担当者の打合せ会の記録やメモ、復命書、朝鮮人学校関係者との交渉記録、朝鮮人児童生徒の小中学校受け入れ状況報告	257	愛知県公文書館原文書N406(検索可能)
岡山県*	『昭和24～年度 各種学校(朝鮮人学校)私立学校令(2冊の1) 総務学事課』	県教育委員会/県庁学事課	1948-51	1949年以降の岡山県内朝鮮人学校の認可、閉鎖、公立分校移管等に係る綴。朝鮮人学校教育費の政府負担、朝連学校管理組合認可関係、学校閉鎖措置、公立分校移管に関わる交渉記録、朝鮮人団体ビラ、協定書、「県教委分校問題白書」等。(但し、一部黒塗り開示)	総数不詳	県庁総務部総務学事課(永年)
広島県*	①『私立学校/朝鮮人学校S23-24 総務課』 ②『朝鮮人学校閉鎖による児童生徒受入一件 学事課』	①県庁学事課 ②県教育委員会		①広島県学事課所蔵(2014年1月、開示)『朝鮮人入学校一件』及び『朝鮮人学校閉鎖一件』よりなるもので教育委員会より引継いだ当時の簿冊そのまま製本したものである』ことが附議されている。1946年の11月から、1951年までの朝鮮人学校の閉鎖にかかわる文書一式、開示請求に伴い分類された文書数96点、複写枚数は490枚。 ②広島県教育委員会所蔵(2014年7月、開示)簿冊名『朝鮮人学校閉鎖による児童生徒受入一件 学事課』。1948年から51年までの朝鮮人学校閉鎖とそれに伴う県内市町村立学校受入れにかかわる文書。開示請求に伴い分類された文書数62点、複写枚数314枚。		
神奈川県	①『朝連学校関係綴(昭和25年起昭和27年)3分冊』 ②『昭和26年解散団体関係雑書綴』	総務部 地方課	1949-52	①1949年学校閉鎖措置に関わる関係文書の綴『歴史的公文書』歴20-2-2-515(1199200861~3)→2015年6月に『神奈川朝鮮学校資料1』、『同資料2』(緑蔭書房)に収録された。 ②1949年朝連解散による財産管理に関わる関係文書綴『歴史的公文書』歴20-2-2-515(1199200867)		
滋賀県*	①「教職適格審査関係文書(朝鮮人教員名)群」・『昭21-26教員適格審査』・『昭22-27審査原簿』・『昭23-25審査原簿』・『昭23.25.26資格審査結果公告・昭23-27教員適格審査』・『同 昭05-10』(2012年6月4日「一部公開」、公務員でない者の氏名は非公開) ②「朝鮮人連盟解散、朝鮮人学校に関する文書」-『昭24解散団体財産管理 昭05-9』(2012年8月6日「一部公開」、氏名、住所、生年月日、履歴書等は一部非公開) ③「朝鮮人学校認可・学校閉鎖関連文書」-『昭24~26学事(昭03-62)』2012年6月4日「一部公開」(住所、氏名等個人情報是非公開) いずれも『滋賀県行政文書簿冊目録』に簿冊名のみ表示。				約1000	県庁各担当 部局
京都市	京都府立総合資料館『京都府庁文書(昭和21年~30年)』『行政文書簿冊総目録2』1987年所収			・調査課「教職適格審査」「公職追放」/・学事課「私立学校・幼稚園・法人」「学校法人・私立学校」/・文教課「学校設置廃止」/・統計課「教育統計」(いずれも公開資料)		現「京都府立京都学・歴史館」
	『京都府教育委員会会議録(1948-50)』			『京都府庁文書(昭和21年~30年)』には教育委員会の文書類は所収されていないため、府教委担当課から関係個所の複写を入手した。		
東京都	金子吉衛関係資料「都立朝鮮人学校について」					東京都公文書館

*印は未公開文書であることから、条例に基づく公文書公開請求等により入手した。

第 I 部 対朝鮮人学校措置の成立・展開

第 I 部では、1945 年 9 月以降、日本各地に続発した朝鮮人教育施設の開設から、4 年後の 49 年 10 月の日本政府による「朝鮮人学校処置方針」に至る時期を対象とし、政府や府県行政による朝鮮人教育に対する諸規制の展開過程を検討する。本論では、これらの教育施設に対する行政による規制をまとめて「対朝鮮人学校措置」と総称し、その成立から実際の執行までが当時期に当たると考える。

第 I 部は、在日朝鮮人による自主的・自治的な管理運営の下にあった教育施設の動向と各種の行政主体による統制と援助という問題を論じることになる。時系列に沿って 4 つの章で構成し、各章において全国的な動向と並行する地方の事例、すなわちそのひとつとしての京都府での事象を、詳細に論じる。

第 1 章は、1945 年後半の教育施設開設から 48 年 1 月の文部省学校教育局長通達直前までの時期とする。当通達が文部省による朝鮮人教育への統制の端緒であったとされることから、これまでの研究は、通達以前の動向についてあまり注視してこなかったといえる。ここでは、通達に至るまでの文部省や占領軍の動向を解明する。また、市立学校等の校舎の一部を借用するなど地方行政の協力を得て教育施設を開設した京都府の事象について論じる。併せて、京都府とは異なり、1948 年に始まるとされる規制措置の予兆とも見える事態が進行した広島県の事例にも着目し、朝鮮人の教育の「自主性」を規制する対朝鮮人学校措置の成立に至る過程を検討する。

第 2 章は、1948 年 1 月から 49 年 3 月までの時期とする。まず、1948 年 1 月の文部省通達による朝鮮人教育施設の学校設置認可とその教職員に対する教職適格審査の義務付けを内容とした行政措置、およびその後の朝鮮人団体と文部省との間で交わされた「5・5 覚書」までの動向を、減じられる「自主性」の内実に着目して論じる。そのうえで、1948 年 5 月に京都府と朝鮮人団体で交わされた「京都覚書」に注目し、これに基づく京都府における措置の展開過程を検討する。この 1 年余りは、通達に基づく対朝鮮人学校措置が進行した時期であるが、地方においては、中央での動向を窺いつつ地方自治体と朝鮮人団体とが交渉により一定の妥協を図り、学校認可という形式によりこれまでの朝鮮人教

育を一定程度継続させるという側面も併せもった時期であったことを明らかにする。

第3章は、1949年4月から49年9月までの時期とする。1949年10月の政府による学校閉鎖措置が目前に迫った時であり、同年5月に衆議院で採択された朝鮮人学校教育費の「国庫負担請願」に着目する。行政に援助を求めることは、学校の自主的・自治的な管理運営との兼ね合いで微妙な問題であることを自覚しつつ運動を展開した朝鮮人団体とそれを認めないとした行政との動向を検討し、朝鮮人教育への「公費」をめぐる問題を論じる。併せて、第2章で論じた「京都覚書」に基づき成立した京都市立小学校内朝鮮人特別学級の当時期の動向を取り上げ、10月の事態の予兆ともみられる二つの措置の執行過程を明らかにする。

第4章は、1949年10月から11月までの時期とする。同年9月の「団体等規正令」等の二政令による朝連解散を根拠に執行された朝鮮人学校「処置」を検討する。「第一条校」もしくは各種学校として知事が認可していた約230の私立朝鮮人学校を含む合計約360の教育施設を閉鎖した当措置の法的枠組みと整合性、実際の法運用について分析する。全ての教育施設が二政令に基づくものではなかった事実や実際には法的根拠が薄弱なままに「処置」がなされ、関与した行政主体の担当者も法的な疑義を認めていたことなどを明らかにする。これらのことから、当措置が占領下における朝鮮人運動の非政治化・弱体化の意図したものであったとしてきた従来の政治史的側面からの理解を再検討するものとなる。

第1章 朝鮮人教育施設の開設と行政当局の対応

1945年8月～47年12月

はじめに

1945年8月の日本敗戦時点で、日本内地には200万人ないし210万人の朝鮮人が居住していたとされる。これら内地に居住していた人々の「解放」について、文京洙は、これまで多く語られてきた「活気横溢」といったものだけではなく、日本社会での一定の成功や安定した地位などにより「ある種の戸惑い」を伴ったり、皇国少年として「晴天の霹靂」と受け止めたりしたなど、さまざまな「解放」があったとした。そのうえで、すでに、1940年代には、日本内地生まれのいわゆる在日二世が30万人に達し、幼くして渡日した事実上の在日二世を含めると、内地居住者の相当数が言語や発想の様式において、日本人一般のそれに近いものに染まっていたとしている¹。日本の植民地支配から解放されたことは、これまでとは異なり、朝鮮語を使い、朝鮮人として日本社会の中で自主的に生きていけることを意味するものであった。しかしながら、日本生まれの若年世代は、朝鮮の歴史や地理はもとより、朝鮮語も知らなかった。それゆえに、まずは、朝鮮語の習得が問題であり、とりわけ、朝鮮へ帰還する者にとっては何よりも切実な課題であった。1945年秋から、帰還が進行する中、各地に国語講習所との名称による朝鮮語教育施設が開設された。1946年になると、朝連により、一般成人向けの朝鮮語教育や青年学院の設置も開始され、4月には国語講習所を初等学院とし、朝鮮語による初等レベルの教育機関を開設した。同年夏には、朝鮮への帰還事業は停滞することになるが、朝連による組織的な取り組みがさらに進められ、1946年10月の段階で、初等教育機関は525校、児童数42,182名、教員数1,023名に達した²。

これらの初等教育機関は、「ウリハッキョ」（私達の学校）と呼ばれたように、生徒募集、教員確保、教育課程の編成等も含めた経営管理のすべてを朝鮮人が

1 水野直樹、文京洙『在日朝鮮人 歴史と現在』岩波書店、2015年、84-86頁。

2 在日朝鮮人連盟中央委員会（第5回全体大会準備委員会）「1948年度朝連第5回全体大会提出活動報告書」（朴慶植『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』第1巻、不二出版、2000年）。

担うという自主的、自治的なものであり、日本の教育法制による認可や行政による援助を受けた学校ではなかった。敗戦直後の混乱した状況の下で、日本の植民地支配から解放された朝鮮人の法的地位は未確定であり、朝鮮人の側も「ウリハッキョ」が日本の行政による認可を受けるべきとは考えておらず、そもそも認可を必要としてもいなかった。そのため、これらの初等教育機関は事実としては存在していたものの、戦後日本の新教育法制が未整備であったこともあり、教育法制における位置付けは曖昧であり、行政の側では、教員や児童生徒にかかわる実態も把握できていなかった。

こうした朝鮮人教育に対して、日本政府が行政的な対応を明確にするのは、朝鮮人学齢者の就学と教育施設の設置認可を義務付けた 1948 年 1 月の文部省通達によってである。本章は、1945 年 9 月以降の朝鮮人初等教育施設の開設から当通達直前の 47 年末までの時期を対象とし、学校設置認可の義務付けに至る占領軍や日本政府の認識や動向を解明する。当時期は、文部省の方針と対応が未確定であるとされたことから、従来の研究では、この時期の朝鮮人教育施設に対する行政側の動向には余り注目してこなかった³。しかし、地方における実際の展開には、京都府における事例のように公立学校校舎を朝鮮人教育施設に提供するなど、地方行政の協力的な事象も見出すことができる。また、最近の研究では、山口県では、すでに 1947 年に県軍政部と県当局が文部省に先行して教育施設に対する規制を強化していった事例が報告されており、京都府も含めた全国各地の大勢とは異なる動向として注目できる⁴。そこで、本章では、地方の事例として京都府に加えて、山口県に隣接する広島県を取り上げる。当時期の同県の動向が山口県と類似しており、1948 年に始まる文部省による措置の予兆とみることができると考えるからである。第 1 節において占領軍や日本政府の動向、第 2 節において京都府内での展開、第 3 節において広島県の事例を取り上げる。当県の動向は、「広島県行政文書」の『私立学校／朝鮮人学校 S23-24 総務課』を資料とした⁵。

3 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史編』亜紀書房、1973 年、等。

4 マキー智子「公立朝鮮人学校の開設－戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一容態」『日本の教育史学』第 55 集、教育史学会、2012 年。

5 簿冊名『私立学校／朝鮮人学校 S23-24 総務課』（広島県学事課所蔵）は、1946 年 11 月から 51 年までの朝鮮人学校の閉鎖にかかわる文書一式で、2014 年 1 月、公文書開示請求により入手した。（文書数 96 点、複写された枚数は 490 枚、個人情報保護の規定にかかわり氏名等、一部「部分開示」）

第1節 急増する朝鮮人教育施設と占領軍・文部省の動向

(1) 1946年時点における行政の認識

1946年になって朝鮮人の帰還者が減少し、その一方で朝鮮人教育施設が急増する状況は、文部省も地方行政当局も認識していた。文部省の認識が初めて確認できるのは、1946年7月の通達である。

文部省は、7月1日、岐阜県教学課長からのからの照会に回答する形式で、学校教育局中等教育課長森田孝による通達を發した。「外国人が日本国内で外国人を教育する為の学校を設置しようとする場合には、私立学校令に依るべきもの」として、戦後の新教育法制が未整備の状況の下、帝国憲法下の学校令に依拠するという一般的原則を示したものである。そのうえで、「現在朝鮮人が日本国内で朝鮮人を教育する学校を設置せんとしています、朝鮮人は外国人として取扱われますか」という照会には、「朝鮮人の取扱については、関係方面へ照会中であるから確定次第回答」するとして、回答を保留した⁶。

2か月後の9月12日、中等教育課長は、「回答」を、同日付の学校教育局長日高第四郎發、東京都教育局長宛通達「朝鮮人学校設置に関する件」とする旨、都道府県教学課長に通知した。学校教育局長通達とは、「日本在住の朝鮮人が朝鮮人教育の為、現行法令に依拠して各種学校の認可設置を申請した場合は、之を詮議して差支ないから了知されたい」というものである⁷。これは、朝鮮人が各種学校の設置認可を申請した場合には、申請を受け付け、審査してよいと解釈できる。ただし、「詮議して差支ない」という微妙な文言からは、文部省は朝

-
- 6 文部省学校教育局中等教育課長發、各都道府県教学課長宛通達（文書名なし）1946年7月1日。（（注5）『私立学校／朝鮮人学校S23-24 総務課』）。これは、岐阜県教学課長からの「外国人が学校設置する場合の取扱」についての照会に対して、文部省が回答したものを、「御参考までに」都道府県教学課長に通知するという形式をとっている。同通達の存在も含め、1946年当時の朝鮮人教育施設の取扱については、占領軍文書や山口県庁文書を参照した研究がある。（（注4）マキー智子「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一容態」、47-48頁）。
- 7 文部省学校教育局中等教育課長發、各都道府県教学課長宛通達（文書名なし）1946年9月12日。これは、7月1日付通達で保留した「朝鮮人の学校設置に関する」「回答」として、以下に示す東京都への回答写を示したものである。文部省学校教育局中等教育課長發、東京都教育局長宛「朝鮮人の学校設置に関する件」（雑学241号）1946年9月12日。（（注5）『私立学校／朝鮮人学校S23-24 総務課』）。

朝鮮人教育施設を各種学校として認可済みの「アメリカンスクール・イン・ジャパン」のような外国人学校とは同じ取扱をすべきとは考えず、認可には消極的であったとの推測も可能である⁸。ただし、この時点においても、文部省は、在日朝鮮人を外国人として取り扱うか否かという7月の照会に何も回答していない。「関係方面へ照会中」としていたことから、朝鮮人の地位についてのSCAPの判断を待たねば、文部省としての見解は示せないというものであったと考えられる。当時のSCAPの見解は、「初期の基本指令」（1945年11月1日）にある「〔朝鮮人は〕軍事上の安全を許す限り解放民族として取り扱う」というものであった。ただし、文京洙によれば、すでにSCAPが「在日朝鮮人を占領秩序の阻害要因と見なしていたことは否め」ず、「46年に入って、本国への送還による問題解決への見通しが失われたうえに、共産党と朝鮮人の運動の結びつきが明らかになったことによって」いっそう強まっていたという⁹。

文部省による上記2通達の発令経緯については、金太基およびマキー智子の研究が明らかにしている¹⁰。それらによると、同年6月14日、当時、滋賀県および岐阜県を管轄した107軍政中隊は、書簡「岐阜県における特設朝鮮人学校（Separate Korean Schools）」により、「日本政府による朝鮮人学校の設立と運営」および「私的財源による朝鮮人学校の設立と運営」について、上部機関のSCAPに回答を求めた。その回答準備の取りまとめをしたCIE教育課職員ウィングルスワース（Edwin F. Wigglesworth）が、同年8月28日に教育課長オア（Mark T. Orr）大尉に提出した覚書には、文部省学校教育局長日高が「朝鮮人のために別個に学校を設立して運営することは日本政府の方針ではない」と伝えたとし¹¹、CIEとしても「日本政府が朝鮮人学校の設立運営を援助（support）することは推奨しない」という方針を採用するよう上申したことが記されている。一方、「私的財源による朝鮮人学校の設立と運営」については、朝鮮人が私立学校の設立を

8 1946年7月1日付中等教育課長発通達（注6）には、私立学校令に依り認可済の外国人学校としてアメリカンスクール・イン・ジャパンを例示している。

9 （注1）『在日朝鮮人 歴史と現在』、106-107頁。

10 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房、1997年、384-387頁。マキー智子「在日朝鮮人教育の歴史—戦後日本の外国人政策と公教育—」北海道大学博士論文、2014年、61-62頁および注記。

11 日高第四郎（1896—1977）広島高等学校、第一高等学校等教授等歴任後、1946年文部省学校教育局長、国立教育研究所長、51年文部事務次官。

希望したら、「何ら差別することなく」受理するという日高の方針に対して、「その教育的効果がある場合と朝鮮人への深刻な差別を含む悪環境の地域的な状況がある場合に限り、他の申請団体と同様の扱いをすべきである」とした。そのうえで、覚書は「特設学校が重大な紛争を引き起こしうる少数集団を育成する危険性」を指摘し、CIEは「特設の少数民族施設（*separate minority institutions*）によって惹起する諸衝突を念頭に置き、朝鮮人私立学校の申請を否定的にみるべきである」と記している。これは、少数民族の存在を社会的紛争の要因と捉えたうえで、そうした集団を育成することになる朝鮮人学校の設立には、基本的に反対するというCIEの認識を示したものである。金太基によると、当時の米国社会の「メルティング・ポット」の思想が反映されたものあり、さらに、折から8月の時点で沸騰した日本の保守政治家による朝鮮人に対する発言などの日本国内の情勢も影響を与えた可能性を指摘している¹²。一方、マキーによると、6月27日、日高はウィングルスワースと面会し、同月29日には「朝鮮人の取扱ノ件」について協議したとのメモが残されていることから、この時2人の協議がなされたと推測している。CIEからこの報告を受けたSCAPは、8月31日、①日本政府による朝鮮人学校の設立と運営には反対である、②朝鮮人による私立学校の設立においては、他の団体と同様に文部省がそれに必要な条件を示すべきである、という見解を107軍政中隊に回答した。

以上のことから、1946年時点での行政当局の認識は、以下のものであったと考える。朝鮮人集住地域を抱える地方行政当局の中には、第2節で述べるように、朝鮮人団体の要請によって、公立小学校校舎の一部を朝鮮人教育施設として供与したケースも広く存在したものの、これまで朝鮮人に日本人としての教育を強要してきた行政当局が、急増する朝鮮人教育施設を肯定的にみていたわけではなく、どのように取り扱うか決めかねていた。岐阜県では、6月頃のほぼ同時期、県当局と現地軍政当局双方が朝鮮人教育施設への対処について、それぞれが上部機関に見解を求めた。県当局に対する現地軍政当局の関与については確認できない。

12 1946年8月17日、衆議院本会会議で日本進歩党所属の椎熊三郎は、以下のように発言をした。「殊に終戦当時まで日本に在住し、日本人として生活して居った台湾人、朝鮮人、是等が終戦と同時に、恰も戦勝国民の如き態度をなし、其の特殊なる地位、立場を悪用して、我が日本の秩序と法規を無視し、傍若無人の振舞を敢てなし来ったことは、実に我等の黙視する能はざる所であります」。

1946年9月時点で文部省の方針は、朝鮮人のための学校設立を援助することはしないが、朝鮮人による私立学校設立には反対していないというものであった。ただし、私立学校といっても日本の教育法の適用を厳格に受けるものなのか、それとも朝鮮人の「自主性」を一定程度認めたものなのかは明確ではない。朝鮮人は、後者の形を望むことはいうまでもない。日高が発した通達には「現行法令に依拠して」とあることから、おそらく前者に近いものであったと推測できる。しかし、朝鮮人設立の私立学校認可や実際の運用は、残留した朝鮮人の法的地位によって大きく異なってくる。そのため、SCAPによって在日朝鮮人の国籍の帰属が明示されていない1946年9月段階で、文部省は朝鮮人教育や現存する初等教育施設にどう対処するかの方針を決めかねていたことから、「詮議して差支ない」という見解に留まったとみることができる。

(2) 1947年4月の新教育法制の成立と朝鮮人教育

日本敗戦以降、未確定とされていた朝鮮人の法的地位について、SCAPは、朝鮮人の集団帰還が終了する直前の1946年11月20日、残留する朝鮮人は、日本の国内法に服すべきことを表明した¹³。朝鮮人を日本の司法権に従わせるというこの決定は、旧植民地出身者を「法形式上講和までは日本国民」とした日本政府の意向に沿ったものでもあり、文部省の対朝鮮人学校方針に反映されることになる。

1947年3月31日、戦後の新教育法制の基となる教育基本法が、翌4月1日、学校教育法がそれぞれ施行された。これに伴い、私立学校令等の大日本帝国憲法の下で出された学校関係の勅令は廃止となった。2週間後の4月12日、文部省は、学校教育局長日高第四郎発の通達「朝鮮人児童の就学義務に関する件」を発した。これは、東海北陸地方行政事務局長官桑原幹根からの1月13日付照会「朝鮮人児童に就学せしむる義務があるか否か」「朝鮮人による学校新設を認可して差支えないか」に対して、学校教育局長が回答したものを都道府県教学

13 「朝鮮人の地位及び取扱に関する総司令部渉外局発表 昭和21年11月20日」(『在日朝鮮人管理重要文書集 1945～1950』湖北社、1978年)「引揚を拒否してこの国に留ることを選択する朝鮮人は、日本に引き続き居住すればかれらがすべての適当な地方的法律及び規則に服さなければならないということを充分承知の上で選択するのである」。

課長に通知するという前年と同様の形式をとっている。回答は、「現在日本に在留する朝鮮人は日本の法令に服しなければならない。従って一応朝鮮人の児童についても日本人と同様、就学させる義務がある」した。そのうえで「就学義務を強制することの困難な事情が一方にあり得るから、実情を考慮して適切に処置されたい」と付記することで、就学義務については、府県の判断の余地を残した。「困難な事情」が何を指し示すのかの明示はないが、残留する朝鮮人に日本の義務教育を課すことによる朝鮮人団体の反発が大きかったこと、また、六・三制発足直後、校舎・教室不足などによる二部授業等、日本の学校教育それ自体が未整備であったことも背景として考えられる。さらに、学校認可については、「朝鮮人がその子弟を教育する小学校や各種学校等を新設する場合は」、府県は「認可して差支えない」とした¹⁴。これは、この時点において、文部省が朝鮮人の学校を学校教育法第一条の小・中学校や各種学校し認可することを容認していたことを示すものとして重要である。

このように 1947 年 4 月時点での文部省の対朝鮮人教育方針は、新教育法制による就学義務を明確にしつつも、多くがそれに従ってはいない現状も容認し、それを強制することが困難な地方の状況にも配慮する姿勢も示したといえる。しかし、すでに六・三制の新教育制度がスタートし、SCAP も方針を明確にしたことから、占領政策の遂行にあたる CIE や朝鮮人集住地域の府県軍政部は、日本の教育法制下でない朝鮮人教育施設とその教職員に対して、日本の法令を遵守すべく監視の目を向けていた。エドワード・W・ワグナーによると、同年 10 月、CIE は、「朝鮮人諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることか許されるとの例外を認められるほかは、日本（文部省）のすべての指令に従わしめるよう、日本政府に指令する」という方針を打ち出したとされる¹⁵。これは、朝鮮人学校の教育も日本の教育課程に拠るべきことを明確にしたうえで、朝鮮語等の教育は、付加的に容認するというものであり、この後の文部省の方針を規定するものとなる。この時期、韓国では、米軍政と南朝鮮の左翼勢力と

14 文部省学校教育局長日高第四郎発、東海北陸地方行政事務局長官桑原幹根宛通達「朝鮮人児童の就学義務に関する件」（雑学 123 号）1947 年 4 月 12 日。

15 エドワード・W・ワグナー『日本の中の朝鮮少数民族 1904 年-1950 年』湖北社、1971 年、102 頁 (Tokyo Liaison Office USAMGIK to OFA USAMGIK, Weekly Report, 1947 年 10 月 19 日～25 日) Edward W. Wagner (1924- 2001) は、アメリカ合衆国の朝鮮研究者で、原著は 1951 年刊。The United States Army Military Government in Korea.

の対立の激化、済州島においてもゼネストなど朝鮮半島情勢が新たな局面を迎えていた。SCAP は、こうした南朝鮮の左翼勢力との繋がりを進めながら大衆運動を進める朝連の運動に警戒心を強めることになっていく。

では、この時期の朝鮮人教育施設は、どのような状況にあったのか、ここでは、その経営面について概述する。教育施設の財政状況は開設当初から厳しいものであった。鄭祐宗の研究によると、「解放」直後は、もっぱら保護者からの授業料徴収により運営がなされていたが、1946 年末にはこれを改める動きが始まった¹⁶。同年 10 月の朝連第 3 回全国大会では、初等学校の設立や管理維持のために、初等学校単位の「学校管理組合」の組織を構想し、「管内居住全同胞」が義務的に組合員として、毎月一定額の「学校費」の拠出や資力ある同胞による「特別維持費」の拠出などを求めることを決定した¹⁷。さらに、翌 1947 年 1 月には、財源の確立を掲げた「教育綱領」を策定、6 月には、学校の組織運営の細則を定めた「教育規定」を制定した。これにより「学校管理組合」が結成され、これまでの保護者による学費負担を「管内居住全同胞」等による負担に切り替えることになった¹⁸。一方、この時期には、「解放」直後に設立された小規模の教育施設を統合し、校舎の建設も始められつつあった。地域の朝鮮人は、この「学校費」と併せて、学校建設基金という二重の負担を担うことになった。当時は、多くの物資が統制下にあり、学校建設資材、学校給食の実施、学用品、教科書用紙の確保等、朝連としても学校の維持、建設には多くの経済的に困難な課題を抱えていた。さらに本章後段で論じるが、1947 年時期、政府が朝鮮人児童の就学義務を明確にし、一部の府県では朝鮮人学校への規制を始めたことから、1947 年後半には朝連の大会や中央委員会の場で、朝鮮人学校への「日政〔日本政府〕の干渉」反対を前提とした上で教育費の日本政府負担を求める論議が交わされるようになる。同年 10 月の朝連第 4 回全体会会議の中で、兵庫の代表が「我々は日本に税金を納入している。したがって我々は日政から我々の教育にも補助を得なければならない」と行政による援助を求めた。しかし、文

16 鄭祐宗「在日朝鮮人教育闘争における二重の課題について」『次世代研究者フォーラム論文集』第 3 号、立命館大学コリア研究センター、58-61 頁。

17 「在日本朝鮮人連盟第三回全国大会議事録（1946 年 10 月）」朴慶植編『朝鮮問題資料叢書第 9 卷 解放後の在日朝鮮人運動（I）』1983 年、アジア問題研究所、55 頁。

18 （注 3）『在日朝鮮人教育論 歴史篇』197-198 頁、および金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社、2002 年、33-34 頁。

教局長韓徳銖は¹⁹、「我々の学校は別途に日政の認可を受けていないゆえにそれは難しい問題だ」とし、「日政の干渉（認可問題）を受け入れて、我々が学校認可を得るなら、我々の教育内容にまで干渉しようという企図が認められるので、我々は我々の力で進めていくという線を持っている」と答えた。公費支出は学校認可と不可分であり、認可は「統制」につながり、「自主性」を奪われるという認識である。そのうえで、韓徳銖は「政治的にも経済的にも朝鮮人の力量で解決」とし「公費」を求めないことを確認した。1947年末の時点で朝連は、「自主性」を確保するためには「援助も、統制も求めない」(No Support No Control)という路線をとっていたが、すでに、地方からは「公費」を求める声もあがっていたことにも留意しておきたい。

第2節 京都府内の朝鮮人の教育状況

(1) 1947年時点の朝鮮人教育施設の開設状況

1945年から47年の時期の京都府内朝鮮人教育施設については、呉鳴夢・成大盛「解放後の初期在京都朝鮮人民族教育（1945～1950）」が所在地・教員数・生徒数等を明らかにしている²⁰。これは、朝連大会報告集等や京都の関係者からの聞き取り調査によるもので、当時京都在住の朝鮮人の大多数が朝連の傘下にあったことから、府内の教育施設をほぼ全容を示しているとみてよい。一方、京都府や京都市等の行政の側においては、これらの状況を把握していなかったとみられ、行政文書から当時期の府内朝鮮人教育施設の状況が確認できるものは見つからない。ここでは、呉鳴夢らの研究に依拠して状況を概観する。表1-1に京都府内の朝鮮人教育施設の一覧を示した。これは1947年時点のもので、翌48年になると状況は大きく変わる。

京都府では、1945年10月に結成された朝連の京都府本部が中心になって、分会ごとに分会事務所、戦時期の工事現場の飯場、個人宅、公共施設などの建

19 韓徳銖（1907-2001）は、1949年の朝連「解散」後、1955年「在日本朝鮮人総連合会」（朝鮮総連）の創設に参加、初代中央委員会議長（1970-2001）に就任した。

20 呉鳴夢・成大盛「解放後の初期在京都朝鮮人民族教育（1945～1950）」『社協京都会報』第9号、在日本朝鮮社会科学者協会京都支部理事会 2007年。

物で国語講習所の開設を進めた。当初は、クゴハッキョ（国語学校）、ウリハッキョ（我々の学校）ソウニョダン（少年団）、ヤハッキョ（夜学校）などと呼ばれ、朝から通学させるもの、午後や夜間に集めるものなど、名称も通学時間も

表1-1 1946-47年の京都府内の朝鮮人教育施設の状況

市町村	教育施設名称	所在地	校舎	開始年	授業	教員数	児童数	備考	出典
京都市	① 朝連堀川第三初等学院	下京区西七条	七条第一国民学校 2教室	1945年 9月	朝から	2	45		
	② 朝連堀川第四初等学院	下京区西九条	九条塔南国民学校 1教室	1946年	朝から	1	45		
	③ 朝連七条学校	下京区油小路七条上る	朝鮮青年同盟本部 事務所	1945年 9月	朝から	2	50	1947年4月京都七条朝連 国民学院に統合	
	④ 京都七条朝連国民学院	下京区東九条	陶化国民学校 4教室	1946年 4月	朝から	5	273	1947年11月京都第一朝連 初等学校に改称	
	⑤ 九条朝連学院	下京区西九条	分会事務所	1946年	朝から	2	60		
	⑥ 東寺朝連学院	下京区八条源町	分会事務所	1946年	朝から	1	53		
	⑦ 東山朝連学院	東山区本町15丁目	慧日幼稚園 1教室	1946年	朝から	2	50	1947年4月京都七条朝連 国民学院に統合	
	⑧ 建国小学校	上京区中立売堀川通角	建国推進青年同盟 事務所	1946年	朝から	2	40		
	⑨ 紫竹朝連学院	北区紫竹西南町	朝連紫竹分会 事務所	1946年	午後夜間 土曜	1	20		
	⑩ 上賀茂朝連学院	北区御園橋西詰	同胞宅	1946年	朝から	1	20	上賀茂小学校に移動	
	⑪ 朝連西陣第二初等学院	北区大將軍鷹司町	同胞所有 公衆浴場2階	1946年	午後夜間 土曜	1	30	1947年より仁和小学校校 舎を借用	
	⑫ 朝連西陣第四初等学院	中京区西ノ京	朱雀第四国民学校 1教室	1946年 10月	朝から	1	40		
	⑬ 朝連西陣第五初等学院	北区東船岡町	朝連紫野分会 事務所	1946年	午後夜間 土曜	1	20	1947年より紫野小学校校 舎を借用	
	⑭ 朝連西陣第六初等学院	北区下柏野町	朝連翔鷹分会 事務所	1946年	午後夜間 土曜	1	20	1947年より翔鷹小学校校 舎を借用	
	⑮ 朝連太秦第一初等学院	右京区太秦安井	安井国民学校 1教室	1946年	午後夜間	2	50		a
	⑯ 朝連太秦第二初等学院	右京区山ノ内中畑町	朝連山ノ内分会 事務所	1946年	午後夜間 週3回	3	44		
	⑰ 朝連太秦第三初等学院	右京区西京極	西京極国民学校 1教室	1945年 9月	午後夜間	2	50		
	⑱ 朝連太秦第四初等学院	右京区梅津	旅館「橋平」	1947年 4月	朝から	2	30	1946年3月梅津朝鮮語講 習所開設	
	⑲ 朝連太秦第五初等学院	右京区桂	桂国民学校 1教室	1946年	朝から				
	⑳ 朝連太秦第六初等学院	右京区西小路通六角	元協和会 事務所	1946年	朝から	3	50	別称、西院学院	
	㉑ 朝連下鴨第一初等学院	左京区田中	養正国民学校 1教室	1946年	朝から	1	30		
	㉒ 朝連下鴨第二初等学院	左京区田中	養徳国民学校 1教室	1946年	朝から	1	30		
	㉓ 朝連川端第一学院	左京区川端二条東入	同胞宅2階	1946年	午後夜間 土曜	2	30		
	㉔ 朝連川端第五学院	左京区鹿ヶ谷	第三錦林国民学校 1教室	1946年	午後夜間	1	30		
	㉕ 山科朝連学院	東山区御陵中内町	朝連分会 事務所	1946年	朝から	1	50		
	㉖ 朝連伏見第一初等学院	下京区吉祥院	吉祥院国民学校 1教室	1946年	朝から	1	30		
	㉗ 上鳥羽朝連学院	下京区上鳥羽	上鳥羽国民学校 1教室	1946年	朝から	1	30		
	㉘ 住吉朝連学院	伏見区住吉町	伏見住吉国民学校 1教室	1946年	朝から	1	30		
	㉙ 京都向上館学院国民科	中京区壬生	近隣の国民学校 1教室	1946年	朝から		30	朱雀第三国民学校借用と 推測	c
	㉚ 京都朝鮮中学	左京区北白川	専用校舎	1946年	朝から	6	200	1947年9月京都府が各種 学校認可	b
舞鶴市	㉛ 朝連東中小学校	中舞鶴加津良	元海軍倉庫	1945年 9月	朝から	5	80		
	㉜ 朝連桂林寺小学院	西舞鶴伊佐津桂林寺	支部事務所	1946年	朝から	1	30		
与謝郡	㉝ 須津朝鮮人学校	吉津村須津宝山	飯場の1室	1946年	朝から	1	30		
竹野郡	㉞ 網野朝連学院	網野町	同胞宅	1946年	午後夜間 土曜	1	10		
中郡	㉟ 朝連中郡初等学院	丹波村	丹波国民学校 1教室	1946年					
福知山市	㊱ 朝連天田初等学院	福知山市内記	禪明国民学校 1教室	1946年					a
船井郡	㊲ 殿田朝鮮小学校	世木村殿田	殿田分会 事務所	1946年	朝から	1	25		
	㊳ 園部朝連学園	園部町	船井支部 事務所	1946年	朝から	2	42		
久世郡	㊴ 朝連久世学院	小倉村伊勢田	飯場長の家	1945年 9月	朝から	6	100		
相楽郡	㊵ 朝連田山学院	南山城村田山	同胞宅	1946年	朝から	1	20		
乙訓郡	㊶ 朝連乙訓学院	久世村大薬町	同胞宅	1946年	朝から	1	20		

本表は、呉鳴夢・成大盛「解放後の初期在京朝鮮人民族教育（1945～1950）」（a）を基本に作成、他に『京都府庁文書』（b）『向上社保育園創立50周年記念誌』1984年（c）から追記した。

多様であった。教員には植民地期に文字を学んだことのある有識者や朝鮮人学生などを充てた。これらの教育施設は、しだいに朝連の手で初等学院との名称に統一され、1946年6月時点で府内に35校あったとされる。施設の多くが教授場所の確保に苦慮したことから、朝連は、京都府軍政部や行政当局と公立学校校舎の借用について交渉を重ね、同年10月末から京都市15、天田郡、中郡各1、合計17か所で借用が認められた。京都府においては、公立学校を借用した教育施設が多かったことが特徴である。交渉内容や賃料等の借用条件は不詳であるが、校舎使用に関して京都府軍政部が協力的であったとみてよい²¹。

京都市内では、朝連の支部や分会単位で教育施設が整備され、名称に「朝連堀川」「朝連太秦」などの朝連京都府本部の支部名を冠した「初等学院」や「朝連学院」が多数存在した²²。このうち、京都市最大の朝鮮人集住地域であった下京区東九条地区（現在は南区）では、朝連七条支部が京都市と交渉し、1946年4月に陶化国民学校の校舎1棟（教室4、職員室1）を借用し、京都朝連七条国民学院の名称で開設した。（表1-1の④）、児童数273名、教員数5名の終日授業を行う教育施設である。翌1947年4月には、近隣の朝連七条学校（同③）と東山朝連学園（同⑦）を統合し、同年11月には学校管理組合を結成し、学校名称を京都第一朝連初等学校と変更し、児童数314名、6学級という、府内で最大規模の朝鮮人教育施設となった。ただし、引き続き京都市から、市立陶化小学校校地北端の校舎1棟を借用しての再発足であり、同一敷地内に市立小学校と大規模な朝鮮人教育施設が併存するという特異な形態であった。翌1948年になると、このことを地元市議員が問題とするが、これについては第2章で論じる。また、市内の西陣地区、太秦地区などの朝鮮人集住地域の「朝連〇〇第〇初等学院」は、七条国民学院とは異なり、20～50名程度の小規模のもので、多くは、借用した1教室で午後や夜間の時間帯に開設し、公立小学校に通学す

21 朝連京都府本部と京都府軍政部との関係が1948年までは友好的であったことは、同本部初代委員長林尊康についての記録からも裏付けることができる。（林誠宏『殉教者たちの終焉 父・林尊康の生涯と素顔の日朝交流私史』人間の科学社、1996年）

22 1948年初頭には朝連京都府本部には、主に市、郡単位に22支部（分会数106）があった。京都市内には堀川、七条、西陣、下鴨、伏見、太秦、東山、川端、山科の9支部が組織されていた。（在日本朝鮮人連盟「全体組織統計表-1948年2月現在-」朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成戦後編第1巻』不二出版、2000年、所収による）なお、この地域区分は、1937年に警察署管区ごとに組織された京都府協和会の支部と概ね重なっている。

る朝鮮人児童を対象にしたと考えられる。ただし、なかには朝から授業をしている学院もあったとされている。教室にあてる建物の確保が困難だったことから、半数以上が、近隣の国民学校（1947年4月より小学校）の校舎を借用したものであり、朝鮮人団体の記録では17校であったとされる。京都市側の記録には、朝連下鴨第一初等学院が開設された京都市立養正小学校の学校沿革史に、「昭和22年2月8日 朝鮮連盟による朝鮮学校開設（校舎使用のみ）」との記録を見出せるものの²³、校舎使用料等の経費負担の有無も含め、詳細は不詳である。教育施設の開設に京都市も協力的であったとみてよい。これらの市立学校の校舎を借用した教育施設は、直接「公費」が支出されたわけではないが、行政からの校舎貸与という形式においては、限定的ではあるが「公費」による援助という側面を見出すことは可能である。ただし、これにより「自主性」が減じられることはなかった。

以上のことから、京都市内では、300人規模の京都第一朝連初等学校と各所に小規模な初等教育機関を朝連が運営している状況であった。一方、市内には、朝連とは異なる朝鮮人団体経営の教育施設も少数ながら存在した。朝鮮建国推進青年同盟京都府本部は、上京区の建青事務所に建国小学校（同⑧）を、京都向上館は、中京区に京都向上館学院国民科（同⑳）を開設した²⁴。

以上は初等レベルの教育機関であるが、1946年9月に朝鮮人の中等学校の設立を目的に京都朝鮮人教育会が結成され²⁵、同会は、翌1947年5月、左京区に京都朝鮮中学を開校し、同年9月に京都府が私立各種学校として学校設置認可をした²⁶。これは、京都府知事が朝鮮人教育施設を初めて認可したものであり、

23 筆者の調査では、京都市立小学校の校舎使用の記録が見出せたのは当校1校のみである。

24 向上館学院について『創立50周年記念誌』（向上社保育園1984年）に、以下の記録がある。「1945年11月3日 京都向上館学院入学式」「1946年京都向上館学院入学式国民科児童解放記念を行う」「近隣の小学校の一教室をかり、6ヶ月期間で言語、韓国歴史を教えた。このような簡易学校（向上社小学校）4年間も続けられた」「(写真) 京都向上館学院入学式国民科児童解放記念」「御前通にあった頃約半年間民族教育を受けました。[...] 高光模先生のすすめに従い、父は私を向上社の民族教育のクラスに通わせたのでした」。

25 京都朝鮮人教育会の準備段階では朝連は参加していたが、結成総会には参加せず、教育会の構成は1947年1月に結成されることなる京都朝鮮居留民団の関係者が中心であった（「韓国学園27年の昔今」『マヌル（日本語訳）』所収1974.12.9による。「この時、最早、思想的な問題で、朝鮮連盟は教育協議会の会議には参加したが、教育会結成には参加しなかった」）なお、同会は、京都朝鮮小学校、京都朝鮮中央小学校を開設したという記録もあるが、1947年当時に2校が存在したことが確認できないので、表1-1には含めていない。同校については第2章で取り上げる。

26 開校当初は、生徒数150人（第1学年105、第2学年27、専修科18）教員数9人とされている。

「認可して差支えない」とした同年4月の文部省通達を受けたものとみられる。

以上、1947年時点での京都府内朝鮮人教育施設の開設状況の概要を示した。表1-1に示したように、朝連以外の経営するものを含めて41施設が確認できたが、仮設的な施設や統廃合もあった。なお、朝連中央への報告では、1947年9月「京都府下の朝連学校が37校で2,424名の生徒が在籍しており教員58名」とされている²⁷。

(2) 朝鮮人教育施設および京都市立小学校への朝鮮人就学者

では、実際の朝鮮人学齢者の就学はどのような状況であったのだろうか。

朝鮮人の子どもの多くは、1945年8月の時点では、日本人と同じ居住地の小学校（国民学校）に就学していたことから、ここでは、45年8月以前の状況にまで立ち入って概観しておく。

まず、日本「内地」在住の朝鮮人学齢者の就学については、法制度上は「小学校令ノ適用ヲ受ケル、随テ就学シナケレバナラヌ」とされていた²⁸。実際に、1910年以降、「内地」の初等教育機関（小学校、国民学校）には朝鮮人が就学し、その数はしだいに増加した。内務省警保局調査では、「内地」の小学校在籍の朝鮮人児童は、1934年に32,243名、1942年に178,451名と急増している²⁹。一方、生活上の多くの困難から不就学者も多く、田中勝文は、日本「内地」在住の朝鮮人人口と「学齢児童率推定値」から学齢児童数を推定し、就学の割合を1934年には39.8%、1942年には64.7%としている³⁰。その一方で、朝鮮人集住地域では、1920年代後半から30年代には、在住朝鮮人による「労働夜学」という自主的な教育活動が展開され、伊藤悦子によると、労働者だけでなく、「昼間、日本の小学校に通学しながら、夜間民族教育を受けたいという教育要求に対応する」ものであったとされる³¹。しかし、1930年代末には閉鎖され、1940年代になると、国民学校においては「内鮮融和」ための「協和教育」が展

27 (注20)「解放後の初期在京都朝鮮人民族教育(1945~1950)」122頁。

28 拓務省朝鮮部からの照会に対する文部省普通学務局回答、1930年10月9日。

29 前掲、李東準『日本にいる朝鮮の子ども—在日朝鮮人の民族教育』。

30 田中勝信「戦前における在日朝鮮人子弟の教育」『愛知県立大学文学部論集 通巻18』1967年。

31 伊藤悦子「1930年代を中心とした在日朝鮮人運動の展開」『在日朝鮮人史研究』第15号、1985年。

開された。

京都府内の朝鮮人の大多数が居住した京都市においても、1930年代後半から京都市内の小学校に朝鮮人就学者が急増し、1935年の調査では、就学者 2,259名、不就学者 2,104名とされている³²。その後、朝鮮人居住者の増加により、1943年まで就学者はさらに増加する。表 1-2 は、1945年 8月を挟んで前後 2年間の京都市の国民学校（小学校）の朝鮮人就学者数を示したものである。これによると、就学者数は 1943年の 7,138名、朝鮮人児童の比率 5.8%をピークに、それ以降は減少に転じる。とくに 1944年就学者 6,045名は、1年後の 45年 4月末には 3,123名と半減している。市内での労働現場の減少による市外府外への転居や朝鮮への一時帰還と学童疎開によるものと推測する。さらに、1945年度以降を学年ごとにみると、45年度第 5学年 432名は、翌 46年度には 216名（第 6学年）とほぼ半減、同年度の他の学年も同様な傾向を示している。これは、1945年 8月の日本の敗戦による朝鮮への即時帰還者、および引き続き市内に居住したものの国民学校を中途退学した者とみてよいであろう。つまり、京都市内では朝鮮人在籍者の半数が 1945年 8月を機に国民学校を離れたといえる。また、1946年度から 47年度の推移をみると、46年の新入生 279名は、翌 46年度には 179名（第 2学年）と 100名減少し、他の学年もほぼ同様な傾向を示している。1946年から市内各所に開設され始めた教育施設には、こうした中途退学者とこれまで国民学校には不就学であった児童が就学したと考えられる。

ここで注視すべきは、市内のほぼ全域に初等学院が整備された 1947年時点においても、1,121人の朝鮮人児童が京都市立小学校に在籍していた事実である。この中には、市立小学校に在籍しつつも、放課後や夜間に初等学院で通学した朝鮮人児童が含まれていることや一旦入学した学校を途中退学するには大

表 1-2 京都市の国民学校/小学校に在籍した朝鮮人児童数の推移(1943年度～47年度)

年度	朝鮮人児童数							京都市の児童総数	朝鮮人児童の比率
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計		
1943	1,525	1,388	1,224	1,146	996	859	7,138	122,120	5.8%
1944	1,171	1,101	1,036	981	908	848	6,045	117,788	5.1%
1945	590	599	554	510	432	438	3,123	84,832	3.7%
1946	279	242	244	241	204	216	1,426	109,040	1.3%
1947	314	179	186	139	169	134	1,121	114,911	1.0%

本表は、『京都府行政文書』所収の各年度の『学事年報』・『学事年報調書』（京都府統計課）の京都市報告分をもとに作成した。1943～46年度は国民学校初等科、1947年度は小学校の児童数を学年ごとに示し、併せて京都市立学校在籍児童の中で朝鮮人児童の占める割合を表示した。統計は、いずれも各年4月30日現在である。

32 京都市社会課「市内在住朝鮮出身者に関する調査」1935年（「朝鮮人児童就学状況」）

きな決断が必要であるなどの事情を勘案したとしても、新入生 314 名を含め、1,000 名余りの朝鮮人児童が、植民地支配からの解放後も、宗主国日本の公立学校に在籍していたという事実留意したい。

以上、京都府の事例が示したように、1947 年末の時点では、大多数の府県の行政は、朝鮮人教育施設に教育法を根拠にした規制措置をとることはなかった。これは、第 1 節で既述のように、文部省の方針が、新教育法制成立の下で朝鮮人の就学義務を明確にしつつも、朝鮮人の多くがそれに従ってはいない現状を認識し、強制することが困難な地方の状況に配慮する姿勢も示したことによるものとみてよい。この局面においては、朝鮮人教育は、「教育内容」、「教員人事」、「管理運営」の全ての次元において、「自主性」は担保されていたといえる。ただし、マキの研究が指摘したように、山口県においては、1947 年時点で県軍政部と県当局が教育施設に対する規制を強化していった動向が確認され、48 年以降に生ずる展開に先行する事例として注目される³³。そこで、第 3 節では、山口県と類似する動きを、筆者が入手した「広島県文書」から明らかにする。

第 3 節 地方行政による教育施設への関与

(1) 広島県軍政部による朝鮮人学校調査の要請

広島県では、1946 年 9 月の文部省通達を受けて、県行政を監視、監督する立場にあった広島県軍政部が、朝鮮人教育施設への関与に口火を切った。11 月 21 日、広島県軍政部教育課から県内朝鮮人学校の調査を命じられた終戦連絡中国事務局局長は、広島県知事楠瀬常猪に対し³⁴、「学校数、所在地、名称」や「朝鮮人学校に対する広島県当局の監督権関係」などの調査を依頼した。依頼文書には、学校が「15 校あり生徒約 3000 人」、教授科目は「朝鮮語、朝鮮文字、朝鮮史、算術、初等科学等」、教員は「中等学校乃至専門学校卒業」「朝鮮人連盟より少額の給与」などの「軍政部入手の朝鮮人学校に関する情報」が、「ご参考

33 (注 4)「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一容態」。

34 楠瀬常猪 (1899-1988) 商工省燃料局長官、中国地方行政事務局長官を経て、1945 年官選広島県知事、47 年公選広島県知事 (～50 年 11 月)、50 年参院広島補選に当選 (～53 年)。

迄」として添付された³⁵。これを受けた知事楠瀬は、同月 25 日付終戦連絡中国事務局長宛文書、「朝鮮人学校の調査について」により、県軍政部に回答した。回答では、県内の朝鮮人学校について、合計 12 箇所 of 所在地と全 259 名の収容児童数を示した。これは、軍政部情報の「生徒約 3000 人」とは大きく食い違ううえ、12 箇所のうち、学校名「不詳」3 校、「未決定」1 校、児童数「不明」4 校あり、県行政による実態把握がなされていないことが明白であった。そのうえで、朝鮮人学校に対する県の今後の方針を以下のように示した。

学校は、いずれも終戦後当方とは何らの連絡もなく、全く一方的に開設されたもので、内容その他詳細については調査中であるが、別項の如く本省よりの指示もあり、之を指示徹底せしむると共に、今後之が取締り及び教育的指導に就いて万全を期するつもりである。〔県の監督権については、〕朝鮮人を含む外国人全般について、終戦後種々の疑義があったが、先般文部省学校教育局中等教育課長よりの通達（別記写の通り）により、広島県に於て、学校認可並びに監督を行うことになった。³⁶

これは、県として、これまで朝鮮人教育施設の実態把握や関与をしてこなかったが、文部省通達を契機に、「取締」「指導」を明示したものである。先の文部省通達は「詮議して差支ない」としており、県に「取締」「指導」を求めたわけではない。県が新たに「取締り」「監督」を表明したのは、軍政部から「広島県当局の監督権関係」を問われたことに起因するのだろうか。

11 月 30 日、広島県教育部長足立正秋は、各地方事務所長および市長宛に、通達「外国人（朝鮮人を含む）の学校設置について」を發した。そこでは、9 月の学校教育局長通達を示達した上で、「現在設置中のもの〔朝鮮人学校〕は何れも当庁の認可を経ていないから、至急認可申請の手続きを取るよう御奨め願いたい」と要請した。

以上、1946 年末の時点では、文部省の教育施設への対処方針は未決であったが、広島県では、県軍政部による指示により、朝鮮人教育施設の「取締り」「監

35 終戦連絡中国事務局長発、広島県知事宛「朝鮮人学校に関し調査方の件」1946 年 11 月 21 日。（（注 5）『私立学校／朝鮮人学校 S23-24 総務課』）。

36 広島県知事楠瀬常猪発、終戦連絡中国事務局長宛「朝鮮人学校の調査について」1946 年 11 月 25 日。（（注 5）『私立学校／朝鮮人学校 S23-24 総務課』）。

督」は県行政が行うことになったとして、私立学校令による設置認可をとるべく勸奨した。ただし、この後直ちに認可手続きが進んだわけではなかった。すでに旧憲法下での学校関連の諸勅令の廃止、新教育法制の施行が目前に迫っていたことや設置認可に対する朝鮮人団体の反対等が理由であったと考えられる。

(2) 広島県による朝連初等学院の各種学校認可

以上のように、広島県では、県教育部が朝鮮人教育施設に設置認可をとるべく通達を發したが、朝鮮人団体の動きが見られないまま、1947年4月の新教育法制の施行となった。4月26日、広島県軍政部チェスラソブ中尉は、広島県に対し口頭にて、以下の指令を發した³⁷。4月12日の文部省通達を受けたものである。

朝鮮人の各種学校は当然日本の法規に従わなければならない。従って昭和22年2月12日付發学62号通牒³⁸により申請し認可を受けなければならぬ。それで現在未認可のものは認可を受ける迄一時閉鎖せしめ、又、これから開校せんとするものは認可を受けるまで開校せしめない様措置せられたい。若し右による措置を拒絶するものある時は軍政部に報告せられたい。

強圧的な姿勢である。ほぼ同内容の指令を、4月8日に広島県軍政部の上部機関である中国地方軍政部が、書簡“CI&E Policy”（「CIEの方針」）として、山口県軍政部に發していることからして³⁹、これは、中国地方5県を管轄する中国地方軍政部の指示によると考えられる。通牒を根拠に軍政部は、県に未認可の教育施設の閉鎖も含む強固な措置の発動を迫った。ここには、先の文部省通

37 広島県教育部長發、地方事務所長/市長宛通達「朝鮮人学校の取扱い並びに朝鮮人児童の就学義務について」学第500号、1947年5月6日。（(注5)『私立学校／朝鮮人学校S23-24 総務課』）。

38 文部省学校教育局長發、地方長官宛通達「各種学校の監督について」（發学第62号）1947年2月12日。これは、SCAPが日本政府に發した「教師及び教育関係者の調査、適格審査及び証明など」に関する覚書（SCAPIN212号）に基づくもので、「各種学校の教職員」「使用する教科書、教材」について、SCAPの管理政策に反することのないことを旨としたものである。

39 藤原智子「占領期在日朝鮮人教育史—山口県に着目して」『教育史・比較教育論考』第20号、北海道大学大学院教育学研究院、2010年、5頁。

達にあった地方の「実情」や「困難な事情」への配慮は一切ない。

これを受け、5月6日、広島県教育部長足立は、各地方事務所長および市長に対し、軍政部指令と文部省通達を添付した通達を発し、「朝鮮人学校の開設は全て認可を受けなければならない」とした。そのうえで、「現在開校中のものはすべて無認可であるから、認可を受けるまで一時閉鎖せしめる」とする措置とその結果報告を求めた⁴⁰。この教育部長通達は、軍政部の指示そのままの内容である。その一方で、教育部は、直接、朝連広島県本部と学校認可に向けた交渉を進めた。交渉の経過は不詳であるが、同年8月28日、朝鮮人学校13校を学校教育法に基づく私立各種学校として設置認可した。名称を「朝連〇〇初等学院」と統一した13校を表1-3に示した。

認可された学院「学則」によると、13校全てを朝連広島県本部が統括し、学院の経営は、「朝連ノ経費ヲ以ッテ維持」し、入学金、授業料は「徴収シナイ」

表1-3 1947年に広島県知事が各種学校として認可した朝連初等学院

学院名	所在地	院長名	教員数	生徒数	開設日
朝連大朝初等学院	山県郡大朝町	金学龍	2	60	1947年1月6日
朝連安佐初等学院	安佐郡古市町	朴允岩	5	170	1946年8月1日
朝連海田市初等学院	安芸郡船越町花都	金鳳九	2	150	1946年10月15日
朝連呉初等学院	呉市岩方通り4丁目8番地	林炳台	4	70	1946年4月1日
朝連双三初等学院	双三郡三次町巴町	李升源	2	70	1946年1月12日
朝連尾道初等学院	尾道市土堂町海岸通り	林成龍	2	50	1946年3月1日
朝連大竹初等学院	佐伯郡大竹町小島新開	李壽龍	2	120	1946年4月12日
朝連宇品初等学院	広島市宇品町御幸通6丁目	李明植	3	110	1946年4月1日
朝連落合初等学院	比婆郡〔西城町〕落合	趙制天	2	40	1946年3月6日
朝連安芸津初等学院	賀茂郡安芸津町	辛泳権	2		1946年3月25日
朝連西高屋初等学院	賀茂郡西高屋村	金光得	3	30	1946年6月15日
朝連大屋初等学院	安芸郡大屋村	張壽大	1	20	1946年10月1日
朝連広初等学院	呉市阿賀町田中	広支部委員長	2	70	
合計13校				960	

典拠：指令学第233号「昭和22年5月30日付申請の朝連何々初等学院設立は之を認可する。昭和22年8月28日 知事」（『私立学校／朝鮮人学校S23-24 総務課』広島県行政文書）。

40 （注37）「朝鮮人学校の取扱い並びに朝鮮人児童の就学義務について」。

としている。「国語」が朝鮮語、「社会」が朝鮮「国史」「地理」とあること以外の教科目、修業年限、授業日、授業時数等の大枠は、日本の小学校と同様のものである。教育法上では各種学校とはいえ、実態としては「小学校」といえるものであった。各種学校認可という形式に従ったものの、実際には「教育内容」も含めどの次元の「自主性」も担保されていたと考えられる。ただ、県教育部長による朝連広島県本部あての文書「朝連初等学院設立認可について」には、「今回の認可は学校閉鎖を避くるための応急の措置にして、近く視察の上弊害ありと認められるものは之が認可を取消すことある」とあり、あくまでも認可は条件付きのものであることを強調している。また、今後の県と学校との交渉はすべて朝連県本部を通すことなど、初等学院の運営については、朝連県本部があたるべきことも付記された⁴¹。短期間での交渉の成立には、学校の閉鎖も辞さない県軍政部の強硬な姿勢の下で、各種学校の設置認可より早急に事態の打開を図るべしとの認識が県教育部と朝連県本部の双方にあったものと考えられる。

以上広島県では、既存の教育施設を教育法に基づき各種学校として認可申請を義務づけ、応じないものは閉鎖するという方針に基づく対応がとられた。隣接する山口県でも、同時期にほぼ同様の対応がなされていたことは、本節冒頭で示した通りである。広島、山口両県での行政の対応は、この後の全国で展開する事態に先行したものとみることができる。現時点では、二県のみを確認に留まるが、岡山、鳥取、島根も含めた5県の軍政部を所管した中国地方軍政部の朝鮮人学校問題に対する相当アクティブな対応が起因したと考えている。

まとめ

1945年8月の時点で「内地」の朝鮮人児童は、「不就学」も相当数あったものの、多くが国民学校に在籍していた。9月以降、朝鮮へ帰還が進展する一方で、残留した朝鮮人児童のために、朝鮮人の手による朝鮮人教育施設が開設さ

41 広島県教育部長発、在日本朝鮮人連盟広島県本部宛「朝鮮初等学院認可について」(学第1133号) 1947年8月28日。((注5)『私立学校／朝鮮人学校S23-24 総務課』)。

れたことにより、引き続き国民学校に通った者もあったが、多くは国民学校を退学し教育施設へ移った。これら残留した朝鮮人の教育と教育施設に対して、文部省は1946年時点では、SCAPが朝鮮人の法的地位を示していなかったことから、対処を決めかねていた。しかし、SCAPの方針が明確になると、在日朝鮮人は、法形式上「日本国民」であるから日本の司法権に従うべしとのロジックにより、1947年の教育基本法・学校教育法という新教育法制の成立とともに、残留した朝鮮人も小、中学校への就学義務があると表明した。その一方で、義務を課すことの困難な状況を容認する姿勢を示した。このため、大半の都府県はこの方針を適用することはなく、朝鮮人教育施設に教育行政による統制が及ぶことはなかった。この局面においては、朝鮮人教育の「自主性」は、文部省の判断で担保されていたといえる。

当時期、京都府においても多くの朝鮮人教育施設が開設された。朝鮮人の居住が多かった京都市では、教室とする建物の確保が困難という事情から、朝鮮人集住地域の市立小学校の校舎の一部を借用した自前の教室を持たない教育施設が多かった。いずれも地域の朝鮮人団体が京都市と交渉し、市の許可を得たものである。校舎貸与という形式によって、行政による限定的な「援助」を得ていたものの、行政による規制はなく「自主性」は担保されていた。京都市においては、朝鮮人教育施設には通わず、従来の市立小学校に在籍した朝鮮人児童も少なからず存在したことが確認できた。上級学校への接続を考え、日本の公立小学校を選択したという人々も相当数いたものと考えられる。

一方、日本の教育法制が成立したことから、一部の県では、県軍政部による命令により、県行政が教育施設を「調査」「取締り」「監督」する事態も生じていた。地方軍政部が朝鮮人にも教育法を適用するとした文部省方針にアクティブに対応したことによって生じたものと考えられ、翌年以降に全国で展開する措置に先行したものであった。

第2章 対朝鮮人学校措置の成立と実施過程

1948年1月～1949年3月

はじめに

本章は、1948年1月から49年3月までの時期を対象に、文部省通達により成立した対朝鮮人学校措置の枠組みとその実施過程を解明する。「阪神教育闘争」として知られるように、学校の閉鎖措置に反対する朝鮮人と執行した当局の間の衝突が各地で発生した時期である。具体的には、朝鮮人教育施設の学校設置認可とその教職員に対する教職適格審査の義務付けを内容とした行政措置とその後の動向を論じたうえで、1948年5月に京都府と朝鮮人団体が交わされた「京都覚書」の成立、これにより教育施設が認可された過程を明らかにする。予めこの後の見通しを示しておく、対朝鮮人学校措置は、1年9か月後の1949年10月に閣議決定とした「朝鮮人学校処置方針」の執行により、全国一律の学校強制閉鎖という結末に至る。第3章で論じる教育費の「国庫負担請願」も含め、1948年4月の「阪神教育闘争」以降、1949年10月までの1年半余りの間の朝鮮人教育、とりわけ各地域固有の動向には、これまでの研究においてはあまり注目してこなかった。先行研究において、1948年3月、4月に激しい反対運動を展開した兵庫県や大阪府などの状況を中心にしてきた時、1948年1月の文部省通達から49年10月の閉鎖に至る経過は、「覚書」の締結という一時的な中断を挟みながらも、朝鮮人教育への統制が連続的に強化されていったプロセスのように捉えられてきたからである。しかし、地方の事例を跡付けてみると、交渉の中で朝鮮人学校側と地方行政側の双方が一定の妥協を図りつつ、地域の事情に即した形で私立小学校や私立各種学校として認可を得るという形式により、朝鮮人学校の継続が図られた時期であったとみることができる。1949年10月の全国一律の学校閉鎖措置は、こうした地方ごとの取り組みを無視して、朝連系の学校に対してはほぼ例外なく閉鎖を命じた。こうした措置の抑圧性も、地方ごとの固有の取り組みを明確化することにより一層浮き彫りになるはずである。

一方、「阪神教育闘争」では、占領軍が神戸市に非常事態宣言が発して朝鮮人

の反対運動を強行に鎮圧したことからも明らかなように、この時期、朝鮮人の強い反対運動に逡巡する都府県当局の後ろ盾になったのが府県軍政部であった。占領軍は、朝鮮人学校問題を治安問題と見なした。背景には、5月の単独選挙を控えた南朝鮮では大阪の在日朝鮮人とのつながりの深い済州島で、同時期の4月に選挙に反対する武装蜂起が起き、占領軍は朝連の運動が南朝鮮の運動と結びつくことを警戒したからであった。また、同年9月には大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国が成立する。

本章では、第1節において、二通達すなわち学校設置認可と教職適格審査の義務付けの法的枠組みについて検討する。第2節において、1948年1月の二通達直後から同年5月に文部省と朝鮮人団体とで交わされた「5・5覚書」に至る時期の政府および地方の動向を検討する。第3節および第4節では、当時期の京都府内の動向を論じる。第3節においては、京都府と地元朝鮮人団体との間に成立した独自の覚書に注目し、中央の「5・5覚書」にはない公立学校内「特別学級」について考察する。併せて、この時期の京都市内の朝鮮人学校の状況を明らかにする。そのうえで、第4節において、覚書に基づき進行した学校設置認可と教職適格審査の京都市での展開過程と「特別学級」問題のプロセスについて論じる。これは、1950年代に成立する京都市の「民族学級」¹について論じる第Ⅱ部第7章の前史である。

当時期の京都の朝鮮人学校については、中島智子の先駆的研究がある²。中島は、GHQ/SCAP文書、『解放新聞』記事等を照合し、朝鮮人団体と行政当局との交渉概要を初めて明らかにした。しかし資料上の制約もあり、著者が自ら述べる通り「調査が不十分で、疑問点も多い」ことは否めない。本章は、中島論文の執筆当時には利用できなかった京都府の行政文書等を活用し、特に京都府が朝鮮人団体と締結した覚書の意味を朝鮮人学校の実態に即して検討する。

資料としては、『京都府庁文書』『京都府公報』『教育委員会会議録』等の京都府の行政文書、終戦連絡中央事務局の地方機関である京都連絡調整事務局の報告文書（以下「京連文書」と略す）³を中心に、加えてGHQ/SCAP文書、京都市

1 公立小学校において在日朝鮮人児童を対象として放課後などに朝鮮語などの教育を行う教室。

2 中島智子「解放直後の京都における朝鮮人民族教育」『在日朝鮮人史研究』第20号、1990年。

3 『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（『外交記録公開文書 I'-0043』外務省外交史料館）。

の行政文書、新聞資料なども用いる。

第 1 節 対朝鮮人学校措置の成立と法的枠組み

(1) 二通達による学校設置認可と教職適格審査の義務付け

1948 年になると事態が急展開する。1 月 24 日、文部省は、学校教育局長日高第四郎による通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」（以下、「1・24 通達」）を発し、朝鮮人の教育に対する方針を明確にした⁴。これは、第 1 章第 1 節で論じた通り、前年 10 月、CIE が文部省に対して地方行政当局の権限を明確にするための通達を作成するよう指示したことによるものであった⁵。直接の担当者である学校教育局庶務課長内藤誉三郎は、「通牒は司令部よりの指示に基づいて行われたもの」で、「強硬に推進するために、〔GHQ も〕必要な援助を与える、地方軍政部に対してもこの方針は伝達してある」としていたとし、SCAP の指示と援助の下にあったことを認めている⁶。

通達は、「在留する朝鮮人は〔…〕日本の法令に服しなければならない」したがって「朝鮮人子弟であっても、学齢に該当する者は〔…〕学校又は中学校就学させなければならない」、また、「私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって、都道府県監督庁（知事）の認可を受けなければならない」とした。これにより、朝鮮人児童生徒への小、中学校への就学義務と朝鮮人学校に私立学校としての知事による「認可」取得を義務づけた。そのうえで、「学齢児童又は学齢生徒の教育は、各種学校の教育は認められない」として、朝鮮人児童生徒を対象とする学校は、各種学校では不可で、学校教育法

4 文部省学校教育局長日高第四郎発、文部省大阪出張所長、都道府県知事宛「朝鮮人設立学校の取扱いについて」（官学 5 号）1948 年 1 月 24 日。

5 1947 年後半の朝鮮人学校をめぐる占領軍（府県軍政部、CIE、SCAP）内の動向や認識については、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房、1997 年（388-398 頁）による。

6 表題名「4 月 21 日及 22 日文部省学校教育局内藤庶務課長、安島〔ママ〕事務官」のメモによる。メモは、「外務省」と印刷された罫紙 2 枚に手書きされたもので、連絡調整事務局作成の 1948 年の朝鮮人学校閉鎖問題に関する一連の文書類に所収されている。（（注 3）『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』）前後に綴られた文書類から判断すると、神戸の朝鮮人学校閉鎖問題に関して神戸連絡調整事務局から解決方法について文部省の意向を確かめるよう依頼を受けた連絡調整中央事務局が、内藤、安嶋両氏から聞き取った文部省の意向をメモしたものと推測する。

第1条に規定する小、中学校でなければならないとした。さらに、私立小、中学校にも「学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定」を適用し、朝鮮語の教育は、「課外で行う」なら可とした。これは、前年4月の通達にあった「困難な事情」や「実情を考慮」に触れることなく、一律に朝鮮人の児童生徒が日本の公立小、中学校、あるいは私立小、中学校に就学し、日本語で、日本人と同一内容の教育を受けなければならないことを明示したものであった。さらに、私立朝鮮人学校として認可されたとしても、正規の授業として朝鮮語を教えることは不可としたことから、「教育内容」次元の「自主性」を大幅に制限する意味合いを備えていた。この通達が、在日朝鮮人の教育に対する学校教育法のいわば運用指針として、この後、地方行政機関の判断を拘束することになる。

これに加えて、2日後の1月26日、文部省は、大臣官房適格審査室長有光次郎による「朝鮮人学校の教職員についても教職員の適格審査を受けなければならない」とする通達を知事に発した⁷。適格審査とは、日本の教育の民主化を実現するための占領政策として実施され、「職業軍人、著名ナル軍国主義者若ハ極端ナル国家主義者」と占領政策の反対者などを「教職ヨリ去ラシメ」、その後「教職ニ就クコト」を禁じることを目的としたものである⁸。これにより、1946年からこれまでに約70万人の現職の教育関係者の審査をし、うち約5000人を「不適格」と判定した大規模なものであった。審査は、「調査票を徴し」、提出しない者には「罰則」が適用されるという強制力を持つものである⁹。これまでは、実態としては日本人教職員を対象としており、この時期には、すでに審査がほぼ「一段落」した時期で、¹⁰現職者の審査がほぼ終了していた。実際にこれまで朝鮮人教職員に適用してこなかったものを、新たな対象とした理由は明示していないが、教員の適格審査を朝鮮人学校設置認可取得の要件とするという意図があったと考えてよい。これは、朝鮮人学校の採用できる教員は、行政が「適格」とした者に限定されることになり、「教員人事」次元の「自主性」が減ぜら

7 文部省大臣官房適格審査室長発、都道府県知事宛「朝鮮人の教職員の適格審査について」(発適9号) 1948年1月26日。

8 「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」(勅令第263号)第1条、1946年5月7日。

9 政令第62号第8条の罰則「3年以下の懲役若しくは禁錮又は1萬5千円以下の罰金」。

10 相良惟一「はしがき」文部省審査関係法規研究会著『教職適格審査関係法規と解説』、国立書院、1948年10月、2頁。

れることを意味した。

これら文部省の新たな二措置に対して、朝連は、3月6日に森戸辰男文部大臣宛てに抗議文を提出、文部省が根拠とした「日本に在留する朝鮮人は日本の法令に従うべき」とするSCAPの通牒は、在留する朝鮮人が日本の司法権の管轄下にあることを意味するものであって、朝鮮人が日本国民として日本の法令に服従すべきとあるということまでは意味していないはずだという見解を表明した¹¹。つまり、朝連は、日本の法令は守るべきであるとしても、日本の学校への就学義務まで果たさなければならないとは考えていなかった。そして、直後に開かれた朝連中央委員会において、文部省の認可を受ければ干渉を受け、朝鮮人の教育はできなくなるとした。そのうえで、文部省に「朝鮮人が朝鮮児童を教育するための学校機関を特殊な学校として認証し、教育内容と教員問題に不干渉である」ことを求めた。さらに「学校を設置し、維持経営し、児童必需品を給与する面においては、日本学校、児童と同一の取扱をすること」を決議し、朝鮮人学校に対して「公費」による財政的な援助を求めた¹²。これは、前年施行された教育基本法が教育行政の役割を条件整備的なことに求めていることと重なり、今後の朝鮮人学校の運動の方向を示唆するものとして注目できる。

では、学校教育法に基づく学校設置認可と教職員への適格審査の義務付けという二つの対朝鮮人学校措置を、文部省はどのような法的枠組みによって運用したのか。

(2) 学校教育法第84条の運用による認可の義務付け

まず、学校設置認可の義務付けについて検討する。そもそも私立学校としての「認可」は、学校としての法的地位の賦与により、正規の学歴取得と上級学校への接続とが可能になるという「特許」という性格を備えている¹³。ところが、朝鮮人学校は正規の学歴を付与し、上級学校への接続を可とする正規教育

11 「朝連第15回中央委員会会議録(1948.7.26~29)」に引用されている。(金慶海編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集I』明石書店、1988年)

12 「朝連第13回中央委員会会議録(1948.1.27~30)」。(注11)『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集I』。

13 学校教育法第4条に定める、監督庁による学校認可の法的性格は、一般的には「監督庁の認可を得ることによってはじめて学校としての法的地位を賦与されるのであるから、学問上の「特許」と考えるのが妥当」(鈴木勲編『逐条学校教育法』学陽書房、1981年、29頁)とされている。

機関としてでなくても、生徒募集は十分に可能であり、私立小、中学校としての「認可」はもとより、各種学校としての「認可」すら、必ずしも必要としていなかった。実際、朝連系の朝鮮人学校は、自ら設置認可を申請することはなかった。

これに対して、文部省は、「認可」を求めている教育施設に、学校設置認可申請を義務づけるという方策を講じた。無認可状態の教育施設に「認可申請」を義務づけ、学校教育法の枠の中に取り込むことにより、行政による干渉の余地を作り出すためである。その根拠とされたのは、学校教育法第4条の「学校の設置廃止、設置者の変更その他の監督庁の定める事項は、監督庁の認可を受けなければならない」という条文である。しかし、これはあくまでも「学校」として認められた施設を対象とした規定であり、各種学校としての法的な位置づけさえも獲得していない学校類似の教育施設への即適用は困難であった。では、認可申請をしない教育施設に対して、文部省はどう対処したのか。そこで持ち出したのが、学校教育法第84条である。条文は「都道府県監督庁において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前条の規定によらせることができる」と定めていた¹⁴。前条の規定とは、各種学校については、学校教育法のいくつかの規定を「準用」ということである。ここでは、学校の設置廃止などについては、監督庁の設置認可が必要と規定している第4条などを指す。これらの規定によると、学校類似の教育施設で「無認可」で授業をしている朝鮮人学校に対して、まず都道府県監督庁（知事）が当該教育施設を各種学校に該当すると「認め」、それを当該教育施設に「通告」する。そのうえで、当該教育施設は各種学校であるから設置廃止などについて監督庁の認可を受けなければならない、という法運用が可能と判断したわけである。しかし、実際の運用に当たっては、以下の二つの問題が生ずることとなり、文部省もこれを自覚し懸念していた。

ひとつは、監督庁が「各種学校の教育を行うことと認める」際の基準が曖昧なことであった。そもそも何を以って当該学校類似の教育施設が「各種学校の教育」を行っているかと知事が判断するのか。この懸念を払拭するため、文部省

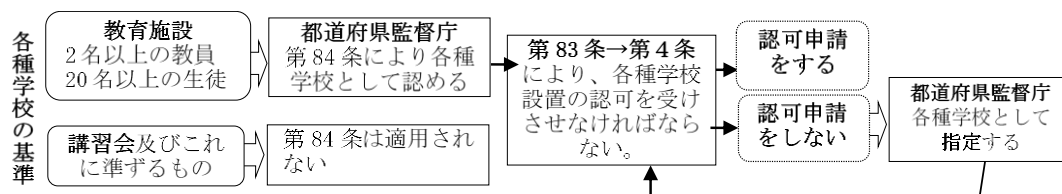
14 「学校教育法（法律第26号、昭和22年3月29日）」。

は3月1日学校教育局長による新たな通達「各種学校の取扱いについて」を発し、第84条の運用の指針を以下のように新たに定めた。

1 以上の教科若くは技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、2名以上の教員と20名以上の生徒を有するものは、すべて学校教育法第84条の規定によって、これを各種学校として認める。従って同法第83条において準用された第4条の規定によって、各種学校設置の認可を受けさせなければならない。(但し学校教育法第1条に掲げる学校及び既に許可を受けた各種学校を除く)もし認可を申請しない場合には都道府県監督庁が各種学校として指定することができる。¹⁵

当通達は、朝鮮人教育施設を特定したわけではない。しかし、「無認可各種学校が続出し教育上好ましくない事態をもたらす惧のある実情にかんがみ」とあること、および通達を発した時期からしても、朝鮮人学校に学校設置認可申請を強要するための法運用を企図したものであることは明白である。図2-1にその運用手順を図示した。これにより、教員2名以上、生徒20名以上の朝鮮人学校は、監督庁である知事により「各種学校の教育」を行っているものと「認め」られ、学校設置認可申請をすることが義務づけられることになる。もし認可申請をしなかった場合には、知事により各種学校であると「指定」され、同様に認可申請をすることが義務づけられる。なぜ教員1名、生徒10名であれば各種学校の範疇に入らず、「教員2名以上、生徒20名以上」という条件を満たせば

「第84条の運営については基準の明瞭でない点があり、かつ無認可各種学校が続出し教育上好ましくない事態」



- 教育施設は都道府県監督庁の認可を受けるまで、教育を行ってはならない。
- 2ヶ月以内に、各種学校の設置について都道府県監督庁の認可を受けなければならない。

図2-1 通達「各種学校の取扱いについて」による学校教育法第84条の運用

15 学校教育局長日高第四郎発、都道府県知事宛通達「各種学校の取扱いについて」(発学 81 号) 1948年3月1日。

各種学校と見なし得るのかという根拠については、全く説明されていない。

もう一つの問題は、それでも認可申請をしなかった場合の対処であった。当時の学校教育法には第13条に「法令の規定に故意に違反したとき」などに「監督庁は学校の閉鎖を命ずることができる」という規定がある。いわゆる「学校閉鎖命令」に関する条項である。しかし、この第13条の規定は、第4条の規定により監督庁が認可した学校教育法上の学校（第1条による学校および各種学校）に対する閉鎖命令を規定したものである。そもそも認可されていない教育施設の閉鎖については、法による規定の範囲外であった。そのため、先の3月の通牒では「当該教育施設は前項の都道府県監督庁の認可を受けるまで、教育を行ってはならない」という禁止規定を新たに盛り込んだ。さらに「第一項に該当するものの校長若しくは学校を代表して校務を掌る者は、この通牒交付後2ヶ月以内に、各種学校の設置について都道府県監督庁の認可を受けなければならない」として、認可までの期限をも明示した。こうして、学校教育法が「無認可」の教育施設には適用できない「弱点」を通達で「補強」し、学校設置認可申請をしない朝鮮人教育施設を一方的に学校教育法の枠に取り込むしくみが構築されることになった¹⁶。

(3) 教職適格審査の枠組み

次に、教職適格審査の義務付けの枠組みについて検討する。適格審査は、SCAP指令による1946年5月の勅令「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」に基づくものである。既述のように、民主化を旗印とする戦後改革の下で、「職業軍人、著名ナル軍国主義者若ハ極端ナル国家主義者」などを「教職ヨリ去ラシメ」、その後「教職ニ就クコト」を禁じることを目的とし¹⁷、序論で指摘した通り、戦後教育史研究では、「戦後日本の教育民主化に果たした役割は大きい」と評価されている。文部省適格審査室が統括し、初等中等教育の教員は、都道府県教職員

16 なお、1950年4月学校教育法が改正され、無認可教育施設を学校教育法の枠に取り込み、無認可施設に対する教育を禁止した通達内容の内容が、第84条の規定として新たに条文化とされた。同時に、第89条「学校閉鎖命令違反等の処罰」に第84条の規定による命令に違反した者を追加し、84条違反者に罰則を科せるようにした。「学校教育法の一部を改正する法律」（法律103号）1950年4月19日。

17 「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件（勅令第263号、1946年5月7日）」第1条。

適格審査委員会が審査を担当した。審査では、「職業及軍務の履歴」「団体の会員」等 24 項目についての「調査表」を提出させ、過去の行為・思想と地位・経歴などが「施行に関する規則」の「別表第一」に該当するか否かにより、教職の適格、または「不適格」を決定した¹⁸。表 2-1 に、「別表第一」の概要を示した。ここには、当人の言論活動、職業、学歴、所属団体の経歴等が軍国主義的・超国家主義的言動に当たる例をあげている。ただ、この他に「別表第一」には、第三項「占領政策の反対者」も含まれることに注意を要する。さらに注視すべきは、第一二項「勅令第百一号第二条及び第四条」の「団体」と「関係のあった者」である。これにより解散指定及び結成禁止「団体」と「関係のあった者」も「不適格」に該当することになる。適格審査は、「軍国主義者」「極端な国家主義者」と併せて、占領政策に従わない者と「団体規制」による解散団体等の関係者をも追放の対象としていたことは重要である。第 4 章で詳述するが、1949 年には、この第一二項に該当するとして朝鮮人教員が多数「不適格」とされる事態が生じるからである。

日本人の現職教員の審査についてみるなら、1948 年 3 月までにほぼ終了し、「七十余万の教職員が審査され、そのうち約 1 パーセントが教職不適格者として教職から除去」された¹⁹。その後、「冷戦」下での占領政策の変化、追放解除

表2-1 「教職員の除去、就職禁止等に関する政令」施行に関する規則「別表第一」の概要

該当項目	該当事項(主なもの)
第一項 講義、講演、著述、論文等の言論その他の行動	1号 侵略主義、好戦的国家主義を鼓吹、宣伝、協力した者
	2号 独裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全体主義を鼓吹した者
	3号 人種的理由によって、他人を迫害、排斥した者
	4号 民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣伝した者
	5号 自由主義、反軍国主義等の思想を持つ者、宗教を信ずる者を迫害、排斥した者
	6号 軍国主義、極端な国家主義を鼓吹、迎合し、教育者としての思想的節操を欠くに至った者
第二項	ナチ政権、ファシスト政権等の顧問、嘱託等の特別な関係、協力した者
第三項	連合国軍の日本占領の目的と政策に反対の意見を公表、他人を指導した者
第四項	官公吏の職務を行うにあたり宗教を迫害、弾圧した者
第五項	軍国主義的、極端な国家主義的意図をもって、教科用図書等の編纂に当たった者
第六項	連合国の領土内で日本軍の援助の下に、学問上の探検、発掘事業を指揮、参加した者
第七項	連合国最高司令部によって、個人的に罷免の指令を受けた者
第八項	「公務従事に適しない者の公職よりの除去に関する件付属書A号」該当者、すべての職業軍人
第九項	職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者
第一〇項	昭和十二年七月七日以降次に掲げる学校等を卒業した者、東京農林専門学校拓殖科等、20校
第一一項	次に掲げる官職に在職した者〔期間省略〕内務省警保局の勅任官及び奏任官等6官職
第一二項	次の団体と関係のあった者「勅令第百一号第二条及び第四条」の団体、原理日本社等、6団体

本表は「教職員の除去、就職禁止等に関する政令」の施行に関する規則（昭和23年5月15日改正）中の「別表第一」の概要である。（典拠：文部省審査関係法規研究会著『教職適格審査関係法規と解説』国立書院、1948年10月）

18 「教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和 22 年政令第 62 号）」および同「施行に関する規則」。

19 （注 10）『教職適格審査関係法規と解説』、1 頁。

の動きに応じて、1951年6月には、これまでに不適格者とされた5000人余りを再審査し、その大半は、追放を解除されることになる。さらに、1952年4月の講和条約発効により、適格審査そのものが廃止されることをもって終了する。

以上、適格審査は、日本の学校から戦争協力者であった「軍国主義者」や「極端ナル国家主義者」の追放を目的した戦後教育の民主化の趣旨からなされたもので、ここで対象とされた朝鮮人教員は、本来的にはその対象にはならないはずの人々である。軍国主義のいわば被害者の側にあった朝鮮人教職員を取り込む論理は、日本の教職員と同様に日本の教育法制に従わなければならないとする形式的なものにすぎず、牽強付会も甚だしいものであった。にも拘わらず、4月1日、文部省適格審査室長は、さらに以下の通達を発した。

朝鮮人を教育する学校の教職員の審査については、1月26日付発適9号によって通知したのであるが、朝鮮人を教育する学校であっても、学校教育法によらないところの、無認可の学校であれば、都道府県督庁が認可又は指定した後において、その教職員を審査する必要がある。[…] 審査漏れの無いように御留意願いたい。²⁰

これは、無認可教育施設が図2-1に示した運用手順より各種学校として指定され、認可された後に適格審査が必要であるとしたもので、3月1日通達「各種学校の取扱いについて」に即した対応である。

では、実際にはどのように運用されたのか。当時の私立学校設置は、学校設置者が監督庁である知事に学校設立申請書を提出し、それを都道府県の担当課が審査し決定した²¹。必要な提出書類は多岐にわたるが、大別すれば、教育目的、教科目などの教育内容にかかわるもの、生徒募集、学校建物、基本財産、備品などの管理運営にかかわるもの、教員組織、教員履歴などの教員人事にかかわるものとなる。いずれも私立学校の「自主性」範疇の内容である。適格審査の義務づけは、設立予定の学校教職員には、行政により「適格」判定がなされた者という条件が追加されたことになる。例えば、滋賀県では、財団法人朝

20 文部大臣官房適格審査室長発、都道府県知事宛「朝鮮人の学校の教職員の審査について（各種学校教職員の審査）」（発適2号）1948年4月1日。

21 ただし、設置者が個人でなく財団法人の場合は、当時は法人の許可、認可は政府にあったことから、文部省が法人認可をし、知事が学校設置認可をするという手続きとなる。

鮮学園管理組合の1949年の設立申請書の書類群に、「滋賀県教職員適格審査委員会において適格と判定された者である」とする滋賀県知事による教員予定者22名個々人の「教職適格確認書」が添付されている²²。教員予定者にも「適格」判定が義務付けられたからである。

以上、学校設置認可と適格審査という趣旨と性格を異にする法を結びつけ運用を図ることによって、朝鮮人教育施設を規制する措置をとった。これによりすべての朝鮮人教育施設に適格審査を義務付けことが可能となった。随所でとられた法の「弱点」を通達で「補強」し、法ではない通達が地方行政機関の判断を拘束するという通達行政ともいうべき手法に留意しておく必要がある。

第2節 二通達直後の府県の動向と「5・5覚書」の締結

文部省による2通の通達を受けた地方行政当局の1948年2月以降の対応は、府県軍政部の意向により相当異なったものとなった。第3節で論じる京都府のように、特段の強制的な動きがなかった府県もあった一方で、西日本では山口県、岡山県、兵庫県、大阪府などで、1948年3月末から4月にかけて、府県軍政部の指令を受けた府県当局が、公立学校への転校指示、校舎の明け渡し、学校教育法に基づく学校閉鎖命令など発する事態が生じたことは、すでに多くの先行研究が明らかにしている。そこで、本節では、これまで取り上げることもなかった広島県における同年2月から5月までの動向を検討する。これは、第1章第3節の後史に当たる。

広島県では、「1・24通達」以前の1947年8月に、知事が朝連初等学院13校を各種学校認可したが、2通達により再び新たな事態が起こる。「1・24通達」から3週間後の1948年2月11日、広島県軍政部は、広島県教育部長に「朝鮮人学校に就いて」とする広島県呉渉外局長を介した「申越」事項を伝えた。内容は、以下の3点に要約できる。

①朝鮮人学校、殊に当軍政部によって視察された古市、海田市は教育的に非常に遅れ

22 「財団法人滋賀県朝鮮学校管理組合連合会設立申請書〔1949年10月24日付〕」「昭24～26学事（昭03-62）、朝鮮人学校関係書類」『滋賀県行政文書』。

ており、実際に児童の標準教育を阻害している。教員も訓練されておらず、適格審査を受けていない。②朝鮮人学校の状況は、最近文部省により二つの通達によって明らかにされた。③この通達により当県の朝鮮人学校を徹底的に調査されんことを要望する。私立学校としての最小限の資格をも備えていない学校は、全て閉鎖し、教員も皆審査されるよう要望する。調査は昭和23年3月15日迄に完成されたし。²³

軍政部が視察した「古市」とは、安佐郡古市町所在の「朝連安佐初等学院」「海田市」とは、安芸郡船越町所在の「朝連海田市初等学院」を指すと考えられる。(表1-3)何を以って「教育的に非常に遅れて」いるとするか不詳であるが、施設設備が貧弱なこともひとつであろう。ただし、学院はいずれも前年に知事が各種学校認可したものである。軍政部には、当該2校も含めた私立各種学校である朝連初等学院13校は、学齢者の各種学校は認めないとした「1・24通達」に抵触することになり、到底容認できないとの判断もあったに違いない。

軍政部から、二通達の徹底を命じられた広島県教育部は、3月15日、前年8月に各種学校として認可した朝連初等学院13校を3月31日限りで「閉鎖することの止むなきに至った」と朝連広島県本部長に書面で伝えた。理由については「文部省学校教育局長通牒〔「1・24通達」〕および「広島軍政部からの申越」によるとして、その写しを添付した。そのうえで、閉鎖後の措置について、①児童生徒の日本人と同様の小、中学校への就学、②朝鮮人学校を私立小、中学校として設置認可、③学齢者以外の各種学校設立、の3点を示した。そして、②について、在来の学校が学校教育法の私立小学校として認可を受ける場合の最低要件として、教職員は教員免許状の所有および教職適格審査による適格判定、教授は文部省所定教科書の使用、および文部省編纂の「コースオブスタディ」によるべきとした²⁴。当時の在日朝鮮人で教員免許状取得者はごく少数しかいなかったことからみても高いハードルであった。

23 広島県呉渉外局長発、広島県教育部長宛「朝鮮人学校に就て」(呉渉外局第12号86)1948年2月14日。および、「HEADQUARTERS HIROSHIMA MILITARY GOVERNMENT APO317」(HMG T 000.8)、1948年2月11日。(『私立学校／朝鮮人学校S23-24 総務課』広島県学事課所蔵)

24 広島県教育部長足立正秋発、在日本朝鮮人連盟広島県本部長宛「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(学第418号)1948年3月15日。((注23)『私立学校／朝鮮人学校S23-24 総務課』)

同通知は、地方事務所長および各市長より 13 校の各学院にも示達された。そして、3 月 31 日、各学院に対して「昭和 22 年 8 月 28 日付の設立認可は官学 5 号通牒〔「1・24 通達」〕により之を取消す」という知事による指令が発せられた。

「1・24 通達」の「学齡児童又は生徒の教育については各種学校の設置は認められない」を根拠としたと考えられる。前年 8 月の 13 校の各種学校認可は、「学校閉鎖を避くるための応急の措置」という広島県としての判断を示しているが、認可取消決定については、軍政部の「申越」や文部省通達を理由にしており、学校認可の権限を持つ県としての判断や見解は示されていない。

これに対して朝連安佐初等学院学院長河清建は、4 月 8 日に地方事務所長宛てに書面で回答した。直接の当事者の見解として刮目すべきものと考え、全文を以下に示す。

標記ノ件「昭和 22 年 3 月 15 日付安佐学第 173 号標記の件通牒参照」ニツイテハ、不詳多々アル故左記ノ通り回答スルニ付キ御了承相成度。ソモソモ吾々朝鮮人ハ朝鮮ニ国籍ヲ持チ、日本ニ在住スル朝鮮人デアルカラ、文化面社会面ニ於テ世界如何ナル民族ニモ遜色ナキ歴史ヲ持ツ祖国ノ国語ヲ習ヒ 祖国ノ社会面ヲ勉強スルコトハ理ノ当然デアルコトト思フ。然ルニ今日当然ラシク貴関係当局ノ朝鮮人学校ハ設備不充分、教員資格有無ノ元ニ、又其ノ上「日本ニ在住スル朝鮮人ハ日本ノ法令ニ従ハネバナラヌ」トノ美名合法的ノ閉鎖指示アレ□□、日本ノ教育ニ於ケル悪徳ナル帝国主義ノオ陰ゲデ、日本ノ国土ハ灰燼化シ機関（教育）ハ破壊サレ、日本ノ児童スラモ□□□□收容サレナイ現状ニ於テ、又教員資格云々ハ日本教育界ノ□□資格審査ノ結果、優秀ナル資格者ハ生活難デアルノデ教育機関ニハ就任出来ズ、十人ノ内教員資格者ガ三人程度シカ□□ラム状態デアル、マシテヤ吾々朝鮮初等学院教員資格有無云々ハアルマイ、次ノ「日本ニ在住スル朝鮮人ハ日本ノ法令ニ従ハネバナラヌ」云々ハ日本ノ司法権内ニ居住スルガ故ニ 司法権ニ従ウコトハ勿論デアルガ、日本ノ義務教育ニマデ従フトイフコトハ常識的ニモ考ヘラレナイコトト思フ。故ニ吾々朝鮮人教育機関ニ於イテ、全面的解決ナキカギリ貴官通牒ニ関知セザルガ故ニ御了承相成り度シ。²⁵

25 在日本朝鮮人連盟安佐学院学院長河清建発、安佐地方事務所長宛文書「朝鮮人学校ノ取扱ヒ及ビ朝鮮人学齡児童生徒ノ取扱ヒニツイテ」（朝連安佐学院第 11 号）1948 年 4 月 8 日。（（注 23）『私立学校ノ朝鮮人学校 S 23-24 総務課』）

ここでは「日本ノ司法権内に居住スルガ故ニ 司法権ニ従ウコトハ勿論デア
ルガ、日本ノ義務教育ニマデ従フトイフコトハ常識的ニモ考ヘラレナイ」およ
び「祖国ノ国語ヲ習ヒ 祖国ノ社会面ヲ勉強スルコトハ理ノ当然」という文言
がとりわけ重要である。日本に居住するが故に司法権には従うが、日本の義務
教育にまでは従えないというロジックは、植民地解放後の当時の在日朝鮮人が
共有した基本的認識と考えてよい。法の順守と義務教育とを峻別し、日本に居
住しても朝鮮人としての教育の「自主性」は担保されるべきとの主張である。

この後、広島県では、4月中旬の時点で、朝連側は「文部省と朝連本部と
の交渉解決までは今のままの授業を続けていく方針」であるとして、朝連安
佐学院、朝連広支部初等学院など7校では、閉鎖することなく授業を継続し
た。

一方、先行研究が明らかにしてきたように、朝鮮人団体と行政側とが激しい
攻防を展開した地方もあった。兵庫県と大阪府では軍政部の指令を受け、公立
学校への転校指示、校舎の明け渡し、学校教育法に基づく学校閉鎖命令などが
執行されようとした。4月24日、神戸では閉鎖命令撤回を求める朝鮮人の反対
運動によって、知事が命令を撤回するという事態が生ずるにおよんで、軍政当
局による非常事態が宣言され、多数の朝鮮人が検挙された（神戸事件）。4月26
日、大阪では学校閉鎖反対の抗議集会に解散命令が出され、16才の朝鮮人少年
が警察官の発砲により死亡する事態も起きた。「阪神教育闘争」として朝鮮人の
側で今日まで記憶される運動である。このように兵庫県や大阪府では、学校閉
鎖命令が出され、激しい反対運動が展開された一方で、同じように朝鮮人が多
住する京都府や滋賀県ではこうした措置はなく、同じ近畿地方でも相当異なっ
た状況であった。翌4月27日、「神戸事件」は朝鮮人の「騒擾事件」として国
会で取り上げられた。衆議院本会議で文部大臣森戸辰雄は、在日朝鮮人の教育
を日本の教育法の下に置くとした意図を以下のように説明した。

学校教育法、教育基本法は、御承知のように、新しい憲法に従って、平和主義と民主
主義とを基調としたものでありまして、在来の国粹主義や軍国主義を基本としたもの
ではありませんので、国語の点を別といたしますれば、隣邦の民族がそのもとで学ん

でも多くの不当な点は存在せず、むしろある点では、不完全な教育よりは望ましいという部面もあったのであります。²⁶

学校教育法、教育基本法は平和と民主主義に基づく普遍的な教育を基調としたものであるから、それを日本人ではない朝鮮人に適用しても問題はないというロジックが示されている。ここには、たとえ普遍的な教育だとしても、それを強制することは、朝鮮人の自主的な教育を否定する側面を持つという認識はない。さらに、「不完全な教育よりは望ましい」という発言には、「文明の高みに立っている進んだ人間が、遅れた人間を支配していくことを不思議と思わない」という帝国意識と呼ぶべきメンタリーが吐露したといえる²⁷。

占領軍は「神戸事件」を日本共産党の「扇動」による「暴動」とし、日本の新聞報道もこれに同調し大きく取り上げた。政府も朝鮮人の「犯罪性」を強調した上で、これまで通り学校教育法に従って行うことを表明した。一方、占領軍の直接的な干渉を招いた「神戸事件」は、朝連にとっても「予測しえない不慮の出来事」という側面を持っていた。とりわけ占領軍の強硬姿勢を前にこれ以上の流血の事態が生じるのを避けるため、文部省との交渉を妥結させた。5月5日、文部省との間で覚書（以下、「5・5覚書」）を交わし、暫定的な解決を図った。覚書の内容は、「教育基本法、学校教育法に従うこと」および「私立学校としての自主性が認められる範囲内において、朝鮮人独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可申請をすること」の2点である²⁸。そのうえで、文部省は、朝鮮語による「朝鮮人独自の教育」を認める範囲を、私立小、中学校での「選択教科、自由研究及び課外の時間」と、「義務教育を受けさせる傍ら放課後又は休日等に朝鮮語等の教育を行うことを目的として設置された各

26 「第2回国会 衆議院本会議 会議録」1948年4月27日、『国会会議録検索システム』。引用部分の前に以下の発言がある。「朝鮮人の児童の教育の問題は、終戦とともに日本政府の特に関心を払った問題でありましたが、昨年学校教育法、教育基本法が行われまして以来は、さらにこの法令を朝鮮の子供たちに適用するか否かにつきまして慎重に考え関係方面ともいろいろ熟議をいたしました結果、民主化の方向に刷新された学校において、朝鮮の児童も日本の児童と並んで教育を受くべきことに決定をいたしましたのであります」。

27 木畑洋一は、「支配する側に立っている自分たちと支配される側の人々の間に、文明—野蛮、進歩—停滞、成熟—幼稚といった違いがあるとして、文明の高みに立っている進んだ人間が、遅れた人間を支配していくことを不思議と思わない」心性を「帝国意識」と呼んでいる。（『20世紀の歴史』岩波書店、2014年、26頁）

28 「在日朝鮮人教育対策委員会代表との間の覚書」1948年5月5日。

種学校」の二つとした²⁹。これは1月の通達と比べると、朝鮮語による「朝鮮人独自の教育」を私立小、中学校での「選択教科、自由研究」という教育課程内の時間に認めた点は、文部省が若干の譲歩を示したものであった。しかし、小学校の教育課程における「自由研究」の時間数は、第4～6学年において週「2～4」時間が配当されているに過ぎず、「選択教科」の時間は、中学校にしか設けられていなかった³⁰。当時の子どものお大半が朝鮮語を話せないという実態の中で、このように限定された時間内では、朝鮮語による「朝鮮人独自の教育」が効果を上げられないことは明らかであった。これは、朝鮮人の教育を日本の教育法制の下に置くことにより、「教育内容」が大幅な制限を受けることになるという朝連には極めて「不利な覚書」であったといえる³¹。覚書の一文が示した通り、朝鮮人学校の「自主性」の枠は、「私立学校としての自主性が認められる範囲内」にまで減じられることになった。さらに、「公費」については、交渉の俎上にすら上がらなかったことにも留意すべきである。これは、「自主性」に一定程度の「統制」がなされたにもかかわらず、「公費」については「援助はしない」という選択が行政によりなされたことを意味するものであった。それでも朝鮮人側は、日本の学校ではなく、あくまでも自分たちの学校の維持、継続のために、日本の教育法の下での私立学校として学校認可の道を選択したといえる。

以上の経過により、1948年1月の「1・24通達」に始まった学校問題は、朝連にとっては「屈辱的な調印」³²といえる「5・5覚書」が交わされ、ほぼ文部省の方針に沿った暫定的な解決が図られた。これにより5月以降、各地では覚書に基づく学校認可の手続きが進行することになる。そこでは、「教育内容」のみならず「教員人事」「管理運営」も含めた次元の「自主性」の「範囲」をめぐる教育行政当局と朝鮮人団体との交渉が展開することになった。

第3節 京都府と朝鮮人団体との「京都覚書」締結

29 文部省学校教育局長発通達「朝鮮人学校に関する問題について」1948年5月6日。

30 文部省「学習指導要領一般編（試案）昭和22年度」1947年。

31 「朝連第15回中央委員会会議録（1948.7.26～28）」（注11）『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅰ』。

32 『在日朝鮮文化年鑑1949年版』朝鮮文芸社、1949年4月。（注11）『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅰ』。

(1) 京都府教育部と朝鮮人団体との交渉

京都では神戸・大阪のような強制的な閉鎖措置が執られることはなかった。理由は不詳であるが、京都府軍政部と朝鮮人団体との関係が良好であったこともその要因と推測できる³³。ただし、同様の事態がいつ生じるかわからないという緊張感のもとで、京都府と朝鮮人団体との交渉が始まった。「神戸事件」直後の1948年4月26日、京都府秘書課長は、日本共産党京都府委員会に対し「京都では少なくとも当分閉鎖命令を出すようなことはしない。もし何らかの処置をする場合には朝鮮人側代表をまねき納得いくような方法を講じた上で処置したい」と回答した³⁴。府では強行措置は取らず、あくまでも朝鮮人側と話し合っ解決する方針を固め、教育部長天野利武によって交渉が進められた。天野は、1927年東京帝国大学卒業後、京城帝国大学助手、教授として1945年まで朝鮮に在住、引揚後、立命館大学教授に就任中の46年12月、府知事の要請により府教育部学務課長、48年4月教育部長、という経歴を持つ。この後、同年11月の京都府教育委員会の発足により教育長となり、朝鮮人教育問題について朝鮮人団体との対応に当たることになる³⁵。

『京都新聞』の記事によると、4月30日、教育部長天野は、朝連京都府本部委員長林尊康、同文教部長裴善康、京都朝鮮人教育会理事長金財述、京都朝鮮中学校長兪錫濬を招き、京都府軍政部のシェフィールド、ケーズ、アンダーソン3名が同席し³⁶、朝鮮人団体との協議が開始された。京都朝鮮人教育会は、京都朝鮮中学を経営する民団系の団体である。軍政部が同席したことから、教育部長天野は、軍政部との協議の下に、2つの朝鮮人団体と協議を開始したこ

33 林誠宏『殉教者たちの終焉-父・林尊康の生涯と素顔の日朝交流私史』人間の科学社、1996年。

34 『日本共産党中央機関紙アカハタ』1948年4月30日付。朝連の執行部には日本共産党員が多くを占め、共産党には朝鮮人党員も多かった。朝鮮人学校問題と日本共産党との関係については、(注5)『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』(415頁)を参照。

35 天野利武(1904-80)1927年東京帝国大学文学部卒業、同年京城帝国大学助手、36年京城帝国大学教授、45年引揚、46年立命館大学教授、同年12月京都府教育部学務課、48年3月同教育部長、同年11月教育長。(天野利武先生追悼出版会『遅明録 天野利武先生その人と業績』1982年)

36 E.Cades 京都府軍政部民間教育課長(1947年10月~49年1月)、R.S.Anderson 第一軍政部教育官(教育課長)、シェフィールドについては不詳。なお、教育課長アンダーソンと教育部長天野の関係について、阿部彰は「旧制第四高等学校での教職経験を持つアンダーソン課長は温厚篤実な人柄で天野氏のよき理解者であった」としている。(阿部彰「天野利武氏の教育行政上の基本姿勢と足跡」(注35)『遅明録 天野利武先生その人と業績』)

とがわかる。協議会には当初から軍政部が直接関与した。天野は、未認可の学校は5月9日までに認可手続きを取るよう申し入れ、朝鮮人側は、「教科書は検閲済のものばかりである」から「朝鮮の学校では朝鮮語を使わせてほしい」「学校運営は教育管理組合が当ることを認めよ」と要望した。これに対して天野は、「教育法にいう監督官庁とは府県のことであるから検閲がすんでも認可を受けることは必要だ」と答えた。さらに、軍政部教育課長ケーズは「民主国家では平等に国の法律が適用されるから日本に在住するものは国籍の如何を問わない」「2人以上の教師と20人以上の生徒がおれば原則として学校とみなす」と述べ、朝鮮人も日本の教育法に従うべきことを強調した。最後に、朝鮮人側は「京都では平和的、民主的にすべてを解決したい」「教育法は日本人に適用すべきもの」で「朝鮮人の特殊性を生かすような対策を講じられたい」という希望を提示した³⁷。「平和的、民主的」という言葉には、朝鮮人側としても神戸のような事態の再発は免れたいという思いがあったことを示している。その後5回の協議会が開かれるが、その内容は不詳である。

その一方で、京都朝鮮中学を経営する京都朝鮮人教育会は、5月3日「国際人懇談会」を京都朝鮮中学で開催した。軍政部教育課長、京都府教育部長、京都市教育局学務課長などの行政関係者だけでなく、京都大学総長鳥養利三郎、立命館大学総長末川博、京都商工会議所会頭中野種一郎、京都華僑総会長孫鳳仙、在日朝鮮米軍政庁大阪公館長黄鐘律などが参加、朝鮮人学校問題が協議された³⁸。協議内容については不詳であるが、朝連とは路線を異にする民団系教育団体は、日本人教育関係者も含めた相当広範な人々と学校問題を共有することで、問題解決を図ろうとしようとしていたことがわかる。

その後の交渉は、教育部長天野によると、「朝鮮人教育担当者との間で極めて協力的に」進展し³⁹、5月15日には朝連、18日には朝鮮人教育会、両者と同内容の「朝鮮人学童生徒の教育に関する覚書」（「京都覚書」）が交された⁴⁰。京都

37 『京都新聞』1948年5月1日。京都朝鮮人教育会は民団系の団体で京都朝鮮中学を開校。

38 「韓国学園27年の昔今」（『マヌル（日本語訳）』1974年12月9日）。参加者40名（日本人13、欧米人3、中国人1、韓国人23）、本文に記載した以外の参加者の肩書と氏名を以下に示す。前同志社大学総長牧野虎次、京都天主教神父パーロン、京都日日新聞社代表木俣秋水、京都商工会議所会頭中野種一郎、京都弁護士会長藤野三、府教育委員長後藤弥太郎、京都朝鮮人教育会関係者。

39 京都府教育部長「朝鮮人学童の扱いについて」『京都府公報』1948年5月11日。

40 京都府教育部長「在日朝鮮人児童生徒の教育について」『京都府公報』1948年6月11日。

府はこれを『京都府公報』に掲載し、広報した。【資料編・資料1】

(2) 「朝鮮人学童生徒の教育に関する覚書」(「京都覚書」)

「京都覚書」は全11項からなる。大半の項目は、文部省との覚書に沿った内容である。特徴は次の3点に整理できる。

第一は、教職適格審査についてである。第四項に以下のように取り決めた。「私立朝鮮人小学校及中学校における教員は朝連教育委員会(朝鮮人教育会)が自主的に査定し、且教職員適格審査委員会で適格の判定を受けた者につき協議して決定する⁴¹⁾」。これは、「5・5覚書」を受け、適格審査の実施を双方が確認した内容である。ただし、「自主的に査定」との文言は、「京都覚書」独自のものがある。朝鮮人団体にとっては、適格審査を受入れるが、教員採用の主体はあくまでも朝鮮人の側にあることを含意するものである。適格審査に対する警戒心の表われであり、教員採用に対して、行政の関与がおよぶことへの歯止めの意味あいを持つ。たとえ、適格審査の枠組みに入るとしても、「教員人事」の次元の「自主性」をなんとか担保しようとしたといえる。

第二は、私立朝鮮人学校としての学校設置認可についてである。私立小・中学校の設置を取り決めた第五項は、以下の通りである。「私立朝鮮人小学校及中学校の設置主体は財団法人でなければならぬが、法人の設立認可申請書を1ヶ月内(特別の事情ある場合は2ヶ月内)に提出することを条件として学校設置を認可することができる」これは、財団法人設立を学校設置認可の必要条件とするとしたものである。その上で、私立朝鮮人小・中学校では、第二項で定めた通り「選択教科、自由研究の時間に朝鮮の国語、歴史、地理、文学、文化等の朝鮮人独自の教育を行うことができる」とされた。また私立朝鮮人各種学校については、「一般の小学校及中学校において義務教育を受けさせる傍ら放課後、休日等において朝鮮人独自の教育を行うこと」(第七項)を認めるとされた。何れも文部省との覚書の線に沿ったものである。

第三は、小・中学校における「朝鮮人独自の教育」について取り決めである。

41 ()内は、朝鮮人教育会との覚書の文言である。

文部省との「5・5 覚書」には全くないものであり、「京都覚書」に独自のものとして重要である。すなわち、第六項は「一般の小学校及中学校において義務教育を受けている朝鮮人児童、生徒のみを以て学級を編成し、(二)に述べたような方法で朝鮮人独自の教育をすることができる」と定めた。これは「一般の」、つまり公立小・中学校において、朝鮮人児童生徒のみで構成する学級、すなわち「特別学級」を設置し、「朝鮮人独自の教育」を「選択教科」「自由研究」という教育課程内の科目においてするというものである。これが、朝連の側の強い要求によるものであったことは後段で論じる。

第2節で論じた通り「5・5 覚書」では、「朝鮮人独自の教育」は、私立朝鮮人小中学校の「自由研究」「選択教科」(教育課程内)の時間、又は放課後等の課外の時間、および放課後や休日等に授業を行う私立朝鮮人各種学校であるのに対して、「京都覚書」は、これに加えて、公立小・中学校の「特別学級」を設置し、そこでの「自由研究」「選択教科」(教育課程内)の時間を新たに追加することになる。

問題を整理するために、図2-2に、「京都覚書」が取り決めた3種類の「朝鮮人独自の教育」の教育課程における位置を模式的に示した。京都府における「朝鮮人独自の教育」のあり方は、次の3つのパターンに分けることができる。類型Aの私立朝鮮人小・中学校、および類型Bの公立小・中学校「特別学級」では、「朝鮮人独自の教育」は「自由研究」や「選択教科」という教育課程内のいわば周縁的な枠の中で認められる。また、類型Cの私立朝鮮人各種学校は、放課後又は休日の開設であることから教育課程の外に位置することになる。この

類 型		A	B	C
「京都覚書」		第五項 私立小・中学校設置認可	第六項 公立小・中学校に朝鮮人のみの 「特別学級」を設置	第七項 私立各種学校設置認可
「5・5 覚書」		あり	なし	あり
授業の 時間	教育課程内	私立朝鮮人小・中学校 自由研究 選択教科	公立小・中学校 特別学級 自由研究 選択教科	
	教育課程外	[放課後等の] 課外の時間		私立朝鮮人各種学校 (放課後又は休日に開設)

・ [] の部分は、「朝鮮人独自の教育」の時間を示す。

・ 自由研究は小学校、選択教科は中学校の教育課程の内容である。

図2-2 「京都覚書」における「朝鮮人独自の教育」の時間の取り扱い

ように、「朝鮮人独自の教育」は、朝鮮人児童生徒が就学すべきとされた公立小・中学校はもとより私立朝鮮人小・中学校においても、教育課程の周縁部やその外側において辛うじて認められたといえるのである。

ただし、京都府では、まがりなりにも公立小・中学校の教育課程内において、朝鮮人のみの学級を設置して「朝鮮人独自の教育」を認めたことは、後に大きな問題とされることになる。これについては、第3節で取り上げる。

(3) 京都市における朝連経営の朝鮮人学校の状況

「京都覚書」締結時点の京都府内の朝鮮人教育施設の状況を正確に把握することは困難であるが、京都連絡調整事務局は、1949年9月から翌年1月にかけて、京都の朝鮮人学校の状況を逐次外務大臣に報告しており（以下「京連文書」とする）、これによりほぼこの時期の朝鮮人学校の状況がわかる。大半は朝連経営の初等レベルの学校であるが、朝から授業を行うもの、午後のみ授業のもの、自前の校舎を持つもの、市立小学校を借用したものなど多様である。

表 2-2 は、この「京連文書」に示された学校の状況を授業時間と校舎所有の点から4タイプに分類した一覧である。タイプ A が図 2-2 の A、タイプ B が図 2-2 の B、タイプ C が図 2-2 の C にあたる。なお、中等レベルの学校として、すでに 1947 年に各種学校認可を受けた京都朝鮮人教育会経営の京都朝鮮中学や朝連経営の西陣中学が存在したが、この表では初等レベルの学校のみを対象とした。

タイプ A は、朝から授業をし、自前の校舎を持つもので、京都朝連西陣小学校がこれにあたる。この学校は「京都覚書」直後の 1948 年 7 月に開校、児童数約 300、京都では最大規模であった。『解放新聞』によると、それまで朝連西陣支部にあった 13 の「学院」を統合するために、2 月に学院新設期成委員会を組織し、目標額 400 万円の募金活動を開始、前工業高校を買収、運動場設備等を 200 万円で完備した⁴²。西陣地域には西陣織や友禅業に従事する朝鮮人が多く、1946 年には朝鮮人西陣織物工業協同組合を結成しており、こうした人々が資金

42 『解放新聞』第 133 号、1948 年 5 月 5 日。

表2-2 京都市内の朝連経営初等レベル朝鮮人学校の状況（1948—49年）

学校 類型	授 業 *1	学校名称 名称Ⅰ…出典(a)、(b) 名称Ⅱ…出典(c) 名称Ⅲ…『京都府公報』*2	所在地	1949年9月の状況 「朝鮮人学校一覧表（9月9日現在）」 出典(a)		
				校舎 状況	教員 生徒	備考欄記載事項
Type A	午前	Ⅰ. 西陣小学校 Ⅱ. 朝連西陣小学校 Ⅲ. 京都朝連西陣小学校	中京区西ノ京両町13	教室7 職員室	10 300	「私立小学校認定、朝から授業 校長韓永吉」
Type B	午前	Ⅰ. 陶化小学校内特別学級／日本公 立陶化小学校内朝鮮人特別学級 Ⅱ. 京都第一朝連初等学校	下京区東九条御霊町	教室4 職員室	1 *3 凡そ 100	「無認可、朝から授業をし 9 月30日限閉鎖され目下紛争中」
Type C	放 課 後	Ⅰ. 九条小学院 Ⅱ. 朝連九条学院 Ⅲ. 京都朝連九条小学院	下京区西九条比永城町	教室1 他2	3 60	「各種学校認定、日本小学校放 課後朝鮮人教育を施す 校長李 樹世」
		Ⅰ. 東寺小学院 Ⅱ. 朝連東寺学院 Ⅲ. 京都朝連東寺小学院	下京区八条源町	教室1 他2	1 53	「各種学校認定、日本小学校放 課後朝鮮人教育を施す 校長李 在中」
		Ⅰ. 山内小学院 Ⅱ. 朝連山内学院 Ⅲ. 京都朝連山内小学院	右京区山内中畑町	教室1 職員室	1 44	「各種学校認定、日本小学校放 課後朝鮮人教育を施す 校長李 圭燦」
		Ⅰ. 梅津小学院 Ⅱ. 朝連梅津学院 Ⅲ. 京都朝連梅津小学院	右京区梅津段町	教室2 職員室	2 30	「各種学校認定、日本小学校放 課後朝鮮人教育を施す 校長朴 千石」
		Ⅰ. 山科小学院 Ⅱ. 朝連山科学院 Ⅲ. 京都朝連山科小学院	東山区山科御陵中内町	教室2 他2		「目下休校中」
Type D	放 課 後	Ⅰ. 吉祥院小学校内特別学級 Ⅱ. 吉祥院初等学院	下京区吉祥院船戸町	教室1	1 凡そ30	「無認可、放課後授業、本年4 月以降休校 市教室委閉鎖措置 済」
		Ⅰ. 住吉小学校内特別学級 Ⅱ. 朝連住吉学院	伏見区仲之町	教室1	1 凡そ30	
		Ⅰ. 上鳥羽小学校内特別学級 Ⅱ. 上鳥羽朝連学院	下京区上鳥羽城前町	教室1	1 凡そ30	
		Ⅰ. 養徳小学校内特別学級 Ⅱ. 下鴨第二初等学院	左京区田中大久保町	教室1	1 凡そ30	
		Ⅰ. 養正小学校内特別学級 Ⅱ. 下鴨第一初等学院	左京区田中飛鳥井町	教室1	1 凡そ30	
		Ⅰ. 紫竹小学校内特別学級 Ⅱ. 紫竹朝連学院	上京区紫竹下岸町	教室1	1 凡そ30	
		Ⅰ. 安井小学校内特別学級 Ⅱ. 太秦第一初等学院	右京区太秦安井柳通町	教室1	1 凡そ30	
		Ⅰ. 桂小学校内特別学級 Ⅱ. 太秦第五初等学院	右京区桂巽町	教室1	1 凡そ30	「無認可、放課後授業、本年4 月より休校」

- ・本表は以下の資料をもとに作成した。
出典(a) 京都連絡調整事務局長「京都市教育委員会の陶化小学校内朝鮮人特別学級閉鎖問題経緯報告の件」1949年10月10日。
出典(b) 京都連絡調整事務局長「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件」1950年1月19日、添付。
出典(c) 呉鳴夢 成大盛「解放後の初期在京朝鮮人民族教育（1945～1950）」『社協京都都会報』第9号、2007年。（主として朝
連資料をもとにした研究）
- ・各項目の表記文言については原文書の表記に従った。また、所在地の行政区分は当時のものである。
- ・学校の名称は、京都連絡調整事務局長文書（本表では出典(a)および(b)）、朝連資料（本表では出典(c)）、『京都府公報』で異なるため、複数の名称を記した。
- ・各資料に記載のないもの及び記載項目欄に記入のない箇所は空白とした。
*1 「午前」…午前中（朝）から授業をしているもの。「放課後」…小学校放課後（午後）に授業をしているもの。
*2 『京都府公報』（1948年9月21日）「告示第608号」に記載されている学校名称。
*3 他の資料では教員数は4人とされている。
- ・京都連絡調整事務局長文書に掲載されている京都市内の朝鮮人学校の中で、「朝連経営初等レベル」ではないことから本表から省いた学校は以下の通りである。
○韓国学院建国小学校（建国小学校）（建青） ○朝連西陣中学校（朝連） ○紫竹学院（朝連）
○京都朝鮮中学（朝鮮人教育会） ○在日本大韓キリスト教京都教会夜間学校（大韓キリスト教京都教会）

を提供したものと考えられる。西陣織者業者であった金泰成によると、「西陣の朝鮮人が朝連西陣中央小学校を建て、他府県の如き検挙や弾圧を受けることなく平穩無事に開校することができたのは、〔朝鮮人西陣織物工業協同組合〕理事長の要請に対して〔京都府軍政部〕軍政長官が快く答えてくれたからであった」とされる⁴³。朝連関係者が自己資金で学校を開設し、しかも「神戸事件」直後の時期に朝連傘下の学校開設を軍政部が認めたことは注目されることである。

タイプ B は、朝から授業をするが、自前の校舎を持たないもので、京都市最大の朝鮮人集住地域である東九条地域に位置する「京都第一朝連初等学校」がこれにあたる。この学校は 1946 年に朝連七条支部が京都市と交渉し、市立陶化小学校の 4 教室と職員室を借用し開校したものである。「京連文書」では、この学校の名称を「陶化小学校内特別学級」や「日本公立陶化小学校内朝鮮人特別学級」とし、「暫定的措置」として校舎の借用を認めたとしている。また、「市の許可書には使用時間は午後 1 時以降となっているが実際には午前中より使用され」「終日授業を行っていた」と指摘している⁴⁴。この資料に記された通り、この「特別学級」は、一つの公立学校の中で時間に応じて編制されるものでなく、実態としては公立学校の教室を借用しながら私立小学校と同様に朝から朝鮮人向けの教育を行っていたと考えられる。朝連側の資料でこの学校の名称を「京都第一朝連初等学校」と称しているのも、こうした実態を反映したものであろう⁴⁵。さらに、こうした実態を反映して、二つの学校の看板が掲げられていたという発言も見られる。『解放新聞』によれば、地元の市会議員熊野喜三郎は、「神戸事件」直後の 4 月 28 日、市議会で「使用期限がきれているし、又日本の新制中学も設立せねばならぬのだから、朝連の初等学院を追い出したらよい」「若し出ないなら阪神のようにやったらよい。日本の学校の看板と朝鮮人学院の看板とを並べてかけることはバカらしい」と発言したとされている⁴⁶。この

43 金泰成「西陣織と友禪染業の韓国・朝鮮人業者について」『民族教育研究』第 2 号、2001 年。

44 京都連絡調整事務局長「京都市教育委員会の陶化小学校内朝鮮人特別学級閉鎖問題経緯報告の件」添付「朝鮮人学校一覧表（昭和 24 年 9 月 9 日現在）」京連第 207 号 1949 年 10 月 10 日。（注 3）『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

45 軍政部文書では「第一朝連初等学校」170 人、「京都市立陶化小学校」150 人在籍とされる。“Use of the Toka Primary School Building(Japanese)by the Korean League First Primary School” 3 September,1949 GHQ/SCAP 文書 CAS(A)11148。

46 『解放新聞』第 136 号、1948 年 5 月 25 日。当発言とされる部分は京都市会会議録では「この間削除」とされている。（『昭和 23 年京都市会会議録』第 5 号）

発言が「京都覚書」以前のものであることを考えれば、「京都覚書」第六項の内容は、すでに事実として存在していたひとつの学校敷地に二つの看板という事態を事後的に追認し、「特別学級」という枠の中の措置として認めたものとも考えられる。

タイプ C は、小学校放課後の時間帯に授業をし、自前の校舎を持つもので、京都朝連九条小学院など 5 校がこれにあたる。朝連の事務所などの建物を使用し、地域の小学校に在籍する朝鮮人児童を対象にしたものである。表 2-2 に示したように「京連文書」には「日本学校放課後授業」と記されている。だが、これらの学校の多くは 1946 年に開設され、当時は朝から授業を行っていたとされており、中には「京都覚書」締結以降も朝から授業を行っていた学校もあったと考えられる。

タイプ D は、自前の校舎を持たず、小学校放課後の時間帯に授業をするもので、吉祥院初等学院など 8 校がこれにあたる。市立小学校の教室を借用しており「京連文書」において学校名称を「〇〇小学校内特別学級」としている点ではタイプ B と同様である。小学校放課後に市立小学校に在籍している朝鮮人児童を対象にした小規模なものである。これら市立小学校の借用については、朝連京都府本部が京都府軍政部との交渉の結果、1946 年から使用が可能になったとされている。このように行政側の資料では、タイプ C は「学院」、タイプ D は「特別学級」として区別しているが、朝連資料ではともに「学院」という共通の名称を用いており、独自の校舎を有するか否かにかかわらず、放課後に授業を行うことを原則とするものを「学院」と称していたと考えられる。

第 4 節 「京都覚書」後の京都府・市の措置

(1) 教職適格審査の適用

以上に述べてきたような京都市における朝鮮人学校の状況を京都府・京都市の行政当局、および軍政当局はどのように認識し、1948 年 5 月の「京都覚書」を受けて、どのような措置を執ったのだろうか。まず確認できるのは「京都覚書」締結から 1948 年末まで、現存する朝鮮人学校を既存の教育体制の中に組み

込みながら、朝鮮語による「朝鮮人独自の教育」を一定の範囲内で認める枠組みが構築されたことである。既存の教育体制への組み込みを象徴的に表す事実
は、教職適格審査の適用であった。

「第四項」に基づき、適格審査が始まった。最初に審査を受けたのは、朝連
経営の学校教員であった。6月30日付25名、8月25日付14名、さらに9月8
日付4名、合計43名全員が「適格」とされたことが『京都府公報』から確認で
きる。表記された教員の所属名はいずれも個別の学校でなく、「在日本朝鮮人連
盟」、若しくは「日本朝鮮人連盟」とされている。審査を受ける際の「調査書」
に所属を「朝連」と記し、朝連がまとめて京都府審査委員会に提出するという
方法をとったといえる。これは、形式上教員の適否を日本の行政当局の審査に
ゆだねることにはなるが、あくまでも「教員は朝連教育委員会が自主的に査定」
するという朝連の姿勢を示すものとみることができる。43名中、一部は所属す
る学校名が確認できることから、学校別の状況を表2-3に示した⁴⁷。判定通知
の筆頭にある韓永吉は、朝連西陣小学校校長である。ただ、次節で確認するこ
とになるが、この中で現職教員と確認できるのは16名に過ぎず、朝連や学校管
理組合関係者等の現職教員でない者も相当数含まれていたものと推測する。つ
まり、朝連経営の学校教員の全てが適格審査を受けたわけではないと考えられ
る。これをどのようにみるのか。

適格審査にあたり提出を義務付けた「調査表」は、日本人教員と同一のもの
で、全24項目のうち、「軍務の履歴」や大政翼賛会、大日本政治会等の「各種
団体」との関係等の項目については、とりわけ詳細な記述を求めている。「軍国
主義者」「極端な国家主義者」を判断するために必須の情報だからである。とこ
ろが、これらの項目は、植民地支配の被害者であった朝鮮人の場合は該当する
とは考えにくい。「軍務の履歴」などが該当したとしても、それが日本帝国主義
により強いられたものであることは、調査される側にとってはもちろん、調査
する側にとっても、ほぼ自明のことだったと思われる。実際の「調査書」にお
いても、朝鮮人の場合は、これらの項目に「該当事項なし」と記しているもの
が多い。以上のことから、全員の適格判定は、当然の結果であったとみるべき

47 京都府における朝鮮人学校教員の適格審査は、この後、1949年10月に「再審査」としてなされた。
これについては第4章第3節で論じる。

表 2-3 教職適格審査で「適格」とされた朝連経営朝鮮人学校の教職員（1948年7月～9月）

学校名	「適格」者名	人数	
京都朝連西陣小学校	韓永吉 朱宰亨 朴吉喃 李容光 金完植 崔國鉉 金知亨 鄭觀海	8	TypeA
京都第一朝連初等学校	金銀行	1	TypeB
京都朝連九条小学院	裴文煥 李興碩 李樹世	3	TypeC
京都朝連東寺小学院	李國烟	1	
京都朝連山内小学院	李圭塚	1	
京都朝連梅津小学院	金同河 朴千石	2	
学校名不詳	元爽圭 金熙泰 朴潤浩 李豊求 朴喜周 南鐘鉉 梁相洪 陳點利	27	
	成楽亨 曹乘玩 曹哲鉉 文孝元 丁一鳳 吳日煥 李鳳善 千学泰		
	金昌善 孫重淵 高允明 千水命 崔二条 高政富 張錫權 崔判九		
	孫永謨 趙 健 金廉沢		

本表は1948年7月から9月『京都府公報』の「教職適格審査の結果の判定通知」から、朝鮮人学校教職員と考えられるものを取り出した。朝鮮人学校教職員名が掲載されたのは7月7日（6月30日付適格者25人）、8月31日（8月25日付適格者14人）、9月21日（9月8日付適格者4人）の3回である。所属はいずれも「在日本朝鮮人連盟」もしくは「日本朝鮮人連盟」と記載され、所属学校名はない。そこで、「GHQ/SCAP文書“Daily Operation”28 Feb. 1949 CAS(A)11148」に記載された各学校の教職員名（ローマ字表記）と照合し、所属学校を特定した。照合できないものは全て「学校名不詳」とした。

であろう。換言すれば、当時期において行政当局にとっての主要な問題は、適格審査による教員の適格性の判定にあるのではなく、日本の教育法制の下にある適格審査を朝鮮人学校の教員にも受けさせることそれ自体にあったと考えられる。一方、朝鮮人教員にとっては、創設した朝鮮人教育機関がかつての宗主国であった日本の教育法制の下に置かれるという意味あいを持った。しかも、あえて適格審査を受けるべき理由はないのはもちろん、学校それ自体について、認可を求める動機も乏しかった。第1章で論じたように、教育基本法制の成立により、第一条校、各種学校、それ以外の教育施設という区分が法制化され、日本人向けの私立教育施設の多くは、各種学校、さらには、第一条校としての認可を求めた。そのことにより、児童生徒の側は正規の学歴取得が可能となり、学校の側は生徒募集が容易になるという構造が存在した。しかし、朝鮮人学校の場合、たとえ正規の学歴を付与する教育機関でなくても生徒募集は十分可能であった。その上、教育内容、財政負担も自らが担ったことや、帰国を前提に、日本の上級学校への接続などは視野になかったことなどから、学校教育法による認可を必要としていなかった。相当数の教員が審査を受けなかった理由も、このあたりにあったと考える。

（2）知事による学校設置認可と特別学級の承認

3 回目の判定直後の 9 月 15 日、京都府は、「財団法人京都朝連学校管理組合連合会」傘下 7 校の学校設置を認可した。このうち、京都市内では、小学校認可 1 校、各種学校認可 5 校である⁴⁸。私立小学校がタイプ A とした自前の校舎を持ち児童数 300 名の朝連西陣小学校、各種学校が朝連九条小学院など 5 校、すなわちタイプ C の学校である。「京都覚書」第五項および第七項の取り決めに京都府が従ったものである。この適格審査をひとつの重要な要件として、タイプ A は私立朝鮮人小学校、タイプ C の 5 校は私立朝鮮人各種学校として認可されることになった。

では校舎が京都市の建物を借用していたこと、すなわち、学校建物が法人所有でないことから、私立小学校や私立各種学校として、学校設置認可がなされる条件にはなかった「無認可」のタイプ B およびタイプ D の学校はどうなったのか。

すでに記したように、これらの教育施設を、朝連側は「初等学校」「初等学院」としていたが、行政側は「小学校内特別学級」としての位置づけであった。ただし、この京都府の締結した「京都覚書」第六項の「特別学級」にかかわる取り決めが、京都市でどのように実施されたのかに関しては、今のところ次の二つの資料でしか確認できない。

一つは、タイプ B の第一朝連初等学校管理組合理事長宋彦沢による以下の発言である。

覚書交換の結果、9 月ごろ不破氏〔京都市教育局長不破治〕と話し合いがあったが、市との話はうまくゆかなかった。〔…〕日本校長の下にはいるならばよいとの事で、昨年末に特別学級としたのである。適当な名前がなかった。市の方では特別学級はつくりたくないと言った態度ばかりであって遺憾であった。（京都府教育委員会協議会「朝鮮人連盟幹部との懇談」1949 年 5 月 7 日）⁴⁹

この発言からは、タイプ B の第一朝連初等学校を日本人校長の監督下に置く

48 「京都府告示第 608 号」（認可日 9 月 15 日）『京都府公報』1948 年 9 月 21 日。

49 京都府教育委員会『会議録昭和 24 年』。

ことを京都市から要求され、1948年末に、陶化小学校内「特別学級」としたことがわかる。ただし、京都府との「京都覚書」第六項による措置であるものの、京都市は協力的ではなかったと読める。

もう一つは、京都市教育局と朝連との間で同年10月に交わされた「朝鮮人児童への特別な教育」に関する覚書である。この覚書は「特別教育は原則として放課後に教育課程外のものとして、校長の指導のもとに行われること」とし、「特別教育のために使える学校と教室数」を「紫竹小(2)、陶化小(4)、吉祥院小(2)、上鳥羽小(1)、養正小(2)、養徳小(2)、安井(2)、桂(2)、住吉小(2)の9小学校」としている。「特別教育」という名称であるが、「京都覚書」第六項の「特別学級」を指すと考えられる。ただし、「放課後」としていることから、タイプBではなくタイプDのみを「特別学級」として想定していると考えられる。このようにタイプDをこそ「特別学級」の本来のあり方と見なす京都市の解釈は、京都府の解釈との間に微妙な温度差があった。「市の方では特別学級はつくりたくない」と云った態度ばかり」との宋彦沢の発言にも示されている。そのことは、同年11月に教育長となる天野による以下の二つの発言からも明らかである。

・京都では、文部省と朝連本部との覚書の線より少し超えたすなわち、公立学校の中で朝鮮人学童のための特別学級を設けることが出来ると云う事である、これによって京都では幸い問題が起こらなかった。現在、陶化学校にこれがある [...] あの時特別措置をみとめたのは、ケーズ課長にも知事にもことを穏便にしたい気持ちがあったからであろう。(京都府教育委員会「臨時教育委員会」追加緊急議案「朝鮮人学童生徒の特別学級編成に関する件」1949年4月26日)⁵⁰

・ご承知のような特別学級という文部省の線とは少し違つてはおりますところの覚書を交換してことなきをえたのです。その後この覚書は撤回されましたが、昨年における朝鮮人との交渉が円滑に行きましたので、朝鮮人の教育部に対する感情は非常によいのです(京都府教育委員会「11月臨時教育委員会」教育長報告「朝鮮人教育について」1949年11月25日)⁵¹

50 京都府教育委員会『昭和24年2月3月教育委員会会議録』。

51 京都府教育委員会『昭和24年11月12月教育委員会会議録』。

京都府の責任者であった天野の発言からは、第六項「特別学級」の設置は文部省の路線を「少し超えた」ものであると認識したうえでの措置であり、それをタイプ B の第一朝連初等学校に適用し、市立陶化小学校内「特別学級」としたことが明確となる。また、朝連との交渉では、校舎を借用していることから私立学校としての認可申請のできない「朝連第一初等学校」の処遇が焦点となり、公立学校内「特別学級」という京都府独自の措置により、暫定的な妥結が成立したこと、さらに、これが京都府軍政部の了解も得た「特別措置であった」こともわかる。この場合の「事なきを得た」「穏便」という言葉の意味合いは、神戸・大阪と同様に流血の事態が京都でも生じることへの恐れを含むものとして理解されるべきである。また、「文部省の線」を超えた「地方自治」的な判断に至ったのは、教育部長天野利武が戦前期京城帝国大学の教授として、朝鮮植民地支配を実見していたことも対応の背景に存在したかもしれない。いずれにしても、その緊張感は行政担当者によって同じように共有されていたわけではなかった。また、特にタイプ B の学校の位置づけをめぐる解釈は多様であり、行政上の解釈と実態との開きも大きかった。

1949年初頭になると、以上に述べてきたような暫定的な妥結状態を根底から覆す事態が矢継ぎ早に生じた。その発信源は、京都市でも京都府でもなく、京都府軍政部であった。本節冒頭でみた京都府の適格審査の進行状況は、京都府軍政部も把握し、且つ監視の目も向けていた。表 2-4 に示す朝鮮人学校調査報告書は、審査開始 8 か月後の 1949 年 2 月末作成のものである。京都府内の朝鮮人学校 13 校の教職員合計 62 名の名前が明示され、適格審査済の者にはその判定表日が、それ以外の者には「未審査 (Not yet Screened)」などと記されている。京都府から京都府軍政部に報告されたものである。報告書は、学校を京都朝鮮人教育会経営と京都朝連学校管理組合によるものとに二分し、前者には (South Koreans)、後者には (North Koreans) と付記している⁵²。

まず、前者の京都朝鮮人教育会経営の 4 校である⁵³。注目すべきは、すでに

52 “Daily Operation”28Feb.1949,Korean School-Kyoto GHQ/SCAP 文書 CAS(A)-11148。

53 このうち、京都朝鮮初等学校、京都朝鮮中央初等学校については、表 2-2 の典拠とした「京連文書」にも登場せず、不詳な点が多い。居留民団又は大韓キリスト教会系の初等教育機関として 1946 年頃から 49 年末頃までの短期間開設されたと推測している。

表2-4 京都府軍政部による朝鮮人学校教職員の教職適格審査状況(1949年2月現在)

		京都府軍政部「京都府の朝鮮人学校調査の中間報告」に記された事項			京都府公報との照合		
朝鮮人学校名		〔付記事項〕	教員名	適格審査判定日	教員名	判定日	
I	京都朝鮮中学	(中学校レベルの「各種学校」認可) 適格審査を受けた教員はだれもない。 校長は、昨年韓国が成立し、韓国政府から指示があると考えていたので、調査表は提出しなかったと述べた。校長はすぐに審査委員会に提出するとエダ氏に話した。	Yu Shakuro	未審査	俞錫濬	1949.4.12	
			Rin Heishin	未審査	林炳森	1949.4.12	
			Sai Gyokukan	未審査	崔閔煥	1949.4.12	
			Ro Meikei	未審査	盧命奎	1949.4.12	
			Hen Rakuka	未審査	辺洛河	1949.4.12	
			Kin Kanei	未審査(非常勤)			
			Ri Kenko	未審査(非常勤)	李建鎬	1949.4.12	
			Ri Ryukin	未審査(非常勤)	李龍均	1949.4.12	
			Kin Sekii	未審査(非常勤)	金石伊	1949.10.31	
			Mi Zaiseki	未審査(非常勤)			
			Shin Soyū	未審査(非常勤)			
			Aikawa T.	未審査(非常勤)			
			Hunakoshi M.	未審査(非常勤)			
			Kato N.	未審査(非常勤)	加藤夏	1949.10.31	
			Yamashita S.	未審査(非常勤)			
			Yoshida S	未審査(事務)			
			Yukonbai	未審査(事務補助)			
b	京都朝鮮初等学校	(府、未認可)	Kin Yogen	未審査			
			Kin Juko	未審査			
			I Shinkan	未審査			
			Kan Fukudo	未審査			
			Ri Yuretsu	未審査			
			Gosoho	未審査			
			Den Yoshu	未審査			
c	(府、未認可)	(府、未認可)	Kan Kiei	未審査			
			Kan Ishi	未審査			
			Kin Syoshu	未審査			
			Den Yoshu	未審査			
上記bとcの学校については、登録のための措置がとられている。私的機関の所有する建物の使用について問題があるが、近いうちに合意に達するであろう。これらの学校は教育当局と緊密な関係にある。教員は、専門家の下で実地訓練を受けている。							
d	京都基督教教会 夜間学校	(無認可) これは日曜学校から広がったものである。朝鮮語、歴史、公民、音楽、聖書などを朝鮮人成人に教えている。	Boku Tosei	(宣教師) 無審査			
			Yu Shakusai	無審査			
			Mi Zaiseki	無審査			
			Tei Ito	無審査			
			Ri Taikai	無審査			
			Kin Kansan	無審査			
II	a	(私立小学校認可)	Kan Eikitsu	1948.6.30	韓永吉	1948.6.30	
			Shu Zairyō	1948.6.30	朱宰亨	1948.9.8	
			Hi Kanshoku	1948.6.30	金完植	1948.8.25	
			Sai Kokugen	1948.6.30	雀國鉉	1948.9.8	
			Kin Chiryo	1948.6.30	金知亨	1948.6.30	
			Tei Kankai	1948.6.30	鄭觀海	1948.6.30	
			Ri Yoko	1948.6.30	李容光	1948.6.30	
			Boku Kitsunan	1948.6.30	朴吉喃	1948.6.30	
			Boku Nanseki	未審査(新採用)			
			Kin Risyo	未審査(新採用)			
	b	舞鶴東中小学校	(私立小学校認可) この学校は小学校教育として設備、備品が充分でない。	Chin Kitaku	未審査		
				Kanemitu A.	未審査(新採用)		
				Kuragaki T.	未審査(新採用)		
	c	九条小学院	(各種学校認可)	Ri Koseki	1948.6.30	李興碩	1948.6.30
				Hi Bunkan	1948.6.30	裊文煥	1948.6.30
	d	東寺小学院	(各種学校認可)	Ri Jusei	1948.6.30	李樹世	1948.8.25
				Ri Kokudo	1948.6.30	李國燭	1948.6.30
e	山内小学院	(各種学校認可)	Ri Keisai	1948.8.25	李圭埰	1948.8.25	
			Kin Doka	1948.8.25	金同河	1948.8.25	
f	梅津小学院	(各種学校認可)	Boku Sengoku	1948.8.25	朴千石	1948.8.25	
			Kin Seitaku	未審査			
g	山科小学院	(各種学校認可) 組合は当学院の廃止を決め、数日中に実施されるであろう。	Boku Oki	未審査			
上記c～gの学院の生徒は公立小学校に在籍し、放課後、当学院に来て朝鮮語、歴史等を学んでいる。							
h	朝連第一初等学校	(無認可) この学校は陶化小学校(公立学校)の4教室を占める。197名の児童に教授している建物敷地の利用とその方法は、明らかに教育諸法令に違反する。府は京都市に対して適切な措置を講ずるよう求めた。(以下省略)	Kin Ginko	1948.6.30	金銀行	1948.6.30	
			Kin Dappo	未審査			
			Sha Shuryo	未審査			
			Kin Seikei	未審査			
			Kin Sho	未審査			
			Cho Zaikyo	未審査			
i	舞鶴市桂林寺内 朝鮮人学校	(無認可) 管理組合は、舞鶴市との交渉の後、この学校を廃止するつもりである。朝鮮人との交渉においては、hと同じ方針が市によってとられるであろう。	Tei Ryuko	未審査			

本表は、1949年2月28日付の京都府軍政部「京都府の朝鮮人学校調査の中間報告」(英文)より作成した。教員名はローマ字表記であったことから『京都府公報』と照合した教員名と判定日を右2列に付記した。ローマ字表記と漢字が異なるものや判定日が一致しないものも一部ある。〔付記事項〕は「中間報告」に記されたコメントを訳出して示した。「京都府の朝鮮人学校調査の中間報告」(Daily Operation, 1949年2月28日 CASA)-11148)

各種学校認可済みの京都朝鮮中学について、「適格審査を受けた教員はだれもない」と記され、4校の教職員合計33名全員が未審査となっていることである。京都朝鮮人教育会は、朝連と同様「京都覚書」により適格審査を受諾したのに、なぜこの時点まで審査を保留にしてきたのか。報告書は、京都朝鮮中学の校長が「〔前年8月大韓民国が成立したことを受け〕韓国政府から指示があると考えていたので、調査表は提出しなかった」と記している。説明は微妙である。朝鮮人の学校であるから、日本政府の指示ではなく、新たに成立した本国政府の指示によるべきことを表明したとも読める。少なくともこの時点では、居留民団系の学校においても、適格審査に対しては批判的であったとみてよいであろう。ただ、「すぐに提出する」という返答にあるように、2か月後の同年4月以降、京都朝鮮中学教員も審査を受けることになる。1949年4月から5月にかけて、京都朝鮮中学校、朝鮮中学校、および大韓民国教育会を所属とする合計15名が適格とされたが、これは京都朝鮮人教育会経営の京都朝鮮中学の教職員である。これら15名については、当時の年齢と学歴等を表2-5に示した。大学卒あるいは大学在学中の者は13名、うち半数が京都大学などの旧帝国大学出身で、きわめて高学歴である。京城帝大、大邱師範などの学歴は、これらの朝鮮人にとっては、植民地支配下の経験と戦後米軍占領期の経験とが地続きであることを示している。同様に、居留民団系の京都朝鮮初等学校と京都朝鮮中央初等学校は、「未認可 (Not yet Approved)」で、教員10名は未審査である。「学校は教育当局と密接な関係にある」と付記している。「密接」の内実は不詳であるが、少なくとも、次に取り上げる朝連経営の学校への厳しい眼差しとは明らかに異なるものである。

次に、後者の朝連経営の学校についてである。表2-4において、8校所属の合計29名の教員のうち、審査済は16名、未審査は13名である。表2-3において、適格者は43名であったことからみると、16名はきわめて少ない。「新採用」とあるように、教員異動も多かったこと、朝連西陣小学校に併設の京都朝連中学や京都市立小学校の教室を借用した学校など、当報告書に示されていないものが存在したことも理由と考えられる。また、小学校認可2校のうち、西陣小学校は8名が審査済である。これに対して、舞鶴東中小学校は3名全員が未審査であり、「小学校教育として設備、備品が充分でない」と付記している。さら

表2-5 教職適格審査を受けた朝鮮中学教員（1949年4月、5月）

	年齢	渡日年	学歴・経歴等
金子産	30	1935年	立命館中学, 立命館大学, 京都大学法学部大学院入学(48年)(在学中)
盧命奎	45	1923年	東京駒澤大学卒(31年), 47年朝鮮中学勤務[朝鮮国語]
李建鎬	23	1945年	京城帝大予科理科甲類卒(45年9月), 在日朝鮮居留民団民主新聞社, 48年朝鮮中学勤務
朴鳳烈	25	1933年	大阪市立小学校, 京都中学, 和歌山高専卒, 京都大学理学部入学(47年)(在学中)
俞錫濬	35	1932年	私立信明学院卒, 在日大韓基督教京都教会長老, 47年朝鮮中学校校長[校長, 公民]
崔閔煥	29	1938年	山口高等学校, 京都大学医学部卒(46年), 朝連西陣支部第一学院教員, 47年朝鮮中学勤務[数学]
林炳森	26	1941年	第八高等学校, 京都帝国大学文学部, 学徒兵, 京都大学文学部復学(46年)(在学中)
李龍均	24	1945年	京城薬学専門学校卒(45年), 京都大学医学部薬学科選科入学(在学中)[化学]
辺洛河	48	1931年	洗濯業, 朝鮮建国促進青年同盟建国小学校長(46年), 48年朝鮮中学勤務
金瓊燦	35	1931年	関西学院大学文学部卒(39年), 広島県朝連安佐学院校長(46年), 49年教育会常務理事
姜在碩	24	1940年	同志社中学, 京都教会夜学部教師, 47年朝鮮中学勤務, 同志社大学編入(49年)(在学中)
朴文國	24	1940年	正則英語学校, 青山学院中学部, 中央大学経済学部中退(48年), 49年朝鮮中学勤務
金旭相	43	1942年	京城延禮専門学校卒, 京都帝国大学助手, 京都帝国大学理学部卒(46年9月)
金柄順	20		同志社外事専門学校, 第一高等学校第一学年修了(49年3月), 大韓基督教京都教会夜学部教師
申相佑	22	1945年	大邱師範学校, 立命館専門部卒(48年), 立命館大学(在学中), 49年朝鮮中学講師

本表は「教職適格審査の結果の判定通知」（『京都府公報』）および『京都府庁文書』の「学校設置廃止昭22-1」等文書から作成した。年齢は1949年時点での生年からの経年数とした。[]は担当教科名。

に注目すべきは、「無認可（Unapproved）」である朝連第一初等学校に対して、軍政部が詳細な監視の目を向けていることである。この学校は、前述のように、私立学校認可の条件になかったが、「京都覚書」第六項により、公立学校内の「特別学級」という形式をとることで、事実上学校の継続がなされてきた。教員7名中、審査済は、“Kin Ginko”〔金銀行〕のみであり、他6名は未審査である。注目すべきは「この学校は陶化小学校（公立）の4教室を占拠している。197名の児童に教授している建物敷地の利用とその方法は明らかに教育諸法令に違反する」との軍政部による付記である。何が教育諸法令違反かの明示はないが、大半が未審査であることもその範疇にあるとみてよいであろう。付記は、学校をめぐるこの後展開する事態を暗示している。

まとめ

1948年1月、文部省は、あらためて在日朝鮮人の就学義務を明示したうえで、朝鮮人教育施設に対して学校教育法に基づく知事による学校認可の取得とその教職員に対する適格審査を命じた。これは、SCAPの指示と援助を得たもので、在日朝鮮人にも教育基本法・学校教育法を適用する前提的措置として、行政が朝鮮人教育施設とその教員の適格性を審査することにより、日本の教育法制に組み込む意味合いを持つものであった。この二つを枠組みとした措置がこの後

全国各地で執行され、朝鮮人教育機関の意向や実態にかかわらず、一律に各種学校という枠の中に組み込むことによって、学校認可申請を強制するという学校教育法の運用がなされた。そのために用意された通達は、教員 2 人以上、生徒 20 名以上の教育施設は各種学校であるから認可申請をしなければならないとする形式的であり、恣意的な性格の強いものであった。これは、教育基本法・学校教育法、適格審査などの日本の戦後教育改革の諸法制の朝鮮人の教育への適用が、在日朝鮮人の教育にとっては、教育の「自主性」を否定するものとして活用されることを意味した。これに対して朝連は、日本の法規は守るべきであっても日本の学校への就学義務まではない、認可を受ければ朝鮮語等の朝鮮人としての自主的な教育はできなくなるとして、反対運動を展開した。在日朝鮮人にとっては、教育基本法・学校教育法、適格審査などの日本の戦後改革の諸法制が、朝鮮人による自主的な教育を否定するものとして立ち現れたことになる。この時、朝連が、朝鮮人の教育機関を教育内容等に行政機関が「不干涉」である「特殊な学校」として認証せよとのロジックを対置したことは重要である。当時の教育基本法が教育行政の権限を教育内容の統制ではなく、教育条件の整備に限定していたこと、学校教育法が私立学校の認可の権限を都道府県知事に与えていたこと、さらには、日本国憲法と地方自治法により、地方のことは地方で決めるという「地方自治」が少なくとも法制度上は実現していたこと、以上の 3 点から、ロジックとしては、地域住民である在日朝鮮人の学校を朝鮮人の「自主性」を尊重する「特殊な学校」として、学校教育法により認可できる可能性があったとみることができるのではないだろうか。しかし、占領軍の圧倒的な力もあり、同年 5 月には朝鮮人団体は、文部省との間で「覚書」を交わし、教育内容が大幅に制限されることになるが私立学校の認可を進めることとした。これにより、学校認可の条件をめぐる交渉が府県行政と地元朝連組織との間で進んだ。教育課程という国による枠組みを逸脱しない範囲であるが、「教育内容」の次元の「自主性」が「地方自治」的な判断においてかろうじて担保されたといえる。

京都府では、神戸・大阪の事態は避けたいとした行政当局および朝鮮人団体の交渉の結果、教職適格審査を条件とした朝鮮人学校の設置認可と公立学校における「特別学級」設置という二つの取り決めにより妥結が図られた。この「京

都覚書」の結果、朝鮮人学校教員が「適格」判定を受け、府は朝連経営学校の一部を私立朝鮮人小学校や私立朝鮮人各種学校としての設置を認可したことで、授業はこれまで通り継続した。また、文部省と朝連中央の覚書の線を越えて「特別学級」設置を決めた「京都覚書」第六項により、京都市では市立学校内での「特別学級」という形式で、事実上朝鮮人学校による校舎使用が継続した。この「特別学級」設置は、軍政当局の了解も得て行われた措置であった。

先行研究においては、朝鮮人の教育を朝鮮人学校での「フルタイム」の教育に重点をおいて把握してきたこともあり、1948年5月からの経過を朝鮮人学校が閉鎖に向かって進んでいく連続した一連の過程と見做しがちであった。本章では、京都市における朝鮮人学校の実態に即して、この時期の朝連経営の初等学校の運営形態が多様であり、朝から授業をしているか放課後での授業を原則としているか、独自の校舎を持つか市立学校の校舎を借用しているかという点で4つのタイプに類型化できることを示した。その中でも特に着目すべきは、TypeBとして示した「京都市立陶化小学校内特別学級」、すなわち「京都第一朝連初等学校」の存在である。建物を貸している行政側からの名称と実際に運営している朝鮮人側からの名称の並立は、この学校の位置づけが独特の曖昧さを備えていたことを示していた。

「京都覚書」は、朝鮮人学校を既存の教育体制に組み込みながら、朝鮮語等「朝鮮人独自の教育」を一定の範囲内で認めるものであったが、一方では、朝鮮人教育の根幹である「朝鮮人独自の教育」を、公立小・中学校はもとより私立朝鮮人小・中学校においても、教育課程の周縁部やその外側に迫いやるという両義性を持つものであった。また「京都覚書」は、朝連の側からすれば、「軍国主義者」「超国家主義者」を追放するために設けられたはずの教職適格審査の対象とされることも、教育内容が大幅に制限を受けることになる学校設置認可を受けることも大きな代償を払っての妥協であったと考えられる。ただし、他方で、「特別学級」には、公立学校の中で、しかも教育課程内で朝鮮人教員による「朝鮮人独自の教育」を行う可能性も秘められていた。それはまた、当時すでに市立小学校に多数在籍していた朝鮮人児童に対する「朝鮮人独自の教育」への道を開く可能性も併せ持っていたわけである。その可能性は、次章第2節で論じるように、軍政部およびこれに追随した地方行政当局により打ち砕かれ

ることになるが、朝鮮人の側は、公立学校の中でいわゆる「民族教育」の可能性を求めてその後も運動を継続、京都市は5年後の1954年、市立小学校の一枝に「特別学級」（「朝鮮人学級」）を設置することになる。これについては第7章で論じる。

第3章 教育費の公費支出をめぐる攻防

1949年4月～9月

はじめに

本章は、1949年4月から同年9月までの約半年間の時期を対象に、朝鮮人学校への公費支出の問題を中心に論じる。前年「5・5覚書」に基づく朝鮮人教育施設の私立学校認可がほぼ完了した1949年3月以降に朝鮮人団体が展開した朝鮮人学校教育費の「国庫負担請願」運動の動向、および第2章で論じた「京都覚書」により成立した京都市小学校内朝鮮人「特別学級」の当時期の動向である。いずれも事態の結末は、同年10月に起こる事態を示唆するものである。

第2章で論じたように、1948年1月、文部省は朝鮮人学校に学校教育法に基づく設置認可を義務づける措置を指示した。これに対して、朝連は、認可を申請する最低限の条件として、①学校での教授用語は朝鮮語、②教科書は朝鮮初等教材編集委員会が編集したうえでの総司令部民間情報局の検閲、③学校管理組合による学校の経営管理、④日本語は正科として教授、の4点を提示した¹。これは、学校の管理運営体制、教育内容、教授用語について、行政府による干渉を一切排するわけではないにしても、基本的に朝連による自主的・自治的な運営を要求したものであった。「5・5覚書」は、朝鮮人教育施設を日本の教育法制の下に置くことで、とりわけ教育内容が大幅な統制を受けることとなった一方で、暫定的とはされつつも私立朝鮮人学校としての設置認可の措置がなされ、学校教育法上の小・中学校および各種学校として認可された学校数は200を超えた²。これらの学校は、行政の統制の下に入り、「教育内容」の次元における「自主性」は減じられたものの、学校管理組合や教員組織は、ほぼそのまま維持されたことから、実態としてはこれまでの自主的・自治的な管理運営は維持していたとみることができる。

本章で着目するのは、この1949年4月から9月にかけての間に、朝連が、新たに教育費の「国庫負担」を求める運動を展開した事実である。この要求が、

1 「朝鮮人教育問題に関し日本の人民に訴う！」在日本朝鮮人連盟、1948年5月1日。(金慶海編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集I』明石書店、1988年)

2 GHQ/SCAP 文書 CAS(A)25503 "Korean School file". 表序-1 参照。

朝鮮人学校の自主的・自治的運営との兼ね合いで微妙な性格をもつことは朝連関係者にもよく自覚されていた。しかし、納税の義務を果たしている以上、「援助はするが、統制はしない」(Support but No Control)という対応を行政に求めるのは不当ではないという判断に基づいて、「国庫負担請願」を日本共産党所属の議員の仲介により国会に提出する。請願は衆議院で採択され、各地の自治体ではこれに基づいて朝鮮人学校への公費支出が行われようとした。しかし、8月には採択されたはずの請願の趣旨が「修正」され、10月には朝鮮人学校そのものが閉鎖される措置により、教育費問題は「解消」に至る。

ここで注意を要すべきは、同時期、文部省において、私立学校への公費支出を可能にするための私立学校法制定に向けた作業が最終段階にあったことである。私立学校への公費支出に関しては、私立学校の「自主性」の尊重という原則の下で、行政府による「援助」(Support)と「統制」(Control)との調整をどう図るかが法案作成の焦点となっていた。同法は、私立学校の「自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図る」ことを目的として、「援助はするが、統制はしない」(Support but No Control)という原則を掲げていた。しかし皮肉なことに、この法は、行政府に「自主性」と「公費」とを併せ求めた朝鮮人学校を強制的に閉鎖した翌月に成立するのである。なぜこのような事態が生じたのか、朝鮮人学校への公費支出と私立学校一般への公費支出の関係を行政府がどのように調整しようとしていたかを論じる。

「国庫負担請願」について、小沢有作や金徳龍の研究は通史的に取り上げているに留まり、これまで注目して論じてきたわけではない³。小沢は、「植民地支配にたいする歴史的責任、納税の義務の現状、私立学校としての位置などから、憲法を適切に解すれば、朝鮮人子弟の義務教育費の公費負担の論理がでてくる」とした上で、請願採択により、各地方自治体で教育費の支出が承認されたが、文部省通達という「文部省の横やりによって挫折した」としている。また、金徳龍は、この運動は「困窮を極めていた教育費問題の抜本的解決」にあ

3 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』および金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』の研究では、立法府としての国会が「国庫負担請願」を採択した意義と、それを「無視」し「横やり」を入れた行政府の意図が強調される一方で、その措置を正当化するための法的整合性やその検討過程についての解明はなされていない。また、神戸事件により朝連と朝鮮人学校を取り巻く状況が極めて厳しく、しかも朝連を支持する政治勢力は日本共産党のみという国会状況の下で、請願採択の経過やその後の「修正」、さらには私立学校法制定との関連について論じたものは、管見の限りない。

り、「請願は、日本政府の文教機関として史上初めて」朝鮮人学校教育費を認めたものと評価した上で、文部省通達は「国会決議を無視したものである」としているに留まる。一方、鄭祐宗の研究は、1947年から48年5月にかけての朝連側の資料を検討したうえで、「教育自主権確保」という教育闘争は教育費の日本政府負担の要求という経済闘争と「不可分」であったと指摘している⁴。当時期の朝鮮人教育を専ら「教育自主権」擁護と抑圧という「一面的な理解」に留めていた点への見直しを迫るものとして注目できる。ただし、1948年の「5・5覚書」の時期までの分析に留まっており、49年の「国庫負担請願」の時期は対象としていない。

本章では、第1節において、私立学校認可となった朝鮮人学校の状況を確認し、教育費問題を援助と統制という視点から検討する。そのうえで、1949年8月までの教育費国庫請願運動の展開と行政府の対応を俯瞰する。第2節では、同年8月以降、教育費の公費支出がペンディングされ、政府部内で検討された「政治的解決」を検討する。第3節では、第2章第4節からつながる展開として、京都府および京都市が特別学級を閉鎖に至らしめる動向を検討する。

資料としては、『朝連中央時報』⁵、朝連大会議事録などの朝連側の資料と衆議院「文部委員会会議録」等⁶を用いる。

第1節 私立学校の公費支出問題の展開

(1) 私立学校認可の進展と教育費問題

すでに第2章の京都府の事例でみたように、「5・5覚書」に基づき、多くの都道府県では朝鮮人学校の設置認可がなされた。認可時期には地方によって幅があるが、すでに序章（表序-1）に示したように、1949年初頭までの数カ月間に私立学校として設置認可されたものが232校、「無認可」のものが130校あ

4 鄭祐宗「在日朝鮮人教育闘争における二重の課題について」『次世代研究者フォーラム論文集』第3号、立命館大学コリア研究センター、69-72頁。

5 1947年8月15日創刊、朝連中央機関紙として、朝連解散直前の1949年9月6日（第135号）まで週2～3回の頻度で発行され、時期によって異なるが、本文は朝鮮語と日本語のページに分かれている。プランゲ文庫（国立国会図書館憲政資料室）に所収されているものを活用した。

6 主に『国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>』に掲載されているものを活用した。

る。短期間に約3分の2の朝鮮人学校が認可されたことになる。これにより、行政の側で「統制はするが、援助はしない」枠組みが構築されつつあったといえる。こうした行政の側での対応に対して、朝連の側では公費支出を求める運動も高まっていくことになる。

すでに第1章第1節で論じたように、1947年末までの朝連の路線は、朝鮮人学校の財政状況は逼迫しているが、「自主性」を確保するためには行政による「援助も、統制も求めない」(No Support No Control)というジレンマを抱えたものであった。

1948年1月の学校認可を義務付けた「1・24通達」直後の朝連中央委員会では、学校認可問題と併せて教育費問題についての朝連の方針が提示された。方針では、行政当局に「朝鮮人が朝鮮児童を教育するための学校機関を特殊な学校として認証し、教育内容と教員問題に不干渉である」ことを求めたばかりでなく、「日政当局が当然に実施しなければならない教育を、われわれ自体の自主的力」で実施しているとした上で、「日政がわれわれに賦課した各種税金」には「教育費も含まれている」と指摘した⁷。そして、「学校を設置し、維持経営し、児童必需品を給与する面においては、日本学校、児童と同一の取扱をすること」を決議し、教育費の公費支出を明確に打ち出した。さらに、4月の大会では、通達を「朝鮮人教育内容を日本政府官僚が統制し、教育費を二重三重にも朝鮮人に負担させようとする陰謀」であると批判した上で、「教育は、その社会で生存している人民の権利である」ことを根拠に、政府に「必要な一切の費用」を要求した⁸。

以上のように、1948年初頭の時点で、朝連は、政府の「統制」を排除しつつも、「援助」を受けることを求める路線へと転換しつつあったといえる。その背景には、財政的な逼迫ということも存在したではあろうが、それだけではなく、教育を「人民の権利」と捉える観点、および納税義務の履行の対価という観点から公費支出を求めた点が注目される。

7 「朝連第13回中央委員会会議録 1948年1月27日～30日」「文教部活動強化の件」。(注1)『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅰ』

8 「朝連第14回中央委員会会議録 1948年4月10日～12日」。(注1)『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅰ』

(2) 「国庫負担請願」の採択（1949年3月～5月）

各地での学校設置認可がほぼ完了した1949年3月、朝連は、前年の「神戸事件」、朝連側の文言では「4・24教育闘争」の一周年記念闘争方針に行政からの教育費の獲得を第一の重点として掲げ、「一大大衆^{マア}斗争」として展開することを指令した。すでに、山口県宇部市では8万円、大阪府布施市では5万円を獲得したと『朝連中央時報』は報じた⁹。さらに、一般の公立学校に在籍する朝鮮人児童のために特設学級を設け、「われわれの教員を派遣し、民族の教育を施して、その経費を日本当局より負担させる」ということも方針に掲げた。たとえば、朝連の機関紙的な役割を担っていた『解放新聞』は、「教育費を日政負担で、四・二四記念闘争をここに集注^{マア}、京都七条小学校内に『特設学級』六個」「七条小学校内特設学級（朝鮮学童四百名）では一切負担を日政当局に確約させた」と報じた¹⁰。朝連の教育費獲得運動は、朝鮮人学校を対象とするだけでなく、公立学校に在籍している朝鮮人児童への「民族の教育」の実施とその費用の公費負担をも含んだものでもあったことに着目する必要がある。

1949年4月18日、朝連の「阪神4・24教育闘争一周年記念中央大会」は、朝鮮人学校への教育費支給を求めて衆議院に請願する旨を決議した¹¹。決議は、「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願」と「朝鮮人学校教育問題等に関する請願」の2通の請願として、日本共産党所属の今野武雄¹²、渡部義通¹³などを紹介議員として、衆議院に建議された。衆議院で受理され、文部委員会に付託された請願内容を以下に示す。

9 『朝連中央時報』第87号、1949年3月26日。

10 『解放新聞』1949年3月21日（第218号）および同年4月15日（第226号）。なお、「七条小学校」とは、京都市立陶化小学校の校舎を借用していた京都第一朝連初等学校（旧朝鮮七条国民学院）を指し、第2章で論じた当校が「京都覚書」第六項により、市立陶化小学校内特別学級となったことを報じたものとする。

11 参議院にも同趣旨の請願（請願者元容徳、紹介議員岩間正男）が提出されたとの記録がある。（「第5回国会 参議院議員運営委員会会議録」1949年4月23日、『国会会議録検索システム』）。その後の経過は不詳である。

12 今野武雄（1907-90）日本共産党衆議院議員、数学者。1933年に日本共産党入党、40年1月「唯研事件」第二次一斉検挙等、3度の逮捕・投獄。数学・科学史関連の著書・訳書を発表。戦後、読売新聞論説委員、46年民主主義科学者協会（民科）設立参加、49年衆議院議員当選。

13 渡部義通（1901-82）日本共産党衆議院議員、日本古代史研究者。1928年日本共産党入党、翌年3・15事件で検挙、46年民主主義科学者協会幹事長、49年衆議院議員当選、64年党除名。

昭和 24 年 4 月 19 日「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願」文部委員会付託（第 1035 号）

請願者〔住所省略〕金薫外二名 紹介議員 春日正一君、今野武雄君、渡部義通君。
本請願の要旨は、わが国在留の朝鮮人は、教育基本法によって民族的差別なく教育を受ける権利を有し、法律に従い納税その他あらゆる義務を果しているのであるから、朝鮮人学校教育費に対し国庫負担されたいとするのである。

昭和 24 年 4 月 22 日「朝鮮人学校教育問題に関する請願」文部委員会付託（第 1136 号）

請願者〔住所省略〕元容徳 紹介議員 今野武雄君、渡部義通君。本請願の要旨は、政府は在留朝鮮人の民族教育の自主性を尊重して左の事項を実施されたいというのである。(一) 朝鮮人学校への教育費支給を法文化し、且つ教育費の全額支給 (二) 1948 年 4 月 24 日の朝鮮人学校事件による投獄者の即時釈放 (三) 大学法案の撤回及び教育予算を削減しないこと、並びに六・三制の国費による完全実施。¹⁴

ここでは、国庫負担は租税の対価であるというロジックとともに教育の「自主性」と国費による公費支出をセットにしている点に留意したい。請願の主体は、前者については「金薫外二名」、後者については「元容徳」となっており、団体名ではなく、朝鮮人個人の名前となっている。ただし、金薫は、朝連中央委員会委員（関東地協選出）、元容徳は、朝連中央総本部文教部長であり、実質的に朝連が請願の主体であったと考えてよい。請願を受けた国会事務局は、請願者が朝鮮人であったことから、憲法第 16 条の請願権が「外国人にも適用があるか」を法務庁に照会し¹⁵、「憲法第 16 条は日本在住の外国人にも適用がある」との回答を得ている¹⁶。

請願は、5 月 21 日の衆議院文部委員会で審議された。趣旨説明に立った渡部義通は、「朝鮮人は日本の法律に従って教育を行っており、しかも非常な納税をさせておるにもかかわらず、朝鮮人学校に対しては国庫補助が与えられてお

14 『在日朝鮮人管理重要文書集 1945～1950 年』湖北社、1978 年。

15 法務庁は 1948 年 2 月 15 日発足、49 年 6 月 1 日に法務府と改称。本論での名称はこれに従う。

16 「在日外国人の請願権及び在日朝鮮人の国籍について」法務庁『法務総裁意見年報第 2 巻 昭和 24 年』法務府法制意見第四局資料課、1950 年。

らない。これは非常に不公平である」とした。これに対して、政府委員として出席した文部省学校教育局長劔木亨弘¹⁷は、朝鮮人児童は公立の小学校への入学が最適であるとした上で、「現在私立学校に対する経営費補助の予算の道がない」ため、公費支出ができないと説明した¹⁸。この時、文部委員会には六・三制実施に伴う予算措置を求める請願が多数提出されていた。翌 22 日、文部委員会理事会は請願の採択を決定し、25 日、衆議院本会議は、他の多くの請願とともに一括採択し、31 日に内閣に送付した。与党議員が多数を占める理事会で採択された経緯については、会議録が残されていないため不詳である¹⁹。採択された 2 通の請願は、国会法の規定により内閣に送付されるとともに²⁰、文部委員長原彪による「衆議院文部委員会報告書」として²¹、6 月 1 日付『官報』に掲載された²²。【資料 2】「請願の議決理由」を以下に示す。

民族特有の教育面のあることを認め、これを尊重するとともに、学校教育法に照し、必要に応じて財政的援助措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採決すべきものと決議した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

ここでは「民族特有の教育面のあることを認め」との文言が重要である。立法府が、朝鮮語等の朝鮮人独自の教育の意義を認めたものであり、朝鮮人の教育の「自主性」を承認した意味合いをもつからである。そのうえで、朝鮮人学校教育費に対して、行政府が「予算的措置」や「財政的援助措置」を「講ずる必要」であることを議決し、内閣に送付した。以上のように、「国庫負担請願」

17 劔木亨弘（1901-92）文部省学校教育局長（-49.5）1950 年文部事務次官、53 年自由民主党衆議院議員、66 年 12 月文部大臣。なお、当時の学校教育局長は日高第四郎（46.5 -49.5）であった。

18 「第 5 回国会 衆議院文部委員会会議録」1949 年 5 月 21 日、『国会会議録検索システム』。

19 文部委員会の理事名と所属政党は、以下の通りである。委員長、原彪（民主党）。理事、伊勝郷一（民主自由党）、佐藤重遠（民主自由党）、千賀康治（民主自由党）、圓谷光衛（民主自由党）、水谷昇（民主自由党）、松本七郎（日本社会党）、今野武雄（日本共産党）、船田亨二（国民協同党）。

20 国会法第 81 条「各議院において採択した請願で、内閣において措置することが適当と認めたものは、これを内閣に送付する」。

21 原彪（1894-1975）民主党所属衆議院議員、文部委員会委員長。

22 『官報号外 昭和 24 年 6 月 1 日 衆議院会議録第 41 号附録（二）の二』45 頁、『国会会議録検索システム』。

は国会で採択されたが²³、文部省は「現在、私立学校に対する経営費補助の予算の道がない」ことを理由に、朝鮮人学校への「援助」という問題をペンディングしようとしていた²⁴。

では、日本人対象の私立学校への「援助」、すなわち公費支出はどのような状況にあったのか。当時の私立学校は、インフレの進行、戦災などによりその経済事情が危機に瀕していたが、「公の支配」に属しない事業へ公金の支出を禁止した憲法および地方自治法の規定により、公費支出はなされていなかった²⁵。そのため、すでに 1946 年末から公費支出を法的に可能とする法整備も含めた私立学校施策が検討されてきた。しかし、憲法第 89 条の規定について、当時の法務庁見解は、その意味を厳格に解釈、「公の支配」とは実質的な支配権を有するものとし、私立学校は「公の支配」に属しない教育事業であるとの判断から、公費支出は不可とするものであった²⁶。この見解は、「統制」もしないが「援助」もしないことを意味していた。一方、文部省の見解はこれとは異なった²⁷。文部省は、公費支出の途を拓くための私立学校法の制定を進める立場から、私立学校は、本来国が行うべき教育事業を代行しており、教育基本法の「公の性質」を有するものであり、しかも、学校設置認可、廃止、閉鎖等、学校教育法の下で、すでに少なからぬ「公の支配」に属しているとして、公費支出は可とするものであった。つまり、私立学校は、教育法によりすでに一定程度の「統制」を受けているから、「援助」は可能であるという論理であった。

この両者の見解の対立は、最終的には私立学校法案の策定過程で調整が図られ、ほぼ文部省の解釈に統一、すなわち「援助」は可能とされ、10月中旬には、私立学校法案が閣議決定されることになる。そのことの意味については後述す

23 本稿では、両請願をまとめて「国庫負担請願」とした。

24 『第五回国会 衆議院において採択された請願の処理経過』(国立国会図書館議会官庁資料室)には、二請願について「国庫負担の必要は認められない」(254頁)とだけ書かれている。「主な主管庁」は「文部省」とされ、回答日付の記載はない。

25 日本国憲法第 89 条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」 地方自治法第 230 条「普通地方公共団体は、宗教上の組織若しくは団体の便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、公金を支出してはならない。」(1947年4月17日、法律 67号)

26 「法務調査意見長官 兼一 回答」1948年2月11日『昭和 23 年度法務総裁意見年報』1949年、法務庁。

27 文部省学校教育局長回答「憲法第八十九条の解釈について」(校学 531号)1948年10月23日。

ることとして、ここではさしあたって、「国庫負担請願」が採択された 1949 年 5 月には、私立学校に対する公費支出についての政府内での対応が未だ定まっていないう状況であったことを確認しておく。

(3) 地方の状況と行政の対応 (1949 年 6 月～7 月)

国会レベルで、教育費の「国庫負担」を認知させたことは、朝連にとっては大きな成果であり、請願採択を根拠に地方行政当局に対して教育費獲得運動を展開した。『朝連中央時報』は、5 月 26 日「号外」により、「遂に衆議院を正式通過 同胞の教育費は日本政府で支辨」「在日朝鮮人の児童の教育費は今後日本政府が負担することになった」と報道した²⁸。【資料 3】この報道のあり方は、衆議院における請願採択がきわめて重要な決定として、朝連関係者に受け取られたことを示唆している。これ以後、『朝連中央時報』は、各地の地方行政

表 3-1 『朝連中央時報』記事による地方自治体に対する「公費支出」要求運動の「成果」

地方自治体	日付 (1949 年)	内容	朝連 中央時報
愛知県岡崎市	4 月 30 日	教育費が市会議に提案され、満場一致をもって年額 30 万円の支給が決定された。4 月 30 日市当局より現金 30 万円を受領した。	第 102 号 6 月 3 日
愛知県横須賀町	4 月 30 日	朝連横須賀支部、学校新設建築費として「12 町村長会議」で決定した 3 万円を受領。	第 102 号 6 月 3 日
岡山県	6 月 17 日	岡山県議会本会議で朝鮮人学校費用を県で負担することが正式に通過した。	第 107 号 6 月 28 日
大阪府堺市	6 月 21 日	堺市日本小学校長会が、堺支部朝連小学校の「児童の身体検査に要する医療器具及び校医を提供する」と決議した。	第 110 号 7 月 2 日
大阪府巽町	6 月 23 日	町議会「中西朝連小学校児童 450 名分 (一人当年額 300 円) 計 13 万円を 7 月 1 日より月別分割支払いする。	第 110 号 7 月 2 日
東京都北区	6 月 28 日	北区区議会は「東京朝鮮高等、中学校生徒教育費として東京都が東京朝連学校管理組合あてに支払うべし」とする請願書を可決した。	第 115 号 7 月 14 日
岡山県倉敷市	不明	倉敷市当局より 2 回にわたってすでに 3 万円の教育費を獲得。	第 110 号 7 月 2 日
大阪府貝塚市 岸和田市	7 月 1 日	岸和田市より教育費として金 5 万円、貝塚市より金 2 万 5 千円をそれぞれの覚書と共に、受け取った。	第 115 号 7 月 14 日
大阪府布施市	不明	教育費支払を布施市長確約。	第 120 号 7 月 26 日
神奈川県川崎市	7 月 25 日	川崎市長が教育費支出を確約。	第 122 号 7 月 30 日
東京都葛飾区	7 月 30 日	葛飾区議会本会議「朝鮮人教育費の関する決議」を満場一致で採択。	第 123 号 8 月 4 日
栃木県宇都宮市	8 月 6 日	定例市会で教育費 82 万円の予算案が「満場一致採択」	第 125 号 8 月 11 日

本表は、『朝連中央時報』(1949 年 6 月 3 日～9 月 6 日) から作成した。地方行政当局の「公費支出」関連の主な記事を取り上げた。

28 『朝連中央時報』号外、1949 年 5 月 26 日。

当局からの教育費「獲得」の状況を頻繁に報じた。表 3-1 は、『朝連中央時報』の記事から各地の運動の「成果」をまとめたものである。愛知、大阪、岡山では市町村当局から実際に教育費支給された、東京、栃木では請願書や決議が採択されたなどと報じている。

この教育費獲得運動は、多様な方向での広がりを見せていった。表 3-2 は、6月14日付『朝連中央時報』掲載の「第18回中央委員会決定書、文教活動の結論」という報告記事である。ここでは、「教室獲得」「教育費獲得」「建築費獲得」の3つの枠組みが重要な意味を持つ。公立学校内の朝鮮人特別学級設置やその経費の地方自治体負担は「教室獲得」として、校舎の建築資材の材木や教室の机などの支給は「建築費獲得」として、何れも教育費「獲得」の枠組みに入れている。このことは、すでに3月に朝連中央委員会の決定書に明示された、私立朝鮮人学校だけでなく、公立学校に在籍する児童の費用も「広い意味の教育費として獲得する」という朝連方針からも確認できる²⁹。この「広い意味の教育費」という文言は、日本の公立学校の中にも、朝鮮人教育の途を拓く可能性を示したものとみることができる。

では、請願採択により、朝連の運動が地方での教育費「獲得」に拡大していく状況に対して、政府はどのような対応をしたのか。まず、文部省は、6月29日、管理局長久保田藤麿による通達「朝鮮人教育費の日本政府負担について」を発した³⁰。通達は、朝鮮人学童児童生徒が公立学校に就学している場合は、日本人と「なんら差別されていない」とした上で、「一般私立学校に対して補助金が交付されていない現在、私立朝鮮人学校に対してだけ補助金を交付することはできない」とした。地方自治体の補助金の可否については何も言及していないが、請願採択の事実関係について兵庫県への回答の形を取って、「国庫負担」はできないとする文部省見解を示すことで、教育費獲得運動に対峙している地方行政当局に対して、補助金等の支出の留保を意図したものとみることができ

29 「第18回中央委員会決定書」『朝連中央時報』1949年6月14日（第105号）。「(5) 教育費獲得闘争は、日本学校在学同胞児童のための特設学級を設置し、それに必要な一切の費用も日政が負担するようにする。もう一つは、学校新築、増築の必要な時にも、同じく、なるべく広い意味の教育費として獲得するように闘争する。その例は、京都、関東、中部で見られる」

30 文部省管理局長久保田藤麿発、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長宛「朝鮮人教育費の日本政府負担について」（地管第25号）1949年6月29日。久保田藤麿（1907-93）1949年文部省管理局長（-52年）、60年衆院議員（自由民主党）、68年文部政務次官。

表 3-2 1949年6月14日『朝連中央時報』（第105号）記事（一部朝鮮語）

	教室獲得	教育費獲得	建築費獲得
関東	千葉、館山、栃木安房	神奈川横浜地区一私立学校補助費500万円中から□当□（市会議員）県会議員、教育委員、公聴会、懇談会等を通して	東京品川一5万円（同胞、学童、区議会区長）東京品川、千葉館山、栃木安房一対象日本人（知事、県会正副町、各政党、大衆カンパ）
東北		山形一教員給料補助金毎月3000円 宮城一生活安定就職補導公民的教養向上費毎年3万円	
北信		福井敦賀小学校一年12万円（市当局、市教育委員会で）	
中部		岡崎支部一月25,000円31万円。4月初に一時金として 知多支部一5月10日現在-6万円（日人間58万円負担するように日本人に寄付活動）	横浜須支部30万円（13市町村代表（日人）連盟 常任3名による会合の結果
近畿	特設学校8室（京都七条支部）一切費用を日政負担、京都舞鶴3箇所6教市において費用を負担	大阪堺支部一10万円（朝鮮人生活改善費によって） 布施支部一5万円（市長機密費によって）	
中国		山口船本支部一1学期2万円、岡山水島校和気分校からも確答をもらう	
九州		宮崎富島支部一5万円	福岡13校では材木、冊床

本表は、『朝連中央時報』（1949年6月14日）の記事「第18回中央委員会決定書、文教活動の結論」に挿入されている一覧表（標題名等なし）である。

る。ここでは、その根拠を日本の私立学校に対して補助金が交付されていないこととし、憲法第 89 条の規定により公費支出を不可とする法務庁見解は採用していない。文部省においては、すでに私立学校への公費支出を可能とするための私立学校法制定作業が進行していたからである。

7月21日、地方自治庁は補助金についての兵庫県からの照会に、「地方自治法第230条及びその精神にかんがみ、地方公共団体は私立学校に対して、補助金を支出することはできない」と回答した³¹。地方自治法第230条とは、憲法第89条と同じ趣旨の規定で、「公の支配」に属しない教育事業への公金の支出禁止を規定したものである。このように、地方自治庁は、地方自治体が朝鮮人学校に公費支出ができない根拠を地方自治法第230条に求め、私立学校は「公の支配」の属しない教育事業であり「援助」はできないとした。憲法と地方自治法との違いはあるが、法務庁見解と同一のロジックである。

では、公費支出を不可とする二つの政府通達を受けた地方行政当局は、どう対応したのか。たとえば、表3-2に示した大阪府巽町³²では、6月23日に「中西朝連小学校児童450人分（一人年額300円）」の補助を決め、書面により朝連

31 地方自治庁次長より兵庫県知事宛「朝鮮人学校に対して地方公共団体よりの補助金の支出について」（地自兵第8号）、1949年7月21日。（『佐藤達夫関係文書』1374、法令一般資料7、国会図書館憲政史料室）

32 大阪府中河内郡巽町（1955年大阪市生野区に編入）。巽町には1949年3月1日付で、大阪府知事より「条件付認可」された「朝連私立中西小学校」があった。（梁永厚「大阪における4・24教育闘争の覚書」『在日朝鮮人史研究第6号』1980年）

側に回答していた³³。この事実を大阪市警察からの通報により知った大阪府当局は、「私立学校に対し公金を支出することは、憲法 89 条及び地方自治法 230 条に違反する措置であるから取消す」よう指示した³⁴。さらに、その詳細は、大阪府総務部教育室長による軍政部への「報告文書」(英文)が伝えている。これによると、大阪府は、7月5日、総務部長・教育長名で、6月29日付文部省通達を関係団体に送付した。その上で、以下に示す趣旨の大阪府総務部長名「通知(地第589号1949年7月11日)」³⁵を巽町町長に対して発した。

巽町からの回答は以下の法律に違反している。従って、それらを訂正するための迅速な措置が取られるよう勧告する。公の支配に属しない私立学校への公金の支出は明らかに違法である。当然、回答の撤回が求められ、従って公金を支払う必要はない。³⁶

ここでは、大阪府が、町がいったんは決定した公費支出を「憲法 89 条及び地方自治法 230 条」を根拠に、「公の支配に属しない私立学校への公金の支出は明らかに違法である」としたことを確認しておく。また、先の大阪市警の文書には、この大阪府の措置によって「朝連に於ては、教育費闘争の一基盤を失ひ、且つ斗争方針を全面的に是正を要する等窮地に追ひ込まれるので或は不詳事案の発生も予想され」「今後の動向に嚴重警戒を要するものがある」としており、警察当局が教育費問題に背後で深く関わっていたことも着目する必要がある。

さらに、京都市では、朝連からの「朝鮮人学校に補助金を支出せよ」「市内の公立学校校舎を使用させよ」という要求に、教育委員会委員長が「憲法第 89 条並びに地方自治法 211 条の精神から判断して」要求を拒否すると発言している³⁷。一方、これとは異なる事例も見られた。川崎市では、市長が「憲法違反になるという文部省指令を云々しながらも、とにかくどんな名目だとしても、教育

33 『朝連中央時報』1949年7月2日(第110号)。

34 当文書は表題に「昭和24年7月14日市警」とだけ書かれている。GHQ/SCAP文書CIE(B)08245。(内山一雄/趙博編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集II』明石書店、1988年、所収)

35 当該「通知」については、筆者が、大阪府に照会したが「現在保管していない」との通知を受けた。(2011年12月17日)

36 1949年9月5日付、大阪府総務部教育室長(T.Yamano)からPaul Anderson宛「朝鮮人学校の経費について」(英文)、GHQ/SCAP文書CIE(B)08245。

37 「京都市教育委員会会議録(1949年9月6日)」。

費を支出することを確約した」と『朝連中央時報』は報じている³⁸。

このように、地方行政当局は、二つの政府通達から、私立学校への公金の支出は憲法および地方自治法に違反するものと判断し、これを根拠に朝鮮人学校への「援助」を拒否したが、政府中央においても法務庁と文部省の見解に開きがある状況の中、地方行政当局が中央の見解に従わずに、「地方自治」的判断に補助金支給を決定しようとする動きもあった。しかし、『朝連中央時報』によると、6月末の文部省通牒により「下部行政機関は、全的に教育費の支出を拒否する態度に出るに到り」「闘争は行詰り状態」になっていった³⁹。以上が1949年7月までの朝連および地方行政当局の状況である。

第2節 教育費問題の「政治的解決」へ

(1) 文部委員会による「修正」(1949年8月)

8月22、23日の両日、国会休会中の中で衆議院文部委員会が開催された。招集の意図は、5月に採択した「国庫負担請願」も含む多数の決議について、委員会としても文部当局の「予算獲得について御援助申し上げたい」と説明された⁴⁰。朝連は、この動きを「両日間にわたって開かれる文部委員会において朝鮮人教育費問題が如何に決定を見るか、事態は正に究局の段階に達している」⁴¹と判断し、代表団300名を国会に参集させた。そして、理事今野武雄の仲介で、委員長原彪、副委員長水谷昇に「強行談判」し、委員会の傍聴、教育費の支払などを求めた⁴²。教育費問題は翌23日に取り上げられた。議題は、六・三制完全実施関連の請願について「文部当局より請願の処理の経過」の報告を聞くと言われていた⁴³。

報告に立った文部省管理局長久保田藤麿は、六・三制関連の請願についての一通りの説明の後、「国庫負担請願」の採択に話題を変えた。久保田は、請願が

38 『朝連中央時報』1949年7月30日(第122号)。

39 『朝連中央時報』1949年8月23日(第129号)。

40 「第5回国会 衆議院文部委員会会議録」1949年8月22日、『国会会議録検索システム』。

41 『朝連中央時報』1949年8月23日(第129号)。

42 『朝連中央時報』1949年8月27日(第131号)。

43 国会法第81条第2項「内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない」

採択されたことによって、「陳情なり要求なりが盛んに」なり、「地方の当局者は、まずその始末に困っている」とし、6月29日に自らが発した管理局長通達にかかわる経過を詳しく説明した。そして、出席の文部委員に以下の「質問」を投げかけた。

これら〔「国庫負担請願」の採択〕に関して、予算はともかく、そういう予算的な措置をして金を出せということと、私どもの通牒をまず取消せという要求は引続いてまだ行われておりますが、そうしたものの始末をいたします上において、ご採択の当時の関係、それからその後の大体のご意図といったようなことをお聞かせ願えればたいへん仕合せだと考えますので、その辺のことをお知らせいただきたいと思えます。

久保田の発言を受け、委員長原彪は、「請願採択当時の眞の理由や議決の趣旨について、多少明瞭でない点があった」ので、「請願採択の趣旨をこの際明らかにし、その線に沿って政府当局がしかるべく処理されたらいいと思う」と発言、水谷昇にその説明を求めた。水谷は、理事会では「財政的に可能な場合に補助することがいいじゃないか、将来のために採択しようじゃないか」ということで、意見が一致したと釈明した。次に、千賀康治は、「採択したその精神は、ただちに実行を迫るものでなかった」として、水谷と同様に、採択は「直ちに予算的措置をするものではなかった」ことを強調した。一方、今野武雄は、二人の説明を一応は認めた上で、理事会では「非常に友好的な空気のうちこのことが決定された」と述べ、採択それ自体には問題はないという認識を示した。そのうえで、文部省が「法律解釈的な紋切型の通牒」を発したことで、「地方議会の意思や何か非常に左右されたという」事実があるとして、「いやしくもそういうような地方の動きを阻止することがないようにしなければいけない」と、採択後に文部省が朝鮮人学校への公費支出をペンディングし続けた措置を批判した。最後に、委員長原が、水谷や千賀の釈明を取りまとめる形で、請願採択は、「今ただちに、あるいは必ず、教育費を支給するよという趣旨ではなかった」「政府として、国の財政状況を考慮した総合的判断のもとに処置されてしかるべきものとする」と発言した。さらに、原は「ご異議ございませんか」と出席者に確認を取り、「それではさよう決定いたしました」と発言、この取り

まとめを文部委員会の「決定」とした。

この日の「決定」なるものは、5月の請願採択、すなわち、内閣は「必要に応じて財政的援助措置を講ずる必要がある」と決議した内容の「修正」を意味するものであった。このことは、2ヶ月後の10月31日付『官報』に掲載された以下の記事から確認できる。

衆議院会議録第41号附録(二)の二中正誤45頁3段22行より26行〔6月1日付『官報』の「請願の議決理由」を指す〕「民族特有の教育面のあることを認め、これを尊重するとともに、学校教育法に照し、必要に応じて財政的援助措置を講ずる必要があると認め、」とあるは「朝鮮人学校教育費の問題に関しては、民族特有の教育面のあることに鑑み、教育基本法及び学校教育法に照し、国の財政状況に応じて可能な援助的措置を考慮すべきものと認め、」の誤。⁴⁴

この『官報』記事は、6月1日付『官報』に掲載された「朝鮮人学校教育問題等に関する請願に関する報告」の二「請願の議決理由」中の「必要に応じて財政的援助措置を講ずる必要があるものと認め」は、「国の財政状況に応じて可能な援助的措置を考慮すべきもの」の「誤」であると公示したものである。事実上、政府が予算措置を講じないことを文部委員会が容認する「決定」をしたことを意味するものである。この「修正」を意味する原委員長の最終発言全文が、次に詳述する『佐藤達夫関係文書』にも、「朝鮮人学校教育費国庫負担に関する請願についての衆議院文部委員会の委員長説明(二四、八、二四)」との標題のついた文書として残されていることから、「修正」の意味するものが重要であることが分かる。

これは、与党議員が文部省の意向を酌み、採択内容の事後的な「修正」を図ったものとみることができる。いったん国会で議決されたものが、単なる委員長説明を以ってその「修正」が決定され、しかも、その「修正」部分が2カ月後の『官報』上で、「正誤」というあたかも誤字・誤植のようなレベルの扱いを以って「処理」されたという事態は、きわめて異例のことであったといつてよ

44 『官報(号外附録)昭和24年10月31日』19頁。『国会会議録検索システム』「追録・附録・目次・索引検索」。

い。しかし、この「決定」について、朝連や日本共産党の議員が強く抵抗した形跡は見出せない。それは「修正」も朝鮮人学校への公費支出を否定したものではなく、「国の財政状況に応じて可能な援助的措置」という文言は多様な解釈を許すものだからである。事実、『朝連中央時報』は、「今後財政面を考慮して適当な時期に支払うべしとの結論を下した⁴⁵」と報じ、『解放新聞』も「一般教育費予算の財政に合わせて適当な時期に適切に支給することを満場一致で決定した⁴⁶」とだけ報じている。

(2) 私立学校の自主性と「公の支配」

前述のように、文部省は、私立学校への予算の道がないことを根拠に、朝鮮人学校教育費の公費支出はできないとする一方で、国又は地方公共団体が私立学校への公費支出を可能とするための私立学校法案策定の作業を進めていた。当時、文部省で策定に携わった管理局庶務課長福田繁によると、法案策定の焦点であった憲法第 89 条の「公の支配」の解釈をめぐる見解が対立していた。しかし、補助等の条件として私立学校が「ある程度の監督に服する」ことによって、「公の支配に属すれば足りる」というロジックにより妥協が成立した⁴⁷。この場合の「公の支配」の内実として、私立学校法の制定過程においては「学則の認可（教科課程、収容定員、職員組織、授業料及び入学料を含む）」「法人の役員及び校長の解職」などの権限を監督庁に与えるという解釈も考えられた。しかし、それでは監督庁に「余りにも強力且つ広範な権限」を与えることになって、私立学校の自主性を損なうという判断から、私立学校法第 59 条の規定に見るように、「所轄庁」の権限は、「助成を受けた学校法人から、業務、会計に關しての報告を徴すること、予算について必要な変更を勧告すること及び役員
の解職を勧告できる」ことに限定することとなった。このようにして成案された私立学校法は、少なくとも立法の趣旨においては、「援助はするが、統制しな

45 『朝連中央時報』1949年8月27日（第131号）。

46 『解放新聞』1949年8月29日（第284号）。

47 福田繁・安嶋彌『私立学校法詳説』玉川大学出版部、1950年、4-19頁。なお、福田繁は、1949年6月以降、管理局庶務課長として法制定にかかわると共に、朝鮮人学校教育費問題にも対応した。安嶋彌も庶務課長福田の下でこの後の朝鮮人学校閉鎖問題を統括した。

い」ことを原則とするリベラルなものであった。その第一条において「私立学校
の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私
立学校の健全な発達をはかる」という同法の目的として明文化される。

私立学校法案がこのようにリベラルな原則に従って教育費の公費支出を認め
る方向で進捗していた一方、法務府内では、朝鮮人学校教育費の公費支出に関
する政府方針の決定について、その問題点を検討していた。そのことは、当時、
法務府法制意見長官であった佐藤達夫の残した文書から窺い知ることができる。
表題に「朝鮮人学校に対する教育費の補助に関する方針の決定について（昭二
四、八、二五）」と書かれた文書には、「秘」の印が押されている⁴⁸。当文書がど
のような経緯で作成されたものかはわからないが、当文書の次に「私立学校に
対する補助金について」の文書 9 枚が綴られていることから、1949 年 8 月下旬
に、法務府内で朝鮮人学校の教育費問題と私立学校法案との関連で検討され、
作成されたものと思われる。文書は、冒頭で次のように記している。

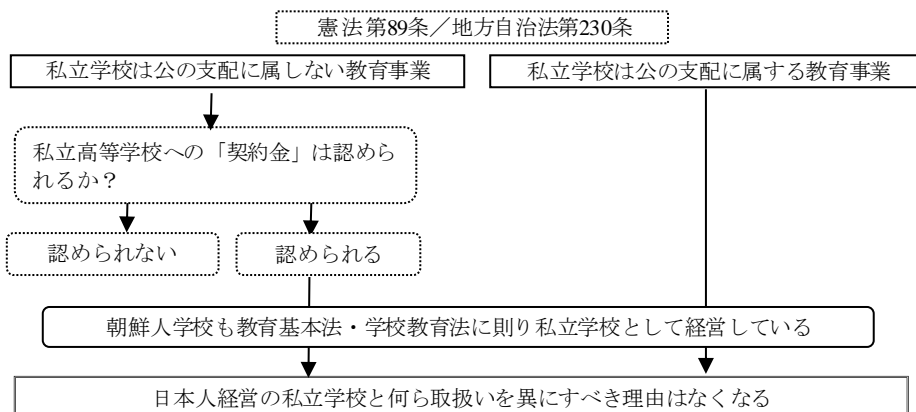
現在政府及び各地方公共団体においては、朝鮮人学校に対する補助に関する対策に悩
まされており、特に地方公共団体においては、朝鮮人連盟の教育費獲得運動の直接の
攻撃目標となり、そのために他の事務処理に多大の支障を来しているものもあり、本
問題は、政府及び地方を通じ緊急解決を要する事項であるので速かに、閣議（次官会
議）において本問題処理の根本方針を決定せらるべきものと考えらる。

そして、「本件の方針決定に当っては、同時に左記の問題点について方針を決
定する必要がある」として、「法律問題」と「政治的解決としての問題点」に分
けて提示している。論点を整理するため、内容を図 3-1 にまとめて示した。

すでに設置認可された朝鮮人学校は法的には、私立学校であることから、
私立学校が「公の支配」に属するか、属しないかに分けて検討している。属す
るものとするれば、朝鮮人学校だけに公費支出を認めない理由はなくなる。反対
に、属しないものとするれば、朝鮮人学校への公費支出を認めない理由になり得
るが、多数の都府県が私立高等学校に支出している「契約金」は法的に認めら

48 （注 31）『佐藤達夫関係文書』。

一 法律問題



二 政治的解決としての問題点

- (一) 朝鮮人学校と日本人の私立学校とについての取扱いを異にする方針を決定するか。例えば、朝鮮人連盟による朝鮮人学校は、共産主義教育を行うものであるから不可とするという理由
- (二) 朝鮮人学校の経営を壘今認めず、日本の小学校、中学校等に朝鮮人を入学せしめる方針をとるか。
- (三) 政府としては、差し当り、朝鮮人学校に対しても日本人私立学校に対して都道府県等が委託費を支出しているのと同様に教育又は生徒数に対する一定比率をもって、補助金を支出することを決定すべきであるか。この場合は、補助の範囲を一定にすべきであるとともに、国においても相当割合の経費の負担をなすべきである。

図 3-1 「朝鮮人学校に対する教育費の補助に関する方針決定について
(昭二四・八・二五)」 (『佐藤達夫関係文書』1374) が示す問題

れないことになる⁴⁹。仮に認められると判断したとすれば、朝鮮人学校だけに公費支出を認めない理由はなくなる。これを「法律問題」としている。この時、すでに政府内では私立学校は公の支配に属する教育事業であるとの解釈で統一が図られようとしていた。したがって、私立学校法が制定されることにより、朝鮮人学校だけに公費支出を認めない理由はなくなる事態の不合理性が顕在化せざるを得ないえない状況が出現していたわけである。ただし、同文書は、「法律問題」とは別に、「政治的解決」として次の3つの選択肢を検討している。

- (一) 「朝鮮人学校と日本人の私立学校とについての取扱いを異にする方針を決定する。例えば、朝鮮人連盟による朝鮮人学校は、共産教育を行うものであるから不可とする。

49 当時、地方自治体において一時的な便法として、私立高等学校に「教育契約金」として財政援助が行なわれていた。

(二)「朝鮮人学校の経営を璽今認めず、日本の小学校、中学校等に朝鮮人を入学せしめる方針をとる。(三)「朝鮮人学校に対しても日本人私立学校に対して補助金を支出することを決定する。

これら(一)(二)は、この後、実際にとられた措置であり、8月25日という日付は、重要な意味を持っている⁵⁰。

9月以降の動向は、第4章で論じることであるが、少しだけ立ち入っておく。10月12日、政府は、団体等規正令に基づく9月8日の「朝連解散」を理由に、3項目からなる「朝鮮人学校処置方針」を閣議決定する。そこでは、義務教育は公立学校で行うことを原則とする、義務教育以外の朝鮮人学校は嚴重に日本の教育法令に従わせる、とした上で、「学校の経営等は自らの負担によって行われるべきであり、国又は地方公共団体の援助は、一の原則から当然その必要がない」とした⁵¹。閣議決定という内閣の総意という形式により、朝鮮人学校の教育費の公費支出は必要ないと判断したことになる。これが、朝鮮人学校の「国庫負担請願」に対する行政府の最終決定であり、まさに「法律問題」を超越した「政治的解決」が行われたことを示すものであった。そして、11月5日、ほとんど全ての朝鮮人学校を閉鎖に至らしめることになる。

第3節 京都府の特別学級問題のゆくえ

(1) 京都府教委による「京都覚書」第六項の削除

第1節、第2節で論じた教育の公費支出問題が進展していたちょうど同時期、京都府では、「京都覚書」第六項による京都市立小学校「特別学級」をめぐる新たな事態が進行した。京都府および京都市においては、1948年11月に公選制教育委員会が発足した。これは、戦後教育改革の下、戦前までの中央集権的な教育行政への反省から「民衆統制・地方分権・一般行政からの独立を原理と

50 金太基の研究によると、法務府法務総裁植田俊吉が首相吉田茂に朝連解散の同意を得たのが8月24日である。(金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房、1997年、565頁)

51 閣議決定「朝鮮人学校処置方針」昭和24年10月12日。s

する教育行政」への転換を意図したものである⁵²。京都府では、7名の委員による京都府教育委員会（府教委）が設置され⁵³、教育長には、「京都覚書」締結時の教育部長天野利武が就任した。同時に京都市においては、5名の教育委員による京都市教育委員会が設置され、京都市教育局長の不破治が教育長に就任した。これにより、府および市の行政において朝鮮人教育は、これまで府知事の下にあった教育部や市長の下で教育局から公選された教育委員による合議制の府、市の教育委員会が所管となった。

国会「請願」が衆議院本会議で採択された翌日の1949年4月26日、急遽開かれた府教委臨時教育委員会に、緊急議案として「朝鮮人児童生徒の特別学級編成に関する件」が取り上げられた。会議冒頭、教育長天野は「本日、標記について、その筋より呼出をうけた」と述べた⁵⁴。「標記」とは「京都覚書」について「関係筋と談合の結果、別紙、関係筋との会合の取決の線に従って措置する。右に関する細目の交渉は教育長に一任する」という会議案のことである。また「別紙、関係筋との会合の取決」とは、「4月26日京都府教育長・京都市教育長及び軍政部教育官との打合会」という表題付きのメモを指す⁵⁵。メモには、以下に示す「5項目に関する政策実施にあたって〔三者の〕意見は一致した」と記されている。

- ① 外国人或いは外国人の血統をもっている者に対して優先的な取扱はありえないこと。
- ② 文部省及び連合軍司令部別定の法規によってすべての個人は教育を受けるべきこと。
- ③ 従って朝鮮人或いはその他の外国人に対して特権を与えてはならぬこと。
- ④ 教室を独占的に朝鮮人児童に許可することは政策に反し甚だ賢明でない。
- ⑤ 若し朝鮮人が特別学級を要求するならば自分自身の許可をうけた私立学校内において持つべきである。

52 谷雅泰「教育委員会法」『現代教育史事典』、東京書籍、2001年、16-17頁。

53 7名の教育委員の構成は、以下の通りであった。委員長牧野虎次、副委員長四方秀吉、上田一夫、森田新三、山田俊三、吉田八重（以上公選委員）、西村平太（府会選出委員）。

54 「朝鮮人児童生徒の特別学級編成に関する件」1949年4月26日、京都府教育委員会『会議録昭和24年』。

55（注54）「朝鮮人児童生徒の特別学級編成に関する件」。英文メモはGHQ/SCAP文書CAS(A)11148。

さらにメモの最後には「特別学級」は、「学級の隔離問題を巻起し、公立学校教育に於ける差別取扱いとなり」「間接的ながら国法及び最近の文部省及び連合軍総司令部より出した法規・指令に反する」としたうえで、「人種差別を禁ずる新憲法に抵触する問題を巻起する」という軍政部の見解を明示している。

これらの資料から、この日の経過は、以下のものであったと考える。京都府教育長天野は、京都市教育長不破とともに軍政部に呼び出され、「特別学級」は「違法」であるとしたうえでその理由として5項目の指摘を受けた。その後、教育委員会を招集、この「別紙」メモが「会合の取決の線」として提案された。会議で天野は、7名の教育委員に1年前の「京都覚書」の「特別学級」の経緯を説明し、「これによって京都では幸い問題が起こらなかった」とした。そのうえで、「その筋との打合の結果、やむを得ないと思う。委員会に於ける決議となる前に、教育長から一応朝連に折衝してみる」と述べた。各委員からの質問の後、天野は、「この際改めて、軍政部の指示で覚書の線は廃止するというようにする」と述べ、提案通り教育長に一任することに「異議なし」とされた。

5月7日、府教委は、教育委員会協議会という形式により「朝鮮人連盟幹部との懇談」を開催した。議題は、「朝鮮人学童生徒の教育に関する覚書」第六項削除に関する件」され、教育委員7名、朝連3名⁵⁶、教育長天野のほか、軍政部民間教育部長グレゴリーも出席した⁵⁷。天野は、冒頭で「朝連より覚書削除については不満なので、委員さんに聞いてほしいとのことでこの会合を催した」と会の主旨を説明したが、朝連としては、直接軍政部に訴える意味合いもあった。朝連は従来の取り組みにおいて「天野氏及び教育会・朝連との間の覚書を信頼し、軍政部に直接は請願しなかった」にもかかわらず、「もはや総司令部の線が決まっているならば、懇談しても何もならない」と府教委を非難したうえで、「私達は直接軍政部と話す」と主張した。しかしグレゴリーは、「これは私だけの考えではない。近畿指令部・第一軍団・マッカーサーも支持している。2日前に総司令部から電話があり、朝鮮人の問題について公立学校の中で

56 『会議録昭和24年』（注54）によると、朝連出席者は、文教部次長金、七条支部委員尹、京都第一朝連初等学校管理組合理事長宋彦沢である。

57 グレゴリー（L.Gregory）は、1949年1月、E.Cadesの後任として京都府軍政部民間教育課長に着任した。

特別学級は許さぬということになった」と断言、総司令部の命令であることを強調した。さらに朝連に対して「話しにこられるのなら、友情的な態度でこられるのは差し支えないが、変更の余地はない」と交渉を拒絶した⁵⁸。両者の間で困惑した天野は、結局「軍政部の方針と指示が明らかにされたことにより、朝鮮人児童の特別学級を作るという議論は必要ない」と述べ⁵⁹、府教委としては軍政部の方針に従い、「特別学級」廃止を朝連に表明した。こうして京都府独自の枠組みの廃止が決まった。これを命じた軍政部の論理は、「特別学級」は朝鮮人に対しての「優先的な取り扱い」となり「特権」を与えることになるという形式論でしかなかった。

(2) 京都市教委による陶化小学校内特別学級の閉鎖

これにより京都市教育委員会（以下、市教委と略す）も校舎の使用を不認可にし、市立小学校内のタイプ B、タイプ D の学校の廃止を決定した。9月17日、市教委は、第一朝連初等学校、すなわち陶化小学校内特別学級の閉鎖、施設の明け渡し、および在籍児童の在住校区小学校への転校を命じた⁶⁰。これに対して朝鮮人父母や児童が連日反対運動を続けたが、9月30日、市教委は教室を強制封鎖した。これには、京都府軍政部も特別の注意を向けていた。軍政部文書には「これは去年の神戸の件に匹敵する大問題であり、他の地方で同じような方向に進展しないために事態を放置できない」⁶¹との記述が見られ、前年と同様の事態が、京都市東九条地区で生じかねないという緊張感を漂わせている。さらに「もし最終交渉が成功せず、左翼が運動の好機として利用するなら、第二の神戸事件を引き起こすので注意が必要である⁶²」とし、学校閉鎖問題と京

58 1949年5月7日「朝鮮人連盟幹部との懇談」（（注54）『会議録昭和24年』）同じ記録が軍政部文書にも残されている。

59 “Report on Conference of Prefectural Board of Education.CE Officer and Korean League”10 May,1949 Fumiko Kurosawa GHQ/SCAP 文書 CAS(A)11148。

60 京都連絡調整事務局長「京都市教育委員会の陶化小学校内朝鮮人特別学級閉鎖問題経緯報告の件」。『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

61 “Use of the Toka Primary School Building(Japanese)by the Korean League First Primary School” 3 September,1949GHQ/SCAP 文書 CAS(A)11148。

62 “Delivery of School-House by Korean League Primary School .Kyoto” 23 September,1949 GHQ/SCAP 文書 CAS(A)11148。

都での左翼運動との結びつきをも警戒している。

京都府軍政部は1948年5月には学校問題に「穏便」に対処するとして、「特別学級」という独自措置を認めていた。それにもかかわらず、1949年4月末に方針転換した。2月時点で軍政部が「特別学級」は教育諸法違反であると指摘したことが契機とみてよい。大矢一人の研究によると、地方軍政部の上級機関である第八軍軍政本部が第一軍団や地方軍政部の施策の優先課題を示した「プライオリティ・リスト」において、「共産主義勢力と対抗」という言葉が明示的に示されるのは1949年末としており⁶³、同年4月のこのできごとはそれよりも半年早い。また、明神勲の研究によると、マッカーサーは、同年5月3日の憲法施行2周年に当たり、日本国民に寄せたメッセージの中で共産主義に対する警戒を呼びかけ、これ以降、SCAPのレッドパージ政策が明確になっていくことを明らかにしている⁶⁴。ただし、なぜこの時点で軍政部が強硬措置の必要を示したのかという点については明確ではない。さしあたって「京都覚書」第六項の破棄がSCAPの支持をのものと軍政部の明確なイニシアティブによって行われ、朝鮮人側の「感情は非常によい」とされていた教育長天野もこれに従ったし、7人の教育委員もこれを承認した、という事実を確認しておきたい。さらに京都府による第六項破棄は、第4章で論じる全国的なレベルでの強硬措置の先触れともなった。京都市による学校閉鎖が行われたのと同じ9月、政府は朝連に団体等規正令を発動し、団体解散、幹部追放、資産を没収する。占領政策に対する「反抗」「反対」「暴力主義的活動」をその理由とした。前年5月の文部省と朝連との暫定的な妥結は政府によって破棄され、10月には継続していた朝鮮人学校に対して、一律に閉鎖措置が執られることになる。

まとめ

衆議院による「国庫負担請願」の採択は、立法府が、朝鮮人学校の教育を「民族特有の教育」として、その「自主性」を認め、行政府に対して「財政的援助

63 大矢一人「軍政機構における地方軍政部の位置と機能」『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第35号、1998年、113頁。

64 明神勲『戦後史の汚点 レッドパージ—GHQの指示という「神話」を検証する—』大月書店、2013年、128頁。

措置を講ずる」ことを求めたものであった。これにより教育費獲得闘争が各地域で積極的に展開された。京都府の事例で示した公立小学校校舎の一部を朝連初等学校校舎として使用するという事態も、このような教育費「獲得」の成果の一部と見なされた。立法府が公費支出を認めたことは、教育費の負担区分の問題にとどまらず、朝鮮人学校が「公の性質」を持つことを承認する意味合いを含むものでもあった。採択が含意した朝鮮人も日本政府や地方自治体に納税している以上、租税という「公費」の一部を朝鮮人教育のために使用すべきとのロジックには公費による教育のあり方を変革する可能性も秘められていた。

一方、同時期には、私立学校の公共性を認めることで、公費支出の途を可能にするための私立学校法の成立に向けて準備がなされていた。その内容は、私立学校の自主性を尊重するために、監督庁が「学則の認可」など教育内容上の問題に立ち入ることを否定して、補助金交付の条件として憲法に規定する「公の支配」の内容を形式的な側面に限定しようとするものであった。ここには、自主性と公共性の並立が含意されていた。この私立学校法が制定されれば、日本人向けの私立学校と何ら取扱いを異にする理由はなくなり、法的には私立学校として認可されていた朝鮮人学校にも、当然公費支出の途を開くことにならざるを得なかった。すなわち、「請願の議決理由」を事後的に「修正」したとしても、法的整合性を最低限の形でも保とうするならば、一般の私立学校に公費支出をするとしたら、朝鮮人学校にも支出せざるを得ない事態が目前に生じていたのである。本章で取り上げた「佐藤達夫文書」は「法律問題」としては、朝鮮人学校のみを除外することが困難であることを明確に指摘し、「政治的解決」という選択肢を提示していた。その後、実際に生じるのは、まさにこの「政治的解決」である。詳細は第4章で論じるが、私立学校法制定にあたって、朝鮮人学校問題が重要な位置を占めていたことを示唆するものであった。朝鮮人教育への公費支出をめぐる問題は、以上のような「政治的解決」により棚上げされることになった。ここでの動向は、私立学校の自主性を「公の性質」の一部と認めることにより、公費支出を可能とする一方で、朝鮮人学校においては、「自主性」の存在が「公費」の阻害の要因とされていたとみることができる。

また、当時期、京都府では、1948年5月の「京都覚書」によって成立した市立小学校内「特別学級」を廃止する動きが軍政部、京都府、京都市により急遽

進展した。「特別学級」は、公立学校校舎を使用し、公立学校教員として朝鮮人講師を採用することから、「公費」によって朝鮮人教育がなされる可能性も秘められていた。その可能性は、軍政部およびこれに追随した地方行政当局により打ち砕かれることになった。京都府軍政部グレゴリーが「マッカーサーも支持」と断言したように、「特別学級」の否認は、SCAPの方針として示されたことも確認しておく。

第4章 朝鮮人学校閉鎖措置の法的枠組みとその執行

1949年10月～11月

はじめに

本章では、1949年10月から11月の時期に政府の命令により都道府県が執行した朝鮮人学校閉鎖措置について検討する。これは、第1章で論じた学校教育法に基づく学校設置認可と教職員の適格審査という対朝鮮人学校措置を強権的に執行することで朝鮮人学校自体の消滅を図ったものである。閣議決定とした「朝鮮人学校処置方針」という名称がその性格を明示している。本論では、第2章で独自の覚書により公立学校での「朝鮮人独自の教育」を認めようとした京都府の事例、第3章で学校設置認可を受けた私立朝鮮人学校に対して公費支出を求めた朝連の運動など、朝鮮人教育を日本の教育とのかかわりの中で実現しようとした1年余りの動向に注目した。さらに、政府部内では、私立学校への公費支出を可能とする私立学校法が制定されるならば、法的には朝鮮人学校だけを除外することが困難になるという認識がなされていた事実も指摘した。こうした文脈上にこの強権的な閉鎖措置をおいてみるならば、法務府、文部省の指示により直接的には地方行政機関が執行した諸措置を正当化するための法的な枠組みや整合性、実際の執行過程等について詳細な検討が必要であるというのが、本章のモチーフである。

この学校閉鎖措置は、全国約360校の朝鮮人学校に対して、警察力を用いて一斉に閉鎖するという異常な事態であったことから、これまでも着目されてきた。小沢の『歴史篇』は、政府が発した「方針」や「通達」等を分析し、閉鎖措置は「在日朝鮮人の組織と運動を奪ったうえで学校閉鎖を強制しようとするもの」であり、「その攻撃は全面的かつ徹底的になる性格を有していた」と結論づけた¹。その後、朝連解散にかかわる占領軍文書、行政文書、朝鮮人運動の資料が整理され、この時期の朝鮮人学校政策に占領軍が深くかかわっていたことが、明らかになってきた。1997年の金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』

1 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房、1973年、262頁。

では、法務総裁殖田俊吉²が、内閣総理大臣吉田茂に提出した政策文書を根拠に、一連の措置は、「在日朝鮮人に対する日本政府の権限を示す絶好の機会とされたのではないかと分析した³。また、占領政策史や对在日朝鮮人政策史などの分野での朝連解散についての研究や地方での朝鮮人学校の研究においても、閉鎖措置についての研究が蓄積されてきた⁴。

これらの研究においては、閉鎖措置は、ポツダム勅令に基づく「団体等規正令」および「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」によるものであり、占領軍統治下における朝鮮人運動の非政治化、弱体化を意図したという政治史的な側面から理解されてきた。かかる理解には、筆者も基本的には同意するところである。ただし、これら二政令が、ポツダム政令として「超憲法的性格」を持つとされていた占領統治下の法施行の事情を考慮したとしても、適用範囲に関しては、解釈の揺れが存在した上に、当時全ての学校が二政令を根拠に閉鎖されたわけではないという事実にも着目すべきと考える。朝鮮人学校閉鎖措置をめぐる法的根拠ともいうべきものは、実は相当に薄弱だったのではないかと。また、閉鎖に関与した主体、すなわち文部省や法務府など関係諸官庁、あるいは地方行政機関も、法的根拠の薄弱さをある程度認識しており、そのために法の執行にあたって微妙な見解の違いが生じざるを得なかったのではないかと。こうした点に着目することにより、学校閉鎖措置をめぐる「合法性」の質ともいうべき問題を批判的に考察することが、本章の課題となる。

そこで本章では、まず第1節において閉鎖措置の枠組みを明らかにする。措置は、学校設置者や施設の所有者が朝連であると見なすか否かによって二分されたことから、第2節において、学校を朝連設置あるいは朝連所有と見なすためにどのような判断基準が用意されたのか、また、朝連設置あるいは朝連所有とは見なすことができなかった学校を、どのようにして最終的に閉鎖に至らしめ

-
- 2 殖田俊吉(1890-1960)1929年拓務省殖産局長、以後、台湾総督府殖産局長、関東庁財務局長を歴任、33年退官。戦争中、近衛文麿の側近としての吉田茂らと和平協議に参画、戦後第2次吉田内閣の国務大臣、行政管理庁長官を経て48年法務総裁、団体等規正令の改正を手掛けた。
 - 3 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房、1997年、566-567頁。
 - 4 一橋修、蝦名良亮、ロバート・リケット、李焚娘「共同研究 占領下に於ける对在日朝鮮人管理政策形成過程の研究(1)」『青丘学術論集』第6集、1995年。鄭榮桓「敗戦後日本における朝鮮人団体規制と朝連・民青解散問題—勅令第101号・「団体等規正令」を中心に」『朝鮮史研究会論文集』第47集、2009年。

たかを解明する。さらに、第3節において、閉鎖措置に併せて新たに命じられた教職適格審査について検討する。審査命令は、これまで「適格」された者も含めた「再審査」であった。実際の審査状況とその意味について京都府の事例より論じる。併せて京都府とは相当異なる事例として隣接の滋賀県も取り上げる。第4節において、当措置の京都府における展開について解明する。最後に第5節において、措置直後の動向として、当措置の当否を司法の場に求めた学校閉鎖処分の取消請求の訴訟と11月に上程された私立学校に対する公費助成を可能とする私立学校法の成立について検討する。

主な資料としては、外務省外交史料館『外交記録公開文書』、『滋賀県行政文書』、神奈川県『歴史的公文書』等を用いる。

第1節 閉鎖措置の枠組み

(1) 概要

1949年9月8日、日本政府は「勅令第百一号」に代えた「団体等規正令」を朝連・民青に適用し⁵、団体解散、財産の接収並びに主要役員を公職追放した。両団体の行為が、第2条第1号（占領軍に反する行為）および第7号（暴力主義的方法の是認・正当化）に該当するとしたものである⁶。朝鮮半島情勢が緊迫化する中、朝連・民青の運動を敵視した占領軍が法務府に命じたものであるが、鄭栄桓の研究が指摘するように、「同時に、「旧宗主国」政府による「旧植民地」民族団体への弾圧であるという複合的な性格」を持つものといえる⁷。ただ、「団体等規正令」も「勅令第百一号」と同様、「軍国主義的、極端な国家主義的」団体に対する「団体規制」を制定趣旨とし、「民主化」「非軍事化」という戦後改革の法制整備であったことにも留意すべきである⁸。

5 在日朝鮮民主青年同盟（民青）は1947年に結成された朝連の青年組織である。

6 朝連の青年組織である在日本朝鮮民主青年同盟（民青）の全組織と在日本大韓民国居留民団宮城県本部、大韓民国建国青年同盟塩釜本部に対しても同じ措置がなされた。

7 （注4）「敗戦後日本における朝鮮人団体規制と朝連・民青解散問題」58頁。

8 「団体等規正令」（政令第六四号、1949年4月4日制定）第一条 この政令は、平和主義及び民主主義の健全な育成発達を期するため、政治団体の内容を一般に公開し、秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的な団体の結成及び指導並びに団体及び個人のそのような

10月12日、政府は、朝連解散を理由に「朝鮮人学校処置方針」（以下「処置方針」）を閣議決定した。「処置方針」は、①朝鮮人子弟の義務教育は公立学校で行う、②朝鮮人学校は厳重に日本の教育法令に従わせる、③朝鮮人学校の公費負担はしない、の3点である。翌13日、法務府特別審査局長吉河光貞⁹および文部省管理局長久保田藤麿は、通達「朝鮮人学校に対する措置について」を発し、「措置要綱」（以下「要綱」）および「措置細目」（以下「細目」）に基づく措置を私立学校の監督庁である都道府県に命じた¹⁰。前年5月の「覚書」が「必ずしも遵守されていない」として、朝連の「解散指定が行われたことにより、この際日本の法令に基く命令を厳正に遵守させる」ことをその理由とした。「要綱」には、「学校について」「学校管理組合の役員・学校の教員等について」「名称について」など7項目にわたる措置内容が、「細目」には、都道府県がとるべき法執行の手続きや判断基準などが、12項目にわたり列挙された。さらに、各項目には、「団体等規正令」および「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」¹¹（以下、まとめて「二政令」とする）と学校教育法を根拠に、学校閉鎖と学校の管理運営と教育内容から朝連の影響を悉く排除するための詳細な措置が明示された。

こうした学校に対する「処置」と同時に、学校関係者に対する「処置」も命じた。同じ10月13日、文部事務次官伊藤日出登¹²は、都道府県の教職員適格審査委員会に対して、「極秘」とする通達「朝鮮人学校の設立者及び教職員等の適格審査について」を発し¹³、この措置により新たに設置または改組すること

行為を禁止することを目的とする。第二条 その目的又は行為が左の各号の一に該当する政党、協会その他の団体は、結成し、又は指導してはならない。一 占領軍に対して反抗し、若しくは反対し、又は日本国政府が連合国最高司令官の要求に基いて発した命令に対して反抗し、若しくは反対すること。〔…〕七 暗殺その他の暴力主義的企画によって政策を変更し、又は暴力主義的方法を是認するような傾向を助長し、若しくは正当化すること。

9 吉河光貞（1909-88）戦前は思想検事としてゾルゲ事件の捜査に参加、1948年法務府特別審査局長、1964年公安調査庁長官。

10 「措置細目」は、『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』において、通牒「朝鮮人学校に対する措置について」に続いて綴られていた手書き文書である。10月13日付通達には「措置細目」についての言及はないが、「措置要綱」と「措置細目」は一对のものと判断した。11月15日付文部事務次官通達「朝鮮人各種学校の設置認可について」では、標記の「取扱いについては、本年10月13日付文管庶第69号通達「朝鮮人学校に対する措置について」及びその措置細目に従い処置されたい」と記されていることによる。

11 昭和23年政令第238号、1948年8月19日制定。

12 伊藤日出登（1902-1974）1948年3月文部事務次官（-50年）。

13 文部次官発、都道府県教職員適格審査委員長宛通達「朝鮮人学校の設立者及び教職員等の適格審査

になる学校の法人役員と教職員に対する教職適格審査の「審査」および「再審査」を命じた¹⁴。これについては、第3節で論じる。

都道府県当局は、10月19日、全国一斉に朝鮮人学校に対し「要綱」に基づく措置を通告した。設置者が朝連であると見なした学校は、即刻「廃校」および学校施設、財産の接收措置を、それ以外の学校には、14日以内に財団法人の改組又は新たな設置と各種学校設置の認可申請を命じた。また、無認可の教育類似施設（以下「無認可の学校」）には、解散するよう命じた。これは第一次措置と呼ばれる。申請手続きをした財団法人は文部省が審査した。その結果、11月5日¹⁵、文部省は、例外的に1法人を認可したのみで¹⁶、他は全て「不認可」とした。これを受けた都道府県当局は、不認可にした法人傘下の学校と認可申請をしなかった学校に対して、学校教育法に基づく学校閉鎖命令を発し、閉鎖の措置をとった。これは第二次措置と呼ばれる¹⁷。

10月から11月にかけてのこれらの措置は、法務府特別審査局、同民事局および文部省管理局の「極秘」扱いの通達や警察電報などによる詳細な指示の下

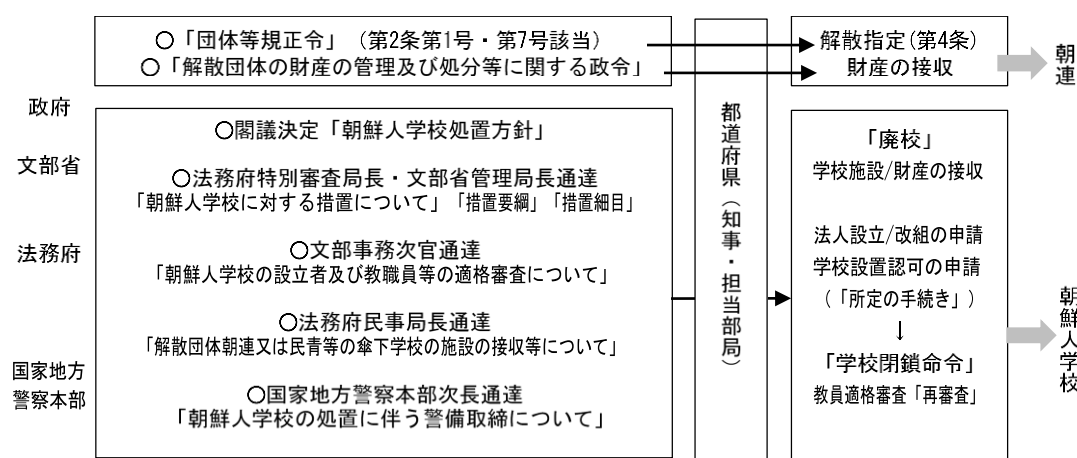


図4-1 学校閉鎖措置執行の概要

について」(文人適第46号)1949年10月13日(「教職審査例規昭和24~27年度調査課」(昭27-11)『京都府庁文書』所収)。原資料はガリ版刷、右上に「極秘」の印がある。

- 14 「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」第23条「文部大臣が特に必要と認めるときは、各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる」。文部省審査関係法規研究会著『教職適格審査関係法規と解説』112頁。
- 15 文部省では第二次措置を11月4日とし、法務府通牒においても「11月4日に閉鎖命令を示達」としているが、実際には、都道府県は11月5日に学校閉鎖命令を発した。
- 16 財団法人白頭学園(小学校、中学校、高等学校、計3校)大阪府所在。
- 17 措置は解散指定された朝連、民青の朝鮮人学校が対象であったが、「細目」には「在日本朝鮮人居留民団関係の学校についても、本措置に準じた取り扱いすること」とある。

で、都道府県総務部等の担当部局が、朝鮮人学校に対して通告や処分を実施する方法をとった。また、学校施設およびこれに附属する財産の接収という強制執行を伴ったことから、執行に「反抗反対」する朝鮮人に対する警備取締に国家警察と自治体警察があたった。これらの通達等による措置執行の概要を図 4-1 として示した。

(2) 法的枠組み

措置は、朝連が団体解散されたことを理由に、二政令と学校教育法を根拠にして朝鮮人学校を閉鎖し、児童生徒を公立学校に収容することであった。そのため、法の執行では、まずは学校設置者や施設所有者が、朝連や朝連関係者であるか否かが焦点となった。学校設置者が朝連もしくは朝連関係者（以下、「朝連・関係者」）である学校には、「団体等規正令」よる朝連解散を根拠に「廃校」とし、これら朝連設置の学校と学校施設所有者が朝連である学校には、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」に基づき、学校施設の接収をする。それ以外の学校には、学校教育法に基づき、財団法人・学校の認可手続きを命じた上で、最終的には、第 13 条の規定により学校を閉鎖することとした。これが措置の法的枠組みである。

問題を整理するため、ここでは、対象の学校を学校設置者と施設所有者の点から 4 つの類型に分類し、表 4-1 として示した。タイプ A は、設置者、所有者がともに朝連もしくは朝連関係者であるもの、タイプ B は、所有者のみが朝連であるもの、タイプ C は、設置者のみが「朝連・もしくは朝連関係者であるも

表4-1 学校の様態と適用する法令および閉鎖学校数

学校の様態			適用する法令（○…適用）			措置の類型	閉鎖学校数	
学校 類型	学校 設置者	施設 所有者	団体等規正令	解散団体の財産 の管理及び処分 等に関する政令	学校教育法 第13条		第一次 措置	第二次 措置
Type A	朝連 朝連関係者	朝連	○ 「廃校」	○ 接収		「二政令適用校」	74	63
Type B	朝連/朝連関 係者でない	朝連		○ 接収		「二政令適用校」		
Type C	朝連 朝連関係者	朝連で ない	○ 「廃校」	○ 接収		「二政令適用校」		
Type D	朝連/朝連関 係者でない	朝連で ない			○学校閉鎖 命令	「第13条適用校」	16 *	209

* 第一次措置で接収されずに閉鎖された16校は解散勧告に従った学校であると考え、学校閉鎖命令が発せられたか否かは不詳であるが、本表では TypeD に含めた。

の、タイプ D は、設置者、所有者ともに朝連や朝連関係者ではないものである。さらに、表 4-1 には、学校類型ごとに根拠とした法令を示した。学校閉鎖は、タイプ A、B、C に対しては二政令を根拠とし、タイプ D には学校教育法 13 条を根拠したことから、ここでは、前者を「二政令適用校」、後者を「第 13 条適用校」と呼ぶ。

次に、この 4 タイプの学校類型を用い、学校に対する法執行と法人や学校認可の手続きを図 4-2 として示した。これにより、学校類型ごとの適用法令とその執行や手続きの過程が明確になる。

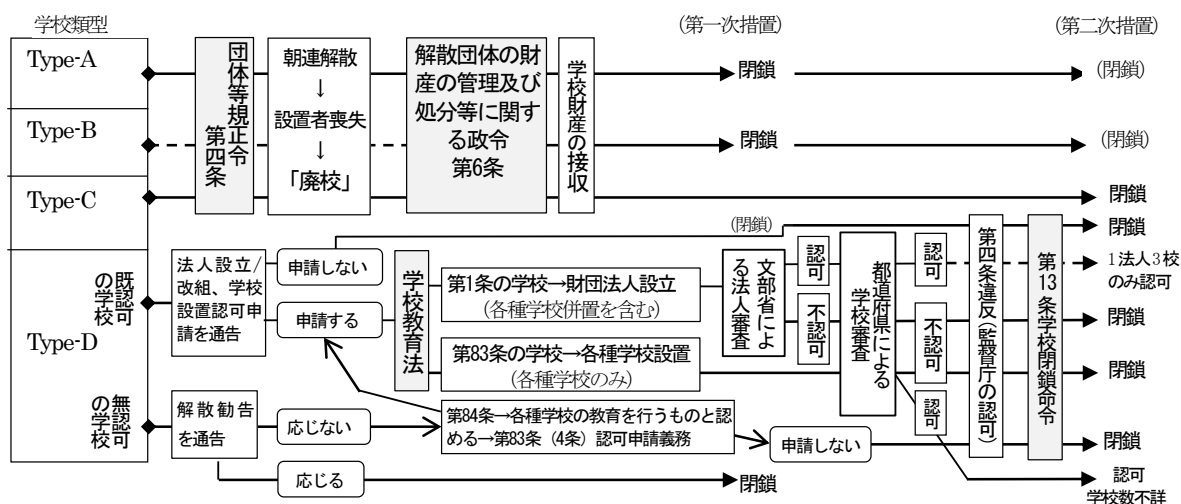


図4-2 学校類型による法執行の過程

さらに、第一次措置および第二次措置の内容と手順を表 4-2 として示した。これは、国家地方警察本部次長溝淵増己¹⁸が発した通達「朝鮮人学校の処置に伴う警備取締について」に明示されたものである。措置の執行は、①10月19日午後3時、通告、指令、財産接收（第一次措置）、②11月2日、「手続期限満了」、③11月4日午後3時、学校閉鎖命令、財産接收（第二次措置）、という日程である。通告から手続き締切りまでが、わずか2週間である。

そして、措置の根幹といえる学校施設の接收については、表 4-3 に示した。これは、法務府民事局長村上朝一¹⁹が、都道府県知事宛に発した 10 月 13 日付

18 溝淵増己（1900-84）1948 年国家地方警察本部次長（-52 年）、55 年高知県知事（-75 年）。

19 村上朝一（1906-87）1948 年法務府民事局長、法務府、法務省民事局長（-57 年）、68 年最高裁判事、

表4-2 措置内容と手順

【第一次措置】 10月19日 午後3時 都道府県から学校に通告・指令（責任者が持参し、学校責任者に手渡す）	【第二次措置】 11月4日 午後3時
<p>朝連等の直営の学校→廃校、当日以降の教育活動の停止を通告。同時に又は2日以内に財産を接収する。</p> <p>朝連等の直営以外の学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既認可校（仮認可校）→次の事項を実施させ2週間以内に知事に申請（届出）させる。 <ul style="list-style-type: none"> a 学校関係団体の主要幹部から朝連構成員の排除及び1/4を超えないよう改選。 b 校長、教職員はaに準じ、適格審査を受ける。 c 被追放者を学校関係団体から排除する。 d 規約、綱領の改正をする。（関係団体の役職員から朝連支持者・役職員等排除） e 学校、関係団体の名称から朝連を想起させるような字句を削除する。 f 実質的に朝連との関係傾向を払拭する。 ・無認可校→解散勧告をなすと共に2週間以内にa～fに準じた認可申請をさせる。 ・義務教育以外の学校→認可、無認可に応じた措置、手続をとらしめる。 ・財団法人の設置する学校→a～fに準じた措置手続の外、財団法人としての要件を履行する様通告し手続をさせる。 	<p>11月2日 「手続期限満了」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続をしないものは閉鎖命令を出し、応じないものは代執行をなし、朝連と関係あるものは財産接収を行う。 ・手続をしたものは4日までに嚴重審査の上許否を決し、（義務教育を行うものは不許可としその他のものも不許可の方針をとる）不許可のものは閉鎖命令を出し、応じないものは代執行をなし、朝連と関係あるものは財産接収を行う。

以下の通達文書をもとに作成した。国家地方警察本部次長発、各警察管区本部長及び各都府県方面本部警察隊長宛通達「朝鮮人学校の処置に伴う警備取締について」（国警本部発備95号）1949年10月17日。（『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』、外務省外交史料館）

表4-3 法務府民事局長通達による学校施設の接収措置の内容

<p>一、解散団体の傘下学校（学校の種類、認可の有無、設置者又は所有者の何人であるかを問わない）施設内には解散団体の財産で学校施設以外のものが隠置されている疑のあるものについては、「解散団体の財産及び管理の処分等に関する政令」第17条第二項の規定の基き、貴庁吏員をして、10月19日午後3時を期し、立ち入り検査をさせ、かかる財産を発見した時は直ちに当該財産を接収すること。</p> <p>二、解散団体（支部長その他代表者名義を含む）が設置者となっている学校（各種学校及びこれに準ずるものを含む）の施設は、解散団体の所有し、又は使用する財産に該当するから、義務教育を目的とするものであると否を問わず、又認可の有無を問わず10月19日午後3時閉鎖命令を示達すると同時に又は遅くともその2日以内に校舎その他一切の施設を接収すること。</p> <p>三、解散団体以外の者（学校管理組合、財団法人及び個人を含む）が設置者となっている学校（各種学校及びこれに準ずるものを含む）で解散団体所有の建物（解散団体の支部長その他代表者名義を含む）を校舎として使用しているものは、11月4日閉鎖指令を示達すると同時に又は遅くともその後2日以内に校舎その他一切の施設（解散団体の所有でないことが明らかでないものを除く）を接収すること。解散団体所有の財産であることが明白でなくても、解散団体の所有と認むべき疑のあるものも、また前掲政令第6条の規定に基き保全措置として同様接収すること。</p> <p>四、解散当時、解散団体の所有でないことが明かなものでも、かつて解散団体の所有していた財産で解散団体から有償又は無償で譲受けて現に学校施設となっているものについては、前掲政令第6条の規定に基き保全措置として前項と同様、接収すること。</p> <p>五、教育関係の預金等については、昭和24年9月11日付法務府民事局民事甲第2075号通達のとおり支払又は返還の停止をしなかったが、校舎等の接収と同時にかかる預金についてもその現在高を接収すること。</p> <p>六、教育関係の郵便貯金等については、昭和24年9月12日付法務府民事局民事甲第2082号通達で郵政省貯金局長に前項と同旨の連絡をしていたが、かかる郵便貯金等についても前項と同様、措置すること。</p>
--

以下の通達文書をもとに作成した。法務府民事局長発、都道府県知事宛通達「解散団体朝連又は民青等の傘下学校の施設の接収等について」（民事甲2365号）1949年10月13日。（「昭24解散団体財産管理」昭05-9、『滋賀県行政文書』）

通達「解散団体朝連又は民青等の傘下学校の施設の接収等について」に明示されたものである。「解散団体の財産及び管理の処分等に関する政令」では、「解散団体の動産、不動産、債券その他の財産は国庫に帰属」（第3条）させ、「解散団体の財産を保全するための必要な措置」（第6条）をとるとしている。これが接収である。この規定により、朝連の財産とされた校舎等の学校施設、椅子・

73年最高裁判所長官。解散団体財産管理は、法務府民事局長が主管した。

机等の備品、銀行預金などが接収される。「義務教育を目的とするものであると否とを問わず、又認可の有無を問わず」「校舎その他一切の施設を接収する」との文言は、朝連解散という絶対的な措置を前に、学校教育法上の根拠や手続きは、二次的な問題と見なしていたことを示している。

その結果、第一次措置および第二次措置より閉鎖した都道府県別の学校数を表 4-4 として示した²⁰。文部省が作成し占領軍に報告した閉鎖学校の一覧を整理してまとめたものである。

以上の法的枠組みにより、法務府特別審査局、民事局、文部省管理局、国家地方警察本部の政府部局の命により、実際の執行は、都道府県総務部等の地方当局および自治体警察が担った。あらゆる方策を講じて朝連との関連を見出し、可能な限り接収という強制執行措置をとることが基本方針であったと考えられる。詳細は、いずれも次節で検討する。

20 措置は解散指定された朝連、民青の朝鮮人学校が対象であったが、解散指定がなされていない在日本朝鮮人居留民団関係の学校についても「細目」に「本措置に準じた取り扱いすること」と明示された。

表4-4 文部省調べによる閉鎖学校数・生徒数

接収の有無 根拠とする 法令 認可の有無	第一次措置による 閉鎖学校数				第二次措置による 閉鎖学校数				閉鎖された 生徒数 学校の 数
	接収あり		接収なし		接収あり		接収なし		
	二政令による 接収		(不明)		二政令による 接収		第13条による学 校閉鎖命令		
	認可 校	無 認可 校	認可 校	無 認可 校	認可 校	無 認可 校	認可 校	無 認可 校	
北海道	1	0	0	0	「該当がない」				83
青森県	「該当がない」				「該当がない」				0
岩手県	「該当がない」				0	2	0	0	90
宮城県	0	5	0	6	「該当がない」				69
秋田県	「該当がない」				「該当がない」				0
山形県	0	0	0	3	0	1	0	0	142
福島県	0	1	0	0	「該当がない」				9
茨城県	「該当がない」				2	0	5	1	511
栃木県	0	4	0	0	「該当がない」				133
群馬県	「該当がない」				「該当がない」				0
埼玉県	「該当がない」				0	0	5	1	152
千葉県	「該当がない」				0	0	6	2	474
東京都	0	2	0	0	0	0	18	0	3,987
神奈川県	9	0	0	0	0	0	3	0	1,383
新潟県	「該当がない」				0	0	2	0	136
富山県	「該当がない」				0	0	2	0	62
石川県	0	0	0	1	「該当がない」				80
福井県	「該当がない」				8	0	0	1	744
山梨県	「該当がない」				0	1	0	1	47
長野県	0	0	0	2	0	0	0	2	258
静岡県	「該当がない」				0	2	0	5	438
愛知県	「該当がない」				0	0	28	3	4,027
岐阜県	「該当がない」				0	0	7	1	470
三重県	「該当がない」				1	0	4	0	635
滋賀県	「該当がない」				0	6	0	5	625
奈良県	「該当がない」				「該当がない」				0
京都府	「該当がない」				0	0	10	3	1,215
大阪府	「該当がない」				1	1	23	16	9,687
兵庫県	「該当がない」				1	0	24	15	5,779
和歌山県	1	2	0	0	0	0	2	1	312
岡山県	「該当がない」				6	3	3	1	1,771
広島県	「該当がない」				13	2	2	0	1,049
鳥取県	0	1	0	0	「該当がない」				24
島根県	「該当がない」				0	5	0	0	291
山口県	24	0	0	0	0	6	0	0	2,481
香川県	「該当がない」				1	0	0	0	30
徳島県	「該当がない」				「該当がない」				0
愛媛県	0	2	0	0	「該当がない」				158
高知県	「該当がない」				「該当がない」				0
福岡県	16	6	0	0	「該当がない」				2,719
佐賀県	「該当がない」				「該当がない」				0
長崎県	0	0	3	1	0	0	0	3	310
大分県	「該当がない」				0	0	0	3	110
熊本県	「該当がない」				「該当がない」				0
宮崎県	「該当がない」				0	1	1	0	104
鹿児島県	「該当がない」				「該当がない」				0
合計	51	23	3	13	33	30	145	64	40,595

原資料は、文部省作成による「一、第一次措置による閉鎖学校(昭和24年10月19日現在)」及び「二、第二次措置による閉鎖学校(昭和24年11月4日現在)」で、学校別の一覧表となっている。原資料には、「学校種別(小中各高)」、「認可の有無」、「教員数」、「生徒数」、「接収財産の有無」、「備考」の項目がある。本表では、原資料の「接収財産の有無」の項が「有」のものを「接収あり」、「無」のものを「接収なし」とした。「根拠とする法令」は、原資料にはなく筆者の判断によるものである。また、原資料で「仮認」とされていたものは「認可」に、「分校」とされた学校は単独校として集計した。「該当がない」の表記も原資料による。「備考」に記入されていた表記は割愛した。原資料出典 Korean School file,1949,GHQ/SCAP文書、GS(A)02503～4

第2節 学校に対する法の執行

(1) 学校設置者、所有者に関する調査

閉鎖措置においては、法的には二政令の適用がその根幹にあったことから、まず、朝鮮人学校と朝連の関係を把握する必要があった。そのため、すでに「処置方針」の閣議決定以前から朝鮮人学校と朝連との関係を調べる調査が内密になされた。『滋賀県行政文書』からは、そのやり取りが確認できる。

まず、朝連解散の翌日の9月9日、法務府は、民事局長村上朝一発の都道府県知事宛の電報に依り、学校施設の朝連との権利関係について、以下の調査依頼を發した。

電 114 号、発信者、法務府民事局長、受信者、各府県知事。受信時刻、9月9日19時35分。「朝連等の傘下学校施設に就いては差当り接収の必要はないが、校舎等の施設に就き朝連等の所有権其他権利関係を調査の上書面を以って報告されたい。」²¹

表4-5 法務府民事局長通達「朝連等の傘下学校施設の調査について」

民事甲2314号(5)272号 都道府県知事 御中	昭和24年10月11日 法務府民事局長村上朝一
朝連等の傘下学校施設の調査について	
標記についてさきに電報で校舎等の施設につき朝連等の所有権其他権利関係を調査報告するよう依頼したが、本件については、なお詳細に調査する必要があるので左記事項につき御調査の上至急本府に報告願います。	
一、学校の名称、所在 (注) (1)朝連の直系のもの (2)財団法人組織のもの (3)学校管理組合のもの 等があるの で学校の名称は正式のものを記載すること。	
二、学校の種類、認可の有無	
三、学校施設	
(一) 土地(建物敷地、運動場)坪数 (注)略図を別紙として添付すること。	
(二) 建物(校舎、教室、附属建物) 構造 坪数 (注)略図を別紙として添付すること。	
(三) 備品(机、椅子、黒板等) (四) その他の設備	
四、当該学校の設置者及び責任者 五、運営状況、教育状況 六、学校施設の所有権その他の権利関係	
七、朝連等との関係 八、その他参考となる事項	
備考	
一、朝連等の財産接収にあたって一応学校施設として接収を見合せたものについてすべて報告すること。即ち朝連等の所有(使用)の建物の一部を講習会、夜学、若しくは寺小屋式の教育施設として使用しているものについても、接収を見合せたものは全て報告すること。	
二、朝連等の事務室、集会場、その他を教室に使用しているときはその状況を第八に記載すること。	
三、第五の教育状況には生徒数、教員数等についても記載すること。	
四、報告は学校ごとに区別して調製すること。	

出典 法務府民事局長村上朝一発、都道府県知事宛通達「朝連等の傘下学校施設の調査について」1949年10月11日(民事甲2314号(5)272号) (「昭和二六年解散団体関係雑書綴」『歴史的公文書』神奈川県立公文書館)

21 「昭24解散団体財産管理 昭05-9」『滋賀県行政文書』。

続いて、9月18日には、文部省が、管理局長久保田藤麿発の電報により、朝鮮人学校数、生徒数について、以下の調査依頼がなされた。

発信者、文部省管理局長。受信者、滋賀県総務部長（電文訳）「朝連ノ本部、支部、又ハ分会ガ在学中トナツテイル学校アラバ校数生徒数折返返事アリタイ」²²

この調査依頼に、滋賀県総務部長は、9月20日に管理局長宛に、「デンショウ〔電照〕ノガッコウスウ「一三」、セイトスウ「六八〇」シガソウムブテウ」と返信した。いずれも10月12日の閣議決定以前のことであり、9月の朝連解散を受けて、朝鮮人学校への措置を想定した調査である。法務府は、新聞発表では、朝鮮人学校については「差当り接收の必要はない」としつつも、すでに、朝連解散の翌日には、接收についての全国調査を内密で開始したことを確認し

表4-6 神奈川県「朝連等の傘下学校施設の調査について（朝連横浜小学校についての報告書）」

法務府民事局長	[神奈川県] 知事
昭和24年10月11日附民事甲号2314号にて御通牒にありました標記のことについて別紙のとおり御報告いたします。	
一、学校の名称、所在 朝連横浜小学校 横浜市神奈川区澤渡〔地番削除〕	
二、学校の種類、認可の有無 小学校（本校）昭和23年6月15日学校教育法第4條により認可	
三、〔学校施設〕別紙の通り（省略）	
四、当該学校の設置者及び責任者	
設置者	横浜市中区石川町〔地番削除〕 在日本朝鮮人連盟横浜支部委員長 盧在浩
責任者	校長欠員の為 鄭乙鳳（教員）
五、運営状況、教育状況	
生徒数	294 教員数 5
六、学校施設の所有権その他の権利関係	
横浜市中区石川町〔地番削除〕	在日本朝鮮人連盟横浜支部委員長 盧在浩
責任者	校長欠員の為 鄭乙鳳
七、朝連等との関係 設置者が朝連なる為朝連財産とみなす。	
八、その他参考となる事項	
教員名	鄭乙鳳 (29) 田弼源 (27) 鄭昌奎 (28) 洪哲口 (22) 金任生 (22)
	1年 2年 3年 4年 5年 6年 合計
クラス数	1 1 1 1 1 1 6
生徒数	男 25 23 29 25 17 20 139
	女 24 12 22 28 11 13 110

出典 「朝連等傘下学校の調査について」法務府民事局長宛 1949年10月25日付起案文書（「朝連学校関係綴」『歴史的公文書』神奈川県立公文書館）

22 （注21）「昭24解散団体財産管理 昭05-9」。電報本文には暗号が使われており、県の担当者による解読文が書き込まれている。当文書には、この電報文に続いて「教育機関調」との表題の県内の朝鮮人学校名（所在地・校長名）、教員数、生徒数、教育状況の書き込まれた一覧表が綴られている。

ておく。

閣議決定前日の10月11日、法務府民事局長村上朝一は、「校舎等の施設につき朝連等の所有権其他権利関係」の調査報告を求める通達を都道府県知事宛に発した。全文を表4-5として示した。これは、さらに「詳細に調査する必要がある」として、「学校の設置者及び責任者」「学校施設の所有権等その他の権利関係」など8項目にわたる報告を求めたものである。この調査依頼に対して、神奈川県では、県内朝鮮人学校の9校について、調査項目に沿った学校ごとの報告書を作成し、民事局長に提出している²³。このうち、朝連横浜小学校の報告書を表4-6として示した。全国の都道府県でほぼ同様の報告書が作成され、これをもとに、朝鮮人学校と朝連との関係を判断したものと推測できる。

(2) 「二政令適用校」

学校の設置者や学校施設の所有者が朝連である学校には、二政令を適用した。これにより、学校教育法に基づき設置認可した私立学校に対して、同法第13条の規定「監督庁は学校の閉鎖を命ずることができる」²⁴を適用することなく学校を閉鎖した点に注目すべきである。第13条に拠らなかった理由は、後段で明らかになる。では、どのような法執行がなされたのか。

まず、学校設置者が朝連である学校、すなわち表4-1におけるタイプAおよびタイプCに対して、第一次措置で都道府県当局は、以下の通告をした。

「9月8日の朝連の解散指定によって元朝連〇〇学校は設置者を失い、当然に廃校となったものである。依って当然〇〇学校は一切の教育活動を停止されたい」²⁵

通告文は、学校教育法第13条に基づくいわゆる学校閉鎖命令ではないこと

23 「朝連等傘下学校の調査について」法務府民事局長宛 1949年10月25日付起案文書、「朝連学校関係綴」（『歴史的公文書』神奈川県立公文書館）。当文書には当資料と同様式の他9小学校（いずれも朝連小学校・分校）の調査書が綴られている。

24 学校教育法第13条「左の各号に該当する場合には、監督庁は学校の閉鎖を命ずることができる。一 法令の規定に故意に違反したとき 二 法令の規定により、監督庁のなした命令に違反したとき 三 六箇月以上授業を行わなかったとき」。

25 『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（『外交記録公開文書 I'-0043』外務省外交史料館）。

に留意したい。学校設置者を失ったことを「廃校」の理由とし、したがって教育活動を停止せよというロジックである。「当然に廃校となった」「当然学校は一切の教育活動を停止」という文言が使われているのはこのためである。ここで問題となるのは、設置者が朝連であると見なす判断基準である。「要綱」では、朝連の「本部、支部等が設置していた学校」としているが、「細目」では、「朝連の本部長、支部長等の個人が設置者となっていた学校を含む」とし、朝連に關係する「個人」にまで拡大している。しかも、「朝連の本部長、支部長」に「等」を付けることにより、拡大解釈が可能な規定になっている点に注目したい。

さらに、これら設置者が朝連關係者である学校施設は、「解散団体の所有し、又は使用する財産に該当する」（表 4-3、二）という理由で、学校施設を接收する措置をとった。ここでは、接收対象の判断基準を「所有する」財産だけでなく、「使用する」財産にまで拡大している点に留意すべきである。つまり、設置者が朝連關係者である学校は、学校施設が朝連「所有」でなくとも、朝連「使用」であれば、接收するとしたことである。学校施設の所有権が朝連と証明できなくても、使用実態が確認できれば接收可としたことになる。これにより、タイプ A およびタイプ C は、学校施設を接收可能とされた。

第二次措置において、接收は、設置者が朝連關係ではないが学校施設所有者が朝連である学校、すなわちタイプ B にも適用された。法務府は、「解散団体所有の建物を校舎として使用している」学校に対して、「11 月 4 日閉鎖指令を示達すると同時に、又は遅くともその 2 日以内に校舎その他一切の施設を接收すること」（表 4-3、三）を命じた。ここでは、設置者という主体を判断基準にするばかりではなく、校舎として使用している建物も判断基準に含めた点に留意すべきである。しかも、その際、「朝連所有の建物」と見なす判断基準を、「解散当時、解散団体の所有でないことが明かなものでも、かつて解散団体の所有していた財産で解散団体から譲り受けて、現に学校施設となっているもの」（表 3、四）とした。すなわち、解散指定時点で、朝連所有の建物でなくとも、かつて朝連所有という記録があれば、「朝連所有の建物」と見なしたわけである。このように、二政令の適用対象とする判断基準は「細則」や通達により何重にも拡大解釈する余地が与えられていた。ひとつは、設置者が朝連という団体そのものではなく「朝連の本部長、支部長等の個人」という方向性であり、ここに

「等」をつけることにより、恣意的な判断の余地をさらに大きくしている。もうひとつは、使用する校舎が朝連の所有である、あるいはかつて朝連の所有だったという方向性である。こうした拡大解釈の余地の大きさは、それ自体としては権力の濫用という側面を持つ。それと同時に重要なのは、朝鮮人学校をめぐる所有権等の法的な権利関係について、行政の側で把握ができていないことの現われともいえることである。それは、行政側の調査不足の結果であると同時に、おそらく朝連関係者の側で接收という事態を予測して、組織名義の所有物を個人の名義に移すなどの対抗措置を講じたためであり、水面下における行政と朝連関係者の対抗関係のひとつと見ることもできる。

こうした法の執行における拡大解釈については、閉鎖の主体である法務府の担当者も自覚していた。このことは、滋賀県総務部調査課主事武部正義の「復命書」からわかる。「復命書」は、10月27日より、「法務府民事局第五課、同特審局第四課、文部省管理局庶務課におもむき、解散団体の資産売却実施要領、朝鮮人学校問題等に関し、各々主管課に於て打合せ質疑をなした」という記録である²⁶（【資料4】）。

武部は、解散団体財産接收担当の法務府民事局第五課で、朝鮮人学校財産と朝連との関係について、「確実なる証拠をつかみ得ず、来月4日の閉鎖期限までに調査不能な場合の措置」を「問」う。第五課の「答」は、「かつて朝連、民青所有資産の疑のあるものは、団体等規正令第6条に基き保全処分をなし、反証を求める等の手段を講じ、鋭意糾明し積極的に処理」せよ、「かつて朝連何々学校とか、設立者が朝連の有力なメンバーであるものは一応疑あるもの」と考えよ、というものであった。また、左翼団体担当の同府特別審査局第四課では、「朝鮮人学校団体が団体等規正令第5条に該当如何が、学校認可の可否を決するので、慎重を期したいが、解散団体朝連、民青の団体名簿がないので、構成員認定に困却しているのも具体的な方法が承りたい」と質疑した。第四課第二係長鈴木は、「個人の言動が朝連的傾向のある者」「解散団体のための努力的な活動をなした者」「警察署長の証言も有力である」等から、「推定して県知事が認定してもよい」とした上で、「名簿がないのであるから反証がないので差支は

26 「滋賀県総務部調査課主事武部正義の復命書」1949年10月29日「昭24 解散団体財産管理 昭05-10」『滋賀県行政文書』。

ないと思う」と答えた。

これら法務府両局の指示は、朝連財産の認定には「疑あるもの」は「確実なる証拠」がなくとも「積極的に処理」せよ、構成員認定には「推定して県知事が認定してもよい」など、きわめて乱暴な法執行の指示であった。これは、いわゆるポツダム政令として「憲法にかかわりなく」、あるいは「その内容が憲法に違反する事項であると否とを問わず効力を有するものである」²⁷とされてきた二政令の「超憲法的性格」の実態を示したものと見える。

以上、10月19日になされた第一次措置では、宮城、山形、東京、神奈川、山口、福岡など15都道県で、90校（児童生徒数約7300人）に教育活動の中止が通告され、学校閉鎖がなされた（表4-4）。このうち、74校は学校施設等が接収された「二政令適用校」である。残りの16校は、接収されずに閉鎖されたものであり、多くは解散勧告にやむを得ず従ったものと考えられる。

(3) 「第13条適用校」

学校の設置者や所有者が朝連でない学校、すなわちタイプDに対して、文部省は、「教育関係法令並びに法令に基いて行う監督庁の命令」を「厳正に遵守させる」とした。具体的には、朝鮮人学校の法人役員と教職員に対する教職適格審査という手続きにより、いわば「人」単位でその適格性を問題にしようとするものと、学校教育法に基づく学校の法人認可と学校設置認可という手続きにより、「学校」単位でその適格性を問題にしようとするものがあつた。

前者に関しては、文部省の管轄であつた都道府県教職員適格審査委員会が、

27 「二政令」に基づき「接収」された朝連建物の所有権確認等を求めた民事訴訟の判決において、同政令と憲法との関係について、以下の判断が示されている。「本件にみられるような団体の解散命令やその財産の接収は日本国憲法に基く行為としては違法の疑いが濃いのであるが、ことは日本が連合軍によって占領せられていた間に起つたことであり、問題は占領状態下の法律状況によって決せられる」「日本国の統治は最高司令官が降伏条項を実施するため適当と認める措置をとる関係においてはその命令に従うことを要することに定つたのである。されば最高司令官は降伏条項を実施するためには日本国憲法にかかわりなく全く自由に自ら適当と認める措置をとり日本国政府はこれを実施することを要する法律関係にある」ことから、ポツダム緊急令及びこれに基づく二政令は、「憲法にかかわりなく」あるいは「その内容が憲法に違反する事項であると否とを問わず効力を有するものである。」とした。（「建物所有権確認、建物所有権移転登記抹消等請求事件」東京高等昭三四（ネ）794号〔原告在日朝鮮人連盟執行委員長金英敦、被告国〕1961年1月25日判決。（『下級裁判所民事裁判例集』第12巻第1号、最高裁判所事務総局）

10月31日を期限に、朝鮮人学校の法人役員と教職員に対する教職適格「再審査」を極秘裏に進めた。その結果、たとえば、滋賀県では9名、大阪府では32名が「不適格」判定を通告され、財団法人の設立・改組や学校の設置認可の申請に、多大の支障をきたした²⁸。第2章で論じた学校から軍国主義者や超国家主義者を追放するはずの教職適格審査が、ここでは軍国主義や超国家主義の被害者であるはずの朝鮮人を朝鮮人のための学校から排除、追放するために活用されたという事実は重要である。詳しくは第3節で論じることとし、ここでは、後者について論じる。

「学校」を単位とした対応については、既認可の学校と無認可の学校では異なる。(図4-2) 第一次措置では、既認可の学校には、財団法人設立、改組と学校設置認可申請を、無認可の学校には、解散勧告を通告した。認可申請をしないもの、および勧告に応じるものには学校閉鎖を、それ以外ものには、「所定の手続き」により認可申請をとるよう命じた。この「所定の手続き」の要点を表4-7として示した。以下、①学校教育法第1条の学校、②各種学校、③無認可の学校と分け、対応と手続きについて論じる。

① 学校教育法第1条による学校

まず、文部省は、「学校教育法による学校は、すべて法人である」から「法律による法人組織に切り替え申請する必要がある」としたうえで²⁹、「所定の手続き」として、次の二点を命じた。(表4-7)

既に財団法人となっているものについては、「旧朝連、民青とは無関係な法人として、その組織を改組する必要がある」という理由により、現法人の改組・再申請を命じた。また、それ以外のものについては、「必ず法人設立の許可を申請させること」を命じた。これにより、学校教育法第1条の学校(以下「一条校」)については、全て新たな財団法人の申請を義務づけ、文部省による法人設置認可審査の対象に組み入れた。ここでは、学校設置認可の権限は知事にある

28 大阪府では「四百余名を審査」し、11月2日に「三十二名を不適格、六名保留」とされている。(梁永厚「大阪における四・二四教育闘争の覚え書き(2)」『在日朝鮮人史研究』第7号、1980年)

29 文部省森田総務課長談話、1949年10月19日。これは、前年5月の「覚書」において、2ヶ月以内の法人設立を条件に学校設置の認可を認めていたことにより、実際には、設置者が財団法人となっていなかった私立朝鮮人小学校が存在していたことを理由にしたものである。

が、学校関連の法人認可の権限は文部省にあったことに留意したい。法人申請に当っては、「所定の手続き」(1)の(イ)「学校教育法第1条の学校についての所定の手続」および(3)の「法人について」の要件を満たすこととした。要件には、朝連構成員を法人および学校の「主要役員の職につかせない」「役職員の四分の一を超えないようにする」などの項目がある。これは、法人役員、学校教職員、PTA等の学校関係団体などから、朝連構成員の排除を命じるもので、「団体等規正令」の「みなし規定」³⁰を準用したものといえる。大半の朝鮮人学

表4-7 学校、法人等に対する「所定の手続き」

<p>(1) 既認可のものについての所定の手続</p> <p>(イ) 学校教育法第1条の学校についての所定の手続</p> <p>a. 法令、法令に基く処分を遵守させること(要綱一の1、細目三)</p> <p>b. 教科用図書の内容を満たすこと(要綱一の2、細目四)。</p> <p>c. 教育面において朝連的色彩を払拭すること(要綱一の3)</p> <p>d. 学校施設について学校教育法第85条を遵守させること(要綱一の4、細目五)</p> <p>e. 朝連の構成員が学校の主要役職員の職につかせないようにすること(要綱二の1)</p> <p>f. 朝連の構成員が学校の職員の四分の一を超えないようにすること(要綱二の2)</p> <p>g. 教職適格の再審査を行うこと(要綱二の3、細目八)</p> <p>h. 朝連の被追放者を直ちに学校から排除すること(要綱二の4)</p> <p>i. 規約その他を直ちに改正させること(要綱二の5)</p> <p>j. 朝連の指導的人物の影響を排除すること(要綱二の6、7、要綱四)</p> <p>k. 名称から朝連等の字句を除去すること(要綱三)</p> <p>l. 法人によって設置されることを必要とする学校については必ず法人設立の許可を申請させること(細目一一)</p> <p>(ロ) 各種学校についての所定の手続</p> <p>(イ)のa、c、e、f、g、h、i、j、kの要件を満たさせる。</p> <p>(2) 無認可のものについての所定の手続</p> <p>学校教育法第1条の学校として認可を受けさせる場合と各種学校として認可を受けさせる場合との二つがある。この手続きは学校教育法施行規則の規定によるが此の際満すべき条件は前の場合には前記(イ)の条件、後の場合には前記(ロ)の条件を満たさなければならないこと。</p> <p>(3) 法人について</p> <p>小学校中学校等法人によって設置されることを必要とする学校については必ず法人設立の許可を申請させること。この場合には通常の場合のほか(「財団法人設立の申請について必要な書類」参照)特に左の条件を満たさなければならない。(細目一一)</p> <p>a. 法令、法令に基く処分を遵守させること</p> <p>b. 朝連の構成員が法人の主要役員の職につかせないようにすること(要綱二の1、細目九)</p> <p>c. 朝連の構成員が法人の役職員の四分の一を超えないようにすること(要綱二の2、細目九)</p> <p>d. 法人の役員について再審査を行うこと(要綱二の3、細目八)</p> <p>e. 被追放者を法人の役職員から除去すること(要綱二の4)</p> <p>f. 必要な規約を改正させること(要綱二の5)</p> <p>g. 朝連の指導的人物の影響を払拭すること(要綱二の6、7、要綱四)</p> <p>h. 名称から朝連等の字句を除去させること(要綱三)</p> <p>右は新たに法人を設置しようとする場合はもとより既認可の法人についても適用される。</p> <p>(4) 学校関係団体</p> <p>PTA、教育者同盟、同窓会其他の学校関係団体についても団体等規正法が適用される。(措置二の1、2、細目七)</p>
--

出典 『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』である。標題はなく「別添(二)の四」とだけ書かれた手書き3枚の文書で、同文書綴の「措置細目」の文書に続いて綴られている。「措置要綱」「措置細目」に沿った措置の「所定の手続」を示した文書と推測できる。

30 同令第五条には、解散団体でない団体においても「その主要役員のいずれか」あるいは「その構成員の四分の一を越える者」が「解散団体の構成員であった」場合は、「第二条の団体〔解散団体〕とみ

校は、朝連やその関係者によって運営され、教員も朝連との繋がりが強かったことから、この要件を満たすことは、朝鮮人学校にとっては極めて困難なものであった。その上、法務府は、「朝連構成員」認定の判断基準を「昭和 21 年 12 月 20 日以降」の加入の者とし、現時点で構成員でなくても、かつて構成員だった者も対象にした。しかも、「経費の負担、当該団体の意思決定又は活動への事実の参加等をしんじやくして判断せらるべきもの」として、拡大解釈する余地を与えた³¹。したがって、これは、朝鮮人側にとって到底に実現不可能な要件を提示することで、認可申請そのものを断念させることがねらいだったとみてよい。このため、地方当局の中には「財団法人の手続きを 2 週間以内に完了することは困難」であるから、申請はあるまいという判断もあった。これについては、本節後段で取り上げる。

これにより、既に学校教育法第 1 条により認可されていた学校にあらためて財団法人の設立認可申請を義務づけ、文部省が審査する、認可しなかったものおよび 2 週間以内に申請しなかったものは、学校教育法第 4 条(監督庁の認可)違反であり、監督庁である知事が同法 13 条第 1 項(法令の規定に故意に違反)に基づく学校閉鎖命令を発する、という枠組みが成立した。(図 4-2)

ここで留意すべきことは、実際に、多くの朝鮮人学校が「所定の手続き」の要件に従い、わずか 2 週間で、財団法人設立認可申請書類を準備し、都道府県に提出した事実である³²。例えば、滋賀県では、無認可であったことにより解散を通告された、朝連系の 6 つの朝鮮人学校管理組合が連合し、財団法人の設立申請をした。第 1 章第 3 節でふれた『滋賀県文書』に残された 10 月 24 日付の「財団法人滋賀県朝鮮学校管理組合連合会設立申請書」は、文部大臣宛の設立趣意書、寄付行為書類一式、理事 8 名分の履歴書・戸籍謄本・身元証明書・教職適格確認書等に続いて、設置予定の小学校 1 校、各種学校 5 校、各々の県知事宛学校設置認可申請書、学則、学校平面図、備品一覧表、校長 6 名の履歴書、校長教員 20 名の教職適格確認書等、約 200 枚が綴られた膨大なものである³³。

なす」という条項が存在する。

31 吉橋敏雄『団体等規正令解説』1951 年、みのり書房、121-122 頁。

32 梁永厚によると、各都道府県からの再認可、新規認可の申請は 16 法人、90 校である。((注 28)「大阪における四・二四教育闘争の覚え書き(2)」)。出典は不明。

33 「昭 24~26 学事(昭 03-62)朝鮮人学校関係書類」『滋賀県行政文書』。

県の起案文書はなく、表紙右下に「滋賀県蒲生神埼地方事務所二十四年十月二十七日受領」のスタンプが押され、右上に大きく「×」が書かれている。これらことから、6校は10月19日以降に、急遽、法人の設立を準備、20日に理事会結成し、書類一式をそろえて10月27日に県の地方事務所に提出した。僅か1週間で準備をしたことになる。

一方、岡山県のように財団法人設立申請書を県に提出したが、提出時限が過ぎたとして却下されたところもあった。『山陽新聞』は、「申請手続に迷う どうなる？岡山朝連学校」として、申請手続きの問題点を報じている。

[...] 新法人の設立を申請するまでの準備期間がきわめて短いのと、設立条件がかなりややこしいため、申請期日の11月2日までに果たして手続が間に合うかどうか危ぶまれている。文部省から指示されている設立の条件は学校設立にかんする一般基準のほかに、さきに解散を命じられた朝連の構成員だったものは新法人の主要役員になれない[...] 条件が盛り込んであり、しかもこの条件通りに準備しようとしても具体的な問題についてはどう処理してよいか、県当局としてもわからない実情だ。³⁴

こうしたことから、朝鮮人側は、県に対して「改組期日延期」を求めたが認められず、11月2日夜になって、申請書を提出した。県による審査の途中で提出時限がきたという理由で「不受理」とされ、文部省には提出されなかった。詳細は、第5章補論で論じる。

11月2日の「手続期限満了」を以って、都道府県の担当者は書類を文部省に持参、翌3日に文部省が審査した。『共同通信』によると、文部省に出された財団法人認可申請数は、千葉、富山、岐阜、三重、滋賀、兵庫、香川の7県が各1団体、京都、福井各2団体、島根3団体、大阪5団体、合計19団体、学校数100校で、このうち、16団体の申請を却下、残る大阪1、京都2の3団体を「保留」とした。最終的には大阪の白頭学院1法人のみの認可となった³⁵。審査結

34 『山陽新聞』1949年10月24日。

35 共同通信配信記事による。(『山陽新聞』1949年11月5日) 記事では、認可申請数を11府県19団体としているが、例えば愛知県では申請をして却下されているが、ここには含まれていない。記事に明示されていない府県においても、「申請」「却下」されたところがあったと考えられる。19団体のうち名称が確認できる法人(学校数)は、以下の通りである。滋賀県朝鮮学校管理組合(6校)、大韓民国京都教育会(1校)、京都朝鮮学園(3校)、大阪朝鮮学園(校数不明)、白頭学院(大阪3校)

果を明示した文部大臣「指令」を受理した各都道府県では4日に協議し、11月5日、都道府県知事は、関係者に「取消」もしくは「不許可」の文部省「指令」を通告し、これを根拠に学校閉鎖命令を示達した。

② 学校教育法第83条による各種学校

文部省は、既に各種学校として認可されていた学校に対しても、あらためて学校教育法第83条による各種学校としての認可申請を命じた。

学校教育法第1条による場合とは異なり、財団法人設立までは求めず、「所定の手続き」の(ロ)「各種学校についての所定の手続き」の要件を満たすこととした。(表4-7)要件は、「一条校」とほぼ同様であるが、「教科用図書条件を満たすこと」や「学校施設について学校教育法第85条を遵守させること」を省いている³⁶。これは、教育法上最低限の整合性を保とうとするならば、教科用図書条件や第85条遵守までを各種学校に対して要求することはできないと判断したものと考えられる。しかし、朝連構成員の排除という要件は、各種学校の認可申請にとっても極めて困難なものであったことは、「一条校」と同様であった。

「一条校」の認可と大きく異なる点は、財団法人の設立は必要でないため、監督庁である都道府県が学校認可の判断をすることである。つまり、法律上は、文部省には各種学校の認可の権限はないわけである。ただし、実際には、先の滋賀県の事例が示すように、旧朝連系の学校が設立申請した財団法人は、都道府県を単位に、「一条校」と各種学校とをまとめて経営する形態をとっていたため、この法人の審査は、文部省が当たることになる。そのため、財団法人傘下として申請した各種学校は、結果として全て認可されなかった。

これに対して、法人設立を伴わない各種学校、すなわち設置者を個人とする各種学校の設置認可申請は、都道府県に対してなされた。そのためと考えられるが、第二次措置終了後の11月15日、文部省は、都道府県知事、教育委員会宛に、通達「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」を発している。そこで

東亜学院(大阪1校)、兵庫朝鮮学園(校数不明)。

36 「措置要綱」では、学校教育法第85条の「学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる」との規程を根拠に、「学校の施設を旧朝鮮人連盟関係の会合その他に利用させないこと」としている(「措置要綱」一の4)。

は、「現存する朝鮮人学校を私立各種学校として設置認可申請をしてきた場合の取扱いについては、本年 10 月 13 日附文管庶第 69 号通達「朝鮮人学校に対する措置について」、およびその措置細目に従い処置されたい」と、都道府県に改めて確認を求めた。その上で、「「措置要綱」「措置細目」中の該当項目は、各種学校新設の場合の認可基準とする」「旧朝連の財産であるとうたがわれる施設を利用する各種学校はこれを認めない」など、都道府県に対して詳細な指示を發した³⁷。

こうした法人設立を伴わない各種学校の実際の認可申請件数は不詳である。ただし、第 4 節で取り上げる事例のように、第二次措置終了後に、知事が私立各種学校として認可した事例も確認できる。

③ 無認可の学校

無認可の学校に対しては、以下のような通告がなされた。

「朝連〇〇学校は無認可学校であるから、此の通告受領後直ちに解散されたい。尚もしも解散しなければ学校教育法第 84 条の規定に依り、各種学校の教育を行うものと認める。依って此の通告受領の日から二週間以内に必要な要件を整え認可を受けられたい」³⁸

まず、解散するよう勧告し、そのうえで、解散に応じない場合は、知事が学校教育法第 84 条の規定により各種学校として認定し、認可申請を義務付ける³⁹。

(図 4-2) 申請をする場合は、「所定の手続き」の (2) 「無認可のものについての所定の手続き」によるとした。(表 4-7) 満たすべき要件とその手続きは「一条校」および各種学校の認可を受ける場合と同じである。

一方、申請をしないものは、「第二段」として、以下のような通告がなされた。

37 文部事務次官發、都道府県知事・教育委員会宛通達「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」(文管庶第 69 号) 1949 年 10 月 13 日。

38 「通告例—無認可学校(第一段)」(注 25)『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

39 第 84 条「都道府県監督庁において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前条の規定によらせることができる」

「朝連の〇〇学校は、各種学校設置の認可を受けていないから、学校教育法第4条の規定に違反するものである。よって学校教育法第13条第1項の規定に基づき閉鎖を命ずる」⁴⁰

これは、認可を義務付けた第4条の違反として、第13条第1項の規定（法令の規定に故意に違反）に基づく学校閉鎖命令であり、第一条の学校や各種学校の場合と同じである。

閉鎖された無認可の学校130校のうち、第二次措置により閉鎖されたものが94校あることから、実際に多数の無認可の学校が「所定の手続き」に従って、認可申請をしたものと考えられる。

以上、文部省は、朝連設置又は朝連所有とは見なすことのできなかった学校に対しては、学校教育法に基づく法人、学校の設置認可申請という手続きをとらせ、1法人以外の全ての法人について、不許可又は認可取消の処分を決定し、同法13条による学校閉鎖命令により、学校を閉鎖した。こうした文部省のきわめて政治的かつ恣意的な措置に対しては、朝鮮人の側から、政府の陰謀とする指摘もなされた。以下は、11月7日、兵庫県庁副知事室において、副知事吉川覚との交渉した際の「朝鮮人代表」の発言である。

我々は法人組織に改組したなら学校の存続が可能と云ふので、県側から示された通り県を経て文部省に申請したにもかかわらず、学校設備の不備を改善し、又財団法人の諸手続きを完了した現在に至って突然一片の文書によって閉鎖通告を行うのは最初から閉鎖の意図のもとに、吾々朝鮮人を弾圧しようとする政府の政治的陰謀としか思えない。⁴¹

文部省には、最初から閉鎖の意図があったという指摘は、朝鮮人側にほぼ共有された意識であると推測できる。

この文部省の「意図」は、文部省の担当者の発言として確認できる。先に示

40 「朝鮮人学校に対する措置について」「昭24解散団体財産管理」『滋賀県行政文書』。

41 神戸連絡調整事務局局長田中三郎、外務大臣吉田茂宛「朝連学校閉鎖に関する件」（神連第199号）1949年11月9日（注25）『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

した武部正義の「復命書」によると、文部省管理局庶務課事務官渋谷敬三⁴²は、「此際一応は申請さすが、最高方針としては閣議決定の線に沿って不認可にして却下する立場で進む」と武部に回答した⁴³。これは、法人設置認可の判断について、「厳正」な法執行によるとしつつも、「不認可にして却下する」ことが、文部省の「方針」であることを直接の担当者が吐露したものとして重要である。また、このことは、10月17日付国家地方警察本部次長発の通達が、「手続をしたものは4日までに厳重審査の上許否を決し、(義務教育を行うものは不許可とし、その他のものも不許可の方針をとる)」(表4-2)と明示していることから確認できる。「不許可」の方針を明示した文部省文書は見出し得ないが、朝連設置や朝連所有と見なせなかった学校に対してなされた財団法人認可申請という措置について、「一応は申請」という学校教育法に規定する手続きを取らずが、全てを「不許可」「却下」とすることが文部省の当初からの「方針」であったことを窺い知ることができる。「方針」が、閉鎖の主体である関係者の間で共有されていたことと併せて、それが朝鮮人側の関係者に看破されていたことは興味深い。

以上、第二次措置では、東京、千葉、神奈川、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、広島など29都府県で、272校(児童生徒数約33,000人)に学校閉鎖がなされた(表4-4)。このうち、二政令により接收されたものが63校、残り209校は、第13条に基づく学校閉鎖命令によるものであった。学校閉鎖の大半が二政令の適用はではなく、「平和と民主主義を基調(森戸辰男)」とする学校教育法に基づくものであったという事実も重要である。これは、ポツダム政令として占領統治下に制定された二政令と戦後教育法制の学校教育法とを相互補完的に活用することで、朝鮮人学校を強制的に閉鎖に至らしめたとまとめることができる。

(4) 学校教育法第13条をめぐる「疑義」

これまでに見たように、二政令が適用できない学校には学校教育法第13条

42 渋谷敬三(1920-2012)文部省管理局庶務課事務官、のち文部省体育局長(1971-74)。

43 (注26)「滋賀県総務部調査課主事武部正義の復命書」。

を適用したが、1950年に作成されたとみられる政府機関の文書では、措置の主体であった文部省や法務府の担当者が、閉鎖措置の法的根拠の「疑義」を指摘しており、注目できる。

表題「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」の文書は、文部省管理局および法務府行政訟務局の「関係係官」が、それぞれの「見解」として閉鎖措置の法的「整合性」や法的根拠について述べたものである⁴⁴。(その関連部分は、【資料5】として示した)

「文部省の見解」は、「学校教育法第84条の規定によれば、都道府県監督庁は関係者に対して当該教育を止めるべき旨命ずることができる」とした上で、「果して閉鎖命令を出し得るものか」「閉鎖命令に違反したかどにより強制執行をなし得るものか」の二点について「疑義がある」としている。

ひとつは、第84条により、学校閉鎖命令を出せるかという点である。当時の第84条は、「都道府県監督庁において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前条の規定によらせることができる」というもので、前条の規定とは、各種学校については学校教育法の規定を「準用」とするということである。文部省は、無認可もしくは不認可とした学校に対して、この第84条の規定を根拠に、第13条による閉鎖命令を出したことは、既に明らかにした通りである。閉鎖措置の4ヵ月後、1950年4月に第84条は改正され、認可を受けずに「引き続き各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる」と明確化された。「文部省の見解」は、1950年のものであるから、この改正された第84条を指しているが、「やめるべき旨を命ずる」と明確化した第84条に違反したとしても、解散命令を出すことに「疑義」があるとしている点が重要である。

もうひとつは、仮に閉鎖命令を出せるとしても、閉鎖命令違反により強制執行をなし得るかという点である。これについては、「法務府の見解」が、「学校

44 当文書は「東海北陸連絡調整事務局」と印刷された罫紙3枚に手書きで記されたもので、標記文書名以外には、日付、宛先、作成者の表記はない。((注25)『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』)。内容から見て、閉鎖措置の翌年1950年に、愛知県と神奈川県で朝鮮人学校4校の「無認可」朝鮮人学校が「発見」され、その「処置」にあたっての「法的根拠」について、文部省管理局庶務課と法務府行政訴訟局第一課との協議内容が記録されており、東海北陸連絡調整事務局が外務省に報告した文書の一部と考えられる。

教育法第 84 条では強制執行をして当該学校を閉鎖したり、登校する児童を阻止することはできない。閉鎖命令に違反した場合と雖も学校教育法第 13 条、第 89 条により責任者を罰し、間接的に当該教育が継続できないようにする外はない」として、いる。その上で「不作為義務に対しては代執行をなし得ないから、この閉鎖命令或は学校教育法第 84 条に違反しても、強制執行にまではなし得ないと思う」として、学校教育法に基づく閉鎖命令では、学校閉鎖や登校阻止などの強制執行はできないことを明確にしている。

そもそも、第 13 条についての一般的解釈では、学校閉鎖命令は、「すでにあたえられた学校設置の認可の効力を将来に向かって失わしめるとともに、学校教育の廃絶という事実上の状態を実現すべきことを命ずる行政処分」であるとし、たとえ閉鎖命令に従わない場合でも、「教育活動の廃絶というような不作為義務を実現する方法は、行政代執行法の適用によっては不可能である」から、「閉鎖命令を強制する方法は認められていない」と説明されている⁴⁵。これは、「法務府の見解」と同じとみてよい。ところが、第二次措置では、第 13 条に基づく学校閉鎖命令の執行にあたって、学校閉鎖命令に応じない場合には、警察力を行使した強制執行が指示されていたことが、以下の資料からも確認できる。

兵庫県では、法人や学校認可を却下された学校・分校 40 校に対する命令通告についての関係当局者の協議が、11 月 2 日に開かれた。以下、神戸連絡調整事務局局長田中三郎の報告文書の一部である。

本件に関し 11 月 2 日午後 1 時 20 分より兵庫県知事応接室に於て岸田知事、吉川副知事、谷本総務部長、堀教育長、古山市警局長、本官其他関係係官が集合し、秘密裏に閉鎖接收に関する最終的打合せを行った。その結果、(イ) 11 月 5 日午前 9 時から 10 時の間に実施、総務部員と教育官が主体となり 1 学校 10 人宛 200 名を動員するが、この他国警、市警隊員も万一に備えて参加する。(ロ) 先ず閉鎖命令を手交し、即刻授業中止を言渡し、授業を止めない場合は拘引その他の警察処置も取る。(ハ) 閉鎖命令を手交し、現場で朝連側に於て閉鎖の応ずる意図を明示したときは、接收官は現場で暫く時を与える。時が経過すれば、断固処置をとることとなった。⁴⁶

45 鈴木勲『逐条 学校教育法』学陽書房、1999 年。

46 (注 41)「朝連学校閉鎖に関する件」。

ここでは、閉鎖命令通告の際に「授業を止めない場合は拘引その他の警察処置も取る」「時が経過すれば、断固処置をとる」としていることに注目したい。第13条に基づく閉鎖命令において、閉鎖命令に応じないものには、「拘引」等の強制措置をとるよう指示していたことである。このことは、国家地方本部次長の通達に、「〔第二次措置に際して、閉鎖命令に〕 応じないものは代執行をなし」とあることから確認できる（表4-2）。さらに、先の「復命書」においても、文部省事務官渋谷敬三は、違反者に対しては、「行政代執行法に依り、当該行政庁に於て期限を附し、履行せざる場合は代執行の強制をなすことを戒告する」よう指示している。

以上のことから、文部省管理局および法務府行政訟務局では、少なくとも学校教育法第13条による学校閉鎖命令では、学校閉鎖や児童登校阻止などの強制執行はできないという認識も持ちながらも、実際には強制執行を指示していたものとみることができる。

では、法務府が「昨年の閉鎖命令そのものも法的には不備」である、という認識を持ちながらも、法的根拠が薄弱であった強制執行を指示、執行したのは何故だろうか。ここでは、「昨年の閉鎖命令が効を奏したのは朝連財産の接收とゆう条件があったからであって、たとえ閉鎖命令に違反しても強制執行する法的根拠は薄弱である」という「法務府の見解」に注目したい。これは、朝鮮人学校の「処置」にあたっては、「二政令」による学校施設の接收という強制執行がきわめて「有効」であったことを率直に述べたものといえる。そこで、朝連との関係を見出せない学校に対しての第二次措置においても、たとえ法的根拠が薄弱であるとしても、学校閉鎖、登校阻止などの強制執行が、より「有効」な「処置」であるとの判断があったとの推測も可能である。

さらに、「昨年の措置はその筋の指示に基き、学校教育法第十三条により閉鎖命令を出したものである」との「法務府の見解」にも注目しておきたい。法務府には、第十三条による措置、さらにはそれを根拠にした強制執行の指示は、占領軍によるものとの認識があったと読める。また、「閣議決定事項は内部的な申合せであって法的根拠はない」という「法務府の見解」も同様である。「朝鮮人学校に関する訴訟の主管課」である法務府行政訟務局第一課の見解として、

閉鎖に関与した同じ法務府内の特別審査局や民事局との間に、当初から思惑の違いが生じていた可能性があったともみることできる。

第3節 教職適格審査の「再審査」

(1) 「極秘」通達による審査命令

次に、「処置方針」と同時に命じられた教職適格審査について論じる。第1節でふれたように、文部省適格審査室が都道府県審査委員会に対して命じた通達「朝鮮人学校の設立者及び教職員等の適格審査について」は、「処置方針」に基づき新たに設置又は改組する学校および現存の学校の法人役員と教職員に対する適格審査の「審査」および「再審査」を命じたもので、「極秘」の緊急措置とされた。第2章で論じた前年5月の「5・5覚書」による適格審査では、審査に応じない者がいても黙認、審査に応じた者は「適格」としたが、ここでの「審査」「再審査」は、前年の審査で徴集した情報をもとに、僅か2週間という短期間になされた。地方に命じた措置は全部で6項目であるが、主要2項目を以下に示す。

一、今般の措置に伴っては、この措置後、新に朝鮮人の学校を設立しようとする設置者、又は組織替えの場合の設置者、及びそれらの学校の教職員に就職しようとする者に限って、再審査又は審査に附すること（再審査は指定された者及び別表第一第三項該当者について行う）。なお現存する財団法人の役員及びこの法人の設置する学校の教職員についても前項と同様に再審査すること。

五、再審査、審査に必要な書類は極秘裏に特別審査局関係の事務を取扱っている各都道府県の所管課、地方検察庁、国警等より収集し、なお不足の場合は独自の調査により収集すること。⁴⁷

10月31日までの2週間で完了するよう命じた審査の手続きを図4-3に示す。

47 （注13）「朝鮮人学校の設立者及び教職員等の適格審査について」

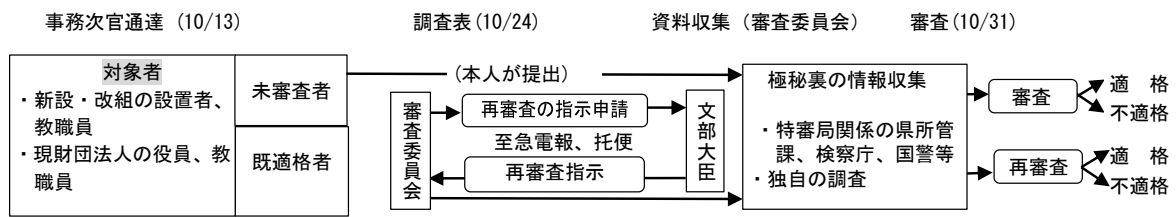


図 4-3 「措置要綱」に基づく教職適格審査の過程（1949 年 10 月）

以下、この適格審査の問題点を次の三点から検討する。

第一は、すでに適格とされていた者に対しても「再審査に附する」としたことである。通常、再審査は、府県の審査委員会で「不合格」とされた者がそれを不服として中央教職員適格審査委員会に再度の審査を請求することを指す⁴⁸。実際、再審査により適格に戻された事例は、日本人教職員の審査ではこれまで多数存在した。したがって、すでに適格とされた者に対して、文部大臣が直接「再審査」を命じるという措置は、きわめて乱暴な法運用である。そのための弥縫策と思われるが、府県の審査委員会に「再審査の指示申請」をさせ、文部大臣が審査委員会に「再審査」を命じるという、図 4-3 に示す形式をとることで、法的整合性を確保しようとした⁴⁹。

第二は、審査基準をあらかじめ特定したことである。通常審査では、審査基準「別表第一」全 12 項目（表 2-1）のいずれに該当するかが検討された。しかし、通達は、審査基準を「別表第一第三項」、すなわち「連合軍の日本占領の目的と政策に反対」の有無に特定した。「占領軍に反する行為」を理由とした朝連解散にともない、審査基準を「占領の目的と政策に反対」に特定した「再審査」を命じるというロジックである。しかし、前年の審査においては、当然「第三項」も含む 12 項目の審査基準により適格とされていた筈である。「占領軍に反する行為」に的を絞り、新たな不合格者を抽出するという思惑が明白である。これ自体が恣意的なものであるが、この後、更なる恣意的な事態が展開する。10 月 31 日の審査期限の直前になって、急遽「別表第一」の基準そのものを改変する事態が生じた。文部省は、10 月 26 日、「別表第一第一二項」にある「勅令第一百一号第二条及び第四条の規定による団体」を「団体等規正令第四

48 「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」第 18 条。

49 「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」第 23 条。

条の規定により解散した団体」に変更する省令改正を決定した。これは、同年4月に「勅令第百一号」を廃止、「団体等規正令」を制定したことに伴う形式的な省令改正の様式をとってはいるが、実質的には、解散指定した朝連を「第一二項」の対象とすることを意図したものである。この改正「第一二項」により、「教職不適格の指定を受ける」基準は、解散団体、すなわち朝連との関係があった者と変更された。これを受け、文部省は適格審査委員会に対して、改正省令に基づいた「別表第一第一二項」、すなわち「〔解散〕団体との関係」の有無をも審査基準とするよう命じた。朝連との「関係」が「発見」できれば、不適格判定が可能としたわけである。その「関係」とは、「第一二項」が示す「1 創立者、役員又は理事であった者」「2 要職を占めた者」「3 全ての刊行物又は機関紙の編集者」「4 自発的に多くの寄附〔をした者〕」である。さらに、文部省は警察電報により、「1」から「4」の「関係」を朝連に当てはめた場合の基準を、都道府県に伝達した⁵⁰。例えば、「2 要職を占めた者」とは、「朝連の場合は県本部の各部の次長及県支部の各部長」にあたるとした。朝連との「関係」が4項目のいずれかに該当すると判断された者は、教職不適格と判定され、法人役員や教職員から追放されることとなる。ここに、朝連組織には属さない「自発的に多くの寄附」者をも含めることで、「関係」者の範囲を拡大していることにも注目すべきである。しかも、「多くの寄附」とは、「寄附した金額又は財産の価額が絶対的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの」とされ、その基準はきわめて曖昧、杜撰である⁵¹。拡大解釈や恣意的な判断の余地の大きさは、それ自体が権力の濫用という側面を持つことはいうまでもない。

第三は、審査の方法や手続きについての問題である。通達は、「調査表」を本人から提出させることなく、「すでに提出しているものを使用」するとした上で、「書類は極秘裏に特別審査局関係の〔…〕所管課、地方検察庁、国警等より収集」するとし、当人には秘密裏の審査も可としたことである。また、10月26日の政令改正に際しては、適格審査室が改正決定の2日前の24日に、改正見込みの案を都道府県審査委員会に電報に依り伝達した⁵²。法令改正日以前に、あら

50 「文部省よりの連絡事項伝達について」文部省適格審査室主事発、各都道府県教職員適格審査室主務主任宛電信文1949年10月26日（注13）「教職審査例規昭和24～27年度調査課」。

51 「政令第六十二号号施行規則 別表第一 第一二」（注13）「教職審査例規昭和24～27年度調査課」。

52 適格審査室主事石澤貞義発、各審査事務局宛電報1949年10月24日、「教職不適格判定一件（昭27-

はじめ改正を見越した措置を指示していたことになる。ここでは、徴集済みの「調査表」の活用や「特別審査局関係」云々という審査情報の収集方法にも注目すべきである。いずれも審査方法や手続きを定めた「規則」や「規定」には示されていない特異な措置である。さらに、都道府県宛の指示電報では、「旧朝連の学校教員では、朝連の平構成員ではない筈であると考え」と付記した。朝鮮人学校関係者は朝連の何らかの役職にある筈だから、改訂「第一二項」により「不適格」とし、学校から追放できるとの「思惑」が見える。それとともに、「筈である」という中央政府の文言それ自体が、地方行政当局には無形の圧力となるであろうという「思惑」も窺える。一方、極秘通達、警察電報、極秘裏の情報収集などの手法には、解体された筈の戦前の内務省行政との連続性をみることもできる。

以上、法務府及び文部省の合同通達による第2期適格審査は、形式としては適格審査という枠組みの中で行われたものであるが、府県に命じられた実際の運用は、「団体等規正令」による「団体」の結成禁止・解散指定という「事後規制」の枠組みによりなされた措置と一体のものであったとみてとれる。換言するなら、適格審査には「別表第一第一二項」という「団体規制」に繋がる条項を備えており、後に示す表4-12からも明白なように、これまでほとんど運用することのなかったこの仕組みを朝鮮人学校教員には最大限に活用したといえる。

(2) 審査結果の意味するもの

表4-8 朝鮮人学校教職員に対する教職適格審査数

時期	期 間	滋賀県		京都府	
		適格	不適格	適格	不適格
I	1948年6月～49年10月上旬	17	0	63	0
II	1949年10月下旬～同年12月	36	10	41	1
III	1950年1月～51年12月	35	2	11	0
	合 計	88	12	115	1

時期IIは、朝鮮人学校閉鎖措置によるものである。
 典拠：「教職員適格審査の結果の判定通知」（『京都府公報』）
 「教員適格審査(昭43-2、43-6)」（『滋賀県行政文書』）

ここでは、地方での実際の審査状況を京都府および滋賀県の事例により検討する。表4-8に両府県で確認できた朝鮮人学校教職員に対する適格審査数を時期ごとに示した。

13) 『京都府庁文書』。

表 4-8 における時期Ⅱに相当する。京都府 42 名、滋賀県 46 名、合計 88 名の審査結果が確認でき、うち「再審査」による「不適格」は 11 名である。「再審査」は極秘になされ、「不適格」のみが通知されたことから、「再審査」の総数は不詳である。

表4-9 京都府の朝鮮人学校教職員教職適格審査(1949年10-11月) ▼不適格者数

判定日	判定	所属名	名前	人数
1949年10月25日	適格	梅津朝鮮人小学校	兪仁浩	1
		京都朝鮮中学校	金珙中 崔碩義 朴正会 宋在宇 金成奎	5
10月27日	適格	財団法人朝鮮学園	金鳳道 曹惠一 朴在琪 金阿龍 朴勝烈 金又穆 南相干 徐炳錫 金洪祚 宋彦沢	10
		朝鮮建国小学校	金英子 金杜鉉 崔吉成 尹宇英	4
10月29日	適格	京都朝鮮中学	黄寛永	1
		朝鮮紫竹初等学院	金仁守	1
10月31日	適格	朝鮮西陣小学校 久世分校	申孝徹 張年錫	2
		京都朝鮮中学	金石伊 加藤夏	2
	不適格	(再審)朝鮮西陣小学校長	韓永吉	▼1
11月2日	適格	財団法人朝鮮人教育会理事	金元守 李鐘承 朱尚九 李鐘洵 金在述 梁在根 李象鎬 金炳旗 李昇龍 李相執 崔洛囿 崔煥斗 朴基出	13
11月15日	適格	大韓民国京都教育会	韓学教	1
		朝鮮梅津小学校	孫三石	1

『京都府公報』掲載の「教職適格審査の結果の判定通知」から、所属と名前から朝鮮人学校関係者と考えられるものを取り出した。

京都府では、表 4-9 に示したように、10 月 25 日から 11 月 15 日までの 3 週間に 41 名に審査判定がなされた。これは改組の法人役員、教職員に対するものである。10 月 27 日付の財団法人朝鮮学園 10 名及び 11 月 2 日付の財団法人朝鮮人教育会理事 13 名は、改組申請をした財団法人役員予定者であり、残りの多くは学校教員予定者である。旧財団法人京都朝連学校管理組合連合会は財団法人京都朝鮮学園（西陣小学校等 3 校）、旧京都朝鮮人教育会は財団法人大韓民国京都教育会（京都朝鮮中学）の設立申請をした。いずれも、措置要綱に従って、適格判定を受けた者を役員予定者や教員予定者として、京都府を通して文部省に申請したものである。しかし、文部省は申請を保留とし、両法人の合併を指示したが、両者の協議は合意に至らずとして、11 月 15 日に両法人設立申請を不認可とした。さらに、「再審査」により、朝連西陣小学校校長韓永吉を「不適格」とした。韓永吉は、第 2 章表 2-3 でみた前年 6 月 30 日付の適格者である。

一方、滋賀県では、表 4-10 に示したように、10 月 31 日から 11 月 4 日までに 36 名の新たな適格判定がなされた。22 名は、新規設立予定の財団法人滋賀県朝鮮学校管理組合連合会の役員予定者と 6 校の教員予定者である。これは、

無認可を理由に学校閉鎖を通告された朝連経営の6校が連合し、新法人設立申請をしたことによるものである⁵³。一方、10月31日付で、「再審査」により、朝連八日市初等学校等5校の10名に対して「不適格」を通告した。いずれも前年の適格者である。

以上、両府県の実際の審査結果をみたが、「再審査」による不適格判定については、次の(3)で論じるとして、ここでは、新法人の役員予定者や教員予定者とされた多数の適格者の存在に注目したい。当時は、学校経営を担ってきた朝連組織は壊滅しており、朝鮮人側にとっては、2週間で新法人を設立し、学校認可申請をすることはきわめて困難な状況であった。この状況認識は行政側も共有していた。10月24日、京都連絡調整事務局長成田勝四郎は、外務大臣に「府側としては財団法人の設立手続を2週間以内に完了することが困難を予想されるので、文部大臣認可財団法人経営の朝鮮人学校が設置されることは恐らくあるまいと推測している」と報告した。⁵⁴

こうした行政側の「推測」にも拘らず、両府県において、朝鮮人学校側が役員や教職員予定者を用意し、11月2日までに設立認可申請をした事実は重要で

表4-10 滋賀県の朝鮮人学校教職員教職適格審査(1949年10-11月) ▲不適格者数

確認年月日	判定	就職先	名前/確認番号							人数	
1949年10月31日	適格	安土朝鮮人小学校	5245	5246						21	
		八幡朝鮮人小学校	権福用	李達五	孫尚五						
		醒ヶ井朝鮮人小学校	沈相玉	権基玉							
		三雲朝鮮人小学校	5251	5252							
		大津朝鮮人小学校	鄭載宇	李秀悦	吳幸達						
		湖東朝鮮人小学校	金相淑	陳浩根	金陽光						
		米原朝鮮人小学校	金俊経	崔範出							
		鏡山朝鮮人小学校	5261	5262							
	岡山朝鮮人小学校	5264	5265								
	再審査 不適格	朝連八日市初等学校	3593 a	3596 c	3604 h					▲ 10	
朝連能登川初等学校		3597 b	3605 i	3606 j							
朝連大津初等学校		3598 d	3599 e								
朝連三雲夜間小学校		3600 f									
朝連大津市膳所錦初等学校		3601 g									
11月1日	適格	彦根朝鮮人学校	金京淳	李進竜					2		
11月2日	適格	〔財団法人理事〕	李在性	成快同	成快同	朴柱日	韓有奉	千成竜	白楽斌	金術基	10
		米原朝鮮人学校	姜佑鉉	金道致							
11月4日	適格	朝鮮人学校〔安土、鏡山、八幡〕	5300		5301		5302			3	

『滋賀県行政文書』所収の「教員適格審査(昭43-6)」及び「教員適格審査(昭43-2)」をもとに作成した。「不適格」者にはa~kの符号をつけ、表4-11および表4-12の教員名と照合した。表中の同じ確認番号、符号の者は同一人である。

53 「財団法人滋賀県朝鮮学校管理組合連合会設立申請書〔10月24日付〕」「昭24~26学事(昭03-62)、朝鮮人学校関係書類」『滋賀県行政文書』。

54 京都連絡調整事務局長成田勝四郎「京都府における朝鮮人学校改組勧告に関する件」1949年10月24日(注25)『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

ある。京都府 44 名、滋賀県 36 名の新たな適格者は、おそらく朝鮮人学校側が、「不適格」という事態を極力避けるために、行政から朝連関係者とは見なされない者を新たに法人役員や学校教職員予定者として用意するという方策を講じたためであろう。多数の適格判定は、こうした朝鮮人側の方策により生じたもので、地域の朝鮮人社会のネットワークを動員したといえよう。これは、水面下における朝鮮人学校側の行政への対抗措置とみることができる。

すでに述べたように、学校の法人認可申請書を文部省に提出したのは、全国で 19 法人、100 校とされ⁵⁵、京都や滋賀と同様な対抗措置により、適格者を確保した上で認可申請書を提出したものと推測できる。なお、文部省の公式記録である『教職員の適格審査に関する記録』には、この「再審査」について、事実関係に関する若干の記述があるのみである⁵⁶。

(3) 不適格判定による追放

最後に、「再審査」による京都府 1 名、滋賀県 10 名の不適格判定について検討する。

京都府の朝連西陣小学校長韓永吉は、1946 年 9 月京都大学理学部卒業、48 年 5 月京都大学宇宙物理学教室の隊員として、北海道礼文島に日食観測に参加した経歴を持つ⁵⁷。1947 年の京都朝鮮人教育会役員名簿には、「理事、朝連京都本部文化部韓永吉」として名を連ねている。韓永吉は、1948 年 7 月に開設した朝連西陣小学校の校長に就任した。同校は、西陣織や友禅業に従事する朝鮮人が資金を集めて開校した独自の校舎を持つ学校である。第 2 章で記した経過により、同年 9 月、京都市内で唯一、私立小学校として認可された。しかも、朝連中学という名称の中等レベルの学校を併設し、久世郡小倉村（現在の宇治市小倉）の朝連久世小学校は、同校の分校とされていた。韓永吉は、これらの学校の校長も兼務、このとき 36 歳前後であった⁵⁸。10 月 31 日、京都府教職員適格

55 『毎日新聞（大阪）』1949 年 11 月 5 日。

56 文部省人事課適格審査室編『教職員の適格審査に関する記録』1952 年 7 月（国立教育政策研究所教育図書館『戦後教育資料』所収）、13 頁および 27 頁。

57 『解放新聞』1948 年 6 月 20 日。

58 韓永吉（生年 1913 年頃）1950 年 6 月に金天海とともに共和国に帰ったとされる。なお、朝鮮民主主義人民共和国社会科学歴史研究所編『朝鮮文化史（上）』（朝鮮文化史刊行会、1966 年）には「金日

審査委員会は、韓永吉が「朝連京都府本部の部長であった」ことが、「別表第一第十二項の1」、すなわち「団体等規正令第四条の規定により解散した団体」の「1 創立者、役員又は理事」に該当するとした。『京都府庁文書』には、韓永吉の「不適合判定書」及び「[通知書] 不適合判定について」と本人の「受領書」が残されており、メモ書きから11月2日、これを韓永吉に「課長室で手交」とされたことがわかる⁵⁹。このとき、西陣小学校は、経営主体の財団法人京都朝連学校管理組合連合会に対する改組命令により、新たに設立予定の財団法人京都朝鮮学園の傘下として認可申請をした。理事予定者10名（表4-9の10月27日付適合者）中、理事長予定者金鳳道を含め、6名が西陣の織物業者であり、西陣小学校の関係者が中核であったといえる。しかし、法人認可が不許可とされたことにより、学校は翌年3月23日の卒業式を以って閉校した。校長韓永吉の不適合判定による追放と法人不認可や学校閉校との関連は不詳である。また、学校教員の中には、他にも朝連関係者はいた筈であるのに、京都府では、韓永吉1名のみが「不適合」とされ、他の学校関係者に及ばなかったのはなぜかという疑問も残る。

滋賀県の不適合者10名については、表4-11に示す。ただし、名前は不詳である。うち9名（表4-11のb～j）の不適合理由は、「第一二項」である。朝連または民青の滋賀県本部、各支部の役職にあった者8名、「解散団体多額寄

表4-11 滋賀県の朝鮮人学校教職員の不適合理由

教員名	「不適合とされた教員の個人票」に明示された内容				確認番号
	勤務校	該当条項別表第一	理由要点	日付 1949年	
a	朝連八日市初等学校教員	第三項	占領軍事犯	10月31日	再審 3593
b	朝連能登川初等学校教員	第一二項	朝連能登川支部文化部長	10月31日	再審 3597
c	朝連八日市初等学校教員	第一二項	解散団体多額寄附	10月31日	再審 3596
d	朝連大津初等学校教員	第一二項	朝連大津支部文化部長 組織部長	10月31日	再審 3798
e	朝連大津初等学校校長	第一二項	朝連県本部文化部長	10月31日	再審 3599
f	朝連三雲夜間小学校教員	第一二項	民青県常任書記朝連甲賀支部執行委員	10月31日	再審 3600
g	朝連大津市膳所錦初等学校教員	第一二項	朝連三雲支部文化部長	10月31日	再審 3601
h	朝連八日市初等学校教員	第一二項	朝連八日市支部委員長	10月31日	再審 3604
i	朝連能登川初等学校教員	第一二項	朝連能登川支部総務部長	10月31日	再審 3605
j	朝連能登川初等学校教員	第一二項	民青能登川支部委員長	10月31日	再審 3606

『滋賀県行政文書』所収の「教員適格審査(昭43-2)」の中にある「不適合とされた教員の個人票」、及び「教職適格審査(調査票)受付表」(B)をもとに作成した。原資料の「個人票」(A)には、本表記載事項以外に、名前、生年月日、本籍、現住所が記載されているが、いずれも「個人に関する情報」として非公開とされた。

成総合大学副教授天文学士韓永吉執筆の文章がある。

59 「不適合判定書送付について」1949年10月31日、(注52)「教職不適合判定一件」。

付」者 1 名である。10 月 26 日の改正省令が即刻適用されたことになる。残り 1 名（表 4-10 および表 4-11 の a）は、「第三項」、つまり「占領軍事犯」である。八日市朝鮮人学校教員であることから、前年の「国旗掲揚事件」の関係者との推測も可能である。朝日新聞によると、1948 年 10 月滋賀県軍政部は、「北朝鮮国旗をいかなる形式においても旗、ポスター、のぼり、えり章などにして表してはならない」という第 8 軍命令に対する違反が、八日市朝鮮人学校においてあり、占領軍指令に反するものとして軍事法廷で裁判されることになったと報じられている⁶⁰。この教員が事件の当事者だったとすれば、朝鮮人学校で自らの国の国旗を掲げたことが「不適格」の理由であったことになる。また、適格とされていた教員 17 名のうち、10 名が「不適格」とされた影響は多大であった。例えば、朝連大津初等学校（児童数 130 名）では教員 4 名中 3 名（表 4-11 の d、e、g）が、朝連八日市初等学校（児童数 70 名）では教員 3 名全員（表 4-11 の a、c、h）がそれぞれ「不適格」、さらに、両校とも 11 月初めに学校閉鎖、校舎は朝連所有と見なされ接収された。滋賀県では、京都府と異なり、多数に不適

表4-12
不適格者に対する再審査の最終結果
(1952年4月)

「別表第一」 の該当項目	該当 者	解除 者	非解 除者	備考
第一項	1089	1084	5	
第二項	1	1	0	
第三項	62	46	16	占領政策違反
第四項	8	8	0	
第五項	7	7	0	
第六項	16	16	0	
第七項	2	2	0	
第八項	3377	3235	142	職業軍人等
第九項	373	373	0	
第十項	217	217	0	
第一一項	47	42	5	特高関係者
第一二項	164	4	160	旧朝連役員
合計	5363	5035	328	

「該当者」は1951年6月時点での不適格者数、「解除者」は52年4月まで教職員適格再審査会による14次の審査により不適格を解除された者の総数である。「非解除者」「備考」は原資料にはない。典拠：文部省人事課適格審査室編『教職員の適格審査に関する記録』1952年7月、44頁。

格判定がなされた上に、大半の学校は建物財産が接収されたことから、11月末時点で児童生徒は公立学校への転校を余儀なくされた。

「再審査」による 1949 年 10 月末の不適格判定による追放者数については、京都、滋賀の両府県以外では、大阪府 32 名、福井県 12 名、広島県 17 名が確認できた⁶¹。文部省の記録では、全国で「第十二項」該当により 160 名とされているものの、他の条項の該当者の数は不詳である⁶²。一方、財団法人の設置認可申請には、法人役員や教職員の登

60 『朝日新聞 滋賀版』1948 年 12 月 1 日。

61 『毎日新聞（大阪）』1949 年 11 月 2 日、福井県編『大正昭和 福井県史下巻』1957 年（529 頁）および「朝鮮人学校閉鎖による児童生徒受入一件 学事課」（広島県教育委員会所蔵）。

62 （注 56）『教職員の適格審査に関する記録』、17 頁。

録が必須であり、しかも個々人の教職適格確認書の添付が義務付けられていた。このため、申請手続きの期限直前になっての不適格判定は、認可申請に多大の支障をきたした。11月2日の申請期限に間に合わせにくい状況を作り、認可申請そのものを断念させることも文部省のねらいの一つであったといえる。この後の適格審査は、「追放解除」の動向の中で、1951年に新設された教職適格再審査会は、それまでの不適格者5363名の再審査を行なった。その結果を表4-12として示す。同委員会は、教職追放者の93パーセントに当たる5035人の追放を解除し、実質的には適格審査は終了した。しかし、「第十二項」該当として追放された朝鮮人教員160人全員は、解除されることはなかった。

第4節 京都府での閉鎖措置と各種学校2校の新たな認可

京都府内での閉鎖措置の動向については、すでに、第3節(2)において適格審査の「再審査」の事例として、その一部を取り上げた。重複する部分もあるが、10月から12月までの京都府の措置の経緯をまとめる。

京都府では、第一次措置においては、「二政令適用校」として接收された学校はなかった。京都府が、京都市内の京都朝連学校管理組合連合会傘下の朝連西陣小学校、および朝連九条小学院など各種学校5校も含め、府内全ての教育施設の学校設置者および施設所有者を「朝連関係」とは見なさなかったためである。

10月19日、朝鮮人学校14校(認可校10、無認可校4)に京都府の係官が出向き、学校は解散されたので2週間以内に財団法人経営学校としての文部大臣認可を取るか、または在学する朝鮮人児童生徒を日本の公立学校への転校処置を取るよう勧告する知事名の命令書を渡した。全国一律の措置と同様である。第3節で述べたように、すでにこの時、府当局者は「財団法人の設立手続を2週間内に完了することが困難」であるから「文部大臣認可財団法人経営の朝鮮人学校が設置されることは恐らくあるまい」という認識をもっていた⁶³。しかし、期限内に旧朝連系と民団系の2団体が法人申請をした。これについて、京

63 (注54)「京都府における朝鮮人学校改組勧告に関する件」。

都連絡調整事務局は、以下のように報告した。

去る 10 月 19 日朝鮮人学校 14 校に対し 2 週間内に新法人の申請を行うように勧告を
発したところ、所定期限内に財団法人京都朝鮮学園（元朝連系西陣小学校、久世分校、
東九条小学校⁶⁴、及び西陣中学校経営）及び財団法人大韓民国京都教育会（京都朝鮮
中学校経営）より新法人設立認可の申請があったので、11 月 2 日に係員を派して文部
省に進達せしめたところ、文部省は審議の結果、2 法人に対する認可を一応保留する
ことを決定した。⁶⁵

改組通告を受け、前年 9 月に小学校および各種学校の学校設置認可を受けて
いた財団法人京都朝連学校管理組合連合会が、財団法人京都朝鮮学園を、また、
既に 1947 年 9 月に各種学校の設置認可を受けていた京都朝鮮人教育会が、財
団法人大韓民国京都教育会の設立申請をした。これについて、京都連絡調整事
務局の『半月報』は、「文部省では審議の結果、両者が合体して一本建てとなり、
15 日迄に再申請すべき旨を言明し、認可を一応保留した」としており、文部省
から二法人が「合体」するよう指示あったことがわかる。財団法人を一本化し、
朝連の影響を弱めることが文部省の意図と考えられる。しかし、二法人の協議
は、「理事者数の割振りの点で話合いつかず、かたがた、保護者側に合併反対機
運もあり」、別々に申請することになり、結局認可されなかった⁶⁶。文部省が何
を根拠に両法人の合併を指示したかは不詳である。

11 月 5 日の第 2 次措置で、京都府は、設置認可申請をした朝連系学校、およ
び申請しなかった学校を第 13 条適用校とし、学校閉鎖命令を発した。個別の学
校の状況は、表 4-13 として一覧表に示した。個々の府内の市内で最大規模であ
った朝連西陣小学校は、新法人申請が却下された後も授業を継続、3 月 23 日の
卒業式を終えた後、閉校した。また、各種学校認可されていた朝連九条小学院

64 「東九条小学校」については、1949 年 9 月に封鎖された京都第一朝連初等学校のことと推測される。
封鎖後も近隣で「自主学校」として授業を継続したことから、名称を変更して法人傘下としたと推
測する。

65 京都連絡調整事務局局長 外務大臣宛「朝鮮人学校の新法人設立認可申請に関する件」（京連第 269 号）
1949 年 11 月 11 日、（注 25）『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

66 「京都府における新朝鮮人学校法人設立認可申請に関する件」1949 年 11 月 5 日、京都連絡調整事務
局『執務半月報』第 42 号（11 月 1 日-11 月 15 日）。

などの各種学校 5 校は 10 月から 11 月にかけて閉鎖したとされる。一方、京都市立小学校校舎を借用していた京都第一朝連初等学校は、第 3 章で詳述した通り、第一次措置以前の 9 月末に市教委により強制閉鎖されており、学校閉鎖措置の対象とされなかった。強制閉鎖に伴い市立小学校へ転校した児童も相当数いたが、自ら閉校することはなく、いわゆる「自主学校」の状態、名称を第一朝鮮人小学校と変え、11 月に近隣のアパートで授業を再開したとされる⁶⁷。この後、1960 年に京都朝鮮第一初級学校となる。なお、朝鮮人教育会経営の京都朝鮮中学については、申請した新法人が、朝連系学校と同様に不認可となったが、授業を継続したことは確認できるものの、知事による閉鎖命令が出されたのかは不詳である。

こうした法人認可が文部省により不認可とされ、学校認可の途が断たれた中で、朝鮮人側は、学齢時を対象とし午後の時間帯に授業を行う各種学校の設置認可の申請を進めた。第 2 節 (3) ②の項で述べたように、文部省は各種学校の

表4-13 学校閉鎖措置による京都府内朝鮮人学校の状況 (1949年)

経営	学校名	所在地 (京都市名は省略)	認可 状況	10月12日の府 の措置	法人認 可申請	措置後の動向
朝連	朝連西陣小学校	中京区西ノ京	小学校	改組勧告	○	財団法人京都朝鮮学園法人は不認可、1950年3月閉校 11月19日閉鎖、1950年1月在住地の小学校へ編入
朝連	同 久世分校	久世郡小倉村伊勢田		改組勧告		
朝連	東中小学校	舞鶴市加津良	小学校	改組勧告	×	閉鎖命令、10月19日閉鎖、11月舞鶴市内小学校編入
朝連	須津朝鮮人学校	与謝郡吉津村須津	無認可	改組勧告	×	閉鎖命令、11月5日閉鎖、11月11日吉津村小学校全員編入
朝連	紫竹学院	上京区	無認可	改組勧告	×	閉鎖命令、10月1日閉鎖
朝連	朝連西陣中学校	中京区西ノ京	無認可	改組勧告	○	財団法人京都朝鮮学園法人は不認可、1950年3月閉校
朝鮮人 教育会	京都朝鮮中学	左京区北白川	各種学校	改組勧告	○	財団法人大韓民国京都教育会は不認可、授業を継続
朝連	朝連九条小学院	下京区西九条	各種学校	改組勧告	×	閉鎖命令、10月19日閉鎖
朝連	朝連東寺小学院	下京区八条源町	各種学校	改組勧告	×	閉鎖命令、10月20日閉鎖
朝連	朝連山内小学院	右京区山内	各種学校	改組勧告	×	閉鎖命令、11月5日閉鎖
朝連	朝連梅津小学院	右京区梅津	各種学校	改組勧告	×	閉鎖命令、11月5日閉鎖、11月21日京都梅津朝鮮学校として 各種学校認可
朝連	朝連山科小学院	東山区山科	各種学校	改組勧告	×	閉鎖命令
建国青 年同盟	建国小学校	上京区堀川中立売	各種学校	改組勧告	×	閉鎖命令、11月5日閉鎖、11月21日京都韓国学院として各種 学校認可

本表は以下の資料をもとに作成した。

- ・京都連絡調整事務局長 外務大臣宛「京都府における朝鮮人学校改組勧告に関する件」1949年10月24日
- ・京都連絡調整事務局長 外務大臣宛「朝鮮人学校の新法人設立認可申請に関する件」1949年11月11日
- ・京都連絡調整事務局長 近畿連絡調整事務局長宛「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件」1950年1月19日添付[朝鮮人学校閉鎖状況一覧表(昭和25年1月10日現在)]

「法人認可申請」については、○は「申請」(財団法人名は右欄に)、×は「申請なし」(これにより「閉鎖命令」が発せられた)を示す。

67 朝・日関係京都研究会「京都民族教育 解放後の足跡」『同胞と社会科学』第5号、1989年。

設置認可にまでは、財団法人設立を義務付けていなかった。このことは、設置者が法人でなく個人の各種学校は、知事の認可のみで設置可能であることを意味した。

京都府では、第二次措置終了後の11月21日、2つの朝鮮人学校を各種学校認可したことが確認できる⁶⁸。ひとつは、京都朝鮮梅津学校である。この学校は、改組勧告を受けたが法人設立申請をしなかったことにより、11月5日に閉鎖された各種学校の旧京都朝連梅津小学院で、設置者を校長孫三石とした。孫三石は、旧京都朝連梅津小学院の直接の関係者ではなかったと推測する。当校についての学校設置認可起案文書には、「調査要綱」として「設立者及び教員が旧朝連の構成員ではないものと推定する」「教職員適格審査の合格者であることを確認する」「設置者孫三石が旧朝連の構成員であることが立証された場合は、即時設置者の変更をなす」の三項目の記述が確認できる。さらに、申請文書には、校長予定者孫三石と教員予定者兪仁浩について「解散団体朝連及び民青の構成員として重要な役割を演じたものであるという具体的な資料のないも者であることを証明する」という京都府総務部調査課長松本芳郎による「身分証明」書が添えられている。総務部調査課は、朝連解散や学校閉鎖の執行を担った部局であったことから、調査課長による身分証明は、知事認可の重要な要件であったとみてよい。とすると、旧朝連系の学校ではあったが、京都府は、当校の認可に一定程度協力的であったとみることも可能である。また、朝鮮人の側の事情は定かではないが、たとえ午後の時間帯における各種学校というレベルであっても、朝鮮人教育の火種を絶やさず残しておくという意思の露頭とみることもできる。

もうひとつは、韓国学院建国小学校である。当校も法人設立申請をしなかったことにより、11月5日に閉鎖された旧建国小学校である。旧名称に「韓国学院」が追記され、設置者を、朝鮮建国促進京都府本部代表金鐘元とした。起案文書の「調査要綱」の前2項は、京都朝鮮梅津学校と同一であるものの、「設置者〇〇が旧朝連の構成員…」の文言はなく、旧朝連の構成員ではないことを証明する文書は、添付されていない。朝連系団体でないことが自明であったから

68 「学校設置廃止 昭24-7」『京都府庁文書』。

であろう。2校とも学齢児童を対象にした初等教育を午後3時以降に行うとしていた。なお、両校の認可日直前の11月15日に、文部省は「旧朝連の財産であると疑われる施設を利用する各種学校」を認めないとして、各種学校といえども朝鮮人学校は極力認可しないとする指示を発しており、各種学校認可は、当通達を認知したうえでの京都府の判断であったことを確認しておく。

第5節 措置後の動向

(1) 「学校閉鎖処分の取消請求」の訴訟

第1節、第2節で取り上げた文部大臣による財団法人認可取消処分と知事による学校閉鎖命令に対して、行政命令の取り消しを求めて裁判所に提訴した大阪府の朝鮮人団体の事例を検討する。

大阪府では、京都府と同様に「二政令適用校」として接収された学校はなかった。財団法人朝連学園には、「組織を改組する必要がある」とする知事名による通告がなされた⁶⁹。朝連学園は、名称変更や理事の改選等「所定の手続き」の要件に従い、新たな法人申請をしたが、文部省はこれを認めず、朝連学園に対し民法第71条⁷⁰に基づく法人の設立認可取消指令⁷¹を発し、同法人傘下の32校全てを「第13条適用校」として、学校閉鎖命令を通告した⁷²。これに対して、朝連学園は、11月10日に原告代表者理事宗景台により、大阪府知事赤間文三を被告とする「学校閉鎖処分の取消請求」と「行政処分執行停止の即時抗告」を大阪地裁に提訴した。併せて、文部大臣高瀬荘太郎を被告とする「法人設立許可取消の取消請求」を東京地裁に提訴した。このうち、「即時抗告」について、

69 経過については以下の資料による。「大阪府教育委員会資料⑧大阪府下における朝鮮人学校問題について」大阪府教育委員会事務局学事課、1954年。（『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集II』明石書店、1989年）。

70 民法第71条「法人カ其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ主務官庁ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得」。

71 （文部省指令）文管第94号 昭和24年11月5日 文部大臣「民法71条により財団法人朝連学園の設立許可を取り消す。」財団法人朝連学園理事長殿。

72 （学校閉鎖命令）建第806号 昭和24年11月5日大阪府知事「学校は昭和24年11月5日付文管第94号により既法人に対し別途設立認可の取消しがあったから閉鎖を命ずる」財団法人朝連学園理事長殿。

大阪地裁は「学校閉鎖処分の取消請求」の判決があるまでの執行停止を命じたが、内閣総理大臣吉田茂による異議申出より、同月 22 日、執行停止の決定を取消した。これについて『解放新聞』は、弁護士布施辰治の話を以下のように報じた。

「大阪地方裁判所が朝連学園の申請を正しいと認めて、執行停止を採決したのは正当なことであった。それなのに、吉田内閣は、独立した司法権のこのような措置に干渉して、結局これを撤回させてしまった。これは憲法の三権分離を違反して、吉田内閣が司法権まで侵害したことであり、この結果は、司法権が行政権の前に屈伏したことを暴露したことである」（以下略）⁷³

これに対して、朝連学園は 11 月 24 日に大阪高裁、12 月 2 日に最高裁に再抗告をし、最終的には翌年 9 月 9 日に最高裁により抗告棄却となる。また、東京地裁の「法人設立許可取消の取消請求」および大阪地裁の「学校閉鎖処分の取消請求」の二件の「取消請求」訴訟は、1952 年 3 月に東京地裁が原告の請求を棄却し、これを受けた大阪地裁も同年 12 月に同様に請求を棄却し、いずれも被告文部大臣および大阪府知事の主張を全面的に採用し、両処分を正当と判断することとなる⁷⁴。

この訴訟は、全国約 360 校の朝鮮人学校になされた学校閉鎖措置に対して、朝鮮人側が司法の場に提訴した唯一の事例であった。最終的に、裁判所は、文部省および大阪府の措置を正当と認めることとなったが、その過程で、大阪地裁が文部省および大阪府による朝鮮人学校閉鎖という措置の執行停止を命じたこと、そして、内閣総理大臣がその執行停止を求めて「抗告」したという事実は、記憶されるべきである。

（2）私立学校法の制定

政府は、10 月 12 日の「処置方針」に基づく朝鮮人学校閉鎖措置を執行する

73 『解放新聞』1949 年 11 月 25 日（原文朝鮮語）。

74 原告は控訴しなかったことから、2 件の「取消請求」判決は確定した。

一方で、ほぼ同時期に、第3章で論じた私立学校案の最終作業を進展させた。

10月14日に閣議決定した私立学校法案は、11月17日に国会に上程され、衆議院文部委員会での審議が始まった。同法の根幹にかかわる私立学校の自主性と公共性の関係を取り上げたのは、今野武雄であった。26日の衆議院文部委員会で、今野は、法案第1条にある私立学校の「自主性を重んじ」ることと「公共性を高める」ことには「何か矛盾するような、ぶつかりあうようなところがある」とした上で、「公共性を高める」という主張のために「自主性が阻害されるようなことが起った場合には一体どちらが重んぜられるか」と質問した⁷⁵。これに対して、文部省管理局長久保田藤麿は、「私立学校自体が持っております自主性自身が、実は公共性の範疇に入ってる、むしろ公共性の方を主に考えて行くべきだ」と答えた。今野は、この答弁に反駁し、「憲法に保障されている数々の基本的な人権というようなものの一部分」が、「ここで言われている自主性である」とした上で、「自主性」こそが主であって、「公共性」というのは「そういうような自主性を促進するようなものでなければならない」と主張し、私立学校の「公共性を高める」ことは、官僚統制になると批判した。この自主性と公共性をめぐる問題は、本論の重要な論点となることから、終章で改めて論じるのでここでは立ち入らない。

さらに、今野は、文部省が私立学校として存在してきた朝鮮人学校に解散命令を出したことや朝鮮人学校の法人役員は朝連関係者であってはならないなどの条件をつけ、法人申請を不認可とすることで結果的に朝鮮人学校を閉鎖したことに対して、「非常に了解しがたい」とした。その上で、法案に規定された学校法人認可や解散などの「所管庁」の監督事項の適用条件やその法的根拠を質した。これらは、法案策定過程において、自主性と公共性の関係が「ある程度の監督に服する」という微妙な意味内容によって結果的に曖昧されてきたことで、監督庁による「統制」の余地を大きく残している部分を鋭く衝いたものである。その結果、法案に明示された一定程度の「統制」は、場合によっては、1カ月前に実際なされた朝鮮人学校閉鎖と同様な強制措置をも可能にするという指摘であった。そして、今野は、10月28日の衆議院本会議で党を代表して

75 「第6回国会 衆議院文部委員会会議録」1949年11月26日、『国会会議録検索システム』。

討論に立ち、「法案において示されておる私立学校の公の支配、それが官僚的な支配になるということを、まざまざと暗示させるもの」があり「過日の朝鮮人学校に対する弾圧などは、まさにその実例」であるとして、法案に反対を表明した⁷⁶。私立学校法案は、政府による朝鮮人学校の閉鎖措置がほぼ終了した 12 月 1 日、参議院本会議で日本共産党を除く賛成多数で可決され、12 月 15 日、公布となった。

同法については、すでに第 3 章第 2 節において朝鮮人学校への公費支出との関連で論じているので、ここでは、以下のように同法の学校閉鎖の規定との関連について言及しておく。

私立学校法案は、第一次閉鎖措置直前の 10 月 14 日に閣議決定され、第二次閉鎖措置直後の 11 月 14 日に国会に上程されたものである。仮に、この 10 月から 11 月の時点で、朝鮮人学校の閉鎖がなされなかったとしたら、1 か月後には、法律的には私立学校として認可されていた朝鮮人学校にも、当然、私立学校法が適用される事態が生じていたわけである。私立学校法制定にあたっては、「私立学校の自主性を尊重し無用の干渉を排除する」ことが私立学校に関する教育行政の目標とされており⁷⁷、そのため、私立学校法においては、二つの方策が採られた。ひとつは、私立学校に対する監督事項の制限である。私立学校法第 5 条では、所轄庁の監督事項を学校の設置、廃止および設置者の変更の認可と法令違反の場合における学校閉鎖命令との二つの基本事項に限定し、学校教育法第 4 条で監督事項とされていた「その他監督庁の定める事項」は除かれた。もうひとつは、以上の所轄庁の権限を行使するにあたって、所轄庁が一方的処置をすることを禁じ、その手続きを慎重にしたことである。第 8 条では、第 5 条の事項を行う場合は「あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない」とした⁷⁸。そのほか、役員解職の勧告又は助成の停止（第 59 条）学校法

76 「第 6 回国会 衆議院本会議 会議録」1949 年 11 月 28 日、『国会会議録検索システム』。

77 福田繁 安嶋彌『私立学校法詳説』玉川大学出版部、1950 年、23 頁。

78 私立学校法（法律第 270 号、1949 年 12 月 15 日制定）第五条 所轄庁は、私立学校について学校教育法第四条及び第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる権限を有する。一 私立学校の設置廃止（中略）及び設置者の変更認可を行なうこと。二 私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかったとき、その閉鎖を命ずること。2 学校教育法第十四条は、私立学校に適用しない。第八条 都道府県知事は、私立大学以外の私立学校について、第五条各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

人に対する解散命令（第 62 条）等の場合においても、所轄庁は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない（第 63 条）こととした。

仮に、この閉鎖措置が私立学校法施行後になされたとするならば、例えば、「要綱」や「所定の手続き」に明示された「朝連の構成員が法人の主要役員の職につかせないようにすること」は、「団体等規正令」を前提としたとしても、私立学校法に規定されることになる行政の権限を逸脱することになるであろうと考えられる。さらに、仮に私立学校法の規定に基づき、所轄庁である知事が学校の閉鎖命令や法人の解散命令、役員了解職勧告を発するとしても、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないことになる。このように、私立学校法が施行されれば、学校教育法を根拠とした措置は、私立学校として認可されていた朝鮮人学校にはとれなくなる事態が、直前に迫っていたことになる。11月5日の第二次措置による学校教育法第 13 条の学校閉鎖命令の執行は、同月 14 日の私立学校法案の国会上程直前という絶妙なタイミングでなされたことに注目したい。

以上、朝鮮人学校閉鎖措置と私立学校法制定は重なる時期に展開したとはいえ、法的には異なる枠組みでなされたことはいうまでもない。ただし、ともに文部省管理局庶務課が主管し、主導した文部官僚も同一人物であったことも事実である。最後に、これら一連の行政を担った文部官僚についてまとめておく。

文部省において朝鮮人学校問題は、1947 年から 49 年 5 月末の機構改組までは、学校教育局が主管し、その後管理局庶務課となった。私立学校法整備についても同様である。朝鮮人教育の政策展開の局面を 1948 年の学校教育局長通達・「5・5 覚書」の時期と 49 年の閉鎖・公立学校転校措置の時期とに二分するならば、前の時期は学校教育局が、後の時期は管理局が担ったことになる。文部大臣は、森戸辰男および高瀬荘太郎であった。森戸、高瀬の下で朝鮮人学校問題にかかわった文部官僚を表 4-14 に示した。学校教育局長日高第四郎は、1947 年当時から朝鮮人学校問題を SCAP とも協議、48 年「1・24 通達」等、学校問題について多数の通達を発した政策決定の責任者であった。同局庶務課長内藤誉三郎は、英語が堪能であり、敗戦直後から GHQ との折衝に当たり、1948 年の「1・24 通達」をはじめ、当時期の政策に直接かかわった。また、管理局長久保田藤麿は、国庫負担請願問題、学校閉鎖措置の主管局長であり、国会答弁に

再三登場した。久保田の下で、同局庶務課長福田繁は、国庫負担請願および私立学校法制定に参与した。一方、事務官安嶋彌は、学校教育局

表4-14 朝鮮人学校閉鎖にかかわった文部官僚

時期	1948年1月の通達の時期	1949年後半の閉鎖措置の時期
文部大臣	森戸辰男 (47.6~48.10)	高瀬荘太郎 (49.2~50.5)
次官	有光次郎 (47.2~48.10)	伊藤日出登 (49.3~50.5)
担当部局 局長	学校教育局 日高第四郎 (46.5~49.5) (次長) 釧木亨弘 (~49.5)	管理局 久保田藤麿 (49.6~52.1)
担当課 課長	学校教育局庶務課 内藤誉三郎 (~49.5)	管理局庶務課 福田繁 (49.6~)
担当事務官	安嶋彌 (~49.5)	安嶋彌 (49.6~) 渋谷敬三 ()

『文部省職員抄録』等を参照した。

庶務課時代から朝鮮人学校問題に参与し、管理局では課長福田と共に私立学校法策定作業を担い、福田との共著『私立学校法詳説』(1950年)もある。学校閉鎖措置に当たっては、府県行政との対応をし、当時の地方紙にも名前が登場している。両時期にわたっていることから、文部省において安嶋が朝鮮人学校問題のキーパーソンであったと思われる。以上のことから、当時期の対朝鮮人学校措置を実務レベルで中心的に担ったのは、学校教育局庶務課長内藤—事務官安嶋、および管理局庶務課長福田—事務官安嶋のラインであったといえる。

まとめ

1949年10月、全国の朝鮮人学校になされた閉鎖措置は、「団体等規正令」および「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」と学校教育法に基づく学校閉鎖命令という二つの法の執行という形式をとり進められたが、実質的には法的な根拠が薄弱なままに「処置」がなされた。

第一に、学校設置者や所有者が朝連であるとして、「団体等規正令」等を根拠に「廃校」、接収がなされた第一次措置では、団体だけでなく朝連に関係する個人も「朝連設置」の範疇に、「朝連所有」ではないことが明白であっても、過去に朝連の所有歴があれば、「朝連所有」の範疇に含めてしまうものであった。さらに、朝連構成員や朝連財産の認定に際しては、疑いあるものは確実な証拠がなくても認定するよう指示を出すなど、きわめて乱暴な法執行がなされた。

第二に、朝連との関係が明確ではない学校になされた学校教育法を根拠にした第二次措置では、既に認可した法人に対しては、一方的に「改組」を命じて

不許可とし、無認可の学校に対しては強制的閉鎖措置をとった。この措置が法的な「疑義」を含まざるを得ないものであったことは、閉鎖に関与した主体であった文部省ですらも認めていた。さらに、注目すべきは、文部省管理局事務官渋谷敬三の発言に見られたように、第二次措置の中核をなした財団法人認可申請において、文部省では、全てを「不許可」「却下」とするとの「方針」を申請に先立ってあらかじめ決めていたという点である。これが文部省の意図とすれば、法人認可申請という手続きをとらせたのは、審査のためというよりは、学校閉鎖の口実をつくるためのものであったことになる。

第三に、きわめて短期間になされたこの措置の執行には、国レベルでは法務府特別審査局、同民事局、文部省管理局、および国家地方警察本部が、地方レベルでは都道府県知事、総務部等の担当当局と自治体警察があたった。さらに背後では、地方軍政部との窓口である連絡調整地方事務局の関与も見られた。このように閉鎖に関与した主体の広がりが大きいだけに、そこにはそれぞれ思惑の違いも存在していた。滋賀県調査課主事武部正義の「復命書」や、朝連横須賀朝鮮人小学校の接收校舎の使用をめぐる交わされた文書などから、政府レベルと地方レベルとで様々な思惑の違いが生じていたことがわかる。このことは政府機関の間でもいえることである。一連の措置は、「朝鮮人学校処置方針」という閣議決定に基づいたものであるが、法務府は「閣議決定事項は内部的な申合せであって法的根拠はない」という見解を示していた。こうした違いが重要であるのは、思惑に違いが生じざるを得ないほどに、法的根拠が薄弱なままに法の執行がなされたことの証左と考えられるからである。

第四に、「処置」に際して、「軍国主義者」等の追放を本来目的と適格審査が軍国主義等の被害者である筈の朝鮮人教員を朝鮮人のための学校から排除するために活用した。すでに適格とされていた教職員の「再審査」を命じた上で、急遽、政令改正により審査基準そのものを朝連との関係に変更し、短期間に極秘の調査を命ずるなど、きわめて乱暴かつ恣意的な法運用がなされた。その上でなされた不適格判定により、少なくとも全国で160人の朝鮮人教職員が学校から追放されたという事実は記録されるべきである。そこで使われた「不適格」の基準は、「軍国主義者」や「極端な国家主義者」ではなく、「朝連関係者」であり「占領政策の反対者」であったという点が重要である。適格審査が戦後の

日本の教育の民主化の果たした役割は大きかったとされているが、それが、朝鮮人の学校や教職員にも適用され、学校の閉鎖や教職員の追放という役割を果たしたという事実のもつ意味はきわめて重いといえる。それは、「戦後民主教育」がすでにその出発点において、戦前の内務行政を思わせるような乱暴な法運用と共存し得たこと、多くの「戦後民主教育」の担い手たちがそのことの問題性を自覚し得なかったことを物語っているからである⁷⁹。

本章では、閉鎖した 362 校の朝鮮人学校を、適用した法令により 4 つのタイプに類型化できることを示した。ここで着目すべきは、タイプ D として示した学校、すなわち二政令ではなく学校教育法に基づき閉鎖した学校が 209 校、全体の 6 割近くを占めたという事実であった。これうち、約半数は閉鎖勧告に従った学校と「所定の手続き」に依らず閉鎖された学校であり、残り半数は法人認可申請が却下された学校であった。これは、朝連解散という絶対的な措置の下での学校閉鎖であったが、実際の法執行にあたっては、超憲法的性格を持つとされた二政令でさえも適用が困難な場合も多く、二次的な問題と見なしていた学校教育法上の根拠や手続きに依拠せざるを得なかったという当措置の実相を示すものといえる。

また、全国一律の措置は、京都府においても同様に執行された。京都府では接収された学校はなかったものの、認可されていた 2 つの団体に改組勧告がなされたことにより、旧朝連系と朝鮮人教育会の 2 団体は別個に新法人の設立申請をした。しかし、文部省は 2 団体とも認可しなかった。そのため、旧朝連系の諸学校は翌年 3 月までに学校を閉鎖した。その一方で、旧京都朝連第一初等学校は学校名称と場所を変えて授業を継続したこと、および措置直後には朝鮮人側に申請により京都府が新たに各種学校 2 校を認可したことは、この後京都府における朝鮮人教育の展開につながる動向として留意しておきたい。

一方、こうした朝鮮人教育をめぐる教育行政の恣意的、抑圧的な措置の中においても、朝鮮人側の行政への対抗措置というべき事例を見出すことができた。1949 年 10 月の審査において、法人役員や教員予定者多数が審査を受け、

79 ただし、国分一太郎が朝鮮人学校の教科書編纂や教師養成講座の講師をしていたこと、今野武雄が日本共産党衆議院議員として朝鮮人学校教育費「国庫負担請願」をしたこと等、全く気づいていなかったわけではない。(国分一太郎「いつまで青い渋柿ぞーある戦後史」日本教職員組合『教育評論』第 420 号、1982 年 6 月)

しかも適格とされた理由については、朝連との関係があると見做されれば「不適格」とされるという状況の下で、それを察知した朝鮮人側が、その事態を回避するために「朝連関係者」とは見做されない者を用意したためであろうと分析した。この時期の朝鮮人側が残した記録はきわめて少ない。記録を残さないこと自体が行政への対抗措置だったという側面もあろう。それ故に、抑圧する側の行政の記録である行政文書の中に、いわば水面下に存在したであろう朝鮮人側の対抗の跡ともいうべき事象を丹念に見出していく作業が重要であると考ええる。

第Ⅱ部 公立学校における朝鮮人教育の展開

第Ⅱ部では、1949年10月の日本政府による「朝鮮人学校処置方針」により生じた朝鮮人児童生徒の公立学校への転校措置とその展開過程を論じる。

最初に1949年末時点での朝鮮人教育についての大きな見取り図を示しておく。学校閉鎖と児童生徒の公立学校への転校を命じられ、行政の認可を得られなかった朝鮮人学校には、大別すれば2つ方向があり得た。一つは、閉鎖と転校という行政の命令には従わず、教育法上は「無認可」教育施設という状態で、「自主性」を担保した教育の維持継続を図るという方向である。警察も含めた行政の監視下であることはいうまでもない。この状況にあった教育施設を朝鮮人団体は自主学校と総称した。その様態は第6章で取り上げる。もう一つは、学校を閉鎖し、条件つきで公立学校へ転入学するという方向である。公立学校という枠組みの中で「自主性」を減じられたとしても朝鮮人教育を担保しようとするものである。旧朝鮮人学校の規模、地域の状況等によってそのレベルは異なるものの、総じていえば、朝鮮人団体は「集団入学」、朝鮮語等の朝鮮人独自の教育の実施、朝鮮人教員の採用の3点を行政に求めた。「集団入学」とは、朝鮮人を日本人中心の一般学級に「分散」するのでなく、朝鮮人中心の集団を確保せよというものであり、その集団には「学級」レベルから「学校」レベルまで、いくつかの形態が想定される。独自の教育とは、これまで旧朝鮮人学校で行われてきた朝鮮語や朝鮮の地理・歴史などの内容である。そして、それらの内容を教授するための朝鮮人教員の採用を求めた。

一方、これに対応した行政側においては、単に児童生徒の公立学校収容という方策のレベルにとどまらず、公立学校における朝鮮人教育のあり方をめぐって、占領軍、文部省、都道府県、市町村などの行政主体の意向や思惑が交錯する中での対応となった。当時の中央と地方の関係については、第1部で言及した通り、占領下であることに加え、日本国憲法に基づく地方自治制度の下に、前年11月には都道府県および5大都市には「地方分権」や「一般行政からの独立」を原理とした公選制の教育委員会が発足しており、文部省による「一般学級に編入」すべしとの地方への指示が必ずしも全国一律実施される状況では

なかった。こうした枠組みの下で、1949年11月以降の朝鮮人教育は、都道府県・市町村の対応、およびその背後にあった府県軍政部、それと対峙し交渉した地元の朝鮮人学校側の対応様態により、地方によって相当異なる展開となった。ここには、朝連解散により全国組織を失った朝鮮人学校側が、独力で地元の行政機関と直接対峙せざるを得なかったという事情も作用した。

では、これまでの研究は、地方によって異なる朝鮮人教育の状況をどのように論じてきたのか。すでに、1952年に在日本朝鮮人教育者同盟の李珍珪は、強制閉鎖後の朝鮮人教育が「彼我の力関係から3つの方向を辿るようになった」としたと指摘した。その上で、①「分散し日本の学校に転入学を余儀なくされた」地域、②「学校を守り抜き」「自主的に学校を運営している」地域、③「閉鎖の形式をとったあと、何等かの形で〔公立学校の〕朝鮮人学校や特設学級」による「民族的な教育」が行われている地域に類別した¹。これは、全国の朝鮮人学校を把握する立場にあった当事者の認識である。その後、小沢有作は、これを以下の4類型に整理した。Ⅰ. 閉鎖・転校を拒否し「自主学校」として教育施設を継続したもの、Ⅱ. これまでの教育施設を朝鮮人児童のみで構成される「公立学校」や「分校」としたもの、Ⅲ. 公立学校の中に「民族学級」を設置したもの、Ⅳ. 公立学校内で、ⅡやⅢの方式はとらず日本人と全て同じ教育としたものである²。李珍珪による①がⅣ、②がⅠ、③がⅡおよびⅢにあたる。この後の朝鮮人教育をめぐる研究や運動において、閉鎖措置以降の朝鮮人教育については、小沢による4類型に基づく歴史叙述が定着した。

こうした類型化も必要ではあるものの、単に類型化に止まらず、類型Ⅰ「自主学校」を解体し、類型Ⅱから類型Ⅲへ、さらに「民族学級」すらも存在しない類型Ⅳの状況へと追いやろうとする行政の圧力が作用し続ける一方、これに抵抗する朝鮮人団体の力も相当長期間働き続けたことに着目する必要がある。すなわち、類型は、動的なものであり、せめぎ合う力が攻防しながら、折れ合う地点は、地域や時期により異なった。その際に、着眼すべきは次の二点である。

一つは、攻防の焦点が、朝鮮人学校を公立学校「分校」として認めるかという点にあったことである。各章で明らかにするように、朝鮮人団体としては、

1 李珍珪「在日朝鮮人の教育」『平和と教育』第2号、平和と教育社、1952年11月、17-19頁。

2 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房、1973年、285-292頁。

名目はどのような形であれ、日本人から分離して朝鮮人の子どもたちが原則的に朝から同じ教室で終日授業を受けることを求めていた。類型Ⅱである。他方、行政の側ではこのような意味での「分校」を認めず、朝鮮人の子どもを分散して、日本人と同じ教室の中で少数者の位置におくことを求めた。類型ⅢおよびⅣである。そして、この中間形態として、分離した「分校」ではなく、日本人と同じ校舎で学ぶものの、朝鮮人児童だけが朝から同じ教室で授業を受ける「分級」的な形態があり得た。資料上では、朝鮮人児童の「集団受入」による「特別学級」と称された形態である。朝鮮語等の時間だけ例外的に朝鮮人児童を同じ教室に集めて授業をする民族学級的なものは、この「分級」的な形態を否定するところに成立することになる。こうして「自主学校」ばかりか「分校」、さらには「分級」的なものすらも絶対に認めないという行政の姿勢は、朝鮮人学校の「完全閉鎖」という言葉により示された。

もう一つは、この相反する力の攻防が地方行政組織と地元朝鮮人との「交渉」として行われたことに留意する必要がある。ここでの交渉に先立っては、すでに警察力を用いた強制閉鎖措置が行われている。その際には、朝連を不法団体と規定する強権的な法を背景として行われたが、すでにそうした手段を用いてしまったことから、さらなる強制的な措置は形式的な名分すら立ちにくい状況にあった。それだけに、行政としては交渉により「妥協」「譲歩」する姿勢を示しつつ、朝鮮人学校的なものを極力排除することを求めていくことになる。それは、まがりなりにも「交渉」という形態をとるがゆえに、警察力を用いた強制閉鎖措置のような意味での暴力性は露わになりにくい、非対称な力関係の中での「交渉」における権力の働きの留意する必要がある。

以上、朝鮮人学校閉鎖の結果、各地に成立する公立学校における朝鮮人教育は、政府の意向や指示をペンディングあるいは逸脱したもので、当初の方針とは相当異なるものである。第Ⅱ部ではこれら地方ごとの成立の過程を仔細に検討することで、地方行政による「地方自治」的な判断や決定の背景を論じる。また、行政側は、朝鮮人団体との交渉における折り合い点を「覚書」など形式で確認し、「実施要綱」などにより、「教育内容」、「教員人事」、「管理運営」の次元にわたる「自主性」を減じるための規則を定める。ただし、実際には、行政が定めた形式と学校の実態との間の相当のずれが生じることになり、こうし

た点に着目して論じることになる。一方で、「公立化」によって、朝鮮人教育における教員の人件費、施設設備費、運営費等が「公費」によって賄われることとなった。公費による教育は「安定的性格」をもつとされるが、この枠組みがどのように成立しどのような維持されたか、あるいは困難に遭遇したのか。こうした「公費」という視点からの検討も重要である。

第Ⅱ部は、1949年末から50年代半までの時期における全国各地の動向を対象とすることから、1952年時点における朝鮮人学校・学級の所在と児童生徒数を朝鮮人団体作成による資料に基づき、表Ⅱ-1に示した。

「公立学校」「公立分校」は、朝鮮人中心に構成される学校、「特設学級」はいわゆる民族学級であり、いずれも公立学校の範疇である。一方、「自主学校」および「夜間学級」は、朝鮮人団体が自主的に運営するもので、行政側によれば「無認可」である。小学校および中学校レベルの教育機関の総数は「学級」を含めても171校、児童生徒数は17,169名であり、1949年末学校閉鎖時における学校総数約360校、児童生徒数約40,000人と比較して、大幅に減少したこ

表Ⅱ-1 朝鮮人側資料による閉鎖措置後の朝鮮人学校等の状況（1952年4月）

	小学校レベルの学校・分校・学級						中学校レベルの学校・分校・学級						生徒数		
	公立学校	公立分校	自主学校	特設学級	夜間学級	小計	児童数	公立学校	公立分校	自主学校	特設学級	夜間学級		小計	
岩手			1			1	50								
山形				1	1	2	77				1		1		7
茨城				11		11	300								
千葉			1	5		6	188								
埼玉				5		5	150								
東京	12	1				13	2,705	1				1		1,088	
神奈川		5		2		7	1,144			1			1	221	
静岡			1			1	78								
愛知		3	9	3		15	1,540			1	1		2	260	
岐阜				4	5	9	150				1		1	15	
三重			1			1	80								
滋賀				18		18	720						3	100	
京都			1	8	0	9	980								
大阪			3	4		7	1,130		1		1		2	500	
兵庫		8	14	1		23	3,583			1	1	1	3	620	
岡山			2	2	2	6	300								
広島			4			4	310								
山口					3	3	150								
愛媛			1			1	40								
福岡				4		4	591				2		2	92	
	12	17	38	68	20	155	14,266	1	1	3	10	1	16	2,903	

第Ⅱ部各章で検討する都府県

第5章 東京・兵庫

第5章補論 神奈川・大阪

岡山・山口

第6章 愛知

第7章 京都

『民族の子-朝鮮人学校問題-』（東京都立朝鮮人学校労働組合情報宣伝部、1954年11月30日）より作成した。

とを確認しておく。さらにいえば、類型ⅠからⅢの形式による朝鮮人向けの「学校・分校」「学級」があった地域は、ここに示した20都府県のみとなり、残り26道県には皆無となったことになる。小学校レベルの学校に限ってみると、就学した児童、すなわち何らかの形式により朝鮮人教育の機会を得た児童は、14,266名となる。小学校学齢に該当する朝鮮人児童総数を約8万人とすると、その割合は20%を下回ることになる³。

以上、類型Ⅳの状況、すなわち朝鮮語等の教育を受ける機会が皆無であった朝鮮人児童が80%を占めていたという当時の状況を確認したうえで、第Ⅱ部に入ることとしたい。第Ⅱ部各章は、1950年から55年という時期において、地域ごとの朝鮮人教育の様態別の展開によって構成する。表Ⅱ-1右欄に各章における検討地域を示し、その状況を矢印で示した。

第5章は、転校措置によって生じた公立学校における朝鮮人教育の全国的な動向を概観したうえで、東京都における都立朝鮮人学校、および兵庫県における市立小学校朝鮮人分校の成立経過を検討する。表Ⅱ-1の「東京-公立学校12」および「兵庫-公立分校8」にあたる。一方、公立分校は、神奈川県のほか5府県にも成立し、その経過や態様も地方により相当異なることから、第5章補論として、兵庫県、大阪府、岡山県、山口県における公立小学校朝鮮人分校（大阪府は中学校）の成立過程を論じる。表Ⅱ-1には「神奈川-公立分校5」「大阪（中学校）-公立分校1」と表示している。一方、岡山県では1952年4月時点ではすでに閉鎖され、また、山口県の分校の場合は、朝鮮人団体はこれを「朝鮮人分校」と認めないとしていたことから、いずれも表Ⅱ-1には学校数が示されていない。

第6章は、愛知県での2つの事例を検討する。ひとつは県東部小坂井町において、閉鎖された朝鮮人学校を町立小学校の分校にすべしとした朝鮮人団体とそれを認めないとした県および町行政との交渉の過程を検討する。1年余りの交渉により分校にかわって成立した民族学級は、表Ⅱ-1の「愛知-特設学級3」にあたる。もうひとつは、名古屋市公立小学校朝鮮人分校の成立経過についてである。表Ⅱ-1において「愛知-公立分校3」にあたる。同一県内で、結果と

3 1951年度「学校基本調査」によると、小学校の朝鮮人児童数は70,273名である。この中には公立朝鮮人学校・分校・民族学級就学者も含まれる。

しては「分校」「学級」という異なる形式の成立を両者の動向を重ね合わせることで検討する。

第7章は、朝鮮人集住地域であったが、公立朝鮮人学校や公立分校が成立しなかった京都府の事例を取り上げる。閉鎖措置において、いったんは転入学した公立小学校において、朝鮮人独自の教育を求めた朝鮮人団体と京都市当局との交渉により成立した「朝鮮学級」の成立過程を検討する。表II-1の「京都-特設学級8」にあたるものである。

第5章 公立朝鮮人学校の成立

はじめに

本章では、1949年10月の「朝鮮人子弟の義務教育は公立学校で行う」とした日本政府による「朝鮮人学校処置方針」執行の結果、朝鮮人集住地域を持つ自治体が旧朝鮮人学校の校舎を使用して開設した朝鮮人児童生徒で構成する小、中学校、いわゆる公立朝鮮人学校の成立過程を検討する。

公立朝鮮人学校は、1949年11月から1950年7月までの時期に7都府県で45校が開設された。その後短期間で廃止されたもの、1965年頃までの長期にわたって継続されたものなど、成立経緯も含め状況は地方によって相当異なったものの、学校の形式は、2つに大別される。一つは東京都のように、朝鮮人児童生徒のみの単独の学校で、学校長も専任である。通常、公立の小、中学校は市町村（東京では特別区）が設置することになるが、東京都ではこれを区立や市町村立でなく、すべて旧朝鮮人学校校舎を使用した「新設」の都立学校とした。単独校という形式は東京都のみであった。もう一つは、神奈川県、兵庫県などのように、既存の日本人中心の市立小、中学校に付設した朝鮮人で構成する分校という形式である。既設学校の校長が兼任し、通常は分校の管理的業務を担う分校主事を任用した。ただ、岡山県では、岡山市所在の岡山朝連初等学校および岡山朝連中学校をそれぞれ岡山市立小学校分校、岡山市立中学校分校とし、既存の岡山市立〇〇小、〇〇中学校に付設した分校という形式ではなく、いわば本校を持たない単独分校とした。これも「分校」の範疇とする。これらは、朝鮮人の側が公立学校へ転校を認めるにあたって、朝鮮人中心の集団を確保すべきとの強い要求を自治体が認めざるを得なかったという側面を持つ。反対に、朝鮮人の側が「分校」の開設を求めたが、結果として自治体が認めなかった事例も多かったとみられる。これについては、第6章、第7章で取り上げる。本章および本章補論では、朝鮮人児童生徒を中心に構成された単独校および分校をまとめて公立朝鮮人学校という範疇で論じる。

では、これまでの研究では公立朝鮮人学校をどのように論じてきたのか。小沢有作は『歴史編』において、都立朝鮮人学校について詳細に論じた。そこで

は、公立朝鮮人学校を「公立化によって日本の教育課程下にしばりつけ、日本人教師が教えることにして、民族教育の骨ぬきをはかったもの」としている。すでに述べたように、小沢の論は、まずは、朝鮮人自身による自主的な教育と、公立学校での教育を截然と区別し、朝鮮人団体が志向した「民族教育」と行政が指向した「同化教育」とを対立関係的に捉える枠組みを前提としている。そのため、公立朝鮮人学校の成立を「文部省通達と朝鮮人の要求の妥協の産物」と論じるに留まる。ただしその一方で、実際の「学校・分校」では「朝鮮人の集団教育は守られ、また財政的保証もある程度でき」「相当程度の民族教育の実質化が実現しえた」と一定の評価も与えた¹。また、金徳龍は『朝鮮学校の戦後史』において、「日本の国民教育のための公立学校でありながら、その実質が朝鮮人学校であることの二面性からくる様々な矛盾が付きまとう」と指摘したうえで、公立朝鮮人学校では、行政側と朝鮮人団体の教育理念が「同化教育の枠内での民族教育という、二律背反ともいえる微妙な形態の中で常に拮抗」したと論じた²。二人は「民族教育」対「同化教育」という枠組みを基本としつつも、公立朝鮮人学校がこの枠組みには必ずしも納まりきらない微妙な位置にあったと認識していたと読むこともできる。これらの研究では、朝鮮人団体の「民族教育」に対する強い要求と運動が公立朝鮮人学校の成立要因として強調される一方で、それを可能とした制度の枠組みや行政側の意図についてはあまり検討されてこなかったといえる。

一方、第I部でも取り上げたマキー智子の研究は、公立朝鮮人学校の成立から廃止までの実際の運営状況を、公費支出という視点から検討したものとして注目できる。マキーは、公立朝鮮人学校では教育内容や教員任用が日本の教育法に規制される一方で、学校経費は租税、すなわち「公費」によって賄われた状況を論じ、そのうえで朝鮮人教育に「限定的であれ文部省の意図を超えて公費によって支えられる立場が与えられた」とまとめた³。これに対し本章では、「公費」のみならず、公立朝鮮人学校の存立を可能とするための制度的根拠や枠組みがどのようなものであったかを中心に検討する。

1 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史編』亜紀書房、1973年、287-289頁。

2 金徳龍『朝鮮学校の戦後史』社会評論社、2002年、125-126頁。

3 マキー智子「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一容態」『日本の教育史学』第55集、教育史学会、2012年、54頁。

公立朝鮮人学校は、戦後の70年の日本の教育の中で、公立学校が対象を朝鮮人に限定し、朝鮮語等の朝鮮人独自の教育を実施した稀有な事例である。当然ながらその教育は、「公費」によって賄われ、朝鮮人講師が公立学校教員として採用された。行政側は、あくまでも暫定的措置としたとはいえ、実際に10数年にわたって運営された地域もあった。教育の対象を日本人とし、「国語」を日本語とすることをいわば自明視してきた公立学校において、この教育機関はどのようにして成立し、いかなる困難と遭遇したのだろうか。

本章では、第1節において公立学校・分校の成立の要因と背景を確認する。その上で、第2節は東京都立朝鮮人学校、第3節は兵庫県の公立朝鮮人分校の成立過程を検討する。最後に第4節において1952年の講和条約発効後の動向を論じる。これらを通してこの時期の公立学校における朝鮮人教育の持った意味を明らかにする。なお、兵庫県以外の公立朝鮮人分校は、本章補論において論じる。

第1節 公立学校への受け入れをめぐる国の方針と地方の対応

(1) 朝鮮人分校の容認と学区をめぐる問題

第4章で論じた通り、1949年10月の「朝鮮人学校処置方針」は「朝鮮人子弟の義務教育は公立学校で行う」とし、閉鎖した学校の児童生徒約4万人の収容を市町村の公立小、中学校に義務付けるものであった。ただし、この時点で文部省は受け入れ方法等、市町村の実際の措置を何も示さなかった。折から、都市部では新制中学校の校舎確保、児童数の急増などによる校舎教室不足から二部授業体制をとっていた自治体も多かった。通常、朝鮮人学校は朝鮮人集住地域に所在したことから、地元市町村は、一度に多数の児童生徒の受け入れを迫られ、その対応に苦慮した。詳細は第5章補論で論じるが、例えば、山口県下関市は、閉鎖接收した朝連下関小学校児童680名の大半を近隣の市立小学校に転入させるのを建前としつつも、教室不足から接收した朝連小学校校舎にまとめて収容するのが好都合と判断し、10月21日、朝連小学校校舎を市立小学校分校とする決定をした。一度に多数の児童生徒の受け入れを迫られた市町村

は、全国各地に存在したことから、下関市と同様に、朝鮮人をまとめて収容する方策を講じようと、その是非を文部省に問い合わせる府県も相当数あったとみられる。そのため、文部省は、公立学校への受け入れ方法について、以下の2通達を発してこれに対応した。

まず、11月1日、都道府県知事・教育委員会宛「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」通達である。冒頭に「公立学校への入学に伴い、各方面からの御照会があります」として、自治体からの照会に回答する形式をとった。そのうえで、「1、朝鮮語等の教授」「2、朝鮮人の教員採用」「3、転入学等に伴う教職員増」「4、児童生徒の学級編入」の4項目について見解を示した。ここで留意すべきは、「分校」は、通達末尾の第4項に、表題の「公立学校における朝鮮語等」を教授する際のあたかも付帯的な事項のよう提示されていることである。「1」は、小学校では「正規の授業時間以外」の教授は「差し支えない」、中学校では「外国語として朝鮮語を教えることもできる」とした。「2」は、朝鮮人の地位が「未確定の状態である」として回答を保留、そのうえで、「免許状を持ち、教職適格者」であれば「校長、分校主事以外の教諭、助教諭、講師としては差し支えない」としたうえで、「正規の時間以外に朝鮮語、歴史を教える場合、教職不適格者でない限り別段の資格を要しない」とした。これは、教員免許状のない朝鮮人講師の朝鮮語等の教授を認めたものである。分校についての「4」は、以下に全文を示す。

収容すべき朝鮮人の児童生徒は、一般の学級に編入することが適当であるが、学力補充、その他やむをえない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差し支えない。なお、学区については日本人児童生徒と同様にすることが原則である。⁴

4 文部省事務次官〔伊藤日出登〕発、都道府県知事・教育委員会宛通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」（文初庶第166号）、1949年11月1日。なお、「2」において朝鮮人の「教諭」採用を容認している点に注目したい。当時、朝鮮人は日本国籍を有するという判断に基づくものなのかは不詳であるが、この後公立学校での教員にも国籍要件が課されることになるからである。「問二、教員の資格ある朝鮮人を公立学校に採用できるか。（回答）朝鮮人の法的地位は未確定であるから、公式には法務省に照会中である。文部省としては敢取えず校長、分校主事以外の教諭。この場合、相当の免許状を持ち、教職適格者となること。正規の時間以外に朝鮮語、歴史を教える場合、教職不適格者でない限り別段の資格を要しない」

通達は、公立学校受け入れに際して、朝鮮語の教授、朝鮮人教員の採用、朝鮮人で構成する「分校」「特別の学級」を限定的ではあるが容認したものである。朝鮮人の義務教育を公立学校で行うとした文部省は、「一般の学級に編入」させ、日本人と同様の教育の実施を企図していたが、一挙に多数の朝鮮人受け入れと朝鮮人団体の要求に苦慮した自治体からの具体的方策についての照会により、急遽その方針を変更したことを窺わせる内容である。とはいうもの、朝鮮人中心の「分校」には、朝鮮語の教授、朝鮮人教員の採用が必至となり、旧朝鮮人学校の色彩を残した公立学校になると予想でき、文部省としては「分校」が各地に拡大することを懸念した。朝鮮人のみの「分校」を容認しつつも、学区は「日本人児童生徒と同様にすることが原則」として、現在の学区の制度を朝鮮人向けに変更することを禁じたのはこのためであろう。そもそも、学区の制度とは、学校の設置、通学の区域指定、通学すべき学校の指定という3つの行政行為がセットになったものとされ、この「三位一体的権限」は、文部省ではなく市町村にあったことはいままでのない⁵。市町村が朝鮮人児童生徒にも「学区」を遵守させるなら「分校」への就学者は、「分校」を設置する公立学校の通学区域内に居住するものに限定することになる。しかし、旧朝鮮人学校の通学区域は、たとえ集住地域であったとしても、市町村が通学の区域指定している学区内の収まるものではなく、学区外は勿論、所在市町村外からの通学も相当数あったはずである。したがって、「学区」の原則を適用すれば、「分校」に就学できない児童生徒が相当数生ずることとなる。つまり「分校」設置と「学区」遵守は矛盾をきたす。そこで、「分校」の「学区」をめぐる問題が、府県から文部省に寄せられた。それが第2の通達となる。

11月24日付、和歌山県教育委員会宛「朝鮮人児童、生徒の公立学校受け入れについて」がこれにあたる。通達は、11月1日付通達に対する和歌山県教委の照会に回答する形式をとった。全部で7項目におよぶが、「分校」に関する部分を引用する。

一、〔和歌山県教委の照会―以下同じ〕文部省は、先般の次官通達の線を厳守する方

5 三上和夫『学区制度と学校選択』大月書店、2002年、3頁。

針か、又は各地方の実情に応じてこれを緩和することを認めるか。(答) 次官通達を変更する意思はない。従って地方の実情に応じてこれを緩和することはない。次官通達の線を逸脱した措置を取った場合には、これによって生じた教員増加等については考慮しない。

二、学区は、「原則として日本人と同様」とあるが、先方は一郡乃至一市を学区として要求しているが、これについてはどうか。(答) 普通一郡乃至一市を学区として要求するのは、朝鮮語等の教育の便宜のためと思われるが、外でこれを行うのが原則であるから、必要とあれば放課後に一校に集まればよい。

三、分校の要求は学区を無視しているが、これを認める余地があるか。(答) 分校は認めない方針である。しかし、日本人学校に收容するのが困難な場合(例えば特殊の地域に部落をつくり、日本人学校に收容するには距離の関係等で不可能な場合)等には事情已むを得ざるものとして、当分の間認められる。⁶

和歌山県教委の照会の意図は、先の通達の地方の実態に対応した運用にあったと思われるが、文部省は、これを「地方の実情に応じてこれを緩和することはない」と否定し、「学区」の原則を固持した。さらに、先の通達では容認したはずの「分校」についても、「日本人学校に收容するのが困難な場合等」として限られた特殊な事例に限定し「分校は認めない方針」とした。これは、本章次節以下、および補論で明らかにするように、山口県をかわきりに10月下旬から11月中旬にかけて、各自治体に広がった「分校」化等の動きを抑える意図を持つものとみることができる。また、公立学校での朝鮮人教員採用について、「契約による臨時の職員」や「正規の教員に採用しないのも一方法」とするなど、11月1日の次官通達を一部修正したものであった。さらに、新たに、公立学校に編入させた朝鮮人児童生徒が「授業妨害」をした場合は、「懲戒」や「出席停止」という「処分」が可能であることも明示した。これは、公立小学校に編入させられた朝鮮人児童が、朝鮮人教員の採用や朝鮮語の授業を要求するなどの

6 文部省初等中等局長・管理局長発、和歌山県教育委員会教育長宛通達「朝鮮人児童、生徒の公立学校受入れについて」(文初庶第153号)1949年11月24日。(『私立学校／朝鮮人学校S23-24 総務課』広島県学事課所蔵)。当文書は、和歌山県に宛てたものであるが、他府県の行政文書にも所在が確認できることから、「参考」として全国に通知されたと考えられる。

抗議活動が各地の公立小学校内で発生している事態への対処策と考えられる⁷。以上のように、2 通達は、集住地域の市町村が設置しようとする朝鮮人のみで構成する「分校」や「特別学級」への適用を意図したものであり、この後の公立学校における朝鮮人教育の「文部省基準」という意味を持つものとなる。

(2) 公立朝鮮人学校・分校の成立状況

1949 年 11 月の 2 通達は、公立学校収容に際し、国の指示とは異なる対応をしようとする自治体に対して国としての基準を示したものであった。一方、閉鎖された朝鮮人学校が全国で約 360 校あったことからみても、下関市のように多数の朝鮮人を旧朝鮮人学校校舎にまとめて収容し、それを公立小、中学校や

表5-1 公立朝鮮人学校・分校の設置状況

都府県	校種、学校数 設置主体	総児童 生徒数	設置決 定期期	開校日	校舎使用の措置	閉鎖 時期	開設 期間	備考
東京都	都立小13(分校1) 都立中1, 都立高1 東京都	15 3793	10月末	12月20日	朝鮮人学校の校地 校舎を東京都が無 償使用貸借する	1955年 3月	5年	
神奈川県	市立小学校分校5 横浜市, 川崎市, 横須賀市	5 1140	10月下旬	川崎市 11月4日	接收校舎の管理を 法務府が市長に委 託することで使用 可とする	1965年 12月	15年	
愛知県	市立小分校3 名古屋市	3 506	11月21日	1月31日	名古屋市が朝連小 学校校舎を借受け 使用する	1966年 3月	16年	
兵庫県	市立小学校分校8 尼崎市, 伊丹市, 明石市, 高砂町	8 約1500	12月4日 尼崎市	12月24日 尼崎市	「県元朝鮮人学校 の校地、校舎およ び設備などは貸借 関係をもって使 用」県覚書	1966年 4月 尼崎市	16年	副知事/県教委と管 理組合代表との 「覚書」(1950年3 月25日)
大阪府	市立中学校分校1 大阪市	1 139	1950年 3月上旬	1950年 7月1日	大阪府が東成朝鮮 学園校舎を賃借す る	1961年 8月	10年	
岡山県	市町村立小分校9 市町村立中分校3 岡山市, 倉敷市, 津山市, 伊部町, 連島町, 西大寺町, 吉岡村, 石蟹郷村,	12 1999	11月4日	11月7日 ~8日	接收した朝鮮人学 校校舎を各市町村 立学校の校舎とし て使用する	1950年 8~9月	1年 未満	副知事/県教委と朝 鮮人側との「協定 書」(1949年11月4 日)
山口県	市立小分校1 下関市	1 376	10月21日	12月19日	閉鎖接收校舎を使 用する	1953年 3月	3年	

本表は、主にマキ一智子「在日朝鮮人教育の歴史—戦後日本の外国人政策と公教育—」(北海道大学博士論文、2014年)所収の「表2-1公立朝鮮人学校の名称・所在地・開設時期・廃止時期」をもとに作成した。

- ・開校日等が同一都府県において異なる場合は、一番早いところを示した。
- ・設置決定の時期および開校日が1949年のものは、月日のみを示した。
- ・総児童生徒数は開設当時のものとした。

7 例えば、広島市立天満小学校では、近隣の朝連広島小学校から転入の児童が校内で連日抗議活動を続け、児童8名が公務執行妨害で逮捕されている。(注6)『私立学校/朝鮮人学校S23-24 総務課』

その分校とする方策をとることが好都合と判断した自治体は相当多かったと推測する。そんな中で、文部省の基準には必ずしも従わず、自治体の判断により、実際に朝鮮人のみの公立学校、すなわち公立朝鮮人学校を開設した自治体があった。これらの学校について本章第2節以降、および第5章補論で論じるにあたり、あらかじめ全国の状況を表5-1より示しておく。開設の決定は、府県や市町村という地方行政の個別の判断によってなされたことから、その時期、要因、背景などの成立過程は相当異なる様相を示すことになる。自治体による開設決定時期をみても、10月中旬の山口県下関市を皮切りに、同月末の東京都、神奈川県川崎市、岡山県、11月中旬の愛知県名古屋市、12月初旬の兵庫県尼崎市、翌年3月末の大阪市と、約半年間にわたることがわかる。また、下関市や東京都では、11月1日付の分校容認の通達以前に決定がなされたことにも留意する必要がある。なお、これらの学校を行政が廃止する時期は、同一県内でも異なるが、おおよそ、1950年岡山県、53年山口県、55年東京都、61年大阪府、65年から66年神奈川県、愛知県、兵庫県となる。

第2節 東京都立朝鮮人学校

(1) 朝鮮人学校「都営」の合意

東京都は、1948年5月に「第1条校」として認可されていた都内の朝連経営の私立朝鮮人小学校12校（分校1）、同中学校、同高等学校各1校に、他府県と同様、10月19日閉鎖命令を発した上で、すべてを都立学校に「移管」という措置をとった。私立の小、中、高等学校をそのまま都立学校にしてしまうというきわめて特異な方策であった。これにより朝連経営朝鮮人学校は、実質的には閉鎖することなく、これまで通り継続した。文部省作成した閉鎖学校一覧表には、これらの学校の「備考」欄には、まとめて「自発的に廃校した」と記されている。実相とは異なるが、朝鮮人団体が「自主的」に「廃校」し、それを東京都が都立学校に「移管」したという行政上の手続きを表した文言とみることができる。都との交渉に当たった李殷直は、「団体等規正令にかかると何をしてもダメなので都に廃校書類を出したが、事実上都立学校として残った」と

証言している⁸。

都立朝鮮人学校については、小沢有作や金徳龍の研究、教員であった梶井陟の記録、東京都教育研究所による行政資料等により、成立から1955年3月の廃止までの概要がすでに明らかにされている⁹。そこで、本節では、1949年10月から12月の時期の成立経緯に絞って検討する。

10月下旬の東京都と朝鮮人学校側との交渉について、『解放新聞』は以下のように報じた。

28日午前11時に朝鮮中学生徒代表、第八小学校学父兄代表8名は大木東京都副知事と面会し、[…]「私立を公立に認定し、教育費を負担せよ」「教職員、P.T.A構成に自主性を認める」[…]等の要求書を提出した。これに対し大木副知事は、[…]自身の意向を次のように表明した。一、朝鮮学校を公立にし、出発するのも問題ない。一、構成員問題は当局の意向であるため、任意とすることは難しいであろうが、所謂自主性問題は技術的に善処できると思う[…]¹⁰。

朝鮮人団体の「公立」要求は、もはや閉鎖は避けられないとの見通しのもとに、公費支出とセットにした判断といえる。一方、副知事大木は¹¹、公立化という大筋は認めたとうえで、実施に当たっては、教員人事などは都が主体となるが、教育内容は教育法の運用で解決できるという見通しを示したものとみることができる。さらに同紙は、10月31日の東京都教育委員会（以下、都教委）委員長成田千里の公立化についての発言内容を報じた¹²。

8 川崎市での同氏による講演資料「在日韓国・朝鮮人の民族教育の歴史」1976年12月12日（大石忠雄編『神奈川朝鮮学校資料1』『同資料2』緑蔭書房、2015年、496頁）による。

9 （注1）『在日朝鮮人教育論 歴史編』亜紀書房、302-414頁（「第IV章 朝鮮戦争下の在日朝鮮人教育—東京都立朝鮮人学校問題を中心に」）。（注2）『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』116-125頁。梶井陟『朝鮮人学校の日本人教師』日本朝鮮研究所、1966年。『東京都史稿（戦後学校教育編）』東京都教育研究所、1975年、384-389頁。東京都立朝鮮人学校「朝鮮人問題について—都立朝鮮人学校廃校延期についての訴え—」『歴史学研究』第180号、1955年2月。

10 『解放新聞』1949年11月1日。（呉永鎬氏提供）

11 大木操（1891-1981）1918年会計検査院書記、以後衆議院書記官兼調査課長、衆議院書記官長等、45年貴族院議員、47年6月東京都副知事（-50年2月）。

12 成田千里（1882-1952）1903年千葉県師範学校卒業、小学校訓導、32年東京府豊島師範学校校長、48年11月東京都教育委員（-52年）。

今回の朝鮮人学校問題について、朝鮮人学校側は勿論であるし、日本人学校側からも多くの反対と要請をもらっている。[…] 現在一般教育施設が不十分であることに照らして、朝鮮人学校を公立学校として認め、都営で継続して朝鮮児童を収容する予定である。その他事務的問題については教育委員会で決定するでしょう。また教育委員の大多数が賛同しています。¹³

記事から、朝鮮人学校を「都営」の公立学校とするという合意が10月末に成立したとみることができる。都の公立化の決定は朝鮮人団体の要求を認めたものであったが、その一方で日本人学校側からの朝鮮人受け入れ反対の強い意向も作用したことに留意すべきである。端的にいうならば、分校化、すなわち朝鮮人と日本人との分離、別学という形式においては、朝鮮人学校側と日本人学校側の意向は同じであったといえる。これら都の教育行政の事情も含めて、決定は成立して間のない公選制教育委員の大多数の賛成によるものであったことも重要である。少なくともこの時点においては、都立移管は文部省方針に反するものであったからである。

一方、都立移管の決定は、文部省の「分散入学」方針に変更を迫らものであったに違いない。都教委と文部省との協議、および分校容認に至る文部省の政策決定過程は不詳であるものの、まさにこのタイミングで発せられた「特別の学級又は分校」の設置を認めた11月1日付文部省通達は、東京都による都立移管の決定を反映せざるを得なかったという仮説も十分成り立つであろう。

この特異な措置の成立については、その後、都教委および朝鮮人学校側が、それぞれ記録を残している。いずれも事後のまとめという史料上の制約があるが、それぞれの組織のいわば公式的な見解とみてよい。まず、1975年刊行の東京都教育委員会『東京都史稿（戦後学校教育編）』の記述である。

東京都においては右の文部省の指示にもとづき先に閉鎖命令を発した朝鮮人学校14校について検討、協議を行なった結果、一、14校は、都立学校として存続を認める。日本人校長・教諭と、朝鮮人教諭によって運営する。二、教育内容はすべて日本の法

13 『解放新聞』1949年11月5日。「公立として都営 東京都教育委員長談」

規に従うこと。ただし母国語は、将来の帰国に備えて、課外学習として授業することを認める。三、将来（文部省は1か年に限定することを主張した）私立学校に移管すること。その間、都有施設の無償貸与と教育費の全額援助を行なう。四、朝鮮人子弟で、都立学校に入学を希望する者には、市区町村教育委員会へ届け出て、斡旋する。というような対策方針をたてた。すなわち東京都としては朝鮮人子弟を各地域の公立学校に分散転入させるよりは、むしろ先の朝鮮人学校 14 校を都立学校として積極的存続を認め、教育費の全額援助を行うという方向を打出したのである。¹⁴

「私立学校への移管」がすでに都立化決定の時点で方針とされていたかは確認できないが、「文部省は1か年に限定することを主張した」という記述は、都立化に対する文部省の見解を示したものとして注目したい。都立学校化という都の方策は、問題を地元の区市町村に委ねるのではなく、都教委という府県レベルの行政機関がその解決を直接に担ったという側面を持ち、本章第3節および、第5章補論で論じる府県では、市町村立学校として直接的には市町村が関与したとは異なる。ただ、朝鮮人小学校の通学区域は、市町村や区という行政区域を超えていたことから、公立化した場合の通学区域の指定は都行政でなければ困難になるという事務取扱上の事情があったという解釈も可能である。一方、都による「積極的存続」方針には、のちに、朝鮮人学校のPTA団体が「東京都教育委員会は朝鮮人の教育実情をよく研究し、その環境に適合した処置として、都立朝鮮人学校を設立した」と都教委の措置を評価している¹⁵。ただし、「積極的存続」には、以下のような都教委の判断もあったことも重要である。1964年の東京都立教育研究所編『戦後東京都教育史 上巻 教育行政編』の記述である。

都として、私立朝鮮人学校約3500人の生徒を公立学校に再収容することは、(一) 二部授業を圧迫する、(二) 朝鮮人児童・生徒の入学による父兄の感情的な対立、(三) 生活困窮者の増加に伴う教育上の弊害などの問題をはらむことになるので、都教育局は、一般父兄の転校問題などの動きを重視して、文部省、占領軍、東京軍政部の再三

14 (注9)『東京都史稿(戦後学校教育編)』、384-389頁。

15 『民族教育の正しい解決はどうあるべきか?—在日朝鮮人教育問題について—』在日朝鮮人学校PTA全国連合会。発行年は不明であるが、内容から判断して1951年後半から52年前半の時期と考えられる。

の勧告に苦しみながらも、都独自の最良の対策をたてることに成功した。¹⁶

特に明示されてはいないが、「父兄」とは日本人保護者とみてよい。実際の事例までは確認できないが、多数の朝鮮人が転校することになる公立学校では、日本人と朝鮮人との「感情的な対立」も予測され、現に日本人保護者の転校の動きもあった。これらのことから、都教委には、朝鮮人と日本人をいわば分離することで、問題を回避したいという思惑もあったことが窺える¹⁷。

一方、朝鮮人学校側の見解は、朝鮮人学校教職員組合による『民族の子』にみることができる。

在住朝鮮人4-5万をようする東京でも都内15を数える朝連経営の小中高の接収を廻って、両者の衝突は殆ど避けられない状況とみられていた。ところが当時は未だ4・24阪神教育事件以後1年半しか経っていなかったもので、その二の舞をふむことを恐れた為か、教育委員会が文部省と朝鮮学校管理組合との間に入り〔…〕何回も交渉を持たれた結果、一応、児童生徒を都内の日本人公立学校に分散収容するのをやめ、日本の教育法に従うという条件のもとに、小学校13（うち分校1）中学校、高等学校各1が都立校として集団教育の形で再出発することになった。¹⁸

朝鮮人学校側は、教育内容が大きく制限されることになるものの、公立学校への「分散入学」でなく、「集団入学」により、「集団教育」が確保でき「再出発」できるという判断から、都立学校移管を受け入れる決定をしたとあってよい。

（2）都立学校「移管」

以上のように、東京都では、他府県と同様に朝連経営の私立朝鮮人学校に閉鎖命令を発したものの、直後の朝鮮人団体と交渉の結果、朝鮮人学校の「都営」の合意が成立した。12月17日、都教委は「東京都立朝鮮人学校設置に関する

16 東京都立教育研究所編『戦後東京都教育史 上巻 教育行政編』1964年、60頁。

17 小沢有作は、これを朝鮮人生徒「迷惑」論と呼び、「公立朝鮮人学校案におもむかせる有力な一因となった」としている。（注1）『在日朝鮮人教育論 歴史編』289頁）

18 『民族の子-朝鮮人学校問題』東京都立朝鮮人学校教職員組合、1954年11月30日、15頁。

規則」を決定、同月 20 日「従来から存ずる各朝連小学校、朝鮮中学校および朝鮮高等学校は一応全部都立各小学校、中学校および高等学校として夫々独立校とする」とした「朝鮮人学校取扱要綱」を制定した。これにより朝連経営朝鮮人学校 14 校を都立に移管した。

「要綱」では、朝鮮人児童生徒は「自己の居住する居住地を通学区とする公立学校」への「分散入学」が原則であり、都立移管はあくまでも「暫定措置」としたうえで、都立朝鮮人学校運営の基本方針を定めた。要約すれば、教育施設は現朝鮮人学校の校地および校舎を「都立学校用」として「無償使用貸借」する、教育内容は「朝鮮語、朝鮮歴史等は課外教授」とし、それ「以外の場合の教授用語は日本語」とする、教員は「学校長は日本人有資格者」、朝鮮人教員は「選考の上採用することがある」の 3 点である。教育内容、教員人事、管理運営のそれぞれについて、旧朝鮮人学校の色彩の一掃を意図したものであった。つまり、「取扱要綱」は、「自主性」をことごとく排除した内容であった。12 月 20 日より「都立」として運営を開始した 14 校の一覧を表 5-2 示した。発足当初の時点では、14 校の合計「児童生徒数 3,672 名、学級数 87、教員数 145 名、雇員数 45 名」であった¹⁹。教員数の内訳は、朝鮮人団体の資料によれば、「正

表 5-2 東京都立朝鮮人学校一覧（1954年6月10日現在）

学校名称	所在地	校長名	学級数	児童生徒の定員数	日本人教員数	朝鮮人教員数	1951年の児童生徒数
都立第一朝鮮人小学校	荒川区日暮里町2丁目	石津元治	13	575	11	13	432
同 文京分校	文京区白山御殿町						42
都立第二朝鮮人小学校	江東区深川枝川町1丁目	岩瀬一郎	6	163	6	5	156
都立第三朝鮮人小学校	板橋区板橋町4丁目	浅野新	6	239	6	5	229
都立第四朝鮮人小学校	足立区元木町1丁目	阿川晋	6	311	7	5	303
都立第五朝鮮人小学校	葛飾区奥戸本町	志賀為彦	6	258	6	6	248
都立第六朝鮮人小学校	大田区調布千鳥町	氏家綱雄	6	324	7	4	280
都立第七朝鮮人小学校	品川区大崎本町3丁目	尾池太治馬	6	205	6	5	197
都立第八朝鮮人小学校	世田谷区池尻	常盤広	6	138	6	6	169
都立第九朝鮮人小学校	杉並区阿佐ヶ谷4丁目	山田輝彦	4	85	5	3	79
都立第十朝鮮人小学校	墨田区吾嬬町西7丁目	神戸義昌	6	164	6	5	164
都立第十一朝鮮人小学校	立川市錦町4丁目	篠塚大策	6	163	6	5	159
都立第十二朝鮮人小学校	南多摩郡町田町原町田	脇房助	4	126	6	4	128
都立朝鮮人中学校	北区上十条2丁目	安岡富吉	22	1280	22	33	859
都立第朝鮮人高等学校	北区上十条2丁目	安岡富吉	6	641	12	4	348
合計			103	4672	112	103	3793

東京都教育庁学務部『昭和29年6月東京都立朝鮮人学校に関する資料』をもとに作成した。「児童生徒の定数」は、1954年4月9日都教委発、学校長宛の通達「都立朝鮮人学校の運営について」において都教委が示した各学校「児童生徒の定数」である。参考のため、右端欄に『昭和26年11月現在 都立朝鮮人学校要覧』にある「1951年の児童生徒数」を挙げた。

19 『東京都教育概要（昭和24年度版）』（『東京都教育史 通史編4』東京都立教育研究所、2001年、874

規の専任」の朝鮮人教員は、日本人教員の「四分の一」、他の「時間講師」として日本人講師と「ほぼ同数のものが採用」された²⁰。ただし、双方の合意とはいえ、実際の学校運営については、多くの争点を残したままの発足であったことはいうまでもない。とりわけ、当事者の児童生徒にしてみれば、これまで朝鮮人のみで運営されてきた学校にいきなり日本人の校長・教員が赴任し、当然の如く学級担任となり、日本語による授業を開始したことなどは受け入れがたいことであった。日本人教員の授業ボイコットや日本人教員に対する「つるし上げ」などの児童生徒の抗議や抵抗が相当長期にわたって続いたとされる²¹。また、朝鮮人団体によれば、実際には「民族科目〔朝鮮語、朝鮮歴史等〕が課外ではなく、正課の中で取り入れられ」、学級担任には朝鮮人教員も充てられていた。学校には「教育委員会が任命した日本人の校長」だけではなく、実態としては、生徒たちが「我々の校長」と呼んだ「それまでの学校の歴史の中で自主的に決めた朝鮮人の校長」が存在していたようである。1950年に赴任した都立朝鮮人中学校教員の梶井陟によると、都教委から任命された「Y校長〔安岡富吉〕」から「〔当校には〕わたし以外に校長はもう一人居る」と説明されたという²²。これは、「取扱要綱」という形式の部分を見ると、「教育内容」「教員人事」「管理運営」次元の「自主性」は剥奪されていたように見えるが、実態としては、一定程度の「自主性」が担保されていたとみることができる。朝鮮人教員やPTA等の努力によることはいうまでもない。

以上、朝鮮人学校を「公立」として管理するために行政側が定めた「取扱要綱」と発足した学校の実態との間には相当大きなずれが生じていたといつてよい。こうしたいわば学校の形式と実態との乖離は、次第に顕在化することになる。1951年4月11日、東京都教育長川崎周一は、通達「都立朝鮮人学校の運営について」を発し、教育内容、教材、朝鮮語、地理歴史担当に朝鮮人教員による授業等について、管理運営事項の厳守を学校長に命じた。行政側と朝鮮人団体との当初からの思惑の違いが顕在化したものであり、これを契機に都教委と朝鮮人団体との対立、経過は省略するが、1955年3月、14校を廃止するまで

頁)。

20 (注18)『民族の子-朝鮮人学校問題』15頁。

21 日本人教員に対する児童生徒の抵抗については以下を参照。安岡伸好『遠い海』講談社、1960年。

22 (注9)『朝鮮人学校の日本人教師』20頁。

続くことになる。

(3) 公費支出と講和条約発効による就学義務廃止

地方自治体が、朝鮮人のみの学校を「公立」とし、そこに「公費」が投じられたという事実は重要である。東京都は、都立移管に際して「教育費の全額援助」を公言したが、都が14校、児童生徒約4,000人に投じた「公費」はどれくらいだったのか。藤尾正人の研究は、1949年から55年までの「都立朝鮮人学校に対する予算額」を明示しており、表5-3に示した²³。1952年度で総額約5,860万円である。内訳は人件費が約4,900万円で8割を占めるとされる²⁴。児童生徒数が増加していくこともあり、予算額は年々増加していったが、ここでは、都行政が年間数千万円の「公費」を朝鮮人教育に支出したという事実を確認しておく。

表5-3 東京都立朝鮮人学校に対する都予算（教育庁学務課）

年度	予算額
1949年	14,948,842
1950年	46,673,256
1951年	48,005,451
1952年	58,620,621
1953年	78,458,212
1954年	85,288,844
1955年	47,400,000

藤尾正人「日本における朝鮮人学校」『レファレンス』62号、1956年3月、114頁より再引用。
都は、1955年3月で廃校とし、同年4月現在の2年生（小、中、高）が卒業するまで補助金を支出するとし、55年度分は4740万円を計上した。

一方、すでに確認してきたように、地方自治体が公立朝鮮人学校を開設したのは、在日朝鮮人は日本国籍者として就学義務があるという判断が前提となっていた。しかし、この前提が喪失すれば、外国人であり、就学義務を有しない者に公費による教育は認めないとする判断が生じることとなる。

1952年4月の講和条約の発効に際して、政府は法務府民事局長通達により、旧植民地出身者は講和条約の「効力発生の日において日本国籍を離脱する」とした²⁵。これを受けて、都教委は、同年9月27日、教育長加藤清一による通達「朝鮮人子弟の公立小・中学校及び高等学校への就学について」を発した。講和条約により「朝鮮人は当然日本の法令による義務教育を受ける権利を喪失」したとして、朝鮮人の就学は「保護者の任意」であり、「学校の教育方針に従わ

23 藤尾正人「日本における朝鮮人学校」『レファレンス』62号、1956年3月。

24 （注18）『民族の子-朝鮮人学校問題』28頁。ここでは朝鮮人教職員平均給与額は日本人の3分の1であり、全教職員の構成比率はほぼ半々なのに対して、給与の割合は日本人73%、朝鮮人27%、として不合理を指摘している。

25 法務府民事局長通達「平和条約発効にともなう国籍及び戸籍事務の取扱について」1952年4月19日。

せる」などとした。通達は、都立朝鮮人学校の処遇に直接触れてはいないが、朝鮮人団体は、この就学義務の廃止を公立朝鮮人学校の廃止ととらえ、「義務教育権」の剥奪であるとして反対した。さらに、文部省は、都教委通達の半年後の1953年2月、初等中等教育局長発の通達「朝鮮人の義務教育学校への就学について」を発し、朝鮮人の就学義務の廃止を告知した。通達は「在日朝鮮人は日本の国籍を有しないこととなり、法令の適用については一般の外国人と同様に扱われる」としたうえで、教育については「就学義務履行の督促という問題も生じない」し、「義務教育無償の原則は適用されない」とした²⁶。ここでは朝鮮人の教育をめぐる、朝鮮人団体が「義務教育権」すなわち「就学義務」を、都教委・文部省側が「就学義務」の廃止を主張するという、形式的には従来とは逆転した対立の構図が生じていたことになる。ただ、その内容は、一方は「公費」による朝鮮人教育を求めたものであり、他方は公費による教育の否認であった。ここには、就学義務がなくなった朝鮮人が「公費」で運営する日本の義務教育機関へ就学することの認否と就学義務がなくなった朝鮮人のみの学校を「公費」で運営することの可否という2つの問題が錯綜していた。政府による「就学義務」の廃止決定は、まずは後者、すなわち公立朝鮮人学校の廃止に向けて進展した。以下、都立朝鮮人学校をめぐる動向を概述する。

1953年12月8日、都教委は都立朝鮮人学校PTA連合会に、朝鮮人学校の管理運営にかかわる6項目の内容について口頭で伝え、文書による回答を求めた。「イデオロギー教育をするな」「民族教科を課外せよ」「定員制を守れ」等の内容である。この日は、衆議院文部委員会で、読売新聞が報じた10月の都立朝鮮人学校連合運動会での「天皇侮辱の仮装行列」が取りあげられた日であった²⁷。文部大臣大達茂雄²⁸は、「〔都立朝鮮人学校は〕いわば治外法権的にこれが放置

26 文部省初等中等局長発、都道府県教育委員会宛通達「朝鮮人の義務教育学校への就学について」(文初庶第74号)、1953年2月11日。ただし、朝鮮人への「さしあたりの措置」として「教育委員会は朝鮮人の保護者からその子女を義務教育学校に就学させたい旨の申し出があった場合には、日本の法令を遵守することを条件として、就学させるべき学校の意見を徴した上で事情の許す限り、なお従前通り入学を許可すること」とした。

27 質問に立った自由党相川勝六は、読売新聞記事を根拠に、「運動会の仮装行列に、天皇、皇后両陛下の面をかぶらせて、それを荷縄で縛って、その面をかぶった仮装の人間の横には、あほうの象徴人間天皇、皇后という札を掲げて、そうしてうしろの方には金日成のプラカードをつけて、それに荒縄で結びつけて行進した」として、文部省の見解を質した。

28 大達茂雄(1892-1955)1916年内務省、32年福井県知事、34年満州国國務院総務庁法制局長、36年同総務庁長、39年内務次官、42年昭南特別市長・陸軍司令長官、43年東京都長官、44年内務大臣、

されておるといのが現状である」「かようなむちゃくちゃな教育をしておるものに公費をもって経費を支払っておる」等とした上で、「いやしくも文教に関係を有します限り全力をあげてこれをため直さなければならぬ」と答弁した²⁹。ちょうど、教育二法問題、京都旭丘中学校問題など政府・与党による「偏向教育」批判が展開された時期でもあった。都立朝鮮人学校はこうした政治状況の中にあつたことを確認しておく。

翌 1954 年 2 月、PTA 側は「六項目の吾々に対する提示は基本法、並びに憲法に違反する」として受け入れを拒否したが、度重なる交渉の中で都教委が学校予算の打ち切りを通告したことから、3 月 20 日には「都立朝鮮人学校運営についての覚書」を交わし、最終的には六項目を受諾した。その後の経過は割愛するが、最終的に都教委は、同年 10 月 5 日、PTA 連合会に「都立朝鮮人学校は昭和 30 年 3 月 31 日限廃校する」と通告した。「都立朝鮮人学校措置要綱案」によると、都立朝鮮人学校が「あくまで占領下という異常な社会情勢下における極めて特殊なしかもやむを得ざる暫定措置であつた」とを強調したうえで、廃校の理由として、外国人に対する公費による教育は認められないというものであつた。「都立学校によって外国人のみを收容し、外国人のための特殊教育を行うことは極めて変則であり、講和条約が発効した昭和 27 年 4 月 28 日以降は〔…〕廃止せらるべきであつた〔…〕都民の負担において過去と変らない都立朝鮮人学校を運営することはもはや許されない」とした³⁰。外国人である朝鮮人の教育は「朝鮮人の負担」よるべきで、都民の税金の投入は許されないというロジックである。これに対し、PTA 連合会は、「都民の負担」については、「さながら日本人都民のみの負担よるぼう大な経費を朝鮮人の為に使用されてかのように印象を与えよう」として、過大だとされる学校経費うち 8 割以上を占める人件費では、朝鮮人教職員の平均給与額は日本人の 3 分の 1 であること、残りの経営費においては生徒一人当たりの経費が一般の普通学校以下である、などの実態を示して反論した。しかし、通告通り、児童生徒数 4673 名、日本人教員数 112 名、朝鮮人教員数 103 名を以って構成されていた都立朝鮮人学校 14 校は、

45 年 A 級戦犯容疑、47 年公職追放、53 年参議院議員、54 年文部大臣 (-58 年 5 月)。

29 「第 18 回国会 衆議院文部委員会会議録」1953 年 12 月 8 日、『国会会議録検索システム』。

30 「都立朝鮮人学校措置要綱案」(外務省外交史料館)。

翌 1955 年 3 月末「廃校」とされた。

都立朝鮮人学校を支援してきたのは、朝連解散後の 1951 年 1 月に結成された在日朝鮮統一民主戦線（民戦）であったが、これとは対立する在日本大韓民国民団（民団）は、54 年 10 月、「声明書－朝鮮人学校廃止問題に関して－」を出した。声明書は、都立朝鮮人学校が「民族教育に借りて極端に偏向した共産主義教育」をしているとしながらも、都の廃止措置は「この機会に在日韓民族の文化向上の途を抹殺せんとする」ものとして廃止反対を表明した。そのうえで都民の税金投入は認められないとした廃校理由に対して、「在日同胞より徴収される年間税額は東京だけでも 7 億円を超」すと反論した³¹。背後には廃校後の学校経営についての民団の思惑もあるだろうが、民団も朝鮮人学校側と同様に「都民の負担」は不可とした都教委のロジックには反対した点に注目したい。在日朝鮮人の教育も、租税すなわち「公費」によって賄うべきあるという主張と読み取ることができよう。

第 3 節 兵庫県における公立小学校分校

兵庫県では、尼崎市、伊丹市、明石市、加古郡高砂町³²の 3 市 1 町において、合計 8 校の公立小学校分校が成立した。一覧を表 5-4 に示した。これらの分校については、すでに 1970 年代から各自自治体の「市史」等で概要が明らかにされてきた。これらの先行研究に依拠しつつ、県内で最初に分校設置を決定した尼崎市の事例を中心にして、兵庫県での成立過程の特徴を明らかにする。

兵庫県では、10 月 19 日の第一次措置において、中学校・小学校として学校認可を受けていた朝鮮人学校が 17 校（分校 8）に対して、即時閉鎖や財産接収はなかった。改組通告を受けたことにより、新財団法人設立認可申請をしたが、文部省はこれを却下した。11 月 5 日、兵庫県知事岸田幸雄は、県内すべての朝鮮人学校（初等学校 20、同分校 15、中学校 2、各種学校 3）に学校閉鎖命令を発し、他府県と同様に児童生徒の公立学校への転校を命じ、県内市町村に通知

31 在日本大韓民国民団東京本部「声明書－朝鮮人学校廃止問題に関して－」（ビラ）1954 年 10 月 1 日（外務省外交史料館）。

32 加古郡高砂町は、1954 年 7 月近隣の 1 町 2 村と合併し、現在の高砂市となった。

した³³。県内各市町村では、「受入体制を整え待機せるも、若干名ありたるのみ」の状態³⁴、転校はほとんど進まなかったようである。これに対して、朝鮮人団体は、県内各地で反対運動と併せて、転入をめぐり県および市町村との交渉を展開した。

(1) 尼崎市立武庫小学校守部分校

尼崎市において、閉鎖命令を受けた朝連尼崎初等学校は、前年9月1日に小学校認可を受け、本校と5分校、児童数800人を超える大規模なものであった。『尼崎市議会史（記述篇）』、『尼崎の戦後史』および『尼崎市戦後教育史』によると、10月中旬から、連日、教員・保護者・児童が市長や学務課長に面会を求め、閉鎖命令に抗議するとともに、「朝鮮人学校を公立学校の分校として使用すること」「朝鮮人教員を採用すること」を要求した³⁵。さらに、閉鎖命令以降は、直接各小学校に多数が参集し、集団入学を要求して校長に面談を求めるなどの陳情が続いた。そのため、尼崎市長六島誠之助は、県に善後策を求めたが、県

表5-4 兵庫県の公立小学校「朝鮮人分校」

自治体	公立分校名称	開設年月日	校舎所在地	1949年度の教職員・児童数			1949年11月閉鎖時点の私立朝鮮人学校 *1		
				日本人教員	朝鮮人教員	児童生徒	学校名	教員	児童生徒
尼崎市	市立武庫小学校守部分校	1949年12月24日	守部小松原通り				朝連尼崎初等学校武庫分校 *2	4	147
	市立大庄小学校分校	1950年4月1日	西字中惣新田252				朝連尼崎初等学校(本校)	38	513
	市立大島小学校分校		今北36				朝連尼崎初等学校大島分校	2	56
	市立立花小学校分校		小中島				朝連尼崎初等学校立花分校	2	48
	市立園田小学校分校		三反田				朝連尼崎初等学校園田分校	2	79
伊丹市	神津小学校桑津分校	1950年12月22日	東桑津	9	3	319	朝連伊丹初等学校	13	320
明石市	林小学校船上分校	1951年4月	船上大坪				朝連明石地区初等学校	3	170
高砂市	市立高砂小学校木曾分校	1950年6月10日	高砂町木曾町	5	2	148	朝連高砂初等学校	8	176

*1 「第二次措置による閉鎖学校（昭和24年11月4日現在）」（Korean School file, 1949, GHQ/SCAP文書、GS(A)02503～4）による。
*2 朝連尼崎初等学校には、大島、武庫、立花、園田、常松の5分校があったが、常松分校（児童数30名）は、武庫小学校守部分校に吸収された。

- 33 このうち、西播中学校のみ接収されたとされている。
34 「朝鮮学校の公立分校化案」1950（昭和25）年7月14日『昭和25年度市会協議会会議録』（『西宮現代史第三巻』西宮市、2004年、68頁）。
35 「第6節 分校問題」『尼崎市議会史（記述篇）』尼崎市議会事務局1971年、620-631頁。「朝鮮人学校に閉鎖令」『尼崎の戦後史』尼崎市役所、1969年、146-148頁。「朝鮮人の民族教育と分校問題」『尼崎市戦後教育史』尼崎市教育委員会、1974年289-300頁。

当局は、国の示した公立学校への分散入学の方針を崩さなかった。事態收拾のため、市は、独自の判断により 11 月 24 日に朝鮮人児童 283 名（4 教室）を武庫小学校に仮収容する措置をとった。その後、大島小学校 158 人（4 教室）、西小学校 265 人（5 教室）、立花小学校 36 人（1 教室）を収容し、日本人教員が指導にあった。しかし、授業中の騒ぎがひどく、「不穏な空気」であり、12 月 2 日、武庫小学校では 200 人余りの児童が騒ぎ出し、朝鮮語で授業をしてほしいとして教員をかんづめにし、窓ガラスを割るなどの混乱となった。これに対し、尼崎市警は武装警官を配置し、背後関係として父兄の取調べを行い、また、翌日には、同校の日本人児童が多数欠席する事態となった。

この間、市長六島は、2 度にわたり分校の設置を求める文書を県教委に提出した。文書は、市内朝鮮人約 25,000 人は、大正、大島、武庫、立花、園田の 4 地区に集住することから、「鮮人児童は、自然〔に〕1 校に集中、入学する結果となり、益々困難性を増大する」とした。例えば、西小学校では「現在 20 教室の校舎に〔全校〕1682 人の学童を 30 学級に編成し、3 学年迄二部授業」をしているが、「今回〔分散入学となると〕朝鮮人児童を 291 人収容することによって、5 学年迄二部授業をせなければ」ならなくなり、「教育上到底耐え忍ぶ事が出来ない」という現状を訴えた³⁶。そのうえで「結局従来 of 朝鮮人学校を公立学校の分校としまして、彼等を当該分校へ入学せしむるより外、手段はない」という市長の判断を示した³⁷。

12 月 3 日、市助役高寄と学務課長吉井が県知事に会い、前日の武庫小学校の事件の概略を説明したうえで、尼崎市の事情と分校設置の必要性を強く要請した。その結果、知事は「市長の責任において設置するとまで云われるなら含みおこうということであった」。市は、これを「県当局の含みある回答」が得られた判断し、分校開設に向けて動き始める。

12 月 4 日、市長は、朴成根ら 5 人の朝鮮人団体代表を招いて、市長の責任において、元朝連尼崎初等学校武庫分校を使用して、武庫小学校の仮分校を開設する旨を明らかにし、代表の推薦する朝鮮人教員の採用を約束した。これに対

36 尼崎市長発、兵庫県教育委員会宛「朝鮮人学童のための分校設置理由書」（文書番号、日付不詳、典拠『尼崎市議会史（記述篇）』尼崎市議会事務局、1971 年）。

37 尼崎市長発、兵庫県教育委員会宛「尼崎市立小学校分校設置要望書」（尼学庶第 50 号）1949 年 12 月 1 日。

し、朝鮮人団体は、仮分校について「教育に関する一切の法令並指示事項を守ります」など、5項目にわたる誓約書を提出した。ここには行政側への「誓約」のみならず、「学校の教育方針に従いますが、政府の方針に則り民族文化尊重の意味に於て朝鮮語、朝鮮歴史等の授業については充分御考慮願います」という自らの要求も示されていたことにも留意したい。

一方、尼崎市長が、市独自の判断により分校設置を決定したことにより、県は、これが県内の他の市町村へ影響が及ぶことを懸念した。兵庫県を所管した神戸連絡調整事務局長田中三郎は、12月8日付の外務大臣吉田茂宛の報告で、兵庫県武庫小学校の事件について、「日本過激分子、旧朝連系分子に好適の事例を与えたことにもなり」、とりわけ「郡部においては、自治体警察、地方市町村教育委員会の弱体につけこみ」「強硬に交渉すれば相当の要求が容れられるとの確信を持つに至った」とした。そのうえで、「近く行はれる筈の兵庫県庁、兵庫県教委、神戸市役所、神戸市教委と朝鮮人団体との朝鮮人学校閉鎖後の措置に関する会見には、彼等は本事件を例にとって強硬な態度に出るものと予想される」とした³⁸。県当局の認識もほぼ同様であったとみてよい。さらに、事務局長田中は、12月9日の報告で、県内各地の朝鮮人の行政機関への陳情等の活動状況を記したうえで「県下朝鮮人団体の反抗運動は連日手をかえ、品をかえ、熾烈を極め」「一刻も警戒を怠ることが許されない事情にある」と結んでいる。ここには、前年4月の神戸事件を想起しているかの如くの危機感を示している。この時点での兵庫県は「中央政府からの指令に従う以外の道はない」という判断であった³⁹。12月24日、武庫小学校守部分校が正式に発足した。県内で最初の分校設置であった。ただし、元武庫分校以外の4分校および本校の児童は、残されたままであった。

(2) 副知事・県教委と学校管理組合代表者との覚書

12月以降の県の動向は不詳であるが、県と朝鮮人団体との間で分校をめぐる

38 神戸連絡調整事務局長発、外務大臣宛「武庫小学校騒擾事件に伴ふ朝鮮人父兄の動向に関する件」(神連第232号)1949年12月8日(『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』)。

39 神戸連絡調整事務局長発、外務大臣宛「朝鮮人学校閉鎖に関する件(其の二)」(神連第233号)1949年12月9日(『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』)。

交渉が続いたものと推測する。翌 1950 年 3 月 25 日午後 2 時から 8 時まで、兵庫県庁で朝鮮人団体との交渉が行われた。出席者は、県側は、副知事および教育室長外 1 名、県教委、教育長、教育委員 4 名、秘書室長および指導部部長等 4 名、朝鮮人団体は、学校父兄代表等 12 名である。協議の内容は不詳であるが、ここで、県は朝鮮人代表との間に「朝鮮人学校閉鎖に伴う朝鮮人子弟教育について」の覚書を交わした。これは、朝鮮人児童の公立学校転入に際し、県内の市町村立公立小学校において「集団教育」や朝鮮語の教育等を公認するための県行政としての独自の基準を策定し、分校や民族学級の設置を公認した内容である。分校設置は、通学距離などで日本人学校への収容が困難な場合と、きわめて限定的であった文部省方針とは明らかに異なるものである。内容は、表 5-5 に示した 4 項目からなる。

第一は「分校設置」の基準の取り決めである。「元朝鮮人学校で児童 150 名程度の児童が在籍していた所には分校を設ける」とした。そのうえで、「150 名」に達しなくて、公立小学校に分散入学しても「1 校につき 30 名以上の希望者」

表 5-5 兵庫県副知事・県教委と朝鮮人学校管理組合代表等との覚書 1950 年 3 月 25 日

「朝鮮人学校閉鎖に伴う朝鮮人子弟教育について」（覚書）

1 分校設置

- (イ) 元朝鮮小学校で 150 名程度の児童が在籍していた所には分校を設ける。その他の地域は分散入学するも 1 校につき 30 名以上の希望者あるときは、朝鮮国語、朝鮮歴史、朝鮮地理につき特に学級を設けること。
- (ロ) 元朝鮮人学校の校地、校舎および設備などは貸借関係をもって使用すること。
- (ハ) 元朝鮮人学校の在学者及その他の学校在学者で希望する者を収容する。但し 同一市町村の場合学区制にとらわれるものでない。

2 朝鮮人教員の採用

教員は公募により講師として適格者に限り採用し、待遇は月給制にする。

3 授業について

授業は朝鮮国語、朝鮮歴史、朝鮮地理を課外として実施するも正課同様に実施すること。

4 教育の経営管理の協力について

教育の経営管理については、友好善隣の精神をもって協力すること。但し、未解決問題は速に双方誠意をもって研究善処するよう努力すること。

昭和 25 年 3 月 25 日

兵庫県側 副知事 吉川覚 兵庫県教育委員会

〔学校側〕 兵庫県朝鮮人学校管理組合代表 鄭南宙 兵庫県朝鮮人学父兄代表 金壽煥

西神戸学校学父兄代表鄭璋澤 東神戸判文父兄代表朴在口

在日朝鮮人教育者同盟兵庫県支局長代表 金武夫

典拠 神戸連絡調整事務局長田中一郎発、外務大臣吉田茂宛「兵庫県下の朝鮮人学校受入れに関する件」（神連本第 115 号）1950 年 4 月 4 日、『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（『外交記録公開文書 P-0004』）外務省外交史料館。

があれば、「特に学級を設ける」とし、いわゆる民族学級の設置も認めた。「150名」「30名」という児童数を分校や民族学級の設置基準と明示したことは、設置が一首長の意向や運動との力関係などの政治的な判断でなく、行政としての一定の普遍性をもつ判断が可能となるという意味合いにおいて重要である。また、元朝鮮人学校在学者だけでなく、「その他の学校の在学者」も分校への入学を認めた。これにより日本の公立学校に在籍していた朝鮮人児童の分校入学も可能となる。そのうえで「同一市町村の場合、学区制にとらわれるものではない」として、文部省の方針であった「学区」の原則を取り払った。さらに、旧朝鮮人学校の校地、校舎、備品などを「賃借関係をもって使用する」とした。都立朝鮮人学校が「無償使用賃借」であったのに対して、兵庫県では分校設置者である市町村が朝鮮人の側に賃借料を支払う仕組みが措置されていることも注目できる。

第二は、「朝鮮人教員の採用」であり、「教師は公募により講師として適格者に限り採用し、待遇は月給制にする」とした。「公募」「講師」「適格者」は、教員採用は行政側にあることを明示したものであり、「月給制」は、朝鮮人団体の要望を受け入れたと推測する。

第三は、「授業について」であり、「朝鮮国語、朝鮮歴史、朝鮮地理を課外として実施するも正課同様に実施する」とした。「正課同様に実施」という微妙な文言は、行政としては正規の教育課程と認めないという建前はとるが、実際は正課の時間、つまり放課後ではない授業時間中に実施するという意味である。兵庫県は、小学校教育課程にない「朝鮮国語」等の授業は「教育課程外」、すなわち「課外」で実施すべしとする文部省方針は守りつつも、放課後ではない授業時間内の実施を求める朝鮮人団体との折り合いをつけたものと読むことができる。

第四は、「教育の経営管理の協力について」であり、「友好善隣の精神をもって協力」とすること併せて「未解決問題は速に双方誠意をもって」の「善処」を確認している。2年前には行政側と朝鮮人の側の激しい攻防があったこともこうした「確認」の背景にあったのであろう。兵庫県では分校が長期間継続するが、この取り決めを双方が履行したことによるとも考えられる。

以上、当覚書は、分校設置の基準、教員採用、朝鮮語等の教授方法等につい

て、朝鮮人団体の要望を一定程度取り入れた内容といえる。「神戸事件」の経験を抱え、旧朝鮮人学校 40 校（児童生徒約 5,800 人）大半がなお授業を継続しているという状況の下で、兵庫県および県教委による「地方自治」的な判断といえるものであった。ここでは、覚書締結の交渉には、県の官吏だけでなく、住民から公選された教育委員 4 人が行政側として参画したことに注目したい。1948 年 4 月の「神戸事件」当時とは異なり、同年 11 月に発足した県教育委員会が朝鮮人教育を所管することになり、合議制を旨としたことから、交渉には事務局のトップである教育長だけでなく、各教育委員も参画したと考えられる。委員会内部の個々の委員の議論や交渉における対応は確認できないものの、教育委員の意見に基づく委員会の判断が覚書に反映されたという可能性もある。

一方、文部省との関係については、西宮市によると、県は「民事部及文部省の了解を得て、之〔分校〕が開設方を地方教委に要請してきた」とされる。「了解」がどのレベルのものかは微妙であるが、占領軍と文部省は承知したと県が認識していたことは確認できる⁴⁰。また、神戸、西宮、伊丹、明石などの 6 市は、分校を「県立とすべきこと」「校地校舎の所属、それに伴う負債」や「学科教員数」「朝鮮学科の時間数」「経費等」の問題は、「県の責任に於て解決の上協力致したし」として県と協議した。県は「義務制の県立制は法規上不可なり」としたうえで、「未解決の問題は県側に於ても責任をもち」「経費も出来るだけ負担すべきを以って協力せられたし」と答えた⁴¹。これら 6 市は、市立小中学校の分校ではなく、東京都のような県レベルの学校を要望したとみることができる。

県レベルでの覚書が交わされたことをうけ、尼崎市では、翌 4 月、大庄小、大島小、立花小、園田小の 4 小学校で元朝鮮人学校を校舎とした朝鮮人分校が開校された⁴²。それぞれの学校の朝鮮人代表者により、武庫分校の場合と同様の誓約書が出され、朝鮮人団体の推薦する朝鮮人講師も 7 名が採用された。これにより、朝連尼崎初等学校（本校および 5 分校）の 800 人余りの児童は、市立小学校に転校した形式をとりつつ、実質的にはこれまでと同じ学校で授業を

40 （注 34）「朝鮮学校の公立分校化案」（『西宮現代史第三巻』66 頁）。

41 （注 34）「朝鮮学校の公立分校化案」（『西宮現代史第三巻』69 頁）。

42 常松分校（児童数 30 名）は武庫小学校守部分校に吸収された。

受けることとなった。

この後、覚書にも続く朝鮮人分校の開設が県内他の市町に広がっていく。

(3) 伊丹市、明石市、加古郡高砂町の公立小学校分校

伊丹市においては、児童数 320 名の朝連伊丹初等学校（小学校認可）が知事による閉鎖命令を受けたが、同校は閉鎖命令書の受領を拒否、連日街頭演説等、不当性を市民に訴え署名活動等をした。『伊丹市史』によると、市内在住の朝鮮人は神津地区に集中しており、仮に朝連伊丹初等学校の児童を居住地の 4 小学校へ分散入学させる場合、8 割を超える 264 名が神津小学校に入学することになる。とすると、児童 450 名の神津小学校は、一挙に 5 割を超える学級増から教室不足となり、二部授業を余儀なくされることから、市教委は、神津小学校に朝鮮人分校を設置することにより問題を図ろうとした。伊丹市による朝鮮人団体との交渉や県と協議については不詳であるが、1950 年 2 月 6 日、伊丹市教育長早川員夫は県教育長宛て要望書を提出した。ここでは、分散入学した場合、神津小学校には「当てるべき教室はなく、勢い二部授業を実施」することが必定となり「市立他小学校との教育の機会均等上不公平な結果を招来する」として、県に分校の設置を求めた⁴³。尼崎市とほぼ同様の理由であった。3 月下旬には、先述の覚書により、県の方針が分校容認に転じたことから、同年 8 月 25 日、市長および教育委員会は、朝鮮父兄代表との間に覚書を交わし、元朝連伊丹初等学校の校舎を伊丹市立神津小学校桑津分校として開設を決定した。伊丹市の覚書は、「分校設置」「朝鮮人教員の採用」「授業について」など、県に準じた内容である。ただし、「学校教育法施行規則並びに学習指導要領の定めるところによって行う」とあり、県のものより具体的である。そのうえで、朝鮮語等の教授については「課外において上学年は週 6 時間、下学年は週 4 時間」と時間数を定め、「正課に準じて扱う」と明記した。これは県の「正課同様に実施」とほぼ同様の意味合いとみてよい。また、覚書への署名には、市教委、市長、朝鮮

43 伊丹市教育長発、兵庫県教育長宛「韓国人小学校児童受入れに伴い、伊丹市立神津小学校分校会設置の件」（伊教委学第 87 号）1949 年 2 月 6 日、『伊丹市史 第 5 卷 資料編 2』伊丹市、1970 年、907-908 頁。なお、「韓国人小学校」とは閉鎖された朝連伊丹初等学校を指す。

人父兄代表のほかに、県教委調査課長の名前もあり、これが兵庫県教委の公認であったことを示している。市立神津小学校桑津分校は同年9月が開校予定であったが、同月3日のジェーン台風により校舎が全壊したことから、市が改築し、11月2日に市と父兄代表とが校地、建物、備品等の賃借契約を交わし、12月22日に開校した。旧朝鮮人学校の校舎改築に市の「公費」が支出されたことになる。神津小学校校長が分校校長を兼任、分校主事、事務職員、および教諭として日本人教職員10名を配置した⁴⁴。

また、明石市では、前2市と同様児童数170名の朝連明石地区初等学校（小学校認可）が閉鎖命令を受けた。『明石市史』によると、同校は、翌1950年10月に閉鎖し、「明石朝鮮人学校は法務省が接收し、競売の結果明石市が落札し〔…〕市所有となった。翌51年4月、市は明石市および周辺の朝鮮人学童希望者のため、同校を修理し林小学校船上分校として新たに発足させた⁴⁵」とされている。これ以上の資料確認ができていないが、明石市は学校建物校地を市所有とし、建物を修理したうえで、明石市立林小学校船上分校を1951年4月に開校したと考える。経過については不詳な点が多い⁴⁶。

さらに、加古郡高砂町では、戦時下、町内に所在した大阪陸軍造兵廠播磨製造所、日鉄炉材高砂工場などの建設・生産現場で朝鮮人多数が使役され、戦後、町内の木曾町には約100戸の朝鮮人集住地が形成された。ここに所在した高砂朝連初等学校（児童176名、教員8名）にも知事による閉鎖命令が下された。『高砂市史』によると、1950年6月10日、県と県教委の承認を得て、木曾町にあった高砂朝連初等学校の校舎を町立高砂小学校の分校として開校したとされている⁴⁷。『解放新聞』は、「兵庫県加印朝鮮小学校は、このたび、高砂町立朝鮮学校朝鮮人分校として発足することとなり、去る10日、県教育委員会秘書課長等の参席の下、開校式を挙行了」と報じた⁴⁸。先述した伊丹市や明石市の分

44 『伊丹市史第3巻』伊丹市、1972年、633-635頁。

45 『明石市史 現代編I』明石市、1999年、93頁。

46 1965年10月、林小学校船上分校育友会は市長と市教委に対し「育友会に移管してほしい。明石初級朝鮮人学校として運営したい」と陳情した。市は「陳情の線にそって解決するつもり」と回答した。当時、同分校は児童数86人、日本人教諭6人、朝鮮人講師2人が教えていた。日本の小学校教育課程に加え、別の時間に講師が朝鮮語と歴史などを教えることが、子どもたちの負担過重となっていた。1967年4月、林小学校船上分校は廃校となった。（前掲、『明石市史 現代編I』93頁）

47 『高砂市史第3巻（通史編近現代）』高砂市、2014年、575-582頁。

48 『解放新聞』1950年6月20日。「ウリ先生、民族科目を獲得 高砂町立で新発足」。

校よりも早く、4月の尼崎市4分校に続いて開設したことになる。『高砂市史 高砂町史誌』によると、職員は、校長（兼務）、日本人教員5名、朝鮮人講師2名、仕丁（用務員）1名であった。全児童は148名であり、「150名程度の児童」という県の分校設置の基準を何とか満たしたものであろう。うち高砂町在住者は80名、他に加古川市20名、別府町35名、新井村5名、伊保村8名と、隣接の高砂町域外在住の児童が約半数を占めた⁴⁹。朝連の学校が閉鎖されてから分校開校までの半年余りの経過は不詳であるが、閉鎖した高砂朝連学校にはもともと高砂町以外からの入学者がいたこともあり、分校開設には高砂町と県当局との協議だけでなく、これら近隣市町村とも合意のうえで成立したものと推測できる。また、高砂町唯一の高砂小学校の児童数は、年々増加し当時約2000名に達しており、教室が不足していたという他地域と同様の事情もあったと思われる⁵⁰。

（4）西宮市の分校公立化案の頓挫

以上、兵庫県では尼崎市など3市1町において合計8校の公立分校が成立した。これは、朝鮮人分校開設を県の方針とし、設置基準を示した県レベルの覚書によるものといってよい。ただし、児童150名の基準を満たした県内の地域すべてに分校が設置されたわけではなかったことにも留意する必要がある。神戸市、西宮市、宝塚市などでは、公立分校に移管することはなかった。閉鎖命令は受けたものの、自ら閉鎖することなく「無認可」の状態、いわゆる自主学校として継続した。これはどのような事情によるものか。以下、西宮市の事例である。

『西宮現代史第一巻Ⅱ』（2007年）は、西宮市において公立分校に移管されなかった経過について詳述している。執筆者松田利彦によると、西宮市教育委員会は、1950年7月、元阪神朝鮮人小学校（小学校認可）の校舎を隣接する浜

49 『高砂市史 高砂町史誌』高砂町史誌編纂委員会、1980年、454頁。児童数、教員数については、前掲『解放新聞』には、「児童数211名」「学父兄らの圧力によってウリ教員4名が採用」とあり、若干食い違う。

50 高砂小学校木曾分校は1966年3月末で閉校、同年4月分校校地に高砂朝鮮初級学校が各種学校として開校される。

脇小学校の分校とする方針、および県の覚書に準じた「実施案」を決定した。その概要は、「賃貸料は無償」「朝鮮語・同歴史・同地理は課外に於て、低学年 4 時間、高学年 6 時間を正課に準じて実施」「教職員の人件費は一切県が負担」「時間講師(鮮人)3人、

一人平均 6,000 円」などである。概ね、尼崎市、伊丹市と同様である。併せて、表 5-6 に示したように、開設予定の 7 月から翌年 3 月までの分校の諸経費を計上した。計画では児童数 329 人、学級数 8 とされた。「創建費」は約 91 万円、うち県費から 40 万円支出予定とした。9 か月の経常費を約 71 万円、うち「各市村」の分担金を 45 万とした。「各市村」とは、児童が当分校に入ることになる西宮市外の市や村を指すと考えられる。総計約 160 万円となる。他に教員の人件費は、全て県費負担で約 90 万円とした⁵¹。7 月 14 日、「分校化費用 1,177,812 円の予算案」を議会に提出し、その承認を受けた。その後、市教委と朝鮮人団体との交渉により 8 月 31 日覚書調印の了解が成立した。ところが、調印当日、朝鮮人代表者は「事故のため出頭せず」、市教委の分校設置の方針は頓挫し、開設は不可となった。これについて松田は、「朝鮮学校関係者内部では公立分校化による法的・財政的安定化を重視しようとする考え方と、公立化した場合の教育課程に民族教育が反映されるかどうか警戒心を抱く見方があり、両者の葛藤が覚書調印を阻んだもの」と分析している⁵²。「両者の葛藤」は、いわば「公費」と「自主性」のどちらを重視するかにあったといえる。

まとめ

表5-6 西宮市の分校開設に因る所要経費及び分担
(1950年7月～51年3月)

	経費	分担金
創建費	913,853	400,000 (県支出)
経常費	714,300	450,000 (各市村)
計	1,628,153	850,000
西宮市負担額	1,628,153-850,000=778,153	
ほかに人件費として県費負担 約900,000円		

本表は「朝鮮学校の公立分校案」1950(昭和25)年7月14日より作成した。原資料上の数字で明白な間違いは修正した。

51 (注 34)「朝鮮学校の公立分校化案」(『西宮現代史第三巻』65-70 頁)。ここには「西宮市立浜脇小学校分校開設のこと」、「実施案」および「朝鮮人分校問題経緯並に要項」で構成され、設置決定に至る経過および分校の概要と経費などが示されている。教育委員会の設置について、都道府県と 5 大市以外は 1950 年 11 月までは任意とされていたが、西宮市は早くも 48 年 11 月に発足させた。

52 松田利彦「第 1 章第 3 節在日韓国・朝鮮人社会の形成とその動向」『西宮現代史第一巻Ⅱ』2007 年 51-67 頁。

1949年10月末から50年初頭にかけて、政府による朝鮮人学校児童生徒の公立学校への転校措置に際して、多数の受け入れに苦慮した東京都、兵庫県など7都府県では、朝鮮人児童生徒のみを収容した公立学校が成立した。公立学校への一律な「分散収容」を国が命じる中で、地元の旧朝鮮人学校を公立「移管」、もしくは公立「分校」として児童生徒をまとめて収容するという地方自治体の方策は、自前で教室施設や設備の確保などの新たな経費を要することなく、かつ地域住民である朝鮮人の側の「集団入学」という要求を満たすものである点では、プラクティカルな判断であった。ただし、一方で、朝鮮人を公立学校に多数収容することにより生ずると懸念される諸問題を、日本人と分離することで回避するという思惑が行政側にあったことも東京都の事例から確認した。補論の事例からも再確認できるように、これは、顕在化しにくいとはいえ、公立学校に多数の朝鮮人が転入すれば、学校環境が悪化するという日本人保護者や学校関係者による「朝鮮人迷惑論」がその底流にあったといえる。公立朝鮮人学校は、政府による転校措置、朝鮮人団体の「集団入学」の要求、日本人側の「朝鮮人迷惑論」という異なる力が錯綜する中で、都府県や市町村による「地方自治」的な判断により成立したといえる。

朝鮮人児童生徒中心の公立朝鮮人学校は、都道府県により温度差が生じているものの、少数ではあるが朝鮮人教員が所在し、部分的には旧朝鮮人学校の教育形式と内容を継承したことで、朝鮮人教育の「教育内容」や「教員人事」などの次元において「自主性」の一部を担保したものであった。その一方で、公立学校とされたことにより、これまでの朝鮮人による自主的自治的な管理運営は、日本の教育諸法に基づく日本人校長や教員によるものへと一転し、「管理運営」次元の「自主性」は大きく後退したものとなった。ただし、実際には、「自主的に決めた朝鮮人の校長」が存在したり、教育課程外とされた朝鮮語等の科目を正規の授業時間に教授するなど、行政の定めた形式と学校運営の実態には相当大きなずれが生じていた。

一方、公立学校とされたことにより、授業料の徴収はなく、教員給与、経常費等の学校経費は全て「公費」によって賄われ、東京都においては、年間予算として数千万円の予算が計上された。学校設置に際して、東京都は「教育費の全額援助を行う」と公言したように、公立朝鮮人学校の設置は、一定程度の朝

鮮人教育が「公費」により実施されるという新たな事態の展開とみることができ。ここでは、すでに、日本国憲法、教育基本法の制度下にあったことから、地域住民として租税の負担を担っている朝鮮人の義務教育をこの際市町村立の小、中学校において「公費」で実施するという議論が、少なくともロジックとしては成立可能なはずであった。実際に、東京都では開設理由を朝鮮人学校の「積極的存続」としたこと、および兵庫県では分校や民族学級の設置に朝鮮人児童数という普遍性をもつ基準を定めたことはこうした可能性を示したのもであった。ただ、この時の行政の判断には、在日朝鮮人は日本国籍者であるという前提があったとも考えられる。1952年講和条約の発効により、この前提が喪失すると、東京都では、外国人に対する公費による教育は認められないとして、これらの学校を廃止する決定をし、結果として「公費」による朝鮮人教育の継続の可能性は失われていくことになった。

兵庫県では、国による分散入学の方針を崩さなかった県が、尼崎市からの再三の分校開設要請により、その方針を変更した。県行政側と朝鮮人学校側との覚書において、分校、民族学級という枠組みによる「公立化」が確認され、尼崎など3市1町で公立分校を開設した。覚書における「元朝鮮人学校で児童150名程度の児童が在籍していた所には分校を設ける」とした「分校設置」の基準は重要である。何故なら、分校の設置基準を「150名」という児童数をとしたことにより、分校設置を首長の意向や運動との力関係という政治的な判断に依拠するのではなく、行政としての普遍性、一貫性をもつ判断が可能となるからである。ただし、「基準」を備えていた神戸市、西宮市などでは、「公立化」ではなく、「自主学校」として継続したという現実も存在した。当事者にとって「公費」による安定化を図るか、あくまで「自主性」を貫くかの葛藤が生じたことを確認した。この後の展開をみると、どちらの選択も在日朝鮮人にとっては困苦の道であったことは間違いない。一方、兵庫県では、公立分校が1966年あたりまでの相当長期にわたって継続したが、こうした基準を明確にした取り決めが行政と朝鮮人団体でなされ、それを双方が履行していたこともその要因として考えられるのではないだろうか。

第5章補論 公立朝鮮人学校分校の諸相

はじめに

公立朝鮮人分校は、第5章で論じた兵庫のほか、神奈川県、愛知、大阪、岡山、山口の6府県において開設された。(表5-1) 既存の公立学校に多数の朝鮮人の収容が困難、そのため朝鮮人学校校舎を使用するなど、開設の名目や方法は共通するものの、成立の経過や様態は府県により相当差異が生じたことから、それぞれ個別の検討が必要と考え、第5章補論とした。第1節を神奈川県、第2節を大阪府、第3節を岡山県、第4節を山口県とし、府県文書、自治体史などを手掛かりに、公立小学校朝鮮人分校(大阪府は中学校)の成立過程を検討する。なお、愛知県の分校については、愛知県小坂井町の町立小学校への転校をめぐる交渉過程を論じる第6章に一節を設け、愛知県の動向に関連付けて検討する。

第1節 神奈川県

神奈川県は、10月19日の第一次措置により、前年6月に認可した私立朝鮮人小学校・分校9校を「二政令適用校」として接收し、このうち、横浜市、川

表5-7 神奈川県の公立小学校「朝鮮人分校」の状況

	公立分校名称	開設年月日 (1949年)	校舎 所在地	1953年1月調査 の教職員・児童数*			1949年10月閉鎖時点 の私立朝鮮人学校**		
				日本人 教員数	朝鮮人 教員数	児童 数	学校名	教員	児童
横浜市	青木小学校沢渡分校	11月11日	神奈川区 沢渡2-21	(資料なし)			朝連横浜 小学校	5	249
	下野谷小学校小野分校	11月11日	鶴見区 小野町10	4	6(1)	171	朝連鶴見 小学校	5	151
川崎市	桜本小学校分校	11月4日	浜町1-20	7	11(4)	433	朝連川崎 小学校	8	387
	高津小学校分校	11月4日	瀬田町 2406	5	4	134	朝連川崎小学 校南武分校	5	121
横須賀市	諏訪小学校分校	11月24日	大滝町85	5	4(1)	153	朝連横須賀 小学校	5	143

本表は、「朝連学校関係綴」(『歴史的公文書』神奈川県立公文書館)所収の文書から作成した。

* 調査は「1953.1.15/32. NO.39 ㊟○学校の実態調査 K.K.3」(国警神奈川県本部調査)による。朝鮮人教職員の()の数は「PTA雇い」教職員数(内数)である。**「第一次措置による閉鎖学校(昭和24年10月19日現在)」(Korean School file,1949,GHQ/SCAP文書、GS(A)02503~4)による。

崎市、横須賀市所在の計 5 校を、それぞれ 3 市が市立小学校朝鮮人分校とした。5 分校の状況を表 5-7 に示した。これら県内各地の朝鮮人学校の閉鎖から分校開設までの概要は、すでに今井幸子による研究で明らかにされている¹。5 校はいずれも、10 月 19 日、神奈川県知事内山岩太郎が、朝連が学校設置者であるとして学校閉鎖を命じ²、同時に朝連財産とみなして接收した朝鮮人学校校舎を朝鮮人児童のみを収容する市立小学校の分校として使用するという措置によるものであった。解散団体、すなわち朝連の財産であるとして、「2 政令」により国庫に接收された校舎・校地を地元市長が国庫から一時借用するという形式により、市立小学校の分校として開設するという措置が、どのような経緯によって成立したのか。以下、3 市の中で最も早く措置した川崎市の事例である。

(1) 「接收校舎」使用による市立小学校分校の設立

川崎市には、1948 年 6 月 15 日に私立小学校として認可を受けた朝連川崎小学校（教員 7 名、児童 387 名）、および同校南武分校（教員 4 名、児童 121 名）が所在した。10 月 19 日の措置において、知事は、両校を「設立者」が「在日本朝鮮人連盟川崎支部委員長安賛甲」であり、「設立者が朝連なる為、朝連の財産とみなす」と認定し、即刻建物を封鎖、接收した³。朝鮮人団体代表らが県知事と交渉するとともに、川崎市では父母約 100 名、児童 270 名が市役所に参集し、代表が教育部長と交渉した⁴。その後も児童らは「学校を返して」と市役所

1 今里幸子「神奈川における在日朝鮮人教育の民族教育—1945 年～49 年を中心に」『在日朝鮮人史研究』第 39 号、2009 年。また、朝連横須賀小学校大船分校の閉鎖について、作家金達寿が『前夜の章』で小説化している（『中央公論』1952 年 4 月号）。また、小沢有作『在日朝鮮人教育 歴史編』は、この日当校になされた警察力を行使した「接收」の様子を『前夜の章』を引用して紹介している。さらに、大石忠雄編『神奈川朝鮮学校資料 I』『同資料 II』（緑蔭書房、2015 年）は、神奈川県立公文書館所収の公文書や関連新聞記事等を収録している。

2 内山岩太郎（1820-1971）1912 年外務省入省、アルゼンチン公使等、46 年官選神奈川県知事、47 年公選知事当選（以後 5 期 20 年）内山は、日記に以下のように記している。「10 月 19 日午前 10 時午前 11 時 30 分〔陛下〕県庁御着。雨天である。此の日朝鮮人の学校を閉鎖することになり陛下の行幸と睨み合わせ面白くないが文部省がしきりに命令するので思い切ってやった」。（『内山岩太郎日記』『横浜市史 II 資料編 3』1993 年）

3 神奈川県知事発、法務府民事局長宛「朝連等の傘下学校施設の調査について」1949 年 10 月 25 日起案『昭和 26 年解散団体関係雑書綴』（『歴史的公文書』神奈川県立公文書館）。

4 『神奈川新聞』1949 年 10 月 21 日。「スクラムを組んで独立歌 父兄生徒がデモ」

への陳情活動を継続した⁵。県内各地で逮捕者も出るなどの激しい反対運動が展開される中で、10月27日、川崎市長金刺不二太郎は、接收により国有財産となった朝連川崎小学校、および同校南武分校校舎を、当校朝鮮人児童の大半を収容することになった川崎市立桜本小学校、および高津小学校の校舎として使用したいとする文書を県知事および法務府に発した⁶。その後、川崎市、神奈川県、法務府との間で文書が交わされ、11月4日には、接收財産である校舎の使用が許可された。経過を知るため、3者間で交わされた文書を表5-8に示した。

11月1日付「朝鮮人学校接收校舎一時使用願」によると、川崎市長は、「朝鮮人学齢児童を日本小学校に収容する為には、本市としても万全を期して居ります」としたうえで、「収容予定朝鮮人児童数882名」は「桜本小学校及高津小学校に集中する見込み」であり、当校の「従来の教室不足による二部教授は、これが為更に増加される」ことから、接收した朝連小学校を校舎として使用したいとした。神奈川県知事も校舎貸与を川崎市の「実情」から「初等教育運営上誠に至高な希望と考慮」する口添えした。川崎市および神奈川県と法務府民事局との具体的な協議内容は不詳であるが、知事が11月1日付で発した「願」を民事局長が11月4日に認可していることから、文部省の諒解も含め、接收校舎の使用による「分校」設置という方策は迅速に進んだとみてよい。先述の通り、「分校」容認の文部省通達は11月1日に発せられている。

横浜市および横須賀市も川崎市と同様な措置をとった。横浜市教委は、10月29日に、「横浜朝鮮小学校」「鶴見朝鮮小学校」を「日本人学校の分校として経営、朝鮮人人子弟の教育場とする」ために使用したいとする「解散団体財産使用願」を法務府に送付した。その理由を「二部、三部教授をよぎなくされているため、約700人の朝鮮子弟を収容不可能」とした。法務府はこれを11月8日に許可した。また、横須賀市は、市長石渡直次により、日付は不詳であるが、法務総裁に「朝連横須賀小学校」校舎を「市立諏訪小学の分教場」としたい旨の「普通財産一時使用申請」を送付した。その理由を「現在では日本人だけでも飽和状態にあるので、この上朝鮮人学童を受入れることは仲々困難」で、「本

5 『アカハタ』1949年10月22日、および同年10月28日。

6 金刺不二太郎（1895-1980）東京工学校卒、川崎市議、神奈川県議、1946年川崎市長就任（71年まで7期連続）、この間全国市長会会長（4期）。

校の分校として授業の完遂を計る」ためとした。法務府は、11月15日に許可した⁷。

表 5-8 朝鮮人学校接收校舎使用をめぐり川崎市、神奈川県、法務府との間で交わされた文書（1949年）

執行日付 (1949年)	文書名(番号) 発信者 宛先	文書内容(抜粋)
10月27日	「朝鮮人学校接收校舎使用について」(24川教庶第475号) 川崎市長 金刺不二太郎 発 神奈川県知事 内山岩太郎 宛	標記の件について別紙*の通り、法務庁(マ)民事局宛提出いたしました。本件に関しては本市の実情に鑑み必ず実現を見ますよう然るべく副申方御願ひ致します。 [*法務府民事局宛の「別紙」とは、日付は11月1日であるものの文書番号が同一であることから下段の文書であると考える]
11月1日	「朝鮮人学校接收校舎一時使用願」(24川教庶第475号) 川崎市長 金刺不二太郎 発 法務庁総裁 宛	今般、朝鮮人学校閉鎖により朝鮮人学齢児童を日本小学校に收容する為には、本市としても万全を期して居りますが、従来の教室不足による二部教授は、これが為更に増加される事となり、然も收容予定朝鮮人児童数882名の分布状況により、関係学校14校中特に桜本小学校及高津小学校に集中する見込みでありますので、該学校は共に5年迄二部教授施行中に付、これが緩和の方途として、今回接收せられた桜本小学校学区内に於ける川崎市浜町校舎及高津小学校学区内の高津瀬田町校舎並校具を左記により本市に貸与せられるよう御高配下され度く御願ひ致します。記 一、借用物件 一、校舎及校具従来の施設全部* 所在 川崎市浜町1丁目19番地 二、校地、校舎及校具従来の施設全部 所在 川崎市瀬田町2405番地 二、借用期間 自昭24年11月1日 至昭和25年3月31日 三、使用料 貴庁御指示による 備考 追而右借用物件は、昭和25年度以降に於いて買取する予定であります。万 一 買取不可能の場合には、期間迄相違なく明渡し返還致します。 [*「使用物件、一」に「校地」が含まれないのは、「川崎市浜町1丁目19番地」の校地は川崎市の市有地であったためである。1946年11月、朝鮮川崎小学校の前身である川崎朝鮮初等学院が川崎市立大島小学校跡地(浜町1丁目19番地)を川崎市より借り受け開校したとされる]
11月1日	「朝連関係接收財産の使用について」(937号)〔起案文書〕 神奈川県知事 発 法務府民事局長 宛	10月19日閉鎖した朝連川崎小学校及び朝鮮川崎小学校分校朝連南武小学校学齢児童882名の收容については、川崎市当局において受入実施に万全を期して居りますが、同市の戦災学校復旧は未だ戦前の水準に達せず殊に関係14校中、桜本小学校及び高津小学校に2校には就学児童の集中が予想されますが、現在右2校は、5年まで二部教授を施行中でこれが緩和の方途として前記閉鎖2校の校舎並びに校具を利用することは同市の初等教育運営上誠に至高な希望と考慮されますので貸与下さるよう御高配賜りたく進達いたします。
11月4日	「朝連関係接收財産の使用について」(民事甲第2548号) 法務府民事局長 村上朝一 発 神奈川県知事 宛	[...] 10月13日付[...]通知]に基き接收された朝連川崎小学校及び同校分校朝連南武小学校施設については、その管理を川崎市長に委託し、とりあえず、右朝鮮人学校閉鎖に伴う学齢児童の学校施設として川崎市において使用できるよう措置された い [...]

本表は、「朝連学校関係係」(『歴史的公文書』神奈川県立公文書館)所収の文書から作成した。

(2) 川崎市立桜本小学校分校

以上、神奈川県の川崎、横浜、横須賀の3市において成立した公立小学校の「朝鮮人分校」は、接收された朝鮮人学校校舎を公立学校の一部として使用で

7 「朝連学校関係係」(『歴史的公文書』神奈川県立公文書館)。

きるよう法務府に要請したこと、時期、手続き等がほぼ同様であり、3市と神奈川県が協議した形跡が見られること、二部授業等の「緩和の方途」という名目によったこと、などの共通した特徴がみられる。朝鮮人児童が一举に転入することになる小学校の混乱回避するため方策といえるが、3市において東京都のような日本人の公立学校側に朝鮮人受け入れ反対の動きがあったかどうかは確認できない。

川崎市では、11月2日に川崎朝鮮小学校児童をいったん桜本小学校に収容したのち、4日に旧朝鮮学校小学校に移動させたことが新聞記事より確認できる。法務府民事局長が接收校舎の使用を認めた当日の措置であった。以下、『アカハタ』の報道である。

川崎朝鮮小学校児童450名は、閉鎖後16日目の4日午前11時朝鮮小学校へ復校式をおこなった。近藤アキラ校長から「おとといこの学校へ入学した朝鮮のお友だちはここで勉強してもらったつもりだったが、学校がせまいのでいろいろ相談した結果、もとの朝鮮人小学校へかえってもらうことになった」と話があり、1キロ半離れた、まだ釘付けになったままのなつかしい自分たちの学校へかえった。これらの児童は桜本校大島分校として、今までの朝鮮校舎を使うことになったもの。⁸

10月27日に校舎貸与の依頼、11月2日に児童450名を本校に収容、法務府が使用許可を発した4日に分校に移動という川崎市の措置は、極めて迅速な対応であった。また、時期は少し遅れるが、横浜市、横須賀市も同様とみられる。対朝鮮人団体との喫緊の課題であったことにもよるが、11月1日の分校容認の文部省通達が同月24日には変更されるという事態が迫っていたとの推測も可能である。

都立朝鮮人学校と同様、児童の抵抗が開校後しばらく続いたことが報告されている。今里によると、これら分校5校の在籍数は閉鎖された9校の在籍数の

8 『アカハタ』1949年11月6日「懐かしの校舎へ帰る 川崎」。なお同記事には以下の引用が続く。「近藤校長は「16日まえ、あなたたちが学校をクギづけにされたことは、人ごととは思えぬ。あなたたちがカバンをしょって雨にぬれたままあてもなく歩いている姿を見て私は泣いた。自分としてはどうすることもできないのが残念だが、みなさんはどんなことがあってもたえてつきすすんでゆく元気をもたなければなりません」と述べている」

約 87 パーセントとされており、大多数が公立分校に移動したとみてよい⁹。一方、残りの 4 校（朝連小学校分校）については、2 校の児童が地元小学校へ分散入学し、他 2 校の児童が「公立小学校の集団編入」し、「民族学級の開設を獲得」したとされている¹⁰。校舎が従来の朝鮮人学校校舎であり、分校で学ぶ全員が朝鮮人であるという点では、公立小学校の分校という形で朝鮮人学校の形式がそのまま引き継がれた側面もあるが、学校の「管理運営」「教員人事」「教育内容」の各次元の「自主性」は相当減じられ、従来の朝鮮人学校とはかけ離れたものとなった。

第 2 節 大阪府

大阪府では、大阪市教育委員会（以下、市教委）が 1950 年 7 月に市立本庄中学校西今里分校を開設した。神奈川県の開設から半年後である。当校については、すでに、坂本清泉や梁永厚の研究、当校教員森田恭介による諸記録などによって、成立経過やその後の展開などの概要は、ほぼ明らかにされている¹¹。そのうえで、本節では、大阪府を所管した近畿連絡調整事務局長島重信の外務大臣への報告文書等、これまで活用してこなかった行政文書を手掛かりに、当校設置者であった大阪市と監督庁であった大阪府との設置をめぐる議論など、行政側の意図に着目する。

（1）公立小中学校への転入学の状況

大阪府知事赤間文三は、第一次措置により 1949 年 3 月に認可された財団法

9 川崎、横浜、横須賀の 3 市、5 小学校の公立朝鮮人分校は 1965 年まで継続する。

10 （注 1）「神奈川における在日朝鮮人教育の民族教育—1945 年～49 年を中心に」175 頁。

11 坂本清泉「公立朝鮮人学校の自主校移管の問題—市立西今里中学校の場合を中心に」『大分大学教育学部研究紀要教育科学』3 巻 4 号 1969 年、「同 II」『大分大学教育学部研究紀要教育科学』3 巻 5 号。同「第 4 章在日朝鮮人の民族教育運動とかかわって」『生活教育論』明治図書、1972 年。梁永厚「大阪における朝鮮人学校再建運動—1950～1953」『在日朝鮮人史研究』第 8 号、1981 年 6 月。同『戦後・大阪の朝鮮人運動 1949-1965』未来社、1994 年、119-124 頁。森田恭介『日本人教師が迎った在日朝鮮人教育 戦後（大阪）史（一）』朝鮮資料研究所資料叢書第 1 集、発行年未記載。（「私的西今里朝鮮中学校史」「民族独立のための教育—方法と実践」（1955 年日教組第 4 次教研大会での報告）「資料 西今里中学校学校事業計画 1959 年度」）。

人大阪朝連学園（24校）に対して、組織改組を通告した。朝連学園は新たな法人申請をしたが、知事は、11月5日、法人の設立認可取り消しの文部省指令に基づき、法人傘下の学校を含め、合計40校（内分校4）に閉鎖命令を通告した。これに対して、同学園は11月10日、原告代表者理事宗景台により、知事を被告とする「学校閉鎖処分の取消請求」の提訴と「行政処分執行停止」の申請を大阪地裁に、併せて、文部大臣高瀬正太郎を被告とする「法人設立許可取消の取消請求」の提訴を東京地裁にしたことは、すでに第4章で論じた通りである。

閉鎖措置執行により、存続したのは唯一認可を得た白頭学院建國小・中・高等学校のみとなり、断続的に授業を行った朝連系の学校もあったが、大半の児童生徒は公立学校への転校を余儀なくされた。そのため、府内各地で、朝鮮人団体の抗議活動が長期間続いた。中でも児童生徒による抗議活動については、12月14日付の近畿連絡調整事務局長発の報告文書（以下「報告」）は、以下のように詳細に取り上げている。大阪市内各所では「未転学学童が已に日本人公立学校に転学している朝鮮人児童を呼び出し、各々学校廊下其他で革命歌を合唱せしめ、座り込み戦術を展開」した。大阪市に隣接する中河内郡巽町では「騒擾最も甚しく」「250名の朝鮮人学童の受入れ事務を開始せんとした處」「革命歌をうたって不穏な形勢となったので国警大阪府本部の応援を得た」。泉北郡八坂町や信太町では「巽町と同様の攪乱工作をなすべく」「授業拒否の行動に出ており、形勢不穏となった」などである。「報告」は、これら児童の活動を「〔12月2日の〕尼崎分校設置事件に端を發し」た「騒擾」とみなしている¹²。

表5-9は、1949年12月時点での大阪市内の市立小、中学校への転入学の状況である。表中「今後受入予定」者とは、12月10日時点において朝鮮人学齢者で、かつ小学校もしくは中学校に就学していない児童生徒であり、実態は、

表5-9 大阪市立小、中学校における朝鮮人児童生徒の受入状況（1949年12月10日現在）

	閉鎖前	閉鎖後受入れ	今後受入予定	合計
小学校	4,110	3,552	3,974	11,636
中学校	536	492	2,798	3,826

本表は、「朝鮮人児童受入状況（1949年12月10日現在）」（『教育月報』1950年1月（第11号）大阪市教育委員会）より作成した。原表には「本表は外国人登録簿による受入数を示す」ある。

12 近畿連絡調整事務局長発、外務大臣宛「朝鮮人学校閉鎖に伴う騒擾に関する件（二）」（近連本第342号）1949年12月14日（『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』）。

転入学を拒否した者、および不就学の状態の者である。学校閉鎖前の大阪市内の朝鮮人学校就学者総数は不詳ではあるが、市立小、中学校への転入が一定程度は進んではいたものの、相当数の「今後受入予定」があり、とりわけ中学校においては顕著であったことがわかる。このことが、大阪市における公立朝鮮人中学校開設の動因となる¹³。

(2) 公立朝鮮人学校設立の動き

梁永厚の研究によると、公立朝鮮人学校設立の動きは、旧大阪朝鮮中学校校長宋文耆、旧東成朝鮮学園小・中学校父兄会会長朴燦宅らによって、1949年12月中旬より始まったとされる。「不就学児童・生徒の実態を考慮し、旧朝鮮人学校の校舎を使って、公立の朝鮮人小・中学校を設置せよ」と「数十回も〔大阪〕市教委へ出向」き、要望したという。翌1950年3月上旬、公立朝鮮人学校設置について、旧東成朝鮮学園校舎の提供を文書で申し出るように市教委から通知され、東成朝鮮学園校長金達寛、同理事長韓錫佑、および大阪朝鮮中学校長宋文耆の連名で、校舎使用を承諾する文書を提出した¹⁴。3月下旬、市教委から「小中学校の設置は無理だ、中学校だけを4月1日より設置する」との通知を受けた。これにより、宋文耆らは、「小学校はこれから要望を重ねて行こうと思ひ、とりあえず、旧朝鮮中学と東成中学生徒たちに、開校が決まったと連絡を發した」¹⁵とされる。

ちょうど同時期の3月25日、第5章で論じた兵庫県で公立朝鮮人分校設置の「覚書」が交わされ、これが隣接する大阪の朝鮮人団体の動きにも即影響した。4月13日付「報告」には、「当地の如き韓人密集地域に於いては予期した如く、反響を呼び、已に4月5日には、7人の韓人児童代表が大阪府当局を来

13 一方、大阪市および大阪府は、多数の受入れが予測される学校では、朝鮮語等の教育のための教員が必要であると判断し、12月8日と翌年1月18日に「公募採用試験」を実施し、教員免許状、教職員適格審査等の条件を課したうえで、合計29名の採用をきめ、必要とする学校へ配置した。(近畿連絡調整事務局長発、外務大臣宛「韓人学校閉鎖後の大阪府の児童受入及び特殊教師採用に関する件」(近連本第168号)1950年4月4日)。ここで採用された朝鮮人講師は、民族学級の講師として在籍多数校へ配属された。

14 東成区今里に所在した東成学園の校地は、旧大阪市阪東高等小学校跡地を借用しており市有地であったことも作用したと考えられる。

15 (注11) 梁永厚「大阪における朝鮮人学校再建運動—1950～1953」49頁。

訪し、「日本人学校ではいじめられているので勉強出来ぬ。兵庫県の如く大阪市に於いても、韓人小学校を設置してもらいたい」と口頭で陳情をなした」とある。ただし、実際に設置されることになったのは中学校のみであった。

1950年4月開校という大阪市の当初計画は、大阪府が認可しなかったことから変更となる。市教委は「校長と事務員1名、校務員1名を4月に発令した」が、教員の任命権者である府教委が教員の「発令をしぶった」ためである¹⁶。その理由について、同「報告」は、「東成区今里の居住韓人より要請があり、〔市教委は、〕西今里中学校を新設することになり、大阪府教育委員会に認可申請をした處、大阪府側としては同中学校が職業指導を中心とした特殊教育を行い、学区制を無視して生徒を入学せしめることが判明したので、当然付近の韓人生徒がこの学校に密集する結果となり、延いては已に日本人学校に転校した生徒にも影響を与えるものと考えるので、今暫く本件認可は考慮したい旨の回答を大阪市側に与えた」とした。これに対して、大阪市は、「本件については、文部省某係官の賛成を得て市の権限内で行ったことであり、已に校長も発令しているので、今更本件取下げする考えはないという見解をもっている」として対立した。また、同「報告」には、大阪府では、副知事、総務部長、大阪府と大阪市の教育長らにより、「大阪府鮮人学校対策委員会」を結成し、「韓人生徒を主とする学区制によらない普通学校は認可しない根本方針を決定し」ており、大阪市の中学校設置はこの決定に違反しているとした¹⁷。以上の情報は、近畿事務局が大阪府側より聴取したものである。

さらに、5月11日付「報告」によると、4月21日、今度は大阪市教育長板東遼次が、近畿連絡調整事務局長島重信を来訪し、市側の見解を以下のように説明した。「問題の今里を中心とする地区には、〔…〕日本学校に転校を承知しない約1400名の韓人学徒があり、これをこの儘放置しておくことは韓人教化の上から好ましくないと考えられた處、偶々閉鎖の儘の元朝鮮人学校校舎があるので、これを買収し、全市の教員から献身的に韓人教育に盡す希望者を選んで、日本教育を与える方針で西今里中学校設置を決めたものであり、この計画には

16 (注11)『日本人教師が辿った在日朝鮮人教育 戦後(大阪)史(一)』9頁。

17 近畿連絡調整事務局長発、外務大臣宛「韓国人学校再開に関する件」(近連本第186号)1950年4月13日(『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』)。

右地区の韓人有力者も全面的に賛成しているが、前記不就学学童が東成、生野両区にまたがって居住しているため、学区制の例外を認めざるを得ない実情である。尚本件実施に関して、大阪市教育当局が韓人側よりの圧迫に服したという様な事実はない」。この日の市側の説明には、大阪府鮮人学校対策委員会委員長として副知事大塚兼紀も同席し、「本件学校を独立校とすることは韓人のために新しい公立校を設置することとなり、他の地区に対する影響も強いと思われるので、一応既存隣接学校の分校として開設し、該分校の学区内に居住する日本人学徒については他の日本人学校に通うことを黙認する方法をとることにしてはどうかとの見解を大阪府教育当局に伝えておいた」と述べた¹⁸。これに対し、市教育長は「市としては必ずしも独立校とすることを固執する意向はない」とした。

大阪市教委は、閉鎖措置により発生した多数の「不就学」者向けに元朝鮮人学校の校舎を使用した中学校の新設を決めた。これは公立朝鮮人学校（分校）を求めた朝鮮人団体の要求を受け入れたものでもあった。ただし、形式上は「職業指導を中心とした特殊教育」を重点とした学校とすることで、朝鮮人中学校という色彩を前面には出さなかった。公立分校は認めないとする文部省、それを遵守する大阪府当局を意識した方策であり、賛成を得たとする「文部省某係官」からの示唆の可能性もある。それでも大阪府は、朝鮮人のみの学校であり、学区制を無視しているとして、4月の時点でその認可を保留とした。一方、分校開設に当たって市教委が、「全市の教員から献身的に韓人教育に盡す希望者」を選ぶと表明したことは注目される。

(3) 大阪市立本庄中学校西今里分校の開設

その後、両者の協議により7月に開校となる。この時、府市両者の調整に近畿地区の地方軍政を管轄した近畿管区民事部が関与し、結果的には、未就学の生徒の教育をするという理由により朝鮮人のみの学校を認めたことに注目した

18 近畿連絡調整事務局長発、外務大臣宛「市立韓国人中学校設置に関する件（二）」（近連本第259号）1950年5月11日（『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』）。

い¹⁹。民事部が関与したのは、大阪府が、認可の判断をめぐり「軍側の意向打診」を近畿連絡調整事務局に依頼したことから、「事務局係官より管区教育課長に意見を求めた」ことによるものである²⁰。先の5月11日付「報告」によれば、予定校舎を実地検分した近畿管区民事部教育課長〔氏名不詳〕は、「韓人のみの学校乃至学級を作ることには自分は賛成しないが、未就学韓人学童に何とかして教育を施したいという意図は敬服に値するものであり、従って府市両当局が同意する方式で公立校をつくることには反対しない」とした。そのうえで、「独立校として既設隣接校と運動場を共有することは必ず問題を惹起するから、隣接校の校舎拡張の形とし、双方の校舎に日韓両学童を混合収容することが出来れば最も良策と考えられる」との見解を述べた。これは、大阪市が市立西今里中学校として開校予定した元朝連東成学園の校地が市立本庄中学校と隣接していたことからくる問題を指摘したものである。市教委の資料には以下のように記され、開設までの複雑な事情を示唆している。

貧困家庭の中学校生徒の多い東成区、城東区、生野区の本市東部地域に職業指導と課外指導を重点とした学校を設け、教育の機会均等をはかる必要があったので、大阪市立西今里中学校の設置を計画したが、法上朝鮮人生徒のみの学校は認められないとの意見により、改めて昭和25年7月1日より大阪市立本庄中学校西今里分校として開設することになった。²¹

市教委は、独立校ではなく「分校」という形式をとることで府教委と折り合いをつけた。実際は府教委が懸念する朝鮮人のみの学校ではあり、朝鮮人団体の要求に応じた形式であったが、「貧困家庭の中学校生徒」「教育の機会均等をはかる」というロジックを前面に出すことにより、朝鮮人団体の「圧迫」でなく、あくまでも行政の主体性に基づいた措置であることをアピールする必要があった。さらにこのロジックは、朝鮮人のみの学校設立に反対する近畿管区民事部を説得するためのものだったとも考えられる。ただし、その一方で、大阪

19 1949年7月、これまでの地方軍政部は地方民事部と改称したことにより、近畿管区民事部（Kinki Civil Affairs Region）が近畿地区の地方軍政を管轄し、近畿地方民事本部とも呼ばれた。

20 「大阪市西今里中学校に関する件」近畿連絡調整事務局『執務月報 第27号』1950年4月。

21 大阪市教育委員会「西今里中学校に関する資料」（注11）『生活教育論』193頁、重引）

市東部の「在日朝鮮人多住地域の日本人父兄、教育関係者たち」が「在日朝鮮人児童〔生徒〕の受け入れを拒む」という状況の中で、市教委が「現場の混乱を避ける」方策の確立を迫られていた」という梁永厚の指摘も重要である²²。つまり、大阪市が朝鮮人団体の要求を受け入れ、分校、すなわち集団教育を認めた背景には、分散入学となれば、一時に多数の朝鮮人生徒の転入によりこれら市東部の市立中学校の現場で生ずる問題やトラブルを避けたいという市教委の判断が働いたというのである。こうした行政側の意図については、坂本清泉も着目し、大量の朝鮮人の公立学校への「転入によりひき起こされる混乱」防止のための「便宜的措置の結果」として公立朝鮮人学校が成立したと分析している²³。以上、西今里分校は、市教委、府教委、軍政部という行政間の異なる思惑が交錯する中で紆余曲折を経て成立したといえる。

7月1日の開校当日、『毎日新聞』によると、校長川村市兵衛は「いま、朝鮮は名前ばかりの独立国で不幸な目にありますが、こうして勉強の機会を与えられた皆さんの力でやがて立派な内容のある独立国にしてください。そして皆さんは善良な在日居留民として日朝融和のくさびとなって下さい」と生徒に話した²⁴。

半年後の1951年4月、市教委は、市立本庄中学校西今里分校の名称を市立西今里中学校とした。先の市教委資料には「諸種の事情を考慮し名目上は西今里

表 5-10 西今里中学校の年度別学級数、生徒数、教員数（各年度末）

年度	1950	1951	1952	1953	1954	1955
学級数	3	5	2	14	16	18
生徒数	139	276	499	621	814	943
卒業生数	26	56	169	169	189	227
日本人教数	9	13	14	20	21	22
朝鮮人教員数	2	3	5	12	16	19

典拠 赤塚康雄「戦後大阪市教育史（Ⅱ）」『大阪市教育センター研究紀要第7号』1986年、100頁。なお、朝鮮人教員は年々増員しているが、1952年度以後増員分は市教委採用でなく教育会採用によるものである。（坂本清泉「公立朝鮮人学校の自主校移管の問題—市立西今里中学校の場合を中心にして」『大分大学教育学部研究紀要教育科学』3巻4号、1969年）

22 （注11）「大阪における朝鮮人学校再建運動—1950～1953」49頁。

23 （注11）「公立朝鮮人学校の自主校移管の問題—市立西今里中学校の場合を中心にして」等。

24 『毎日新聞（大阪）』1950年7月2日。「戦乱の祖国建て直そう、本庄中で朝鮮大学童の始業式」なお、坂本清泉は、校長川村について「独立校の校長としての自己の立場を強力に主張するとともに、1957年退職するまで、公立学校というわく内で最大限に自主的民族教育を保障するため誠実な努力を続けた」と評価している。（注11）『生活教育論』193-194頁）

分校であるが実質上大阪市立西今里中学校として独立の取扱いをすること」となったと記している。表 5-10 に年度別の学級数、生徒数、教員数を示した。開校時には 136 名であった生徒数は急速に増加した。その後の経緯は省略するが、1955 年以降の朝鮮人運動の高揚の中で、1961 年 7 月、市教委と朝鮮人団体の間で財団法人大阪朝鮮学園大阪朝鮮中級学校への移管の交渉が妥結し、1961 年 8 月 31 日を以って廃止となる²⁵。

第 3 節 岡山県

岡山県では、10 月の第一次措置直後より県当局と朝鮮人団体代表者との間で交渉が始まり、11 月 4 日に双方が県内のほぼ全ての朝鮮人学校を公立学校の分校に移管するとする協定をかわすことで、市町村立小、中学校朝鮮人分校計 11 校が成立した。分校については、『岡山県教育史・続編』や金徳龍の研究等で明らかにされてはいるが、成立経過には不明な点も多い²⁶。ここでは、主に「岡山県行政文書」を用い、『山陽新聞』記事等と照合しつつ検討する²⁷。

(1) 県提示の「公立学校の分校」案

県文書「朝鮮人学校の処置について」（以下「県文書」とする）によると²⁸、10 月 19 日の第一次措置で、岡山県知事西岡廣吉は²⁹、中学校 2 校、初等学校 5 校、同分校 5 校を経営する岡山朝連学校管理組合が従前から申請していた財団法人設立を文部省が 10 月 13 日付で不許可と通知した。そのうえで、新たに管理組合と学校に対して学校閉鎖を勧告した。うち中学校 2 校以外は、前年 5 月に知事が小学校として認可したものである。この時点では、これらは朝連直営

25 赤塚康雄「戦後大阪市教育史（IV）」『大阪市教育センター研究紀要第 18 号』1988 年。前掲、坂本清泉「公立朝鮮人学校の自主校移管の問題（II）市立西今里中学校の場合を中心にして」。

26 金徳龍『朝鮮学校の戦後史』社会評論社、2002 年、99 - 102 頁。

27 「岡山県行政文書」とは『各種学校（朝鮮人学校）私立学校令（2 冊の 1）昭和 24～年度 総務学事課』を指す。岡山県行政情報公開条例に基づく請求により 2014 年 11 月 5 日「一部開示」された簿冊（複写合計 288 頁）である。

28 岡山県所定の罫紙 6 枚に書かれた表題「朝鮮人学校の処置について」の手書メモである。

29 西岡廣吉（1893 - 1961）1924 年東京帝国大学卒、岡山県知事、福岡県知事、47 年公選による初代岡山県知事（-51 年）となる。

表 5-11 岡山県が提示した公立学校の分校案（1949 年 10 月 31 日）

-
- 1 教員数—児童生徒 60 名に対し、朝鮮人教員 1 名（但し嘱託又は講師として）
 - 2 学級編成—現在の朝鮮人学校を公立学校の分校又は分教室とし朝鮮人の児童生徒のみをもって学級編成をする。
 - 3 教科と時間—朝鮮語、朝鮮歴史を次のように認める。〔時間数は 1 週あたり〕
 小学校 ・1 年～3 年 朝鮮語 3 時間（課外として） ・4 年～6 年 朝鮮語 4 時間（自由研究として）
 中学校 ・朝鮮語 4 時間（選択科目として） ・朝鮮歴史 2 時間（社会科として）
-

典拠「朝鮮人学校の処置について」『各種学校（朝鮮人学校）私立学校令（2 冊の 1）昭和 24～年度 総務学事課』。

ではないとの判断により、神奈川県の事例のような即時閉鎖や財産接收はなかった。そのうえで、県は、学校の存続を望むならば、11 月 2 日までに学校管理改組の手続きをとるよう指示した。

その一方で、県は、10 月 24 日以降、学校管理組合設立代表盧炳禹、および朝鮮人「有力者」4 名と協議会を開いた。その結果、県は、朝鮮人団体による「管理組合改組」は「至難」であると「見通し」、「公立学校に移行すること」を「方針」として、同月 31 日、朝鮮人団体に表 5-11 に示した「公立学校分校案」を提示した。現朝鮮人学校を朝鮮人児童生徒のみの「分校又は分教室」とすることを前提にした朝鮮人教員配置と学級編成の基準、および教育内容として「朝鮮語」「朝鮮歴史」の時数と教育課程における位置づけを示したものである。公立分校において県行政が許容できると判断した朝鮮人教育の「自主性」の内実とみることができる。

以上のことから、岡山県は、第一次措置直後の早い時期に、朝鮮人団体との交渉により、文部省の求める分散入学ではなく、閉鎖する朝鮮人学校を公立学校に「移行」する方向で、解決を図ろうとしていたことがわかる。分校容認の文部省通達以前の時期である。ただし、朝鮮人学校教職員組織「在日本朝鮮教育者同盟岡山県支部」は、10 月 31 日の県知事宛て「抗議文」において、「朝鮮人学校の公立化反対」を明示しており、朝鮮人団体が公立学校移管の線のひとつにまとまっていたわけではなかったことにも留意を要する。一方、こうした県当局の動向について、中国連絡調整事務局長による外務大臣宛報告は、「県側としては事態の穏便な解決を期して隠忍すると共に、鮮人中の協力的分子と緊密に連絡を保った」としている³⁰。「鮮人中の協力的分子」の文言は、朝鮮人「協

30 中国連絡調整事務局長発、外務大臣宛「朝鮮人学校閉鎖に関する件」1949 年 11 月 19 日（『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。「10 月 19 日以来児童を先頭に多数の鮮人が頻繁に県庁に押

力者」を得て内鮮融和を進めた戦前の「協和会」行政の手法を想起させるものである。「議会開催」「分校案提示」などの迅速な対応の背後には、朝鮮人「協力者」との水面下の協議により、行政側の線で早急に「穏便な解決」期すとする県当局の思惑があったと読める。

翌、11月1日、朝鮮人団体は、県内の朝鮮人学校の学父兄大会を開催し、岡山朝鮮人学校の学父兄柳渭宗が県の提示案を説明した。大会での協議の結果、「決議文」を知事宛てに提出し、交渉を進めることを決定した。「決議文」は、「我民主民族教育を死守する」「学校接收反対」「改組期日延期」という要求事項に加えて、「県が提示した公立案の内容に於いて左記条件の民族的特殊性が確保出来ればそれに応ずる」とした。朝鮮人団体も条件を付したうえで公立学校移管という方針でほぼまとまったとみられる。その「条件」とは、「①現在の全教員を正教員として完全に採用すること。②学科は、朝鮮民族教育を主とし全授業時間の半数以上とすること、③教育委員の選挙権、被選挙権を与えること、それまでは教育委員会に朝鮮人代表を参加発言させること。④協定がなされる場合、暫定的でなく永久的にすること」の4項目である³¹。①は教育内容、②は教員人事、③は管理運営の次元のことがらであり、これらの「民族的特殊性」すなわち「自主性」の確保を行政に求めたものである。ここでは、③の教育委員の選挙権・被選挙権、朝鮮人代表の参加という要求に注目したい。これは、公立学校に移管する以上、公立学校を管理する教育委員会に朝鮮人の意見を反映できる仕組みをつくるべきと要求である。当時の朝鮮人は、1946年12月の衆議院選法の改正により「戸籍法の適用を受けざる者」として参政権を停止されており、国政、地方政治のみならず、1948年制度化された教育委員選挙にも投票できなかった。在日朝鮮人の教育行政への具体的な参画要求として注視したい。

『山陽新聞』の報道によると、11月1日午後、代表の柳渭宗ら3名がこれらの要求を県当局に提示した。県では文部省に照会するとして、夕刻、教育委員長野崎正衛と教育次長横山が上京した³²。こうして分校移管の方策が進行する

寄せ、総務部長その他の係員に対して暴言を吐くなどのこともあった。」

31 岡山県知事西岡廣吉宛、岡山県学父兄大会「決議文」1949年11月1日（「岡山県行政文書」）。

32 『山陽新聞』1949年11月3日。「手続延期など 朝鮮人学校改組で岡山県に要求」

一方で、県側は法務府・文部省から命じられた第二次措置を、管理組合側は従来の朝鮮人学校を継続のための新法人設立の準備を進めた。

11月2日、県は4日に予定する学校閉鎖および施設接收の執行において、警察側の援助を受けるための協議を行った。同日朝、朝鮮人5、60名が団体で県庁に集まり、担当者との交渉を求めたが、県は集団での交渉を拒否、退去命令を発し、警察官による強制退去によりけが人も出た。一方、『山陽新聞』によると、県当局、朝鮮人団体の双方は、上京した県教委の2人から何らかの回答があるものとして電報を待機したが、午後8時になっても連絡はなかったとされている³³。そのため、管理組合は、期限とされた同日夜遅くに「財団法人大同学校管理組合」設立の申請書を提出した。これについて、「県文書」には、「改組の許可申請書は午後11時45分に提出されたが、〔県による〕審査の途中で時限〔午後12時〕が到来したので、持参者に不受理を通告した」、「受付期限の延長については、上京中の係員からの連絡があり、不可の旨を（決議文の回答として）回答した。申請書の不受理によって、解決は公立学校編入の一途のみとなった」と記されている。すでに第4章で述べたように、新財団法人の許可申請書は、県が時間切れを理由に「不受理」としたことで、文部省審査にまでは至らなかったのである。

11月3日、県では、上京中の県教委委員長、教育次長が帰庁したため、「公立学校への吸収について更に協議（当方のみにて）したが、既定の方針に変更はなかった」。これは10月31日の「公立学校への吸収」という提示内容を再確認したとみることができる。協議会の後、朝鮮人団体に「決議文」の4項目について「何れも不可なる旨」を「正式回答」した。さらに、関係する各地方事務所の総務課長会議を招集し、翌日各郡市で執行予定の各朝鮮人学校に対する閉鎖および施設接收について、警察も交えて最終の打ち合わせを行った。朝鮮人側の抵抗を予想しての判断である。

(2) 「協定書」の成立

33 (注32)『山陽新聞』1949年11月3日。

11月4日、県は、朝鮮人学校12校に対して閉鎖および施設接收措置を執行した。新聞記事と「県文書」からおおよその経緯がわかる。「午前7時から岡山朝連中学、同初等学校には荒木県庶務課長、他の学校には各地方事務所を通して閉鎖を命じ、日本の公立学校に転換するための建物設備などの財産保全の措置をとった³⁴⁾」とされている。ところが、実際には接收は途中で中断された。「県文書」によると、「一斉に閉鎖命令を交付し、同時に接收を行わんところ、公立学校移行について朝鮮人団体全体に意見の取纏めの未了を理由とし、学校閉鎖を自主的に行うこととし、財産接收については代表者側において折衝妥結を得る迄猶予方を申し出たので、一応これを受け入れ（現場へ相当数の警官が出動していたが）」た、とされている。ただし、前掲の中国連絡調整事務局長の報告では、「警察官の出たことが鮮人側を刺激し」たことで「ある程度の紛擾が起き」「この間従来県側と協力してきた鮮人等も、警察官を伴っての早朝の手入れは不穏当であると申し入れたので、県では接收執行を一時停止」したとされ、中断理由について、行政側に微妙な食い違いが生じていたものの、これまで「県側と協力した」とされる朝鮮人代表側が、警察力を背景にした接收に反対したことが作用したと思われる。『山陽新聞』によると、中断後、「同日10時30分から教育長室で県側佐藤副知事、教委側高畑教育長らおよび朝鮮人父兄代表（柳渭相氏ほか5名）の3者会談で協議した結果」、分校設置の「協定が成立した」とされる。また、「県文書」では「直ちに代表者と会談を行い、別紙の通り協定を見るに至った。よって協定に基づき、岡山市朝鮮人学校は午後3時半から数

表 5-12 岡山県と朝鮮人側とで交わされた「協定書」（1949年11月4日）

- 1 朝鮮人学校を公立学校に移管するということは法令の範囲内に於いて朝鮮語、朝鮮の歴史等についての朝鮮人独自の教育を加えて実施するということで了解ができた。
 - 2 従って各朝連学校当局は直ちに教育活動（生徒が登校し授業を行う）を自主的に中止する。
 - 3 接收は朝鮮学校及び同父兄側も協力し、本日午後3時30分より着手し、4日中に接收手続きの完了を期する。
 - 4 接收解除後公立学校再開までは、所有権、使用権接收のものにあつては名目の如何を問わず事実上使用は11月6日迄。ただし11月5日登校時より午前10時までは一時児童生徒の登校を認める。
 - 5 右協定事項は、県及び父兄代表者側を通じ、県下各学校へ徹底させ、履行させる責任を持つ。
- 以上右協定する。 昭和24年11月4日
- ・県側 岡山県副知事佐藤勝也、総務部長中西登幾継 ・教育委員会側 委員長野崎正衛、教育長高畑浅次郎
 ・朝鮮人学校関係及び父兄代表側 柳渭宗、盧炳禹、許萬吉、金春培、大林一雄、曹丑姓

典拠『岡山県教育要覧・1950年版』岡山県教育委員会、1951年3月。

34 『山陽新聞』1949年11月5日。「分校措置決まる 岡山県の朝鮮人学校」

名の者のみを以って平穩裡に接收を終了した」とある。朝鮮人の側には県内の学校が必ずしも分校移行でまとまっていたわけでもなかったという事情、行政側ではできるだけ衝突は避けたいという意向が働いたためと考えられる。

3 者会談での「協定書」の全文を表 5-12 に示した。第 2 項から 5 項までは、分校移管までの手続きを確認したもの、第 1 項は、分校での教育内容を取り決めたものである。朝鮮語等の独自の教育は、「法令の範囲内において[…]実施」という抽象的な文言に留まっている。県教委によれば、「協定書第 1 項の内容」は、「正規の授業を担当する教員は、各担当の免許状を有し、教職適格者でなければならない」、「朝鮮語、朝鮮の歴史の授業について」は、小学校では「正規の時間外において 1 週 6 時間、朝鮮人教師によって教えて差し支えない」、中学校では「前記のほかに外国語として朝鮮語を教えて差し支えない」とされている。後ほどこれが問題となるのであるが、「協定書」には明示していない「法令の範囲内」の内容が、いつの時点で、どのレベルで確認されたものかは不詳である。これまで指摘してきたように、この内容は朝鮮人団体の大きな譲歩であることはいうまでもない。

「協定書」成立を受け、県教委は、同日午後 1 時、関係市町村および学校長を集めて協議し、閉鎖した 12 校のうち 10 校を公立学校分校として既存の学校に並置することをきめたうえで、11 月 7 日から開校できるよう各市町村長、学校長に要望した³⁵。極めて早急な措置が県のイニシアチブの下になされたといえる。しかし、これには、地元市町村、学校から反対が出た。岡山市では、市内東田町に所在した旧岡山朝連中学校および同朝連初等学校をそれぞれ近隣の岡山市立丸之内中学校の分校、同出石小学校の分校とすると県側は決定したが、岡山市議会は「あまりにも一方的、独善的である」として、11 月 5 日、県・県教委の責任者を呼んで緊急市議会協議会を開催した。協議会では、該当の小学校および中学校の PTA としても反対であるとの議論がなされた。児童生徒が日本人であることが自明の小、中学校に、分校として朝鮮人だけの学校が並置されるという形式に PTA は反対したと思われる。最終的には、丸之内中学校、出石小学校の分校としてではなく、それぞれ名称を「岡山市立中学校分校」「岡山

35 『山陽新聞』1949 年 11 月 5 日。「12 校中 10 校が移管 7 日開校指示」

市立小学校分校」とすることでまとまった³⁶。これは、岡山市においては、既存の岡山市立校に付設する朝鮮人の分校という形式をとることができなかったことから、分校という名称ではあるものの、本校を持たない単独「分校」という変則的な形式であった。ただし、分校校長は丸之内中学校校長が併任した。なお、岡山市以外に「津山市立小学校分校」「児島市立小学校砂走分校」という名称の学校も設置されたことから、両市においても、同様な経緯があったと推測する³⁷。

「協定書」により、県教委が11月7日に設置した公立学校分校11校（中学校分校2、小学校分校8、特別学級1）を表5-13に示した。いずれも旧朝連の学校を分校したものである。中でも、岡山市立小学校分校や町立伊部小学校光が丘分校は、児童数が500名前後という大規模な分校となった。これにより、県内の旧朝鮮人学校の児童生徒約1800名は、形式的には公立小学校、中学校に編入

表5-13 岡山県の公立小学校「朝鮮人分校」の状況

自治体	公立分校名称	開設年月日 (1949年)	校舎 所在地	1949年度の 教職員・児童数			1949年11月閉鎖時点 の私立朝鮮人学校*			
				日本人 教員数	朝鮮人 教員数	児童生 徒数	学校名	教員	児童 生徒	
岡山市	岡山市立中学校分校	中村亀夫	11月4日	岡山市東田町75	6	2	112	岡山朝連 中学校	5	112
	岡山市立小学校分校	中村亀夫	11月4日	岡山市東田町75	14	9	456	岡山朝連 初等学校	9	458
和気郡 伊部町	町立伊部小学校 光が丘分校	田中隆一	11月4日	伊部町南伊部 砂ヶ浜166ノ2	4	2	95	岡山朝連初等学 校和気分校	3	95
浅口郡 連島町	町立西浦小学校 亀島分校	定金奎郎	11月4日	連島町大字亀島 新田	16	8	532	水島朝連初等 学校	13	532
	町立連島中学校 亀島分校	高見芳松	11月4日	連島町大字亀島 新田	4	2	83	水島朝連中 学校	4	83
児島市	児島市立小学校 砂走分校	原野隆		児島市味野町4 丁目砂走	3	1	57	水島朝連初等学 校西児島分校	3	57
津山市	津山市立小学校分校	椋代誠一		津山市大谷昭和 町	4	2	86	津山朝連初等学 校	4	86
久米郡 吉岡村	村立久木小学校 藤原分校	藤本繁木		吉岡村宇藤原	3	1	64	津山朝連初等学 校吉岡分校	2	64
阿哲郡 石蟹郷村	村立井倉小学校 井倉分校	藤井寛		石蟹郷村大字井 倉	6	3	168	備北朝連初等学 校	6	168
倉敷市	市立西小学校 向市場分校	高橋節太		倉敷市向市場町	4	2	116	倉敷朝連初等学 校	2	116
上道郡 西大寺町	町立西大寺小学校 特別学級	三宅東男			1	1	30	岡山朝連学校 西大寺分室	記載なし	

本表は、『岡山県教育要覧1950版』（岡山県教育委員会、1961年3月、75頁）の「朝鮮人子弟収容の学校一覧表」に基づいた。

* 「第二次措置による閉鎖学校（昭和24年11月4日現在）」（Korean School file,1949,GHQ/SCAP文書、GS(A)02503～4）による。当資料には、「岡山朝連学校西大寺分室」という学校名は存在しない。

36 『山陽新聞』1949年11月7日。「岡山市立小中学校分校で新発足 市議会協議会で決定」

37 旧津山朝連初等学校、旧水島朝連初等学校西児島分校においては、11月4日県の報告ではそれぞれ「津山市立第二小学校分校」「児島市立味野小学校分校」とされたが、実際の名称は「津山市立小学校分校」「児島市立小学校砂走分校」となった。県と市町村の関係では経費の負担問題もあった。分校開設に伴う経費は、該当市町村が負担することになることから、県に対して「経費の相当額支出方につきかなり強い要請があった」。しかし、県は「職員費の半額は負担する」が「今回の臨時的経費（受入れの為要する施設設備費等）は、市町村の負担すべきもの」との方針を貫いた。

したことになった。

(3) 分校の開設

11月9日、県教委は、分校の教員組織について、日本人教員64名を配置し、講師2名、嘱託30名の合計32名の朝鮮人教員を採用することを決めた。朝鮮人教員数は、10月31日に提示した児童生徒60名に1名という基準に拠るとした³⁸。これにより、新たに校長と日本人教員を発令し、これまでの朝鮮人教員の多くが講師や嘱託とし「採用」されることとなった。この時、連島町立西浦小学校長となった定金奎郎は、11月4日、「兼務校長」という「辞令を突然受け」「亀島にあった朝鮮人連盟学校を閉鎖、西浦校の亀島分校として早急に実に早急に開講すべきとの命をうけた」、「校舎は以前のまま、職員は応急に近隣校からの好意の派遣教員、半数は朝鮮人教師の寄合所帯。それでもやっと7日に開講式をすませ」、「11月10日になってやっと専任西浦校長になった」という³⁹。なお、文部省は、岡山県の分校移管措置に対して、管理局庶務課長福田繁が、県総務部長に対して「今回の政府の措置方針に反するものであるから、既定方針通り分散収容するよう措置されたい」と、電報により注意を促したという記録がある⁴⁰。これに対する県の文部省への対応、その結末も含め、詳細は不詳であるが、以下に論じるように、「協定書」の線で分校化を進めており、県は文部省の要請には応じなかったものとみられる。

以上、岡山県では、閉鎖した朝鮮人学校を一律に公立学校の分校する措置をとった。対象児童生徒が約1800人という大規模なものであった。それは、公立学校という枠の中ではあるが、集団入学、朝鮮人独自の教育、朝鮮人教員の確保という朝鮮人団体の要求を一定程度認めるもので、「教育内容」「教員人事」

38 『山陽新聞』1949年11月11日。「朝鮮人教師も採用 岡山朝連学校分校」

39 定金奎郎「私の履歴書から」『倉敷市立連島西浦小学校創立100周年記念誌』倉敷市立連島西浦小学校、1974年。

40 「広島国警管区本部を通じ、文部省管理局庶務課長より〔岡山県〕総務部長宛の警察電報文訳文」、日付不詳。以下その全文である。「情報によれば、岡山県において副知事が朝鮮人団体と協定を結んで公立学校における朝鮮人教育は総て分校を設けて行うこととりきめ、市町村長宛指示したとのことであるが、これが事実であれば、今回の政府の措置方針に反するものであるから、既定方針通り分散収容するよう措置されたい。なお分校は連絡の如き特別地区の場合に限って認められるものであるから念のため申し添う」（『岡山県行政文書』）。

の次元の「自主性」が一定程度担保されたものであった。ただし、岡山県の行政側には、以下のような思惑もあった。前掲、中国連絡調整事務局長の11月19日の報告である。

〔朝鮮人父兄は、学〕校維持のため月々500円程度を負担し、また多く遠距離通学の必要があったため、費用もかさみ不便でもあったので、まず分校として日本側の管理に置かれて、良質の教師に接し、設備も改善されれば、暫時その真価を認め、やがては学区制に従って最寄りの学校に子弟を送るようになるであろうとの県庁教育委員会及び警察側の観測である。

朝鮮人保護者は多額の負担や不便を抱えていることから、朝鮮人学校を「分校」として「日本側の管理」に置くことで、公立学校の「良質」の教師や設備も「改善」がされれば、保護者は公立学校の「真価」を認め、やがて、地元の公立学校に通わせるようになると、行政側は「観測」していたことがわかる。また、「費用もかさみ不便」という指摘もあることから、行政側には「父兄」はいずれ経済的負担が軽減される公立学校を選択するであろうという「観則」もあったとみてよい。これは、文部省方針のような強圧的な姿勢だけでは、朝鮮人を公立学校へ就学させることは困難と認識していたと読むこともできる。ここには、朝鮮人の側の実情を熟知した現場サイドの認識に基づくとはいえ、同年4月の「不完全な教育よりは望ましい」という文部大臣森戸の発言と同様の心性をみることができる。

「県文書」によると「11月7日、8日の両日を以って〔…〕全部の開校式を一応終了した」。一時的に授業を中断していた県内の旧朝鮮人学校の校舎に、新たに「〇〇小／中学校〇〇分校」と行政上の名称が付されて、朝鮮人児童生徒の学校が再開された。分校の管理者として日本人校長が発令され、全部で60名を超える日本人教員が新たに赴任した。しかし、分校が開校すると、実際の教育活動は、行政側の「観測」とは明らかに異なる方向へと展開した。

(4) 分校閉鎖命令

分校設置から5か月後の1950年4月3日、県教委は、各分校宛に「設置された当初の目的完遂のため」、「法令並びに協定事項を遵守」するよう通達を發した。その内容は、「朝鮮人講師は朝鮮語朝鮮歴史以外の教科を担当せぬこと」、「朝鮮語朝鮮歴史の教授以外における生徒児童に対する指示注意等はすべて日本語を用い、特に朝鮮語を用いる必要のある場合には事前に内容を述べて主事の承諾を受けること」、「朝礼等は主事司会の下に行い、挨拶指示等の外特別の行事をせぬこと」などである⁴¹。朝鮮人教員の教育活動における朝鮮語使用の制限ないし禁止事項は、学校の根幹にかかわるであり、朝鮮人教員委にとっては何れも「自主性」を奪われる内容である。同通達は、5か月間の各分校の教育を「公立小、中学校の性格を著しく逸脱し、授業時数は、勿論、教育内容、方法とも抗日心をあふり立て〔…〕政治的色彩思想色彩の強力な教育が実施され」たとし⁴²、分校の教育が「鮮主日従の教育で朝連学校の延長のごとくであった」との県教委の認識に基づいた判断であった⁴³。通達に明示した禁止事項、「鮮主日従の教育」「朝連学校の延長」という行政の認識は、公立学校という形式に組み込まれた分校の教育が実質的には朝鮮人団体の意図した方向で進んでいたとみることができる。1週間後の4月11日には、東京都においても教育長がこれと類似した朝鮮人教員の授業を制限する通達を發したことはすでに第5章で論じたとおりである。

朝鮮人団体は、この通達を「4・3通牒」としてその撤廃を強く要求し、容易に收拾のつかない事態がこの後展開することとなる。以下、経過のみを簡潔に記す⁴⁴。5月12日、連島町の小、中2分校を端緒に、岡山市の小、中2分校、倉敷市、伊部町の各分校、西大寺の特別学級が「自主管理」を掲げた同盟休校に入った。この間、分校の校舎などで朝鮮人教員による授業を継続した。6月29日、県教委は、協定成立時の朝鮮人代表側に「朝鮮人子弟の教育問題についての委員会の方針」を提示し、「代表者において〔交渉の〕斡旋」を願い出た。

41 『朝鮮人子弟を収容する分校閉鎖の経緯—分校問題白書』岡山県教育委員会、発行年不詳（1951年と推測）、9頁。（「岡山県行政文書」）。

42 『岡山県教育要覧1950年版』岡山県教育委員会、1961年3月、75頁。

43 『岡山県教育史・続編』岡山県教育委員会、1974年、278頁。

44 （注26）『朝鮮学校の戦後史』は「同盟休校」について分校側の動向を詳細に論じている。

7月8日、朝鮮人代表は「委員会の見解と朝鮮人父兄の要求とは全然その立場を異にしている」としたうえで、「到底11月協定線に立ちかえらせる責任がもてなくなった」という理由により、協定の責任を辞した。7月20日、教育長高畑は、父兄代表金晟洛に対し「現状の非合法自主管理を黙認することができない」旨を告げ、「早急に正常な形態に復帰するか否か」の回答を求める文書を手交した。さらに、8月23日、県教委は、父兄代表に「現状のままに遷延することは、子弟の教育を阻害するに止まらず、保護者の法令違反の責任を追及されることになるから、速やかに法定の義務教育を受けさせる態度を決定されたい」とする文書を送付し、29日午前中までの回答を求めた。これに対し、父兄代表金晟洛は、8月29日、「本回答は、8月18日岡山市分校を中心とする学父兄会議の結論並びに同20日の県下全学校の父兄代表者会の結論である」する文書を教育長宛に寄せた。金晟洛は、「4・3通牒」以降の日本人教員による児童生徒への暴言、校内における朝鮮語禁止の措置、1日1時間という朝鮮語の学習制限等に反対して立ち上がった児童生徒のやり方を支持する、としたうえで、県教委に「子弟のこの正しい教育に基づく教育方針を速やかに実施する」よう求めた⁴⁵。しかし、県教委は、「分校を存続しようとする努力は打ち切る」とし、8月31日に岡山市立中分校など7校を、9月12日、津山市立小分校など2校を閉鎖することに決め、分校の管理者に対して閉鎖を命じた。法的には、学校教育法13条第1項および2項、すなわち「法令の規定」および「監督庁のなした命令」違反を根拠とした知事の閉鎖命令により、学校設置者である当該市町村が分校を「廃止」とする形式をとった。分校「廃止」により児童生徒は夫々の学区内の公立小、中学校へ転学すべきとされ、朝鮮人教員は「自然退職」とされた。残る井倉小学校井倉分校と児島市立砂走分校には、「公立学校の性格を逸脱しない範囲内において朝鮮人子弟の特殊性を考慮した教育を継続している」と判断され、県は分校の継続を認めた。判断の内実は不詳である。

一方、閉鎖を命じられた分校9校(特別学級1を含む)の児童生徒数は約1500人ほどであり、県教委は、市町村、および該当学校の校長に対して居住地の学校に就学勧奨するよう通知し、朝鮮人保護者には新聞やラジオ放送を通して働

45 金晟洛、岡山県教育委員会教育長宛「朝鮮人子弟を収容する分校問題について」1950年8月26日。

きかけた⁴⁶。『岡山県教育要覧 1950 年版』には「最初のうちは〔…〕就学手続きは遅々として進まなかったが、暫時教育委員会に真意が諒解されるようになり、最近増加しつつある」とあるように、転校は行政の思惑通りには進まなかったようである。一方、朝鮮人団体は県教委や市町村に対する陳情活動を続け、分校の朝鮮人教員は、「自主管理」として分校校舎において授業を継続したとされるが、個々の分校のこの後の動向には不詳な点が多い。一方、以下の事例のように 1950 年 8 月末に県の措置により一旦廃校とされた後、日本人教員のみで朝鮮人分校として再開したものもあった。1952 年 12 月、連島町立西浦小学校亀島分校（同中学校分校）⁴⁷を調査した教育学者の大田堯は、「教育の死というものを深刻に印象づけられた」として、以下のように記している⁴⁸。

岡山県の教育委員会がこの学校を強引に接收し、自らの管理下に入れたばかりのところでしたが、そのために朝鮮人の父母、子どもたちが激昂しておりまして、両者の間にはじつにきびしい緊張関係ができあがっておりました。教育委員会の管理する学校がぼつんと立っていたように思います。窓のガラスというガラスはことごとく破れております。朝鮮人の生徒たちの、日本人の教師あるいは当局にたいするものすごい抵抗のあとなのです。日本人の教師は教員室の中に何人か見受けたのですが、朝鮮人の方の案内であったせいか私たちを見る眼が警戒心で光っているような眼なのです。

〔…〕権力の手先が管理者、教師として乗り込んできて自分たちの学校を占領しているという激しい怒りの中で、教育なんていうものはどだい成り立たないわけですね、まったく。廃墟のような学校、“教育の死”というものを深刻に印象づけられて、そ

46 1950 年 9 月 7 日、ラジオ放送により教育長談話を発表した。（「岡山県行政文書」）

47 連島町立西浦小学校亀島分校および同連島中学校亀島分校は、1951 年以降も閉鎖とはならず、1967 年まで「公立分校」という形式が続いたようである。「岡山の連島分校について…収容している児童は全部朝鮮人で（小学 500 名、中学 100 名）であるが教員は全部日本人（22 人）である。県の方でいったん廃校にしたあと再開したため、朝鮮人教員は自然退職の形になったのである。校舎はもと三菱の工具寮であったのを改造したものであるが、今はひどく荒れはてている。」（李珍珪「在日朝鮮人教育の現状はどうなっているのか」『平和と教育』1953 年 1 月。）「難航した分校教育も県市教育委員会・父兄関係者の一致了解ができ、〔昭和〕42 年には分校を廃止し、すべて朝鮮人子弟は居住地の学校に入学するにいたった」（『倉敷市学校教育百年史』倉敷市教育委員会、1975 年、164 頁）。

48 大田堯『教育とは何かを問いつづけて』岩波書店、1983 年、128-133 頁。太田は、岡山から大阪へ入り、大阪市立西今里中学校を調査した。その時の印象を「大きな声で朝鮮語を使いながら勉強しているのを見てね、ああ～民族の独立ということはこういうことなのか、と痛感した」と語っている。（須永哲思、永田和寛、松下佳弘「戦後教育研究の歩みをたどる—大田堯氏へのインタビュー記録」『教育史フォーラム』第 9 号、2014 年 5 月）

の足で私は大阪の学校へ行ったわけです。

児童生徒が朝鮮人のみで構成された公立「分校」という形式であったものの、教員構成は日本人教員のみ、教育内容には朝鮮語等の教授は皆無という「自主性」がことごとく剥奪された状態であった。第Ⅱ部冒頭に示した朝鮮人学校等の状況表（1952年4月、表Ⅱ-1）において、岡山県の「分校」数が空白となっているのは、朝鮮人団体は、連島町の小、中の「分校」を朝鮮人学校と認めていないことを示している。

第4節 山口県

山口県では、10月19日、県知事田中龍夫が⁴⁹、岩国、宇部、小野田、下関にあった朝連小学校本校4校とその分校分室20校（児童総数2,237人）を朝連経営と見なし、閉鎖命令と同時に校舎を接收した。さらに、同月21日、山口県教育委員会は、各市町村に対し、朝鮮人学齢児童生徒を市町村立小、中学校への入学手続きの告示するよう指示し、原則として該当学年へ入学させるとした⁵⁰。これにより、児童は、地元の公立小学校へ分散入学を余儀なくされた一方で、朝連下関小学校にのみ下関市立向山小学校大坪分校とする措置が取られた。

山口県の朝鮮人学校については、マキー智子や上杉幸恵の研究がある⁵¹。また、地方史研究としての前田博司「その後の「昭和館」」は、大坪分校の校舎としても活用された「昭和館」の推移を検討している⁵²。これらの研究に依拠しつつ、分校の成立経過について検討する。

（1）下関市立向山小学校大坪分校

朝連下関小学校は、1946年4月に市内大坪の「内鮮融和施設」旧「昭和館」

49 田中達夫（1910-98）1937年南満州鉄道入社、46年貴族院議員、47年山口県知事当選、53年衆議院議員当選（-90年）通産大臣、文部大臣歴任。

50 山口県文書館編『山口県政史』1971年、1073-1074頁。

51 上杉幸恵「解放後の山口県における民族教育擁護運動」『橘史学』第4号、1989年。

52 前田博司「その後の「昭和館」」『山口県地方史研究』第68号、1992年11月。

で開設した朝鮮人初等教育機関が 1948 年 8 月に私立小学校として認可を受けたものである。閉鎖命令時点で、本校（「昭和館」）児童 688 名、市内 6 か所の分校児童 320 名を擁した県内最大規模の学校であった。県は閉鎖した学校の児童の市町村立の小学校への入学を命じたが、下関市は、これだけ多数の児童を一時に市立小学校に収容することは困難と判断した。前年 12 月の下関朝連小学校における国旗事件および当年 8 月の下関事件など朝鮮人運動に対する警戒も強く⁵³、県および下関市当局の動きはきわめて早かった。

10 月 19 日、県総務部の係官 4 名が本校および分校を閉鎖・封印接收した直後、下関市教育課長西村五男は、「教室不足の折、800 余名を各小学校に収容するのは不可能ではないか」と語った。また、地元の市立向山小学校校長津森耕畝も、「収容の余地はないが、正式の手続きをとって入学を申込みものは拒否しない。しかし教育的見地からは 1 クラスに 7、80 名も収容したら教育は出来ない」と述べた⁵⁴。

10 月 20 日、下関朝連小学校児童約 200 名が向山小学校に集団入学を求めて押し寄せ、「1 日も早く同校へ入れてもらいたい」と要求した⁵⁵。翌 21 日、県と協議した課長西村は、800 余名の朝鮮人児童を市内 5 小学校に、うち朝連下関小学校 686 名は市立向山小学校に収容するとしたうえで、「同校は現在では定員を約 2 割越え、教室がせまくて困っているのです、閉鎖された朝連小学校を借受けて収容するつもりで法務府に手続をとった」と発表した⁵⁶。山口県と下関市は、政府による第一次措置のわずか 2 日後に、「分校」という方策を決定したものである。分校容認の通達以前であったことは先の岡山県と同様である。

10 月 25 日、下関市助役鈴川壽男は、市議会で以下の主旨の説明をした⁵⁷。朝

53 「国旗事件」1949 年 12 月、下関朝連小学校で開催された朝連県本部結成 3 周年記念大会で、朝鮮民主主義人民共和国国旗掲揚を占領軍命令違反とした警察による県本部委員長逮捕めぐり、警察と朝鮮人団体との間で小ぜりあいが発生した。「下関事件」1949 年 8 月 19 日から 20 日かけて市内大坪町付近において発生した民団側と朝連側との乱闘事件に、国警県本部は騒擾罪を適用し、朝連下関小学校、朝連県本部、同下関支部、民団本部を捜索逮捕に出動、200 余名を逮捕した。（『山口県警察史下巻』山口県警察本部、1982 年、810-816 頁）

54 『朝日新聞』1949 年 10 月 20 日。「八百名収容は不可能、西村市教育課長の話」

55 『朝日新聞』1949 年 10 月 21 日。「朝鮮学童、向山校に押寄す」

56 『朝日新聞』1949 年 10 月 22 日。「五校に収容、朝鮮学童八百名」

57 鈴川壽男（生年不詳）1914 年内務事務官、各府県の学務、警察部長、局長歴任、40 年朝鮮総督府京畿道知事、41 年同司政局長、42 年朝鮮火災海上保険株式会社社長、46 年引揚後下関市助役。（『下関

連下関小学校に在籍する児童 680 名のほとんどは、市立向山小学校に転入させるのが建前であるが、教室に余分がない。そこで朝鮮人団体が使っていた昭和館を市が譲り受けて分校とするのが「設備の点」からも「日本人の子供を教育する上」からも「一番好都合」と考え、県と交渉をした。県は応急措置として接收した建物の使用を認め、正式な許可は東京から受ける⁵⁸。鈴川の議会説明の後、下関市は、朝鮮人に各小学校への入学手続きをするよう通知するとともに、分校開設に向けての準備を進めた。開設までの経過は、各地元紙（『朝日新聞』『毎日新聞』『防長新聞』）の記事をまとめると、以下のようになる。

10 月 25 日、県地方課事務官、市教育長、向山小学校長らが、旧朝連下関小学校の校舎教室を点検消毒、県の保全管理下から市長の管理下に移し、27 日に分校設置認可申請を行い、認可あり次第開校するとした。しかし、朝鮮人の側は、朝鮮語教科書の使用、朝鮮人教員の雇用を要求して入学を拒み、向山小学校へ入学手続きを終えた児童は、11 月 2 日現在で 12 名だけであった。そのため、市は、100 名に達するまでは本校で授業を行うとした。この間、入学手続きをめぐって、居住地の小学校への入学という「学区」を遵守させるため「入学には居住登録証明が必要」とする市当局と「必要はない」とする朝鮮人団体との対立により、入学手続きは進展しなかった。学区遵守となれば、旧朝連下関小学校児童 680 名余のうち向山小学区ではない者は、朝鮮人だけの大坪分校に入学できず、居住地の小学校への分散入学となるからである。

11 月 25 日、『毎日新聞』によると、「朝鮮人父兄がこれをなっとくして問題は解決」し、「約 300 名の朝鮮児童がどっと市教育課に入学申込みを行った」とされる⁵⁹。詳細は不詳であるが、300 人は向山小学区の者と考えられ、市は学区厳守の方針を貫いたとみられる。

11 月 26 日 9 時半頃、300 名の児童は朝鮮人教員に引率されて、向山小学校での「入学式」に行った。「旧朝連小学校教員たちはもとの学級のまま入れよと要求、向山校は年令別の学級で見学させ、テストを行って学級を決めると意見が対立」したことにより、正午頃に児童はそのままひき帰し、分校は開校できな

市報』第 401 号、1950 年 6 月 2 日）。

58 下関市議会「昭和 24 年下関市議会（10 月定例会）会議録 10 月 25 日開議」、『昭和 24 年下関市議会会議録二ノ二』。

59 『毎日新聞』1949 年 11 月 26 日。「朝鮮児童の入学問題解決」

くなった。これは、学年編成にあたっては、年齢のみならず児童の学力実態を重視し、実際に多くの年長者が就学していた朝連小学校側と、あくまでも年齢を基本とすべきとする公立小学校側の対立とみてよい。ただし、これについては、「年長者は朝鮮人の代表者によってよく訓練されており」「同じクラスの年少者をコントロールするため」⁶⁰という下関市当局の朝鮮人団体への臆断もあったといえる。一方、『解放新聞』の報道は、「日本学校は卑怯にも警官を動員して、14歳以上の児童たちを中学校に強制入学させようとした。そのため児童たちは、これは少年団の活動を麻痺させようとする悪計として、全員が入学を拒否した」として、日本の新聞記事とは相当異なる状況を伝えている⁶¹。

向山小学校の記録によると、大坪分校の開校は12月19日とされている⁶²。「入学当日」の様子を『解放新聞』は以下のように報じた。「開校」は、配置した警察官が児童を監視しているという異常な事態のもとであった。

下関朝鮮小学校児童600名は前朝連学校校舎が修理される時まで、一時的に日本の向山小学校に集団入学した。入学当日、武装警官20余名が出動し、不当に干渉したが、朝鮮児童らは入学当日から日本語使用を拒否し、日本の先生と大混乱を起し、机、椅子、給食等を要求している。そして現在11名の朝鮮の先生が教育委員会に書類を提出し、選考を待っており、学父兄と児童たちの校内闘争の成果がとても注目される。しかし学校には毎日警官10名が配置され、児童たちを監視し、廊下で警備するという蛮行を行っている。⁶³

マキー智子の研究によると、表5-14に示したように全児童数は376名、実年齢より下の学年に在籍した者の割合が相当高いことがわかる。これらの児童は、旧下関朝鮮小学校児童のうち、向山小学校の学区に居住した者と考えられる。教員については、朝鮮人教員は採用されず、日本人教員のみであった。10月時点で、教育課長西村は「教員は学童20名に1名の割合で配置する方針」を示したが、実際に何名の日本人教員が分校に配属されたかも含め、この後の経過は

60 マキー智子「在日朝鮮人教育の歴史—戦後日本の外国人政策と公教育—」49頁。

61 『解放新聞』1949年11月30日。「全員入学を拒否 警官動員で強制」

62 『向山小学校50年のあゆみ』向山小学校50周年記念実行委員会、1979年、32頁。

63 『解放新聞』1949年12月17日。「警官が常駐 集団入学した下関向山校」（呉永鎬氏提供）。

不詳である。

表5-14 下関市立向山小学校大坪分校の学年別児童数（1949年12月）

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
学年別児童数	68	103	117	47	38	3	376
(参考) 年齢に即応した児童数	49	59	73	67	70	58	376

本表は、マキー智子「在日朝鮮人教育の歴史—戦後日本の外国人政策と公教育—」（北海道大学博士論文、2014年）の「表1-5下関市立向山小学校の在日朝鮮人数」より作成した。原資料に表示はないが1949年12月の開校時の児童数と考える。

（2）本校への「合流」

3年後の1953年3月、下関市は大坪分校を閉鎖した。向山小学校『50年のあゆみ』には「3月15日、分校解散に伴う5、6年生児童約120名本校児童と対面して本校に合流」と記録され、この時点で分校在籍児童は第5、第6学年のみと読める。ただ、3月に卒業する6年生は「対面」する必要はないことから「5、6年生児童約120名」とは新年度に第5、第6学年になる児童とみるのが自然である。また、1953年1月発行の雑誌『平和と教育』は、「いまは3～6年生約400余名を収容し、新規入学はさせないで、今の児童が卒業すれば閉鎖する計画でいる」と記している⁶⁴。2つの記録から、下関市は、当初から第1学年新入学の朝鮮人児童は本校に就学、すなわち分散入学させ、分校への新入学は認めないという方針をとったと考えられる。とすれば、3年目の1952年度分校在籍者は第4～6学年のみとなり、本校との「合流」に伴う53年3月の本校児童との「対面」には、4月から第5、6学年となる朝鮮人児童が出席したことに符合する。『平和と教育』の「いまは3～6年生」が1952年の状況とすれば1年のずれが生ずることになるが、ここでは分校が新1年生は受け入れず、1年ごとに1学年が減少する仕組みになっていたことを確認しておく。

以上、限られた資料からではあるが、1949年12月から53年3月までの2年3か月間、下関市が開設した朝鮮人分校には、他府県の分校とは相当異なる特質を見出すことができた。

第一は、朝鮮人中心に構成された学校という他府県の公立分校と同様の形式

64 李珍珪「在日朝鮮人教育の現状はどうなっているのか」『平和と教育』第4号、1953年1月、32頁。

ではあったが、日本人と同様の学区が決められたうえで、朝鮮人教員を採用せず、したがって朝鮮語等の授業は実施しなかったことである。これは、分校という形式をとることにより成立した朝鮮人の集団に、日本人教員による日本人向けの教育を一律に強要したことを意味する。朝鮮人分校という形式ではあったとしても、朝鮮人教育としての教育内容は皆無だったとみることができる。児童生徒の構成以外、「自主性」はことごとく剥奪された朝鮮人分校であった。事実、朝鮮人団体も、先の『平和と教育』において、「朝鮮人ばかりを収容している分校であるが、現在朝鮮人教員は一人もいないので、われわれはこれを分校と認めていない」とまで記し、他府県の分校とは明確に区別している。

第二は、新規入学は認めないことにより、朝鮮人だけの分校は、在校生が卒業したら自然に消滅するよう企図されていたことである。これは、多数の朝鮮人収容による公立学校の混乱を避けるためには、まずは朝鮮人団体の要求である集団入学を認める形で分校に収容し、新規入学をさせずにおけばいづれなくなるという思惑を下関市と山口県とが共有していたとみることができる。

第三は、分校設置の決定がきわめて早期であり手続きも迅速になされ、しかも警察との緊密な連携がなされた形跡も多く、分校開設は、下関市および山口県の行政が相当強力なイニシアチブの下になされたとみられることである。一方、本校の向山小学校については、戦前から朝鮮人の在籍が多数あり、1938年には朝鮮人児童の生活や学習状況等から指導方針等を研究した『半島児童教育所感』をまとめている。この中には「鮮人就学問題」への「諸種の対策案」として、「1 鮮人のみの学校設置案…分離教育」「2 鮮人のみの学級設置案…分離学校」など5案を提示している⁶⁵。「案」はその後敗戦まで実施されることはなかったと推測するが、本節で論じた大坪分校は、「2」案に該当するものである。分校設置やその運営に当たって「半島児童教育」の経験が活用された可能性も否定できない。

以上、朝鮮人に対する相当抑圧的な措置をとった山口県行政には、以下のような背景があったと考えられる。11月19日の中国連絡調整事務局長の報告には「山口県の状況は意外な程平穏であり」、「従来経験により県吏員が鮮人取

65 『半島児童教育所感 下関向山校（昭和13年）』（小沢有作篇『近代民衆の記録10 在日朝鮮人』新人物往来社、1983年、所収）

扱いになれている点もあろうと同県当局では稱している」とある⁶⁶。「従来の経験」とは、朝鮮植民地支配体制の下での行政経験を指すとみてよい。地政学的にも朝鮮とつながりが深かった山口県では、県庁および県内の自治体には、知事田中龍夫を筆頭に、植民地朝鮮での行政経験者多数が敗戦直後から要職を占めていたことは、すでに先行研究が明らかにしていることである⁶⁷。こうした朝鮮語も堪能な人材を活用して、知事田中の下で知事部局に「朝鮮情報室」を設置し、不安定な朝鮮半島情勢や増加する「密入国」に対応した。ちなみに、10月25日市議会で、分校設置が「一番好都合」と考え、県と交渉をしたと報告した助役鈴川壽男も朝鮮総督府専売局長、京畿道知事と経歴を持つ植民地官僚のひとりであった。きわめて早期の分校開設を主導した行政担当者の決定や判断には、4年前までの朝鮮総督府等の植民地官僚であった県や市の吏員の行政「経験」が生かされた可能性が考えられる。

まとめ

補論では、神奈川、大阪、岡山、山口の4府県の公立分校の成立経過を検討した。分校設置者は市町村ではあったが、その開設には府県行政がイニシアチブをとった。いずれの都府県においても、設立に際しての名目は、公立学校の教室不足により多数の朝鮮人を収容できないことから、あくまでも暫定的な措置として旧朝鮮人学校校舎を使用するという便宜的・対策的なものがあった。4府県の特徴をまとめると以下のようなになる。

神奈川県では、10月下旬の早い時期に、知事が、横浜、川崎、横須賀の3市と連携し接收された旧朝鮮人学校校舎の使用を法務府に要請する形式により、3市の5小学校に分校を開設した。東京都とほぼ同時期であり、法務府の使用許可も迅速であったことから、文部省、法務府、隣接する東京都などの行政間

66 中国連絡調整事務局長発、外務大臣宛「朝鮮人学校閉鎖に関する件」（中連調第169号）1949年11月19日（『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』）。

67 鄭祐宗「植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開—敗戦後山口県の対在日朝鮮人統治を中心に—」『立命館法学』2010年5・6号。鄭祐宗は、論文冒頭で田中達夫の発言記録を引用している。「県庁の連中というのは、みんな勇躍して朝鮮人学校の閉鎖に行ったもんですよね」「山口県じゃあね、県の部長だろうが課長だろうが朝鮮語ペラペラだからね。この間まで朝鮮総督府に勤務していた者が、部長なり何なりしているわけだから」

での何らかの連絡調整の下に開設されたと推測できる。また、5校には旧朝連小学校在籍児童のほとんどが移動したとあってよく、神奈川県全域をみても旧朝連小学校の児童の大多数は公立分校、民族学級という形式により、減じられたとはいえ朝鮮人教育が公立学校の中でかろうじて担保されたとみることができる。

大阪府では、1949年末の時点での東京都や神奈川県のように、旧朝鮮人学校を公立に移管する形式での分校の開設はなく、50年7月に大阪市に中学校分校1校を開設した。大阪市教委が、多数の「不就学」者向けに元朝鮮人学校の校舎を使用した中学校の新設を決めるが、朝鮮人のみの学校は認めないとする大阪府と対立したことから、形式上は「職業指導と課外指導を重点」とした市立中学校分校として折り合いをつけた。市教委、府教委、軍政部という行政間思惑が交錯する中で成立したといえる。「教育の機会均等」をはかるという名目で朝鮮人の集団入学を承認した背景には、分散入学によっておこる公立中学校の「混乱」を回避するという思惑があったことも確認できる。

岡山県では、当初から朝鮮人団体との交渉も含め県行政のイニシアチブが相当強く、「公立学校へ吸収」としたことから開設は県域全体に及び、12校約2,000人が公立分校に移行した。朝鮮人との協議会や分校案提示などの迅速な県行政には、水面下での朝鮮人「協力者」との協議など、戦前的な手法も確認できた。分校案や協定書の提示には兵庫県との類似が見られる一方で、兵庫県のように実際の学校運用についての内容が見られない。別のところで取り決められていた可能性も否定できないものの、岡山県では分校がわずか半年で頓挫したが、分校運営についての両者の取り決めの内容が不十分だったことも要因のひとつとも考えられる。

山口県では、下関市の旧朝連下関小学校とその分校の児童総数800余名を分散して、各市立小学校に収容することが困難と判断し、下関市は10月下旬に大坪分校の開設を即断した。学校や市史の記録から、大坪分校は1949年12月開校、53年3月閉校が確認できるものの、行政と朝鮮人団体の合意ができたうえでの開校だったのという問題も含めて、不詳な内容が多い。新聞報道からは児童の日本語使用拒否、児童を監視する警察官の常駐などの事態が確認でき、朝鮮人団体の報告からは朝鮮人教員が不在との指摘もされている。こうしたこと

から、大坪分校は、これまで旧朝鮮人学校の校舎と児童はこれまで通りとしたうえで、朝鮮人教員に替え新たに派遣した日本人教員を児童の管理にあてたものといえよう。朝鮮人教育の「自主性」のすべて欠いたものであるとともに、新入生の入学を認めなかったことから、在校生がいなくなればおのずと廃校となるという見通しも当初から織り込み済みであった。他府県の公立分校とは異なり、本論Ⅱ部冒頭の朝鮮人学校等の状況表（表Ⅱ-1）において、朝鮮人団体が山口県の公立分校の欄が空白としているのはこのことを意味しているのであろう。

第6章 愛知県における朝鮮人学校の「完全閉鎖」をめぐる攻防

はじめに

本章では、1949年10月の「朝鮮人子弟の義務教育は公立学校で行う」とした日本政府による「朝鮮人学校処置方針」執行にあたって、地方の一自治体に所在した朝連小学校の閉鎖と在籍児童の公立学校への転入をめぐる地方行政と朝鮮人団体との攻防の過程を中心に検討する。第5章および第5章補論で論じた都府県では、公立朝鮮人学校が成立した一方で、朝鮮人団体が分校開設を求めたものの、行政側がこれを認めなかった事例として提示するものである。具体的には、愛知県東部の宝飯郡小坂井町（現豊川市）所在の愛知第六朝連小学校の事例であり¹、第5章の事例の後の時期に相当する。1949年11月の同校に対する知事による閉鎖命令執行直後から、51年1月に同校の児童が小坂井町立小、中学校への転校を完了するまでの1年余りの時期において、「分校」開設を求める地元の朝鮮人団体とあくまで朝鮮人学校の「完全閉鎖」を求める愛知県および小坂井町との攻防の過程を解明する。

ここでは、攻防が地元朝鮮人と地方行政組織との「交渉」として行われたこと、およびそこに登場する様々な主体とその動きに注目する²。「交渉」に先立って、すでに朝連を不法団体と規定した強権的な法の執行がなされており、この時点では、さらなる警察力による強制措置は成り立ちにくい状況にあった。それゆえに、行政としては、朝鮮人団体との「交渉」により「妥協」「譲歩」する姿勢を示しつつ、旧朝鮮人学校的な色彩を排除した朝鮮人教育を求めていくことになる。「交渉」には、行政側から県地方事務所長、町長、町立小・中学校長、PTA会長、朝鮮人団体からは学校教員、児童、保護者代表、地元代表などが参加する。「交渉」という形式であるがゆえに、暴力性は露わになりにくい、非対称な関係の中での「交渉」であることに留意する必要がある。

また、攻防が1年余りも続き、「交渉」では「分校」の成否が攻防の焦点とな

1 宝飯郡小坂井町は、2010年2月に豊川市に編入されたことにより宝飯郡は消滅した。

2 小坂井町において、朝鮮人教育をめぐる朝鮮人団体と行政側との間でなされた「陳情」「協議会」「懇談会」「交渉会」などの様々なレベルの折衝を総称して、「交渉」とする。

り、行政側と朝鮮人団体の双方から議論が交わされた。前章では、都府県の多くが1949年12月までの短期間で分校開設を決めたことから、こうした議論を見出すことは少なかった。本章の事例では、「分校」をめぐる双方でなされた議論の内容に注目する。

こうして、県東部の小坂井町での攻防が展開する一方で、県西部に位置する名古屋市では、1950年の1月から3月にかけて市立小学校3校に朝鮮人分校を開設する事態も進行した。同じ県内で、旧朝鮮人学校的な色彩を極力排除する動きの展開の一方で、反対にそれを一定程度許容する動きとして、名古屋市における公立分校の動向にも注目する。

本章では、第1節と第3節において、小坂井町における「分校」をめぐる1年余りの「交渉」経過を解明する。1949年11月から12月の時期を第1節、約1年間の中断の時期を挟んで、「交渉」再開の1951年1月の時期を第3節とする。中断の時期に名古屋市における分校が成立することから、これを第2節とする。

資料として、愛知県教育委員会事務局宝飯事務所（以下、「宝飯事務所」とする）『朝鮮人学校関係綴（昭和24年～27年）教育課』（愛知県公文書館所蔵、以下、『関係綴』とする）を用いた³。『関係綴』は、学校閉鎖措置以後、1952年までの朝鮮人学校に対する宝飯事務所の行政措置に関わる250頁ほどの綴である。愛知県通牒、担当者の打合せ会の記録やメモ、復命書、協議記録、朝鮮人児童生徒の宝飯郡内小、中学校への転入状況などで、閉鎖措置後の愛知県と小坂井町当局による実際の対応状況がわかるものである。これと併せて、『中部日本新聞（三河版）』記事と占領軍の日本側窓口となった外務省地方連絡調整事務局の下にあった東海北陸連絡調整事務局の文書等、および地元関係者の聞き取り調査により⁴、事実関係を補足した。

3 1949年当時、愛知県内14カ所の各地方事務所には、教育委員会事務局事務所として教育課が置かれ、管内町村の幼稚園・小中学校や社会教育等に関する教育行政を担った。朝鮮人学校問題は、知事部局総務部庶務課と教育委員会事務局が所管し、実際の対応は各地方事務所教育課が担当した。宝飯郡地方事務所（所長伊藤武、教育課長長谷部半平、豊川市国府町下河原62）は県東部の宝飯郡内8町6村を所管した。

4 特に当時の学校の様子と本稿に登場する朝鮮人についての情報は、柳政一さん（1933年生、豊川市宿町在住）へのインタビュー（2014年）によるものである。

第 1 節 県内における学校閉鎖措置

(1) 知事による閉鎖命令

愛知県では、1948年5月の文部省との「覚書」により、同年10月30日、朝連経営の小学校10校、同分校17校、中学校1校が知事による学校設置認可を受けた。いずれも学校教育法第1条による小学校および中学校である。この時、認可学校の名称を統一して「愛知第〇朝連小学校」としたことから、1946年に開設された小坂井町の朝鮮人学校も、行政側の公式名称では、愛知第六朝連小学校（以下、朝連小学校とする）とされた⁵。文部省資料では、当校は教員数5名⁶、児童数230名とされている⁷。1950年の国勢調査によると、小坂井町人口11,261人中、「朝鮮在籍者」は840人である。宝飯郡八町6村（106,837人）の「朝鮮在籍者」数は1,070人であり、小坂井町は、愛知県東部では有数の朝鮮人集住地であった⁸。

愛知県では、1949年10月の閉鎖措置においては、設置者が朝連と見做されたことによる学校の「廃校」および校舎等の「接収」はなく、前年10月認可された朝連経営小、中学校には、法人改組による再度の認可申請が命じられた。そのため、旧朝連経営の学校のうち、私立中学校1校、私立小学校10校、同分校5校が財団法人愛知県朝鮮人学校管理組合連合会を結成し、10月20日に愛知県を通して、文部省に法人認可申請をした。これに対して、11月4日、文部省は法人設立を「不適當」として不許可の決定をした。文部次官の指令書は、「収入が不安定であるので法人運営に支障を来す」「〔法人役員が〕旧朝連の構成員でないことについての証明がない」など、不許可の理由7点を明示した⁹。

5 「小坂井町大字宿字古十王」に所在した学校は、校舎2棟（教員室1、教室6）と運動場からなり、敷地・建物は個人名義となっていたことにより、財産接収の対象とはならなかった。

6 教員は、鄭容珉、朴光澤、申東秀、他2名と校長の氏名は不詳である。

7 Korean School file, 1949, GHQ/SCAP 文書、GS(A)02503～4。児童の中には学齢超過者も相当数いた。

8 町内の朝鮮人集住地のひとつであった佐脇原地区は、1943年軍需工場として開設された住友金属豊橋製作所の工場建設に従事した労務者の飯場があった場所である。「敗戦後〔空襲により〕廃墟と化した住友金属の跡地は町に返還されたが、佐脇原は朝鮮人部落」として残った。（「住友金属の元飯場－佐脇原」『ニューズレター三千里』NPO法人三千里鐵道、2008年1月）

9 文部省監理局長発、愛知県知事宛「財団法人愛知県朝鮮人学校管理組合連合会設立許可申請について」（地管第117号）1949年11月4日、『朝鮮人学校関係綴（昭和24年～27年）教育課』（以下、『関係綴』とする）

11月6日、愛知県知事青柳秀夫は¹⁰、これを代表者李致五に交付するとともに、学校教育法第13条の規定に基づく学校閉鎖命令を発した。さらに、各学校責任者に対して、「学校閉鎖について」の文書を発し、「通告書が交付されたから御了知の上直ちに学校を閉鎖されたい」とした上で、在校の児童生徒を「住居地の公立学校に編入」させることを求めた¹¹。以上が11月初旬時点の県内朝鮮人学校に対する愛知県当局の措置である。

(2) 「交渉」とその争点

愛知県では11月6日の学校閉鎖命令により、学校閉鎖と公立学校への編入をめぐる行政当局と朝鮮人団体との攻防が県内各地で展開されることとなった。

宝飯事務所吏員の「記録」によれば、小坂井町における町および県行政当局と朝鮮人学校側との交渉は、1949年11月に3回、1年余りの空白期間を挟んで51年1月に2回、合計5回にわたって行われたことを確認できる¹²。当時期小坂井町においては、教育委員会は未設置であったことから、「交渉」では町長が対応した。全5回の交渉について表6-1に示した。朝鮮人団体の出席者については、全5回とも「教員」と書かれていることから、朝連小学校教員の鄭容珉、朴光澤は、全5回交渉の全てに参加した可能性が高い。児童以外で名前が確認できる者は、「井原」（本名、尹）、「朴」「金甲坤」「金永基」の四名である¹³。金甲坤は、1951年1月の知事「勧告書」では「宝飯郡小坂井町所在教育施設管理者」と記されているが、学校長であったかは確認できない。金永基は、第5回では「朝鮮人代表」とされている。「記録」に登場しないが、51年1月の「勧告書」手交の場に登場する「李守鉉」は、学校建物の名義人であり、交渉にも出席した可能性がある。これら5名はいずれも当時40才から50才代で、朝連小学校の管理組合、若しくは理事会的な組織の中心的存在であると同時に、地域の朝鮮人社会の代表格として、以前から小坂井町役場など

10 青柳秀夫(1897-1986)1927年内務省入省、47年官選最後の愛知県知事、53年参議院議員(自由党)。

11 愛知県総務部長及び同教育委員会教育長発通達「(諸第504号)」1947年11月6日、『関係綴』。

12 5回の交渉記録は出席した吏員が逐次記録したものや「復命書」の報告として『関係綴』に綴られている。本稿ではそれらを一括して「第〇回交渉記録」または「記録」とした。

13 「井原」と「朴」の名は不明である。

表6-1 朝鮮人側と行政当局との交渉

回	年	日時	交渉の名称 ^{*1}	出席者〔名前は判明した者のみ表示〕			
				日本人側	人	朝鮮人側	人
第1回		11月9日 19-23時	朝鮮人学校閉鎖に伴う懇談会	小坂井町長鈴木、小坂井東小学校長山口、小坂井西小学校長福田、小坂井中学校長近田、PTA代表等	18	校長、教員、父兄代表	14
第2回	1949年	11月12日 15-17時	宝飯事務所への陳情	宝飯事務所長伊藤、教育課長長谷部	2	教員3名（鄭容珉）父兄代表2名 韓相烈、金喆洙、李萬錫、朴昌二 ^{*2} 児童12名（文世華、姜榮姫）	17
第3回		11月14日 15-17時	県・町・学校の三者協議会	宝飯事務所3名（教育課長、主事、係員）小坂井町長、助役、町会議長	6	校長、教員2名 管理組合長 学父兄代表9名（男3、女6）	13
第4回	1951年	1月2日 (不明)	朝鮮人代表との協議会（町役場）	小坂井町長、助役、東小校長、町会議長太田、宝飯事務所2名（教育課長、主事鈴木）	6	井原、朴、他に6名 教員3名（鄭容珉）	11
第5回		1月8日 14-17時	朝鮮人児童受入交渉会（町役場）	小坂井町長、神谷助役、町会議長、東小学校長、宝飯事務所2名（教育課長、主事）	15	井原(尹)、朴、金甲坤、金永基 教員（鄭容珉、朴光澤）他	18

*1 名称は宝飯事務所による「記録」にあるもので、行政側が附したものである。

*2 下線を付した4名については、交渉記録に以下の記述がある。「始めに氏名の記帳を依頼したが、拒んだため、取次には是非必要である旨つけたが応じなかった。所長より要求があって、しぶしぶ応じて記した。但し「昨日書いたのもほんとうのものではありませんよ」と言っていたから真偽は明らかでない。」

行政機関との関係が出来ていた人物と考えられる。第1回から第3回までの交渉は、校長、教員や学父兄が中心であったが、第4、5回の最終交渉には、これら代表格の人物が登場してくる点にも注目したい。

また、交渉では、朝鮮人児童がどのような形で小坂井町立小学校に転入するか、すなわち転入後の児童の就学様態が問題とされた。とりわけ、朝連小学校の校舎を小坂井町立小学校の「分校」とせよ、との朝鮮人団体の要求を認めるかが焦点となった。最終的には、町立小、中学校に「民族学級」を開設とすることで妥結することになる。以下、錯綜する「交渉」の様相を分析する前提として、類型IIおよび類型IIIにおける朝鮮人児童の就学様態を図6-1として、模式的に示しておく。

類型IIの公立小学校「分校」とは、第5章で論じた通り、朝鮮人小学校の校舎を朝鮮人児童

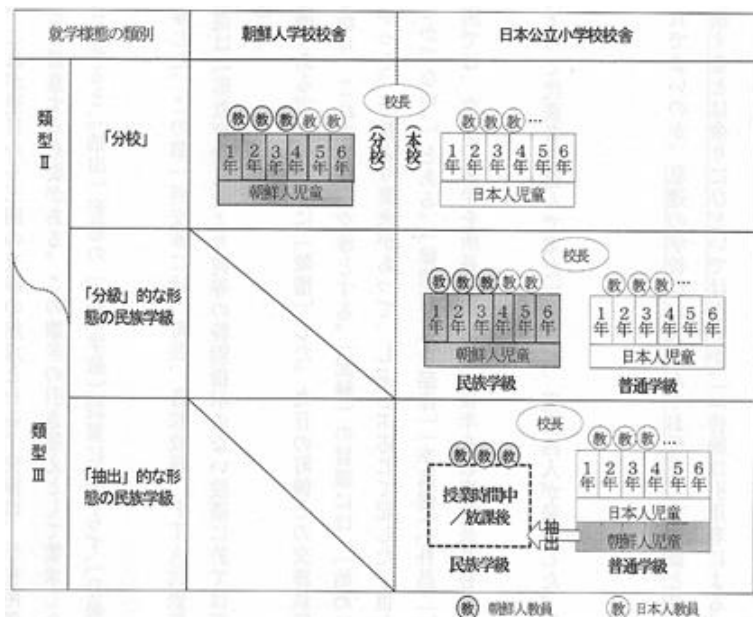


図6-1 朝鮮人児童の就学様態—類型II、類型III（模式図）

のみを収容する公立小学校の分校とするものである。公立小学校に就学する形式をとるが、児童はこれまでの校舎で、これまで通り朝鮮人のみの集団で授業を受けることになる。公立小学校の管理下となることから日本人教員（分校主任、学級担任）の配置、朝鮮人教員の採用、教育課程等の調整が問題となる。また、類型Ⅲの公立小学校「民族学級」は、公立小学校の中に朝鮮人のみの特設の学級を設けるもので、「分級」の形態と「抽出」の形態がある。「分級」の形態は、普通学級とは分離して朝鮮人児童をまとめて収容する学級を設けるものである。少人数の場合は2学年合同の複式学級の場合もあり得る。児童は朝鮮人学校ではなく、公立小学校に通うことになるが、そこでは終日、朝鮮人のみの集団で朝鮮語等の「民族科目」も含むすべての教科の授業を受けることになる。公立小学校の校舎内であるが、日本人とは分離されている点で「分校」的意味合いが強いものである。また、「抽出」の形態は、普通学級とは分離した特設の学級を設けることなく、普通学級に「分散」して転入させ、その上で、特定の授業時間帯に、または授業終了後の放課後の時間帯に別教室に集めて「民族科目」の授業を受けさせるものである。「抽出」では、朝鮮人のみの集団による授業が限られた特定時間のみとなり、「分級」とは大きく異なる。

以上、「交渉」では、転入に際して「分校」か「分級」か「抽出」かが争点となる。さらに、小坂井町の場合は、ここに「学区」という問題がかかわってくることも留意する必要がある。小坂井町は名鉄線を挟んで東小学校、西小学校の2学区に分けられているが、朝連小学校の朝鮮人児童は両学区に居住していた。「住居地の公立学校に編入」させるという文部省・県の方針に従えば、仮に「分校」や「分級」を設置するには、「学区」を越えることが要件となる。

(3) 「交渉」の経過①－1949年11月

愛知県による学校閉鎖命令の2日後、11月8日に第六朝鮮人学校学父兄会は、宝飯事務所に「要求書」を提出した¹⁴。「朝鮮人学童は別教室に収容」「朝

14 愛知県第六朝鮮人学校学父兄会による宝飯郡地方事務所学務課長宛「理由具申書」および「要求書」（1949年11月8日）『関係綴』。なお学校名称を「第六朝鮮人小学校」としているのは、朝連が団体等規正令により解散させられたことにより、「朝連」名称の使用が禁じられたことによるものと考えられる。

鮮人教員の採用」「朝鮮歴史、地理、朝鮮語を正課目に」の3条件を「受諾するあかつきに於て本校を閉鎖する用意あり」とするものである。これが翌日から3回の交渉の焦点となる。交渉は、学校閉鎖命令の受容を前提としたものであり、朝鮮人団体にとって大きな譲歩を意味したことに留意する必要がある。この譲歩の引き替えとして要求したのが右の3条件である。「別教室」の含意は明確ではないが、その後の経過も考え合わせると、「抽出」形態の「民族学級」設置に止まらず、「分級」「分校」が想定されていたものと思われる。

11月9日、朝連小学校校長および教員、父兄代表等14名が小坂井町と交渉した。この第1回交渉には、町長、各校校長、PTA代表等18名が対応、県側の出席者はない。朝鮮人団体は、「要求書」に対する回答を求めたが、町長鈴木登進は「県教育委員会より何等の特別指示のない段階に於ては要求には応じかねる」として回答を保留した。4時間に及んだ交渉の詳細は不詳である¹⁵。

11月13日には、教員3名、保護者2名、児童12名が県教委の出先機関である宝飯事務所に「陳情」した。9日の町側との交渉以降、教員や保護者は連日のように事務所に行ったようであるが、「記録」にないことから、これを第2回交渉とする。「記録」の冒頭には、「始めに氏名の記帳を依頼したが、拒んだため、取次に是非必要である旨つげたが応じなかった。所長より要求があつて、しぶしぶ応じて記した。但し「昨日書いたのもほんとうのものではありませんよ」と言っていたから真偽は明らかでない」とある。「韓相烈」「金喆洙」「李萬錫」「朴昌二」の名前は、偽名であった可能性がある。宝飯事務所では、交渉の前半を所長伊藤武が、後半を教育課長長谷部半平が対応した¹⁶。

冒頭、朝鮮人団体の「代表」である教員鄭容珉は、「児童達が自治会の決議によって代表者を選んで来た」として、児童4人が発言した。児童と宝飯事務所所長との間で、以下の問答がなされた¹⁷。

児童1「私達の学校は何故閉鎖になったのか。誰も調べに来なくてもそれでよいのか。

15 〔第1回交渉記録〕「朝鮮人学校閉鎖に伴う懇談会記録」1949年11月9日、『関係綴』。「会談内容の要点」が箇条書きで記されているだけである。県側は出席していないことから、町側から聴取した「要点」をメモしたと考える。

16 長谷部半平（1906-89）1931年年岡崎師範卒業、44年愛知県河合村生平国民学校校長等、47年西加茂地方事務所教育課長等、52年県立三谷水産高等学校長、66年蒲郡市助役、70年蒲郡市長（～82年）。

17 〔第2回交渉記録〕「小坂井町朝鮮人第六小学校代表者陳情概要」1949年11月12日、『関係綴』。

私達の学校はお父さんやお母さん方が血と汗で建てた学校である。基本金がいくらか少なくても尊いお金で建てた学校を閉鎖するとは余りにひどいではないか。

児童2「私達の学校を閉鎖しないでください。」

児童3「私達が学校で朝鮮語や朝鮮の歴史を習っているのが何故悪いのか。私達はやがて帰国しなくてはならない。その時国語を知っていなくては恥ずかしくて帰ることも出来ない。全く無茶だと思う。」

所長「課外で習うことは認められている。」

児童2「朝鮮語を教える先生があるか。」

所長「適格〔教員適格審査に合格した証明〕があればよい。」

児童3「私達が四年間たのしく勉強した朝鮮人としての教育をどうしてくれるか。」

所長「日本の学校に入って朝鮮語を課外ですればよいのではないか。」

児童4「朝鮮の先生がいなくては、私達は絶対に日本の学校へは行かない。」

児童1「入学の手続きを私達がとらなかったらどうなるか。」

所長「義務教育は受けなくてはならない。主旨から言っても間違っている。」

児童2「主旨とはどういうことか。」

所長「マ〔マッカーサー〕司令部覚書によって、日本の方針、法律に従わなくてはならない。」

児童4「それでは、日本の国語を3時間習えば朝鮮語を3時間という風に平等に習うことが出来るか。」

所長「…」

児童3「所長さんが言われたように学校が終ってからでは、家の仕事を手伝わなければ暮らして行けないからとてもできない。

所長「…」

児童2「所長さんは法律に従わなくてはならないと言っても、法律が悪くても従わなければならないか。悪い法律があったから私達の学校は閉校になった。」

所長「法律に悪いものはない。良いことだから決められたのだ。」

各地で学校が強権的に閉鎖され、小坂井町においても教員や保護者たち大人による閉鎖や転入の条件をめぐる交渉が始まった中で、児童が「お父さんやお母さん方が血と汗で建てた学校」で「朝鮮語や朝鮮の歴史を習っているのが何故

悪いのか」「〔「課外」では〕家の仕事を手伝わなければ暮らして行けないからとてもできない」などと閉鎖措置そのものを糾したことは、朝鮮人学校問題をめぐる最大の当事者である筈の子どもが運動の前面に登場したものとして重要である。対する所長の側は、「抽出」形態で、「課外」に民族科目を設けることならば認めるものの、それ以上の譲歩をするつもりはないという姿勢をあらかじめ示している。その根拠の正当性を問う朝鮮人児童の追及は鋭く、単に教員や保護者の意向に従って発言しているのではなく、自分たちにとって切実な問題として考え、行動していることを窺わせるものである。

この後、教員と所長および教育課長とのやり取りとなった。転入の条件をめぐり問答を以下に示す。

教師 3「受入れについても我々は要求を持っている。児童を分散して入学させることについては絶対に反対である。特別学級を設けて朝鮮の国語、歴史、地理、社会科を朝鮮人の先生から教えてほしい。正課として教えてほしい。これだけは絶対にまげることが出来ない条件である。この件についての所長の見解は。」

所長「義務教育の立場から困る。」

教師 4「こんなことが出来なくてどうして閉鎖したか。」

教師 4「〔…〕何も日本の学校へ無理に入れなくてもよい。今の我々の学校を分校にしてそのままやっていたらよいのではないか。日本語を習う場合には日本の教師が何人来てもよい。専任者を置いてもよい。仙台では分校を作っているのではないか。川崎では強制的に閉鎖しておいて校舎に入れる余裕がないというので再び分校として後へ戻しているのではないか。」

所長「交通不便な処では日本でも分校を持っている。」

所長「受け入れ児童の数によって学級編成を作らなくてはならない場合にはそうなる。」

教師「特別学級を設けて今までどおりの朝鮮人教師をつけることを要求する。特別学級を設けられなかったら朝鮮人として価値のない人間をつくってしまう。朝鮮語も使えないことになる。日本の学校へ入っても朝鮮の文化だけはどうしても守る。」¹⁸

18 (注 17)「小坂井町朝鮮人第六小学校代表者陳情概要」。

このように、教員は、「児童を分散して入学させることには絶対反対である」とした上で、「分校」もしくは「分級」（「特別学級」）による受入れを提案した。これは、「要求書」の「朝鮮人学童は別教室に収容」の延長線上で要求を具体化したものである。その際に川崎市の事例を挙げている。第5章で取り上げた通り、川崎市では、11月2日に朝連小学校児童をいったん、市立桜本小学校に収容したのち、4日に「分校」設置という形式により児童を旧朝連小学校に収容する措置をとった。数日前の神奈川県の情報をおこの地の教員がすでに共有していたことは、朝鮮人教育をめぐるネットワークが確立していたものとして注目できる。おそらく朝鮮人団体メディアの『解放新聞』から得たであろう各地の「分校」設置の情報を行政の側に提示することで、自らの「分校」の要求が妥当なものであることを主張したものである¹⁹。これに対して、伊藤は「義務教育の立場から困る」とだけ答えた。また、「朝鮮語等を正課に」の要求について、教育課長長谷部半平は、「課外にはできるが、その範囲がある」とだけ述べるに止まり、県の回答が示されることはなかった。最後に、長谷部は、「〔次回は〕校長、管理組合の委員長、学父兄の意志をうかがいたい」が、「話がしにくいから児童、教師には〔出席を〕遠慮してほしい」とした上で、朝鮮人団体、宝飯事務所、小坂井町の三者合同会議を11月14日に開くとして交渉を打ち切った。これ以降の交渉の場には、児童が登場することはなかった。

なお、第2回交渉の中で、教員鄭容珉は「県より来た通牒を見せよ」と求めた。この場合の通牒とは、前日11月11日付で、総務部長および教育長より発せられた通達「朝鮮人生徒、児童の転入学について」である。これは、同月1日付の文部事務次官通達を受けたもので、「閉鎖学校の児童生徒にして公立学校に就学すべきものは市町村又は学区の一般の学級に編入」させるべき等を指示したものである。なお、県教委は、当通達の前日、11月10日に県内全小中学校に3,000名の朝鮮人学校児童生徒の受け入れについて通知しており、翌11日付『中部日本新聞』は、これを「朝鮮児童温く迎えよ、県下受入学校に通達」と報じた。ここでは、愛知県は文部省の指示に従い、公立学校へ転入処置を「滞

19 11月5日付『解放新聞』には、「学校閉鎖を撤回 仙台市苦竹朝鮮学校」、同11月8日付同紙には「再開した川崎朝鮮小学校」の記事がある。

りなく」進めようとしたことを確認しておく。以上、2回の交渉により、攻防の焦点は、①「分校」または「分級」の設置、②「朝鮮人教員の採用」、③「朝鮮語等を正課に」の「3条件」となった。

第3回交渉は11月14日、「三者協議会」として小坂井町役場で開かれた。前2回と異なり、宝飯事務所が招集したもので、行政側の交渉のイニシアチブは県側となった。朝鮮人団体の出席者は、学校長および「学父兄代表」と限定されていたが、これまでの交渉の主体であった教員は2名が「学父兄」として参加した。前回交渉とは異なり、「学父兄」代表なる人物（氏名不詳）が交渉の前面に立った。先にあげた5人の代表格人物の一人とみてよい。交渉の冒頭の部分を以下に示す。

教育課長「事務所長の命により、朝鮮人小学校児童の日本人小学校への受入れについて御意見を願いたいため御参集を願った。町長並びに地元の校長にも参集を願う三者集って、きたんのない御意見をおうかがいしたい。すでに地元としても相談を願ったし事務所でも会見し、皆さん方（朝鮮人団体）の御意見は再三伺って承知しているが、学校閉鎖は、知事の命令であって、教育委員会は今後の受入れについて責任を持つのであって、本日はこの問題について話し合いをしてみたい。皆さん方も子供さんが1日も早く出校出来るよう、私たちも暖い手を差しのべているのであるからどうか互譲の精神で話を運んでいただきたい […]」

朝「朝鮮人学校」、校長「一言お断りしておくが、民族性を無視しない境界線は守って御相談を願いたい。」

朝、代表「朝鮮人団体の次の要求に添った話合いでなくては、本日の会合は意味がないことを申し上げておく。第一の条件として、今まで朝鮮人学校でなされていた朝鮮の国語、歴史、地理、社会、音楽を教科に入れてほしい。第二の条件としては今までの校舎を公立学校の分校としてほしい。第三の条件として、適格審査の通っている教師（朝鮮人）を全部採用すること。この3条件に添った話合いでなかったら打切ってもらいたい。」

課長「文部省、県指示に添ってお答えする。第一の条件については学校教育法にないからできないことである。第三の条件については講和条約のむすばれていない現在、朝鮮人の身分がわからない。法務庁で研究中であるが、今わかっていることは、校

長、分校長を除いて教師に採用することが出来る。但し、適格のみでは教員としての有資格者でなくてはならない。第二の条件については、県当局に聞かなくてはならないから即答しかねる。」

朝、代表「それは朝鮮人に対するぶじょくである。ポツダム宣言よりしても朝鮮人は解放民族である。日本人は朝鮮人の下位にある。法文そのものを解釈すればそうであろうが、朝鮮民族の特性を考えれば一方的な注文だけの解釈は成り立たない。」²⁰

学父兄代表の提示した要求項目は、以前に提示した「3条件」を基本的には踏襲したものであった。その上で、①については、「今までの校舎を公立学校の分校としてほしい」と「分校」という方向性を明確にした。第1回交渉の「別教室」から第2回交渉の「特別学級」または「分校」、第3回交渉の「分校」へと要求の水準は上がってきていることを確認できる。第2回交渉に見られるように、他府県の状況にかかわる情報が伝わってくるにつけて、他府県で認められることが自分たちの場合は、なぜ認められないのかという思いも強まってきていたものと思われる。

教育課長長谷部の説明により県の方針がほぼ明らかになった。まず、③については、「学校教育法にないからできない」としつつも、「1週2時間の自由研究の時間」や「課外」で実施の可能性を提示した。また、②については、「講師として採用できる」とした。ただ、①すなわち「分校」については、「即答できない」として回答を保留した。行政内部資料の「朝鮮人児童受入計画」には、「課外で行う朝鮮語、朝鮮歴史の教員については実情調査の上文部省の示す範囲内に於て考慮する」とあることから、②と③については条件付きで許容する判断をしたといえる²¹。

また、第3回交渉では、行政側が「児童については何等資料を得ずに手ぶらでは受入れが出来ないから名簿を出していただきたい」として、児童の在籍数、名前、住所等の情報提供を執拗に求めたことも留意する必要がある。校長はこれを一旦は承諾するが、学父兄代表が「結論が出るまで保留」として拒否した。

20 [第三回交渉記録]「朝鮮人小学校代表、事務所、町村、三者協議会」1949年11月14日、『関係綴』。

21 「朝鮮人児童受入計画」『関係綴』。作成者、作成日等の記載はないが、内容から小坂井町と事務所による「三者協議会」についての事前検討会の資料として作成されたと考えられる。

「朝鮮人児童受入計画」には、「朝鮮人団体より在籍児童名簿を提出せしめる」という一項があり、「名簿」が交渉での行政側の重要な懸案であった。在籍児童名簿は「受入計画」作成には必須の情報だからである。行政の側で朝鮮人教員の採用や、朝鮮語等の教授について一定の譲歩の姿勢を示したのは、そもそも朝鮮人学校の実情を把握できていないという弱みがあったということも考えられる。それだけに朝鮮人団体では単純にこれを提出するわけにはいかなかった。そのため、「記録」末尾に「児童教師に対する情報一切拒否」と記されている。

結局、第3回交渉はまとまらなかった。『関係綴』には、これ以後、年内に行政当局と朝鮮人団体での協議が開かれたという記録は見当たらない。そのことから、行政による児童の転入措置は、この時点でいったん頓挫したと考えられる。朝鮮人学校は、行政上の範疇としては存在せず、ただ、事実上において、いわゆる「自主学校」として存続することになった。一般的には正式に学校として認可されていない教育施設で学んだ場合には、正規の学歴が得られないために「自主学校」的なものには生徒が集まりにくいわけだが、朝鮮人学校の場合には行政上の認可がなくても十分に存続し得た。他方、行政の側ではすでに警察力による強制閉鎖という強権的措置は発動してしまった上に、「児童教師に対する情報」も入手できていない状況において、多分に手詰まり状況に陥っていたと思われる。その後、年内のいくつかの動きが新聞や『関係綴』より確認できる。

朝連の機関紙的な役割を担っていた『解放新聞』は、11月16日に朝連小学校児童200名が宝飯事務所に押し掛け、反対署名を提出したと報じた。朝鮮人団体はなお継続して町や宝飯事務所に働きかけていたとみられる²²。【資料6】

12月3日には、小坂井町長鈴木登進が県教育委員会からの照会に対して、「従前の学校において自習と称し、勉強している模様」と回答した。町当局も自主学校としての実態を認識していたことがわかる。その上で、鈴木は「町においても強制的に入学せしめることは紛糾を起す虞」があるとして、「末端町村に責任を負わせず、全面的に国、県においても責任ある措置を講ぜざること」を求めた²³。人口1万人ほどの町に1,000人近い朝鮮人住民を抱える地元町長とし

22 『解放新聞』1949年11月23日。

23 小坂井町長による「朝鮮人生徒の受入について」の照会に対する回答、1949年12月3日、『関係綴』。

での困惑した様子とともに、「末端町村に責任を負わせず」という文言は、国による強制措置の結果生じた問題の処理を地元町村に転嫁させることへの抗議と読むこともできる。

12月に入っても県当局による画策が継続した。『関係綴』には、宝飯事務所教育課長長谷部による「朝鮮人学校生徒会諸君」宛の12月3日付の手紙文が残されている。（【資料7】）「愛知県宝飯地方事務所」所定の罫紙に書かれたものである。文面は「県に行って皆さん御希望をお話して頼んで来ましたが、〔…〕分校はとてもむづかしい」ので、「一日も早く日本人学校へ転学してください」というものである²⁴。11月16日の児童来訪への回答とみられる。これが実際に送付されたか確認できないが、12月になっても転入は進まないことから、長谷部が直接児童に働きかけ、事態を打開しようとしたと考えられる。

さらに、12月13日には、宝飯事務所主事鈴木寿亀ら吏員2名が、「元第六朝連小学校実情調査」を実施した。鈴木らは、まず、小坂井自治警察署に行き、署長および部長から、「毎日授業をしていることは間違いない」「大体建物そのものを教育目的に使用することがすでに違反ではないか〔…〕早く断を下すべきであろう」とする報告を受けた。その上で、朝連小学校を訪問し、5人の教員と以下のような話を交わした。

問 子供は元気にやっているね。 [答]「子供は無邪気に遊んでいるが早く何とか解決して戴かんと困る。」

問 授業は何時間くらいやっているか。 [答]「授業はやっていないが、毎日子供が集って来て自立的にやっている。大体五時間位で帰るだろう。」

問 昨日学芸会をやったそうだが... [答]「プランは立てたが予算がなくてできなかった。全然何も行はない。」

問 先生たちは毎日何をしているのか。 [答]「職をとられたので何もすることがない。毎日遊んでいる。収入がなくては生活に困るから民生委員に願って助成して戴かうと思っている。」

問 お互いにこのままの状態では子供が気の毒だ。何とか出来得る範囲内で、話合う

24 宝飯事務所教育課長長谷部による「朝鮮人学校生徒会宛の手紙文」、1949年12月3日、『関係綴』。

ではないか。[答]「分校を認めたらどうか。日本人の学校に朝鮮の国語、歴史をやる先生がいるか […]」²⁵

学校の教育活動は禁止され、小坂井自治警察署の監視下に置かれながらも、「自立的に」「授業」を継続していることが確認できる。ただし、教員が中心となって「授業」をしていると語ると、正規の教育施設でないにもかかわらず「授業」をしていることを問題とされる可能性があるためだろう。教員の側の答え方は慎重であり、ただ「遊んでいる」ということを眼目とする応答となっている。これは、朝鮮人団体のいう「自主学校」という状況といえる。教員の生活については、朝鮮人コミュニティの中で互助的な関係がつけられていたものと推測されるが、「収入がなくては生活に困る」という事態は確かに生じていた可能性が強い。

こうした小坂井町の動向の一方で、県内の別の地域では、これとは異なる事態も進行していたことにも留意しておきたい。『中部日本新聞』の報道によれば、東春日井郡小牧町立小牧小学校では、「朝鮮人団体、日本学校両者の話合いがいち早く円満につき」、11月26日に受入式を行い、「朝鮮人学童19名」が「各級に1、2名ずつ編入され楽しい勉強がはじまった」という²⁶。これは、愛知第五朝連小学校小牧分校（児童数約30名）が「自主廃校」とされたことにより、児童が地元の小牧小学校に「分散」して転入したものある。「円満」の内容は不詳であるものの、小牧町においては、「分校」や「民族学級」などは交渉の争点にならなかったものとみられる。

他方、名古屋市では、11月21日に市教育委員会が市内の朝鮮人学校3校をそれぞれ名古屋市立小学校「分教場」とする決定をした。すでに、第5章で論じた神奈川県や兵庫県などで成立した公立小学校の朝鮮人分校とほぼ同じ形式である。これについては、次節でまとめて論じる。この他、県内には閉鎖や転校には応ぜず、結果的に自主学校として授業を継続していたものもあった²⁷。

25 宝飯事務所教育課主事鈴木寿亀等による「第六朝連小学校実情調査報告」、1949年12月13日、『関係綴』。

26 『中部日本新聞』1949年12月19日。「朝鮮の友達迎えて、小牧小学校の親善ぶり」

27 愛知県内の朝鮮人教育の状況については、1953年12月現在の朝鮮人団体の資料によると、「自主」11校、「分校」3校、「特設」6校とされている。（『愛知朝鮮中高級学校60年の歴史』2009年2月）

第2節 名古屋市における朝鮮人分校の成立

前節で論じた通り小坂井町では「分校」をめぐる交渉が中断した一方で、名古屋市教育委員会（以下、市教委）11月21日、旧朝連小学校3校の校舎を名古屋市立小学校「分教場」として朝鮮人児童を収容することを決定し、翌年1月から3月にかけて開校した²⁸。表6-2に示した3小学校である。これについては、最近の呉永鎬の「名古屋市朝鮮学校の設置・存続・廃止」がある。当分教場については、金徳龍が牧野小学校分教場を短く取り上げるに留まっていたなかで²⁹、『解放新聞』や1960年代の分教場教員への聞き取り調査なども加え、開設から1966年廃止までの分校の教育実態を明らかにしており注目できるものである³⁰。ただし、第1節で論じた小坂井町で3回にわたる交渉が続いた11月前半の時期、名古屋市においても、同様に朝鮮人団体と愛知県および名古屋市との交渉が続けられたと推測するが、交渉の経過や開設に至る愛知県および名古屋市の動向や行政措置について説明がなされているわけではない。分教場の成立に至る経過は、県史や市史等にも示されておらず、且つ県や市の公文書等が確認できないなどにより困難な状況である。

本節では、呉永鎬の研究も参照しつつ、分教場のひとつ、牧野小学校分教場

表6-2 愛知県の公立小学校「朝鮮人分校」の状況

公立分校名称	開設年月日 (1950年)	校舎 所在地	1953年度の教職員・ 児童数*			1949年10月閉鎖時点 の私立朝鮮人学校		
			日本人 教員数	朝鮮人 教員数	児童 数	学校名	教員	児童
名古屋市立 牧野小学校分教場	3月2日	中村区牧野町	8		194	愛知県第一朝 連小学校	7	284
名古屋市立 大和小学校分教場	3月2日	千種区豊年町	7		169	愛知県第二朝 連小学校	7	372
名古屋市立 西築地小学校分教場	1月31日	港区港栄町	4		143	愛知県第三朝 連小学校	4	146

*1953年度名古屋市教育委員会編『名古屋市内学校便覧』による。

- 28 名古屋市の場合、3校とも「分教場」という名称が使われているが、分校とは異なる意味合いを持つかは不詳である。本論では分校の範疇に置く。
- 29 金徳龍『朝鮮学校の戦後史』は、市立牧野小学校分教場を短く取り上げている（126-127頁）。
- 30 呉永鎬「名古屋市朝鮮学校の設置・存続・廃止—日本の公教育像を再考する—」『〈教育と社会〉研究』第27号、2017年。

の教員らによって 1954 年 2 月に編まれた『私たちの歩み—名古屋市立牧野小学校分教場』（以下『私たちの歩み』）等の限られた資料からではあるが、分校の成立過程を主に牧野小学校分教場の事例により検討する³¹。

1950 年 3 月に開校した牧野小学校分教場の朝鮮人講師となる呉錫洪は、『私たちの歩み』に小論「朝鮮人教師として」を寄せ、それまで勤務した愛知朝連第一小学校が市立小学校分教場に移管されるまでの経緯を当時の自らの日記をもとに記録している³²。これは、分校開設の交渉経緯に留まらず、一朝鮮人教員が学校閉鎖と分校開設にどう対峙したかを示す貴重な記録と考え、表 6-3 に行動日録として整理して示した。注目すべきは、以下の 4 点である。

第一は、閉鎖措置を「文部省の命令である」とすることで、県行政の責任回避に終始する愛知県の当局者の姿と数年前の前までの植民地期と変わらないとみる呉錫洪の認識である。呉錫洪は、10 月 26 日の日記に「私は何回となく、市役所、県庁当局の責任者と会って見たが、自分の意見を卒直に言う人は一人も居ない」としたうえで、「これでは、終戦までの帝国主義と何ら違うところはないではないか、しいてあるとしたら、終戦までの「なぐる」「どなる」が、今は「知らぬ」「存ぜぬ」「上部の命令」以外は一切だまっている事くらいのものである。これが民主主義としたら、根本的には帝国主義時代と何ら相違がない」と記した。

第二は、朝鮮人団体では、法人改組の申請書提出の是非をめぐって二分する論議を多数決によって提出を決めたとされるように、運動の方針を直接の当事者たちの議論によって決定していたことである。どのような人々が「対策会議」を構成されていたかは不詳ではあるが、呉錫洪のような一教員の考えが反映される仕組みが機能していたといえる。

第三は、閉鎖命令が発せられ、警察官による監視の下にあった朝連小学校は、「自主体制」として教育活動を継続させ、創立以来の盛大な運動会をも実施していたことである。登校した児童は転校すべきとされた市立小学校や区役所に

31 『私たちの歩み—名古屋市立牧野小学校分教場』（名古屋市立牧野小学校分教場、1954 年 2 月、名古屋市立図書館所蔵）は、謄写版印刷、全 265 頁、分教場開校 5 年の記録である。教員、児童、歴代 PTA 会長、開設にかかわった教育委員会関係者等 30 名のそれぞれの立場から記録や感想がまとめられている。1953 年 1 月から同分教場をしばしば訪問し、教育実践にかかわった神戸大学教授森信三も「牧野分教場と私」を寄せている。

32 呉錫洪は、1949 年 9 月に東京朝鮮中学校から愛知第一朝連小学校に赴任した。

行き、大人たちと「交渉」した。呉錫洪は、10月29日の日記に「児童の出席率が良くなった。これは好奇心も働いての事ではあろうが、ほとんど全員が出席する。職員も全員張り闘っている。字もあまり読めずかけもしない。しかし、子供は「この学校を守ろう」と一生懸命であり、先生のいう事も、すなおによく聞く。将来の事を考えるとよろこばしい」と記している。こうした「闘争」のなかでも子どもは育っていると実感したのであろう。

「日録」は11月7日で終わるが、呉錫洪によると、7日以降の朝鮮人の運動が「名古屋市役所に集中され」、「1000名、1800名と増加し」、「良識ある日本市

表 6-3 市立牧野小学校分教場講師となる呉錫洪の行動日録 (1949年10月19日~11月7日)

10月19日	正午、第二次学校閉鎖命令をラジオで聞く。
10月20日	市役所と県庁へ抗議に入った。(県内学校代表17名)市役所に行っても、県庁に行っても、 <u>当局者の答弁は「文部省の命令であるから知らない」「なんともいえぬ」「文部省に行ってくれ」</u> の一点ばりであった。
10月22日	県庁から二人「閉鎖令書」をもってきたが、受け取らないで、3時間ほど論議をした結果、そのまま引き上げた。
10月23日	今日から学校に対する監視がきびしくなり、教壇に立つ教員は「逮捕する」といって警官7、8人が学校の周辺をうろつく。授業は <u>自主体制を立てて、下級生は上級生が指導する体制</u> を確立させて、訓練を始める。この期間(不十分な自主体制期間)をのりきりするために、対策として運動会を催すことに決めて、中村公園、東山公園等に行つて運動会の練習をやったこともあった。
10月24日	本部で対策会議。 <u>認可申請の可否問題が再論議</u> される。一「申請書を出す必要なし」との論、理由は、「申請書を出せ」というのは、文部省は閉鎖理由がないので、窮地におこまれ、申請書から何らかの口実を求めためだろう。とにかく理由はともあれ、「閉鎖しよう」とする考えはきまっているのだから、今ここで申請書を出すことは、文部省の謀略にかかることになり、「闘争の敗北である」という論。二「申請書は出す必要がある」との論。理由は、「やる事はやった上で闘うことが必要である、これは屈服でも敗北でもない」との論に分かれて結論が出ない。 <u>4時間以上も論議の結果、多数決で第二案が採択されたのである。</u>
10月26日	市学務課と、県教育長、県学事課に抗議し、閉鎖理由を質問したが、「文部省の命令」「何ともいえぬ」「それは見解の相違である」「文部省に行ってくれ」の一点ばりで、いくら粘って見ても、さっぱり要領がえられない。
10月28日	児童は朝から、牧野小学校を全員訪問し、職員は全員対策会議に参加した。牧野小学校では、「区役所に行つて、手続きをとつて来て欲しい」と言われ、「とにかく市役所に行つてよく話して、一日も早く勉強が出来るようにしてやるから、君達の学校に帰つて一週間くらい待つていてくれ。」と答弁であったと言つて、子供達が非常に好感をもつていた。「その先生は、なんと言う先生か」と聞いてみたが「名前は知らない」という。
10月29日	児童は全員、区役所に行つたが、間もなく帰つてきた。経過をきいてみると、区長さんが「気の毒だね」と言つて、「一日も早く楽しく勉強出来るように、市役所に行つてよく相談して解決してやるから、一週間ぐらい待つていってくれ」との話であったし、「君達の気持は言わなくてもよく分かっている」と言われて、子供達は、よるこんで帰つて来たのである。
11月4日	この学校創立以来の運動会とあつて、父兄も10名近く動員された。 <u>「閉鎖命令」をうけているという感じは、何一つ見られない盛大な運動会</u> であった。特に仮装行列が人々の注目をひき大好評であった。
11月7日	午前中の授業を終えて、午後本部に行く。4日附の「私立学校としての認可申請書を却下する」という文部省通達を受けとる。ここで問題は再燃し、参加した30数名の代表者全員が興奮した。当日の結論としては「実力闘争以外に方法はない」ということになった。

呉錫洪「朝鮮人教師として」(『私たちの歩み—名古屋市立牧野小学校分教場』1954年)から抜粋した。

民の間でも何とかうまく解決されなくてはという与論が出はじめ」、「21日、名古屋市教育委員会は、中村、名中、港の3校を公立学校の分校と認めるとの発表をするに至った」される。このように、名古屋市では11月21日に市教育委員会が、中村区の愛知第一朝連小学校（児童数約240名）を牧野小学校分教場、千草区の愛知第二朝連小学校（児童数約370名）を大和小学校分教場、港区の第三朝連小学校（児童数約150名）を西築地小学校分教場とする決定をした。市教委は、11月1日付の文部省通達を根拠としたうえで「暫定的措置として教室不足のため、収容上、旧第一、第二、第三朝連小学校の校舎を借り受け、夫々該当小学校の分教場として使用」するとした³³。しかし、実際の開設をめぐる、「時間割」「朝鮮人教員」「教育用語の問題」など実施をめぐる基本的な問題で合意が成立せず、交渉は翌年2月まで続いた。内容は不詳であるが、11月24日の通達が作用した可能性も考えられる。1950年2月25日、朝鮮人団体は、朝鮮人だけの独立校舎を備えた「分校」の確保を優先するなどの観点から、「原則として、文部省の規定する教科課程の外に朝鮮の国語と地理、歴史を課外に設ける」とする市教委の線で交渉を妥結した。

3月3日、市教委は、旧愛知第一朝連小学校に新たに日本人教諭7人を赴任させ、朝鮮人教員として呉錫洪を含む3名を「講師」として「採用」し、名古屋市立牧野小学校分教場（学級数6）として「開校式」が行った。しかし、朝鮮人児童の強い反発により開校当日から分教場運営は困難を極めた。表6-4に示した日記からその様子がわかる。呉錫洪は、開校式の後、児童が日本人教員の渡した帳面を破り捨てたこと、それを日本人教員が指導できなかったこと、その後も児童の「反発、否定、対立の連続」であったと記している。そのうえで、日本人教員は、主任「吊し上げ」、担任「排斥」、門標「紛失」、卒業証書「破棄」など、児童の反抗の「真因」には目を向けず、それを子どもの「罪」や朝鮮人教師の「うらからの指導」と見做していると指摘する。

一方、分教場の管理者であった牧野小学校校長渡辺甚一も、『私たちの歩み』に回想を残している。渡辺は、開校式式辞で「分教場としてお引き受けした上からは、国境を越えた愛情をもととして、教育をすすめて行き度い。なお過去、

33 名古屋市議会事務局「公立朝鮮人学校について」（収市会第331号の1）1954年4月30日。（呉永鎬氏提供）。

何ヶ年独力を以ってこの学校を経営して来られた父兄各位に心から敬意を表する」と述べたとしたうえで、開校当初の3月の状況を以下のように総括する。

〔開校式の〕当日、〔朝鮮人児童が〕「日本人教師は反動吉田内閣の手先である」と罵って、持参したみやげのノートを、突っ返したり、それからずっと暴行に近いふる舞いを受けたり、「名古屋市立牧野小学校分教場」の門札が、どうしてもかけられなかったことなどは、当時の空気をよく物語るものと思う。かくして、陰悪そのものの空気のうちに、卒業の日が来た。そこで又、ひともめし、3月15日＝朝鮮学校卒業式、3月17日＝牧野小学校分教場の卒業式としたが、日本人教師の目の前で卒業証書を破

表 6-4 呉錫洪の日記（1950年3月）

-
- 3月3日 開校式が終わって、各学年とも日本人の教員たちが、帳面を一冊ずつ渡しているが、子供達はあちこちで、破っている。もって帰ろうとするものもあるらしいが、上級生におこられて、皆破ってしまう。もっとも中には、渡されなかった学級もあったが…。昨日までは闘争一点ばりであったのに、今日は、日本人教師たちの子供に対する打って変わったまるで芝居でもするような場面を見ていると、気の毒にもなる。なんとかしようとするけれど、手を出す勇気が出ないらしい。だが日本人の教師たちは真剣ではある。とにかくなんとかしようと思っているらしい。
- 3月4日 開校式がおわるとあらゆる問題が一瞬にして皆解決されたかのように皆が思っているらしい。だが、そのような考え方はあまい。「朝鮮人の教員を増せ、国語の時間をふやせ」の要求で、半年近くも闘って来た子供たちが、わずか3日や5日で先生がいうからといって納得するはずがないし、又おちつくはずもない。このような過去のいきさつを日本人教師は知らない。むしろ知りたくないのであろう。知らないから真剣になるのか、知らないふりをするために真剣になるのか、そのいずれか分からない。しかし、子供達は市役所や県庁、警察官のかわりとして、日本人の教師を見ているらしいから、好意も好意として受け入れないし、一切が反発、否定、対立の連続である。
- 3月17日 2週間の教員生活をかえり見ると、「にらみあい」「さぐりあい」「議論のしあい」で一切が日本人教師対子供、日本人教師と朝鮮人教員との間の反発、否定の連続する生活であった。日本学校の教育がよいと思うものは、日本の学校に行っている。この学校に集まっている児童は、朝鮮人としての「民主民族教育」を必要とするもののみである。この子供達に、彼ら日本人教員は、得意そうに自己流の人生観や知識をおしつける。だが子供達はそれがいやなのである。「自分達の求めるものでないから」。この内包している矛盾が主任の吊し上げとなり、担任の排斥となり、さらには門標の紛失、卒業証書の破棄などという一連の事件となってあらわれる真因を、日本人の教師たちは、知らないし、知ろうともしない。「卒業証書がないと、君達は中学校に行けないよ」というに対して、「朝鮮中学校にいくんだもの、そんな卒業証書なんかいらない」という応答に現われている。このような毎日の生活を、日本人教師は、子供たちの罪、朝鮮人教師たちのうらからの指導、子供達に「そんなことが考えられますか」というふうに見ている。市役所の話し、文部省の事となると、「それは政治問題であるから」と言って逃げてしまう。学級問題を真剣に考え、朝鮮人教員と個人的に話し合い、親しくなるのがあれば、自分達同志の間で「あれは赤だ」と言ってさわぐ。「政治」と「赤」は原子爆弾以上に恐ろしいものと思っているらしい。だが、その恐ろしい「赤」よりも、もっと恐ろしい奴隷になって行くことは知らないらしい、行きたいなら、自分達だけが、行けばよい。何も子供達まで奴隷にする必要はないだろう。
-

呉錫洪「朝鮮人教師として」（『私たちの歩み—名古屋市立牧野小学校分教場』1954年）の文中から、自身の「日記」より引用したとする部分を抜粋した。「」は原文のままである。

りすてた子供もあった。³⁴

これは、呉錫洪の日記と同じ3月の状況を日本人校長として記したものである。卒業証書を破りすてた子どもの側からすれば、強圧的な措置により自分たちにとって重要な学びの場が大きな変質を迫られたことへの憤りや痛みの感覚が消えることはなかったということであろう。校長渡辺は、分教場の「陰悪そのものの空気」の中に、この子どもたちの感覚を感知したのだろうか。

この開校当初の状況を呉錫洪は、自戒を込めて以下のように述べている。

このようにして、我々朝鮮人教師、児童、日本人教師との間には、はっきりと一線がひかれていて、そのために何か一寸したきっかけがあれば、すぐ爆発するような空気の中で、子供の現実の教育とは、ほとんど縁遠い空論や対立的論争に毎日を過ごし、それに満足して居ったのである。³⁵

なお、『私たちの歩みに』によると、牧野小学校分教場の日本人教員と朝鮮人教員の対立した状況は、1953年には次第に解消したとされている。

第3節 朝鮮人学校「完全閉鎖」に至るプロセス

(1) 「完全閉鎖」に向けた行政の画策

宝飯事務所の新たな画策が『関係綴』から見出せるのは、1年後の1950年11月である。この時期は、前節で論じた名古屋市立小学校「分教場」や第5章および補論で示した5府県の「分校」はすでに開設済みであった一方で、当年9月には岡山県が前年開設の「分校」を閉鎖したという状況であったことに留意が必要である。前年11月6日の閉鎖命令以降、行政措置上は無認可教育施設とされた「元第六朝連小学校」は、小坂井東および同西小学校に30名余りの児童が転出したものの、「毎日子供が集って来て自立的にやっている」状態で、「事

34 渡辺甚一「分教場の五ヶ年」(注31)『私たちの歩み—名古屋市立牧野小学校分教場』。

35 呉錫洪「朝鮮人教師として」(注31)『私たちの歩み—名古屋市立牧野小学校分教場』。

態は平穩」であった。

11月17日、教員鄭容珉（他1名、氏名不詳）と児童20名が宝飯事務所を訪れた。「記録」によると、訪問は「朝鮮人学校閉鎖問題がまた再燃してきた。現に守山、浜松等は其の接收が始められた。これは当局より秘密指令が出された結果による。当事務所にも来ている筈。来ていたら見せてほしい。」というものであった³⁶。他に、修学旅行の団体割引問題など経済的な困窮状況も訴えた³⁷。

鄭容珉や児童が観測した通り、「守山や浜松」ばかりでなく小坂井町でも学校閉鎖問題は確かに水面下で「再燃」し始めていた。11月29日、宝飯事務所所長室で緊急に「学校完全閉鎖に関する対策協議会」が開かれた。出席者は、宝飯事務所所長および内政、教育両課長、同係員、小坂井町長、小・中学校長、小坂井自治警察署長および部長である。会では、「小坂井朝鮮人学校」等4校に対し、12月2日までに「完全閉鎖」させよとの命令が東海北陸民事部長官コールターより³⁸、愛知県知事青柳秀夫になされたとの情報に基づき、学校閉鎖および受け入れ態勢をどうするかが議題とされた。受入れは、「集団でなく日本人並に各学校に分散的に入れ」る、朝鮮人講師の採用においては、現朝鮮人教官は「マル共〔日本共産党〕の線が強いから望ましくない」が「拒否するには法的になかなか困難ではないか」などが協議された。ここで「分散的に」入れるというのは、「分校」はもちろん、「分級」形態の民族学級も認めないという姿勢を表すものと解釈できる。それこそが、「完全閉鎖」の意味するところだった。この措置の実施方法については、「学校教育法の第何条を適用するかは県の庶務課で、文部省、民事部等に連絡して研究する」とした上で、「とにかく一戦を覚悟でやらねばだめだ」とされた³⁹。（【資料8】GHQの担当官による命令や共産党関係者への警戒心が露骨に示されていることに着目するならば、強硬姿勢の再浮上には、同年6月における朝鮮戦争の勃発が影響している可能性が強い。

11月30日、宝飯事務所教育課長長谷部は、愛知県庁での「朝鮮人学校閉鎖

36 愛知県では接收が決定された朝連所有の建物の明け渡し期限が11月26日とされ、接收を實力阻止しようとする朝鮮人団体と当局との間での激しい攻防状態にあった。

37 宝飯事務所兼任主事鈴木寿亀による「朝鮮人教師児童来所陳情についての報告」1950年11月17日、『関係綴』。

38 占領軍の軍政機構であった地方軍政部(M.G.Team)は、1949年7月より地方民事部(Civil Affairs Team)に改称した。C・コールター大佐は、東海北陸六県を管轄下とする東海北陸民事部第三代長官である。

39 「学校完全閉鎖に関する対策協議会の記録」1950年11月29日、『関係綴』。

に伴う学童受入に関する打合せ」に参加した。会では、教育長鈴木慶太郎から、「完全閉鎖」という突如の命令は、11月27日に東海北陸民事部長官コールターにより、直接知事になされたものであることが報告された。コールターは「〔朝連学校4校が〕今尚朝連の建物を利用して学校教育活動を行って」おり、「共産党の温床となり極めて好ましくないにも不拘、知事は問題を敬遠して措置していない」と知事を叱責、「1週間以内に措置を講じて結果を報告せよ」と命じた。学校教育部長依田百三郎は、「解散命令が出ると暴動化する心配もある」から「受入態勢を完備しなくてはならぬ」とした上で、「中学校としては選択科目として、小学校は課外として朝鮮語の授業を一定程度認める」こととして、朝鮮人講師を採用するという案を示した。「完全閉鎖」に際しては、「暴動化」するのを防ぐために、「抽出」形態の「民族学級」は許容範囲とせざるをえないと判断されたことがわかる⁴⁰。【資料9】ほぼ同様の経過が、東海北陸連絡調整事務局の文書からも確認できる⁴¹。

以上、愛知県では、全国一斉の学校閉鎖措置後の地元での交渉が頓挫したことから、1年余りの間、実質的な「授業」の継続を黙認してきた朝鮮人学校に対して、11月から12月にかけて「完全閉鎖」に向けて動きが顕在化することになる。

(2) 法的枠組み

では、「完全閉鎖」はどのような法的枠組みによりなされたのか。愛知県は民事部長官コールターより命じられた閉鎖期限の12月2日、4校に勧告書を手交した。小坂井町では、県庶務課、調査課等の吏員4名に警察関係者3名が加わり、朝連小学校に赴くが、宝飯事務所主事鈴木の「報告」によると、「〔受け取りを拒否する教員との間で〕押問答を1時間程やったが、堂々巡りに議論は終

40 宝飯事務所教育課長長谷部による「朝鮮人学校閉鎖に伴う学童受入に関する打合せの記録(復命書)」1950年11月30日、『関係綴』。

41 『執務半月報(第212号)』1950年11月(16日～30日)東海北陸連絡調整事務局。「第一、総務関係(一)非公認朝鮮人学校 11月27日コールター長官は愛知県知事及び愛知県教育委員会事務局長を招致し、法務、教育両課長及び本官立会の上愛知県内に4つの朝鮮人学校が開かれて居る旨指摘した。知事より右は秘密に開かれており、当局へ何等承認を申請して来なかった旨答えた処、長官は直に閉鎖の処置を採り今後ともかかるモグリ学校が開かれない様監視すべき旨指示した。」

始して、けりはつかず、次第に父兄が学校に集り、形勢が険悪になりそうなので引上げを決意して帰路」についてとされている⁴²。「手交」した勧告書は、以下のものである。

達庶第 589 宝飯郡小坂井町所在教育施設 管理者 金甲坤殿⁴³、その他関係者 殿
貴殿の経営（関係）する教育施設は、学校教育法第 83 条の規定による各種学校の教育を行うものと認める。従って、貴殿は同法第四条の規程によって各種学校施設の認可を受けなければならない。よって昭和 26 年 1 月 4 日までに必要な要件をととのえ認可申請すべきことを同法第 84 条の規定により勧告する。なお無認可の教育施設は監督庁の認可を受けるまで教育を行ってはならないから、本勧告後、直ちに授業を停止されたい。
昭和 25 年 12 月 2 日 愛知県知事青柳秀夫 印⁴⁴

「知事勧告書」は、事実上継続していた教育施設の教育活動を停止させる根拠を学校教育法第 84 条の規定とした⁴⁵。まず、当事者がどのように認識してい

42 宝飯事務所兼任主事鈴木寿亀による「小坂井朝鮮人学校に対する「知事勧告書」手交の報告」（1950 年 12 月 2 日）、『関係綴』。以下の記述にも注目したい。「（引上げの途中、朝鮮青年同盟の連中が自転車で当校にやってくるのに会う。）六、小坂井警察署に集合して、復命書に関し、種々打合わせなす。手交は出来なくても我々が勧告文を読み上げた処を後日の証拠にカメラに収めて置いたのは大成功であった。彼等も温しく話し分れば分る程、困る […]。かかる所へ李守鉉、自転車で来り。彼と 30 分程懇談す。彼に勧告書を渡して貰うよう依頼して帰る。彼は「前回の接收、今回の件、何れも日本政府のやり方はひど過ぎる。米国の朝鮮侵略と何等変らぬ。朝鮮人学校の経営も経済的にえらい。現に父兄は月謝を 200 [円] 以上も出している。子供を学校に出したくとも金がなくて朝鮮人学校に上げる事も出来ぬ父兄もある現状だ。せめて朝鮮人だから朝鮮語位話せる人間にしたいのは親として当然ではないか。今回の勧告でも、認可をとるまで授業を停止せよとは少し無茶だ。一ヶ月も学校へ行かずにいて、子供がどんなになるか位は貴殿方でもわかるはずだ。認可をとれと云われるが認可なんか全然とれぬことは分っている。それが出来る位なら今日まで、難儀な経営はしては来ない。あなた方がよく知っている筈だ。話し合いでやるならいくらでも相談して平穩にやりたいが、武装警官など出動させてやるなら、吾々もあくまでも身命として反抗する […]。尚、朝鮮人学校の戸外で金甲坤は「朝鮮語の教育さえやってくれば日本人学校でも朝鮮人学校でも同じことだ […]」云っていた。」

43 関係者からの聞き取りによると、金甲坤は校長ではなく、管理組合の理事であった可能性が高い。

44 （注 42）「小坂井朝鮮人学校に対する「知事勧告書」手交の報告」。

45 学校教育法第 84 条（1950 年 4 月 19 日改正による）都道府県監督庁は、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。但し、その期間は、一箇月を下ることができない。都道府県監督庁は、前項の関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き各種学校の教育を行っているとき、又は同項の規定による勧告に従って各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかった場合において引き続き各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

るかにはかかわりなく、当該教育施設は「各種学校の教育を行うもの」と知事が認定する。その上で「各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告」し、同法第四条により認可申請を義務づけ、「認可を受けるまで教育を行ってはならないから」「直ちに授業を停止」を命じるという論理である。このように今回「完全閉鎖」において、前年11月の閉鎖措置でとった第13条による直接的な「学校の閉鎖」でなく、第84条によるいわば間接的に「授業を停止」の方法をとったのは何故なのか。

この4校に対する措置について、文部省および法務府の「関係係官」が協議した「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」という文書が残されている。文書は「大崎、往還、小坂井の朝鮮人に対して学校教育法第84条を適用して処置するのが妥当である。愛知県より文書照会があればこの旨文書回答する」とし、両庁の「見解」を示していることから、これを愛知県に通知したと考えられる。ここでは、「第84条」の適用が「妥当」とすべき理由を「今年の閉鎖命令を出してから1年有余経過し、且つ設置者、教職員組織その他に同一性を認め難し、且つ第一条の学校認定が疑問であるからである」している。その上で、「第84条では強制執行をして当該学校を閉鎖したり、登校する児童を阻止することはできない」ので「第13条、第89条により責任者を罰し、間接的に当該教育が継続できない様にする以外にない」とした⁴⁶。つまり、今回の「完全閉鎖」においては、前年のような強制的な措置は取れないことを文部省および法務府が認識したわけである。なお、「法規解釈」について、東海北陸連絡調整事務局長宮坂章は、「県としては強制力発動の意思はあるが、上述の法的解釈に煩され未だ強制力発動に迄至っていない」とした上で、「学校教育法はむしろ助成的な法律であるので同法によって朝鮮人学校を取締ろうとするのは自体無理」とし、「取締のためには然るべき立法措置を必要」と、外務大臣宛て申進している⁴⁷。朝鮮人学校の「取締」のために新たな「外国人学校法案」が検討されるのは、1960年代になってからとされているが、すでにこの時期に政府関係者から新たな「立法措置を必要とする」との進言なされたことも重要である。

46 「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」(『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』)。当文書の内容はすでに第4章で論じたので、要点のみ示した。

47 東海北陸連絡調整事務局長宮坂章発、外務大臣吉田茂宛報告「朝鮮人学校閉鎖に関する件」(東海調整第511号、1950年12月12日)『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

このように「知事勧告書」は、「各種学校設置の認可」申請のための猶予期間を設けており、その意味では、「強制力発動」を伴った「完全閉鎖」とはなっていない。そのため、仮に申請をしても知事が認可しないことが前提であった。県としては、「平穩に」ことを運ぶには、このことをあらかじめ朝鮮人団体に伝えておくことが必要であった。

12月13日、愛知県は県庁で愛知県の朝鮮人学校代表とされる金海領および金茂一と会談し、庶務課長〔氏名不詳〕が、次のように発言した⁴⁸。「教育法84条により勧告し、許可申請をするように通知してあるが、これは申請しても当然認可は来ない。従って閉鎖はまぬがれないから今のうちから懇談して平穩に受入したいからよろしく頼む。」これは、形式的には申請するよう通知するが、仮に申請しても認可しない方針であることを事前に通告することで、申請そのものを断念させようとするきわめて乱暴な法運用であることはいうまでもない。

(3) 県の妥協案

12月13日の愛知県の朝鮮人学校代表との会談には宝飯事務所長谷部も出席し、双方で以下の協議もなされた。これがこの後の小坂井町での交渉の大枠を決めることになる。

長谷部課長「地元としてはこのままそっとしておいてくれるのがよいのだ。寝た子を起さぬ様にしてくれ。去年は閉鎖しても一年そのままであった。今年も更に一年そのままにしておけば講和条約も出来て自然と解決するではないか。朝鮮人の立場も考えてやりたい。」

庶務課長「各方面から要望があっても今度は必ず学校を閉鎖する。このままで行くわけにはいかぬが、強制閉鎖はしたくない。何とか事前に平和裡に処理したい。」

金海領「課外教育で民族教育をやることには反対だ。事実子供も疲れてしまって出来ぬ」

庶務課長「法の範囲内で適用するしか仕方がない。分校はとでも認められない。結局

48 12月13日の会談出席者、県側：総務部庶務課長、学事係長、教育委員会学務課主事2名、宝飯事務所教育課長（長谷部）、朝鮮人団体：金茂一、金海領（両名の所属等不詳）『関係綴』。

公立学校へ収容する。収容した後で、朝鮮語を朝鮮文化を如何にして教えるかが問題だ。当方の態度をはっきり申上げると、分校は不可。正課も不可。課外でやるより仕方がない。教師は採用する。これは学父兄にも推薦はさせるが決定権は当然教委が持つ。この線で平和的に話合いたい。」

長谷部課長「君達も要求事項があるなら大いに具体的にここで要求してくれ。県が要求を聞く範囲なら事務所は直に応じるから。末端で無理な要求をせず、今大いにやってみてほしい。」

金海領「正課として民族教育をやるというのではなく、民族教育を、課外を、何とか正課時間に喰込ましてくれ。全部課外でやるならば日本人に頼む要はない。」

庶務課長「正課の時間へ 1/3 入るか 1/4 入るか研究の余地がある。全部を課外ではなくてもやれそうである。」

長谷部課長「クラブ活動や自由研究の時間、その他を考えれば、相当時間は入れてやれると考える。」

庶務課長「色々研究してみることが大切。だが今ここで結論は出まい。君等も確約は出来まい。更に具体的に地元と打合せて何とか1日も早く平和裡に処理出来る様願いたい。」⁴⁹

民事部に命じられた「完全閉鎖」を「平和裡に処理」したい県にとっては、「分校はとても認められない」した上で、民族教育の一部を正課の時間に行うことも許容範囲としようとしていた。会談は、県レベルにおける朝鮮人学校「代表」者と県庁との妥結に向けた交渉であったとみてよいであろう。

1週間後の12月19日、教育課長長谷部は小坂井町長および町内三校長との「打合せ会」を招集し、13日の朝鮮人学校代表との会談の顛末を報告した上で、小坂井町での具体策を協議、決定した。「打合せ会」の「結論」を長谷部による記録（「長谷部メモ」）により、表6-5に示す。「長谷部メモ」は、交渉の焦点であった「集団受入」という要求を「イ、分校又は分室を認めよ」と「ロ、集団受入をせよ」とに分けて示し、共に不可としている⁵⁰。「イ」では「分校又

49 宝飯事務所教育課長長谷部による「愛知県庁に於ける朝鮮人学校代表者との会談」記録（1951年12月13日）『関係綴』。

50 「分室」とは朝連小学校の建物を町立小（中）学校の別教室として、朝鮮人のみの集団で継続して授業を受けるというもので、「分校」よりも実現のハードルが低いとして朝鮮人団体から提示されたも

表6-5 「長谷部メモ」(1950年12月20日)

	申入れ事項	結論	理由
イ	分校又は分室を認めよ。	認められない。	・県が認めない。・地元としても経費のかさむことは困る。校舎の修理、備品の購入、運動場の拡張。・朝鮮人学校閉鎖の意義がない。
ロ	集団受入をせよ。	出来ない。	・名古屋市その他の実績より考えて学校運営上或いは訓育上弊害多し。・集団受入をする為には音楽室、理科室、裁縫室が犠牲になる。日本人同様に受入れ可能なのに殊更子供の教育の犠牲を強いる要はない。・ <u>集団受入れをすれば教師(日本人)の問題に逢着し困る</u> 。・集団受入れをしている限りいつまでも日鮮人(マ)の融合は出来ぬ。
ハ	朝鮮語及び地歴を正課にせよ。		・法改正がない限り不可能である。・課外なら考慮できる。・課外であるが、 <u>幾分表際運営面で操作できる</u> 。四年生以上3時間の自由研究、其の他で、4、5時間考慮、不足分は課外指導でやれる。三二一年は時間数が少いから操作できる。・カリキュラムを検討して <u>出来るだけ便宜を図れる</u> 。
ニ	朝鮮人を教師に採用せよ。		・中等校以上の卒業者で適格なものがあれば採用可能。・非常勤講師として契約により採用。・2人位入るではないか。月俸4000円まで支出。・現在の教員は不可、思想的に、採用しても民事部から拒絶されるであろう。・学父兄にも推薦はさせるが任免権は当然縣にある。

宝飯事務所教育課長長谷部半平による「復命書(1950年12月20日)」(『関係綴』)をもとに作成した。

は分室」を認めたら、「朝鮮人学校閉鎖の意義がない」としている点が重要である。この場合の「分室」が何を意味するかは曖昧であるが、文脈から考えて「分校」の不完全な形式が示唆されているものと読める。「ロ」の「集団受入」についても、これを「出来ない」としている。その理由を「分校」については、この年の3月に名古屋市が3小学校に開設した「分教場」を「弊害多し」としている。「分教場」の児童の日本人教員に対する「反発、否定、対立の連続」などを指すものであろう。また、「特別学級」については、特別教室3教室が「犠牲」なることなどをあげている。受け入れる朝鮮人児童を仮に1・2年、3・4年、5・6年の3学級に編成すれば、新たに3室が必要となるということであろう。「集団受入」という言葉は、公立学校に朝鮮人を集団的に受け入れるというだけでなく、「分教場」または「特別学級」という形式で朝鮮人児童が朝から一緒に学ぶような「分級」的な編制を意味していたと考えられる。つまり、「完全閉鎖」に際しての行政側の許容範囲は、民族学級の中でも「抽出」形態までであったとみることができる。さらに「長谷部メモ」には、「〔今後は〕町が直接交渉し、難点に逢着したら〔宝飯〕事務所も参画し交渉する」「本日午後直ちに交渉を開始する」とあることから、12月19日以降、小坂井町が直接朝鮮人団体への働きかけを開始したと考えられる。町は、1月当初に2回の交渉を設定する。

(4)「交渉」の経過②—1951年1月

のと推測する。

1951年1月2日、小坂井町は、第4回交渉「朝鮮人代表との協議会」を開いた。交渉には「井原」と「朴」を名乗る人物が朝鮮人団体の代表格として登場したことに注目したい。朝鮮人団体は、年末の学父兄会決議として、6項目の要求事項を文書で示したが、焦点は、①「集団受入」にあった。ただ、決議では「集団的授業を認めること」とされており、「分校」という文言はない。前年12月の金海領らによる県庁での会談により、「分校」は困難であるという判断がすでに学父兄会側に醸成されていたとも考えられる。

町長鈴木は、「授業停止期日1月4日も目前に迫っているから種々意見もあるだろうが、この際穏やかに小東〔小坂井東〕、小西〔小坂井西〕両校に入学して貰いたい」として、学区ごとに分かれての転入を求めた。さらに小坂井東小学校長山口万次郎は「民族教育実施の為に二教室用意」でき、「1・2年は大体午前中だから問題無くやれる」と発言した。これは、朝鮮語等の民族科目を課外として実施することを前提に、2教室は3・4年と5・6年が使用し、午前中に授業が終了する1・2年は午後に空いている普通教室を使用したら、「問題無くやれる」という意味であろう。つまり、校長山口の提示は、正課の時間は日本人の中で授業を受け、課外の民族教育の時間は、用意する2教室で朝鮮人のみの集団で授業を受けるというものである。これは、「抽出」形態の「民族学級」を意味するものであり、「分級」ではない。当然、代表格の朴は「朝鮮人父兄の希望としては全部別にして教えて貰い度いと云うことだ。正課も全部別教室で教えてくれと云うことだ」と反論、井原も「我々としては三教室を欲しい」と要求した。3教室あれば、終日日本人とは分離した朝鮮人だけの教室、すなわち、「分級」が実現することになる。「集団受入」により「分級」的な「民族学級」を実現させること、それが朝鮮人団体にとって譲れない、ぎりぎりの妥協点であった。

こうした意味合いから、3教室の確保が交渉での焦点となるが、この場では「来年度の予算で、できるだけ校舎の増築を考慮する」との町長発言で、曖昧なままひとまず折り合いがついた。また、小坂井東小、西小へ分散して転入することについては、代表格の井原や朴は、「分割されては困る」とし、「全部まとめて」東小学校に入ることを強く求めた。これに対して、町長は、「〔学

区の問題は] そんなに簡単には行かぬ」として「名鉄線を境いとして東は東校に、西は西校に入れる」という見解を固持したが、最終的には「東校へ集団的に入れるよう努力する」と妥協した。既定の通学区域を超えた転入を許容範囲としたことになる。一方、③「朝鮮語等を正課に」については、長谷部が「正課としては認められぬが正課時間に課外としてやる場合もあり得る」という微妙な案を提示した。これは県庁での会談における「課外を何とか正課に喰い込ませてくれ」という金海領の要求に符合するものである。具体的には、「朝鮮国語、地、歴は課外として実施する」が、放課後ではない正課の授業時間の実施も可という意味である。長谷部によれば、「課外」という形式をとるが、実質的には「正課」と同じ扱いになり、朝鮮人団体の了解が得られる案であると判断したのであろう⁵¹。

以上、第四回交渉で合意されたのは「分校」ではなく、全員が東小学校へ転入し、朝鮮人教員による朝鮮語等の授業を実施するというものであった。また、制度上は「課外」である朝鮮語等の民族科目を「正課の時間」に喰い込ませて実施するという微妙なものである。しかし、「正課の時間」の実施といっても、朝鮮人児童を東小学校の通常の学級に「分散」して転入させた上で、「正課の時間」に数時間だけ通常の学級から「抽出」して、別教室で朝鮮語等の授業を実施するもので、朝鮮語等の民族科目を放課後から授業時間中に移したに過ぎない。いわばパートタイムの「朝鮮人の集団的授業」であり、朝鮮人団体が要求してきた「集団受入」とは相当かけ離れたものとなった。

1月5日、愛知県は、12月2日の知事勧告書に明示した1月4日の各種学校認可の申請期限が終了したことから、他の3校とともに、朝連小学校にも教育停止を命ずる知事命令書を交付した。県によると、「12月下旬万全を期し、之等学校責任者の出頭を求め、事前協議を行った」ことから、「平穩に之が命令書伝達をなした」とされている⁵²。

51 宝飯事務所による「朝鮮人代表との協議会」の報告（1951年1月2日）『関係綴』。

52 東海北陸連絡調整事務局局長宮坂章発、外務大臣吉田茂宛報告「朝鮮人学校閉鎖に関する件」（東海調整第511号、1951年1月10日）『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。本件に関しては、客年12月12日付東海調整第511号往信及び同年11月執務半月報第12号にて報告申進したが、豊橋市大崎町、愛知県宝飯郡小坂井町及び豊橋市往還町の三校には学校教育法第84条を適用し、教育停止を命ずることとし、知多郡横須賀町在住朝鮮人文化学院に対しては、私学審議会の答申をも参照し、申請書類の内容審査及び現場調査に基き、内閣決定事項（昭和24年10月10日）の条項違

1月8日、最終の第5回交渉となる「朝鮮人児童受入交渉会」が開かれた。代表18名による交渉の行方を見守るため、「児童や父兄達が大勢役場の外に集まっていた」。先ず、朝鮮語等の授業時間数について協議がなされた。そこでは、教員鄭容珉と課長長谷部の間で、時間数をめぐる対立が生じた。そのため、井原が妥協案を提案し、長谷部も最終的には「現在朝鮮人学校でやっている程度より余り低くならないようにやる」「学校長と朝鮮側の教官にまかせる」と発言し、時間数は明確にしないままではあるが、決着した。最大の懸案は、「集団受入」についてであった。協議の最終部分を以下に示す。

町長 朝鮮民族教科目の時間の時は集団でやるが、全教科を集団でやると言うことは今の校舎の現状では不可能である。だから分散で入って朝鮮科目のときのみ集団でやって貰いたい。(それでも特別教室もつぶすのだから)

井原 教室が無いのだから、今直ぐ集団で受入れよとは云わぬ。将来校舎を建築されるときは、少くとも三教室は朝鮮人に解放して集団授業をさせてくれ。別に朝鮮人校舎と云わなくてもよい。

町長 できるだけ努力する。私の任期も残り少いから確約は出来ぬが...

鄭〔容珉〕 教室数が足りないのだから、朝鮮人学校の教室を利用しては。

町長 それが出来ぬのだから仕方がない。朴、井原、両君も私と一緒に出県した時、県側で分校分室は絶対いけないと云っている。

□□〔2字不詳〕 集団授業の問題だけが残っているのだ。今直ぐにと云うのではなく校舎が将来出来た暁きにと云うのだから無理な注文ではない。又民族的偏見から云うのでもない。

議長 学区の難問題もあなた方の希望通り朝鮮人のみ特別の考慮で要求通りにしたのだ。近き将来は生徒数が増加するからどうしても校舎は増築せねばならぬと考えている。しかし御承知の如く吾々の任期満了は4月29日までの為、吾々が去った後の事を此場で確約は出来ぬし、又確約せよと云うのも無理だと思う。しかし一町民となっても努力はする。両者の間が円満に穏やか居れば必ず私はできぬ事は無いと思

反と認め、不認可とすることとなり、本年1月5日午後3時30分右命令書を交付した。県側は命令書交付に先立ち、客年12月下旬万全を期し、之等学校責任者の出頭を求め、事前協議を行ったため、往還町1校の父兄約30名がスクラムを組み、係官の命令書受領を拒否したのを除き他は何れも平穩に之が命令書伝達をなした。右追報申進する。

う。今任期終了後の先のことを約束しても価値はないではないか。

学校長 その辺でどうだ。お互いに信義の問題だ。

朴光沢 集団授業は単に生徒を集めるのが目的ではなく、民族意識をかもし出すのがねらいなのだ。

課長 それはよく解っている。

井原 子供が度々教室を移動しては落付いて勉強は出来ぬから、この点努力してほしい。集団受入れによる日本人対朝鮮人のトラブルは起こらぬよう父兄間で努力するから。

町会議員 本日代表者の方々が平穩裡に話を進められたことを感謝する。吾々は仮令議員の任期は終了しも、生命はある。今後出来るだけの努力を惜しむものではない。

井原 学父兄の与論は仲々強い。夜学でもよいから授業を続行するとまで云っているのだ。この線までもっていった吾々代表者の努力も買ってもらいたい。だからいきりたつ学父兄に、何分か安心させる有形のものをのこしてほしい。

課長 ここまでに到ればお互いに信頼するより他はない。私共も腹をはって誠意のあらん限りを示して参ったのだ。其れに反し君等は誠意の示し方が足りないのではないか。

朴、金押坤 今回の件で教育課長の盡してくれた誠意は全く感謝に堪えぬ。

朝鮮人 他日校舎が増築された場合にそうしてやるという約束くらい出来ぬ筈はずはない。

井原 新校舎ができた暁に 3 教室を与える。校舎新築の運動委員にでもなってくれる気持はないか。そうすれば父兄も納得するが、このままでは又話はこじれてしまうと思う。

町長 任期満了の約束などを越権であると云われたくない。

太田議長 早晚校舎は作らなければならぬ。私は其の場逃れのペテンを云おうとは思わぬ。朝鮮人団体も町会議員の文教委員（現在 6 名）の如き専門委員をつくり PTA と相共に協力して努力すれば決して出来ぬ事はない。私は議員の任期さへあるなれば本日も貴下達に対し町長から確約させたい位に思っている。

課長 吾々は今日まで誠意ある限りを示した。ここでまで果してこわれれば止むを得ん。

朴 吾々代表者の学父兄との苦しいが両ばさみの立場も考えてほしい。せつかくここ

までもってきたのに、このままでは、学父兄は吾々を信用しなくなる。現に児童や父兄達が大勢役場の外に集っているのが何よりの証査だ。吾々は小坂井町に関する限り平穩に事を解決して行きたい基本方針を終始1人今日迄続けて来たのだ。

町長鈴木は、全教科を朝鮮人のみの集団でやることは校舎の現状では不可能であるとして、「分散で入って朝鮮〔民族〕科目のときのみ集団」でやることに固執した。これが行政側の譲れぬ一線であった。これに対して、代表格の井原は「今直ぐ集団で受入れよとは云わぬ」が、将来校舎を建築されるときは、「3教室は朝鮮人に解放して集団授業をさせてくれ」と応えた。これは、将来の校舎増築の際3教室を与えると確約すれば、分散で転入することを認めるという、井原によるさらなる妥協案の提示とみてよい。これにより、交渉の焦点は、町側が3教室を約束するか否かに移った。町会議員が別室で協議し、将来校舎建設の際には、全町会議員が協力委員になることで、交渉会は終了した。全教科を朝鮮人だけでやるという「分級」は実現することなく、毎日1～2時間程度の朝鮮語等の「朝鮮人の集団的授業」を実施するという条件で、小坂井東小学校への転入が合意された。かくして朝連小学校の「完全閉鎖」が決定したことになる。交渉会の「記録」には、「ここに於いて話は円満に妥結を見る」と記されている。ただ、合意の過程でなされた、教員の鄭容珉による「教室数が足りないのだから、朝鮮人学校の教室を利用しては」との意見や、朴光澤による「集団授業は単に生徒を集めるのが目的ではなく、民族意識をかもし出すのがねらいなのだ」の発言に留意すべきである。町、宝飯事務所の路線で交渉が妥結されようという中で、2教員はあくまでも「集団受入」は絶対に曲げることのできない条件だと主張しているものと考えられるからである。さらに、「記録」末尾にある交渉終了後の役場の外の様子についての以下の記述にも注目したい。

坂地在住の永原、盛んに室外の児童父兄をあじる。井原、室外の大衆、生徒に話をし
て一同を静ませ、おとなしく帰らせる。町民談に依れば、引きあげた彼らは朝鮮人
学校に参集して父兄に納得さすべく相談をしているとのこと。⁵³

53 「坂地」とは小坂井町大字宿字坂地（当時）のことである。「永原」はこの妥結には反対をして父母や児童を「あじ」っており、当局が「朝鮮青年同盟」と目している人物であろうと推測するが、その

朝鮮人の中でも、交渉役の「井原」らと、「室外の大衆」「生徒」の間には小さくない意見の落差があったことがわかる。当日交渉会場の役場に行ったという柳政一さん（当時 17 歳）の証言は、当時の青年の認識を示すものとして重要である。

最終的な結論が出る最終会議が小坂井の役場であって、そこに友達と 3 人で行ったのですが、子どもは入ってくるなど断られて、会場へは入れなかった。まあ 20 人位が役場との交渉に入ったのじゃあないかな。会議が終わって帰ってきたら、日本学校に編入されるという話だって、なんでそういうことをやるのだというて、半べそをかきながらお父さんに喰ってかかった、うちのお父さんはその中〔交渉の場〕に入っていた。それで、みんな集まって一杯飲んでいるといわれ、石山という人の家に集まって一杯飲んでたわけ⁵⁴。ぼくらはそれを聞いてその家に行ったのですよ。そしてどうして学校を売るようなことをしたのだというて、これはもうしょうがない、これ以上やってもしょうがないということだった。そこでだいが大人たちに喰ってかかったんですよ。3 時間ぐらいかな。時間になると。当時の雰囲気としては、年寄りたちは、これ以上やっても仕方がないという意見で、編入という形で民族学級をやるという形で譲歩したんだけど、若い人の中では、それとは違う意見で、すごく反発をした。⁵⁵

これらのことから、この条件での妥結を認めない朝鮮人も相当数いたとみてよい。とりわけ当事者たる子どもにとっては、「抽出」形態の「民族学級」設置での妥結は、まさに「学校を売る」に等しい行為であったことがわかる。

(5) 転入と朝鮮人学級の開設

1 月 22 日、小坂井東小学校で「朝鮮人学級受入式」が行われた。この日、朝連小学校から転入した朝鮮人児童生徒は、表 6-6 に示したように、小坂井東小

存在も含め不詳である。

54 「石山」は「小坂井朝鮮人学校に対する「知事勧告書」手交の報告」に登場する李守鉉氏の通称名である。

55 柳政一さんの話（2014 年 6 月 18 日、豊橋市）。

学校に 122 名、小坂井中学校に 15 名であった。東小学校では当年度当初の児童数は 880 名、学級数は 19 であったことから、児童数は約 1,000 名に急増した。宝飯事務所から学校への「具体的指示事項」には、転入児童は「各級平等の人数となるよう配当」とあることから、例えば、同校第 6 学年が 3 学級としたら、24 名の転入朝鮮人児童は、各学級 8 名に「平等」に分散されて、日本人が主体の学級に「配当」されたことになる。「集団授業」は「民族意識をかもし出す」ことが狙いなのだという発言をあらためて想起するならば、そのような「民族意識」を表出することの困難な環境が行政によって意識的に構成されたことになる。

また、「具体的指示事項」には、朝鮮語等の授業は、週当たり「1・2 年 5 時間、3・4 年 7 時間、5・6 年 10 時間」とした上で、「1、2 時間の増減は可、学校長、教務主任、朝鮮人教師で協議決定」することとある。ただ、宝飯事務所の県教委への報告では、週当たり「1・2 年 4 時間、3・4 年 6 時間、5・6 年 8 時間、中学生 8 時間」とあり、若干の食い違いが生ずるが、この範囲で朝鮮語等の授業がなされたとみてよい⁵⁶。

一方、教員は、同じ 1 月 22 日付で、「朝鮮人学校児童受入に伴う任用」との事由により、朝連小学校の教員であった朴光澤、鄭容珉が同校非常勤講師として任用された⁵⁷。「俸給月 5,000 円」であった。ただ、この時点で、小坂井中学校に朝鮮人教員が任用されたかについては不詳であるが、同年 6 月 30 日付で

表6-6 小坂井町立小、中学校の朝鮮人児童生徒の就学者及び転入学者数

	小坂井西小学校							小坂井東小学校							小坂井中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
1949年10月末現在の就学者数	0	1	0	0	1	2	4	0	7	5	2	0	0	14	0	4	2	6
1949年11月から50年11月末までの転入者数	4	3	4	0	0	2	13	12	3	8	4	2	4	33	10	7	1	18
1951年1月22日の転入学者数								24	20	26	17	11	24	122				15

『関係綴』所収の各学校より宝飯事務所宛の報告文書類をもとに作成した。

- 56 宝飯事務所所長伊藤武発、愛知県教育委員会教育長宛「朝鮮人教師採用について」(宝教発第 31 号、1951 年 1 月 19 日)『関係綴』。
- 57 小坂井東小学校「朝鮮人学校児童受入に伴う任用(1951 年 1 月 22 日付)」非常勤講師朴光澤(旧中卒)俸給月 5,000 円/非常勤講師鄭容珉(旧中卒)俸給月 5,000 円。小坂井東小学校長山口萬次郎発、愛知県教育委員会宛「教育職員の任用について」(小東発第 73 号、1951 年 1 月 19 日)『関係綴』。なお前掲「宝教発第 31 号」において、宝飯事務所所長伊藤は両名について「調査しましたところ朝鮮人教師として大体適当と思われます」と県教委に報告している。なお、鄭容珉は任用 3 か月後の 1951 年 4 月 11 日、朴光澤は 1 年後の 1952 年 3 月 31 日を以って退職した。

「朴庸坤」が非常勤講師として任用されたことが確認できる⁵⁸。また、同月 27 日には、東小学校長山口万次郎が入学した朝鮮人児童宅に、家庭訪問したと『東小学校沿革史』に記されている。設置された「朝鮮人学級」は、正課の時間に通常の学級を抜け出て、別教室で朝鮮語等の授業を受けるいわゆる「抽出」形態で運営された。

設置後の「朝鮮人学級」については、小坂井東小学校等の記録に殆ど残されていないことから、詳細は不詳である⁵⁹。ただ、運営は必ずしも「順調」ではなかったことが、『関係綴』からも窺える。同年 6 月 2 日には小坂井町役場に、同月 4 日には宝飯事務所に多数の朝鮮人が来庁した。直接的には小坂井中学校教員 2 名が朝鮮人生徒に暴力を振るったとの抗議であったが、併せて、「学校を閉鎖し、日本学校に統合する際に行った約束が誠意をもって実践されていない」などと行政当局を追求した⁶⁰。「3 教室」という約束が履行されなかった可能性もある。その後、時期は定かではないが、「抽出」形態の「朝鮮人学級」すらも、授業終了後に実施する形態に改められ、中学校では 1963 年度、東小学校では 1972 年度限りで学級そのものが廃止された。

まとめ

1949 年 10 月の朝鮮人学校閉鎖措置により、愛知県宝飯郡小坂井町では、町内所在の朝連小学校の閉鎖と地元小、中学校への児童生徒の転入をめぐり、朝鮮人団体と小坂井町および愛知県宝飯事務所との間で、「完全閉鎖」まで 1 年 3 か月にわたる交渉が継続した。各地で警察力による強制閉鎖が行われている状況のもとで、朝鮮人団体が行政に要求したのは、朝鮮人児童だけを対象とした「分校」または「分級」の設置、「朝鮮人教員の採用」「朝鮮語等を正課に」の 3 点であった。1951 年 1 月の交渉の妥結により、転入先の小、中学校には「民族学級」が開設され、朝鮮人教員による朝鮮語等の授業が開始された。し

58 朴庸坤（生年不詳）愛知大学修了、1960 年朝鮮大学教員、後に同副学長。著書に『チュチェ思想の世界観』（未来社、1981 年）等。

59 『小坂井町史』編纂にかかわった元教員の山内律憲さん（1937 年生）の話（2014 年 4 月 21 日、豊川市）。

60 「朝鮮人大挙陳情についての報告」（小坂井町、1951 年 6 月 2 日）および「小坂井小中学校朝鮮人父兄来庁の件」（宝飯事務所、1951 年 6 月 4 日）『関係綴』。

かし、転入児童は、「各級平等の人数となるよう」に分散され、「抽出」形態の「朝鮮人学級」の場でのみ、朝鮮人の集団が確保されるに止まり、朝鮮人団体が強く求めた「分校」「分級」は実現することはなかった。「自主性」は「教育内容」と「教員人事」という次元のわずかな部分で担保されたものの、その「範囲」は「学級」という単位にまで減じられ、「時間」もフルタイムでなくパートタイムにまで縮小されたことになる。「自主性」をここまで減じることで、公立学校の中での朝鮮人教育が、換言するなら「公費」が可とされたともいえるのである。

全5回の交渉記録をみると、行政側には、交渉を「平和裡に処理」するため、一定程度の民族科目や朝鮮人教員の採用は許容できたとしても、公立学校の中に「分校」や「分級」という朝鮮人のみの集団を設けることで、「民族意識をかもし出すこと」（教員鄭容珉）は絶対に認めないという意思が通底していたことがわかる。「完全閉鎖」の本質は、1年前の強制閉鎖という強権的な措置の延長線上にありながら、朝鮮人児童という集団を個々ばらばらに解体して日本人児童の中で少数者の立場に置くことにあったといえる。

ただ、一方では、1949年末文部省が通達により「分校」を容認し、都立朝鮮人学校、神奈川県等、各地の「分校」のみならず、県西部に位置する名古屋市では、1950年の1月から3月にかけて市立小学校3校に朝鮮人分校を開設する事態が進行した。旧朝鮮人学校的な色彩を極力排除する動きが進行する一方で、それを一定程度許容する動きもあったとみることができ、同じ県内であるが、必ずしも同様な「地方自治」的な判断がなされたわけではなかった。とはいえ、名古屋市では実現した「分校」が、小坂井町ではなぜ実現しなかったのかという疑問は残る。朝鮮人多住地域で成立した「公立学校」「分校」という分離教育の背景には、朝鮮人の一斉転入に伴う公立学校の教育秩序の混乱という、日本人住民の側での「迷惑」論があったことは第5章で指摘した。朝鮮人集住地である小坂井町も同様であったはずである。ただし、「完全閉鎖」は他ならぬ軍政当局から直接命じられたものであり、朝鮮人学校的なものを極力排除しなければならなかったこと、「分校」等の設立から1年以上経過し、第5章補論で論じた岡山県の事象が示したように「分校」での教育活動に「弊害」が多いとの認識が行政関係者で共有され始めていたこと、などをその理由とし

て考える。

閉鎖措置の一年後、学校は「平穩」であったことから、事実上、授業の継続を「黙認」していた知事に「完全閉鎖」を命じたのは、文部省ではなく、地方行政を監督する位置にあった占領軍地方民事部であったことにも注目すべきである。本稿では「共産党の温床となる」とする指摘に止まったが、朝鮮戦争の最中、朝連解散以来停滞していた朝鮮人の運動がこの時期に活発化してきたことへの占領軍の対応とみることもできよう。これまであまり取り上げられなかったこの時期の占領軍の朝鮮人教育への関与、とりわけ「無認可教育施設」への対応について、検討する必要があるだろう。さらに、行政による一定程度の「妥協」や「譲歩」が生まれたのは、「無認可」「自主学校」となった朝鮮人学校に対しては、1949年10月以前よりも行政側のとり得る手段は限られており、法的枠組みの整合性に無理があることを行政側が自覚せざるを得ず、だからからこそ、行政側も交渉に応ぜざるを得なかったという点も重要である。また、この「法規解釈」については、朝鮮人学校の「取締」は、学校教育法では困難であり、「然るべき立法措置」が必要との申進が、すでにこの時期に政府関係者からなされていたことも明らかになった。

1年余りにわたる運動により交渉は妥結したが、朝鮮人団体の対応は必ずしも一つにまとまったものではなかった。朝連という全国組織を失い、町村レベルの地域で地元の朝鮮人が行政当局と直接対峙しなければならなかった事情も大きく作用したに違いない。さらに、父兄代表格の人物と校長・教員との微妙なずれや会場外に待機した児童や父兄等が交渉結果に必ずしも納得したわけではなかったことが行政側の「記録」から明らかになった。また、証言からは、交渉をまとめた大人たちと地域の子ども・青年層との間に亀裂が生じたことを推測させた。

愛知県では、名古屋市立小学校3校に「分教場」と呼ばれる朝鮮人分校を開設した。名古屋市は11月の初めに分校開設の決定をしたが、朝鮮人団体との交渉は難航したとみられ、開設は1950年1月から3月の時期となった。分校開設にかかわる行政側の資料を見出すに至らず、両者の合意内容は不詳である。本章で資料とした市立牧野小学校教教場の職員文集によると、1953年頃から日本人教員と朝鮮人教員、およびPTA役員との関係も次第に協力的になり、分教

場の様相が変化してきたとされる。文集が 1954 年時点のものであり、その後動向は不明である。その後、名古屋市立小学校の分教場はいずれも 1966 年 3 月 31 日まで継続した。

第7章 京都府における公立小学校「朝鮮学級」の成立過程

はじめに

本章では、朝鮮人集住地域ではあったが、公立朝鮮人学校や分校は成立しなかった京都府の事例を取り上げる。1949年10月の「朝鮮人子弟の義務教育は公立学校で行う」とした日本政府による措置により、「分散入学」した公立小学校において、朝鮮人独自の教育を求める朝鮮人団体と行政との交渉の結果、成立をみた京都市立小学校「朝鮮学級」の成立過程を論じる。第5章、第6章より後の1953年、54年の時期が中心となる。なお、当時期には、1952年4月の講和条約発効により日本本土における占領行政が終了したこと、および在日朝鮮人は日本国籍「離脱」により義務教育を受ける権利を「喪失」とされたことに留意しておく必要がある。

すでに論じてきたように、学校閉鎖および公立学校への転校をめぐる行政側との交渉において、朝鮮人の側は、名目はどのような形式であれ、原則的には、朝鮮人児童を日本人児童から分離して授業を受けることを求めた。たとえ転校という形式に従うとしても、児童を日本人と同じ学級の中に分散してしまうのではなく、公立学校であっても朝鮮人のみの集団を確保することを主張した。その意図は、第6章で示した愛知県小坂井町の教員朴光澤の発言にあったように、朝鮮人児童のみの集団の中で「民族意識をかもし出す」ことにあった。それにより、日本人中心の公立学校に入っても、朝鮮人児童は孤立せず、安心して力を発揮できる、すなわちエンパワーできると考えたからであった。他方、行政の側では、公立学校に転校させ、原則として「一般の学級に編入」させること、すなわち朝鮮人児童を分散して、多数者の日本人と同じ教室の中に入れ、少数者の位置におくことを求めた。こうした対立構図の中で、行政の求める公立学校に転校という形式に従うものの、旧朝鮮人学校の単位で朝鮮人のみの集団を確保したものが第5章およびその補論で論じた公立朝鮮人「学校・分校」であった。日本の教育課程が導入され、日本人校長や教員が配置されるが、児童生徒、朝鮮人教員、学校建物等は旧朝鮮人学校の形式が継承され、「教育内容」や「教員人事」という次元の「自主性」は「学校・分校」という単位で一定程

度担保された。一方、こうした朝鮮人だけの「学校・分校」とまでいかなかったも、日本人児童と同じ校舎ではあるが、日本人児童から分離し、朝鮮人のみをまとめた「学級」という形態もあり得た。「分校」に対して「分級」とでも呼べるこの形態は、これまでは民族学級という範疇で論じられてきたが、「学級」という縮小された単位ではあるものの、公立学校において、終日朝鮮人のみが団体が成立したことを注視するならば、小沢の示した類型Ⅱと類型Ⅲの中間の位置、つまり「分校」と民族学級の要素を合わせ持ったものとみることができる。本章が検討対象とする「朝鮮学級」は、これに相当する形態である¹。「分校」のみならず「分級」的な形態にも着目することにより、朝鮮人団体が公立学校に求めたものが何であるか、行政側が何を拒否したのかという公立学校における朝鮮人教育の争点が明確になると考える。

一方、全国的にみると、公立朝鮮人学校は設置されず、公立学校で日本人と同じ学級で授業を受けることになったものの、朝鮮人団体による行政当局との交渉の結果、「分級」形態には至らずとも、特定の授業もしくは放課後の時間に朝鮮人児童生徒のみを「抽出」し、朝鮮人講師による朝鮮語等の授業などの形式により、公立学校内の「学級」という枠組みにより、朝鮮人教育がかろうじて確保された地方があった。第6章で論じた愛知県小坂井町の事例である。この場合、朝鮮人のみが団体の「抽出」された時間のみにおいて確保されることになる。この形態は、一般的に民族学級と総称され、朝鮮人団体の資料によれば、愛知、京都、大阪、滋賀など、全国13府県で78校を数えた²。本章で取り上げる京都市においても、「分級」形態は1校のみで、残り8校は「抽出」形態の民族学級となった。

京都市では、1951年に教育委員会（以下、市教委とする）が朝鮮人児童の多い市立小学校5校で「朝鮮人課外教育」を実施した。しかし、各学級に分散する朝鮮人児童を放課後の時間に「抽出」して朝鮮語等を教授する形式では、その成果が期待できないとして、朝鮮人団体は、朝鮮人児童を日本人児童とは分

1 これまでの研究は「分級」という用語は用いてはならず、「分級」的な形態は、民族学級の一形態とされている。

2 「表Ⅱ-1」参照。なお、1957年2月時点では全国11府県で92校とされる。（マキー智子「『外国人学校制度』創設の試み―日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索―」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第118号、2013年、32-34頁）

離し、授業科目を問わず終日同じ教室で授業を受ける「分級」形態の「朝鮮人クラス」の設置を強く求めた。その結果、1953年12月、市教委は「国から別段の指示があるまでの暫定措置である」と明記した上で、「朝鮮人のための特別教育実施要綱」を策定し、3タイプの特別教育を提示した。このうち、朝鮮人のみで構成される「分級」形態の「特別学級」の設置を養正小学校1校のみに認めた。当校は、翌年1月に第3・第4学年と第5・第6学年の2つの「朝鮮学級」を開設した³。日本人と同じ学級に分散していた朝鮮人児童を集めて学級を編成、学級担任には、日本人教員を教諭として、学級副担任には、朝鮮人教員を嘱託講師として新たに任用した。この養正小学校「朝鮮学級」は、1967年3月までの13年間存続する。

こうした民族学級について、小沢有作の研究では「公立学校に分散入学させたのち、朝鮮人としての教育を部分的に付加する教委側の発想に、在日朝鮮人がやむをえず妥協して成立したもの」としてきた⁴。この認識には、朝鮮人自身による教育を上位に、日本の学校での教育を下位とするヒエラルキーと、朝鮮人団体の志向する民族教育と行政の志向する同化教育との対立という枠組みが前提となっていることはすでに指摘した。こうした枠組みでは「学級」を支えた保護者や教員、そこに通った児童生徒は、「同化教育」を指向した者として否定的に捉えざるを得ないという側面が生ずる。一方、公立朝鮮人学校を「国民教育」の枠に収まらない日本の公教育の在り方を提示するもの」として公立朝鮮人「学校・分校」を論じたマキーの研究は重要であるものの、朝鮮人向けの「学級」については対象としていない⁵。本章では、朝鮮人児童生徒のみで構成された公立朝鮮人学校の試みに比すれば、ささやかとも見える公立学校内民族学級の成立にもいかに深い願いがかけられていたかを明らかにしたい。

京都市の民族学級については、すでに1981年に中島智子による「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格—京都を中心として—」（『京都大学教育学部紀要』第27号）がある。それまで研究のなかった公立学校における民族学級の成立過程とその後の経過を京都市の事例に即して論じており、在日朝鮮人教

3 市教委は、「特別学級」以外に「抽出学級」を6校に、「放課後学級」を2校に開設した。

4 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史編』亜紀書房、1973年、287-289頁。

5 マキー智子「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一様態—」。

育研究に大きな足跡を残したものである。京都市の民族学級が「三形態」をとったことや「特別学級」の存在を論じており、本章の課題設定に重要な示唆を与えている。その上で、中島の論文執筆時に収集できなかった行政資料等を活用することで「朝鮮学級」の成立過程を軸に、1950年代の朝鮮人教育の文脈に即して検討する。

第1節 京都市立小学校における朝鮮人教育をめぐる攻防

(1) 「朝鮮人課外教育」の成立

まず、閉鎖措置によって生じた京都市内の朝鮮人児童の転校問題について概観しておく。

1950年1月の京都連絡調整事務局長大隈渉の「報告」は、京都市を除く府内については、朝鮮人学校3校の児童188名が、各居住地の小学校に転校したことで、問題は「解決」したとする一方で、京都市内については、「市教委と朝鮮人間に交渉中」につき「未解決」としている。その上で京都市では、425名の児童が朝鮮人学校に在籍しており、児童は「転校を頑強に拒否」「学校の存続を陳情し続けてきた」と付記している⁶。児童は、街頭での署名活動や府や市の教育委員会への「陳情」などの行動をとったと推測できる。当事者である児童が、市立学校への転校を拒否し、学校の存続運動に直接参加していたことは、今後の展開をみる上で重要である。しかし、その一方で、朝鮮人代表の側は、学校を閉鎖し、児童の市立小学校への転入を認めたことから、転入する市立小学校での「朝鮮語授業」の確保が交渉の焦点となっていた。この場合、朝鮮人児童は日本人と同じ教室に分散して転入する形式が前提とされている。つまり、朝鮮人団体は、日本人から分離して終日朝鮮人だけの教室での授業を可能とする「分校」でなく、居住区の市立小学校へ分散して転入させ、その上で、民族学級的なものを認めさせるという方策をとったように見える。ただ、京都市内には東九条地区、西陣地区、養正地区などの朝鮮人集住地域があり、しかも朝連

6 京都連絡調整事務局長発、近畿連絡調整事務局長宛「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件四、市教育委員会の受入」(京連地第5号)1950年1月19日。

西陣小学校という自前の校舎を有する私立朝鮮人小学校も存在していたことから、これを東京都のように公立「移管」した「京都市立朝鮮人小学校」、若しくは神奈川県のような「市立〇〇小学校朝鮮人分校」とすることで、朝鮮人児童の分散を回避するという方策をとり得たのではという疑問も残る。朝鮮人団体内部でも葛藤や議論があったはずである。

1月31日、京都市教育長不破治は、「朝鮮人学校問題」を議題とする市教委会議において、以下のように報告した⁷。

過日朝鮮人及び関係小学校長代表と話合った。結論として、低学年午後1時30分～3時、高学年午後3時～5時まで、市内37学校で、週2回の〔朝鮮語〕授業の案を大體了承した。唯、例外として朝鮮人児童の密集した数カ所に朝鮮人だけのクラスを認めよとの強い要望があったが、朝鮮人クラスを認めることは、特別学級を作る事になるから、こちらとしては受け入れられぬ事を強調したが、代表はこれを納得せず、近く再開することになった⁸。

「朝鮮語授業」については、小学校37校で、課外の時間に週2回行うことで朝鮮人団体と合意が成立した。ただし、合意は、この後に生ずる事情によりすぐには実現しないままに、4月の新学期を迎えた。一方、「朝鮮人だけのクラス」および「朝鮮人クラス」とは、本論でいうところの「分級」を意味するものである。朝鮮人団体は、大筋では市教委の示す「課外の時間」での「朝鮮語授業」を認めつつも、朝鮮人集住地域の小学校においては、「例外として」「分級」を求めたことになる。「例外として」という文言が示すように、朝鮮人団体も「朝鮮人クラス」の実現は、相当ハードルが高いことを認識していたのであろう。しかし、教育長不破は、これを「受け入れられない」とした。その理由を、市教委管理部長浜野練太郎は、2月4日、市議会文教委員協議会において「分校、集団入学等については、〔…〕軍政部よりも禁止されているので、許さぬ方針で、日本人の学童と同一の学級で行いたい」と説明した。「集団入学」とは、第5章、

7 不破治（1904年生）京都大学卒、京都市立松原中学校教頭、京都市教育局長、48年11月教育長就任。

8 『京都市教育委員会会議録』1950年1月31日。

第6章の事例で登場した通り、転入にあたって朝鮮人児童を分散して日本人が主体の通常学級に振り分けるのではなく、朝鮮人だけの集団編成、つまり「朝鮮人クラス」の設置を意味するものである。その上で浜野は、「融和問題、運営の点より考えて、このような措置は一切認められぬ」とした⁹。公立学校の中に日本人と分離した朝鮮人のみの学級が成立すれば、校内の子ども同士の「融和」や学校「運営」が困難になると判断したのである。

1950年4月の新学期、市内の朝鮮人児童約400名が居住区の各小学校に一斉に転校した¹⁰。ただ、この時点では、「朝鮮語授業」を「課外の時間」に実施する大筋の合意が成立した一方で、「朝鮮人クラス」については、対立を残していたことを確認しておく。

4月以降、市教委は、合意が成立した放課後週2回の「朝鮮語授業」実施に向けて準備を進める。しかし、詳細な経緯は割愛するが、講師の採用をめぐる「旧朝連」と「民団系」の二つの朝鮮人団体が対立したことを理由として、市教委は実施を何度も延期することになる。同年12月1日、「旧朝連」の朝鮮人児童と父母約100名が、市役所で教育長に面会を要求し、課外教育の開講を早くするよう求めた。市教委は、民団側の了解が必要としたことから、交渉は膠着状態となる。市側の退去命令により出動した警察官により父母7名が検挙される事態が生じ、新聞もこれを大きく報じた¹¹。12月9日、市教委は、双方の代表と協議する場を設定したが、民団側は出席せず、「旧朝連」側と協議の結果、課外教育の早期実施のため、教員の選考については、教育長に一任することで折り合いがついたことから、翌年1月から「朝鮮人課外教育」の実施を決定した¹²。1951年1月26日の市教委会議において、教育長不破は、陶化小、柏野小、養正小および朱雀第四小の4校において1月中に実施することを報告した。ただし、実際には、ここにはなかった学校での開設もあり、「朝鮮人課外教育」は、養正小、柏野小、陶化小、南大内小、嵯峨野小の5校で開設された。講師

9 『京都市会旬報』第31号、1950年2月25日、京都市会事務局調査課。

10 市内で最大規模であった朝連西陣小学校は、新法人申請が却下された後も授業を継続、1950年3月23日の卒業式を終えた後、閉校した。なお、閉校した校地校舎には、1953年、各種学校として京都朝鮮中学（現在の京都朝鮮中・高級学校）が開校することになる。

11 『京都新聞』1950年12月2日。「警官隊と乱闘騒ぎ、京都市庁へ朝鮮人百人」

12 市立小学校で放課後に実施する朝鮮語等の授業は、参照資料に従って「朝鮮語授業」「課外教育」「課外学級」など異なる名称を用いたが、基本的には「朝鮮人課外教育」とする。

は、市教委が任用し「月手当」4,000円を支給した。これは、講師給与という費目により、京都市の「公費」が朝鮮人教育に初めて支出されたことを意味するものであり、講師を9名とするなら、年額約43万円となる。教員免許状は必要とされていないが、任用に際して教職適格審査で「適格」であることが求められたことは他府県の公立朝鮮人学校の場合と同様である。表7-1に示したように、名前の確認ができた講師7名はいずれも男性であり、その最終学歴は大学卒業1名、中退1名、在学中4名、師範学校卒業1名である。当時としてはかなりの高学歴者であった。なお、この1951年1月下旬は、第6章で論じた小坂井町で1年余りの交渉が妥結し、小学校で「朝鮮人学級受入式」が行われた時期であったことにも留意したい。

表7-1 「朝鮮人課外教育」開設（1951年）校と担当講師

校名	開設月日	講師名（在任期間）及び経歴
養正小	1月25日	鄭渭東(51年1月-4月) 1929年生/同志社大学文学部3年在学中/51年1月「教職適格」 金仁守(51年4月-53年12月) 1928年生/45年3月蔚山公立農業学校4年卒業/47年11月紫竹朝鮮人学院教師(-49年11月)/49年11月「教職適格」/関西大学在学中
柏野小	1月25日	韓桂玉(51年1月-6月) 1929年生/45年7月京城公立旭丘中学校4年中退/49年7月京都大学法学部入学(同3回生在学中)/50年6月「教職適格」 鄭球和(51年6月-53年12月) 1924年生/42年4月京城師範学校本科入学/45年3月卒業
陶化小	2月1日	(講師名不詳)
南大内小	6月18日	朴琮雲(51年6月-不明) 1934年生/51年4月同志社大学短期大学部入学/在学中 姜成侓(51年11月-52年12月) 1921年生/45年3月名古屋帝国大学(機械)卒業
嵯峨野小	9月10日	朴文國(51年9月-不明) 1925年生/48年3月中央大学経済学部卒業/50年5月「教職適格」

教員の経歴等は当該校の教職員関係資料による。「教職適格」は教職適格審査で「適格」とされたこと（時期）を示す。

(2) 「朝鮮人クラス」を求める運動

以上の経緯により、市教委は、1951年1月から9月までに時期に、週2回の「朝鮮人課外教育」を開設し、これが53年12月まで継続することになる。しかし、開設校は5校のみ、しかも、授業終了後の放課後の時間であり、朝鮮人団体の要求からは、不十分なものであったことはいうまでもない。また、朝鮮人団体が求めた「朝鮮人クラス」、すなわち朝鮮人集住地域における「分級」は実現することはなかった。

この時期の全国の状況に目を転じると、既述の通り7都府県で成立した公立

朝鮮人学校をめぐる、東京都では廃止の動きもあり、朝鮮人学校側と日本人教育関係者との廃止反対の連携も生まれていた。1952年11月から翌年にかけて、東京大学教育学部の勝田守一と太田堯が全国の朝鮮人学校の実態調査を行い、勝田は、山口県の下関市立向山小大坪分校、太田は、岡山県の連島町立西浦小学校亀島分校および大阪市の市立大阪市立本庄中学校西今里分校を訪れている。また、1953年1月に高知市で開かれた日教組第2回教育研究大会では、都立朝鮮人学校の教員梶井陟が分科会において報告し、朝鮮人の学校教育問題が初めて議論されている。このように、1952年から53年にかけて、朝鮮人教育をめぐる運動に日本人教育関係者が参加する状況が成立した。こうした運動の側では、京都の状況をどのようにみていたのであろうか。都立朝鮮人学校の関係者を中心に組織されている在日本朝鮮人学校PTA全国連絡会の機関誌『平和と教育』は、1953年1月、「在日朝鮮人の現状と諸問題」を特集した。誌上、李珍珪は、学校閉鎖措置以降の全国の朝鮮人教育の現状を紹介した上で、京都について以下のように論じている。

いちばんうまくいっていないところは大阪、京都である。この二つの地方は児童数が多いので公立分校でも充分やっつけられるのにこれを拒否し、父兄たちの強硬な要求のあるところだけに、若干の文字通りの課外教育をやらせている。[…] 京都でも大阪と大体同じ方法で8カ所ばかり課外教育をやっている。しかし教員がないので3カ所は現在閉鎖状態である。大阪と京都では教員の任命も父兄の推薦するのは悉く拒否し、市では一方的に「有資格者」を採用するため、課外教育の講師は大学生の一つのアルバイト視されている。したがって、教育に対する熱意もなく、報酬もこれらの地方では月4,000円で固定されたままになっている。¹³

これは、児童数が多いのに「公立分校」を持つことなく、公立学校での「課外教育」を実施している京都や大阪の朝鮮人教育に対する全国組織の側の評価とみてよい。また、「課外教育の講師は大学生の一つのアルバイト視されている」という指摘は、「朝鮮人課外教育」の講師任用が行政の主導でなされている京都

13 李珍珪「在日朝鮮人の教育の現状はどうなっているのか?」『平和と教育』第4号、1953年1月。

市の実態をさし示したとしてもものとして注目できる。

一方、京都市では、市立小学校 5 校で週 2 回の「朝鮮人課外教育」が実施されるようになったものの、朝鮮人団体が求めた「朝鮮人クラス」、すなわち朝鮮人集住地域における「分級」は実現することはなかった。この後の交渉については、行政側の記録は確認できない。ただ、1952 年になると、課外教育を「朝鮮人クラス」にせよという要求が、児童や保護者から出されてくることが新聞報道から確認できる。「朝鮮人クラス」という 2 年越しの火種は、残されたままであった。ここでは、運動の前面に児童が登場してくることも特徴的である。

1952 年 4 月 24 日、円山公園で開催予定だった朝鮮人 PTA 主催「四・二四教育祭」を、京都市公安委員会は、市公安条例により集会禁止とした。市内各所の朝鮮人集地域に待機した警察官は、集会参加のため市内各所に集合した朝鮮人を「無届デモ」や「集会禁止」として規制した。市内各所の朝鮮人の動向を報じた記事からは、集会やデモに子どもが多数参加していることが確認できる¹⁴。また、翌年、1953 年 2 月 10 日には、朝鮮人団体の主催、「京都日教組」後援による朝鮮人教育についての座談会が養正小学校で開催され、小中学校校長・教員、府市の教育委員が参加した¹⁵。さらに同年 4 月以降には、朝鮮人団体による市教委との交渉や陳情が活発化することが確認できる¹⁶。『夕刊京都』によると、3 月上旬には「代表者が市教委に「各行政区に 1 か所ずつ各行政区に朝鮮人の小、中学校を設置されたい」と申入れ、今日〔9 月 10 日〕までに 4、5 回市教委との間に交渉を行っている」という¹⁷。「分校」的な形態を要求したと考えられる。一方、市教委の会議録によると、同年 4 月には「下鴨地区朝鮮人 PTA 一同」および「在日朝鮮統一民主戦線京都府委員会裒寛植」氏からそれぞれ「朝鮮人教育の充実」についての「願出」があった。「下鴨地区朝鮮人 PTA」とは、養正小学校や上賀茂小学校を含む洛北地域の朝鮮人児童の保護者会と考えられ、「在日朝鮮統一民主戦線」（以下、民戦）は、朝連の後継団体として 1951 年 1 月に結成されたものである。京都においても民戦の組織および民戦とつながる「朝鮮人 PTA」が、朝鮮人教育と行政との交渉を主導したとみてよい。「朝鮮人

14 『京都新聞』1952 年 4 月 25 日、および『京都新聞（夕刊）』1952 年 4 月 25 日。

15 『解放新聞』1953 年 2 月 18 日（原文朝鮮語）。

16 『京都市教育委員会会議録』（1953 年 4 月 17 日、6 月 22 日、7 月 21 日、10 月 31 日）による。

17 『夕刊京都』1953 年 9 月 10 日。

教育の充実」の具体的内容は不詳であるが、「朝鮮人クラス」すなわち「分級」の要求も含まれていたとみてよいであろう。6月には「朝鮮人課外講師金仁守氏外4名より、給与を日本の教職員ベースアップ改定の比率に準じて改定されたい旨」の「願出」もあった。さらに、7月には「京都第一朝鮮人小学校父兄一同より同校を公立にされたい旨の願出」が、10月には「学校法人京都朝鮮中学校より朝鮮中学校の公立化について」の「願出」がなされた。前者は、1949年9月末の市教委による学校閉鎖後も無認可のいわゆる「自主学校」として継続してきた学校である。後者は、1950年3月末に閉鎖した旧朝連西陣小学校を校舎として、53年4月に新たに中学校レベルの学校として、京都府知事より私立各種学校認可を受けた開設1年目の学校である¹⁸。「旧朝連」系両校の「公立化」を求める動きについては、これ以外の資料が見つからない現時点では、これ以上論じることはできないが、これまでの公立学校における「分級」の要求、各行政区に朝鮮人の小、中学校を設置の要求とともに、行政に公教育の枠組みの中において、朝鮮人教育を求めたこの時期特有の動きとして注目しておきたい。

こうした行政との交渉の一方で、朝鮮人団体は、「朝鮮人クラス」開設に向けた独自の教員養成の動きをも進行させていたことも重要である。金斗権さんの話によると、1953年の夏に、民戦と考えられる朝鮮人組織からの要請により、教師経験のない朝鮮人青年が15人から20人くらい集められ、「民族教育のために若い青春を捧げよ」と説得されたという。夏季休業中の京都朝鮮中学校の校舎で、約1か月間の民族教育「講習会」を受けたという。終了後、金斗権さんは、上賀茂地区の担当とされ、地域に住み込み、朝鮮人児童の家庭訪問をするなどの活動を続け、その傍ら毎週のように交渉のために市教委に行ったという¹⁹。このように、実際の教員配置や児童の入級勧奨まで進めていたことは、朝鮮人団体では、市教委との交渉の途上であるこの1953年夏の時点において、すでに「朝鮮人クラス」の設置も含めた民族学級の開設が可能という見通しを持っていたとみることができる。

18 「学校法人京都朝鮮教育資団の設立認可について」1953年5月18日、「昭和28年-30年学校法人（文教課）」（『京都府庁文書』）

19 金斗権さん（1923年生）の話（2015年10月16日。インタビューは同志社大学板垣ゼミの調査実習に同行したものである）。金斗権さんは、半年後の1954年1月に京都市立上賀茂小学校朝鮮人講師として任用されることとなる。

9月7日、柏野小学校と養正小学校で、それぞれの児童と保護者が、「課外教育」を「分級」にせよと学校長に要求し、養正小では、児童66人が欠席し保護者とともに市教委に押し掛け、柏野小学校では、警察官による強制排除という事態が起こる。『京都新聞』は「朝鮮人教育、京でもトラブル、分離を叫び集団欠席、市教委との間にミゾ」と、『夕刊京都』も「民族闘争もからむ朝鮮人教育問題、決らぬ文部省方針、おかげで市教委板バサミ」と報じた。(【資料10】)2紙からは、両校の事態に対して9月7日に市教委が「特別教室問題」、すなわち「分級」について朝鮮人団体と交渉を持ったこと、および「文部省の方針が決まらぬことには身動きがとれない」市教委に対して、「京都市の自主性で解決せよ」と要求する朝鮮人代表との対立構図が確認できる。市教委の判断の根底には、「分級」設置は教育法の範囲を超えるから、文部省の判断が必要との認識があることがわかる。記事は、交渉当日の柏野小学校の朝鮮人児童70人の集団行動を「トラブル」と報じた²⁰。しかし、児童70人のうちの第5・第6学年児童の中には、3年前の1950年3月までは、朝連西陣小学校に就学し、同年4月に柏野小学校に転入、日本人中心の学級に分散されたという学歴を持つ者もいたはずである²¹。「自分だけの授業をやらせろ」との主張には、3年前までは朝鮮人のみの集団で授業を受けていたという教育経験も作用したであろう。「トラブル」という枠には収まらないものである²²。

さらに、9月15日には、朝鮮人保護者50名と児童100名が市教委に行き、「特別教育」を要求するなど、朝鮮人団体は市教委との交渉を重ねた²³。また、朝鮮人団体の運動は、養正小学校と柏野小学校にとどまるものではなかった。以下は、2校と同様に「朝鮮人課外教育」を実施していた南大内小学校の「記録」である。

文部省の方針にてらし、市教委の決断には時間がかかり、遂に9月に至り柏野校、養正校で、集団欠席、教室占拠の事態をひきおこすに至り、問題は愈々深刻となり解決

20 『京都新聞』1953年9月8日、『夕刊京都』1953年9月10日。

21 1950年4月、柏野小学校には、第2学年9名、第3学年4名など合計35名が朝鮮人学校から転入した。

22 『解放新聞』(1953年9月15日)は「柏野小学生等闘争 民族学級要求に対して 校長が武警を呼び拳銃と棍棒で応対」と報じた。

23 『夕刊京都』1953年9月16日。「子供連れ要求 市教委へ朝鮮人特別教育を」

は益々困難となった。本校に於いては、9月13日、27名の集団交渉があり、現状ではとうてい辛抱できない旨、強硬な意見が開陳された²⁴。

断片的な記録ではあるが、「強硬な意見が開陳された」という当校における2回交渉の事実と「問題は愈々深刻」「解決は益々困難」とする当校の認識とに注目したい。記録は見出せないが、類似の状況が他の朝鮮人集住地区の市立小学校にもあったと推測できる。

以上の両校の朝鮮人児童による「集団欠席、教室占拠の事態」に対処するため、市教委は、10月31日、「分級」問題についての一定の「決定」をした。市教委『会議録』によると²⁵、この日、事務局は「緊急議案」「朝鮮民族教育について」を5人の教育委員に審議を求めた²⁶。説明に立った指導部長市川教一は、「養正、上賀茂校については、先般研究会を行った結果、それぞれ2教室を提供し、特設学級及び特別施設を編成、又は提供して民族教育を行うことになった」「南大内、待鳳、陶化、嵯峨野、山王、西京極、朱四、御室校については希望のあり次第研究したい」と説明した。これに対して、副委員長神先幹子が、開始時期を質問するなど若干の質疑応答がなされた²⁷。その後、委員長福原達郎が「民族教育については日本の法律を守ること、日本の児童に対する教育を阻害しないこと、と言う条件で各学校の情勢下に応じて行いたい」と発言した²⁸。さらに、教育長不破が「今回の措置は文部省の指令がある迄の暫定的な処置である」と説明した。『会議録』には、これ以外の委員の発言は記録されておらず、「三条件〔福原および不破による発言〕を附して養正、上賀茂校に於ける処置を承認すること」を「採決」した結果、委員「全員賛成により可決」した。教育委員の中には、福原、神先のほか、それぞれ「教育の機会均等・民主教育の獲得」や「再軍備の費用を子供の費用に」を掲げて当選した「革新」派の吉

24 「朝鮮語学級について」『朝鮮語学級に関する書類』南大内小学校。文書作成日の記載はないが、記述内容から1956年頃と思われる。

25 『京都市教育委員会会議録』1953年10月31日。

26 当時の教育委員は4名が住民による選挙により、1名が市議会から選出される公選制であった。

27 神先幹子（1914年生）府立一高女卒、地域婦人会会長、1948年「母親の立場で立候補」当選、50年再選。

28 福原達郎（1909年生）明治大学卒、市議会議員（自由民主クラブ所属）、1948年「市会選出」委員として教育委員就任、51年再任一市会選出委員（自由クラブ）。

川勝三²⁹や市川白弦³⁰も含まれていた。この直後に生ずる旭丘中学校問題では、教員の処分等をめぐり、委員長福原らと教育委員を二分する対立を生むことになるが³¹、ここでは、養正小学校に「特設学級」、上賀茂小学校に「特別施設」設置という事務局の提案を教育委員 5 人が全会一致で承認したことが確認できる。この後明らかになることであるが、「特設学級」は「朝鮮人クラス」を、「特別施設」は「抽出学級」を意味するものである。教育委員全会一致の承認により、交渉は急速に進展することになる。

この後、市教委は、学校との協議を進め、11 月末には、何らかの実施案ができたと考えられる。12 月 15 日の『解放新聞』は、「12 月 1 日、朝鮮人 PTA など 22 名の代表と市教委との会議」において、「市内の柏野、山王、南大内、養正の日本人小学校で、朝鮮学童に対して一週間に 24 時間の民族教育を正課として実施すること」で合意したと報じた³²。「24 時間」とは、第 3～6 学年の合計時間数を意味するのであろうか。同記事は、見出しを「京都、教育闘争における成果、民族課目を争取、日本学校通学生に」としており、朝鮮人団体は、4 小学校での「民族教育」の実施という市教委の決定を「争取」した「成果」として評価しているとみてよい。12 月 1 日の朝鮮人団体と市教委の会議で、この具体的な実施計画が示され、1949 年末以来の朝鮮人団体と市教委の交渉に一定の合意が成立したものと考えられる。

第 2 節 京都市立養正小学校「朝鮮学級」

(1) 「朝鮮人のための特別教育実施要綱」の策定

市教委の実施案なるものとは、「昭和 28 年 12 月 24 日決定」と記された「朝鮮人のための特別教育実施要綱」（以下「実施要綱」）と考える。12 月 1 日の朝鮮人団体との会議で、市教委が、「実施要綱」中の「朝鮮人のための特別教育」

29 吉川勝三（1897 年生）京都師範卒、醍醐、稻荷、開智、鏡山各小学校長歴任、1950 年教育委員当選。

30 市川白弦（1902 年生）臨濟宗学院卒、花園大学教授、京都人権協会理事、憲法擁護市民の会幹事、1952 年教育委員当選。

31 教育委員にはほかに北村金三郎がいた。北村金三郎（1897 年生）京都師範卒、教諭、視学、学務課長、下京区長を経て、1948 年「市民の確立を期す」として立候補当選、52 年再選。

32 『解放新聞』1953 年 12 月 15 日。

(以下「特別教育」)の概要を朝鮮人団体に示したことにより交渉が妥結した。これを受け、市教委は「実施要綱」を12月24日に正式決定し、翌年1月1日よりこれを実施したと考える。通常、実施要綱とは、行政府が行う事業の大枠や行政政策の枠組みなどの原則的な事柄を定めるものである。「特別教育」は、国の教育法の枠組みにはない京都市独自の事業となることから、法との整合を図るためには、新たに実施要綱を策定する必要があると判断したのであろう。

「実施要綱」は、全12条と「附則」よりなる。(【資料11】)第1条では、「特別教育」は「京都市立小学校に在籍する朝鮮人児童のために行なう」とした上で、そのための教育の場としての「特別施設」を「特別に朝鮮人児童によって編成される学級」と「正規の授業時間中に抽出されて編成される朝鮮人児童の学級」との2類型に分け、前者を「特別学級」、後者を「抽出学級」と呼んだ。「特別学級」は、本論で論じてきた「分級」にあたり、朝鮮人団体の文言では「朝鮮人クラス」である。「抽出学級」は、放課後ではなく、授業時間中に朝鮮人児童のみを「抽出」して実施される新たな形態である。さらに、1951年に開始した「朝鮮人課外教育」を「放課後学級」と呼び、「実施要綱」を「準用する」とした。これにより「特別教育」は3形態となる³³。

第2条では、「特別教育」の実施は、「学校教育法第17条(小学校の目的)及び第18条(目標)の趣旨」を根拠とすることを明記し、その「目標」を「朝鮮語を理解し使用能力と養う」こと、および「朝鮮の歴史、地理の概要を知らせる」こととした。その上で、第7条では、「特別施設の教育課程の教科として社会(「社会乙」という)、国語(「国語乙」という)を中心とした教科をおく」とし、2教科の授業時間数の上限をも定めた。さらに第8条では、「学習の評価は、教科ごとに行う」として、「国語乙」「社会乙」の他の教科と同様に、「評価」し、指導要録への記入も規定した。これらは、「特別教育」において、小学校の教育課程にはない「朝鮮語」や「朝鮮の歴史、地理」の教授を可能とするために、学校教育法の規定に基づいた教育課程に位置づける必要から、「国語乙」や「社会乙」という新たな教科の枠組みを新設し、時間数を定めたものとして注目

33 「放課後学級」については「課外学級」という別の呼び方が関係者では定着している。「正規の授業時間中に抽出」して実施する「抽出学級」と正規の授業時間でない放課後＝「課外」に抽出して実施する「放課後学級」との違いを明確にさせる意味合いで「課外」とされたものと推測するが、本稿では「実施要綱」に即して「放課後学級」とした。

きる。換言するなら、このような枠組みをつくること、すなわち「朝鮮語」を「国語乙」「朝鮮の歴史、地理」を「社会乙」と読み替えることにより、朝鮮人団体が要求した「朝鮮語」等の教授と教育法に規定された教育課程との整合性を確保しようとしたといえる。この試みは、市レベルの行政が中央行政の定めた義務教育の教育内容を部分的に朝鮮人向けに改編したとみることができ、市レベルにおける「地方自治」的な決定として重要であると考えられる。さらに、同様な必要から、第4条—学級編成、第5条—講師、第11条—教科書の基準も定めた。そして、これらの基準を満たすなら、校長の願出により設置が認められることになっている。

以上、「実施要綱」は、京都市立小学校の中で、朝鮮人教育を実施する枠組みを定めたものであり、朝鮮人向けの教育を公立学校において実施する根拠を明確にする意味合いを持ったものである。ただ、「附則」において、「朝鮮人教育に関し、国から別段の指示があるまでの暫定措置」と明示したように、国の教育政策との微妙な関係の中でかろうじて成立しているという不安定なものでもあった。

「実施要綱」に基づく「特別施設」は、1954年1月から6月までの間に9小学校に開設された。表7-2に示したように、「特別学級」が養正小、「抽出学級」が柏野小など6校、「放課後学級」が朱雀第四小など2校である。朝鮮人団体が強く求めた「朝鮮人クラス」、すなわち「特別学級」は、養正小1校にのみに認められただけであった。この間の経緯について、先の南大内小学校「記録」は、以下のように記している。

10月に至り、養正、上賀茂の2校に於て、全日学級、抽出学級の設置を見るに至り各校の実情にてらし、個々に検討することになった。本校に於ても数次の交渉及検討の結果、抽出3学級を作ることとなり、〔昭和〕29年1月より実施する。³⁴

「記録」によると、前年10月の市教委決定後、養正小、上賀茂小以外の各学校では、開設する「特別施設」の形態や学級数をめぐり、朝鮮人団体との「交

34（注24）「朝鮮語学級について」。

渉」がなされ、「検討の結果」、上記の開設を決定したとみられる。これは、教育委員長福原の「各学校の情勢下に応じて行いたい」という先の発言に符合する。したがって、「交渉及検討の結果」開設しないことを決定した学校もあった。一例をあげるならば、指導部長市川も開設を検討するとしていた西京極小学校では、区内の朝鮮人保護者が「全校児童数 932 人の 2 割を占める朝鮮人児童のために 3 教室を提供、独自のカリキュラムで授業を行いたい」として学校側と交渉した。これは養正小と同様の「特別学級」を求めたものであるが、3 教室の割当に PTA の中に反対があり、市教委も認めず、当校では、結局「特別施設」は開設されなかった³⁵。

以上、全 9 校という「特別施設」開設数は、1951 年の「朝鮮人課外教育」5 校からは増加したものの、50 年の市教委実施案にあった 37 校からみると極めて限定されたものであったといえる。先の西京極小学校と同様の事例は他にもあったことであろう。小学校 9 校の「特別教育」に参加した児童総数は、600 人から 800 人程度であったと推測できる。この年度の市立小学校の朝鮮人児童数

表7-2 「特別教育」実施校と朝鮮人講師（1954年）

校名 開設日	学級	朝鮮人講師名（生年）および経歴
養正小 1月10日	特別	李春圃(1920年) 1939年3月慶州公立高等普通学校卒業/53年12月16日任用 文京子(1933年) 1949年3月北白川韓国中学校卒業/53年12月16日任用
陶化小	抽出	(開設月日及び講師名不詳)
山王小 1月	抽出	夫斗玉(1926年) 1947年4月立命館大学経済学部編入(51年中退)51年9月京都七条朝鮮人小学校教員/53年3月同校退職/54年1月1日任用 権碩鳳(1931年) 1949年4月金沢大学理学部入学(50年10月中退)/54年1月1日任用
南大内小 1月10日	抽出	孫明姫(1934年) 1953年3月洛陽工業高校卒業/54年1月1日任用 李鳳善(1925年) 1948年4月立命館大学経済学部入学(50年10月中退)53年1月南大内小朝鮮人課外教育講師任用から引き続き、54年1月1日任用
柏野小 1月	抽出	朴順香(1933年生) 1951年4月京都女子大児童科入学/52年9月中退/54年1月1日任用 鄭球和(1924年生) 1942年3月普洲公立中学校卒業/4月京城師範学校本科入学/45年3月卒業/51年9月柏野小朝鮮人課外教育講師任用から引き続き、54年1月1日任用
待鳳小	抽出	(開設月日講師名不詳)
上賀茂小 1月	抽出	金斗権(1923年) 1942年3月慶北農業技術研修所課程修了/54年1月1日任用 咸甲道(1924年) 1942年3月金海公立農業実修学校卒業/44年陸軍特別幹部候補生入隊(45年復員)/53年京都人文学園専攻科入学(在学中)/54年1月1日任用
朱雀第四小 6月28日	放課後	李甲連(生年不詳) 1954年七条朝鮮人小学校退職 /54年6月28日任用 金京姫(生年及び経歴不詳) 1954年6月28日任用
嵯峨野小 (不明)	放課後	朴文國(1925年)1948年3月中央大学卒業/49年4月京都朝鮮中学教員(50年9月辞任)/51年9月嵯峨野小朝鮮語課外講師(大阪大学在学中)/53年3月大阪大学卒業/53年4月京都大学文学部大学院入学(在学中)、当校課外教育講師から引き続き、54年(月不明)任用

教員の経歴等は、当該校の教職員関係資料による。

35 『京都新聞』1954年7月31日。「三教室開放せよ 増改築の西京極校 校下朝鮮人申入れ」

が約 4,800 人であったことからみても、対象となった児童は、相当限定的なものであったことにも留意する必要がある³⁶。

表 7-3 には採用された講師名をあげた。前年 9 月以降、上賀茂地区で活動していた金斗権は、1 月 1 日付で上賀茂小学校の講師に、他にも「講習会」のメンバーが任用された。講師任用には、朝鮮人組織の意向が反映されたとみてよい。

(2) 「朝鮮学級」開設の動向

養正小学校は、第 3 学期始めの 1 月 10 日に「朝鮮学級」を開設した³⁷。年度末に近い時期に、4 月からの新年度を待たず児童を移動して新たな学級を編成し、新担任を発令することは、通常の教育行政や学校にとってはきわめて異例のことである。朝鮮人保護者や児童の喫緊の動向から、問題が緊急性を持つという認識が、市教委及び学校側にあったからとみてよい。1 月 8 日の『京都新聞』は、「10 日から朝鮮人児童の独立学級発足」と報じた³⁸。記事は、「特別学級」が朝鮮人だけの「完全な分離授業」であり、「その成行き」に「非常な注目と関心が寄せられている」とした上で、以下のような「心配」をも指摘した。

しかし、それよりもこのような独立した学級となれば、児童の心理から民族意識が強くなり差別的な言葉を多く出す子どもが出てくることや、運動面にチーム対抗競争などの場合起り得る感情意識などを非常に注意すると同時に心配している。

記事は、学級の開設に伴う学校側の懸念を伝えたものであろう。ただ「民族意識」や「差別的な言葉」を語る主体が、朝鮮人か日本人なのかについては何も語られていない。さらに「民族意識が強くなるから、「差別的な言葉を多く出す子ども」が出てくるのかとの疑問も生ずる。おそらく、朝鮮人だけの学級ができれば、朝鮮人児童の民族意識が強くなり、それに対抗するように日本人

36 1954 年度『京都市学校指定統計』によると、京都市立小学校に在籍する朝鮮人児童は 4,799 人。

37 当校『学校沿革史』には「1 月 10 日朝鮮人児童の為朝鮮人学級（2 学級）を特設」とある。本稿ではその名称を「朝鮮学級」とした。

38 『京都新聞』1954 年 1 月 8 日。

の子どもの差別的な言動が増え、朝鮮人と日本人との児童間に対抗的な「感情意識」が生じかねないと考えたのであろう。しかし、対抗的な感情は、混合クラス、すなわち通常学級でも存在したはずである。ただ、これまで日本人が多数を占める通常学級に分散されていたがゆえに、朝鮮人はたとえ差別的な言葉を投げかけられても、対抗意識を表すことが困難だった。そのように発露されにくかった朝鮮人としての意識が、朝鮮人のみの「特別学級」設置によって顕在化するということであろう。これは、特別学級を「一切認められぬ」理由として「融和問題」を挙げていた先の市教委管理部長浜野の認識とも通底するものでもある³⁹。そこにおける「融和」が、あくまでも日本人の立場から発想されたものであることはいままでもない。

記事によると、「朝鮮学級」は第3・第4学年が49名、第5・第6学年が44名で構成された複式2学級であった。ただし、第1学年に21人、第2学年に26名の「分離教育希望者」がいたが、第1・第2学年の「朝鮮学級」は、なぜか設置されなかった。「実施要綱」は、第1・第2学年についても週当たり5時間以内と規定しているものの、「抽出」形態の他の小学校においても、実際には第3学年以上を対象とし、第1・第2学年は除外されたようである⁴⁰。理由は不詳であるが、第1学年から分離した場合、日本人の立場から見て不都合な「感情意識」がいつそう強まることを恐れた措置とも考えられる。また、「実施要綱」決定後に、第1・第2学年を「特別教育」の対象外とする取り決めがなされた可能性もある。さらに、記事は、朝鮮人「在校者数」と「分離教育希望者数」を学年ごとに示し、「分離教育を希望しない者が58人」もあるとした上で、「この原因は各学年とも分離による学力低下を恐れたため」としている。

1月10日には「希望した児童を3、4年と5、6年に分け、2学級の授業開始式」が行われた。この年の3学期始業式は、1月8日の金曜日であったことから、授業開始式は、日曜日に行われたことになる。全校児童が登校しない日曜日を選んで、希望した朝鮮人児童だけを登校させ、学級編成のための「授業開始式」をしたのだろうか。翌1月11日には、日本人児童代表130名が参加して

39 学校側の主要な関心は、学級設置によって増幅されかねない両者の対立を防ぐというレベルに留まり、歪んだ関係を正すというものではなかったとみてよい。

40 ただし、南大内小学校では、1956年度において第2学年以上を「抽出学級」の対象としていたことが確認できる。((注24)『朝鮮語学級に関する書類』)

「朝鮮人学級開設式」が行われた⁴¹。『養正 PTA 会報』に掲載された開設式の「式次」から、学校長式辞、市教委代表式辞、養正 PTA 会長祝辞に続いて、朝鮮人 PTA 会長、民戦代表、朝鮮人 PTA 連合会代表の朝鮮人 3 名の祝辞がなされたことがわかる⁴²。民戦および PTA 連合会は、京都府全体の朝鮮人組織である。両組織の代表がそろって出席し、かつ祝辞を述べたことは、「朝鮮学級」の開設が養正地区の朝鮮人だけでなく、京都の朝鮮人組織にとって重要であったことを意味しているとともに、開設にあたっては、市教委や学校とともに、両朝鮮人組織も相当イニシアチブをとっていたとみることができる。また、同会報は、「朝鮮人学級開設にあたって」という学級担任 3 名連名による文章を掲載した。そこでは、教育基本法第 3 条を引用したうえで「朝鮮人を教育することは教育の機会均等の上より当然のこと」とし、「異国の地で民族独立を念願する朝鮮人達の児童」を指導育成することは、担任に「課せられた問題であり、最も研究と努力を必要とする」とした。日本の公立小学校が朝鮮人児童の教育を担う根拠を教育基本法の機会均等というロジックにより日本人保護者に説明したといえる。その上で、「同じ養正校の校舎に学ぶ一学級としての朝鮮人学級」であり「何ら養正校より分裂したわけではありません」として、保護者に対して、学校の中での一体性を強調した⁴³。

学級担任は、加藤佐久次⁴⁴、李春圃、文京子であった。日本人教員が担任、朝鮮人教員は副担任とされた。第 5・第 6 学年の学級は加藤佐久次と李春圃、第 3・第 4 学年は文京子が副担任であったが、担任として配置されたはずの日本人教員名は不詳である。授業は、「国語乙」「社会乙」と「朝鮮の音楽」を朝鮮人教員が、それ以外は、普通学級と同様の内容を複式授業の形式で日本人担任が当たった。職名は、加藤が教諭、李と文が嘱託講師、3 名とも「1953 年 12 月 16 日」が京都市教員任用とされていることから、12 月 16 日以降、翌年 1 月の「朝鮮学級」開設の準備にあたったものと考えられる。日本人担任の配置や教育内容についての抵抗はなかったとみられることから、朝鮮人団体は、教授用語や

41 『京都新聞』1954 年 1 月 13 日。「和やかに開校式」

42 『養正 PTA 会報』第 50 号、1954 年 1 月。

43 (注 42) 『養正 PTA 会報』。

44 加藤佐久次 (1914～2002) 1934 年滋賀県師範学校卒、41 年文部省派遣教員として関東州へ出向、旅順水師営公学堂教諭、44 年旅順国民学校訓導等、47 年引揚、53 年京都市公立学校教員任用、養正小等勤務後、第四錦林小、藤ノ森小、嵐山小学校の校長、73 年退職。

教育内容よりも、朝鮮人だけの学級編成を重視していたとみることができる。

当初から学級運営を中心的に担ったのは、日本人教員の加藤であった。1914年生まれの加藤は、1945年8月、中国「関東州」の旅順国民学校訓導の時に敗戦となり、47年に引揚帰国、という経歴を持つ。引揚後、教職以外の様々な仕事を渡り歩いていた時に、師範学校の先輩だった養正小学校教頭竹林隆次から「市教委は、全市の初の試みとして養正校に朝鮮人学級を設置したい意向で、外地経験者をさがしている」と勧誘され、市教委で採用試験を受けたのが、「昭和28年〔1953年〕10月のことであった」⁴⁵。養正小「特別学級」設置のための臨時採用試験により任用された加藤は、この後、1959年度末までの6年余りにわたり担任をすることになる⁴⁶。「外地経験者」であれば、多少は朝鮮語ができるという判断が市教委側にあったようであるが、加藤は、中国語は多少理解できたようであるが、朝鮮語はできたわけではなかった⁴⁷。

一方、朝鮮人講師の採用にあたっては、教員免許状は必要とされておらず、「課外教育」講師採用の際に課されていた教職適格審査は、講和条約発効により制度そのものがなくなっていたことにも留意する必要がある。ただ、2名の朝鮮人講師の任用経過は不明である。李春圃は、1920年生まれ、「1939年慶州公立高等普通学校卒業」という学歴を持つが、渡日の時期、経歴は不詳である。この後、1957年末までの4年余り担任をすることになる。文京子は、1933年生まれ、京都市立小学校卒業、「北白川韓国中学校」入学、1949年卒業という学歴を持つ⁴⁸。1955年8月までの2年余り担任をすることになる。当初の朝鮮人講師の給与は、月額9,500円であった。一方、1951年に養正小に開設された「課外教育」の講師であった金仁守は、53年12月31日付で退職した。

前述のように「課外教育」講師任用は、採用試験、教職適格審査など市教委

45 加藤佐久次『米寿記念 生に挑む』2002年、私家版、269頁。

46 加藤の採用試験が10月であったとすると、市教委は、養正小や柏野小で児童が抗議行動をした直後の9月中旬から10月上旬の時期には、養正小学校に「朝鮮人クラス」を設置する意向を固め、教員採用などの準備を進めていたことになる。これは朝鮮人団体が教員養成の講習会を開催するなどして学級開設への準備を進めていた時期と重なることから、1953年9月末の時期には、朝鮮人団体、行政側双方で「特別学級」の設置の合意が図られ、それぞれ水面下で開設の準備を始めたといえることができる。

47 加藤佐久次氏のご子息の加藤久雄さんの話（2015年5月15日）。

48 「北白川韓国中学校」とは、1947年に各種学校認可された京都朝鮮中学のことである。居留民団系の京都朝鮮人教育会が経営し、学校閉鎖措置後も継続した中等教育機関で、韓国中学と通称された。

が主導したが、表 7-3 に示した「特別教育」講師採用には、前年の「講習会」参加者が任用されたように、朝鮮人団体の意向が相当反映されたものと考えてよい。

(3) 「朝鮮学級」の位置と性格

以上の経過をもって、当校に市内で唯一設置された「特別学級」は、1967年3月までの13年余りの間運営される。ただ、当学級については、市教委、学校、朝鮮人団体などに記録や資料がほとんど残されてない。ここでは、現時点で把握できた資料を整理し、当学級の位置と性格について若干の考察を試みる。

まず、「朝鮮学級」の在籍児童数（1953年度～65年度）を表 7-3 に示した。この間、合わせて約 200 名が当学級を卒業したことになる⁴⁹。卒業後は、校区である京都市立高野中学校ではなく、教育法上は中学校ではなく各種学校であった京都朝鮮中級学校（1953年開設）へ進学した児童も相当数あったと考えられる。また、「朝鮮学級」は第3学年以上を対象としたが、養正小学校に在籍しているものの「朝鮮学級」には入級しない朝鮮人児童も相当数いたことにも留

表7-3 京都市立養正小学校「朝鮮人特別学級」の児童数（1953年度～1965年度）

年度	第3学年			第4学年			第5学年			第6学年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1953			18			31			26			18			93
1954	8	15	23	9	8	17	7	22	29	9	14	23	33	59	92
1955	13	6	19	7	15	22	10	8	18	8	22	30	38	51	89
1956	12	11	23	14	6	20	7	15	22	10	8	18	43	40	83
1957	0	11	11	12	11	23	13	6	19	8	15	23	33	43	76
1958	2	6	8	0	10	10	12	11	23	9	4	13	23	31	54
1960	9	8	17	6	6	12	4	9	13	0	7	7	19	30	49
1961	4	8	12	9	8	17	5	4	9	3	10	13	21	30	51
1962	7	2	9	4	8	12	6	6	12	5	4	9	22	20	42
1963	1	6	7	6	2	8	4	8	12	6	5	11	17	21	38
1964	3	3	6	0	5	5	8	2	10	4	8	12	15	18	33
1965	0	0	0	3	3	6	0	5	5	7	2	9	10	10	20

本表は、『京都市教育委員会指定統計』各年度版の「特別学級児童数」の項より作成した。ただし、1953年度は統計にないため、54年1月の学級開設時の『京都新聞』（1954年1月8日）の「分離教育希望者」をあてた。

49 1954年度から66年度までの各年度の第6学年児童の総計が188名、53年度の6年生が18名である。

意する必要がある。

では、入級はどのような経緯でなされたのか。1954年1月、開設当初の「朝鮮学級」に移った当時6年生だった黄弘吉さんは、「3学期の初日に鞆もって自分の席に行って」みると、先生に「今日からお前あっちの方へ行くようになってんで」と教えられたが、「自分はしらなかった。民族学級へ行くということ。ところが親はすでに了解しとった。」「クラスに入ってみて、あいつも朝鮮人か、こいつも朝鮮人かということが初めて分かった」という⁵⁰。同じく同年1月に3年生だった呉英淑さんは、父親に言われて朝鮮学級に入った。父親は、家中に「朝鮮語常用」と朝鮮語の張り紙をするほどの教育熱心であったという。「あの頃はきつい差別があったから〔入級して〕ほっとしましたね」と話す⁵¹。また、1954年4月に3年生になった呉成元さんは、運動場で遊んでいるときに、学校に来た呉さんの伯父に呼びとめられ、「言われるとおりに後ろついて行ったら、職員室には民族学級の先生4人がすわっており」「僕はただ黙って立っていたら、おじさんは帰った」「担任の先生が行きましょう」と行った部屋が朝鮮学級の教室だったという⁵²。3人の話からは、児童の入級については、学校ではなく保護者を含めた朝鮮人団体のイニシアチブによりなされていたものとみることができる。

次に、授業についてである。「朝鮮学級」の校時表（時間割）は残っていないため、当時の学習指導要領と「実施要綱」から勘案した教科目の授業時数を表7-4に示した。「国語乙」は朝鮮語（朝鮮国語）、「社会乙」は「朝鮮における歴

表7-4 「朝鮮学級」の週当たりの教科の推定時数（1954年1月の開設時）

		国語	国乙	社会	社乙	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	合計
第3/4学年	普通学級	6~7	/	5	/	4~5	3	2	2		3	~27
	朝鮮学級	5	5	3	3	4	3	1(1)	1		2	28
第5/6学年	普通学級	7	/	5~6	/	4~5	3~4	2	2	3	3	~32
	朝鮮学級	5	5	4	4	4	3	1(1)	1	3	2	33

普通学級の週当たりの教科時数は、当時の学習指導要領（1951年実施）に基づく推定時数である。指導要領では「各教科に全国一律の一定した動かしがたい時間を定めることは困難である」として、各教科の時間数は「必要な時間数の比率」が示されているのみである。音楽の()内は朝鮮の音楽の時数を示す。

50 『2014年度板垣ゼミ報告書 京都市田中地区の在日朝鮮人と民族教育』2015年2月、21頁。

51 呉英淑さん（1945年生）の話（2015年8月28日。インタビューは同志社大学板垣ゼミの調査実習に同行したものである）。

52 呉成元さん（1946年生）の話（2014年11月19日）。

史及び地理」の時間である。「実施要綱」に明示がないが、新聞記事では、音楽科 2 時間のうち 1 時間は「朝鮮の音楽の時間」とされている。これらを勘案すると、第 5・第 6 学年の場合、「国語乙」5 時間、「社会乙」4 時間、朝鮮の音楽が 1 時間で、週当たり 10 時間となる。ただし、加藤は、これを「週 12 時間」と記録している。前述のように、これらの科目授業を朝鮮人講師がし、その他の科目を複式授業の形式で日本人教員が担当した。加藤によると「授業時数が少ないことと複式授業である」ため、授業が難しかったと回想している。また、1960 年代初頭に「朝鮮学級」を 1 年間担任した日本人教員および朝鮮人講師の李福順さんの話をよると、教室の中で日本人教員と朝鮮人講師が一緒にいるという場面はほとんどなく、朝の始業時の出席確認などは日本人教員が行い、給食や掃除の時間には日本人教員はあまり来なかったという⁵³。給食時に日本人教員が不在であるということは、実質的な担任は、朝鮮人講師であったとみることもできるのではないだろうか。双方の教育活動に一定の境界線が引かれていた可能性がある。

13 年余りの間継続した「朝鮮学級」の担任を経験した日本人教員は全部で 17 名、うち加藤は開設時から 7 年間担任をしたが、14 名は 1 年間限りの担任であった。一方、「朝鮮学級」副担任とされた朝鮮人講師は全部で 10 名、内 1 年間限りの者は 2 名のみであり、中には 8 年間、5 年間など長期間の者もいる。開設当初は、朝鮮人 PTA などの保護者側もしくは民戦の組織が適任者を選任したと思われるが、1955 年の朝鮮総連の成立以後は、「朝鮮学級」以外の「抽出学級」「放課後学級」の講師も含め、公募ではなく、京都の総連組織が選任した者を市教委が任用するという方式が明確となった。1960 年代半ばに「朝鮮学級」の講師となった呉英淑さんの場合は、京都朝鮮高級学校第 3 学年時に東京の朝鮮大学附属教員養成所の短期講習を受講、高級学校卒業年の 4 月より朱雀第四小学校の「抽出学級」の講師となり、3 年後当校の「朝鮮学級」講師となった。この前後より、呉さんとほぼ同様の学歴による「朝鮮学級」講師がこの後続くことになる。「京都朝鮮高級学校入学－教員養成所講習修了－高級学校卒業－京都市立小学校朝鮮人講師」という朝鮮人講師の教員養成ルートが、1960 年あ

53 李福順さん（1941 年生）の話（2014 年 10 月 29 日）。

たりから形成されたといえる。「教員人事」の次元の「自主性」は担保されていたといえる。

講師の月額給与は、1954年度「特別学級」9,500円、「抽出学級」7,500円、「放課後学級」6,000円であった。これをもとに概算すると、9校の朝鮮人講師の給与総額は年額約140万円となる。「実施要綱」に基づく朝鮮人教育への支出の総額を把握することは困難であるが、講師給与という費目により、京都市の「公費」が朝鮮人教育に支出されていた事実を確認しておく。

一方、市教委は、「朝鮮学級」を「暫定措置」としていたものの、教育法上の位置づけは明確にされていた。このことは、毎年度ごとに作成される『京都市教育委員会指定統計』の「特別学級児童数」項に、「種別」「朝鮮人」「校名」「養正」として、学年、性別ごとの児童数が表示され、「朝鮮学級」の存在が「特別学級」として明示されていることから明らかである⁵⁴。一方、「抽出学級」および「放課後学級」の場合は、「指定統計」に明示されていない。これは、「抽出学級」および「放課後学級」が学校内の措置としての「学級」であったのに対して、「朝鮮学級」は、学級編成の基準と教員定数を規定したいわゆる「教職員定数法」に基づいた措置であることを示している。同法による「学級」数が2であれば、教員2名を「定数」として配置し、給与の半額は国費による負担となる⁵⁵。このことにより「朝鮮学級」が義務教育の基準を定めた法律に基づいた位置づけがなされたものであることが明らかである。「暫定措置」といえども、教育法上は、文部省が「朝鮮学級」を認めていたことを意味するものである。

12年後の1966年5月、市教委は「実施要綱」を廃止し、3形態の「特別教育」を「抽出学級」に一本化するという方針に基づく「朝鮮抽出学級設置要綱」を決定し、5月13日より実施するとした。これは、前年6月の日韓基本条約調印に続き、同年12月に発せられた二通の文部事務次官通達を受けたものである。同通達は「朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およびこれらの学校の分校または、特別の学級は、今後設置すべきではない」⁵⁶として「分

54 『京都市教育委員会指定統計』昭和29年度。以下同様の形式により、昭和40年度までの12年間にわたり「朝鮮学級」が明示されている。

55 「定数」として配置する教員は「担任」であり、「副担任」は含まれない。

56 文部事務次官発、各都道府県教育委員会・都道府県知事宛通達「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国の間における教育関係事項の実施について」（文初財第464号）1965年12月28日。

校」と「特別の学級」の設置を禁止し、さらに「朝鮮人教育については、日本人子弟と同様に取り扱うものとし、教育課程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきではない」⁵⁷と、公立学校の朝鮮人教育を全面的に否定するものであった⁵⁸。これにより市教委は、「特別学級」の廃止を決定した。ただし、「抽出」形態での朝鮮人教育は、通達の許容範囲と判断したと考えられる。

1966年6月、養正小運動会の当日、朝鮮人の保護者が「特別学級」の廃止反対を叫んで廊下に座り込み、校長を校長室から出さないとしたことから、校長は開会式の挨拶が出来なかったという⁵⁹。その後も反対運動が続いたことから、市教委は、養正小学校の「朝鮮学級」廃止を1年延期とした。養正小学校『学校沿革史』には、以下のように記録されている。

昭和41〔1966〕年度、5月16日、京都市教育委員会決定により朝鮮語指導は全市的に抽出制となる。(ただし42年3月31日まで) 保護者児童、朝鮮総連による猛烈な反対があり、5月2日から7月、また、8月末から9月当初までの交渉の連続となり、学校としては管理自習の体制をとる。昭和42〔1967〕年度、5月16日、民族学級(抽出によるもの) 開始、講師1名、3・4年18名、5・6年6名、月、水、木、金の第3校時3、4年、第4校時5、6年、朝鮮語指導をする。

「朝鮮学級」は1967年3月末で閉鎖となり、新学期からは「抽出学級」となる。新4年生、5年生の児童は3月までの朝鮮人のみの学級から、日本人が多数を占める相当学年の普通学級に分散して編入された。その後、「抽出学級」は民族学級と通称され、形態や名称は変わるものの開設から60数年を経た現在も継続している。

まとめ

57 文部事務次官発、各都道府県教育委員会・各都道府県知事宛通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」(文普振第210号) 1965年12月28日。

58 「特別学級」の廃止については、公立学校における朝鮮人教育について検討するうえで重要であると考えているが、ここでは事実経過を示すのみに止める。いずれあらためて別稿で論じる必要がある。

59 当時養正小学校教諭であった佐々満郎さん(1928年生)からの聞き取り(2014年8月21日)。

第2部各章で論じたように、朝鮮人学校児童生徒の公立学校転校措置により生じた地方行政当局と地元朝鮮人団体との交渉は、全国各地で相当長期にわたって展開し、結果として公立学校の中にいくつかの朝鮮人教育の形態が生じた。京都市においては、約4年にわたる交渉を通して、朝鮮人集住地域の小学校の朝鮮人「分級」の認否が焦点となった。交渉の最終局面において、市教委は、独自の「朝鮮人のための特別教育実施要綱」を決定し、3タイプの「特別教育」を実施することで、交渉を妥結させた。そのひとつ、「特別学級」は、いわゆる普通学級とは完全に分離した朝鮮人児童のみで構成される学級編成とともに、朝鮮語、朝鮮の地理歴史など「特別教育」の教育内容を教育法に規定された学習指導要領との整合性を図るために、「国語乙」「社会乙」という朝鮮人向けの教科目の新設と学習評価、使用する教科書の基準などを明示した。これは、専ら日本人の教育を想定して国が定めた教育課程に、朝鮮人向けの教育内容を組み込むための地方行政側の「工夫」といえるものであった。こうした形式により、「教育内容」次元の「自主性」はかろうじて確保されたといえる。さらに、これを実施した京都市立養正小学校においては、日本人と朝鮮人の学級担当双方が、朝鮮人の教育を教育基本法の「教育の機会均等」の理念から、教員に課せられた課題するとしたことも確認できた。また、いくつかの局面では、朝鮮人PTAや朝鮮人団体の学校運営への参画、朝鮮人教員採用への関与、児童の「朝鮮学級」入級の様子からは、朝鮮人住民のイニシアチブがしばしば散見された。公立学校であることから「教員人事」や「管理運営」の次元は、行政によって主導されたとしても、実際の「朝鮮学級」の運営や教員採用のレベルには、朝鮮人団体の関与の余地は残されおり、これらのレベルの「自主性」もわずかではあるが残されていたとみることができる。

一方、「特別学級」の担任配置は、国の「教職員定数法」に基づく位置づけがなされたことから、朝鮮人学級担任の給与支給は、国および京都府による「公費」であった。学級という単位ではあるが朝鮮人教育が「公費」によってなされたことは公立朝鮮人学校と同様である。

以上の措置は、教育委員が全会一致で承認したものであった。ここには、「暫定的」なものとしてはいったが、国が基準とする教育法の枠を多少はみ出すことにはなるが、地域住民である朝鮮人団体の教育要求を一定程度は受け入れざ

るを得ないという地方独自のロジックによる判断があったといえる。こうした市レベルの「地方自治」的な対応を可能としたのは、教育委員を住民から直接選出する公選制教育委員会制度や教育課程の基準を定めた学習指導要領が「試案」とされていたことなど、戦後民主教育の枠組みがかろうじて残っていたこともその背景にあったと思われる。

一方、文部省は、こうした「地方自治」的な対応にどう対処したのか。1953年9月の『京都新聞』は、「文部省の方針（近く通達がある）に従って処理しようとする市教委」と報じ、教育委員長福原は「文部省の方針が決まらぬことには身動きがとれない」と発言した。しかし、近くあるはずの通達なるものが出された形跡はない。ただ、同年10月27日付の文部省文書「在日朝鮮人の教育上の取扱に関する基本方針案」には、以下の一項がある。

四、公立の学校においては、朝鮮人のための特別の施設、あるいは朝鮮人のための特別の授業は行わない。但し現に課外授業として朝鮮語等の教育を行っているものについては暫定的にこれを認める⁶⁰。

当文書の欄外には「文部省として本案を閣議に提出希望していたが、未だ実現に至っていない」と手書されている。「基本方針」が未確定の文書ではあることに加え、どのような行政上の文脈の中で策定されたものかは不詳ではあるが、公立学校での朝鮮人のための「特別の施設」「特別の授業」は認めないことを明示している。しかも、1953年10月という時期は、京都で「文部省の方針」云々が取りざたされた時期と重なることから、当文書が近く出される通達となるはずであった可能性もある。何らかの事情で閣議に提出できず、通達として出せなかったと推測する。そこで、現時点では、市教委は、1949年の「当分の間特別の学級又は分校を設けることも差し支えない」との通達に依拠し、「国から別段の指示があるまで」の措置と明記したうえで、「特別の施設」「特別の授業」を認める「実施要綱」を決定したものと考えている。1952年4月28日の講和

60 浅見豊美他編『日韓国交正常化問題資料 第1期 第4 巻在日・法的地位問題』現代史資料出版、2010年、356頁。当文書の存在については、マキー智子「「外国人学校制度」創設の試み」から教示を受けた。

条約発効（前年 9 月 8 日締結）を以て、これまで朝鮮人学齢児童生徒に課されていた「一条校」への就学義務はなくなったわけであるが、この時期、文部省は、日本の教育の枠内に朝鮮人を取り込み分散して「同化」すべきか、それとも就学義務なき者として教育制度の外に「排除」すべきか、その方針を定めかねていたようにも思われる。

本章で指摘した朝鮮人の民族的な対抗意識と「融和」をめぐる問題は、重要である。朝鮮人だけの学級ができれば、朝鮮人の民族意識が強くなり、日本人との間に対抗的な「感情意識」が生じかねないと懸念が示されていた。対抗的な感情は、通常学級でも存在したはずであり、朝鮮人がバラバラにされていたがゆえに、たとえ差別的な言動をぶつけられても対抗意識を表すことが困難だったのである。成立の過程で発せられた「融和」は、あくまでも朝鮮人としての意識が発露されないことが前提にあったのである。

終章

第 1 節 本論文の要約

本論は、1945 年から 55 年までの時期における在日朝鮮人の学校教育を規定してきた行政の展開過程とその特徴を、占領軍、日本政府、地方自治体など様々な行政主体の認識や動向に即して解明した。

(1) 対朝鮮人学校措置の成立と展開（第 I 部）

第 I 部では、残留を余儀なくされた在日朝鮮人の教育のありようを顧慮することのなかった日本政府が、朝鮮人教育施設の価値やその自主性を認めることなく、教育法の形式的な枠組みによって取り締まる措置により、最終的に閉鎖に至らしめたことを明らかにした。各章において以下の点が明確になった。

(1) 1946 年の時点で、文部省は、SCAP が在留朝鮮人の法的地位を明示していないことから、就学および教育施設への対処方針を決定し得なかった。同年末に、SCAP が朝鮮人は法形式上「日本国民」であり、日本の司法権に従うべしとの方針を明示すると、文部省は、1947 年 4 月の新教育法制の成立に併せて、在日朝鮮人も小、中学校への就学義務があるとした。その一方で、就学義務を一律に課すことの困難な状況を容認したため、大半の都道府県は、この方針を適用することがなかった。そのため、1947 末の時点では、朝鮮人教育施設に行政による統制が及ぶことはなく、これまで通り朝鮮人による自主的・自治的な管理運営がなされていた。ただし、すでに新教育法制が施行されていたことから、一部の県では、教育施設も日本の法規に従わねばならないとの県軍政部命令により、県行政が教育施設を調査、取締する事態も生じた。これは、翌年以降に全国で展開する措置に先行したものであった。

(2) 1948 年 1 月、文部省は、在日朝鮮人に就学を義務づけ、教育施設に対し学校教育法に基づく認可の取得と教職員に対する適格審査を命じた。学校教育法および適格審査は、ともに戦後教育改革のための法制であったが、朝鮮人教育への適用は、これまでの自主的・自治的な教育が否定されることを意味し

た。朝鮮人団体は激しい反対運動を展開したが、占領軍の圧倒的な圧力の前に、文部省と「覚書」を交わし、適格審査を容認し、私立学校認可を進める路線をとった。これにより、学校認可の条件をめぐる交渉が府県行政と地元朝連組織との間で進んだ。この時、京都府で成立した市立小学校内特別学級という措置は、公立学校の校舎を借用した教育施設の継続を図ったもので、軍政部の了解も得た京都府独自の判断といえるものであった。

(3) 1949年初頭の時点で、私立小、中学校、各種学校として認可された朝鮮人学校は200校を超え、行政の側では、学校を「統制」する体制が構築されつつあった。一方、朝鮮人団体は、5月の「教育費国庫負担」請願の衆議院採択を受け、自治体に対して教育費の公費支出を求める運動を展開した。地方での教育費「獲得」が拡大する状況に及んで、文部省は、一般の私立学校にも補助金が出ていないことを理由に、支出に向けた地方自治体の動きを止めた。立法院の判断を根拠とした地方自治体の決定を政府が否定するという構図であった。一方、採択された請願は、文部省の意向を酌んだ与党議員により事後的な修正が図られた。この時期、私立学校に公費支出を可とする私立学校法が成案をみており、政府内では、仮に法が成立するなら、朝鮮人学校だけを除外することが困難との認識から、朝鮮人学校を不可とするための「政治的解決」が検討されていた。

(4) 1949年10月、政府による「朝連解散」を受けた「朝鮮人学校処置方針」に基づき、都道府県知事は閉鎖措置を執行し、最終的には約360校の学校の閉鎖を執行し、約40,000人の児童生徒に対して、公立小、中学校への転校を命じた。これが、教育費問題の「政治的解決」を意味するものでもあった。背後には、朝鮮半島情勢が緊迫化する中で、朝連を共産主義者と見なし、その運動の弾圧を企図した占領軍の存在があった。全国362校になされた措置は、「団体等規正令」等の二政令、および学校教育法に基づく学校閉鎖命令という法執行の形式をとったが、実際には法的な根拠が薄弱なままに「処置」された。二政令に基づき、学校設置者や所有者が朝連であるとの判断により廃校や接收した一次措置では、設置者が朝連に関係する個人であっても「朝連設置」の範疇に、所有者が朝連でないことが明白であっても、過去に朝連の所有歴があれば「朝連所有」の範疇に含める、などの恣意的な法執行がなされた。朝連との関係が

明確ではない学校に執行された二次措置では、学校教育法を根拠に、既に認可した法人に「改組」を命じて「不許可」とし、無認可の学校には強制的閉鎖措置をとった。当措置が法的な「疑義」を含まざるを得ないことは文部省ですら認めていた。二次措置の中核をなした財団法人認可申請において、文部省は、当初から全てを「不許可」「却下」とする方針であった。さらに、「処置」に際しては、適格審査を朝鮮人教員に適用し、すでに適格とされていた教職員の「再審査」を命じ、多数の朝鮮人教職員を「追放」した。

(2) 公立学校における朝鮮人教育の展開（第Ⅱ部）

第Ⅱ部では、1949年11月以降、朝鮮人の公立学校受け入れに苦慮した地方自治体が、朝鮮人団体との交渉により、暫定的な措置として朝鮮人のみで構成される学校・分校・学級を開設したことにより、公立学校の中で朝鮮人教育がcaろうじて担保された過程を解明した。各章において以下の点が明確になった。

(1) 学校閉鎖措置により生じた児童生徒の公立学校への転校について、国は、居住地市町村が定めた学区に従って、「分散収容」させることを指示した。これに対して、東京都は、旧朝鮮人学校を「都営」に、神奈川県など6府県は、公立小、中学校の「分校」に移管する方策により、朝鮮人のみを収容した公立学校を開設した。これは、文部省の方針とは異なるが、新たに教室設備の確保などの経費を要すことなく、かつ「集団入学」という朝鮮人の側の要求を満たす点では、自治体側としては、プラクティカルな判断であった。その一方で、朝鮮人を日本人中心の公立学校に多数収容することにより生ずると予想される問題を、両者の「分離」によって回避できるという思惑もあった。朝鮮人の側では、「公立」とされたことにより、授業料の徴収はなく、朝鮮人の教員給与も含め、経費は初めて「公費」によって賄われ、朝鮮語等の教育はcaろうじて担保された一方で、朝鮮人による自主的・自治的な管理運営は、日本人の校長・教員の赴任により、日本の教育諸法に基づくものへと一転した。校舎や児童生徒の構成はこれまでと変わらなかったとはいえ、「ウリハッキョ」の転換には、朝鮮人教員のみならず、当の児童生徒までが長期間にわたり抗議の行動を続けた。

(2) 東京、神奈川などが公立朝鮮人学校を開設した1949年末、愛知県では、

県東部の小坂井町において、町内所在の朝連小学校の閉鎖、および地元小、中学校への転入をめぐり、分校開設を要求した地元朝鮮人団体とそれを拒否する町および県地方事務所との間で、1年余りの交渉が始まった。朝鮮人団体が行政に要求したのは、「分校」「朝鮮人教員の採用」「朝鮮語等を正課に」の3点であった。行政側には、交渉を「平和裡に処理」するため、一定程度の朝鮮語教授や朝鮮人教員の採用は許容できたとしても、公立学校の中に「分校」や「分級」という朝鮮人中心の集団を設けることは絶対に認めないという意思が通底していた。行政側の意図は、1年前の強制閉鎖という強権的な措置の延長線上にあり、朝鮮人児童という集団を個々ばらばらに解体して日本人児童の中で少数者の立場に置くことにあった。1951年1月、交渉の妥結により、転入先の小、中学校には、民族学級が開設され、朝鮮人教員による朝鮮語等の授業が開始された。しかし、児童生徒は、学年ごとの各学級に分散され、「抽出」形態の「朝鮮人学級」の場でのみ、朝鮮人の集団が確保されるに止まり、強く求めた「分校」「分級」は実現することはなかった。その一方で、県西部に位置する名古屋市では、1950年の1月から3月にかけて、市立小学校3校に朝鮮人分校を開設する決定がなされた。愛知県内では、旧朝鮮人学校的な色彩を極力排除する動きの一方で、それを一定程度許容する動きもあったとみることができ、同一県内で必ずしも同じ判断がなされたわけではなかった。

(3) 同時期、京都府では分校が設置されることなく、公立小学校に「分散入学」したものの、小学校内での朝鮮人教育を求める約4年にわたる交渉が継続し、京都市立小学校の朝鮮人「分級」の認否が焦点となった。1953年末、交渉の最終局面において、市教委は、独自の実施要綱を決定、即実施することで、交渉を妥結させた。そこにはいわゆる普通学級とは分離し、朝鮮人児童のみで構成される学級編成とともに、「国語乙」「社会乙」という朝鮮人向けの教科目の新設や学習評価、使用する教科書の基準など、朝鮮人教育を教育法に規定された教育課程との整合性をとるための諸基準を明示した。この決定は、5人の教育委員が全会一致で承認したものであった。ここには、国が基準とする教育法の枠を多少はみ出してでも、地域住民でもある在日朝鮮人の教育要求を一定程度は受け入れざるを得ないという地方行政独自のロジックが見られた。ただし、「暫定的」とすることで国との調整を図った。また、これを実施した市立小

学校は、教育基本法の教育の機会均等の理念から、朝鮮人の教育を教員に課せられた課題するとした。こうした市レベルの判断を可能としたのは、公選制教育委員会制度や学習指導要領が「試案」とされていたことなど、戦後民主教育の枠組みが残されていたこともその背景にあったといえる。

以上、第Ⅱ部においては、公立学校における朝鮮人教育の成立過程を東京都、兵庫県など7都府県の公立朝鮮人学校・分校、および愛知県、京都府の民族学級の事例で検討した。兵庫県や京都府では、「覚書」や「実施要綱」に朝鮮人教育の枠組みや教育内容が具体的に明示され、かつ双方により履行された。一方、岡山県では、分校の枠組みや内容の確認が不明確なままの分校の開設であり、山口県では、双方の合意そのものがなされない中での分校開設という色彩が強いものであった。また、東京都では、「実施要綱」の内容と学校運営の実態には当初から相当ズレが生じていた。これらの都府県での成立後の動向をみると、1960年代まで比較的安定的に継続した神奈川・愛知・兵庫・大阪・京都の5府県、短期間で廃止となった岡山・山口両県、その中間の東京都に類別できる。行政と朝鮮人側の取り決め内容が全ての都府県で確認できたわけではないこともあり、あくまで仮説的ではあるが、朝鮮人教育の枠組みや教育内容について行政と朝鮮人団体との間で合意がなされ、それを双方が確実に履行したところでは、公立学校における朝鮮人教育が比較的安定的に継続したとみることができる。

第2節 「自主性」「公費」「地方自治」の視点からみた在日朝鮮人教育

本論では、在日朝鮮人教育行政の展開を教育の「自主性」、「公費」、「地方自治」という視点から分析した。1945年から55年までの時期における在日朝鮮人教育行政の展開過程は、3つの視点からみると、以下のようにまとめることができる。

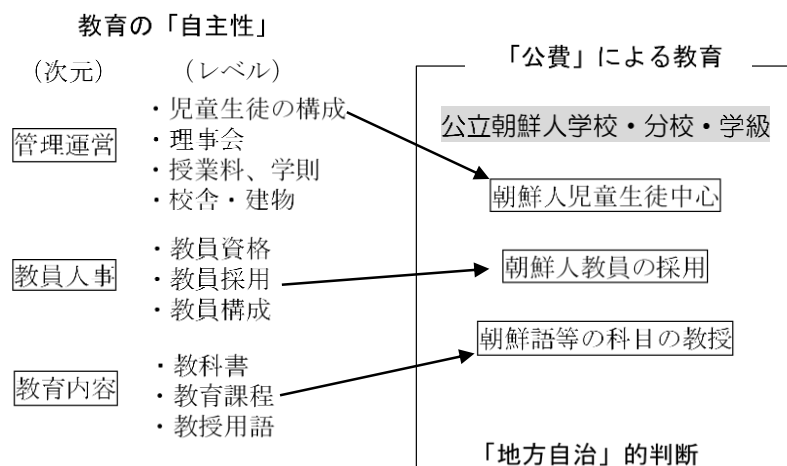
図終-1は、第2部で論じた公立学校における朝鮮人教育とそれぞれの視点との関係を示したものである。

(1) 「自主性」

朝鮮人側がその教育の根幹とした「自主性」とは、「教育内容」のみならず、「教員人事」「管理運営」の次元にわたるものであり、展開過程においては、「朝鮮人独自の教育」（第2章）や「民族特有の教育」（第3章「国庫負担請願採択の報告書」）という文言がその内実を表していた。

1947年末までの朝鮮人教育施設は、日本に居住しても朝鮮人としての教育の「自主性」は保障されるべきと考え、「教育内容」「教員人事」「管理運営」全ての次元にかかわる「自主性」を担保していた（第1章）。「日本ノ義務教育ニマデ従フトイフコトハ常識的ニモ考ヘラレナイ」「祖国ノ国語ヲ習ヒ 祖国ノ社会面ヲ勉強スルコトハ理ノ当然」という学院長河清建の言葉は、日本の植民地支配から解放された以上は、日本向けの「義務教育」制度とはかかわりなく、在日朝鮮人として独自の学校を整備していくことは当然の権利という認識を示していた（第2章）。ところが、1948年に生じた学校認可義務付けという行政措置では、たとえば、学校教育法に規定された「学校」として認可を得るなら、国語である朝鮮語は正規の教育課程ではなく、課外の時間の教授とされるなど、「教育内容」の次元、中でも教育課程や教授用語レベルの「自主性」が減じられることとなった。さらに、適格審査の適用は、「学校」として採用できる教員は、行政により「適格」とされた者に限定されるなど、「教員人事」の次元、中でも教員資格レベルの「自主性」が剥奪されることになった。教育施設およびその教員を教育法等の枠組、すなわち日本の教育行政の下に置くことは、「自主性」が減じられ、さ

らには剥奪されることを意味した。この時、朝鮮人団体が、文部省に求めた要求、すなわち「特殊な学校として認証し、教育内容と教員問題に不干涉である」べ



図終-1 「自主性」「公費」「地方自治」と公立学校における朝鮮人教育

きとする対案には、行政の「干渉」により「自主性」を剥奪される懸念を払拭できないとしても、教育施設を維持するには「特殊な学校」としての「認証」を要求せざるを得ないという朝鮮人の側のジレンマが示されていた（第2章）。この後の交渉において、文部省は、「朝鮮人独自の教育」を「私立学校としての自主性が認められる範囲内」（第2章「5・5覚書」）とするとして、国が許容する「自主性」の枠を定めた。これにより、地方における交渉は、主に教育内容の次元における「自主性」の「範囲」をめぐるものに限定されることになった。とはいえ、「教員人事」次元の「自主性」が完全に否定されたわけではない。たとえば、双方が適格審査の実施を確認した京都府の文書において、「自主的に査定」という文言が挿入されたことは、適格審査の枠組みに入るとしても、「教員人事」次元の「自主性」をわずかであっても担保することを双方が確認したものであった（第2章「京都覚書」）。こうして、限られた範囲ではあるものの「自主性」の担保が、地方行政と地元の朝鮮人団体の間で確認された。全国的にも、知事が朝鮮人教育施設を私立朝鮮人小、中学校や私立朝鮮人各種学校として認可し、朝鮮人学校側では、「教育内容」や「教育人事」にかかわる「自主性」をかなりの程度担保しながら、教育は継続された。

1949年10月に執行された学校閉鎖措置は、地方で成立した「自主性」をめぐる合意を一律に覆すものであり、朝鮮人教育の廃止そのものを企図したものであった。とはいうものの、朝鮮人教育にかかわる「自主性」担保の筋道が、これにより完全に途絶えてしまったわけでもなかった。1949年末から50年にかけて、公立学校への転校措置に対して、朝鮮人の側が求めた「集団入学」「朝鮮人教員」「朝鮮語等の教授」は、さらに困難な状況の中で新たな型態で示された「自主性」の追及といえる。とりわけその中心にあった「集団入学」は、児童生徒の構成を朝鮮人中心とするもので、「管理運営」の次元にかかわるものである。朝鮮人側が「集団入学」により朝鮮人のみにより構成される学級を目指した目的は、「民族意識をかもし出す」（第6章）ことにあった。図終-1に示したように、公立朝鮮人学校・分校・学級は、これらの限られた「自主性」を地方行政が独自に承認したことによって成立したものであった。地方自治体の対応としては、義務教育の公立学校であるのに、児童生徒数が増加しないように入学生数を定める、朝鮮人教員には正課を教授させない、朝鮮語等の科目は正

規の時間でなく課外とするなど、承認した「自主性」もこれ以上拡大させない諸方策を講じる対応が一般的であった。しかし、実際には、兵庫県の事例のように「朝鮮国語」を「正課同様に実施」と取り決めたり（第5章）、東京都の事例のように「自主的に決めた朝鮮人の校長」（同章）が存在したりするなど、「自主性」の実態は、行政が定めた規則との間に相当のずれが生じていた。このように公立学校・分校においては、「自主性」は減じられつつも、実態としては、それぞれの次元において一定程度担保されていたとみることができる。一方、公立学校の中で、結果的に分校の成立に至らなかったとしても、「抽出」（第6章）や「分級」（第7章）という形式により、その範囲が「学級」という単位にまで縮小されたものの、朝鮮人中心の集団が確保されたことで、朝鮮語等の教授、朝鮮人教員の確保というレベルにおいて、「自主性」がかろうじて担保されたところもあったとまとめることができる。

これらの事例のなかでとりわけ着目に値するのは、岡山県で朝鮮人側が求めた教育委員の選挙権・被選挙権、朝鮮人代表の教育委員会への参加という要求である。朝鮮人には選挙権・被選挙権が停止されていたなかで、新たに成立した教育委員会というシステムの中に、教育の「自主性」を求める朝鮮人の意見を反映する枠組みを求めたものであった。この要求は、もとより実現されることはなかったものの、朝鮮人にとっての「自主性」担保のためには、地方教育委員会のあり方そのものが変わらなくてはいけないことを示したものとして重要である。

（2）「公費」

この時期成立した教育法に基づく義務教育制度は、その費用は「公費」によるとしており、行政措置の展開過程において、「自主性」とともに公費による教育もその争点となった。公費による教育は、他のいかなる費用にもまして「安定的性格」をもつものであることは、すでに序章で確認した。

1947年時点での教育施設は、財政状況が逼迫し不安定ではあったが、朝鮮人が自ら朝鮮人教育に公費支出を求めることはなかった。ただし、自前の校舎が確保できない教育施設の中には、市町村から「校舎貸与」を受け、形式上「公

費」に準ずる援助を得ていたところもあった（第1章）。1948年の京都府での公立小学校「特別学級」の取り決めは、公立学校校舎を使用し、公立学校教員として朝鮮人講師を採用することから、実質的に「公費」による補助がなされていたとみることができる（第2章）。

当時期、政府の側は、「公の支配」に属しない事業へ公金の支出を禁止した憲法の規定を根拠に、私立学校への公費支出はできないとしていた。一方、1949年、立法府が採択した「国庫負担請願」は、朝鮮人も国や自治体に納税している以上、租税という「公費」の一部を朝鮮人教育にも支出すべきとの朝鮮人団体の主張を公式に認める意味合いをもっていた。請願は、事後的な修正が図られたが、同時期、政府が成案した私立学校法案は、私立学校の「自主性」を「公の性質」の一部とすることで、私立学校への公費支出を可能するものであり、それは、朝鮮人学校への「公費」の道を拓くはずものでもあった。自治体に対する公費支出を求める朝鮮人の運動においては、経常費や設備費の補助だけでなく、校舎建築の材木や教室の机などの支給も教育費「獲得」とするなど、「公費」の含意は広いものであった（第3章）。その一方で、同法案に関連して政府部内で検討された朝鮮人学校問題の「政治的解決」では、朝鮮人学校の「自主性」の存在が公費支出の阻害要因と判断され、直後に執行された「朝鮮人学校処置方針」には、「公費負担はしない」と明記され、朝鮮人教育への「公費」の道を絶った（第4章）。ところが、皮肉なことに、「処置方針」に基づいた学校閉鎖と公立学校への転校措置の結果、地方自治体が公立の朝鮮人学校・分校を開設したことで、朝鮮人教育に「公費」が支給されることとなった。そこには、朝鮮人学校を閉鎖したとしても、朝鮮人が集住している地域では公立学校への組み込みも決して容易ではなく、さらに従来から公立学校で学んでいた日本人がそれを望まないという事情も存在した（第5章）。前項で確認したように、「公立」となったことにより、「自主性」は大幅に減じられることとなったが、その一方で、授業料の徴収はなく、朝鮮人教員の給与も含め、朝鮮人教育の経費は「公費」によって賄われた。「公立化」という措置は、自治体からの「公費」により、結果として朝鮮人教育の安定化を図るものとなった。ただし、朝鮮人の側にとって「公費」は、朝鮮人教育の安定化を図った一方で、朝鮮人教育の根幹でもあった「自主性」を大幅に減じられるというアンビバレンスなもので

もあった。そのため、「公立化」を受け入れ「公費」による安定化を図るか、あくまで「自主性」を貫くかの葛藤も朝鮮人の側に生じることとなった。

この後、1950年代後半に総連が成立し、朝鮮人教育への財政的な支援も朝鮮民主主義人民共和国から引き出すことになり、朝鮮人教育に「公費」が支出されるべきという主張は、在日朝鮮人の側からも出て来にくい状況が生じることになる。しかし、教育が「人民の権利」であり、在日朝鮮人も住民として納税の義務を果たしていることを根拠として、朝鮮人学校への「公費」を求めた運動や地方自治体が公立学校において朝鮮人教育を「公費」で運営したことは、日本政府が一貫して朝鮮人教育を日本の教育制度において周縁化する措置をとり続けきた中で、あらためて振り返るべき重要な試みであったといえる。

(3)「地方自治」

本論で論じた一連の行政措置は、中央からの通達に従って、地方行政が地元の朝鮮人教育機関に対して執行するという事態が一般的であり、とりわけ、1949年10月の学校閉鎖措置の執行は、地方の判断が介在する余地のないものであった(第4章)。とはいえ、地方の事象の中に中央の意向をはみ出していく、あるいはペンディングするような事態が進行し、中央とは異なる判断や決定をした地方独自の動向を数多く見出すことができた。

本論では、国レベルでの行政措置の展開過程の検討と併せて、京都府における動向を継続して論じた。1948年、京都府と朝鮮人団体が交わした「京都覚書」による公立小学校「特別学級」の取り決めは、後に軍政部命令により破棄されるが、教育課程内の時間に朝鮮語等の教授を可能としたものであった。京都府教育長自身が、「特別学級」は「文部省の線」を「少し超えた」と認めていたように、中央にはない京都府独自の決定であった(第2章)。さらに、1953年末、京都市教委は、朝鮮人学級の新設を定めた「特別教育実施要綱」において、朝鮮語を「国語乙」、朝鮮の歴史地理を「社会乙」とする教科目を追加した(第7章)。これは、朝鮮語と朝鮮の歴史地理という教育内容が、国が標準とする教育課程には存在しないことから、教育課程の「国語科」と「社会科」の教科の枠に、朝鮮語と朝鮮の歴史地理を組み入れ形式的な整合性を図ることで、朝鮮人

学級を国の許容範囲にしようとしたものである。こうした動向は、朝鮮人による行政へ強い働きかけが継続してなされたことが第一にあったことはいうまでもないが、京都府、とりわけ京都市の教育行政が、公立学校の枠組みの中で朝鮮人の「自主性」を尊重した教育、すなわち朝鮮人教育を実施する意味合いをもつものとして重要である。

1954年、京都市で成立した民族学級は、この後、規模や形態は変わったものの、60年経た現在まで継続している。1981年、京都市では市立学校に在籍する在日朝鮮人児童生徒の「民族的自覚の基礎を培う」ことを目的とした教育指針を策定し、民族学級設置のない学校においても、在日朝鮮人の民族性を尊重する取り組みを決定した。そこには、本論で論じた在日朝鮮人の側の「自主性」へ強い切望が、1950年代以降も水脈のように継続してなされてきたことは勿論であるが、京都市に即してみるなら、行政側においても、朝鮮人住民が多数居住する京都市という地域において、朝鮮人教育は公共的なものであるという認識が継続されてきたとみることができるのではないだろうか。

一方、公立朝鮮人学校・分校は、文部省通達の枠を超えた内容と7都府県の地域への広がりをもつものであった（第5章および同補論）。東京都は、都「規則」を制定したうえで、「従来から存ずる各朝連小学校」等を全部「都立各小学校」等として、「夫々独立校とする」との「朝鮮人学校取扱要綱」を制定した。これは、政府が閉鎖を命じたはずの朝鮮人学校の「積極的存続」を認め、教育費の「全額補助を行う」もので、中央の意向とはいわば正反対の方向性をもつ決定であった。兵庫県では、分校設置の「覚書」において、文部省が固持した「学区」について、「同一市町村の場合、学区制にとられるものではない」としたうえで、分校の設置基準を「元朝鮮人小学校で150人程度の児童が在籍していたところ」と定めた。県内の実態を顧慮した現実的な方策であったことから、県内3市1町に公立朝鮮人分校8校が開設され、1966年までの16年間継続することとなった。神奈川県では、文部省通達以前の時期に、横浜、川崎、横須賀の3市が県と協議のうえで、接收校舎の使用を法務府に要請、許可を得るという方策により分校開設をした。大阪府では、大阪市教委が、中学校分校の設置は、朝鮮人団体の「圧迫」によるものではなく、「教育の機会均等をはかる」という行政の主体性に基づいた措置であるとして、反対する府教委や占領

軍との折り合いをつけた。神奈川、大阪においても公立分校は 1960 年代まで比較的安定的に継続した。また、愛知県では小坂井町において、地元朝鮮人代表の「朝鮮語を正課に」との要求に対して、県教育事務所が「正課として認められぬが、正課の時間に課外として実施」という玉虫色の方策を決定することで、交渉をまとめた（第 6 章）。これは、形式上は、文部省方針に従いつつも、実際には、「正課」の時間帯での教授を認めるというものであった。

これらの地方独自の動向は、地域によって温度差があったものの、国の意向と対立、あるいは教育法の枠を逸脱したとしても、「平和裏」や「穏便」に措置を執行するためには、地域住民である朝鮮人の教育要求を一定程度受け入れことはやむなしとするものであった。このような「地方自治」的な判断や決定が可能であったのは、戦後日本の社会の民主化の過程で、公選制の教育委員会制度も含めた「地方自治」というシステムが政治の根幹にかかわる重要なものとされ、対朝鮮人教育行政もこうした仕組みとのかかわりにおいて対応されたからである。ただし、こうした地方の判断や決定は、国の意向を覆す程のものとはならなかったことから、対象となったのは在日朝鮮人児童の 2 割に満たなかったという事実、さらに朝鮮人が転入すれば学校環境が悪化するという「朝鮮人迷惑論」も背後で作用していたことにも留意しておきたい。

第 3 節 朝鮮人教育の公共性

以上、当時期、在日朝鮮人による教育運動の展開の中で、在日朝鮮人教育行政は、「自主性」の許容と「公費」の支出を焦点として展開したといえる。ここで、あらためて「自主性」と「公費」の関係をみるなら、教育の「自主性」の度合いを減ずるほど、「公費」の支出が可能とされることになる。ここでは「自主性」と「公費」は、相矛盾するものとの判断がなされていることになる。しかし、各地の事例における実際の局面では、この図式に収まりきらない展開が随所にみられた。たとえば、公立学校の校舎を借用した教育施設は、たとえ賃貸料を支払ったとしてもわずかな額であり、教室維持・補修等のために「公費」が充てられたが、「自主性」は、減ぜられることなく担保されていた。また、公立朝鮮人学校・分校には、相当な「公費」が費やされたが、朝鮮人中心の学級

構成という特徴も含め、一定程度の「自主性」は保たれていた。民族学級の場合も同様であった。ここでは、「自主性」を認めることと「公費」を支出することの両方が、同時に可能な形で一定の水準に保たれていたといえる。すでに論じたように、地方自治体と在日朝鮮人住民との関係において生じた、中央の意向に反したりはみ出したりする事態を肯定する決定が自治体によりなされ維持されたからであった。これは、「自主性」と「公費」とが両立するために、「地方自治」というシステムが機能していたとまとめることができる。

ここで思い起こすのは、私立学校への公費支出を可とする私立学校法案の国会審議の過程で交わされた「自主性」と公共性をめぐる議論（第4章）である。

政府委員であった文部省管理局長久保田藤麿は、「私立学校自体が持っております自主性自身が、実は公共性の範疇に入ってる、むしろ公共性の方を主に考えて行くべきだ」とした。これに対して、「国庫負担請願」の紹介議員でもあった今野武雄は、「自主性」は、「数々の基本的な人権」の「一部分」であるとしたうえで、「自主性」こそが主であって、公共性は、「自主性を促進するようなものでなければならない」と主張した。今野と久保田は、どちらを主と考えるかという力点のおき方に違いがあるものの、2人とも、「自主性」と公共性とを対立するものにとらえているわけではない。久保田の公共性の理解は、「自主性を重んじ、公共性を高める」という私立学校法主旨の政府解釈として示されたものであった。公共性は、「自主性」と矛盾するものではなく、むしろ「自主性」を基盤にした公共性というものであった。この時の私立学校法案には、このような「自主性」を基盤とした公共性の理解が込められていた。また、今野の公共性の理解は、「自主性」に重きをおくもので、「促進する」という言葉が示すように、人々の「自主性」への強い切望が裏打ちされたもので、人々に共通・共同のもの（common）という意味合いが強いものであった。

この議論を朝鮮人教育に即してみると、植民地下の日本社会において、朝鮮の言葉や文化を喪失してしまっていた子どもたちのために、地域の朝鮮人が共同で資金を出しあい、校舎と教員を確保し、教育内容を定め、共同して管理運営した教育施設は、朝鮮人住民の「自主性」と共同性によって実現してきたといえるものがあった。誰とはなしに人々が「ウリハッキョ」と呼んだように、「自主性」を基盤とした公共性と呼ぶに値するものであった。こうした教育事業は、

本来的には、公的な (official) 機関が整備すべきものであるが、朝鮮人住民は、教育事業への負担と併せて、地方自治体の住民として地方での租税、すなわち住民税も負担した。朝鮮人にも租税の対価として、他の地域住民と同様の権利を「地方自治」の観点から認めるならば、「公費」は、在日朝鮮人の「自主性」をむしろ促進するようなものに使われてしかるべきであり、「自主性」を基盤とした公共性に値する教育事業には、「公費」を支出すべしとのロジックが可能となるはずであった。

公教育の含意は広いが、ここで公教育を公費による教育と操作的に定義するならば、公立朝鮮人学校・分校・学級などの成立とその継続は、公教育において、朝鮮人の「自主性」を促進する教育がなされた実例であり、それ自体が重要な意味をもつ。なぜなら、公教育において、在日朝鮮人のみならず、地域に居住する様々な出自の人々の「自主性」を促進するような教育への道を開く可能性につながるものだからである。この後、日本の公教育は、地域住民にとっての本来の意味での公共的な教育の可能性を抑圧したものとなり、そこで示される公共性の質は、本来の意味での公共的 (パブリック) なものとは大きく離れたものになってしまう。こうしてみると、本論文の対象とした 1945 年から 55 年における朝鮮人学校をめぐる経緯は、狭義の朝鮮人教育問題という文脈を越えて、日本における公教育の変革という課題を具体的な形で示したものとして重要な意味を持つといえる。

最後に、本論で論じきれずに残した課題について記しておく。本論では、地方における朝鮮人教育行政の展開過程において、中央とは異なる判断や決定がなされたことに着目したが、その背景となる事情を構造的に分析するには至っていない。すでに記したように、朝鮮人学校が一斉閉鎖されたのち、分校・分級などが、1960年代まで比較的安定的に継続した神奈川・愛知・兵庫・大阪・京都の5府県、短時間で廃止となった岡山・山口両県、その中間の東京都というように類別できた。何故このような違いが生まれたのか。ひとつには、各地域における朝鮮人社会の凝集度、そこでの運動の資質や地方行政との関係などによると考えられる。もうひとつには、行政の側の質的な相違であろう。すでに述べたように、1948年11月に発足した教育委員会制度により、都道府県と

5 大都市においては、教育政策や措置の決定が公選された教育委員による合議制によるものとなり、地域の住民の意見を教育行政に反映させる仕組みが成立した。この時渦中にあった朝鮮人教育問題も、これまで知事や市長の下にあった教育部局から府県や市の教育委員会の所管となった。教育委員会の発足により、地方行政と朝鮮人団体との交渉の場に事務官僚だけでなく、住民の投票により選出された教育委員も参画したこと、公立朝鮮人学校の開設や朝鮮人学級設置の決定が、教育委員全員の合意によるものだったこと、などが確認でき、朝鮮人教育行政において、公選制の教育委員会の役割が大きかったことが推測できた。しかし、こうした事例において、朝鮮人教育をめぐる教育委員の意見や委員会内の議論の内容などの確認に至れず、教育委員会による朝鮮人教育の政策や行政措置の決定過程にまで立ち入ることはできなかった。こうした地方行政の具体相の解明や分析は、今後の課題としたい。

資料編

目次

資料.....	2
資料1 「朝鮮人学童生徒の教育に関する覚書」1948年5月15日〔18日〕.....	2
資料2 「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願に関する報告書」.....	2
資料3 『朝連中央時報』号外 1949年5月26日.....	3
資料4 「滋賀県総務部調査課主事武部正義の復命書」1949年10月29日.....	4
資料5 「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」.....	5
資料6 『解放新聞』1949年11月23日（原文朝鮮語）.....	6
資料7 宝飯事務所による「朝鮮人学校生徒会宛の手紙文」1949年12月3日.....	7
資料8 「学校完全閉鎖に関する対策協議会」の記録、1950年11月29日.....	7
資料9 「朝鮮人学校閉鎖に伴う学童受入に関する打合せ」の記録、1950年11月30日.....	8
資料10 『京都新聞』『夕刊京都』（1953年9月）.....	9
資料11 「朝鮮人のための特別教育実施要綱」.....	10
年表.....	12
文献目録.....	14
(1) 「行政文書」類.....	14
(2) 「自治体史」類.....	14
(3) 新聞.....	15
(4) 図書.....	16
(5) 雑誌論文等.....	18

資料

資料1 「朝鮮人学童生徒の教育に関する覚書」1948年5月15日[18日]

(出典：京都府教育部長「在日朝鮮人児童生徒の教育について」(三学第86号)『京都府公報』1948年6月11日)

[注：京都府教育部は、朝鮮人連盟と朝鮮人教育会の2団体とほぼ同じ内容の覚書を別々に交わした。これは、朝鮮人連盟とのものである。朝鮮人教育会のものは[]として示した。京都府は、「覚書」を1948年6月11日付『京都府公報』に掲載して府内に公報した。]

- 一、朝鮮人の教育に関しては教育基本法及学校教育法に従う。
 - 二、私立朝鮮人小学校及中学校においては義務教育としての最小限度の要件を満した上、選択教科、自由研究の時間に朝鮮の国語、歴史、地理、文学、文化等朝鮮人独自の教育を行うことができる。
 - 三、(二)の場合において連合軍総司令部民間情報教育部の検閲を受けたものを教科書とし、朝鮮語により教育することが出来る。
 - 四、私立朝鮮人小学校及中学校における教員は、朝連教育委員会[朝鮮人教育会]が自主的に査定し、且教職員適格審査委員会で適格の判定を受けた者につき協議して決定する。
 - 五、私立朝鮮人小学校及中学校の設置主体は財団法人でなければならぬが法人の設立認可申請書を1ヶ月内(特別の事情ある場合は2ヶ月内)に提出することを条件として学校設置を認可することができる。
 - 六、一般の小学校及中学校において義務教育を受けている朝鮮人児童、生徒のみを以て学級を編成し(二)に述べたような方法で朝鮮人独自の教育をすることができる。(三)及(四)はこの場合にも適用される。
 - 七、一般の小学校及中学校において義務教育を受けさせる傍ら放課後、休日等において朝鮮人独自の教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させることができる。
 - 八、一般の小学校及中学校に在学すると私立朝鮮人小学校及中学校に在学するとを問わず、朝鮮人児童生徒は日本人児童生徒と総て平等な取扱いを受ける。
 - 九、校舎問題については実情に応じてできるだけ好意ある処置を講ずる。
 - 十、朝鮮人児童生徒の転学については特に便宜を供與する。
 - 十一、今後朝鮮人教育問題については、京都府は朝鮮人連盟[朝鮮人教育会]と充分協議の上解決する。
- 右の各條項を確認する。 昭和23年5月15日[5月18日]

京都府教育部長 天野利武

朝鮮人連盟京都府本部 文教部長 裴善康

[京都朝鮮人教育会長 金在述]

資料2 「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願に関する報告書」

「朝鮮人学校教育問題等に関する請願に関する報告書」

(出典：「請願に関する文部委員長報告書」『官報号外 昭和24年6月1日 衆議院会議録第41号附録(二)の二』45頁)

- ①「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願に関する報告書」(請願者 東京都板橋区赤塚町471番地 金薫外二)

名) (春日正一君外二名紹介) (第 1135 号)

一、請願の要旨及び目的

わが国在留の朝鮮人は、教育基本法によって民族的差別なく教育を受ける権利を有し、法律に従い納税その他あらゆる義務を果しているのであるから、朝鮮人学校教育費に対し国庫負担されたいとするのである。

二、請願の議決理由

朝鮮人学校教育費に対しても、法人学校教育費と同様に、予算的措置を講ずる必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和 24 年 5 月 22 日 文部委員長 原彪

幣原喜重郎 殿

②「朝鮮人学校教育問題等に関する請願に関する報告書」(請願者 東京都中央区横町一丁目三番地 元容徳) (今野武雄君外一名紹介) (第 1136 号)

一、請願の要旨及び目的

政府は在留朝鮮人の民族教育の自主性を尊重して左の事項を実施されたいというのである。

- (一) 朝鮮人学校への教育費支給を法文化し、且つ教育費の全額支給
- (二) 1948 年 4 月 24 日の朝鮮人学校事件による投獄者の即時釈放
- (三) 大学法案の撤回及び教育予算を削減しないこと、並びに六・三制の国費による完全実施。

二、請願の議決理由

民族特有の教育面のあることを認め、これを尊重するとともに、学校教育法に照し、必要に応じて財政的援助措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和 24 年 5 月 22 日 文部委員長 原彪

幣原喜重郎 殿

資料 3 『朝連中央時報』号外 1949 年 5 月 26 日

「遂に衆議院を正式通過 同胞の教育費は日本政府で支弁」 4・24 教育闘争一周年記念人民大会が全国文教部長会議および関東議員会議等において採択し、日本国会に請願中であった「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願」および「朝鮮人教育問題等に関する請願は、このほど日本国会文教委員会に、前者は日本共産党代議士春日正一氏外二名、後者は日本共産党代議士今野武雄氏外一名の紹介により上程をされてこれを可決した。次いで本会議においても通過したので、在日朝鮮人の児童の教育費は今後日本政府が負担することになった。



資料4 「滋賀県総務部調査課主事武部正義の復命書」1949年10月29日

(出典：「昭二四解散団体財産管理、昭05-10」『滋賀県行政文書』)

[注：当文書は、10月27日より3日間、解散団体の資産売却実施要領、朝鮮人学校問題に等に関し、法務府民事局第五課、特審局第四課、文部省管理局庶務課に出張、管理局庶務課において朝鮮人問題に関して質疑した際、対応した各事務官の回答として、「秘」と記された復命書に記載されている内容の一部である。なお、文部省「渋谷事務官」とは、文部省管理局庶務課事務官渋谷敬三と考えられる。]

命により10月27日より三日間東京都に出張、法務府民事局第五課、同特審局第四課、文部省管理局庶務課におもむき、解散団体の資産売却実施要領、朝鮮人学校問題等に関し、各々主管課に於て、打合せ質疑をなした顛末を左記の通り報告いたします。

昭和24年10月29日 総務部調査課主事 武部正義

滋賀県知事 服部岩吉殿

記

一、法務府民事局第五課 阿川課長、田中、小関、中島各事務官回答

問、朝鮮人学校(学校管理組合)と解散団体朝連、民青との政令第二三八号第二条の關係に付鋭意調査中であるが確實なる証拠をつかみ得ず来月四日の閉鎖期限までに調査不能な場合に措置。

答、かつて朝連、民青所有資産の疑のあるものは団体等規正令第六条に基き保全処分をなし、反証を求め等的手段を講じ、鋭意糾明し積極的に処理していただきたい。例えばかつて朝連何々学校とか設立者が朝連の有力なメンバーであるものは一応疑あるものとして考えられたい。〔中略〕

二、文部省管理局庶務課 渋谷事務官回答

問 閉鎖命令後如何なる程度を以て教育活動を停止した状態とみるか。

答 閉鎖された学校に教師、生徒の出入がなければ一応教育活動の停止と見て、接収に關係のない場合はこれ以上、設備の撤去等を講じる必要はないと思う。

問 本件事務処理に要する費用として予算的措置を取って頂けるか。

答 現在の処予算的措置は考えていない。考慮はするが今の処何とも申上げられない。但し義務教育費の国庫負担は朝鮮人学校の閉鎖により、生徒、教師の増加することが考えられるので補正予算に於て臨時国会に提出する。多分、現在の基準定員以外の各府県負担定員の半分を国庫から負担する積りである。〔中略〕

問 文部省の方針、見界が知りたい。

答 文部省としては昨年朝鮮人学校に関する問題について朝連代表との間に覚書を手交し日本法令を遵守することを条件としていたのであるが、その後日本の法令を遵守するムキがないので、此際一応は申請さすが、最高方針としては閣議決定の線に沿って不認可にして却下する立場で進む。各種学校については要件が具備すれば認可せざる得ないが、この際も授業時間学則等各方面から検討して判断を下し、義務教育と競合反するものは認可しないから、立前はやはり認可をしない方針で行きたい。

問 閉鎖後生徒の措置について具体的に説明して頂きたい。

答 公立学校に就学すべきであり、朝鮮人クラスは認められないが止むを得ない場合には暫定的措置としてやらねばならないと思う。又建物や教育施設が国の所有に帰した場合、關係当局と折衝して日本人教

師により公立学校の分校として授業することも考えられるが永続的なものと考えては困る。名称も特殊なものはいけない。何々学校分校等にすべきだ。この場合、学区関係は考慮に入れなくてよい。課外に朝鮮語、歴史を教えることは差支えないと思う。朝鮮人教師は外国人として取扱われるので法的に正規には公務員として採用することは出来ないが雇傭契約による雇教師としてやることは出来ないでもないと思う。朝鮮人学校閉鎖後の様子を見ると、東京都の朝鮮人は閉鎖の件については諦めてだんだん政府の方針を理解し、今後有利に展開させようという具体的な交渉に乗出してきている。(例へば、朝鮮語課外教育等) [中略]

三、法務府特別審査局第四課 鈴木第二係長

問 朝鮮人学校団体が団体等規正令第五条に該当如何が学校認可の可否を決するので、慎重を期したいが、解散団体朝連、民青の団体名簿がないので、構成員認定に困却しているので具体的な方法が承りたい。

答 1、個人の言動が朝連的傾向(北鮮支持派も有力である)のある者 2、民団派数人に対して解散団体の構成員であるとの証言をとる。併し一方的であるから民団派以外の者の証言をとる事も必要である。3、警察署長の証言も有力である。4、解散団体のための努力的な活動をなした者は一応構成員と見做して差しつかない。韓国国民登録を代表口にしているものは一応除外してよい。「この際政治的關係があるから慎重を期せられた」

以上から推定して県知事が認定しもよい。名簿がないのであるから反証がないので差支はないと思う。

資料5 「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」

(出典『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』『外交記録公開文書 I'-0043』外務省外交史料館)

[注：当文書は「東海北陸連絡調整事務局」と印刷された罫紙に手書きで書かれたもので、日付はない。「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」という標題に続いて、「協議官庁並びに関係係官」として「文部省管理局庶務課長 福田繁」他4名と「法務府行政訴訟局第一課長 鶴沢晋」他2名の名前が記され、さらに「備考」として、「文部省管理局庶務課は朝鮮人学校に関する主管課、法務府行政訴訟局第一課は朝鮮人学校に関する訴訟の主管課」と書かれている。内容から見て、閉鎖措置の翌年1950年に、愛知県朝鮮人学校4校の無認可朝鮮人学校の「処置」について、文部省管理局と法務府行政訴訟局との協議内容が記録されたもので、作成者は東海北陸連絡調整事務局と考えられる。]

朝鮮人学校処置に関する法規解釈について

協議官庁並びに関係係官

文部省管理局庶務課長福田繁 管理課長清水康平 庶務課安嶋事務官 渋谷事務官 柳川事務官
法務府 行政訴訟局第一課長鶴沢晋 検事眞船孝允 入江事務官

文部省の見解

一、大崎、往還、小坂井の朝鮮人学校に対して学校教育法第83条を適用して処置するのが妥当である。
愛知県より文書照会があればこの旨文書回答する。

一、横須賀の各種学校は申請書類の内容審査及び現地調査に基き「閣議決定措置事項」(昭和24、10、12)の条項と精神に違反するものと認められるから不認可にするを適當とする。但し不認可処置に対して無

効訴訟をおこされるおそれがあるから対抗すべき理由を検討しておく必要がある。

一、上述の4校に対して何れも学校教育法第84条を適用して学校教育法第13条によらないのは昨年の閉鎖命令を出してから1年有余を経過し且つ設置者、教職員組織その他に同一性を認め難し且つ第1条の学校認定が疑問であるからである。

一、学校教育法第84条によれば都道府県監督庁は関係者に対して当該教育を止めるべき旨命ずることができるが果して閉鎖命令を出し得るものか又は閉鎖命令に違反したかどにより強制執行をなし得るものかについて疑義があるから法務府と打合せの必要がある。

一、朝鮮人学校に関しては本年3月14日付文管庶第66号の通達に基き文部省と充分協議して遺憾なきを期せられたい。

法務府の見解

一、昨年の閉鎖命令が効を奏したのは朝連財産の接収とゆう条件があったからであって、たとえ閉鎖命令に違反しても強制執行する法的根拠は薄弱である。昨年の閉鎖命令そのものも法的には不備であって当然無効訴訟の対象となり得たものであった。そのため、無効訴訟をしたものもあった。

一、学校教育法第84条では強制執行をして当該学校を閉鎖したり、登校する児童を阻止することはできない。閉鎖命令に違反した場合と雖も学校教育法第13条、第89条により責任者を罰し、間接的に当該教育が継続できないようにする外はない。

一、強制執行を必要とする場合には団体等規正令、政令違反、或は総司令部覚書によらねばならないと思う。

一、閣議決定事項は内部的な申合せであって法的根拠はない。

一、不認可取消の訴訟が起された場合これに対して監督官庁（知事）の裁量行為（私学審議会の答申に裏付けられた）として対抗出来るが一応訴訟対象となり得る。従って不認可理由が薄弱であれば面倒な事件となるおそれがある。

一、昨年の措置はその筋の指示に基き学校教育法第13条により閉鎖命令を出したものである。しかし、不作為義務に対しては代執行をなし得ないからこの閉鎖命令或いは学校教育法第84条に違反しても強制執行にまではなし得ないと思う。

一、今般の朝鮮人学校の場合は昨年とやや趣を異にしているから法務府行政訴訟局としては文部省その他関係官庁より資料を提出して貰いその対策について十分検討する。関係官庁に於ても文部省その他との連絡を密にし慎重に対処されたい。

資料6 『解放新聞』1949年11月23日（原文朝鮮語）

「署名簿を提示 愛知小坂井小学生たち」

（愛知支局発）去る16日、愛知県小坂井町 第六朝鮮学校児童200名は自治会議での決議として、一、朝鮮語、朝鮮文字、朝鮮歴史を学ぶ朝鮮学校の閉鎖に反対。二、朝鮮学校教師の使用を認めよ。三、朝鮮教育に朝鮮人教員を認めよ。という要求条件を持って、小坂井町宝飯地方事務所に迫り、所長に上記のような要求条件を提示したところ、所長は児童を蔑視する態度で「子供達のわかることでないから帰れ」と応えた。

それで児童たちは「学校は、学生達が勉強する学生の家である。われわれの学校、われわれの勉強を奪うことに対して、どうして学生たちとは関係ないのか」と、責任を追及すると、彼は「それは上司の命令だから仕方がない」と責任を回避した。それで児童たちが、再び「上部命令だけに服従して、人民の意志は無視するのか」と糾弾すると、所長は「地方の人は一人も学校閉鎖に反対するものはない」と話したので、この時に児童たちは4,000余名の反対署名録を提出し、「これを見よ。このような反対者がいる」と言ったら、彼は何も言えなかった。このような闘争が進行している中、電話で連絡した武装警官三〇名が出動してきた。児童たちは一層憤激して警官の周囲を取り囲んで、「あなたたちはわれわれを捕まえに来たのか。われわれは警察署で死んだとしても、われわれの学校を守る」と、勇ましく話したら、警察たちも感心して「いいえ、あなた達を弾圧はしません。乱暴をするから来てくれとの電話があったから来ただけです」と言いながら、何もせずに眺めていた。事態がこのようなになったため、所長も仕方がなく「今日この場で確答は出来ないの、2、3日待ってくれば誠意ある答えをする。そして出来る限り、あなた方の期待に応えるように努力する」と話した。そのため、児童たちは長時間にわたった闘争を終わらせ、午後6時半に退去した。

資料7 宝飯事務所による「朝鮮人学校生徒会宛の手紙文」1949年12月3日

(出典：『朝鮮人学校関係綴（昭和24年～27年）教育課』、愛知県公文書館)

拝啓 先日は申越しのあった分校を認めてほしいということで、県に行って皆さんの御希望をお話して頼んで来ましたが、一、分校はとてもむづかしい。二、日本人の子供と同様に学区の学校へ入学すること。とはっきり言はれましたので、せつかくの御願いでしたがなんともし方がありませんでした。それから、今日文部省から通知があつて、分校はみとめられないと言ってきましたので、あなた方のお気持ちには同情しますが、とにかくこの際一日も早く日本人学校へ転学してください。学校へ入って勉強をつづけながら、皆さんの願いがかなうやうに努力していただくことが賢明でせう。来週中位いのうちに、ぜひ学校に入ってくれるように他の子供達にも話会つて、みんな仲良く行ってください。しばらくの間は何かと不便でせうが、すぐになれて楽しく勉強出来ることを信じてみます。敬具

12月3日 宝飯事務所教育課長〔長谷部半平〕

資料8 「学校完全閉鎖に関する対策協議会」の記録、1950年11月29日

(出典『朝鮮人学校関係綴（昭和24年～27年）教育課』、愛知県公文書館)

〔省略〕

三、会合者

- 事務所側 - 所長、内政課長、教育課長、主事鈴木、竹本、囑託今泉
- 学校側 - 小坂井中学校長、小坂井東小学校長、小坂井西小学長
- 町村側 - 小坂井町長
- 警察側 - 小坂井自治警察署長、部長桜井

四、課題 小坂井、横須賀、大崎、花田（往還）の朝鮮人学校に対し、来る12月2日まで完全閉鎖をさせようとして民事部長官より知事に話あり。随って如何にして是が閉鎖を行うか、受入れ態勢はどうするか、の問題について協議。

(一) 受け入れ態勢〔省略〕

・受入は集団でなく日本人並に各学校に分散的に入れたい。 ・分散受入ならば特別に学級増をしなくて受入れができる。 ・県では受入れによる学級増に対しては朝鮮人50名に対し、1名の割で、教員を増配する。俸給も県で負担すると云っている。 ・年令該当の学年に編入する。父兄本人の希望があれば希望学年に入れる。 ・現朝鮮人教官の講師採用は、虫〔マル共〕の線が強いから望ましくない。 ・講師採用は事務所長の代決であって、拒否するには法的になかなか困難ではないか。 ・受入れる場合、教科書の準備はどうか。 ・本屋の残本と各学校より4、5冊宛供出を願ったら。 ・小坂井付近でやると又騒ぐから西宝辺りの小学校に対して供出を願ったらどうだろう。 ・何とかなると思うが、何年が何名転入するかがはっきり判らぬと一寸困るが。 ・まあ予め大体の数をふんで置いて、準備してほしい。

(二) 完全閉鎖の方法

・学校教育法の第何条を適用するかは県の庶務課で文部省、民事部等に連絡して研究すると云っている。
・責任者をひとつとらえるよう手は無いではないが。 ・とにかく一線を覚悟でやらねばだめだ。

資料9 「朝鮮人学校閉鎖に伴う学童受入に関する打合せ」の記録、1950年11月30日

(出典『朝鮮人学校関係綴(昭和24年～27年)教育課』、愛知県公文書館)

〔省略〕

三、出席者 (県側) 教育長〔鈴木慶太郎〕、依田〔百三郎学校教育〕部長、石田〔雄一〕学務課長、平手指導課長、大塚主事、加藤鋭主事。(事務所側) 愛日事務所、知多事務所、宝飯事務所、豊橋市役所。

四、協議内容

一、教育長経過報告

27日午前9時、コールター大佐に知事等が招集され、大佐より「愛知県に於ては、今尚朝連の建物を利用して学校教育活動を行っている。これが共産党の温床となり極めて好ましくないにも不拘、知事は問題を敬遠して措置していないのは遺憾である。却って彼等を増強してせしめてゐる。昨年既に解散された筈であるのになぜであるか」と強く叱責を受けた。これに対し知事は、「事態は平穏であったし、そうした報告を部下から受けていなかったもので知らずにいた。ご説の次第であるならば、直ちに措置を講ずる」弁解した。これに対し、「県は手ぬるいでいけない。もっとはっきりやれ。一週間以内に措置を講じて結果を報告せよ」と申し渡された。〔省略〕

二、依田部長〔報告〕

近日解散命令が出ると暴動化する心配もあるが、県としてはどこまでもやらなければならない。従って受入態勢を完備しなくてはならぬ。 ○施設—教室、机、腰掛、教科書 ○カリキュラム—朝鮮語は中学校としては正課(選択)小学校は課外として行う。 ○教員は50人1学級として1名採用、県費支弁。事務所長の代決であるから、適当なのを採用してほしい。

三、質疑応答

- 守山は現在二部教授で教室はないが、やはり二部で編入するのか(愛日) △同じように二部でやるより仕方がない。
- 一学級 50 人を単位としてカリキュラムの関係と勤務時間の関係ではっきりしない。明確に示してほしい。(宝飯) △名古屋市では朝語三時間を全部に課している。地歴は五六年に一時間ずつやっている。京都は課外五時間要求して四時間実施。大阪は課外四時間。愛知県としては前述を参考にし、指導課と打合せて、至急に態度を決定する。
- 現在教員を採用すれば兎〔マル共〕と思われるが差支えないか、不可ならば拒否する方法あるのか(宝飯) △兎の教師が入っては、閉鎖の真意も無になる。然し書類が完備しとれば採用拒否も出来ぬが、代決事項があるがよく県と談合をして研究してやりたい。

資料 10 『京都新聞』『夕刊京都』(1953 年 9 月)

①『京都新聞』1953 年 9 月 8 日

「朝鮮人教育 京でもトラブル 分離叫び集団欠席 市教委との間にミゾ」

北鮮系朝鮮人が当面の目標として大きく浮び上らせた「教育闘争」は全国各地で“特別教室”(分離授業)設置せよとの激しい運動を行っているが、京都でもここ数日來柏野、養正両校で朝鮮人父兄、児童と学校側との間でトラブルが起るなどの事態が生じ、文部省と民族教育を標ぼうする北鮮系朝鮮人の板ばさみになった市教委を悩ませている。このため市教委は朝鮮人児童の特別教室問題を善処するため 7 日午後 3 時から生祥校で朝鮮人代表 6 人と会談したが、“京都市の自主性で解決せよ”という朝鮮側と文部省の方針(近く通達がある)に従って処理しようとする市教委との間に大きなミゾがあり、今後相当複雑な問題が起るものと見られている。同日午後柏野小学校の朝鮮人児童約 70 人が“自分らだけの授業をやらせろ”と同校裁ほう室を占拠して父兄代表が校長室に押しかけたため西陣署員が出動、実力行使で退去させ、また養正小学校でも去る 1 日から波状的に朝鮮人父兄が学校に押しかけ日本人との分離授業を強硬に迫り遂に同校在籍の朝鮮児童 66 人が学校の態度を不満として集団欠席するなど朝鮮人教育問題は深刻化してきている。 福原市教育委員長談 朝鮮側が特別学級を作れという気持もわからぬでもないが、こちらとしても文部省の方針が決まらぬことには身動きがとれない。我々も期待にそうよう努力しているがただ法の範囲を超えて京都の自主性で解決せよなどという要求は受け入れられない。

②『夕刊京都』1953 年 9 月 10 日(一部)

さる 3 月ごろから朝鮮人の民族教育が全国的に大きくクローズ・アップされている折柄、京都でも朝鮮人課外教育を行っている養正、柏野、陶化、嵯峨野、上賀茂など各小学校に朝鮮人父兄が押かけ“課外授業だけでは不十分だ。特別教室を開設せよ”と迫り、警官が出動、警戒にあたるという騒ぎまで惹起しているが、これに対して市教委では、“文部省の方針が決らねば”と板バサミの形で北鮮系朝鮮人の「民族闘争」ともからんで、今後の成行が注目されてきた。9 日あさ 10 時頃、養正校(左京区田中飛鳥井町一山本伊造校長)に朝鮮人学童の父兄約五十人が押寄せ、▽父兄間で決定した新任の朝鮮人教師 3 人を正式に認めよ

▽放課後の特別課外授業を充実して全日制に改めよ、の2点で、山本校長と交渉を続け、もし認められない時には教室を不法占拠してでも目的を完遂すると詰め寄った。同校には、3年前から金仁守氏が講師として市教委から認可され、給与も支給されていたが、2学期がはじまった9月1日に、朝鮮人父兄が“金先生は柏野校に転校させたから新しく父兄間で推せんした3人の先生を教師として認めてほしい”と半ば強制的に同校へ赴任させた。山本校長は、市教委の許可がなければ困ることだったが“それならレクレーションの指導だけだから”と、現在に至っている。ところが、7日に至り、父兄が学童66人を連れて市教委に赴き、今春2月から再三交渉中の全日制授業の可否を迫ったところ、冷淡に拒否されたと激こうして、山本校長とデカ談判になったもの。／山本養正校長談 どの民族にしても民族教育は、是非しなくてはならない問題だ。そのためにヒューマンティに富んだ態度が、為政者にはなければならない。折角朝鮮人父兄に希望を持たせるような言動をしておきながら、突然管轄が違ふからと冷淡にあしらわれては、父兄がおこりだすのは無理もない話だと思う。／朝鮮人某保護者談 市教委には、相当根気よく、遊休施設の開放、全日制授業、手不足な教師問題などで話合ってきたが、可成り脈のある返事だった。その都度、回答期限は延期されてきたが、7日の市教委の態度は、全くなっていなかった。これは単にわれわれ朝鮮人だけの問題ではなく、植民地的色彩を帯びている現在の日本にも通じる問題だと思う。

資料11 「朝鮮人のための特別教育実施要綱」

[京都市教育委員会、昭和28年12月24日決定]

第1条 (適用範囲)

- (1) この実施要綱は京都市立小学校に在籍する朝鮮人児童のために行なう小学校内に設けられる特別の教育施設(以下特別施設という)に適用する。
- (2) 朝鮮人のために行なう特別施設とは特別に朝鮮人児童によって編成される学級(以下特別学級という)、正規の授業時間中に抽出されて編成される朝鮮人児童の学級(以下抽出学級という)をいう。

第2条 (目標)

特別施設における教育は、学校教育法第17条(小学校の目的)及び第18条(目標)の趣旨に則り、左の各号の目的達成を期さなければならない。(1) 朝鮮語を理解し使用する能力を養うこと。(2) 朝鮮における歴史及び地理についての概要を知らせること。

第3条 (特別施設の設置)

- (1) 特別学級は学校運営上施設その他に支障のない場合に限りこれを設置することができる。但し講堂若しくは雨天体操場を特別施設のために充当することはできない。
- (2) [省略]

第4条 (学級編成基準) 特別施設の学級編成は左の基準による。

- (1) 特別学級における1学級の児童数は実出席児童数40名以上なければならない。
- (2) 抽出学級における1学級の児童数は実出席児童数20名以上なければならない。
- (3) 放課後学級は(2)の基準による。

第5条 (講師)

特別施設の講師は京都市教育委員会（以下委員会という）において採用したものに限る。

第6条（特別施設設置の手続）〔省略〕

第7条（教育課程）

第2条の目標を達成するために、特別施設の教育課程の教科として社会（「社会乙」という）、国語（「国語乙」という）を中心とした教科をおく。授業時間数は左の各号による。

- (1) 第1・2学年、第3・4学年、第5・6学年それぞれ週当たり5・8・10時間以内とする。
- (2) (1)の各時間数には、特別教育活動の時間を充当することも差支えない。
- (3) 特別学級・抽出学級の教育課程を作成する場合には他の教科の学習に甚だしい支障を来さない様留意しなければならない。

第8条（評価）

特別施設において行われる学習の評価は、教科毎に行い、学習指導要録に記載する場合には、左表の如く別紙に評価して学習指導要録の裏面上方に貼付する。〔表一省略〕

第9条（管理）〔省略〕

第10条（特別施設で授業を行う日）〔省略〕

第11条（教科用図書）

特別施設で使用する教科用図書は委員会で許可したものに限る。

第12条（特別施設の停止又は廃止）

左の各号に該当するときは、特別施設を停止又は廃止することがある。

- (1) 特別施設の実出席児童数が第四条の基準より低下したとき。
- (2) 本要綱の趣旨に反して、運営実施されたとき。
- (3) その他委員会が停止又は廃止の必要を認めたとき。

附則 1 この要綱は朝鮮人教育に関し、国から別段の指示があるまでの暫定措置として昭和29年1月1日から実施する。

- 2 現に実施している放課後学級については、この要綱を準用する。

年表

「戦後の在日朝鮮人教育行政の展開(1945~55年)」関連年表

・取り上げた事象は本論で論じた事項を基本とした。・日付が不詳なものは、「3/ 」のように月のみを示した。

年	全国	京都府	他の都府県
1945	11/1 SCAP「初期の基本指令」	4/ 京都市立小学校朝鮮人児童数3,123人	
1946	6/29 CIE教育課Edwin F.Wigglesworthが文部省学校教育局長と「朝鮮人の取扱ノ件」について協議 7/1 文部省学校教育局中等教育課長通達(外国人による学校設置は私立学校令に依るべきもの) 8/17 衆議院本会会議、椎熊三郎が「台湾人、朝鮮人が…日本の秩序と法規を無視し、傍若無人の振舞…」と発言 8/28 CIE教育課Wigglesworthによる教育課長宛て覚書 9/12 学校教育局長発、東京都教育局長宛通達「朝鮮人学校設置に関する件」 9/12 学校教育局中等教育課長発、各都道府県教育課長宛通達[同上東京都宛て通達を全国に通知] 10/ 全国の初等教育機関数525校、児童数42,182名 11/20 SCAP「朝鮮人の地位及び取扱に関する総司令部渉外局発表」	4/ 京都七条国民学院開設(市立陶化小学校校舎借用) 4/ 京都市立小学校朝鮮人児童数1,426人 6/ 府内初等学院数35校	11/30 広島県教育部長通達「外国人(朝鮮人を含む)の学校設置について」
1947	3/31 教育基本法施行 4/1 学校教育法施行 4/12 学校教育局長通達「朝鮮人児童の就学義務に関する件」	2/8 朝連下鴨初等学院開設(京都市立養正小学校校舎の借用) 4/ 京都市立小学校朝鮮人児童数1,121人 4/ 七条国民学院が京都第一朝連初等学校と変更 9/8 府知事が京都朝鮮人教育会経営「京都朝鮮中学(1947年5月開校)を各種学校認可 9/ 府内「朝連学校」数37校 児童数2,424名 教員数58名	5/6 広島県教育部長通達「朝鮮人学校の取扱い並びに朝鮮人児童の就学義務について」 8/8 広島県知事、朝鮮人学校13校を私立各種学校として設置認可
1948	1/24 学校教育局長通達「朝鮮人学校の取扱いについて」 1/26 適格審査室長通知「朝鮮人の教職員の適格審査について」 3/1 学校教育局長通達「各種学校の取扱いについて」 3/6 朝連が文部大臣宛てに抗議文を提出 4/1 適格審査室長発、知事宛「朝鮮人の学校の教職員の審査について(各種学校教職員の審査)」 4/24 「神戸事件」 4/27 衆議院本会会議で文部大臣森戸辰雄の発言 5/5 文部省と在日朝鮮人教育対策委員会との間で「覚書」 5/6 学校教育局長通達「朝鮮人学校に関する問題について」	4/28 京都市議会で市議員熊野喜三郎「朝連の初等学院を追い出したらよい」と発言 4/30 府教育部長、朝鮮人教育問題について、朝鮮人団体との協議を開始 5/15 府教育部長朝鮮人団体との「京都覚書」 6/30 府知事、朝連学校教員25名「適格」 7/ 京都朝連西陣小学校開校 9/15 府知事「財団法人京都朝連学校管理組合連合会」傘下7校の学校設置を認可 10/ 京都市教育局と朝連との「朝鮮人児童への特別な教育」に関する覚書	2/11 広島県呉渉外局長発、広島県教育部長宛「朝鮮人学校に就いて」 3/31 広島県知事「13学院に対して設立認可取消」を通告
1949	4/18 「阪神4・24教育闘争一周年記念中央大会」で学校教育費支給の明文化と即時支給等を決議。 5/7 衆議院文部委員会「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願」と「朝鮮人学校教育問題に関する請願」建議。 5/22 衆議院文部委員会理事会 2通の請願書を「採択」 5/25 衆議院本会会議が「請願」を一括採択、内閣送付を決議 6/29 文部省管理局長通達「朝鮮人教育費の日本政府負担について」 8/23 衆議院文部委員会で5月22日の「採択」が問題化、請願採択を「修正」 8/25 法務府「朝鮮人学校に対する教育費の補助に関する方針の決定について」の検討文書作成 9/8 法務府 朝連に団体等規正令を発動 9/9 法務府民事局長、知事宛て電報「朝連等傘下学校施設の権利関係調査依頼」 9/18 文部省管理局長、都道府県総務部長宛て電報「朝鮮人学校教・生徒数調査依頼」 10/11 法務府民事局長、知事宛て通達「朝連等の傘下学校施設の調査について」 10/12 「朝鮮人学校処置方針」閣議決定 10/13 文部省管理局長・法務府特別審査局長通達「朝鮮人学校に対する措置について」 10/13 文部事務次官通達「朝鮮人学校の設定者及び教職員等の適格審査について」 10/13 法務府民事局長通達「解散団体朝連又は民青等の傘下学校の施設の接収等について」 10/14 「私立学校法案」閣議決定	4/26日 府軍政部の指示により、府教委が「京都覚書」第六項(特別学級)の廃止を決定 5/7 府教委協議会「朝鮮人幹部との懇談」特別学級の廃止を通告 9/17 市教委が第一朝連初等学校(特別学級)に校舎の明渡しを通告 9/30 市教委が第一朝連初等学校を強制封鎖 10/19日 府知事が朝鮮人学校16校に改組および児童の転校処置勧告の命令書を交付	10/21 下関市が朝連小学校校舎を市立小学校分校とすると決定 10/27 川崎市長が接収された朝連小学校校舎使用を法務府に要請(11月5日認可) 10/28 東京都副知事大木が朝鮮人学校の公立化を示唆 10/31 東京都教委委員長が公立化を認める発言 10/31 岡山県が朝鮮人団体に「公立分校案」を提示 11/4 川崎市が朝連川崎小学校校舎(本校・分校)を市立桜本小学校分校、および高津小学校分校を開設 11/4 岡山県・同教育委員会が朝鮮人側と公立移管の「協定書」 11/4 尼崎市長が朝連尼崎初等学校武庫分校の校舎を市立武庫小学校の仮分校の開設を表明 11/7 岡山県教育委員会が公立学校分校11校の開設を決定 11/9 愛知県小坂井町で「朝鮮人学校閉鎖に伴う懇談会」開始 11/10 大阪朝連学園が大阪府知事に対する「学校閉鎖処分の取消請求」「行政処分執行停止の即時抗告」を大阪地裁に提訴

	<p>10/17 国家地方警察本部次長通達「朝鮮人学校の処置に伴う警備取締について」</p> <p>10/19 知事が朝鮮人学校の閉鎖及び改組等を通告(「第一次措置」)</p> <p>10/26 文部省「教職不適格の基準」を「解散団体との関係」に変更</p> <p>11/1 文部事務次官通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」〔特別の学級又は分校の容認〕</p> <p>11/5 文部省の「不認可」指令により、府県が学校閉鎖命令を通告(「第二次措置」)。28都府県で272校(約33,000人)に閉鎖指令</p> <p>11/15 文部事務次官通達「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」</p> <p>11/17 「私立学校法案」国会上程</p> <p>11/24 文部省初等中等局長通達「朝鮮人児童生徒の公立学校受入れについて」</p> <p>12/1 「私立学校法」が国会通過(12月16日公布)</p>	<p>10/31 府教職員適格審査委員会が朝連西陣小学校校長韓永吉に不適格判定</p> <p>11/5 府知事が11校に学校閉鎖命令</p> <p>11/ 京都第一朝連初等学校が第一朝鮮人小学校(自主学校)として授業を再開</p> <p>11/21 府知事、京都梅津学校及び韓国学院建国小学校を各種学校認可</p>	<p>11/11 横浜市教育委員会が、横浜朝鮮小学校および鶴見朝鮮小学校校舎を市立小学校分校とする決定</p> <p>11/21 名古屋市教育委員会が朝鮮人学校3校を市立小学校「分教場」とする決定</p> <p>11/24 横須賀市が朝連横須賀小学校校舎を市立諏訪小学校分校とする</p> <p>11/24 尼崎市、朝連尼崎初等学校児童を市立武庫小学校に仮収容</p> <p>11/26 下関市立向山小学校分校「入学式」</p> <p>12/4 尼崎市長が朝連尼崎初等学校武庫分校の校舎で市立武庫小学校の仮分校開設を表明</p> <p>12/17 東京都教育委員会「東京都立朝鮮人学校設置に関する規則」を決定</p> <p>12/19 下関市が市立向山小学校大坪分校を開校</p> <p>12/20 東京都教育委員会「朝鮮人学校取扱要綱」を制定(朝連経営朝鮮人学校14校を都立に移管)</p> <p>12/24 尼崎市が市立武庫小学校守部分校を開設</p>
1950		<p>1/ 府内3朝鮮人学校児童188名が公立小学校へ編入、京都市内では425名が朝鮮人学校に在籍中</p> <p>1/31 京都市教育長が37校で週2回の課外授業の合意を報告</p> <p>2/4 京都市教委管理部長が「分校」「集団入学」については許さぬと表明</p> <p>3/23 朝連西陣小学校が卒業式後学校閉鎖</p> <p>4/ 京都市内の朝鮮人児童約400名が市内各小学校へ一斉転校</p> <p>12/1 朝鮮人児童と父母約100名が京都市教育長に課外教育実施を求め、7名が検挙</p>	<p>1/31 名古屋市教委が西築地小学校「分教場」を開設</p> <p>3/2 名古屋教委が牧野小学校、および大和小学校に「分教場」を開設</p> <p>3/25 兵庫県と朝鮮人代表との間に覚書</p> <p>4/ 兵庫県尼崎市が4小学校に朝鮮人分校を開設</p> <p>6/10 高砂町が町立高砂小学校木曾分校を開設</p> <p>7/1 大阪市教委が市立本庄中学校西今里分校を開設</p> <p>8/25 伊丹市が神津小学校桑津分校を開設</p> <p>8/30 岡山県教委が岡山市立小学校分校など7校を閉鎖</p> <p>12/2 愛知県が小坂井町の朝連小学校に学校閉鎖「勧告書」を手交</p>
1951		<p>1/26日 京都市教委が「朝鮮人課外教育」の実施を決定(1月末から9月までに5小学校で開設)</p>	<p>1/8日 愛知県小坂井町で転校をめぐるの交渉が妥結</p> <p>1/22 町立小坂井東小学校で「朝鮮人学級受入式」</p> <p>4/ 大阪市教委が市立本庄中学校西今里分校を市立西今里中学校とした</p> <p>4/ 明石市が市立林小学校船上分校を開設</p> <p>4/11 東京都教育長通達「都立朝鮮人学校の運営について」</p>
1952	4/19 法務府民事局長通達「平和条約発効にともなう国籍及び戸籍事務の取扱について」		9/27 東京都教育長通達「朝鮮人子弟の公立小・中学校及び高等学校への就学について」
1953	2/11 文部省初等中等局長通達「朝鮮人の義務教育学校への就学について」	<p>5/18 府知事が京都朝鮮中学(学校法人京都朝鮮教育資団)の各種学校設立を認可</p> <p>9/7 京都市立柏野小学校と養正小学校で、児童と保護者が、「課外教育」を「分級」にせよと学校長に要求</p> <p>10/31 京都市教委が特設学級設置などの「朝鮮人のための特別教育」実施を決定</p> <p>12/1 京都市教委と朝鮮人団体の交渉が妥結</p> <p>12/24 京都市教委が「朝鮮人のための実施</p>	<p>3/ 下関市が向山小学校大坪分校を閉鎖</p> <p>12/8 東京都教委がPTA連合会に管理運営にかかわる6項目を通告</p>
1954		<p>1/10 京都市教委が養正小学校に「朝鮮学級」(特別学級)を開設(以後、6月までに6校に抽出抽出学級、3校に放課後学級が設置)</p>	<p>3/20 東京都教委と朝鮮人学校PTA連合会との「都立朝鮮人学校運営についての覚書」</p> <p>4/9 東京都教育委員会「都立朝鮮人学校の運営について」</p> <p>10/5 東京都教委がPTA連合会に「都立朝鮮人学校は昭和30年3月31日限廃校」を通告</p>
1955			3/31 東京都教委が都立朝鮮人学校14校を廃止

文献目録

- ・本論文中に直接引用した文献を掲げた。
- ・自治体史類は、当該自治体を著者と考え省略した。
- ・新聞は、見出し等の記事表題を「 」に示した。

(1) 「行政文書」類

- 『佐藤達夫関係文書』1374、法令一般資料7（国会図書館憲政史料室）。
- 『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（『外交記録公開文書F-0043』外務省外交史料館）。
- 『衆議院本会議 会議録』（『国会会議録検索システム』）。
- 『GHQ、SCAP 文書』CAS(A)11148. CAS(A)-11148 CAS(A)25503. CIE(B)08245. 他。
- 『執務月報』近畿連絡調整事務局、『執務月報』神戸連絡調整事務局。
- 『執務半月報』京都連絡調整事務局、『執務半月報』東海北陸連絡調整事務局。
- 愛知県教育委員会東三河教育事務所『昭和24年度以降 朝鮮人学校に関する綴 教育課』（県公文書館）。
- 岡山県教育委員会学事課『各種学校（朝鮮人学校）私立学校令（2冊の1）昭和24～年度 総務学事課』。
- 神奈川県総務部地方課「朝連学校関係綴」『歴史的公文書』（神奈川県立公文書館）。
- 京都府立総合資料館『京都府庁文書（昭和21年～30年）』調査課「教職適格審査」、『京都府公報』他。
- 京都府教育委員会『京都府教育委員会会議録（1948-50）』。
- 滋賀県行政文書「昭24～26学事（昭03-62）朝鮮人学校関係書類」他。
- 広島県『私立学校、朝鮮人学校S23-24 総務課』、『朝鮮人学校閉鎖による児童生徒受入一件 学事課』。
- 京都市教育委員会『京都市教育委員会会議録』、『京都市学校指定統計』、『学校沿革史』。
- 京都市『昭和23年京都市会会議録』、京都市会事務局調査課『京都市会旬報』。
- 下関市『昭和24年下関市議会議録二ノ二』。

(2) 「自治体史」類（編著者名は省略した）

- 『岡山県教育史・続編』1974年、『岡山県教育要覧1950年版』（岡山県教育委員会）。
- 『東京都史稿（戦後学校教育編）』1975年、『戦後東京都教育史 上巻 教育行政編』1964年、『東京都教育史 通史編4』2001年、『東京都教育概要（昭和24年度版）』。
- 『福井県史下巻 大正昭和』1957年。
- 『山口県政史』1971年、『山口県警察史下巻』1982年。
- 『明石市史 現代編I』1999年。
- 『尼崎の戦後史』1969年、『尼崎市議会史（記述篇）』1971年、『尼崎市戦後教育史』1974年。
- 『伊丹市史第3巻』1972年、『伊丹市史 第5巻 資料編2』1970年。
- 『倉敷市学校教育百年史』1975年、
- 『高砂市史第3巻（通史編近現代）』2014年、『高砂市史 高砂町史誌』1980年。
- 『西宮現代史第一巻II』2007年、『西宮現代史第三巻』2004年。（西宮市）

(3) 新聞

『朝日新聞』

- ・1948年12月1日(滋賀版)「北朝鮮共和国の国旗など 表示は指令違反〔八日市朝鮮人学校〕」
- ・1949年10月20日「八百名収容は不可能、西村市教育課長の話〔下関市〕」
- ・1949年10月21日「朝鮮学童、向山校に押寄す〔下関市〕」
- ・1949年10月22日「五校に収容、朝鮮学童八百名〔下関市〕」

『日本共産党中央機関紙アカハタ』

- ・1948年4月30日「京都は閉鎖せず」
- ・1949年10月22日「学校をかえして 雨中の警官の目もうるむ 朝鮮児童神奈川県知事に訴える」
- ・1949年10月28日「学校返えして 朝鮮の学童たち 川崎市市役所へ」
- ・1949年11月6日「川崎 懐かしの校舎へ帰る 日本の友達に送られる朝鮮児童」

『解放新聞』

- ・1948年5月5日「前工業学校を買収 京都西陣初等学校」
- ・1948年5月25日「阪神事件再現を勧告 民主党京都市会議員〔熊野喜三郎〕の暴言」
- ・1948年6月20日「日食観測記〔北海道礼文島〕(一) 京大宇宙物理学教室 韓永吉」
- ・1949年3月21日「教育費を日政負担で、京都七条小学校内に『特設学級』六個」
- ・1949年4月15日「七条小学校内特設学級では 一切負担を日政当局に確約」
- ・1949年8月29日「朝鮮人教育費支出を 文部委で再確認 今野(日共) 委員至急支出を強調」
- ・1949年11月1日「現在校存続 賛成 東京都大木副知事談」
- ・1949年11月5日「公立として都営 東京都教育委員長談」 「学校閉鎖撤回 仙台市苦竹朝鮮学校」
- ・1949年11月8日「朝鮮語しか知らない児童 日本人教員を拒否 再開した川崎朝鮮小学校」
- ・1949年11月23日「署名簿を提示 愛知小坂井小学生たち〔児童200名が宝飯事務所に〕」
- ・1949年11月25日「大阪地裁学校閉鎖「執行停止」を取消 吉田内閣 司法権に干渉」
- ・1949年11月30日「全員入学を拒否 警官動員で強制 下関」
- ・1949年12月17日「警官が常駐 集団入学した下関向山校」
- ・1950年6月20日「ウリ先生、民族科目を獲得 家印、高砂町立で新発足」
- ・1953年2月18日「教育問題懇談会」〔下鴨養正学校で 朝鮮民族教育に関する懇談会が開催〕
- ・1953年9月15日「柏野小学生等闘争 民族学級要求 校長が武警を呼び 拳銃と棍棒で応対」
- ・1953年12月15日「京都、教育闘争における成果、民族課目を爭取、日本学校通学生に」

『神奈川新聞』

- ・1949年11月21日「スクラムを組んで独立歌 父兄生徒がデモ」

『京都新聞』

- ・1948年5月1日「監督権は府県に 京でも関係者協議」
- ・1950年12月2日「警官隊と乱闘騒ぎ、京都市庁へ朝鮮人百人」
- ・1952年4月25日「平穏に終わった四・二四教育祭 応援の警官隊と小競り合い」
- ・1953年9月8日「朝鮮人教育 京でもトラブル 分離を叫び集団欠席 市教委との間にミゾ」

- ・1954年1月8日「10日から 朝鮮人児童の独立学級発足 養正校」
- ・1954年1月13日「和やかに開校式〔養正小学校〕」
- ・1954年7月31日「三教室開放せよ 増改築の西京極校 校下朝鮮人申入れ」

『山陽新聞』

- ・1949年11月3日「手続延期など 朝鮮人学校改組で岡山県に要求」
- ・1949年11月5日「分校措置決まる 岡山県の朝鮮人学校」
- ・1949年11月7日「岡山市立小中学校分校で新発足 市議会協議会で決定」
- ・1949年11月11日「朝鮮人教師も採用 岡山朝連学校分校」

『中部日本新聞』

- ・1949年11月11日「朝鮮児童温く迎えよ 県下受入学校に通達」
- ・1949年12月19日「朝鮮の友達迎えて 小牧小学校の親善ぶり」

『朝連中央時報』

- ・1949年3月26日「四・二四教育事件の一周年記念斗争方針」 「教育費の獲得」
- ・1949年5月26日号外「遂に衆議院を正式通過 同胞の教育費は日本政府で支辨」 (資料編 資料3)
- ・1949年6月14日「第18回中央委員会決定書」 「文教活動の結論」 (表3-2)
- ・1949年7月2日「大阪中河内でも 町議会にオブザーバー」
- ・1949年7月30日「川崎市長が 教育費支出を確約」
- ・1949年8月23日「主張 教育費闘争に総決起せよ」
- ・1949年8月27日「財政の許す限り支払え 教育費問題に 衆院文部委が断」

『毎日新聞』

- ・1949年11月26日「〔下関市〕朝鮮児童の入学問題解決」

『夕刊京都』。

- ・1953年9月10日「民族闘争もからむ朝鮮人教育問題、決らぬ文部省方針、おかげで市教委板バサミ」
- ・1953年9月16日「子供連れ要求 市教委へ朝鮮人特別教育を」

(4) 図書

『愛知朝鮮中高級学校 60年の歴史』2009年2月。

天野利武先生追悼出版会『遅明録 天野利武先生その人と業績』私家版、1982年。

飯沼二郎『見えない人々 在日朝鮮人』日本基督教団出版局、1973年。

『板垣ゼミ報告書 2014年度 京都市田中地区の在日朝鮮人と民族教育』2015年。

内山一雄、趙博編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集II』明石書店、1988年。

エドワード・W・ワグナー『日本の中の朝鮮少数民族 1904年-1950年』湖北社、1971年。

大石忠雄編『神奈川朝鮮学校資料1』『同資料2』緑蔭書房、2015年

大田堯『教育とは何かを問いつづけて』岩波書店、1983年。

小川正人『近代アイヌ教育史研究』北海道大学出版会、1997年。

小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房、1973年。

小沢有作篇『近代民衆の記録 10 在日朝鮮人』新人物往来社、1983年。

梶井陟『朝鮮人学校の日本人教師』日本朝鮮研究所、1966年。

外務省政策局『在日朝鮮人管理重要文書集 1945～1950』湖北社、1978年

金慶海編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集 I』明石書店 1988年

金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房 1988年

金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社、2002年。

加藤佐久次『米寿記念 生に挑む』2002年、私家版。

『倉敷市立連島西浦小学校創立 100周年記念誌』1975年。

向上社保育園『創立 50周年記念誌』1984年。

小国喜弘『戦後教育のなかの〈国民〉』吉川弘文堂、2007年。

久保義三、米田俊彦、駒込武、児美川孝一郎編著『現代教育史辞典』東京書籍、2001年。

駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年。

最高裁判所事務総局『下級裁判所民事裁判例集』第12巻第1号。

坂本清泉『生活教育論』明治図書、1972年。

『〔下関市立〕向山小学校 50年のあゆみ』1979年。

衆議院『第五回国会 衆議院において採択された請願の処理経過』（国立国会図書館議会官庁資料室）。

鈴木勲編『逐条学校教育法』学陽書房、1981年。

竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983年。

朝鮮民主主義人民共和国社会科学歴史研究所編『朝鮮文化史（上）』1966年、朝鮮文化史刊行会。

鄭栄桓『朝鮮独立への隘路 在日朝鮮人の解放 5年史』法政大学出版社、2013年。

外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑蔭書房、2004年。

日本教育学会教育制度研究会外国人学校制度小委員会『「在日朝鮮人とその教育」資料集 第1集』1970年。

朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』第1巻、不二出版、2000年。

朴慶植編『朝鮮問題資料叢書第9巻 解放後の在日朝鮮人運動（I）』アジア問題研究所、1983年

福田繁、安嶋彌『私立学校法詳説』玉川大学出版部、1950年。

法務庁『昭和23年度法務総裁意見年報』法務庁、1949年。

法務府『法務総裁意見年報第2巻 昭和24年』法務府法制意見第四局資料課、1950年。

三上明彦「中央教育行政と地方自治」『講座教育法6 教育の地方自治』総合労働研究所、1981年。

三上和夫『学区制度と学校選択』大月書店、2002年。

水野直樹、文京洙『在日朝鮮人 歴史と現在』岩波書店、2015年。

明神勲『戦後史の汚点 レッドページ—GHQの指示という「神話」を検証する—』大月書店、2013年。

『民族教育の正しい解決はどうあるべきか？—在日朝鮮人教育問題について—』在日朝鮮人学校PTA全国連合会、1951年頃。

『民族の子—朝鮮人学校問題』東京都立朝鮮人学校労働組合情報宣伝部、1954年11月30日。

森田恭介『日本人教師が辿った在日朝鮮大教育戦後（大阪）史（一）』朝鮮資料研究所、発行年未記載。

文部省『学習指導要領一般編（試案） 昭和22年度』1947年。

文部省人事課適格審査室編『教職員の適格審査に関する記録』1952年（国立教育政策研究所教育図書館『戦後教育資料』所収）。

文部省審査関係法規研究会『教職適格審査関係法規と解説』国立書院、1948年。
吉橋敏雄『団体等規正令解説』1951年、みのり書房。
梁永厚『戦後・大阪の朝鮮人運動1949-1965』未来社、1994年。
李東準『日本にいる朝鮮の子ども—在日朝鮮人の民族教育』春秋社、1956年。
林誠宏『殉教者たちの終焉 父・林尊康の生涯と素顔の日朝交流私史』人間の科学社、1996年。
『私たちの歩み—名古屋市立牧野小学校分教場』1954年（名古屋市立図書館所蔵）。

(5) 雑誌論文等

伊藤悦子「1930年代を中心とした在日朝鮮人運動の展開」『在日朝鮮人史研究』第15号、1985年。
今里幸子「神奈川における在日朝鮮人教育の民族教育—1945年～49年を中心に」『在日朝鮮人史研究』第39号、2009年。
上杉幸恵「解放後の山口県における民族教育擁護運動」『橘史学』第4号、1989年。
呉鳴夢・成大盛「解放後の初期在京都朝鮮人民族教育（1945～1950）」『社協京都会報』第9号、在日本朝鮮社会科学者協会京都支部理事会、2007年。
大矢一人「軍政機構における地方軍政部の位置と機能」『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第35号、1998年。
呉永鎬「名古屋市朝鮮学校の設置・存続・廃止—日本の公教育像を再考する—」『〈教育と社会〉研究』第27号、2017年。
「韓国学園27年の昔今」『マヌル（日本語訳）』1974年12月9日。
京都市社会課「市内在住朝鮮出身者に関する調査」1935年。
金泰成「西陣織と友禅染業の韓国・朝鮮人業者について」『民族教育研究』第2号、2001年。
国分一太郎「いつまで青い渋柿ぞ—ある戦後史」日本教職員組合『教育評論』第420号、1982年6月。
高史明「新しい相互理解の回路ひらく」『朝日ジャーナル』、1974年2月22日。
駒込武「植民地教育史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第10号、1991年9月。
坂本清泉「公立朝鮮人学校の自主校移管の問題—市立西今里中学校の場合を中心に—」『大分大学教育学部研究紀要教育科学』3巻4号、1969年。
田中勝信「戦前における在日朝鮮人子弟の教育」『愛知県立大学文学部論集』通巻18、1967年。
朝・日関係京都研究会「京都民族教育 解放後の足跡」『同胞と社会科学』第5号、1989年。
鄭祐宗「在日朝鮮人教育闘争における二重の課題について」『次世代研究者フォーラム論文集』第3号、立命館大学コリア研究センター、2010年。
鄭祐宗「植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開—敗戦後山口県の对在日朝鮮人統治を中心に—」『立命館法学』2010年5・6号。
鄭榮桓「敗戦後日本における朝鮮人団体規制と朝連・民青解散問題—勅令第101号・「団体等規正令」を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』第47集、2009年。
東京都立朝鮮人学校「朝鮮人問題について—都立朝鮮人学校廃校延期についての訴え—」『歴史学研究』第180号、1955年2月。
中島智子「解放直後の京都における朝鮮人民族教育1945～49」『在日朝鮮人史研究』第20号、1990年。

- 中島智子「在日」が「ニューカマー」だった頃』『プール学院大学研究紀要』第45号、2005年。
- 一橋修、蝦名良亮、ロバート・リケット、李焚娘「共同研究 占領下に於ける对在日朝鮮人管理政策形成過程の研究(1)」『青丘学術論集』第6集、1995年。
- 藤原智子「占領期在日朝鮮人教育史—山口県に着目して」『教育史・比較教育論考』第20号、北海道大学大学院教育学研究院、2010年。
- 前田博司「その後の「昭和館」」『山口県地方史研究』第68号、1992年11月。
- マキー智子「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一容態」『日本の教育史学』第55集、教育史学会、2012年。
- マキー智子「在日朝鮮人教育の歴史—戦後日本の外国人政策と公教育—」北海道大学博士論文、2014年。
- マキー智子「外国人学校制度」創設の試み—日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索—」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第118号、2013年。
- 森田恭介『日本人教師が辿った在日朝鮮人教育 戦後(大阪)史(一)』朝鮮資料研究所資料叢書第1集、発行年未記載。
- 梁永厚「大阪における四・二四教育闘争の覚書」『在日朝鮮人史研究』第6号、1980年6月。
- 梁永厚「大阪における四・二四教育闘争の覚え書き(2)」『在日朝鮮人史研究』第7号、1980年12月。
- 梁永厚「大阪における朝鮮人学校再建運動—1950～1953」『在日朝鮮人史研究』第8号、1981年6月。
- 李珍珪「在日朝鮮人の教育」『平和と教育』第2号、1952年11月。
- 李珍珪「在日朝鮮人教育の現状はどうなっているのか」『平和と教育』第4号、1953年1月。